六　見返資金

(1)　ガリオア及びイロア輸入による見返り円

（一九四九年四月一日SCAPIN一九八八）

ガリオア及びイロア輸入による見返り円

（一九四九年四月一日SCAPIN一九八八ESS／EX）

一、日本政府は昭和二十四年四月一日付を以て、日銀内に日本政府名儀で日本安定のため米国援助見返り資金（以下資金と呼ぶ）特別勘定を設置し、米国より日本に与えられた米国援助の米国政府にとってのドル価格（加工、保管、輸送その他の付随サーヴィスの価格を含む）と等額をこの勘定に日本円を以て預金するものとする。

二、連合国総司令部は随時米国援助ドル価格を日本政府に通報し、又日本政府は之に基いて総司令部より日本政府に指示された交換率又は為替レートによって計算された等額の円を資金に預け入れるものとする。

三、日本政府は総司令部によって承認された額と目的においてのみ資金から引出しをなすことが出来る。

四、日本政府は最高司令部に対し、資金の如何なる使用の希望についても、各別の具体的な案を提出しなければならない。これ等の案を準備するに際して日本政府は国内の通貨財政の安定、輸出の促進、其他一九四八年十二月十九日付最高司令部より総理大臣宛の書簡に規定されたところの、諸目的の緊要性を考慮に入れなければならない。これ等の目的達成のために、右の案は国の負債、特に日本銀行其他の金融機関引受の債務の効果的な償還の必要性というものを充分考慮し、且かかる措置と公私企業の資本並びに信用に対する正当な需要とを調整しなければならない。日本国政府がこの資金から許されるところの支出は、一般的には、政府の通常の歳入や日本国民の貯蓄或は又、現存の信用資金によって賄い得る支出に代替するものであってはならない。この資金からの引出しは、能う限り明確に規定された利子並びに償還計画にしたがって、この資金に返還し得るようにせねばならない。然し乍らこの原則は、より一層日本の安定及び輸出量に貢献する他の範疇の引出しがあればこれを妨げるものではない。

五、資金よりの引出準備申請の許可、制限、不許可に当っては、日本政府日本銀行その他金融機関による予算、通貨及び金融統制の分野における予め立てられた目標の達成度の如何を考慮するものとする。更に見返り資金を民間並びに公共投資計画に用いるという日本政府の申請は、投資先が合理化と経済安定の具体的計画に寄与する程度によって、考慮される。

六、連合国最高司令部と日本の適当なる機関との本覚書の限度内における折衝が許可される。

出所　大蔵省資料Z六〇一―二三七。

(2)　援助資金について（昭和二四年四月大蔵省渉外部）

援助資金について

一、援助資金に関する公式指令（四月一日付）の解釈及びこれが運用等についての諸問題につきドッヂ・ミッション随員（マクダイアミッド氏）及び総司令部財政課長（リード氏）に問合せたる所、大綱については、指令に示されている如くであって、その具体的問題については、未だ明らかならざる点も多く、且、総司令部財政課（リード氏）では、何等公式意見を述べる段階に至っていないことが明らかである。

二、右の状況に鑑み、国会における質疑等に際しては、指令の範囲内において適宜慎重且抽象的に答弁されること可然と存ぜられる。

三、御含み迄、本日迄に知り得たる要点を述べれば左の如くである。

(一)　基本的構想

先方の基本的構想として推察される所は予算を全く均衡せしめ、金融についても一般にディスインフレ的な態度をもって臨み、援助資金の運用によりこの間の緩緊を調節する挺子とし度いというに在るものの如くである。

(二)　機構

先方の考え方は綜合資金計画については現在の如く安定本部で扱うべきも、援助資金の管理は大蔵省というにあるものの如くである。

その場合、産業各省との関係をどうするか、委員会の如きものを設置するか其の具体的内容は先方では特に考えておらず、日本側の発意をまつ態度である。

（産業資金として企業に貸付ける場合は後述）

(三)　運用方針

(イ)　運用方針について、例えば国債償還を先にするか、国債償還と産業資金との振り分けをどうするか等の根本問題については、何等固定的な方針はなく弾力的に考えるというに在るが、リード氏等からうける感触からいえば、国債の償還を主とするようである。その上で、信用政策の運用をはかるというにあると認められる。

(ロ)　尚右に関する問題として、左記御含み迄

日銀所有国債を買上げればデフレとなるが、それだけ日銀が貸出を行うか、又は市中手持国債を買えばトントンとなる。唯市中手持国債の多くは日銀借入金の担保となっているから、市中は国債を日銀に売却すればそれだけ自動的に日銀借入金の返済を要することとなる。この場合日銀の信用政策による調節が重要なる要素となる。

(四)　国債償還について

(イ)　国債償還は、日銀手持のみならず市中金融機関手持分をも対象とすることは指令にも明らかであるが、原則として何れを先にするか等について固定的な方針はなく、政府の申請に俟つとのこと。但しリード氏によれば先ず復金債償還が、償還期早き関係上第一に取上げられるであろう。

（尚復金債償還の方法についてはリード氏は交付公債でゆく方式が最善と考えられるが、他の良案あらば研究せんとのこと。）

(ロ)　前記とも睨み合い、国債償還の方式及び日銀手持国債を償還した後の処理は、一に弾力性ある信用政策にかかるものと考えられる。目下の処は固定的な考えはない。

(ハ)　国債を本資金が買入れた後の処理についてはマクダイアミッド氏はこれを消却する意向であるが、リード氏はこれを手持し、状況に応じ更に他に売却することも考えられるとのこと。

(ニ)　公共事業費等への使用について

指令にも在る如く、他の方法で出来ない使途に使うとの建前であるから、公共事業費の不足を本資金でカバーするとの考え方は認められない。例えば水利事業の如く一般的な支出には本資金は不要であって、具体的な生産の障害となっている隘路の打開のために使われる。但しボーダーケースとして土地改良費の如きは慎重に研究すべきであろうとのこと。

(ホ)　産業資金に使う場合について

(イ)　全体の考え方としては産業資金は一般の金融でゆく建前であって小口のものなどは一般の金融でゆく。指令にもある如く他の方法で調達出来ぬものであって而も輸出増進その他生産増強上必要欠くべからざるものについて主要なる生産の隘路となっているものを打開するために必要であって市中金融で賄い得ぬ特定の場合に限られる。償還可能性については資金の供給により生産が増加することとなり長い眼でみれば償還出来るというものに使われる。従って指令の示す如く償還計画を必要とする。

(ロ)　赤字金融、運転資金の貸付に使用することは勿論絶対に不可である。

(ハ) 貸出の機構については、具体的構想を練りつつあるようにも思えるが、大体の方向については、政府が貸出の主体となることについては先方の考え方は一致しておる。但し、マクダイアミッド氏は金融機関を政府の代理として使うことも、新な機関を設立することも考慮の対象においているが、リード氏はこれらを排し政府直接その衝に当るべく（大口のもので件数も少いとの考え方に立つ。）このため特に新なスタッフを要しないとさえいっている。

(ニ) 尚復金の機構を利用することは不可と決定された由

貸出の対象は、前述からも明らかなように、キイ・インダストリーであって、生産増強上特に支障ある特別の場合に限られるべく、従って大口の特定のものということになろう。従ってリード氏は貸付対象はせいぜい百件位と履んでいる。これに対しマクダイアミッド氏はもっと多くの件数を予想している如くである。（石炭が問題との質問に対しリード氏は少数の会社を厳選し例えば最も生産に寄与する十社を選べば可との如き思い付きを示した。）従って小口のものは一般金融でゆくとの考え方ともなる。

(ホ) 貸出についても個々に具体的計画を付して、承認を申請する要がある。

(ヘ) 援助資金活動の時期

(イ) 何時から動くか、については援助物資払下後十五日後に貿易資金に対し資金を繰入れ、本資金に対しては、大体一ヵ月毎に貿易資金から繰入れることを予定しており従って早くも五月上旬になって、資金が繰入れられることとなる見込である。それが、何時から、どれだけ使用しうるかは未だ見込がたてられない。唯リード氏の言によれば、溜った資金を固定化する考えはなく、資金の余裕があれば国債償還に使うこととし尚短期証券に運用するなら考えてもよいようである。

(ロ) 第一・四半期の見込としては、二ヵ月分として一、七五〇億の四分の一の三分の二即ち約三〇〇億程度と考えられる。これを第一・四半期内にいくら使うかは、明らかでない。産業資金として使いうるのは六月からであろうとのこと。

(ハ) 資金の繰入について

(イ) 前記(ヘ)の(イ)の外、物資が、ガリオアかイロアかの識別等の手続は先方で検討中であり、何れにせよ指令にもある如く司令部から、ドル価格と換算率が示される。できればシップメント毎に、政府に報せ度い。

(ロ) その場合、貿易資金、一般会計、本資金の関係については、先ず本資金と一般会計とは直接関係なく、三者間の決済はその都度とせず一月一回というようなことでよいのではないか、とのこと。

(ホ) その他

(イ) 日銀の特別勘定はリード氏は一般の国庫金同様に運用することを考えていたが、指令の文章によれば国庫金としての綜合運用は不可と解せられる。かように区分されれば、一時短期証券に運用することも考えられるのではないか。

(ロ) 船舶公団の新造船建設資金については今後の新造船は船主が建設を希望する限り船主の負担において行うべきであり国（公団）がもつことは不可との考え方である。その場合本資金から船主に対し貸付けることは考えられぬではないが、公団に対し貸付けることは認められない。

出所　大蔵省資料Z六〇一―二三七。

(3) 米国対日援助見返資金運営要領

（昭和二四年四月一二日閣議決定）

米国対日援助見返資金運営要領

一、米国対日援助見返資金の運用計画は、綜合資金計画の一環として、経済安定本部がこれを定める。

二、本資金の運用計画は年間計画及び四半期別計画として作成する。右の運用計画は目的別に区分し、更にできる限り具体的なものとする。

なお産業投融資については原則として企業別に細分した計画とする。

三、大蔵省は対日援助見返資金を管理し、経済安定本部の定める運用計画に基き、資金を運用する。

但し大蔵省は本資金の運用に当り予算執行上必要な調整を加えることができる。

右の運用にあたり運用計画に大きな変更を必要とする場合には経済安定本部は運用計画を修正する。

四、経済安定本部は運用計画の策定にあたり、資金管理者たる大蔵省と特に緊密な連絡を保つ外前各号の運用計画の策定に関し諮問し、及び運用計画に基く資金の運用に関し報告を受けるため、経済安定本部に関係諸官庁の担当官を以て、援助資金運用協議会（仮称）を設ける。

（註）経済安定本部は本資金の運用計画につき連合国最高司令官の承認を受けるものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

(4) 援助資金による国債償還（昭和二四年四月二六日大蔵省）

援助資金による国債償還（昭二四、四、二六）

一、償還は買入消却の方法による。

二、買入価格は金融機関再建整備法の確定評価基準の価格とする。

三、昭和二十四年度においては日銀所有の国債は償還しないものとする。

四、日銀以外のものの所有国債は昭和二十四年三月末日現在高に按分して償還するものとする。

五、本年三月二十八日現在国債分布状況は別表1の通りである。

六、昭和二十四年度に仮に二百億円の既発国債の償還があるとして本案による所有者別償還額はその所有高の十分の一となるから概略左の通りとなる。

銀行及信託会社	八五億円
預金部簡保其他政府	五三
農中	一二
生保	五億円
金庫（農中を除く）	一・四
無尽	〇・五
農業組合	〇・四
信用組合	〇・一
損保	〇・一
地方公共団体	〇・一
社寺その他法人組合	一・六
貯金局長貯蓄組合	一
個人	〇・二
閉鎖機関及在外金融機関	一〇

七、尚右案では個人等にも償還することとなるが、（例えば郵便局の窓口を通ずる等の方法をとるとして）技術的にうるさい問題を生ずるので、本年度はとりあえず現在の登録分だけを償還することとするのも一案である。

別表1　国債の分布状況

（昭24.3.28現在）　（単位　円）

都市銀行	46,011,766,605.60
地方銀行	38,248,822,009.63
信託会社及信託銀行	1,182,921,980.00
生命保険会社	5,339,362,780.28
損害保険	121,713,357.20
無尽	547,080,900.00
農中	12,461,137,370.00
その他金庫	1,493,441,168.13
農業会及農協組合	473,384,395.00
信用組合	142,896,030.00
閉鎖機関及在外金融機関	10,957,846,251.07
日本銀行	60,751,406,893.12
(短資担保)	11,300,310,000.00
預金部	51,255,372,720.00
預金部以外政府	2,528,197,608.00
地方公共団体	162,905,959.87
旧外地公共団体	14,663,700.00
社寺及その他法人組合	1,619,172,072.54
個人	235,877,577.45
貯金局長貯蓄組合	1,072,809,365.00
小計	245,989,603,427.89
証券	12,047,052,398.00
合計	258,036,655,825.89

八、日銀手持復金債償還金により市中手持国債を買入れる場合は時価を原則とし且買戻条件付とする。

別表２　金融機関の国債保有高（額面）（昭24.4.28調）

（単位　百万円）

現在年月日	機　関	五分利	四分半利	四分利	三分六五利	三分半利	割引	合　計
24.3.31	日　銀	43		344	11,838	48,420	45	60,690
23.9.30	特　銀	419		740	259	1,790		3,208
〃	十大銀	4,019		6,176	6,684	19,628		36,507
〃	地　銀	1,550		3,883	3,340	22,259		31,032
24.3.31	預金部	1,773		1,240	5	44,517	6	47,541
24.4.25	金　庫	1	4,276	703	45	9,513	158	14,696
23.9.30	無　尽	7	456	20	1	312		796
23.4.30	信　組	23	13			860	7	903
計		7,835	4,745	13,106	22,172	147,299	216	195,373

出所　大蔵省資料Ｚ五二六―五―一四。

(5)　米国対日援助見返資金の考え方案（一般的基準）

（昭和二四年五月一〇日閣議了解）

米国対日援助見返資金運営の考え方案（一般的基準）（経済安定本部）

第一、本資金運営の一般方針

一、米国対日援助見返資金はその特質に鑑み国内の通貨及び財政の安定、日本経済の再建復興及び輸出の振興のため特に緊要と認められる用途に限り運営する。

二、国債の買入償還による通貨の調整と公私企業への投融資とは妥当なる調和を保つものとすると共に投融資に当っては経済復興計画の要請する最重要の需要を充たす如く配慮する。

三、公企業については政府又は地方公共団体の通常の歳入によって賄うべき資金は本資金の運営対象とはしない。

四、私企業については蓄積による自己資金及び通常の資金調達方法によって資金が得られると認められる場合は本資金の運営対象とはしない。

五、本資金の投融資はその投入により日本経済全体の均衡のとれた生産力の拡充、設備の合理化等の効果を有効に発揮する見込が確実であって且つ償還の確実な場合に限りこれを行う。

第二、本資金運営の対象

一、国債の買入れ又は償還

(1)　国債の買入れ又は償還にあたっては、通貨金融の状況を勘案し、日本銀行が行う金融操作と密接に関連せしめ、円滑なる金融政策の遂行に資するものとする。

(2)　買入れ又は償還すべき国債の銘柄については、復金債償還のための交付公債を最優先とするが、その他のものについては現在の金利水準との関連、一般金融の運営状況を考慮して具体的に選定するものとする。

二、企業投融資

本資金の企業への投融資にあたっては、概ね左に掲げる如き範囲のものから具体的にこれを選定するものとする。

(1)　日本経済復興の為特に緊要な基幹産業に属する企業

(2)　食糧増産のため特に緊要なもの

(3)　輸出産業又は国内資源の活用により輸入の節減に役立つもの

(4)　前記産業の関連産業として特に緊要なもの

(5)　勤労者住宅

(6)　国営及び公営企業で特殊な事情のあるもの

第三、資金運営の形態

一、公企業

(1)　国営企業へ資金を供給する場合には、原則として国債の引受けの方法によるが資金の性質によっては使用を認めうる建前とする。

(2)　公営企業に対し資金を供給するには原則としては貸付の形式による。

二、私企業

(1)　私企業に対する資金の供給は原則として各個別企業について貸付け又は社債引受の方法による。

(2)　農林水産業又は輸出産業その他の中小企業を対象とする場合には、農林中金、興銀、商工中金等に対し金融債の引受け若しくは貸付の方法によりこれら金融機関に資金を供給し、これらの金融機関はその責任において所定の目的に従い貸付を行う。

第四、運用の条件

(1)　貸付等の利率は原則として一般の金利に準ずるものとするが、公企業その他特定の企業については、国債金利を下らざる限度において特別の考慮を払う。なお金利については固定的なものとせず一般の金利水準の変動に従い変更するものとする。

(2)　貸付等の期限は原則として十年以内とし、特別のものについては、具体的場合に適当に定める。貸付金の回収については特に確実を期するものとする。

(3)　返済方法は定期償還又は割賦償還の方法による。

(4)　担保は原則として徴する。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇―七七。

(6)　一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要

（昭和二四年五月一〇日閣議了解）

一九四九年度対日援助見返資金企業投資計画要請の概要

（二四、五、一〇E・S・B）

一、最優先に採上ぐべきもの

㈠　日本経済復興のため特に緊要な基幹産業に属する企業

石炭　鉄鋼　電気　海運

㈡　食糧増産のため特に緊要な企業

肥料　農業　水産業

㈢　輸出産業又は国内資源の活用により輸入の節減に役立つ産業乃至前記㈠㈡に掲げる産業の関連産業でその復興が上記産業の復興に重要な影響を有する産業に属する企業

石油　鉛、亜鉛　硫化鉱　鉄鉱　金　硫黄　マンガン　黒鉛　繊維　重要機械　化学薬品　陸運　港湾施設　輸出産業等中小企業

㈣　産業再建上不可欠な勤労者住宅

㈤　公営企業で特殊な事情にあるもの

上下水道

二、一、に準じ採上ぐべきもの

鉛、亜鉛　硫化鉱　耐火粘土　炉材硅石　鉄鋼　軽金属　重要機械　セメント　化学薬品　塩　陸運　港湾施設　林業　水産業　外人貿易業者用ホテル施設

三、予算措置として採上ぐべきもの

国有鉄道　通信　国有林野

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

(7) 援助見返資金運営手続大綱（未定稿）

（昭和二四年六月二日理財局見返資金課）

援助見返資金運営手続大綱（案）（昭二四、六、二理見）

第一、援助資金運用計画の区分　①

一、援助資金運用計画はこれを左の四部門に区分し年間及び四半期毎の計画として作成する。

(1) 公企業に対する投融資及び資金使用
(2) 私企業に対する投融資
(3) 国債の買入れ及び償還
(4) 資金操作のためにする余裕金運用

第二、援助資金運用計画の作成

一、公企業に対する投融資及び資金使用

(一) 公企業に対する投融資及び資金使用年間計画は予算の定める所による。

(二) 公企業に対する投融資及び資金使用四半期計画については、当該公企業を所管する省庁は予算の範囲内で当該公企業の資金繰りに基き大蔵省に対し四半期別需要見積書を提出する。

二、私企業に対する投融資

(一) 各省各庁はその所管に属する事業のうち援助資金を需要すべきものにつき年間及び四半期別の援助資金需要見積書を作成して経済安定本部に提出する。

右の需要案は各々の事業につき個別的に定めるものとし各々の事業につき資材所要額並びに配当額、生産増加計画額その他参考となるべき事項を付し、且優先順位を付するものとする。

三、援助資金運用計画案

(一) 経済安定本部は生産、輸送、資金等の綜合政策の見地より年間及び四半期につき、援助資金運用計画案を作成する。

(二) 右の運用計画案は、援助資金運用需要額を公企業、投融資、私企業投融資、国債償還及び余裕金運用の四部門に分ちその総額を記するものとする。

(三) 右運用計画案のうち

(イ) 私企業投融資部門について経済安定本部は前記二の(一)により各省庁より提出せられた援助資金需要見積書を生産、輸送、資金の綜合的見地より具体的個別的に検討し、各々事業計画についての優先順位を付して業種別企業別にこれを定めるものとする。

(ロ) 公企業投融資部門について経済安定本部は予算及び前記一の(二)の見積書を基礎としてこれを作成する。

(ハ) 国債償還部門については経済安定本部は綜合資金計画の見地より他の諸部門との関連に留意しつつこれを作成する。

第三、援助資金運用計画の決定

一、経済安定本部は前記第二の三の援助資金運用計画案を大蔵省に提出する。

二、大蔵省は資金管理者の見地より右の計画案を検討すると共に予算執行上必要なる調整を加え援助資金運用案（四半期別計画について国内法的には支出負担行為計画）を作成の上閣議の了解を経てこれを司令部に提出し援助資金の解除を申請する。

三、司令部より解除申請の承認があったときは援助資金運用計画は決定したものとなる。

第四、援助資金の具体的運用

一、援助資金運用計画の決定があったときは大蔵省は運用計画の範囲内において援助資金の運用に当る。

二、公企業に対する運用については当該公企業は大蔵省に対し借入又は公債引受の申込をなし大蔵省は当該公企業の資金繰り資金使用状況等を審査の上貸付又は公債引受をなす。

三、私企業に対する運用については、当該私企業は日本銀行を経由して大蔵省に対し借入の申込をなし、大蔵省は当該私企業の資金繰り資金使用状況等につき日本銀行の意見を参酌して貸出を具体的に決定する。

四、私企業に対する貸付をなすについて大蔵省は日本銀行に委託して貸付管理回収の事務を取扱わせる。

五、国債に対する運用又は国債の償還については大蔵省は具体的案件を定めてこれを実施する。この場合その事務は日本銀行をしてこれに当らしめる。

欄外　ペン書記入
①　未定稿

出所　大蔵省資料Z五〇六―三。

(8) 見返資金運営手続に関するリードとの折衝について

（昭和二四年六月一四日理財局見返資金課）

見返速報第二号（理、見返、六、一四）

一、運営手続の件（リード氏と打合）

省議決定により安本との了解成立し、六月十三日右運営手続大綱案をリード氏に提出（大蔵省渡辺財務官、大島見返課長、安定本部西原次長）趣旨につき了解を得たが、その際明らかとなった点の主要なるもの左の通り。

(一) 原案によれば四半期別計画につき安本が各省の事業計画についての要求を具体的に検討してこれをまとめ、大蔵省は解除申請を出すこととなるが、右解除申請は毎月分につき具体的に提出するを要する。

(二) 毎月の解除申請を出すにつき融資をなそうとする企業の資金繰り等につき日銀の意見を予め参酌する等結構であるが司令部としては左の諸点を具体的に検討することとなるから、解除申請については資金繰り等の外これらの諸点がすべて具体的に検討されたものであることを要する。（本項は予てのラインを再確認した形であるが念のため）

(イ) 各事業計画の緊要度

(ロ) 当該事業計画完成に要する期間

(ハ) 当該事業計画により生ずべき生産上の効果

(ニ) 資金繰りその他を勘案してみたる償還可能性

これがため解除申請をなすについては、例えば電力開発計画につき各地点別の優先順位を付し、所要資材、原料、過去及び将来の生産費等に関し十分の資料を用意して計画の可否を検討しなければならない。

(三) 予て提出中の政令案、省令案等は右に従い修正を要する個所があれば修正して提出され度い。（本項についてはなるべくその趣旨に添うよう至急検討の上手続することと致し度い。）

(四) 解除の申請は一月毎になされるが、長期にわたる計画については予め当該事業（プロジェクト）の全体につき了解を得ておくこととなる。了解を得たプロジェクトについては、二ヶ月目からは工事進捗度、資金繰り等を審査の上月別の解除申請を出すこととなるから、審査手続は簡易に処理しうると思うが、事情の変更があれば、中途において打切ることもある。

(五) 以上に鑑み、リード氏は最初の計画及び申請は能う限り最少限度にスタートすべしとの点を強調した。

(六) 国債売却、余裕金運用等のオペレーションはどこで決定するか。（計画の範囲内で、大蔵省がやることにつき異存なし。）

(七) 尚その際リード氏より社債に運用する余地及び買入れたる社債を市況により売却する可能性を示唆したことを付記する。

出所　大蔵省資料Z五〇六―三。

(9) 見返資金よりの産業設備資金直接投資見込額決定に伴う長期資金供給方策について（未定稿）

（昭和二四年六月二一日銀行局）

見返資金よりの産業設備資金直接投資見込額
決定に伴う長期資金供給方策について（未定稿）

（昭二四、六、二一銀行局）

見返資金よりの産業設備資金直接投資見込額が三五〇億円と決定されたことに伴い、本年度必要とされる長期資金の調達については次の措置が考えられる。

一、自己資本の増強

(イ) 増資、証券市場の円滑なる運営を確保することにより年間二五〇億円の増資を確保する。

(ロ) 社債、復金債の償還に伴い、銀行は資産の流動性を確保する見地から積極的に社債に買向う気運を生じて来ているので年間一〇〇億円の消化を確保する。

(ハ) 社内留保及個人資金年間三五〇億円を期待する。右により年間七〇〇億円の自己資金を調達する。

二、金融債

(イ) 興銀債　十月頃倍額増資をすることとすれば発行限度は二〇〇億円となり三月末発行高二三億円であるから、一七七億円の発行余力を有することになる。

(ロ) 勧銀債　関係方面では同行の増資等を前提として考究中の模様で発行出来るようになるかどうか結論に達していない。一案によれば、五億円増資として一〇〇億円の発行が考えられる。

(ハ) 農林債券　発行余力は一九億円である。再建整備で債券発行はやらぬことになっておるが、之をやらしてもらえれば、後述する如く預金部で消化力がある。

(ニ) 商工債券　発行余力は一四億円であるが前者と同様の問題がある。右の問題が全面的に解決されれば年間三一〇億円を金融債で調達出来ることになる。

三、預金部

本年度の融資可能額は約五五〇億円と見込まれるが、これに対する長期の公共資金需要としては、地方起債の二三三億円が予定されるのみであって三〇〇億円程度の余裕金を生ずることになる。

之に対し関係方面は

(イ) 一般会計から受入れをして居ること

(ロ) 郵便貯金の増加がこれ以上となれば民業圧迫となること

(ハ) 融資先は有利というよりは確実でなければならぬこと

(ニ) 一定の金融債だけを持つことは不公正であるということ

等々で、産業資金への投融資を認めることに難色を示しており、毎日増加する余裕資金を抱えて赤字を出している現状にある。

この点が解決すれば、社債引受三〇億円、金融債引受九〇億円、その他一八〇億円の長期資金に運用が可能である。

四、融資規制

銀行は財政債務金と預金増加額の合計額の一定%（例えば一五%）の範囲内で、経済復興のため緊要な産業の設備資金、その発行する社債への投資、又は金融債の買入等にその資金を運用しなければならないこととすれば、約二七〇億円の長期資金供給が可能となる。（但し、社債及び金融債の発行を右のように予定すれば、殆んどその消化に充当されよう。）

尤もこれに対しては

(イ) 金融を正常化するというドッヂラインに照して難色がある。

(ロ) 日銀政策委員会にも異論がある。

(ハ) 最近の金融情勢は、銀行が貸そうとしても、優良な融資先がなく資金に余裕を生ずるといった現象を一部に呈しており、又復金債及国債の償還に対しては、社債、金融債を保有しようとする気運がおこっている際、金詰りを打開するには、丙種産業に対する融資制限の如きも撤廃した方がよいのではないかという考え方も強くなっている。

従って、この際融資規制を強化するという行き方自身に問題があり、その実現は極めて困難視されるものがある。

五、結論

右による、長期資金調達の限度は種々の懸案の解決を前提として一、二五〇億円であり、見返資金よりの直接投資見込額三五〇億円を加えて、一、六〇〇億円である。

(10)　見返資金に対する第一次繰入れ

（一九四九年六月二九日ESSセクションメモ）

見返資金に対する第一次繰入れ

（一九四九年六月二九日大蔵省宛ESS／FIN）

一、連合国総司令部の日本国政府に対する昭和二十四年四月一日付覚書、AG〇九一、三一（昭和二十四年四月一日）ESS・EX・SCAPIN一九八、件名、ガリオア及びイロア輸入による見返り円、参照。

二、通商産業省提出の昭和二十四年四月分米国対日援助物資受領報告書は、審査の結果、不完全且不正確なことが判明した。よって四月中の米国の対日援助の結果日本に到着した物資の正確な額を決定するため再審査を行う迄の間、暫定的措置として当該援助による百億円（一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の金額を米国対日援助見返資金に繰入れ方を日本政府に命ずる。

右繰入れは本覚書受領後四十八時間以内に実施さるべく、大蔵省は右繰入れ実施と同時にその報告書を経済科学局に提出しなければならない。

上記繰入れ額はガリオア並びにイロア資金輸入物資の到着実績に就き再審査及び決定を終えた上、五月中到着した物資の分の繰入れ額を増額乃至減額して修正することとする。

出所　大蔵省資料Z六〇一一三七。

編注　本文書は六月二一日付の謄写印刷に対してメン書きの訂正が加えられたもの。

出所　大蔵省資料Z五二六一五一五。

(11)　見返資金による電気通信公債の買入れ並びに日本国有鉄道への貸付及び同資金の七月分振替

（一九四九年七月二二日ESSセクションメモ）

見返資金による電気通信公債の買入れ並びに日本国有鉄道への貸付及び同資金の七月分振替

（一九四九年七月二二日大蔵省宛ESS／FIN）

一、FCO一八八四・四九／FI／CF-1、昭和二十四年七月二日付。大蔵省覚書。件名、見返資金の資金による電気通信非業特別会計の発行する公債の買入れ、及び日本国有鉄道への貸付申請、並びに、FCO一八八五・四九／FI／CF-3、昭和二十四年七月二日付、大蔵省覚書。件名、援助資金の電気通信特別会計及び日本国有鉄道への七月分の解除申請、参照。

二、FCO一八八四に提示された条件の下に、見返資金より電気通信公債買入れのために本会計年度に百二十億円を解除する計画及び日本国有鉄道への貸付として百五十億円を解除する計画に異存はない。

三、昭和二十四年七月分として電気通信公債買入れの為、見返資金から十二億七千二百万円を解除すること及び日本国有鉄道への貸付の為、見返資金から五十六億一千九百万円を解除することに異存はない。

四、昭和二十四会計年度において第二項に規定された限度内において、見返資金の資金を電気通信公債の買入れ及び日本国有鉄道への貸付に、解除を申請する月別の計画は、同資金の実際の解除に先立って、審査の為、経済科学局、財政金融課に提出せねばならない。

出所　大蔵省資料Z六〇一一三六。

(12) 新造船に対する見返資金の貸出条件について

（昭和二四年八月二日閣議了解）

対日援助見返資金の海運融資条件について

我国経済自立上緊急必要とされる外洋大型船建造の為に対日援助見返資金より融資することは承認せられたが（本年度約七〇億円）融資の条件（金利、貸付期間等）未決定の為船主は採算のみきわめがたたず、又市中金融機関との交渉についても難点があり新造船建造の具体化に多大の支障を生じている実情にあるから左記考慮の上至急海運に対する融資の条件を決定するよう御取運び願いたい。

記

一、対日援助見返資金より融資を仰ぐ船舶は他産業と異り専ら外国船との競争関係におかれるものであり而も世界の海運国は外洋船に対しては低利、長期資金の供給等種々の助成策を講じているにかかわらず、現在我国は一切の助成策をとることの出来ない事情に鑑み、金利を年六分とせられたい。

二、船舶建造資金は長期に固定するから貸付期間は二十年、少くとも十五年とせられたい。

三、海運については対日援助見返資金は所要資金の半額となっているから、半額は一般市中金融機関よりの融資にまたざるを得ないが、市中金融機関の融資はその性質上長期の貸付を許さないから対日援助見返資金よりの融資は据置期間を少くとも三ヶ年認め、その期間内に市中金融機関よりの借入金に対する優先弁済を認められたい。

〔参考資料〕

新造船資金の金利について（運輸省海運局）

一、我国経済の特性上貿易は常時入超の趨勢は免れず、国際収支のバランスは今後とも主として海運収入によって改善されなければならない、然し乍ら船舶の喪失により外洋に就航しうる適格船は極めて僅少であって（別紙一）我国経済自立の促進上当面緊急に必要とされるものは外洋大型船である。

二、外洋船の建造貸付資金に関する償還能力は世界海運市場に於ける競争力如何に懸っている。

三、従って主要海運各国は何れも船舶建造について助成策を講じている。（別紙二）（省略―編者）

四、我国に於ても従来船舶建造融資利子補給及び損失補償法によりこれが保護助成政策を採って来た。（別紙三）

五、然るに戦後我が海運に対する助成が世界各国に対して与える影響並に我海運のおかれている地位等に鑑みこれに対する助成は行わない方針である。

六、世界海運市況は目下戦後の好況を脱し急激に下落の方向を辿っている。（別紙四）（省略―編者）

七、現在我国に於ける船舶建造資金に対する利子は著しく高金利である。従って見返資金を含めて現在の金利を肯定すると金利負担は輸送原価の約三割に近い部分を占めることとなりこれでは種々の助成策を以て保護せられている諸外国の海運との競争は極めて困難である。

八、金利と船価及びチャーターマーケットの関係を示すと別紙五（省略―編者）の通りである。

九、結論として船舶建造に充当せられるべき見返資金の金利は現在迄に実現したものの最低である五分五厘程度とされることを希望する。

別紙一

現有船腹及び輸送計画の大要

一、物資輸送従事船腹（昭和二十四年五月一日現在）

(イ) 貨物船　六五四隻　一、二〇一千総屯　一、八二三千重量屯

(ロ) 油槽船　八七隻　一九二千総屯　三〇三千重量屯

合　計　七四一隻　一、三九三千総屯　二、一二六千重量屯

二、外航配船可能船腹（昭和二十四年六月一日現在）

(イ) 貨物船

(1) 総船腹　六四隻　四一〇千総屯　六三四千重量屯

(2) 右の中戦時標準型船船腹　四七隻　三一九千総屯　五〇八千重量屯

(1)の約八〇%

(ロ) 油槽船

(1) 総船腹　一四隻　一三三千総屯　一九八千重量屯

(2) 右の中戦時標準型船船腹　一三隻　一二六千総屯　一八七千重量屯

(1)の約九四%

(註) これらの戦標船は国際満載吃水線条約の定める規格に不適格であるので、その配船に対し現在英国等より強い抗議が出されている。

尚(イ)(2)の中二一隻一四六千総屯二三一千重量屯の船腹については燃料庫容積の拡張工事（約三週間を要す）が必要である。

(ハ) 太平洋横断可能貨物船船腹

(1) 在来船　三隻　二七千総屯　三〇・八千重量屯

（永川丸、有馬山丸、高栄丸）

(2) 戦後新造船　三隻　一三千総屯　二一千重量屯

（陽光丸、高和丸、ぱしふぃっく丸）

合　計　六隻　四〇千総屯　五一・八千重量屯

(3) 他に油槽船として在来船サンチェゴ丸（七・二千総屯一一千重量屯）一隻

三、昭和二十四年度汽船輸送計画

(イ) 国内航路　一六、八五〇千屯（内石炭一〇、一〇〇千屯）

(ロ) 対外航路　三、〇〇〇千屯

(1) 輸　出　一、三四七千屯（内石炭　一、〇八〇千屯）

(2) 輸　入　一、四九七千屯

（内　仏印、樺太の石炭　二八五千屯
　　比島、マレー、印度の鉄鉱石　六四〇千屯）

(3) 米軍物資　一五六千屯

四、昭和二十四年度油槽船対外輸送計画

輸　入　六五万竡

別紙三

船舶建造融資利子補給及び損失補償法（一九三九年公布）について

一、制度の概要

1、本法は一九三〇年以来予算外国庫の負担となるべき契約により政府と銀行間との契約により実施していた海事金融助成策を整備し立法化したものである。

2、本制度は主務大臣の指定する船舶の建造又は買受に要する資金の融通をなす金融機関に対し契約により補給金を支給し且融通に因って受けた損失を補償することにより船主に低利、長期の金融の途をひらくことを目的としている。

3、取扱金融機関＝内地に本店又は主たる事務所を有する銀行、信託会社及保険会社

4、融資条件

A　十五年以内の年賦償還但しその期間内に二年以内の据置期間を定めること。

B　原則として当該船舶に第一順位の抵当を設定すること。

C　当該船舶の担保価格は当該船舶の価格の五分の四とすること。

D　貸付利率は年三分七厘とすること。

5、融資限度＝当該船舶の価格の五分の四

6、補給金の限度＝融通資金の未償還額に対し年千分の五の割合に相当する金額。但し大蔵大臣の認可を受けて発行する債券に依る資金にて貸付に充てる場合は該債券の発行者利廻が貸付利率を超えるときはその超過する率に千分の五を加算した割合に相当する金額。

7、損失補償の限度＝金融機関のなした融資の百分の三十。

二、現状

1、昭和廿年十一月廿四日のG、H、Qよりの覚書によって本法の適用を受ける新規の貸付は禁止せられた。

終戦後その時期迄にも実際上新規の貸出はなかったから結局終戦後新規の

貸出は一切ないこととなる。

2、既貸出分に対する金融機関への利子補給金は認められている。

3、昭和十一年の戦時補償特別措置法により金融機関に対する損失補償の条項を適用することを禁止せられた。

船舶建造資金貸付融資総額及未償還額調（二三・七現在）

金融機関別	融資総額	未償還額
日本興業銀行	一、三三、六三二円	三〇、〇三二・三円
千代田銀行	五、五五、000	三、五五六、000
朝日信託銀行	四、五〇、000	六〇、000
神戸銀行	三六二、500	三〇、000
三和銀行	一、四四、000	一、四四、000
計	一三五、六九七、三二	三〇、九三〇、三・三

備考　昭和十四年度の補償金支払の為の予算額は五、五二一、〇〇〇円である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

（13）見返資金の日本窒素肥料株式会社に対する融資等について

（昭和二四年九月二七日閣議決定）

見返資金の日本窒素肥料株式会社に対する融資等について

一、日本窒素肥料株式会社に対し、左により見返資金を融資する。

(イ) 金額　一七〇、〇〇〇千円

(ロ) 利率　年七分五厘

(ハ) 償還期限　昭和二十六年十二月三十一日

二、左の諸企業に対し、総司令部の許可があったときは、総司令部の指示する条件により見返資金を融資する。

三池合成工業株式会社　三二、〇〇〇千円

飯野海運株式会社　二一九、〇〇〇千円

宮崎県　一五五、〇〇〇千円

長崎鉱業株式会社　二一、〇〇〇千円

油谷鉱業株式会社　四二、〇〇〇千円

編注　本閣議決定以降、援助資金貸付については「米国対日援助見返資金の運用及び使用の手続に関する政令」（昭和二四年七月一九日政令第二七六号）第五条に基づき、その条件等につき閣議決定を経たが、個別案件については以後の分をすべて省略した。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

（14）見返資金の復興金融金庫出資交付公債等への使用について

（昭和二四年九月三〇日閣議決定）

一、米国対日援助見返資金の復興金融金庫出資交付公債に対する使用援助資金は左により本年度下半期に償還期の到来する復金債六二、四六七百万円の償還のため復興金融金庫に対し交付せられる国債の買入償却に使用するものとする。

昭和二十四年度第三・四半期	二二、四六七百万円
昭和二十四年度第四・四半期	四〇、〇〇〇百万円
総額	六二、四六七百万円

二、米国対日援助見返資金余裕金による短期証券の一時保有

第三・四半期における援助資金余裕金は援助資金の資金繰り並びに財政、金融状況を勘案しつつ必要に応じ、これをもって食糧証券又は大蔵証券の一時保有を行うものとする。

編注　復金債償還のための交付国債買入れは、昭和二四年一二月二日閣議決定により、「資金繰りの必要上、同計画にかかわらず、第四・四半期使用予定分の一部を第三・四半期に繰上使用するものとする」こととなった（大蔵省資料Z六二〇―七七）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

（15）A型戦標船改造資金を見返資金から融資するの件

（昭和二四年一一月一八日閣議決定）

A型戦標船改造資金の融資に関する件

我が国外航船腹の急速なる増強を図る為、差当りA型戦標船二十九隻（約二十万総屯）の改造に着手することとし、其の所要資金に就ては、総額約六十一億円中本年度所要額三十九億四千六百万円であるが、之が調達に就ては、うち半額は市中調達に依るも残額については、通常の方法に依る調達が困難である為、十九億七千三百万円を限度として米国対日援助見返資金よりの融資を考慮するものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

（16）見返資金による中小企業融資の件

（昭和二四年一二月二三日閣議決定）

見返資金による中小企業融資の件

我が国経済再建に寄与するところ大なる事業を営む中小企業の設備資金融資を促進するため、本年度において見返資金から三億円を融資するものとする。

尚本件資金は留保額中から支出する予定であるから既存の他の計画には変更はない。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

（17）見返資金の中小企業に対する融資要領及び一般的基準

（昭和二四年一二月二三日閣議決定）

見返資金の中小企業に対する融資要領

一、方針

1、輸出の振興等我国経済の再建に寄与するところ大なる事業を営む中小企業の設備資金として見返資金を融資し、もって緊要なる中小企業融資の促進を図ることを目的とする。

2、本措置の実施については、出来る限り取扱銀行の自主性を尊重すると共に、融資手続及び書式等は極力簡素化し、敏速適切なる融資を行うものとする。

3、本措置による融資の条件並びに承認に関する事務は総べて日本銀行がこれを行うものとし、大蔵省は予め司令部の包括的承認を得た金額の範囲内において日本銀行の申請に応じ迅速に資金を交付するものとする。

二、融資対象

1、輸出の振興等我国経済の再建に寄与するところ大なる事業を営む中小企業であって、原則として払込資本金三百万円以下、従業員二百名以内の会社又はこれと同程度の組合とする。

2、融資対象の一般的基準（例えば、業種及び使途等）は、大蔵省が安定本部、中小企業庁等関係官庁及び日本銀行と協議の上決定するものとする。

三、融資条件

1、金額　一件の貸付金額は三百万円以内を原則とし、そのうち五割は見返資金により、残額は取扱銀行の自己資金により融資する。

2、利率　見返資金による分については七分五厘、取扱銀行の自己資金による分については一般貸出利率による。

3、使途　設備資金にして使途の明らかなものに限る。

4、償還期限　最長五年とする。

5、償還方法　元利金の償還は原則として年二回として予め承認された償還計画に従い償還するものとするが、元金の償還については、取扱銀行の自己資金による融資は見返資金による融資に優先して償還されるものとする。

6、担保　本融資に係る設備の他必要に応じ確実な担保を徴する。

7、保証人　確実な保証人を要す。

四、融資手続

1、大蔵省は、各四半期の中小企業融資資金として運用する見返資金額について予め司令部の包括的承認を得る。

右金額は差当り一・四半期三億円とする。

2、本措置による融資を希望する中小企業は取扱銀行に通常の方法により融資の申込をなす。

3、取扱銀行は右の申込を審査の上、適当と認めるものについては日本銀行に申請手続をとる。

4、日本銀行は右申請を審査の上適当と認めるものについては借用証書（大蔵大臣宛）を受領の上、適宜分とりまとめ大蔵省に申達する。

5、大蔵省は右申達に応じ迅速に資金を交付する。

6、大蔵省は本措置による融資の審査、承認、貸付の実行、管理、回収の事務を日本銀行に委託し日本銀行は必要と認める範囲において、その事務を取扱銀行に委託する。

五、取扱手数料

取扱銀行に対し本融資に関する事務の取扱手数料として、見返資金貸出残高の年二%相当額を支払うものとする。

見返資金の中小企業に対する融資要領における融資対象の一般的基準

本措置による融資の対象は原則として左に掲げる業種の中小企業の設備の改良補修等合理化資金であって新規貸出に限る。

(一)　輸出産業

(二)　生活必需物資産業

(三)　重要基礎産業の関連産業

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

（18）見返資金の優先株引受に関する銀行局長と司令部担当官との会談記録

（昭和二四年一二月二二日―二五年一月一二日銀行局）

「リード」氏との会談内容（二四、一二、二二）

十二月二十二日「リード」氏より銀行局長に対し、金融機関の増資と見返資金との関係等に付左の通り内諾があった。

記

一、「ドッヂ」氏と何回も対談した結果自分としては今回興銀その他の銀行に優先株を発行させ、それを見返資金で引受けさせることにしたいと思う。此の優先株の制度は米国式のもので日本には新しい制度だから商法改正等の措置を要するであろう。

金融機関は増資を必要とするが、現在では中々困難であるから例えば興銀が十億の優先株を出し、見返資金がそれを買い、五年とか十年とか合理的な期限内に興銀はそれを買戻するのである。之は正規の資本蓄積により消化される株の外に加わるものであるが、債券発行の際は優先株をも加えた額を基礎に計算し得るものとする。そして債券発行比率の方はあまり大きくするのは不当だから、寧ろ現在の比率を二十倍から若干下げるようにしたい。（例えば十五倍にする）

優先株を発行した銀行が、見返資金に償還する年限は、できる丈短期にしてほしいが、勿論銀行の収益から合理的な配当を行い、積立をやることを考慮した上のことである。米国で一九三四年に復興金融会社がやった時には二―三年であったが、日本は実情が異るから銀行毎に現実に検討してほしい。興銀等の現在の「リザーブ」の状況も資料がほしい。

二、(1)　勧銀に付ては司令部の中でも随分議論したが、本年春日本政府に勧銀をどうするつもりかときいたのに今迄返事がない。だが勧銀の優先株を見返資金が持つことは勧銀が望むなら、自分は異存ない。そうなれば不動産銀行新設の必要はなかろう。

(2)　農林漁業の長期金融に付てもどうしたらよいか長い間の問題であり今迄に幾多の奇妙な提案が出てきたがその優先株を見返資金で持つことにすれば解決されよう。

(3)　商中に付ては見返資金が関与するか否かは若干の問題があるから検討したい。

(4)　一般の商業銀行に付ても、若し銀行が希望するなら債券発行を認め、長期金融をやってもかまわない。こうすれば商業銀行に資金が集っても長期資金が出ないという非難に答えることができよう。九大銀行の優先株を見返資金がもつか否かは之から検討する。

(5)　ほんの思いつきだが興銀、勧銀、農中に付優先株引受をやる場合の試算をすると左の様なことになるが、数字に付ては日本側で充分検討して私の手許に出してほしい。

	現在の資本金	債券発行倍率	債券発行限度	増資額	倍率	債券発行限度	現在に比し限度の拡張額
興銀	一〇億	二〇倍	二〇〇億（一四八億）	一〇億	一五倍	三〇〇億	一〇〇億
勧銀	一〇億	二〇倍	二〇〇億（四〇・五六億）	一〇億	一五倍	三〇〇億	一〇〇億
農中	四億	一〇倍	四〇億（一〇・九億）	四億	一五倍	一二〇億	八〇億

三、此の措置は新しい道を開くことであり見返資金で個々の産業を扱うという厄介な問題につき司令部も大蔵省も強い圧力から解放されるだろう。

金融課の「スミス」氏と相談したが「スミス」の意見では

(1)　興銀が長期金融を独占しないようにすること。

(2)　見返資金がどこの銀行の優先株を持つかは研究したい。

リード氏との会談内容（第二回）（二四、一二、三〇）

十二月二十二日の第一回会談に引続き三十日銀行局長は「リード」と優先株問題に付討議したが、その内容左の通り（今回は「フィリップス」も参加）

一、銀行局長より「優先株制度に付、その後研究したが興銀、市銀のバランスに付考慮すべき点がある。即ち債券発行を認めるとして興銀は一般株と優先株の合計に対し何倍を発行できるとするか、勧銀は優先株丈の何倍という風にするのがよくないかと思う。というのは興銀は貸出先からしか預金がとれないのに、勧銀はどこからでも預金がとれる様になっている。

又勧銀に若干の制限をつけないと、勧銀にフェーバーを与えすぎるといって市銀より文句が出る虞がある」と説明したに対し、

二、「リード」及び「フィリップス」は交々に曰く「設備資金の調達は日本側の問題であると同時に自分等の問題として至急解決すべきものと考えている。今回の提案は新政策に基くのであって一切過去のコントロバシーを忘れ、白紙に還って自由に論議すべきものと思う。興銀一行の問題とせず過去の長い間の経験と有力な専門家を擁する勧銀を活用するのが実際的であり、新たに不動産銀行を作るという非実際的なことは避け度い。亦市中銀行は商業銀行として活動したいものが多かろうが、その中のあるものが若し望むなら彼等に債券発行を認め長期融資をやらしてよい、而して興銀、勧銀、市銀の三者に夫々の案を以て臨むという日本側の案は従来の経緯に拘泥しすぎているのではなかろうか。我々としては金融機関別に解決するというのでなく、簡単で一般的な方針を採用し度い。又預金者は清算の際債券保有者より優先するという規定をおいて欲しい」

三、之に対し、銀行局長より、「御趣旨はよくわかるが、果してマネー・アンド・バンキングの従来のラインとの調整がつくや」と質問した処、「リード」曰く「此の点は司令部の中で、もう少し話合う必要があるが、ロビンソンは債券を出す代りに譲渡可能な長期預金証券 negotiable certificate of long-term certificate を発行し、その利子は債券の利率と同一とし、且発行限度は資本の何倍にするという案はどうかといってきた。此の考に対して君はどう思うか。果して預金証券は市中に売れるだろうか」と問うたに対し、銀行局長

は、「長期預金証券という形をとると、やはり大衆や銀行等に興業債券程馴染がない所に難点がある。日銀が預金証券を興業債券と同一の掛目で担保にとる等、仮に興業債券と同じ優遇措置を講じても、やはり実際問題としては中々売れない。そんなに複雑な事を考えずに、スッキリと考えたい」と答えた処、先方は「では実質は預金証券だが名前は興業債券という案はどうか。兎に角君の方でも研究してほしい。尤も従来我々が或る案を出して、日本側では無理と知りつつ呑んでしまい、結局うまくゆかなかった例が多かったが、今回は無理押はしないから、よく考えて納得ずくで実行したい」との発言があった。

四、次に銀行局長より、優先株の概念に付ては、いくつかの案が考えられる。取敢左の三案に付どれが適当と思われるかと質問した。

（第一案）優先株を発行する銀行は発行の時より十年内に額面金額を以て之を買戻すべきこと。優先株に対する配当は一般株の配当より優先し、年六分の割合で支払い、残余の利益は一般株の配当及優先株の償還に充当すること

（第二案）一般株に対し年六分の配当を行い、残余の利益を以て極力短期間に優先株の償還を行うこと（此の案では優先株に対する配当は行わない）

（第三案）一般株及優先株共に年五分の配当を行い、優先株は発行の時より十年以内に残余の利益を以て償還すること

註　以上三案を通じ

(1) 優先株の償還は一般増資によって行ってもよいこと

(2) 金利の変化、銀行の営業状況等に応じ、大蔵大臣は配当歩合及び優先株償還の年限を変更し得るものとすること

(3) 興銀、勧銀、農中に付夫々計算をしてみたが、どの案によるも十年以内に優先株の償還することは可能なことがわかった

五、これに対し、「リード」曰く「今回の提案は、見返資金による産業への直接融資の変形として考えられたものであり、優先の概念をあまり強くだすと、一般株の増資等に支障を来したりする虞がある。自分も考をねった訳ではないが次の条件が実行可能か否か具体的に日本側で研究してほしい。

1. Limit dividend until the capital and surplus reach ten percent of deposit.
2. From earnings during this period, provision will be made to increase reserves up to rate equal to present capital each five years.ⓒ
3. Dividend may be paid to the extent of earnings in excess 20 percent of present capital. (Pay dividend on the same basis.)ⓔ

欄外　愛知銀行局長筆蹟の鉛筆書き

① 5年毎ニ Ratio ヲ調整ス

② 口頭ディッタコト

「フィリップス」との会談（第三回及四回）

一月十一日見返資金による優先株保有に付「フィリップス」より銀行局長に左の通り話があった。

一、左の案を基礎として興銀、勧銀等に付具体的な計算を提出すること。

(1) Preferred stock shall be redeemed in _____ years(possibly ten years)

(2) _____% of net profit set aside for purpose.

(3) Dividends limited to _____% (to be paid first to preferred stock and then to ordinary stock) until preferred stock redeemed and reserves reach _____ relationship to deposits and provided schedule set aside under two appears reasonably certain of achievement.

(4) Amount over limited dividends shall go to hasten redemption of preferred stock and/or build reserves to above relationship to deposits until relationship is achieved.

(With permission of Finance Minister a higher rate than _____% may be paid to ordinary stock prior to redemption of preferred stock)

二、尚前記の配当率に付ては一応七分五厘として計算をしてほしい。見返資金融資は七分五厘の利子をとっているが、今回の案は融資の変形であり此の率を

変更するということになると新たな問題を提起することになって決定に手間や時間をとるからである。

三、興銀、勧銀等の収支の現状に付資料を提出すること。（十二日提出済）

四、預金者と債券保有者との関係に付商法、破産法の規定を提出すること。（十二日提出済）

五、自分と「アダムス」は長期金融問題解決の必要を部内で説いてきたが従来は少数意見であった。

今回の案は新しい構想から出ているので、スミス、ウェルシュ等と相談の上上司に説明にゆきたい。

右の提案に基き、十二日各行別の計算を「フィリップス」に提出した。（次回は十六日交渉する）

出所　大蔵省資料Z五二六―八―九。

(19) 見返資金の金融機関株式所有による金融債の発行について

（昭和二五年一月一一日銀行局）

見返資金の金融機関株式所有による金融債の発行について

（昭二五、一、一一）

長期資金を円滑且つ潤沢に供給するため、積極的に貴方から金融機関に対し見返資金の運用を考慮している旨の示唆を受けたが、これは現下の日本経済の実情に照しまことに適切な措置であって、当方としては感謝に堪えないところであるが、かりに数個の金融機関について見返資金による増資新株の引受ということが決定されたとしてもその増資の手続には最少限四十日の期間が法律的に必要であり且つ政府としても法案の準備、国会の審議等の期間の余裕も必要であるので具体的な結論の最終的決定は、おそくとも一月二十日頃までにしたい。

なお目下リード氏及びフィリップス氏と当方との間の相談において密議の基礎としているところは別紙の如くである。

（別紙）

一、毎期の利益のうちその二〇％相当額をこえる分に限り配当に当て得ること。

二、先ず優先株式に対し年七分五厘の配当をすること。

三、次に一般株に対し年七分五厘に達するまで配当を許すこと。

四、資本金と積立金との合計額が預金に対し三％をこえたときは大蔵大臣の認可を得て右三、の率をこえる配当をすることができる。

五、前各号の処置をした後なお余裕があるときは、残金は積み立てること。

六、一、及び五、による積立金の合計額を毎期の優先株式の償還に充てること。

七、優先株式の償還は可及的速かに行うこととしその年限は最長十年とすること。

八、債券発行限度は実質資本の十五倍相当額程度とするが預金の受入制限のある金融機関については実質資本の二十倍相当額程度とすること。

九、前各号の措置に伴い預金者保護のため一定金額の預金に対する優先権を規定すること。

十、これらの規定の適用を受けて優先株式を発行するときは大蔵大臣の認可を受けなければならないこと。

（備考）

本件に関し「金融機関の優先株式の発行に関する法律」（仮称）を制定すること。

出所　大蔵省資料Z五二六―八―九。

(20) 連合国軍人等住宅公社に対する米国対日援助見返資金の融資について（昭和二五年三月三一日閣議決定）

連合国軍人等住宅公社に対する米国対日援助見返資金の融資について

首題の件に関し、左記によって連合軍総司令部の許可あり次第許可条件に従い実行すること

記

一、業　種　連合国軍最高司令官の命令に基き内閣総理大臣の定める計画及び指示に従い建設する連合国軍人用住宅の建設
二、事業主体　連合国軍人等住宅公社
三、金　額　五、二五六、〇〇〇千円
昭和二十五年度四月以降八月末日までの間毎月資金繰り及び所要金額を勘案しつつ融資を実行すること
（備考）
一、資金の使途　札幌外三十二箇所において連合国軍人等に賃貸する住宅
二、〇〇〇戸の建設資金
二、総予算　五、二五六、〇〇〇千円
三、資金調達方法　全額見返資金から借入
四、建設完了予定時期　昭和二十五年八月一日
五、連合軍のための追加的従属的住宅の設置に関する命令　別紙の通り。
六、本件は連合国軍人等住宅公社が設立され昭和二十五年度予算が成立した場合にこれを実行する。
七、償還期限　昭和二十五年四月一日から十三ヶ年以内
八、元利金の償還方法
イ、元金は昭和二十五年十二月以降三ヶ月ごと
ロ、利息は毎年九月末及び十月末の年二回但し、昭和二十五年度に限り十二月末及び三月末とする。
九、利率　年五分五厘
編注　五の別紙は本書九二ページ資料(29)。
出所　大蔵省資料Z六二〇―九二。

(21) 学校給食用脱脂粉乳の件

（一九五〇年五月八日SCAPIN一九八八―一）

学校給食用脱脂粉乳の件

（一九五〇年五月八日SCAPIN一九八八―一）
一、一九四九年四月一日付SCAPIN一九八八「件名」ガリオア及びエロア輸入による見返り円、参照。
二、上記参照SCAPIN及びこれに基く日本の法令に規定されている目的の他に、日本政府は学校給食用脱脂粉乳の購入及び輸送のために必要な外国為替の購入に見返資金を支出するものとする。右為替は日本政府の外国為替管理委員会の勘定に保有されておるものであり、又右により右粉乳は学校給食計画に取っては無償で日本に入荷することとなる。
三、上記に関連して必要とされる手続は左の通りである。
(1) 学校給食用脱脂粉乳の送荷に関する特定の契約につき信用状が発行される際に通商省所管貿易特別会計は外国為替特別会計より外国為替を購入する。
(2) 輸入粉乳が文部省の指定した機関に到着して放出される際に貿易特別会計は脱脂粉乳輸入にあたり必要とされた外国為替の購入に用いた円資金一切につき見返資金に支払の請求書を提示する。
(3) 見返資金は右請求にかかる円を貿易特別会計に支払う。
四、右資金に当てらるべき見返資金の額は十三億五千万円を超えてはならない。又右の使用昭和二十五会計年度に限り適用があるものとする。
出所　大蔵省理財局『米国対日援助見返資金関係法令集(改訂版)』一六一―六二ページ。

(22) 保育所給食用脱脂粉乳の件

（一九五〇年六月九日SCAPIN一九八八―二）

保育所給食用脱脂粉乳の件

（一九五〇年六月九日SCAPIN一九八八―二ESS／PF）
一、一九五〇年五月八日付SCAPIN一九八八―一「件名」学校給食用脱脂粉乳、参照。

二、上記SCAPINに規定された学校給食用粉乳の用途を保育所給食用に拡張する。新しい計画遂行の手続きは、SCAPIN一九八八―一の第三項に記されたところと同様とする。但し「文部省」を「厚生省」と読みかえるものとする。
三、見返資金を使用しうる総額は前と同額である。
出所　大蔵省理財局見返資金課『見返資金の記録』一五二ページ。

(23) 昭和二五年度見返資金公共事業運営計画策定方針

（昭和二五年六月一三日閣議決定）

昭和二五年度見返資金公共事業運営計画策定方針

方針
昭和二五年度における見返資金の公共事業に対する運営については、綜合経済施策の観点から国土保全上重要なもの、産業開発、生産増加等経済効果の顕著なもの、その他公共の福祉増進のために特に緊要なものに重点を置き併せて失業対策をも考慮し概ね左の要領によって、これを行うものとする。
要領
一、事業主体は原則として国の直轄事業に限定し、その選定については左によるものとする。
(一) 河川、砂防
災害防止並に利水の見地から特に効果的であり且つ一般公共事業費予算のみを以てしては、処理することが困難であるものの中から重点的に選定する。
(二) 農業水利
農業経済の基盤確立の見地から特に重要であり本資金の投入によって急速な完成が期待されるものの中から選定する。
(三) 道路
経済綜合施策の見地から特に効果的な道路の整備、架橋等の事業を選定する。
道路改修については、国際観光施策を考慮し、関門国道隧道については、これが国家的事業であるのに鑑み特に採択する。
(四) 航路標識、保安通信施設
海上保安並に経済効果の見地から特に緊急なものを選定する。
(五) 結核病院
結核対策の重要性に鑑み、立地条件、利用状況その他を勘案して重点的に選定する。
なお事業費中には施設費を含ましめるものとする。
二、現行法令により分担金を徴収することに定められている事業に見返資金を使用する場合は、その徴収の時期、方法等につき別途特例を設ける。
三、公共事業費予算との調整を図るため見返資金を使用する事業については、経済安定本部の認証を要するものとし、当該認証を経たものにつき大蔵省は各省各庁に対し支出の委任をなすものとする。
四、事業執行に必要な職員の定数については、本年度においては現在定員の範囲内で配置転換をなし、増員を行わないものとする。
出所　大蔵省資料Z六二〇―九二。

(24) 公共事業に対する見返資金の支出について

（昭和二五年七月二五日閣議決定）

公共事業に対する見返資金の支出方法について
公共事業に対する見返資金の支出については、米国対日援助見返資金の運用及び使用の手続に関する政令（昭和二十四年政令第二百七十六号）及び昭和二十五年度見返資金公共事業運営計画策定方針（昭和二十五年六月十三日閣議決定）によるが、手続の簡素化及び各省各庁の責任の明確化を図るため、経済安定本部の行う事業認証と年間及び四半期運営計画の策定とは併せ行うものとし、これが支出については、当該事業を所管する各省各庁に対する委任支出の方法によること

とすると共に、各省各庁はその所管に属する事業の指揮監督及び実行の責に任ずるものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九二。

(25) 長期輸出金融措置要綱（昭和二五年八月一八日閣議決定）

長期輸出金融措置要綱

一、方針

我国貿易の伸長に必要な設備機械等の輸出を促進するため、これらの設備等の生産に必要な長期運転資金の供給につき、見返資金の参加融資を行うものとする。

二、要領

(1) 融資の対象

イ、本措置に基く融資の対象は輸出品製造業者又は輸出業者（輸出業者を対象とする場合には要すれば輸出品製造者と連帯せしめる。）とし、輸出すべきプラント設備、施設及び重機械類（船舶及び車輛を含む。）並びにその部分又は付属施設の生産に必要な長期運転資金に限る。

ロ、本措置により融資の対象となる場合は、左の各号に該当する場合に限る。

(1) 融資の対象となる輸出契約が締結されたものであって、その契約に基く債務の履行が確実であると認められること。

(2) 輸出契約に基く輸出設備等の代金の決済条件が別に定める基準に適合すること。

(2) 融資金額及び条件

(イ) 金額

(イ) 本措置による融資の一件の貸付金額は二千万円以上とする。

(ロ) 本措置による融資は契約金額から契約成立の際に支払われる金額及び契約金額の一〇％相当額との合計額を控除した金額を限度とする。

(ハ) 右による融資額の最高七〇％は見返資金により、残額は取扱銀行の自己資金により融資する。

(ニ) 昭和二十五年度における本措置の融資の総額は百億円を予定し、見返資金による融資の総額は七十億円の範囲内とする。

(ニ) 利率

見返資金による分は年七分五厘、取扱銀行の自己資金による分は一般の利率による。

(ヘ) 償還期限

原則として三年以内とする。

(ト) 償還方法

見返資金の貸付金と取扱銀行の自己資金による貸付金とは按分して償還せしめる。

(3) 融資手続

見返資金中小企業貸付手続に準じ、左により融資する。

イ、本措置による見返資金の融資を受けることを希望する者は、銀行に対しその旨申し出る。

ロ、前号の申出を受けた銀行は三〇％以上の自己資金による融資を行うことを決定し、且つ、本措置による見返資金の融資を行うことを適当と認めたときは、前号により申出をなした者の代理人として本措置による見返資金の貸付申込を日本銀行に提出する。

ハ、大蔵省は、本措置による昭和二十五年度見返資金の融資に充てるため予め司令部の包括的承認をえて、七十億円の範囲内で、必要な金額を、日本銀行に交付する。

ニ、大蔵省は、本措置による見返資金の融資の審査、承認、貸付の実行、管理及び回収等本措置による見返資金融資に関する事務を日本銀行に委託し、日本銀行は、必要と認める範囲内において、その事務を取扱銀行に委託する。

(4) 担保

輸出品代金代理受領権その他必要な担保を徴する。

(5) 取扱手数料

見返資金特別会計は、本措置による見返資金融資の取扱銀行に対し別に定める金額の取扱手数料を支払う。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九一。

(26) 米国対日援助見返資金の中小企業貸付について

（昭和二五年一一月二日閣議決定）

見返資金の中小企業貸付について

見返資金による中小企業の円滑化に資するため、見返資金中小企業貸付制度の拡充を左記の通り行うこととし、その旨連合軍総司令部に申請し、その許可があったときは、許可の内容に従い実施すること。

記

第一、見返資金の中小企業貸付計画額現行各四半期三億円を昭和二十五年度第三・四半期分から各四半期九億円に増額すること。

第二、見返資金の中小企業貸付制度に左の改善を加え、特にその適用範囲の拡充を図ること。

一、一件の貸出金額に対する制限は、現在三百万円までとなっているが、五百万円まで例外を認めることとすること。

二、貸付対象となる企業の規模は、現在原則として、資本金三百万円以内従業員二百名以内となっているが、これを原則として資本金五百万円以内、従業員三百名以内まで引き上げること。

三、従来、中小企業に対しては、見返資金から五割、市中銀行から五割の割合で融資しており、その償還については市中銀行の優先償還を認めているのであるが、見返資金及び市中銀行に同時按分償還する場合には、その融資割合を見返資金七割、市中銀行三割とする方法を新たに認め、そのいずれをとるかは取扱銀行の撰択によらしめること。

出所　大蔵省資料Z九二〇―九二。

七　金融政策

1　昭和二四年

(1)　信用の統制について（司令部提出資料）

（昭和二四年一月二六日大蔵省）

信用の統制について（昭二四、一、二六）

（司令部マーカット経済科学局長に提出）

一、九原則の線に沿い、経済の安定を確立し、一本為替レートを維持するために、真の意味における均衡財政の確立と相俟って、信用の適確な統制によって、今後の通貨の増発を抑制し、新なるインフレーションを起さないよう措置する。

二、一九四八年においては、財政の均衡と融資準則の強化と復金運営の改善とによって、一九四七年中の通貨の増発率一三五％に比較すれば通貨の増発割合は六二％に減じたが、それでも一九四八年中には、通貨は、一三六一億円を増加した。

日銀勘定から見た通貨増発の原因を概略すれば、一九四八年中に国債手持増四八億円、短期国庫証券手持増九九五億円、政府貸上金増三〇三億円、復金債手持減二三億円、民間貸出増一六八億円であった。

三、一九四九年においては復金その他政府関係金融機関からするインフレは、今後極力、これを排除する方針とともに、銀行等の日銀依存は、今後極力これを排除することとする。

四、而して、通貨の増発を阻止しつつ、出来得る限り貿易の振興、生産の増加等のための資金需要に応ずることを要するものであるから、極力この目的に沿うよう、次の措置を講ずる。

(一)　年度頭初において、一九四九年度中における資金需給計画を確立するとともに年度中の日銀券最高発行限度を年度当初において定める。

(二)　右日銀券最高発行限度を堅持する一つの方法として、日銀の貸出金利その他の各種信用供与金利について、高率適用を強化する。

(三)　融資準則について、左の改正を加える。

(イ)　適用金融機関の範囲を拡張する。

(ロ)　規制資金の範囲を拡張する。

(ハ)　資金規制を貸出だけでなく信用一般に拡張する。

(四)　資金の質的統制だけでなく量的統制を行う。

(五)　健全金融方策を一層促進し、又極力資金の回転率の良化を図る。

五、経済三原則及び九原則により、企業自体において経営の合理化を図らなければならないし、又極力物価の低下を期するためにも、一般金利は現在の水準を以て据置きとし、唯必要があれば各国金利相互間における調整を行うものとする。

出所　大蔵省資料Z五一一―三一。

(2)　九原則に伴う金融政策（昭和二四年二月一五日銀行局）

九原則に伴う金融政策（銀昭二四、二、一五）

一、通貨増発の阻止

(一)　経済九原則は経済の安定に裏付けられた一本為替レートの設定及びその維持を目的とするのであろうから、これが実施については、インフレの現段階に鑑み、まず通貨増発の阻止を第一義とすべきものと解される。而して、通貨の増発の阻止は、過去の経験に鑑み、根源においてその原因を除去することにより確保すべきである。

(二)　過去二ケ年の通貨の増発は、日銀勘定から見れば、次のものに起因している。

	一九四七年		一九四八年		一九四八年末現在高
	億円	%	億円	%	億円
(一)　財政面からの通貨増発					
(イ)　国債保有高の増加	四三六	三〇	四八	三	五九六
(ロ)　短期国庫証券の増加	三六八	二七	九九五	六七	一、五八〇
(ハ)　政府貸上金の増加	四五六	三三	三〇三	二〇	八四七
(二)　小　計	一、二五〇	九〇	一、三四六	九〇	三、〇三三
(二)　復金による通貨増発	三三	二四	△　三三	△　一	三〇〇
(三)　民間貸出による通貨増発	△　一七	△　一四	一六八	一一	四八八
(四)　以上合計	一、三九八	一〇〇	一、四九〇	一〇〇	三、八二三
(五)　日銀券発行増加高	一、三五八		一、三六一		三、五三二

（備考）一九四八年における日銀の復金債手持減は、農林中金の主食貸上代金による預金増加の暫定的運用等に因る所が多く、従って、日銀の復金債手持高は一九四九年三月末には七二八億円に増加する見込である。

(三)　右のような日銀券の増発原因に徴し、経済九原則で指摘されている如く、真の意味における均衡財政の確立によって、国庫財政面からするインフレを排除するとともに、復金インフレの抑制及び市中銀行の日銀依存の廃止によって、極力通貨の増発を阻止する必要がある。

二、昭和二十四年度資金需給予想

(一)　担当各部局からする一九四九年四月より一九五〇年三月の資金需要額及びその一九四八年四月より一九四九年三月における実績予想は別紙一（省略―編者）の如くである。

(二)　右の一九四九年四月より一九五〇年三月の資金需要額は、勿論物資需給計画と見合わないものであり、その見地等から検討すれば相当に削減さるべきものとは考えられるが、銀行局の概略の見当からしても、少なくとも別紙一の重要資金については、これが供給の確保を図る必要があると思われる。且その供給機関として考えられるのは、別紙一の如くである。

(三)　資金供給

このような資金需要に対し預貯金増加による資金供給額は、昭和二十三年度の貯蓄増加予想三九〇三億円に対し安本、日銀では共に三〇〇〇億円程度と推算している。これは、円高レートの設定と通貨増発の阻止によるインフレ進行の停止を前提としての予想であって、実際昭和二十四年度においては、預貯金の大額の新規増加を期待することは危まれる所であるが右のような資金需要から見て、銀行局としては別に述べる如き特段の措置を講ずることにより、是非とも

(1)　金融機関

一般預金	四、〇〇〇億円
金融債直募	二〇〃
復金債回収	三八〇〃
計	四、四〇〇〃
(2)　直接投資	六〇〇〃
合　計	五、〇〇〇〃

の資金供給を確保しなければならないと考えている。（別紙二参照―省略―編者）

三、復興金融その他政府関係特殊金融

復金インフレを阻止するため、復金の通常金融機関化を図ることとしている、即ち次の如くである。

(一)　復金融資決定機構の刷新

一九四九年二月三日の復金委員会において懸案の

(1)　復金委員会は融資方針や運営の大綱を審議決定する機関とし個々の案件に関与しないこととする。

(2) 幹事会は廃止する。
(3) 個々の融資は復金理事長の責任で決定することとする。
(4) 日銀支店長の諮問機関であった地方融資懇談会を廃止する。

の四点を正式に決定しその他の改善策も着々実現せられる運びになっており、復金は、今後金融機関としての責任の確立を期せられることとなった。

(二) 復金資金の調達方法

復金資金の調達については左の方法によって、絶対にこの面からインフレを起さぬようにし、これと共に年度当初以外においては増資を行わないものとする。

(1) 昭和二十四年度における所要資金は日銀引受による調達を認めず市中引受の方法による債券発行によってのみ調達することとしこの目標を大体七百億円とする。これが資金配分計画は、別紙一にある如く予定する。（但しこの点については、司令部においては、四百億円の政府出資によって賄い、債券の発行は、新規も借換も廃止すべしとの意見が強いが、前述の如く復金に依存すべき産業資金はどうしても七百億円程度と認められるに拘らず、政府出資の額は四百億円以上となることは極めて困難であるし、又普通の金融機関化して来た点から考えて市中引受に限定する限り債券発行の方法にすることは差支えなく又必要であると考えられる。）
(2) 昭和二十四年度に償還期限の到来する市中手持の復金債（三八〇億円の見込）は、新規復金債の市中消化を促進し又従来の公約を守り且金融政策について今後の協力を受ける点からも政府出資（三百億円）と貸出回収金及び利息収入（八十億円）とにより全額現金償還する。
(3) 日銀手持の復金債は借換を行う。

(三) 復金の融資方針

(1) 資金総額の制約に伴い、今後復金は、原則として一般金融機関からの融資を期待することが困難である基礎産業の設備資金の供給のみに限定する。
(2) 復金の新規融資は、極力健全金融方針に則って行う。
(3) 復金資金の回転率を良化し、償還期限の到来した融資については必ず回収を励行し、復金融資はもらったものと同じであるという考え方を一掃する。
(4) 赤字融資を停止し過去の赤字融資を整理する。
(5) 融資先に対する預金業務を開始する。
(6) 融資は原則として紐付とする。
(7) 融資先の監査を更に励行する。

(四) その他の特殊金融

農林漁業、住宅、その他の金融で、主として長期に渡るため、一般金融機関から資金の供給を行うことが困難なものについては、これらの必要性に鑑み、少くとも或程度（全体で大体百億円程度前記復金債返還に向けられる分と合して政府出資四百億円となる）は政府において特別の金融の道を拓くものとする。然しこれらの特殊金融についても金融の面よりするインフレを起さないようにする必要があるから、これについては、全額政府出資を行う必要がある。尚政府出資にこれ以上期待することは困難であるが右のような資金の需要の現状に鑑み、預金部資金を活用する途を講ずるを適当とするものと考えられる。
（預金部においては、従前は農林及び中小金融資金を供給していた）

四、信用の統制

通貨の増発を阻止する要請に合致する必要があるが、他面出来得る限り貿易の振興、生産の増加等のための資金需要に応ずる必要がある。然も復金資金は右の如く制約されるから、一般金融機関に対する信用の統制は、これを次のように強化する必要がある。

(一) 融資準則の規制の範囲を拡大する。
(イ) 適用金融機関の範囲を現在の銀行（農林中金、商工中金を含む）信託及保険以外に無尽会社及信用組合等にも拡張する。
(ロ) 規制資金の範囲を現在の一般預金及び財政資金（国債、地方債、復金債、復金支払保証貸出）回収金の外預金全般及び外貨売却代り金にも拡張する。
(ハ) 資金規制を貸出だけでなく株式、社債等信用供与一般に拡張する。

(二) 右とともに現在は産業資金貸出優先順位表による質的統制を主として行って居るが、これに量的統制を加味して次の如く行うことを考究する。
(イ) 財政資金の枠は現在規制資金の三五%であるが、これを増加資金の三〇%とし、その内訳を国債一〇%（約三五〇億円の見込）及び復金債二〇%（約七一〇億円の見込）とし、地方債は、すべて預金部引受に待つものとする。
(ロ) 長期資金の需要に応ずるため、新に産業資金のうち定期預金増加額（六〇〇億円の見込）のうち約五〇%（三〇〇億円）を興業債券並に石炭、電気、鉄鋼、造船、繊維、輸出車輌等の長期資金（株式、社債及び長期貸付）に運用するようにする。（重要産業の長期資金所要額は大体二三〇億円の見込であるから差額七〇億円は興業債券に向けられる）
(ハ) 総預金残高のうち約一〇%（八〇〇億円）はこれを極力貿手及び認証手形等に運用するものとする。現在の貿手残高約一五〇億円、認証手形残高約三五〇億円に、貿手増加額三七〇億円を加えれば、合計八七〇億円である。

(三) 政府の個別承認制を廃し規制資金の一〇%の枠内において金融機関が乙種以下の設備資金及び丙種運転資金を自主的に供給することとする、但し右の内一件五〇万円以上のものは、毎月報告を受けるものとする。

(三) 右によるも、地方銀行については資金の余裕があるのに都市銀行については資金が逼迫する等資金需給に凹凸を生ずることは必至であろうから、これを調整するため新に日銀への預金支払準備金制をとることや現在は貸出先金融機関の預金の二%を超過する日銀貸出については日銀金利に三%を加算している高率適用制度を更に強化する等の措置を考究する。

(四) なお、貿手の割引市場を日銀斡旋等により育成する。

(五) 健全金融方策を一層促進し、又極力資金の回転率の良化を図る。（企業再建整備、閉鎖機関の早期終結、配給方法及貿易会計方式の再検討）

五、資本蓄積の増強

先に述べた資金供給を確保するためには、預貯金の増強と自己資本の蓄積に画期的な手をうつことが肝要である。この為

(一) 預貯金の増強対策として次の諸項の実現を期するものとする。
(1) 通貨不安を一掃すること。
(2) 預貯金に対する課税及税務行政を改善すること。
(イ) 預金の利子に対する所得税の課税は現在は源泉選択が行われているが、これを源泉徴収一本建とし、その税率は百分の二十乃至三十程度の比例税率とすること。
(ロ) 貯蓄組合の預貯金利子の非課税限度を三万円から十万円に引上ると共に、十万円は基礎控除するものとすること。
(ハ) 税務行政執行に当って預金者を不当に刺戟し貯蓄を阻害するような方法を差控えること。
(3) 貯蓄運動を引続き強力に展開すること。

(二) 自己資本の蓄積対象として次の諸項の実現を期するものとする。
(1) 株式市価が額面を或る程度超える企業に対しては、今後の新規長期資金は勿論、既往の長期資金をも株式又は社債にて賄うより勧奨するよう金融機関に通牒する。
(2) 法人税法等を改正し、必要な消却を可能ならしめる。

六、金利政策

鎖国経済から国際経済への展開、貿易の振興のため、我国の金利も国際水準に鞘寄しなければならない。世界金利水準は、我国の水準の五〇%以下である。又経済三原則及び九原則により、企業自体において経費の合理化を図ら

なければならないし、世界的競争への対抗と経済の安定のためにも極力物価の低下を期する必要がある。従って我国の一般金利は現在の位置を最高とすべきは勿論、金融機関の経営の合理化等により、漸進的にも金利の早期引下を実現すべきである。金融機関の経営の合理化の見地からもその給与の統制及消却却の充実については充分に注意を要する。

七、法制の整備

以上の諸金融政策を実施し、又その他預金者の保護を図る等、金融業に関する法令の改善化を図るため金融業法に必要な法制を整備する必要がある。

八、その他若干の問題

(一) 預金部独立採算制

(イ) 経費（逓信省関係）の節減

(ロ) 資金運用利廻の引上

(ハ) 郵便貯金等の増加

(二) 外国銀行の取扱（円預金の取扱）

(ヨ) 外国保険会社の取扱

(ヨ) 本邦保険会社の外貨建海上保険の取扱

出所　大蔵省資料Z五二六一五一一〇°

（3）昭和二十四年度金融政策上の問題点について

（昭和二四年一月二四日銀行局）

昭和二十四年度金融政策上の問題点について（銀、二四、二、二四）

一、昭和二十四年度一般会計における政府出資四〇〇億円については、左の腹案を以て進行して来た。

イ、復金債償還のため復金に対する出資金三〇二億円

ロ、農林漁業復興融資のため復金に対する出資金六〇億円

ハ、国民金融公社に対する出資金三三億円（内二〇億円現金出資、一三億円国債出資）

ニ、地震保険基金に対する出資金五億円（基金総額五十億円のうち未払基金に相当する四十五億円を除く。）

註　尤もイに付ては之を二三〇億円迄は圧縮可能であって、其の場合には七二億円の余裕を生ずるので、この分は、已むを得ない場合には、住宅其の他の関係に振向けることも考えられる訳である。

二、然るに司令部側の意向は復金債の新規発行は之を認めず、政府出資の範囲内に二十四年度の融資を限定すべしとする態度が漸次強硬且明白になって来た。

三、一方二十四年度の産業設備資金の総需要量は安本の取纏めた要求額は二、一八〇億円に及び、其の内復金に依存すべきものを最低七八一億円と概算して居る。銀行局としても復金融資額は少くとも七〇〇億円は必要であると考えて居り、之は民間蓄積資金の範囲内で賄う方針で計画して来た訳である。

四、更に以上の外昭和二十四年度の特殊金融資金に対する商工省、建設省及び文部省よりの要求（中小企業金融金庫に対する政府出資金一五〇億円、住宅金融公社に対する政府出資金一〇〇億円、教育金融公社に対する政府出資金五〇億円）がある。此の内

(一) 中小企業振興資金については二十三年度と同様復金より一・四半期一〇億円年間計四〇億円を融通することとすること（右四〇億円は復金資金融通予定額七〇〇億円中に含むとして。）また日銀からの勧銀、興銀等に対する中小企業特別融資の枠を増額する等適切な措置を講ずることを以て充分と考えるが、

(二) 住宅建設資金及び

(三) 教育資金（私学復興資金）

の二つは残る問題となる。

五　斯様な次第で、銀行局の従来通りの考え方を司令部が承認して呉れば、曲りなりにも問題が解決するが、前記の如く、此の考え方に付ては、金融関係の事務当局同志の話合いは全く行き詰ってしまって居る。

六、そこで打開策として従来の当方の方針を貫徹すべく、政治的折衝をすることが必要であって、之には日本側が綜合的に協力して当ることが肝要であるが、同時に其の不成功の場合に対処する腹構えをしておく必要がある。

七、その腹構えとしては次の問題がある。

(1) 政府出資四〇〇億円の振り分けを如何にするか

(イ) 全部を復金だけの新規融資に充当することは出来ない。

(A)	昭和二十三年度支払保証の実行	四〇億円
(B)	国民金融公社出資	三三億円
(C)	地震保険基金	五億円
	計	七八億円

を天引きにすれば残額は三二二億円であるが更に

(D)	農林復興関係	六〇億円
(E)	住宅、教育関係	X　〃

を考慮すれば

(ロ) 復金の新規融資は、二六二億円マイナスX億円にしかならない。

(2) 右の場合四〇〇億円を政府出資として増額が可能であるか。

註　その財源として日銀納付金を更に増加出来るかの問題がある。

(3) 右(イ)の(D)(E)等を切ることが出来るか。

八、それ等の措置が何れも不可能の場合の産業の設備資金調達方法を如何にするか、即ち、

(1) 興銀債を増加できるか。

(2) 企業の増資を如何に増加し得るか。

(3) 社債の発行を如何に増加し得るか。

(4) 預金部資金を一般産業資金に運用できるか。

(5) 融資準則を如何に改訂するか。

等で問題があり、これにより、いくばく、どの程度右の穴を埋め得るかを至急検討せねばならぬ。

九、次に現存の復金債の償還を如何にするかの問題がある。

(1) 日銀引受の分をも償還するとすれば其の額は約一一〇〇億円である。

(2) 昭和二十三年度末市中手持分三八七億円（見込）だけでもその償還財源を如何にするかの問題がある。（此の分の全額現金償還は銀行行政としての公約である）

(3) 右の場合振替復金債の発行だけでも認め度いと思うが、それは司令部の関係で殆ど不可能であろう。

(4) 右の償還の為、已むを得ず国債を発行するとする場合其の方法を如何にするか。

一〇、他方融資計画に関しては、右のような事情となれば、生産計画自体にドラスティックな改訂を加えなければなるまいが、その場合之が結局凡ての財政計画の基礎となる国民所得の計算にも影響して来ることを考慮せねばならない。

出所　大蔵省資料Z五二六一五一一〇°

（4）金融方策改訂要領（未定稿）（昭和二四年一月二四日銀行局）

金融方策改訂要領（未定稿）（銀二四、二、二四）

財政と金融とを極力画然と分離する新金融方策に応じ左の措置を講ずるものとする。

㊀　　記

一、政府出資四〇〇億円を四一八億円に増額すること

右増加額一八億円は、日銀国庫納付金一八億円の増加によりこれを賄うこと

二、政府出資四一八億円は、これを次のように配分充当すること

(一)	復金出資	三五〇
	但し内　農林復金	一八
	中小金融	一二
(二)	国民金融公社出資	三三　㊁
(三)	住宅及び教育金融資金	三〇　㊁
(四)	地震保険基金出資	五

計　四一八

三、右に伴い復金においては、左の融資方針をとるものとすること

(一) 石炭は、復金において金融することは已むを得ないこと

(二) その他の融資は設備資金に限定し、且つ企業が自己資金又は一般金融機関からの借入金により賄い得ない場合に限り、然も、原則として、一般金融機関との参加融資の方法によること

右の参加融資率は、原則として、最高三割とし、且つその際他の参加融資機関の要望があるときは、後順位弁済も已むを得ないものとすること

(三) 農林中金及び中小金融についても右(一)に準ずること

四、右の復金資金の削減に伴い、左により長期産業資金の供給の円滑化を図ること

(一) 預金部資金を概ね左を目標として公共的及び大衆的産業資金に運用すること

④ (イ) その資金四四三億円中三七三億円を電力債及び興銀債に運用すること

(ロ) その資金中四二億円を農林中金を通じ、農林水産金融に、二八億円を興銀、勧銀、商工中金、北拓等を通じ中小商工金融に運用すること

(二) 銀行信託の新規資金見込額（貯蓄増加二、一五〇億円⑤及び純回収一二七億円の合計二、一七七億円）のうち、約三割⑥を鉄鋼、電気、造船、繊維事業への長期資金の供給（株式社債投資を含む）又は興銀債の引受に運用すること（この金額は六五三億円となる）

註　右(一)及び(二)の外、復金資金を合計すれば、総額一、四四六億円となり、そのうち農林復金関係六〇億円、中小商工金融関係四〇億円である

(三) 右に伴い、興銀の増資及び出来得れば、その債券発行限度の増額を行うこと

(四) 右の外、生保会社その他の金融機関に対しても右(二)に準じ許す限りその資金を長期資金へ運用せしめること

(五) 企業における自己資金の調達を極力奨励するとともに、これを容易ならしめるため左の措置をとること（昭和二十三年度における企業の消却等による留保金は三五〇億円、株式及び社債の発行額は四五〇億円計八〇〇億円と見込まれている⑦）

(イ) 独禁法を極力速かに改正し一般法人も株式を所有しうるようにすること

(ロ) 特損を負担すべき特経会社も、その再建整備完了前においても増資をなしうるよう、認可基準を改めること

(ハ) 右(二)に掲げる企業においては、資本金の二倍乃至三倍程度まで社債を発行し得るよう商法の特例を設けることを考慮すること

註　右金融機関からの長期資金供給見込額一、四四六億円に、企業自己資金調達額八〇〇億円中長期振向分を四〇〇億円として加算すれば合計一、八四六億円となる

五、運転資金特に貿易金融及び配給公団関係金融については、これが円滑化を図るため左の措置を講ずること

(一) 一般銀行信託の預金残高（昭和二十四年三月末五、六三三億円、昭和二十五年三月末七、七八三億円の見込）の約一割三分は、これを貿易手形又は公団手形に運用すること

（昭和二十四年度末の両手形残高は合計約一、〇〇〇億円の見込）

右の場合右手形に右の割合まで運用し得ないときはこれを日銀預金とするものとすること

(二) 右手形の再割引の斡旋を行うこと

(三) 貿易手形及び公団手形については、必要に応じ、銀行における持高の一定割合を限度として日銀において再割引に応ずることを考慮すること

六、国債、地方債及び復金債の新規発行取止め及び右四及び五の措置に伴い融資準則の改正を行うこと

七、既存復金債（昭和二十四年三月末一、〇九三億円の見込）の償還については左の措置をとること

(一) 昭和二十四年三月末一般金融機関所有見込分三八七億円については

(イ) 一七〇億円は、昭和二十四年度における復金の収入利息及び貸出金回収金を以って現金償還すること

(ロ) 一〇七億円については、復金の公団運転資金の融資額一〇七億円を市中銀行に肩替りし、その資金により現金償還すること

(ハ) 残額一一〇億円については、極力復金において、更に貸出金の回収等に努め、これが現金償還に努力するも、なお残額があるときは、これを期限一年程度の国債を発行し、その発行代り金を以って現金償還をすること

右の場合、右国債は、当該復金債所有金融機関において引受を受けるものとし、右国債は、昭和二十五年度において、復金の収入利息及び貸出回収金を財源として現金償還すること

(二) 昭和二十四年三月末日銀手持見込分七〇六億円については、日銀引受国債を発行して、これを以って償還すること

右国債についても、右(一)の(ハ)の国債償還後は、復金における収入利息及び貸出金回収金を財源として極力速かに現金償還すること

（備考）

右の結果、特に石炭融資額等は、要求額に満たないこととなるものと認められるから、昭和二十四年度生産計画自体に相当の影響を与えることが考えられる

欄外　愛知銀行局長筆蹟の鉛筆書き記入

① 省議に配布

② 機構問題ガアル

③ 之デ足リルカ

④ 地方債、国債

⑤ 三千億計画ニ対スル二十三年度ノ比率

⑥ 金融業法トテイショクスル（興銀債ガ三〇〇ニナレバ可）

⑦ 安本

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一〇。

(5) 金融方策改訂に伴う実施事項

（昭和二四年二月二五日銀行局）

金融方策改訂に伴う実施事項（銀昭二四、二、二五）

一、進め方

(一) 司令部との政治的折衝をお願いすること

(二) 安本との連絡

(三) 復金委員会の開催

(四) 司令部との事務折衝

(イ) フィリップ

(ロ) リード

二、明かにすることを要する事項

(一) 長期公債が発行されるかどうか

(二) 短期公債の発行及政府借入金の増加が可能かどうか

(三) 地方債が発行されるかどうか

(四) 政府出資

(五) 資金蓄積の見透

(イ) 貯蓄

(ロ) 株式社債の発行

(ハ) 企業の内部資金調達

(六) 興銀債

(七) 興銀以外の金融債の発行

(八) 預金部資金の運用方法

(九) 復金資金の配分計画

(十) 復金予算

(十一) 復金融資方針

(十二) 復金債の償還方法

(ヰ)　特殊金融の方法並に資金配分
　(イ)　農村漁業復興金融
　(ロ)　中小企業金融
　(ハ)　住宅金融
　(ニ)　庶民金融
　(ホ)　教育金融

出所　大蔵省資料五二六―五―一〇。

(6)　財政方針変更に伴う綜合資金計画上の諸問題について

（昭和二四年一月二五日理財局）

財政方針変更に伴う綜合資金計画上の諸問題について

（昭二四、二、二五理財局）

一、公債借入金の方針

最近における司令部との予算折衝の経過から見ると、来年度の一般会計特別会計及び地方財政の公債借入金については、左の通りとしなければならないようである。

(イ)　一般会計においては、既発復金債の借換のための公債以外は公債の発行を行わない。既発復金債借換のための公債は日銀手持分に対しては日銀引受公債を発行し、市中手持分に対しては公募公債を発行する。

大蔵省証券については従来の日銀引受を廃し、全部市中消化にて賄う。

(ロ)　特別会計の公債借入金については

(1)　鉄道通信等の建設勘定の公債発行も行わない。

(2)　借入金は年度内に償還される一時借入金を除き行わないこととし、所要資金を一般会計から繰入れる。

(3)　短期証券（煙券及び薪炭証券）は借換の場合を除きすべて市中消化に依り発行する。但しその年間純増見込に相当する金額は一般会計から繰入れる。

(ハ)　地方債の新規発行はこれを行わない。

二、右の方針に従って来年度の綜合資金需給見込を立てれば別表（別表省略―編者）の通りである。

三、問題点

〔A〕財政関係

(イ)　右の綜合資金計画によれば従来の計画に比べて約一、二〇〇億程度の財政負担過重となり、財政全体のバランスが果して可能であるか否かの大問題を生ずる。

(註)　一、公債（鉄道、通信）　五四〇億円
　二、借入金（資易資金其の他）　三〇〇〃
　三、短期証券（煙券、薪炭）　二〇〇〃
　四、地方債　二〇〇〃
　計　一、二四〇〃

(1)　右の対策としてこれをカヴァーし得る程の増税を見込み得るか歳出を大幅に査定し得るかという問題がある。

(2)　鉄道通信の値上を実施しても一般会計の負担を軽減することができるか。

(ロ)　地方債の発行が不可となれば、国の公共事業費に見合う地方負担分をなくすために、国庫補助率を引上げる必要がある。

(ハ)　別表によれば、一般預金増二、〇〇〇億円のうち預金部の蓄積資金は概ね二〇〇億円程度と見込まれるが、この使途は、

(1)　市中手持復金債の借換のために発行される公債の公募に充当するか、この場合は公債金利を相当大幅に引上げる必要がある。

(2)　興業債券引受等による産業資金充当を考慮するか（指令の変更を必要とする）。

(3)　なお右の外一時的な余裕金は従来通り短期証券の消化に充当する。

(ヘ)　市中金融機関による財政資金の引受は、

(1)　蔵券、煙券、薪炭券、一時借入金、

(2)　復金債借換のための公債（預金部引受としない場合）となるが、これが消化のためには、

　(イ)　融資準則の強化
　(ロ)　シ団の結成
　(ハ)　金利の引上
　(ニ)　法律の改正（特別会計によっては借入金の借入先を日本銀行に限定している。）等を考慮する必要がある。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一〇。

(7)　昭和二十四年度政府出資等に関する試案

（昭和二四年三月一日銀行局）

昭和二十四年度政府出資等に関する試案（銀、昭二四、三、一）

首題の件に関し、司令部案の線に沿って、一応非務的に出資等を左記の如く想定する。

記

一、昭和二十四年度に於ける政府出資の額は、四〇〇億円とし、その内訳は別表(一)の通りと想定する。

復金については、政府出資の額を以て、年度内の融資に充当するものとし、（別紙(一)参照）、復金債の発行はこれを行わないものとする。

二、復金融資は、償還確実な設備資金に限定し、運転資金（公団運転資金を含む）及び赤字融資はこれを行わないものとする。

三、昭和二十四年度に於ける既発行債券の償還は、市中手持分については、年度内の回収及び利息収入より営業及び非務経費を控除した額を充当し、尚不足する額は、交付公債によってこれを行うものとする。

なお日本銀行手持分については、新勘定赤字整理のための交付公債の中昭和二十四年度に復金より復金債償還のため日銀に引渡される額を除き、交付公債によりこれを償還するものとする。

四、政府出資に関連し、産業設備資金の融資等は別表(二)の通り想定する。

五、昭和二十四年度復金融資四〇〇億円の場合に於ける復金の収入見込表予想表は別表(四)（省略―編者）の通りである。

備考

(1)　預金部資金を概ね左を目標として、地方債及び大衆的産業資金に運用すること。

地方債	一五〇億
電力債 興銀債	一三〇億
農林水産金融	四二億
中小金融	二八億

(2)　銀行信託の新規資金見込額のうち一定割合を長期資金の供給（株式社債投資を含む）又は興銀債又は興銀債の引受に運用すること。

(3)　興銀の増資改正出来ればその債券発行限度の拡張を行うこと。

(4)　生保金融その他の金融機関に対しても右(2)に準じ能う限りその資金を長期資金に運用せしめること。

(5)　企業の自己資金調達を極力奨励すると共にこれを容易ならしめるための措置をとること。

別表(一)

政府出資四〇〇億円配分試案　（単位　億円）

	一　案	二　案	三　案
復金	三二二	三六二	四〇〇
農林中金	二八二	三三二	三七〇
住宅	一八二	一二二	一八二
地方	五〇	〇	〇
国民金融	三三	三三	〇〇
保険	五三	五三	〇〇
公社			
計	四〇〇	四〇〇	四〇〇

別表(ハ)

復金関係配分試案

（単位　億円）

	一案	二案	三案
石炭	一五五	一六五	一六〇
鉄鋼	二〇〇	二五五	三〇〇
電気	六〇〇	七〇〇	六〇〇
海運	四〇〇	五〇〇	五〇〇
其他	五	一六	三〇〇
既保証肩替	一二	一二	四〇〇
小計	二九二	三三八	三七〇〇
中小農林漁業	一〇〇	一二二	一一二
計	三一二	三六二	四〇〇

備考

(1) 右表の「其他」は復金と他の金融機関の参加融資によって運用するものとし、復金の参加割合は最高三割と予定する。

(2) 昭和二十三年度に於ける保証（推定五〇億円）の昭和二十四年度に於ける肩替りは四〇億円と推定されるが、その中一二億円は復金に於て、二八億円は興銀に於て、肩替りあるものとする。

(3) 農林漁業金融については、復金を経由せず、政府より直接に農中に対して貸付を行うことにするかも知れないが、一応現状通りと想定し、右表に計上した。

(4) 昭和二十三年度に於て復金の引受けた農中債（推計二〇億円）は、昭和二十四年度に於て、期限到来するも借換を行うものとする。

(5) 中小及び農林漁業について復金の干与する部分は、総額の三割を推定した。

備考　産業復興公団に対する政府出資一〇億円の要求は、本表に計上していない。

別表(ロ)

産業資金融資等の金額（別表(ロ)第三案を基礎とするもの）

（単位　百万円）

	産業資金査定（融安定局本試案財政金）	同上（銀行局試案）	同上調達方法 復金	同上調達方法 金融機関	同上調達方法 自己資本	昭和二十三年度実績 復金	昭和二十三年度実績 その他
鉱業	三一〇〇	二〇二〇〇	一六九〇〇	一三九二（二〇六）	一七〇〇	三一二三	
石炭 油	二一〇〇〇	一六九〇〇	一六九〇〇	〇	〇	二一四四	
石炭 ガス	一六〇〇	一三〇〇	〇	五三三（一七七）	七〇〇	三三〇	
其他	二五〇〇	二〇〇〇	〇	一七〇（二三〇）	一〇〇〇	八七一	
其他 ルブ	一〇〇〇	八〇〇〇	〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二七〇	
其他 ムシ	一五〇〇	八〇〇	〇	二〇〇〇	二〇〇		
其他 脂	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇		
瓦斯	二九六〇〇	二六〇〇〇	八四〇〇	二一〇〇〇	四〇〇	一七〇八	
電気	一三六〇	一〇〇〇	〇	六〇〇	〇	八	
鉄鋼	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	〇	〇	一六〇〇	
石炭	一五五	一六〇〇	一六〇〇	〇	〇	一六〇〇	
其他	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	〇	一〇〇	
織維	七五〇〇	七〇〇〇	〇	七五〇〇（二三〇）	一〇〇〇	七六四	
金属	一〇六〇〇	九六〇〇	三五〇〇	二七六六（一四）	三三〇〇	二二三三	
軽金属鉄鋼	九六〇〇	九〇〇〇	三五〇〇	二五〇〇	三〇〇〇	一九六六	二七
其他	五〇〇	三〇〇	〇	二六（一四）	一〇〇		
機械器具	八〇五〇	六〇五〇	〇	二〇四〇（三六〇）	三五〇	一六六	
電信電機機械	五七〇〇	四五〇〇	〇	一〇〇（一六〇）	二五〇〇	一一三	
鉄道車輌造船	一一三五	八〇〇	〇	二〇〇	二五〇〇	一九	
窯業	一一〇〇	八〇	〇	四〇〇	四五〇	二六	
化学薬品	二二七〇	九一〇〇	〇	五一〇〇（三九六）	三五〇〇	四七〇	
肥料	四四〇	三六〇〇	〇	一六二七（三七三）	一五〇〇	一九五	
化学	五〇〇〇	三五〇〇	〇	二一七五（三三五）	一〇〇〇		
油ゴム	一〇〇	八〇〇	〇	二〇〇	二〇〇	二七〇	
紙パルプ	一〇〇〇	八〇〇	〇	二〇〇	二〇〇		
薬	一五〇	八〇〇	〇	二〇〇	二〇〇		
脂	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇		
ムシ	二九六〇〇	二六〇〇〇	八四〇〇	二一〇〇〇	四〇〇	一七〇八	
瓦斯	一三六〇	一〇〇〇	〇	六〇〇	〇	八	
電気	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	〇	〇	一六〇〇	
鉄鋼	一五五	一六〇〇	一六〇〇	〇	〇	一六〇〇	
石炭	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	〇	一〇〇	
其他	七五〇〇	七〇〇〇	〇	七五〇〇（二三〇）	一〇〇〇	七六四

を行うことを適当とする。

記

一、復金債の買入限度は、市中銀行の政府支払見合融資とする。

二、右の買入総額は、とり敢えず一〇〇億円を限度とし、情勢により更に増加すること。

三、右復金債は、見合の政府支払があったときは、これを市中銀行において買戻すこと。

四、買入復金債は、償還日の近いものより行うこと。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一七。

(9) 昭和二十四年度における通貨金融政策について（試案）

（昭和二四年三月三一日銀行局）

昭和二十四年度における通貨金融政策について（試案）

（銀行局二四、三、三一）

一、方針

経済九原則に従い、昭和二十四年度における通貨金融の基本方針は左による。

(イ) 我国通貨金融を極力正常化すること。

(ロ) 綜合的均衡財政の樹立と相俟って、金融面においてもインフレ要因を極力根源において排除すること。

(ハ) ディスインフレーションを確保すること。

(ニ) 極力輸出の振興、生産の増加、企業の合理化に必要な金融の円滑化を図ること。

二、ディスインフレーションの維持

通貨政策としては、ディスインフレーションを目途とする。即ち現下の物価及び生産の状況下においては、日本銀行券最高発行高の標準を差当り三千五百億円に置くものとし、年末その他により、凹凸あるべきもこれが維持を基準として、概ね左により我国通貨の調節を図るものとする。

(一) 昭和二十四年度中日銀券最高発行限度は、現在同様三千五百億円に指定する。

(二) 右と共に、限外発行税率は、日銀の高次貸出利率と見合い、必要に応じ随時改訂する。

(三) 日銀の高次貸出利率適用については、右通貨発行高の維持を目途として左により運用する。

左の通貨、政府収支及び預金の状況等に応じ、日銀の高次貸出利率適用割合たる十二%を随時変更する。

(イ) 日銀券の発行高が三千五百億円を超過するや否や

(ロ) 政府収支の予想如何

(ハ) 日銀の国債、短期国庫証券、政府貸上金及び政府預金の残高の増減

(ニ) 各銀行（金庫を含む）の前三ヶ月月末預金平均残高の増減

(四) 右の外、通貨の状勢及び信用調節上必要あるときは、左の措置を実施するものとし、何時にでも実施し得るよう法令等を整備し置くものとする。

(イ) 公開市場操作の再開

(ロ) リザーヴリカイヤメントの実施

三、財政資金の供給

昭和二十四年度においては、市中引受を要する国債の発行は停止せられたが、地方債と食糧証券等短期証券は発行せられるから、これが消化については左による。

(一) 地方債その他地方資金は、原則として総べて預金部において引受けるものとする。但し市中金融機関が地方資金の融通又は地方債の引受をなすことは妨げない。

(二) なお食糧証券等で一時的に発行せられるものは、これが見合預金である農協系統等において、極力引受けるものとする。

(三) 右の結果、融資準則によるいわゆる財政資金割当制度は、当然これを廃止する。

四、産業資金供給の基本方針

産業資金の供給は、正常金融正常経済への復帰の方針に則り左により、これを行う。

(一) 設備資金及び長期運転資金は、先ず企業の自己資金により賄うものとする。

(二) 金融機関においては、我国経済再建のため左に重点をおいて資金の供給をなすものとする。

(イ) 輸出の振興、生産の増加による正常取引の増加に伴う増加運転資金の供給

(ロ) 基礎産業の生産増加に必要な設備資金の供給

(ハ) 企業の合理化に必要な資金の供給

而して、我国経済再建に不必要又は緊要ならざるものに対する資金の供給は、これを抑制する。

(三) 復金による資金の供給は、原則として、これを廃止する。

（備考）　右に伴い資金の不足及び安全性から民間資金により得ない緊要産業設備資金については、生産維持乃至増加の観点からカウンターパート・ファンドからの直接投資が望ましい。

五、企業の自己資金調達の奨励

(一) 企業の設備及び長期資金の調達は原則として、当該企業における自己資金即ち増資若しくは社債の発行又は社内留保金を以て賄う基本方針に則り、その株式市価が、少くとも額面の一定割合（例えば倍額）以上のものについては、株価が額面を割らない限りその所要資金は総べて増資によって賄うものとする。

(二) 従って、かかる企業に対しては、金融機関においては、左の場合に限り、これが金融に応ずるものとする。

(イ) 増資前貸金であって、期限六ヶ月以内のもの。なお期限の延長は原則として許されない。

(ロ) 増資前貸金で、応募満期とならなかったための残額分の融資継続

(ハ) 右融資は、貸出優先順位に基き行わるべきことは当然である。

(三) 右のような企業における株式の発行を容易ならしめるため左の措置をなるべく速かに講ぜられることが望ましい。

(イ) 特経会社は、何れも、企業再建整備計画認可前と雖も、新勘定増資を行い得ること。

(ロ) 独禁法の早期改正により、法人も個人同様株式を所有し得ること。

(ハ) 株式発行費用が軽減されるよう証券業界等の協力を受くること。

(ニ) 有価証券届出書の簡略化等増資手続が容易になること。

(ホ) 企業において、配当の復活が可能となるよう、その経理が内外面より改善せられること。

(ヘ) 企業再建整備及び集中排除の問題が早期に解決せられること。

(ト) 証券保有制限令が緩和せられること。

(チ) なお、投資者に対する右のような株式引受又は払込資金の金融及び証券業者に対する売残り株式引受資金の供給は、これを続行する。

六、金融機関からの設備又は長期資金の供給

その株価が良好でない緊要産業に対する資金の供給又は右のような増資前貸金の融通或は社債の発行を容易ならしめて、金融機関からの重点企業に対する設備及び長期資金の供給の確保を図るために、左の措置をとる。

(イ) 銀行及び保険会社は、その毎月の増加預金、国債及び復金債の償還金、復金肩替金並に金融債発行代り金のうち一定割合（例えば二〇%）以上を、左のものに運用することを要するものとする。

(a) 緊要産業（例えば石炭、鉄鋼、電力、繊維、造船、海運の各企業）の市場性ある株式、社債若しくはその前貸金又は長期貸出金

(b) なお、右(a)に対する運用額が右の一定割合に達しないときはその差額は日銀預け金又は金融債投資とするものとする。又右のうち一年以上の長期貸出金の額は、定期的預金の増加額を超えないものとし又社債及び株式の保有額は資産の一〇%を超えないものとする。

(ロ) 右のような銀行及び保険会社からの緊要産業設備資金の供給を容易なら

しめるため左の措置をとる。

(a) 金融債、及び右の社債及び手形については、極力流動性を与えるため、これが担保の貸出について、担保価額、担保受入順位等につき、日銀において優遇措置を講ずる。

(b) 日銀において、右(イ)による日銀預り金を見合い、シンヂケート融資等の斡旋をなし、又資金不足の銀行に貸出を行う。

(c) 長期貸出金利、社債利廻及び金融債利廻の相互間の均衡につき再検討する。

(d) 復金の既存融資については、企業又は金融機関の要望がある場合で已むを得ないときは、その融資の弁済順位を後順位に譲ることを考慮する。

(ハ) 金融機関からの長期資金の供給を豊富ならしめるため左の措置を講ずる。

(a) 金融債の発行を一定条件を備える銀行に認め且つ金融債の発行限度を資本金の二十倍とする。

(b) 預金部の資金の一部を金融債及び右の如き緊要企業の社債に運用し得るものとする。

七、金融機関からの運転資金の供給

(一) 銀行及び信用組合は、その預金の一定割合（例えば一〇%）以上を、貿易手形、公団認証手形又は配給手形に運用することを要するものとする。

(二) 右の場合において、銀行が、その預金の一定割合以上を右手形に運用し得ない場合においては、その差額は、これを日本銀行預ケ金とするものとする。

(三) 日本銀行における再割適格手形の範囲を拡張し、日本銀行券の発行額及び右日本銀行預ケ金の額等から見て余裕あるときは、比較的簡単に、右手形の再割に応ずる。

(四) 日本銀行において、右(二)による日銀預り金等を勘案し、地方銀行等による手形の再割引を斡旋促進する。

(五) 公団認証手形が廃止された場合においては、手形の種別による金利の差別は、これを廃止する。

八、特殊資金の供給

(一) 貿易金融資金、農林漁業資金、中小金融資金及び企業合理化のための整理資金のうちには、相当に危険性はあるが、これが金融を行うことは必要であるものがある。

(二) 右の如き已むを得ない特殊資金の供給を容易ならしめるため、日本銀行勘定に信用保証基金を設ける。

(イ) 日本銀行は、差当り例えば二十億円（国債消却充当額の約半額）をこれに充当する。

(ロ) 右基金による保証限度は、例えばその五倍（差当り百億円）とする。

(ハ) 右基金による信用保証は、貿易金融、中小金融、農林漁業金融及び企業合理化整理資金の供給に際してこれを使用するものとし、一定の保証料を徴する。

(三) 農林漁業資金、中小金融資金及び整理資金の供給の一助とするため、日銀資金及び預金部資金を農林中金、商工中金及び市中銀行に供給する。

九、復金の処置

(イ) 正常金融への復帰方針に基き、復金の新規融資は、原則としてこれを停止する。但しその既往の支払保証及び損失補償の実行は、これを行う。

(ロ) 又、復金の新規の支払保証及び損失補償は、原則としてこれを停止する。

(ハ) 復金は、右に伴い、今後既往貸出金の管理回収のみに当る。

(二) 既往の復金債は、その資金のある限り、これを現金償還する。

（備考）

(一) 復金の新規貸出停止に伴い、少くとも石炭に対する掘進資金も融通困難となるべく又莫大な資金を必要とする電源開発も、更に鉄鋼設備の建設も容易とはならないと考えられ、これらは我国経済の再建に、多大の支障を与えることになるから、これが資金の見合勘定より直接に供給されることが望ましい。

(二) 又見合勘定資金により国債の現金償還が行われる場合には、緊要産業資金の供給を担当する金融機関の所有国債の買上を優先し、又日銀所有復金債が現金償還される場合には、日銀において、これを右の如き金融機関の所有国債の優先買上に充当するよう措置されることが望ましい。

十、金利

(一) 金利水準は、現在を最高とし、資金量の増加、経営の合理化等により、漸次我国金利の世界水準への鞘寄を図る。

(二) 差当り短期二銭八厘を基準とし、中期及び長期の金利を定め、又延滞利息及び保証料を定める。

(三) 右金利は、銀行、信託、保険、無尽、市街地信用組合、無尽会社及び農業協同組合並びに貸金業者について各別に定める。

(四) 右金利は厳重に励行せられるものとし、これが違反については何等の名義を以てするを問わず、重い過料に処するものとし、これを強行に取締る。

十一、貯蓄の増強

ディスインフレーションの根本方針に則り産業資金等の需要は、これを貯蓄によって賄うため、左の貯蓄増強の措置をとる。

(一) 預金利息課税の源泉選択税率を引下げると共に実質的全面的預金源泉課税となし、支払調書の作成を不要とすると共に、預金をなすことにより現金退蔵よりも租税を重課せられるとの大衆の不安感を除去する。

(二) 無税である国民貯蓄組合預金の預入限度を一口十万円に引上げる。

(三) 納税に充当する限り無税の納税準備預金を新に設ける。

(四) 長期資金の供給を円滑にするため、定期預金その他長期預金の優遇を図る。

(五) 前述の如く銀行の金融債発行を可能ならしめ、その長期資金の調達に資せしめる。

十二、金融機関の経営の正常化

(一) 金融機関の経営を健全ならしめるため、金融機関（保険会社を含む）は、すべて経常支出は経常収入の範囲内を以て賄うものとする。

(二) 金融機関の自己資本の充実を期するため、金融機関は、増資、消却の増額その他内部資金の充実に努めるものとする。

(三) 融資準則における現在の個別承認制を廃する等事務の簡素化を図る。

(四) 閉鎖機関等より代物弁済として受領した国債等により日銀に対する指定時借入金等を返済することを考慮し、金融機関の日銀依存態勢の廃止に資する。

十三、法令の制定

右金融政策の実施に必要な法令を制定する。

十四、金融方策の実行の確保

右金融政策の実行を確保するため左の措置をとる。

(一) 整備したる報告の徴取

(二) 検査の励行

(三) 違反に対する処罰の実行

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一七。

(10) 新政策と過渡的金融空白に処する緊急措置の要望

（昭和二四年四月九日経済同友会）

新政策と過渡的金融空白に処する緊急措置の要望

（昭和二四年四月九日経済同友会）

ディスインフレーション政策の実施に当っては、我が経済現下の特殊事情に鑑み、格段の考慮を要する基本点については、本会のさきに具体的に政府に要望せるところであるが、現下に於ける一層焦眉の急務は新政策に基く施策の急転回に伴う過渡的混迷に対し、有効適切な応急措置を即時講ずべきことである。

そもそも今次のディスインフレーション政策は、我が企業界がこれ迄その運営の或いは目安とし、或いは資金的動脈の一としてきたものを一応御破算にする結果となったが、これに伴い直ちに起る緊急課題は、右の代りに如何なる目安が与

えられ、政策急転回のつなぎを如何にするか等の善後措置であるが、これ等の重大問題につき政府は未だ何等の方針さえも明示していない。経済界は前途の見透を生命とするものであること云う迄もない。それだけに以上の如き金融政策の過渡的空白は経済界に多大の不安と混迷とを齎らした次第であるが、就中此際致命的悪影響を与えつつあるものは、四月一日以降復興金融金庫の融資が突然的に殆ど全廃せられるに至ったことに伴う左の如き諸点である。

(1) 基幹産業その他の企業の少からぬものは、融資総額につき復金の正式認許を得、その分割融資によって建設事業を現に進行中であるが、これ等に対し四月以降の既約融資が果してどうなるかが不明であることに基く不安混迷

(イ) 第一の不安混迷は既約融資の残額が新機関（それが如何なるものかも不明であるが）によって既約通り果して貸与せられるかどうか、乃至は新政策の下で削減的変更を蒙るかどうかである。その如何によって、企業計画は重大変更を必要とし、関連産業も亦多大の影響を蒙るが、その重大な点が不明であるため、経済活動は少からぬ障碍に直面しつつある。

(ロ) 第二の不安混迷は、右(イ)は契約通り継続せられると仮定しても、現下焦眉の問題は右残余融資が四月以降時間的中断なく円滑に行われるかどうかである。万一右融資に中断が起れば、現在折角進行中の事業は資金難から中断せられる外ないが、ために生ずる関連企業の打撃と国民経済的損失（増産計画の頓挫と資材の空費）は莫大である。しかもかかる融資中断は既に四月一日以降現に脅かされている文字通り一日を争う緊急問題である。

(2) 新年度の復金融資を予定して、内示的に復興計画を進めつつあった企業及び関連事業は少くない。否、ある意味に於ては、日本経済そのものは、政府従来の復興及び資金計画を目安として、それぞれ企業計画を進めつつあったと云っても必ずしも過言ではない。然るにいま突然復金融資は殆ど全廃状態となったが、これに代る新融資方策は未詳である。必然に企業界は拠るべき目安を失い、生産計画の変更身構えの手控え的観望気味とならざるを得ず、ために現下の最大急務たる生産増強に尠少ならぬ打撃を及ぼしつつある。右は延いて取引の渋滞となり、企業の経理に多大の困難を加重しつつある。

(3) 我が経済自立の基底たる過剰人員の整理、設備の補修改善等の企業合現化については、所要の合理化資金の供給が当然に復金より融資せられることを予想して、労資交渉の下に企画の進行せられつつあるものが現に少くないが、その途上に於いて復金融資は突然殆ど全廃的となった。しかも復金に代って如何なる機関がかかる機能を果すかが未だ不明であって、このため我が経済自立上現下必須の企業合理化が著しく阻められつつある。

(イ) 一体此種の融資は我が企業現下の状態の下では、リスクの負担及び資金源（相当長期固定する）につき特殊の金融措置を必要とし、その故にこれ迄復金の如き特殊機関の活動に依存せざるを得なかったのであるが、復金に代るべきかかる特殊的金融措置については政府は未だ何等の対策をも講じていない。

(ロ) 巷間、日銀のバックにより市銀をして之に当らしめるとの説があるが、リスクの負担に対する政府保証なき限り、市銀にこれを期待し得る余地は著しく限られ、到底現下の我が経済要請に応じ得ない。

(4) 以上各項の措置如何によっては、企業界は多大の打撃とゆゆしき経営困難とに逢着することとなる。自然かかる不安のために、銀行その他の信用警戒を激化せしめ、さなぎだに既に極度の窮乏状態にある企業の金詰りを更に絶望的に困難ならしめつつある。

(5) 元来現下の我が企業は政府の租税及び価格政策等、経理上に対する政治的過重圧迫のため、手許資金は極度の窮乏に喘ぎ、資金的には文字通り其日暮しの状態にある。従って以上述べたような金融政策の過渡的空白に対しては、之に耐え得る余裕は全く無く、ために直ちに生産及び取引の大規模の凝滞を招来する実情にある。その結果、ただに企業の自立を愈々至難にするのみならず、国民経済活動全体の衰退となって、租税収入等を激減せしめ、この側面より、今次ディスインフレ政策の根幹である健全財政そのものを根底から覆す危険が甚大である。この意味に於て、産業資金供給の流れは、此際一刻も之を停止せしめてはならず、その最低必要量は是非とも之を不断に確保せねばならぬ緊急事態にある。

このように金融政策の過渡的空白によって生ずる国民経済の損失と、企業の打撃とは洵に深大であり、延いて歳入激減となり、二十四年度健全財政予算そのものを画餅に帰せしめる惧が多大である。特に既に瀕死的重患状態にある多くの我が企業にとっては、それは死活を分つ重大問題であって、この側面より恐慌的危機を孕む惧れは決して絶無ではない。

よって政府は此際至急これ等の諸点に対する過渡的応急措置を講ずるは勿論、貿易特別会計の黒字資金の運用その他の基本的新金融政策についても、現下の緊迫せる我が経済の実情を関係方面に具陳して、極力早急にその具体的方針の決定せられるよう努力し、以て経済界にその嚮うべき方途を速かに明示せられんことを要望する。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(11) 公団金融逼迫問題の具体的所在点

（昭和二四年四月一二日銀行局復興金融課）

公団金融逼迫問題の具体的所在点（銀、復、二四、四、一二）

一、公団金融逼迫の問題は配炭及び価格調整公団を除けば他の公団については現在の復金の貸出残をそのままとしておけば大体賄い得る見透である。この場合、船舶公団及び産業復興公団の設備資金は政府出資等によることとして一応考慮外とする。又石油公団は清算方式が未決定のため回収時期並に金額も予測出来ない。

二、配炭公団の四月中資金繰予想は左表の通りで現在の借入残七六〇百万円に更に四、九〇四百万円の借入増加が必要となり且つこの金繰りは売掛金回収の促進が進捗しない限り解決されないものである。

四月中資金繰予想（配炭公団）

(イ) 収入

前月繰越	九四五百万円
三月分補給金概算	一、九四七
十二月分補給金精算	八〇〇百万円
二月分補給金精算	七〇〇
一般回金	六、六三〇
輸出炭	四〇〇
其他	一四七
計	一一、五六九

(ロ) 支出

認証手形決済	四月九日期日分	二、三〇三
〃	四月一九日〃	三、九七九
〃	四月二八日〃	二、六一八
	計	八、九〇〇
運賃、諸掛、コークス現金払		七三〇
本部支払利息、保険料等		二七八
輸入炭		八四〇
納付金等		五、六八五
次月繰越		四〇
計		一六、四七三

(ハ) 差引不足　四、九〇四

三、配炭公団の四月中資金繰は右の通りであるが旬別にこれをみると、上旬は繰越金、補給金及び回収金によって斯く越旬出来るが、中旬においては補給金収入が予算成立時期の関係上入金予想困難のため、認証手形決済金にはるかに及ばず、三、三〇四百万円の資金不足となり、更に下旬は月末回収金入金に拘らず、価格差益金、剰余金等の国庫納付の関係上更に一、六〇〇百万円の資金不足を来し、結局月中四、九〇四百万円の不足となる。右の不足金は公団売掛金が現状以上に期間的な改善をみない限り、来月以降においても同様の問題を残している。

参考のために主なる売掛金の状況をみれば左表の通りである。

一月末売掛金状況表（単位百万円）

進駐軍	一、六三六	輸出炭	一、二一三
陸運	二、〇八八	海運	五〇二
電力	三、九〇五	ガス、コークス	四四二
鉄鋼	一、二八三	金属工業	七三
鉱山精錬	四一三	造船造機	六二八
食料品	一一六	窯業	一、二二三
繊維パルプ	六六七	化学肥料	一、七七三
化学工業	七三八	其他	一、二一七
計	一七、九二七		

右は平均二・一四ヶ月分に相当する。

四、価格調整公団においては化成品関係を主として左表の如き認証手形決済不能額が見込まれている。

四月中認証手形決済不能見込額

化品	一七八、三一五千円
カーバイト	二六、八〇〇
火薬	四五、〇〇〇
セメント	七二、八〇〇
硫酸	五、〇〇〇
石砂	三〇、〇〇〇
赤字増加（一ヶ月分）	六三、〇〇〇
計	四二〇、九一五

これをメーカー別にみれば五大メーカーについては保土谷化学のみで他は群小メーカーであって、現状を以てしては早急に資金繰好転の予想はたたない。

根本的には価格調整公団の買収、買戻制によって従来安易に資金操作を行ってきたものが新規の買収停止によって急激に困難に逢着したものとみられ、結局メーカー自力の信用によって金融を受けない限り、今後の問題は解決されないが、何れにしても現在の認証手形については何らかの措置によって対策を講じない限り、不渡のおそれは充分である。

五、最後に三月末における各公団別復金融資残は左の通りである。

配炭	七六〇百万円
肥料	〇
石油	一、四四〇
価格	二、七九九
食糧	八〇〇
食品	二、一九五
飼料	三三四
油糧	八一一
酒類	〇
船舶	八、一四五
産業	八九七
合計	一八、一八一
内訳 運転	九、四五六
設備	八、七二五

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(12) 昭和二十四年度綜合資金計画の説明

（昭和二四年四月一二日理財局経済課）

昭和二十四年度綜合資金計画の説明（昭二四、四、一二理経）

一、本年度の綜合資金計画は、均衡財政の推進を主軸とするディス・インフレの線に沿いつつも貯蓄の増強、弾力ある信用政策と援助資金の使用宜しきを得ることによって、通貨の増減なく、且つ経済復興計画の生産目標を達成するに必要な適正産業資金の供給確保に遺憾ないように策定した。

二、次に財政と産業とに大別して、本計画の示す処を概観すれば

(一) 財政

国家財政は完全なる均衡を得て居り、昨年度の如く、財政に起因する資金の撒布超過は停止するのみならず、三二一億の公債及び借入金の償還九五〇億の復金債の償還（内、交付公債によるもの六二五億）が行われ唯一の新規発行公債たる鉄道通信の建設公債二七〇億は援助資金による引受が予定されているので、国家財政限りにおいてはむしろ通貨収縮を生ずる傾向にある。

地方財政では、二三三億の起債があるが、全額預金部資金により消化することにより、地方財政よりのインフレ原因も亦除去されている。

(二) 産業

産業資金は、経済復興計画の生産目標の達成と貿易振興等に必要と考えられる適正金額を推定したのであるが、これが調達を確保するには、先ず産業資金の供給源たる貯蓄目標二、五〇〇億達成のための施策をこらすと共に、国民の冗費の節約を期待しなければならぬ。

又資金配分の面においては、産業資金就中長期資金の供給を確保するためには、企業合理化によって、企業の社内留保を図り、企業の信用を増加して、株式社債による資金調達を講ずることに努めることが必要なことは勿論であるが、それと併行して一般金融機関の設備資金供給の促進、預金部資金の活用、証券投資の促進等の問題を解決せねばならぬ。最後に、連合軍の承認を得て援助資金の一部を産業資金に振向け得ることを期待している。

三、次に、本資金計画の計数について、簡単に説明すれば、次の通りである。

(一) 資金供給

(1) 金融機関二、三〇〇億円

(a) 一般金融機関及び預金部の資金蓄積の総額であって、預金部資金の中地方債二三三億引受けた残額と一般金融機関の貯蓄は、全部産業資金の貸出に充てられる。

(b) 算出根拠

経済安定九原則の具体化、均衡財政の堅持、租税負担の増加に伴い本年度において予想される預貯金は、財政金融の放出資金の還流と云う形によった昨年度のインフレ下の預貯金とは全くその様相をことにするであろう。従って、昭和二十四年度の貯蓄性向は通貨の安定していた昭和五―九年の比率に接近することになるものと予想して二、五〇〇億と推定した。

尚、貯蓄目標としては、国民貯蓄組合の全面的結成による零細貯蓄の増加見込みを加え、努力目標として二、五〇〇億と決定した。

(2) 政府出資及債務償還　七〇五億円

内訳

政府出資	六九
船舶公団	五四
開拓者資金融通	一五
政府債務償還	六三六
公債	二一
借入金	二九〇（内　貿易特別会計借入金返済二五〇）
復金債	三二五（外　二十四年度交付国債による償還六二五）

政府債務償還六三六億の内、市中金融機関及預金部に返済される部分は、金融機関の貯蓄と共に、資金配分の面では、金融機関の産業への貸出となる。

(3) 直接投資　七〇〇億円

株式、社債企業の社内留保の合計で証券投資の促進、企業の合理化等の施策により、七〇〇億を推定した。

資金配分において、同額が全部産業資金に投資される。

(4) 援助資金　一、七五〇億円

本年度中貿易特別会計に生ずべき黒字一、七五〇億である。之が使途については、勿論、連合軍総司令官の許可を必要とするが、目下の処建設公債二七〇（鉄道一五〇、通信一二〇）を引受けた後、残額の一部が産業資金に振向けうることを期待して、資金供給では、国債二七〇、その

他一、四八〇に分け、資金配分では一応財政資金中国庫の項に二七〇、産業資金に一、四八〇を上げた。

(二) 資金配分

(1) 財政資金　五〇三億円

国庫　二七〇（援助資金引受）

鉄道建設公債発行　一五〇

通信建設公債発行　一二〇

地方　二三三（預金部引受）

国庫関係の説明は既述の通り地方二三三は本年度地方債の起債額である。

(2) 産業資金

産業資金の中設備資金に関しては重要産業について個別的に検討した結果をつみあげたものである。

運転資金については物価の騰貴はないものとし生産増加による増加運転資金に貿易振興に伴う資金等を加えて所要額を計上した。

(a) 金融機関貸出

一般金融機関及び預金部の産業への貸出である。昨年度とことなり、復興金融金庫の融資は(b)の通り期待出来ないので、主として国民の貯蓄を源泉とする金融機関の貸出が産業資金の大部分を供給することになる。

(b) 復金

復金は政府出資の三〇〇億交付国債の六二五億貸付金回収の一部をもってあげて復金債を完全償還するものと予定し従来同金庫がなした保証の肩替りは若干予想されるのであるが、新規貸出は一応零とした。

(c) 政府出資　六九

資金供給の(2)政府出資及び債務償還七〇五の中の政府出資六九に相当する。

(d) 直接投資　七〇〇

資金供給の(3)直接投資七〇〇に相当する。

(e) 援助資金　一、四八〇

資金供給の援助資金一、七五〇中その他一、四八〇に相当する。説明は既述の通り。

(3) 手持現金増加

昨年度の実績並びに本年度の貯蓄増加見込から二〇〇と推定した。

(三) 右の結果、資金供給、資金配分共合計五、四五五億となり昨年度は九三七億の通貨増発を見たのが本年度においては通貨の増発はないことになる。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(13) 昭和二十四年度貯蓄運動方策要綱

（昭和二四年四月一二日閣議決定）

昭和二十四年度貯蓄運動方策要綱

経済の終局的安定を図り、徹底的にインフレーションを終熄せしめ、更に豊かなる経済的発展を遂げるためには、国民自らの強烈な自主的精神と耐乏生活に徹した努力により、貯蓄の増強を図り、資金を蓄積することが急務である。

よって、昭和二十四年度においては、この要綱により、全国民一致の協力の下に貯蓄運動を一層強力に展開し、経済の安定と自立に資するものとする。

第一、一般預金増加目標額

年間二、五〇〇億円とする。

第二、方策

一、現段階における貯蓄の意義徹底と耐乏生活の提唱

(一) 経済安定九原則の目途とする我国経済の安定及び自立のためには、通貨の安定と資金の蓄積を急務とし、このため貯蓄の実践が不可欠である所以の理解徹底を図ること。

(二) 財政の真の均衡化により、生産増強輸出振興等のため必要な資金はすべて貯蓄の増強による蓄積資金による以外に途なき所以の理解徹底に努めること。

(三) 国際社会における信用を得るためには、通貨を安定し、為替レートを維持することを要件とし、貯蓄の増強が絶対に必要な所以を強調すること。

(四) 経済安定九原則は、通貨措置等を予想するものでなく、あくまで健全な通貨政策の下に真の経済安定を図るものであることを解明すること。

(五) 今後の貯蓄の源泉は専ら国民の救国の真情に発する勤労意欲の向上と耐乏生活の実践によって生み出されるものであることを強調するとともに、今後の経済事情は、特に個人生活においても計画的な各種の準備貯蓄を必要とすることを啓蒙すること。

二、貯蓄推進の施策事項

(一) 貯蓄組合の結成、充実を強力に推進し、末端の貯蓄実践を促進すること。

(二) 貯蓄増加目標額の達成を期するため、都道府県別及び金融機関別の貯蓄増加目標額のほか、多角的に自主目標額の設定を指導すること。

(三) 階層、季節に応じて、所得源泉の発生乃至は資金の移動等を科学的に追及捕捉して貯蓄勧奨の合理化に意を用いること。

(四) 教育機関その他各種団体を通ずる等により、広く経済自立促進耐乏生活の実行を促すこと。

(五) 貯蓄実践模範地区の一層の強化を図ると共に、これを好範例として各地方における貯蓄実践の刺戟とすること。

(六) 貯蓄の増強に資するため、預貯金等の優遇を考慮し、課税上の取扱に工夫を加えること。

(七) 割増金附定期預金を含む固定性預金の吸収に工夫を加え、現下喫緊とする長期資金の供給に即応せしめること。

(八) 納税準備預金制度の普及に努め、貯蓄と納税の併進に資せしめること。

(九) 貯蓄増強の一環として、健実な証券投資を勧奨すること。

(十) 貯蓄運動の趣旨の末端までの浸透のため、特に中央地方を通じ、行政機関の積極的な活動を図ること。

(十一) 金融機関は計画的且つ効率的な貯蓄吸収方途を講ずること。

(十二) 金融機関等における貯蓄奨励上の勤労強化に対し、必要物資の特配を考慮し、その遺憾ない活動を期すること。

(十三) 貯蓄の奨励に功績顕著な者を表彰し、気運の醸成を図ること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七七。

(14) 新予算下の金融対策に関する意見

（昭和二四年四月一五日経済団体連合会）

新予算下の金融対策に関する意見（二四、四、一五経済団体連合会）

昭和二四年度予算は、日本経済の早期安定に関する方針を強力に盛り込んだ画期的意義を有するものであり、その実行についてはわれわれも亦全幅の協力を惜しまない。然しながら、この画期的変革予算を実行するに当っては、極めて細心の注意を要すること勿論で、一歩を誤まれば、日本経済は重大な混乱に陥ることなしとも限らない。特に新予算の実行に当っては、金融政策上留意を要すべき点が少くない。よってわれわれはとりあえず当面の金融対策について、有の侭の切実なる実情を基礎として、当面最も緊要と考えられる施策を左に要約し、以て各方面の参考に供する。

一、当面の金融異常梗塞とその応急策について

現在のわが産業界は、復金融資の停止、政府及び地方自治体、並に諸産業間の支払の遅滞、予算縮減に伴う政府内示発注の打切、経営の自立を阻む不合理な公価の存在等によって、異常な金詰りに陥り、正に恐慌前夜の如き危険な様想を呈している。金融は人体における血行のようなものであるから、一日と雖もそれが止まれば、経済は全面的に麻痺する外ない。よってわれわれは、政府、日銀等の関係当局が特に次の諸点について即刻勇断を下されんことを切望する。

(1) 復金融資停止後の建設資金については、大体において援助資金見返り勘定の放出に期待する外ないことになったが、右見返り勘定の運用開始に至る

までの数ヶ月間、特別のつなぎ資金を供給することが絶対に必要である。これまで復金融資に依存していた某社の例をとると、復金停止に伴ってその会社の事業計画を最小限度まで圧縮したが、なお且つ四―六の三ヶ月に二十七億円の資金を調達しなければ、現在継続中の事業又は既に発注して製作中の機械設備等に対する代金支払の目標が全く失われることとなり、広範囲に亘る既投下資金の効率低下、生産現場の混乱等を免れ難い事情が明白になっている。このような事例は他にも相当多数あって、差当り本年六月頃迄の間におけるこの種資金の所要額は既に着手せる継続事業遂行のために要する分だけで最低百億円程度と見積られる。

(2) 而して右つなぎ資金の供給は、焦眉の急を要するものであり、しかも若干の長期化を覚悟せねばならぬ性質のものが多いので、仮に資金は日本銀行等から供給されるとしても、市中銀行のみの全責任において之を事業会社に供給することは、実際上至難と考えられる。従って何等かの保証制度によることが是非必要で、この点特に政府、日銀等の勇断を切望する。

政府及び地方自治体の支払遅滞は六百億円前後と見積られ、之については至急に解決されるものと期待しているが、此の外に炭鉱業を主とする支払遅滞が関連産業その他に波及して今や産業界の全般に拡がり、安本の調査によれば、産業界はいま五百億円以上の支払遅滞金を抱えていると云われる。

然しこれらの支払遅滞は、相手方産業から見れば即ち売掛金の固定化であり、全体としては相互に相殺可能のものが多い。よって特定の金融機関が、或る産業に対する支払予定金を見返りに、その支払を受ける産業に一定割合の貸付を行えば、支払遅滞は次々に決済されて、産業金融を著しく健全化することが可能であると思う。われわれは、政府支払の促進と共に、かかる特殊金融について、格別の考慮を要望する。

(3) 今回の予算では、鉄道、通信等の如き政府の事業会計および公共事業費等において、その補修乃至建設上、継続的に支出を要する経費が打切られたため、内示発注の大量打切りをきたした。それらの中には既に納入済の製品もあって、車両業界だけでも三十七、八億円に上る納品代金の棚上乃至既着手の注文打切り品を有し、これがため非常な資金難に陥っている。

このような継続的性格の支出については、その内容を十分検討する必要もあろうが、差当り当面の応急措置に特別の考慮を払うことを要望する。

(4) 右の如き政府の継続費支出が予算切替期に円滑を欠くことは、終戦後毎年の通例になって居るが、之は曽ての継続費予算制度が廃止されたことによる点が多いと考えられる。よって次年度以降においては、長期に亘る製作品については、後年度に亘る継続費予算の計上を認める等の方法によって予算改訂期の混乱を避けられんことを特に要望する。

(5) 現行の公定物価中には、過去における機械的低物価政策の結果甚しく不合理な抑制をうけているものがある。特に国民経済に必要な基礎物資の大部分は、減価消却は勿論、当然必要な修繕費すら見込めないような無理な価格になっている。これらを早期に是正することなくしては、資本の喰潰しをなくし、真の採算的基礎に立つ企業の健全化を期することができず、従って増資等による自己資金の調達もできず、当面の金詰り打開も赤字金融化の懸念があり、且つリスクを伴うため非常な障碍をうけることとなる。

政府はこの点に特段の考慮を払われたい。

二、援助資金見返り勘定の運用について

本年度の貯蓄増加の見透は極めて悲観的で銀行預金の増加は昨年度の実績約二千七百億円をはるかに下廻って、千五百億円も危ぶまれる状態である。また会社が増資によって資金を確保しうる額も、現在の如き企業の経理状態では甚だ悲観的である。然るに一方資金の需要は、経済の復興を必要とする以上、長期短期共に相当の多額に上るべきは当然である。故に、至急資金の需要を極力圧縮すると共に、貯蓄増加、合理化その他による企業経理の改善等に大いに努力するとしても、なかんづく復興に必要な建設資金は結局相当額を援助資金見返り勘定からの放出に仰ぐ外ない。新予算においてそれが許容される建前にあることは、われわれの大いに感謝する所であるが、われわれはその実際上の運用について、左の諸点を特に要望する。

(1) 援助資金見返り勘定の運用については、運用委員会が設置されるやに巷間伝えられて居るが、その審議事項は関連する方面が広く、且つそれは日本経済のあり方を決定するものであるから委員会の構成に当っては、政府ならびに金融業者のみならず、産業経営者、農業代表者等をも含めて設定することとし、なお、個々のケースの審議については、複雑な業種事情の捕捉に遺憾なからしめる為め、これを諮問する専門委員会を付設し、関係業界の専門家を参加させる途を拓かれたい。

(2) 復金融資停止に代る措置としての考慮を十分にめぐらし、産業建設資金の融通を特に迅速に行うと共に、融資の範囲、条件等が日本の産業復興上の必要によく合致するよう十分留意されたい。

(3) 国債ならびに復金債の償還にあてられる部分については、長期設備資金及び運転資金の所要とにらみ合せ、適切な量と時期とを選び、且つその資金が市中銀行の手を通じて長期設備資金にも円滑に融通されるよう特別の措置を考慮せられたい。

三、増加運転資金等の供給について

最近におけるインフレ安定化傾向、均衡予算の実施等より見て、本年度における運転資金の需要は、インフレ昂進期の如く甚しく増加するとは考えられないが、他面本年度増産計画の実施、六億弗に上る輸出計画の実行等を勘案すれば、運転資金必要額の増加は、正常の生産用だけでも少くとも千五百億円位に上るであろうと予想される。さらに、企業合理化の為の資金需要、産業転換資金の需要等を考慮すれば、本年度の運転資金及びその他資金の需要合計は少くも二千億円以上になるものと見なければならない。従って之が供給を円滑ならしめる為には、特に次の諸点に注意する必要があるものと考えられる。

(1) 援助資金見返り勘定は、輸入物資を民間に売却することによって民間から資金を吸上げた結果として生ずるものである。従ってその金額が何等かの形で民間に還元されるような政策をとらなければ、デフレーション作用を起し、民間資金の不足を招く道理である。然るに右援助資金見返り勘定による公債償還の結果が、或いは日銀手持公債の減少となり、或いは七百四十億円に上る日銀手持復金債の償還に充てられるということになると、これは結局において資金を民間に還元する所以とならない。よって、かようにして日銀の通貨発行高が異常に収縮することとならぬよう、日銀の信用政策上特別の考慮を払われんことを切望する。

(2) 企業の合理化はわが国目下の至上要請であり、これなくして経済の安定も企業の健全も期し難いのであるから、これに要する資金の供給については、特に便宜を供与されるよう要望する。

(3) 急激な産業転換等に際し一時的に起る製品のストック、暫時的に遊休化する設備等にして、日本経済の自立復興上不可欠のものに対しては援助資金見返り勘定の利用等による特殊金融の方途を講ぜられたい。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一六。

(15) ドッヂ公使に対する預金部資金課関係要望事項

（昭和二四年四月二〇日銀行局）

ドッヂ公使に対する預金部資金課関係要望事項（昭二四、四、二〇）

一、預金部資金運用計画について

(一) 昭和二十四年度において預金部資金は左の通り四二三億円蓄積される見込である。

郵便貯金	二七〇億円
簡易生命保険預金	五〇
厚生保険預金	六〇
償還金	四三
計	四二三

(二) 預金部資金の運用については、連合国最高司令部の指令により国又は地方公共団体に対する貸付及び復金債に対する投資に限定されているが、昭和二十四年度においては、国債又は国の借入金は所謂カウンターパート・フ

ァンドによって賄われる見込であり、復金債の新規発行は認められないので、昭和二十四年度地方起債予定額二三三億円を全額引受けてもなお一九〇億円の余裕金が生ずる。

㈢ 余裕金の運用については、長期産業資金、農林漁業資金、中小企業資金等逼迫の現状に鑑み、産業金融に振向け経済復興に資したい。但し預金部資金はその性質上国家公共の利益のために有利確実に運用するを要するから、産業金融の実行に当っては右に留意し特に償還の確実を期さねばならない。

運用の形式は金融債、事業債の引受、一定の金融機関に対する貸付等とする。

二、アメリカ援助見返資金による預金部所有国債の優先的償還について

㈠ 経済安定九原則に則り大蔵省預金部特別会計の収支の均衡を期するためには、郵便貯金業務の運営を適正且能率的にして通信事業特別会計への繰入れを極力削減するとともに、預金部資金の運用を有利確実にして運用利殖金収入の増加を図ることを基本方針としなければならない。運用利殖金の増収のためには、新投資を有利に実行する反面既運用資産についても再検討する要がある。

㈡ 預金部資産のうち最も運用利廻りの悪い国債は三月末現在で預金部総資産一二二、七四六百万円の五八％に相当する七〇、七四二百万円の巨額に達し、そのうち三分半利の低利国債は六二％に相当する四三、七九一百万円もあって預金部総資産の三六％に相当する。

㈢ アメリカ援助見返り資金を国債償還に充てる際、大蔵省預金部特別会計の経理改善を図るために、預金部手持国債、就中低利国債を優先的に考慮されたい。

㈣ 右の優先的考慮は大蔵省預金部特別会計の健全化のためのみならず現在喫緊の長期産業金融を適切且円滑に実行するためにも必要である。即ち、アメリカの援助見返り資金を市中銀行手持国債の償還に充てても、その償還による余裕資金は厳重に運用を規制しなければ長期産業金融に廻らず、たとえ廻すことができても市中銀行資金に対する右のような規制が果して妥当であろうか疑わしい。

預金部を利用することによって目的は有効に達せられる。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(16) 当面の産業資金供給に関する事項（ドッヂ公使への要請事項）

（昭和二四年四月二五日銀行局）

当面の産業資金供給に関する事項（銀二四、四、二五）

（ドッヂ公使への要請事項）

一、産業運転資金の供給について

㈠ 金融機関における手許資金難から、国有棉花の払下代金の決済資金も供給難であり、又貿易手形も容易に割引できない現状である。勿論、必要な資金であるから、日銀からこれを貸出せばよいのであるが、

(イ) 実情としては、都市銀行は、大体例外なく例の十二％の高次高率適用を受けるので、感情的に、これ以上日銀借入金を増加したくない。

(ロ) 又、政策的にも、都市銀行の日銀借入金が、これ以上増加することは、望ましくないと思う。

㈡ ついてはオープンマーケットオペレーションを再開したいと思う。その方法としては、

(イ) 援助資金による国債買入が、早急に認められるのであれば国庫金の繰替使用によって、取敢えず若干（大体百億円）の市中銀行所有国債の買入を実行願いたく、又

(ロ) 若し、右が早急に実現できないときは、預金部資金の余裕金を利用して、市中銀行の復金債を買入れることを考慮願いたい。

㈢ なお、貿易金融資金、農林漁業資金、中小企業金融資金のうちには、危険性の有無が不確かであるが、これが金融を行うことは必要なものがある。これらの特殊資金の供給を容易にするため、暫定的な経過的措置として日銀勘定に次のような信用保証基金を設けたいと考えている。

(イ) 日銀は差当り例えば二十億円（昭和二十三年下期の国債消却充当額に相当する）をこれに充当する。

(ロ) 右基金による保証限度は、例えばその五倍（差当り百億円）とする。

(ハ) なお、場合によっては、一般銀行からも、或る程度、この基金に出損することを考慮してもよい。

(ニ) 銀行がこの保証基金による保証を受ける場合には、保証料を支払うことは勿論である。

註　最近の日銀券発行高、民間貸出金及び政府指定預金の金額は、後記の如くであって、政府指定預金が引出されるときは大体日銀貸出金が増加することになっている。

㈣ 又、昭和二十四年度予算の成立及び経済九原則による金融の正常化並びに輸出の振興の必要性に鑑み、取りあえず現行金融機関資金融通準則について、次の如き改正を加えたい。

(イ) 貿易手形、公団認証手形、配給手形、公団証明付手形、庫出証明付手形による緊要な運転資金の金詰りを打開して所要の資金を確保するため銀行は、その総貸出残高の一定割合（差当り二〇％）以上を右手形に運用することを要するものとし、運用し得ない差額は短期政府証券又は日本銀行預ケ金とせしめること。

(ロ) 行政簡素化のため大蔵大臣の乙種設備資金及丙種資金の個別承認制を廃止すること。

	発行高	民間貸出金	政府指定預金
一九四八・一一	二、九四七億円	五九四億円	〇億円
一二	三、五五二	五一九	〇
一九四九・一	三、四一六	六一〇	〇
二	三、二二四	七二五	〇
三	三、一二五	六七九	三二七
四・一五	三、〇七二	七二五	四七二

二、産業の設備其の他長期資金の供給について

㈠ 金融機関の短期資金を長期資金にコンバートする方法として、先に興銀債の発行限度を現在の十倍から二十倍に引上げることを認められたが、勧業銀行にも差当り資本金の十倍程度でも差支えないから再び勧業債券を発行することを認めてもらいたい。

これは勧銀は債券発行の経験を有し、その募集先は興銀債と違うサークルでもある。又金融機関や預金部が金融債を引受ける場合選択の余地があった方がよいと思う。

右の他農林中央金庫、商工中央金庫の債券発行限度十倍を二十倍程度に増加する等の措置を講じてもらいたい。

㈡ 預金部資金は、相当の余裕を生じているから、これを興銀債等の金融債及び電力債その他のキイインダストリの社債で、利払と償還とが確実なものに運用すること並びに産業資金供給の目的で金融機関に貸出をなすことを承認願いたい（現在、ディレクティブにより、このような運用は制限されている）。

註　なお右の外次の点についてもお願いできれば銀行局としても甚だ幸である。

㈠ 産業の設備その他長期資金は、原則として、増資等によって賄うべきであろうから、これを容易ならしめるため左の措置を促進願いたい。

(イ) 独禁法の改正案を速かに確立すること。特に一般の法人も個人同様の制限下に株式を持ち得ることとすること。

(ロ) 企業再建整備法により資本金に損失を生ずべき特経会社でも、その整備計画書承認前でも、新勘定増資をなし得ることとすること。例えば、三菱重工、扶桑金属。

(ハ) 企業再建整備法による整備計画の承認及び集中排除指定会社の処置を極力早く終結すること。

㈡ 援助資金により産業に対し直接投資又は貸付をする場合これに必要な援助資金会計の預金が充分溜らないときは、政府の一般預金に余裕が

あるときは、これを繰替使用することを承認願いたい。なお、これについて国庫繰替使用の法案の国会提出を至急御承認願いたい。

三、援助資金による日銀所有復金債償還

予算措置の関係上日銀所有の復金債七四一億円のうち六〇〇億円は、援助資金によって償還されることになるが、これは、ディスインフレの趣旨によって、更に日銀が預金部又は市中金融機関所有の国債を買入れるように使用せしめるよう条件をつけられたい。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(17) 金融機関資金融通準則改正要綱案

(昭和二四年五月六日銀行局)

金融機関資金融通準則改正要綱案（昭二四、五、六銀行局）

一、改正の方針

昭和二十四年度予算の成立及び経済九原則による金融の正常化並びに輸出の振興の必要性等に鑑み、取りあえず現行金融機関資金融通準則について次の如き改正を加えるものとする。

(一) 貿易手形、公団認証手形、配給手形等緊要な運転資金の疎通を図り、所要資金の円滑なる供給を確保するため量的規制を行うこと。

(二) 行政簡素化のため大蔵大臣の個別承認制を廃止すること。

二、改正の要領

(一) 銀行はその総貸出残高の二〇%以上を次の手形に運用することを要するものとする。

(イ) 貿易手形
(ロ) 公団認証手形
(ハ) 配給手形
(ニ) 公団証明附手形
(ホ) 庫出証明附手形

(ヘ) 農業手形
(ト) スタンプ手形

右の場合において、銀行がその総貸出残高の二〇%以上を右手形に運用し得ない場合においては、その差額は、これを政府短期証券に運用するものとする。

但し、四月末における右手形保有額の総貸出残高に対する割合が二〇%に達しない銀行は、右二〇%に達するまで、前月末の手形運用額の他毎月規制資金の二五%以上を新に手形保有高に加えなければならない。

(二) 優先順位乙以下の設備資金（乙については新設拡張のみ）及び丙の運転資金に対する大蔵大臣の個別承認制はこれを廃止する。大蔵大臣は、毎月の貸出増加額の三%を以て右融資の増加限度とし、右のうち一件百万円以上の融資についてのみ毎月報告を徴するものとする。

但し特殊な理由により右三%により得ない金融機関について大蔵大臣は一〇%の限度内で各別に特例を認めるものとする。

尚当分の内、右の百万円以上のものについては当該銀行は事前に日本銀行に協議するものとする。

註　日本銀行においては地方銀行等による手形の再割引を斡旋し割引市場の育成を行うものとする。

(参考表)

一、規制手形現在高調　(昭二四、二月末現在)

手形名	現在高	総貸出残高に対する割合
貿易手形	一八三億円	四・八%
公団認証手形	三四二〃	八・九〃
配給手形	七三〃	一・九〃
公団証明附手形	二一〃	〇・五〃
庫出証明附手形	六〃	〇・二〃
農業手形	三〃	―
日本銀行スタンプ手形	九六〃	二・五〃
計	七二四〃	一八・八〃

二、規制手形資金需給見込高調

(一) 二四年三月末総貸出残高	四、一一〇億円
(二) 二五年三月末までの貸出増加見込額	二、四六〇〃
(三) 二五年三月末総貸出残高見込額	六、五七〇〃
(四) (三)の二〇%	一、三一四〃
(五) 二五年三月末規制手形資金所要見込額	
貿易手形	六〇〇〃
公団認証手形	四一〇〃
配給手形	九三〃
農業手形	二〇〃
公団証明付手形庫出証明付手形	九二〃
スタンプ手形	一四〇〃
合計	一、三五五〃
(六) (五)は(三)の二〇・六%になる	

編注　本案による改正は実施されず検討が続けられ、六月二三日付の「改正要綱」（後掲資料(27)）が起案された。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一四。

(18) 本年度予算の金融に対する影響

(昭和二四年五月一〇日銀行局)

本年度予算の金融に対する影響（二四、五、一〇）

一、九原則及び「ドッヂ」声明に基いて編成せられた本年度予算は経済条件の稍好転した好機を捉え、総合予算の真の意味に於ける均衡を確保し根底から経済を立直す契機たらしめんとする画期的のものであるがその金融に与える影響を概説してみよう。

従来は財政資金の需要が日銀の信用膨脹を促し「インフレ」の有力な根源を作ると共に市中一般金融の面に喰込みその自主性を害していたが亦逆に復金融資の如く金融が財政面に頼っていた例も存した。然るに本年度は健全財政、健全金融の線が、極度に推進され財政と金融との分離も著しく進められたのである。

二、先ず本年度予算の最も著しい特色は何かといえば政府及び政府関係機関を通ずる総合収支に於て均衡を図ると共に進んで既存債務の減少を図ったことである。

(一) 一般会計及び特別会計の収支

昭和二十三年度に於ては一般会計の収支は一応均衡していたのであるが特別会計は損失補塡の為一般会計より相当の繰入を受け又之を含めた収支に於ても原則として損益計算上の意味に於て均衡したに止まり固定資産又は運転資金の増加に見合う政府債務の増加は之を認めていたのであって之等の原因に基いて年度中に増加した公債、借入金は極めて巨額に上った。

然るに本年度に於ては一般会計に於て収支均衡せしめたのは勿論、特別会計に於ても左の措置を講ずることによって一切の債務増加を認めず、資金そのものの収支が完全に均衡することを求めた。

(イ) 従来相当の赤字を生じていた鉄道、通信両会計の損益勘定を企業合理化と旅客運賃及び郵便料金の改正によって均衡させること。

(ロ) 右両会計の工事勘定に要する資金二百七十億円は対日援助見返資金より供給すること。

(ハ) 貿易、貴金属、印刷局等の特別会計に於ける所要運転資金、開拓者資金融通特別会計に於ける所要貸付資金等は一般会計より繰入れること。

(ニ) その他の特別会計に於ても公債借入金を認めないか又は少くとも年度初めと年度末との比較に於て債務の純増を来さない様に措置すること。

(二) 政府関係機関の収支

本年度予算は政府会計の外各種公団、復金、船舶運営会等の政府関係機関を通ずる総合予算に於て収支の均衡を図っている。この中最も重要なのは復金であるが此の点は後述参照。

(三) 地方債の発行

地方債の本年度発行額は二百三十三億円と予定されているが、之は厚生保険、簡易保険等の特別会計積立金の年度内純増額を見合として、その限度内で発行されるものであって預金部の全額引受が予定されているから此の面からも市中金融は圧迫しない。

(四)　現存債務の償還

本年度予算では復金債償還、貿易資金借入金の返済等膨大な債務の償還をはかっている。左にその内容を分析しよう。

(甲)　公債の償還

(1)　一般会計で三、二八八、二三〇、二五五円の公債償還が行われる

(2)　特別会計では開拓者資金融通特別会計に於て共同施設に対する融資の償還金によって公債を八、七二四、〇〇〇円償還する

(3)　計　三、二九六、九五四、二五五円

(備考)

右の外左記の償還があるが之は金融には影響を及ぼさない

(1)　自作農創設特別措置特別会計は地主に対し与えていた農地証券を小作人に土地を売って得た代金で六六、二二二、二二二円償還する。

(2)　財産税等収入金特別会計は財産税又は戦時補償特別税の納付に充当された国債を国債整理基金特別会計に繰入れし国債償却の手続をとる。

(乙)　借入金返済

(a)　一般会計分

(1)　製鉄事業借入金の預金部に対する返済　一、三〇〇、六三百円

(2)　臨軍費借入金の東京銀行に対する返済　四九、九一、八四〇〃

(b)　特別会計分

(1)　印刷局　日銀よりの運転資金借入を返還　八四、〇〇〇、〇〇〇円

(2)　貴金属　日銀よりの運転資金借入を返還　三〇〇、〇〇〇、〇〇〇〃

(3)　財産税等収入金　物納財産の処分代金で日銀よりの借入金を返還　七七、三五〇、〇〇〇円

(4)　食糧管理　日銀よりの借入金返済　三、六二、〇〇〇〃

(5)　貿易　日銀よりの借入金返済　三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〃

(6)　以上小計　三、三八三、〇〇〇〃

(丙)　短期証券償還

(単位千円)

	債務増加	債務減少	差引純減少
食糧証券	一三、七四、八四	一三、〇〇〇、〇〇〇	三、一二六
薪炭証券	二、三五〇、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

(丁)　復金債償還

従来は復金債の日銀引受が「インフレ」の一因として非難されたが本年度は債券の発行は全く認めないのみならず、逆に既発行債券一千九十一億を全額償還される見込である。

その財源としては政府現金出資三百億、政府の交付公債出資六百二十四億六千七百万円を援助資金にて買上げる手取金、復金の貸付回収金の一部二十五億、企業赤字整理の為の交付公債百四十一億一千四百万円が予定されている。

復金債の期別、保有者別償還内訳は左表の通である。尚本表は日銀の買戻条件付の復金債に付今後買戻しの行われることを予定している。

(単位百万円)

	市中	日銀	計
四一六月	二、四九〇	一二、六〇九	一五、一〇〇
一七一九月	七、七一六	一三、一八三	二〇、九〇〇
一十一十二月	一六、二五七	一六、八四二	三三、一〇〇
一一三月	八、六七二	三一、三二七	四〇、〇〇〇
計	三五、一三六	七三、九六三	一〇九、一〇〇

右の日銀保有分中百四十一億円は企業赤字整理の交付公債で償還される

から五百九十八億円丈通貨の収縮となる筈だが、四、五月頃日銀が買戻しをすることによる通貨増を控除すれば、年度内の通貨純収縮としては五百六十二億と推計される。

(備考)

尚産長金庫の日銀借入金十二億七千三百二十五万円は政府の同金庫に対する交付公債で償還されるだろうから通貨収縮は起らない。

(戊)　援助資金による国債等の償還

援助見返資金の運用として鉄道通信の建設公債引受及び復金債償還の為の交付公債買上の外は未定であるが、仮に大胆な推定を行えば、政府の日銀よりの長期借入金返済又は国債償還二百五十五億乃至三百五十五億円と認められる（産業設備資金の融資は五百億乃至六百億と推定した）。

(己)　以上に述べた債務償還の金融面に及ぼす影響を概観すると仮に援助見返資金の国債償還は日銀保有分に付て行われると仮定すれば通貨収縮は少くとも一千八十九億円となる（日銀借入金返済によるもの二百七十二億、復金債償還によるもの五百六十二億、援助資金による国債償還又は長期借入金返済によるもの二百五十五億乃至三百五十五億の総合計）。

（右の計算に当っては先に甲に述べた公債償還三十三億余円等は保有区分不明の為無視してある）

「ディスインフレ」の見地からみて斯かるデフレは避くべきであるからここに日銀の公開市場操作及び貸出増加等の必要性が生じてくると共に銀行も資産内容からしても商業銀行的色彩が強化されてくる。

日銀保有公債及国庫債券　本年三月末　六〇七億五一〇〇万円

市中金融機関　〃　一一六九億九八〇〇万円

(庚)　援助見返資金による産業融資

復金融資が事実上停止に近い状況になった後に於て増資、社債等自己資金の調達に努めると共に金融債の発行限度拡張も実現をみることになったが尚不足する分に備え新に援助見返資金による融資が実行されることになった。之は同特別会計の資金運用として行うのであり、財政が巨額の金融を行う点は異例のことであるが、復金融資に対する世論等に鑑み特に健全なる運営が要請されている。

(辛)　短期証券の発行及特別会計借入金と金融

金融面よりは税収の平準化等により年度内の一時的現象としても通貨の膨張及び市中金融への圧迫を避けることが望ましいが実際上は短期証券に於ても最高限として蔵券七百億、食糧証券一千五百億、薪炭証券五十五億があり、貿易特別会計の借入金二百億等がある。その期別の推移は未だ明かでないが概ね左表の通と認められる。

尚短期証券に付ては近く行われる融資準則の改正によって間接的に規制の対象となるであろう。

又預金部も短期証券引受に相当の役割を果すであろう。

政府短期証券最高額推計　(単位　百万円)

	大蔵省証券(最高七百億)	食糧証券	薪炭証券(三月末三、五〇〇)
四月		一二八、〇〇〇	三、二九〇
五月	五月始　一五、二〇〇	一〇一、六五〇	三、三九〇
六月	五月最高　二六、五〇〇	九二、〇〇〇	二、八九〇
七月		八二、五五〇	二、七九〇
八月	四九、二〇〇	七三、〇〇〇	二、三四〇
九月		七八、四一〇	二、一四〇
十月		九七、〇九〇	二、〇一〇
十一月	七〇、〇〇〇	一二三、八九〇	二、〇一〇
十二月		一四〇、四四〇	二、〇一〇
一月		一五〇、九九〇	二、二一〇
二月	四六、四〇〇	一四四、五四〇	二、三九〇
三月		一二七、七一〇	一、八九〇

出所　大蔵省資料Z五二六一五一一四。

(19) 経済九原則実施に伴う金融対策に関する意見

（昭和二四年五月一一日東京銀行協会）

経済九原則実施に伴う金融対策に関する意見

（昭和二四年五月一一日東京銀行協会経済九原則実施に伴う金融対策専門委員会）

(一) 当面の金融対策

(1) 「対日援助見返資金」による融資迄の繋ぎ融資

わが国産業資金の供給源として「対日援助見返資金」に最大の期待がかけられているが、当面の問題は同勘定の機能発動迄の期間の資金対策である。

見返資金による融資が具体的に決定を見るならば、その実現迄の繋ぎ資金は市中銀行がこれを供給し得る訳であるから、此際政府は早急に見返資金による融資について、少くともその方針、基準等を決定し重要産業に対する資金供給の空白状態を一日も速に解消することが強く要望される。

然るに現在のところ、その方針、基準乃至総額等も未だ決定せず、いわんや具体的な個々の融資対象は不明であるから、繋ぎとして融資したものが結局肩代りせられず、自行の長期貸付に固定化する惧れがあり従って市中銀行としては積極的にこれに当ることは困難である。

此の場合繋ぎ融資に対し何等かの保証が行われれば問題は簡単になるが、政府保証、復金保証が不可能の今日、保証制度に期待することは出来ない。

さらばとて、銀行の融資は銀行の自主的判断に基づいてこれを行うという基本的方針は飽く迄堅持さるべきであるから、今この繋ぎ融資が経済再建上真に緊急であるならば、政府は銀行の自主的運営を歪曲せざることを前提として何等かの施策を講ずべきである。

但し此種融資にして市中金融の対象となり得る条件を具えて居るに拘らず、市中銀行の資金難のために融資し得ないものもあり、これらに対してはその資金を日銀より例えば「別枠扱」として融資を受け得るならば直ちに融資が可能となる訳であり、又多少長期固定化する危険のあるものに対してはそれに対応する日銀貸出について一種の「特融扱」とし、長期且つ低利とすることが認められるならば、市中銀行の融資の範囲を拡大することが可能である。

(2) 企業合理化に伴う整理融資

企業再出発に際しての整理融資は本来市中銀行がその自主的判断に基づき企業の実態に即してこれを行うべきものであり、現に各銀行に於て実行しているところであるが、従来復金の担当していた種類のもの迄も此際全面的に市中銀行の単独融資に期待することは困難である。

従って、此種融資については、銀行の自主性は飽く迄尊重されなければならないとしても、融資方法としては日銀斡旋融資或はシンジケート結成等によって危険を分散して之に当ることが望ましく、又特に整理融資については単独融資の場合には整備に伴う企業内のいざこざに銀行が巻き込まれる危険を生じ、此の意味からも協同的融資の方法が充分活用されるべきである。

此の場合市中資金を可及的に動員することはもとより望ましいが、現実には日銀よりの資金援助が適切に行われることが絶対に必要な要件である。

尚大蔵省では、日銀に信用保証基金を設けて特殊金融の一部として整理融資についても同基金により保証を行う案を考慮中と言われているが、此種の融資は常に相当の危険を伴う事実に鑑み保証制度は整理融資促進の一助として考慮せらるべきである。然しながらかかる保証制度の下ではややもすれば命令融資的となる弊害も考えられるから、その運用は充分慎重に行われなければならないものと思料する。

(3) 復金融資の打切と回収

復金融資の停止の経済界に及ぼす影響は極めて大きく且つ直接的であり、この対策としては結局に於て対日援助資金よりの融資が期待されるが、従

来の復金融資の内、市中銀行が代って融資し得るものについては此際市中銀行がこれを担当すべきであり、又長期金融については興銀等の機能も充分活用さるべきである。

他面企業が株式或は社債の募集によって自己資金調達を図り得るよう政府に於て何等かの施策を講ずることも考慮さるべきである。

復金の既往融資の回収については、復金融資の本来の性質上早急の回収は無理であることは明かであり、若し徴税同様強制的且つ機械的にこれを強行するならば、当該産業に対する今後の市中銀行の融資は事実上不可能となる。現に復金に代って市中銀行が融資し得る対象であっても、回収の問題が解決されない限り、市中銀行は融資に乗出し得ない実情にある。

かかる重要産業への資金供給の杜絶によって、これ迄の復金融資はその効果を喪うのみならず、これが直ちに一般産業金融に不測の渋滞を来し、かくて経済再建に重大な支障を招来する惧れなしとしないのである。

よって融資回収は機械的に一挙に之を行うことなく、又市中融資と復金融資とが競合する場合には前者の回収が優先する方針の確立されることが望ましいが、かかる方針の決定が困難としても、回収計画、担保権設定等の決定に当っては、復金が単独に決定することなく、関係債権者に協議し妥当な計画を定めて回収に伴う影響を出来る限り少くすることが必要である。

(二) 産業金融対策

(1) 長期融資

企業の長期資金を如何にして調達すべきかは現下産業界金融界を通して最大の課題である。

しかしながらこの問題は、「見返資金」よりの産業資金の供給方式も未だ決定せず、又本来商業銀行たる一般銀行が長期資金供給に如何なる役割を果すべきかという根本問題にも懸り、茲に直ちに明確な結論を得ることは困難であるが、先ず産業側に於ける企業の合理化、健全化の実現が長期資金調達の最大の前提要件であり、資金計画の策定に当っては、政府は企業の長期資金需要を適正に調整すべきである。

長期資金調達方法としては最も基本的には株式社債による方法を促進すべきであり、従って資本市場の育成が図られなければならない。

今や証券取引所の再開も目睫に迫り、証券市場の本格的機能が軌道に上らんとしているが、この際政府は取引所機能の整備促進はもとより、企業再建整備の推進、独禁法改正による法人の株式所有禁止の緩和、証券に対する税法上の措置の適正化、証券金融の改善等の施策を講じて証券投資を助長し、企業の自己資本調達を容易ならしむることが強く要望されるのである。

次に、戦前のわが国一般銀行は実質的には可なりの長期資金を供給していたが、現在に於ては主体的にも客観的にも長期資金を供給し得る条件を具えていない。

即ち、預金中に占むる定期預金の比重は戦前に比し極めて低く、且つ本年度の預金増加は楽観を許さない状況にあって銀行は企業の運転資金供給にさえ手一杯となることが予想される。

一方、融資対象たる企業を見れば、前途の見透し容易でなく、今直ちに銀行が安んじて長期資金を供給し得るものが尠いことを否定し得ない。

かくて本格的長期融資は原則として債券発行銀行の職能とし、一般銀行としては、企業の社債株式発行迄の前貸金融乃至比較的長期に亘る運転資金の供給等を担当するという範囲に止まることを妥当とせざるを得ない。

然しながら、「見返資金」からの産業融資、債券発行銀行其の他の融資のみを以てしては長期資金の需要を充たし得ず、どうしても一般市中銀行の資金をこの方面に動員せざるを得ないとするならば、一般銀行としてもある程度の長期金融が可能となるよう政府の施策を要請せざるを得ない。

即ち資金面に於ては、預金特に長期預金優遇のための実質的な方策が講ぜられねばならない。（例えば、預金利子に対する源泉一本課税、「無記名定額定期預金」制度により預金利子への課税を公社債利子と同一扱とすること、国民貯蓄組合貯金の免税限度の引上等。）又預金銀行にも債券発行

を認める場合には、その権限を一、二の銀行に特権的に与えることなく、公平に認めるべきである。

最後に長期資金供給源として期待されるのは預金部資金である。預金部資金の源泉たる郵便貯金の増勢は最近著しく且つその本質上安定性は極めて高いのであるから、これを長期融資に向けることは大きな効果を挙げるものと思料する。

(2)

日銀貸出

均衡予算の実施、日銀の復金債引受停止、対日援助見返資金の独立等によって、本年度は一時的にせよ可なりのデフレ的傾向の生ずる可能性が濃いが、窮乏せるわが国経済にとってこれは深刻な打撃を与える惧れがあり、ここに何等かの方法を以て、これを所謂ディス・インフレの状態に止めることが強く要求される。

又かかるデフレ傾向に加えて政府収支の時期的ズレが直接間接に市中金融に広汎な影響を齎すことが予想される。

しかしながら、財政面からの追加信用の放出という途は閉されて居り、かくて、以上の如きデフレ傾向の防止、金融波瀾の調節は一に懸って日銀の機能に依存するに至ったと言わざるを得ない。

又「見返資金」による融資の繋ぎ金融、整理融資、復金に代る産業融資等にしても、適切な日銀貸出に俟つところ極めて大きいことは、夫々の項目に於てわれわれの既に述べた通りである。

更に「見返資金」の運用に際して、市中所有の国債償還に伴う日銀貸出金返済の問題、日銀所有国債、復金債の償還金の市中への再放出等、日銀と市中金融との関係に新たな問題が生じて来た。

かくの如き情況にあって、われわれは日銀貸出が常に経済界、金融界の実情に即し、例えば貸出担保の範囲を社債株式に迄拡張する等弾力性ある運営が行われることを強く要望し、今回設置されることとなったポリシーボードの活発な機能発揮を期待するものである。

過般実施された「高率適用制度」は、上述の如き情況にあっては、当然再検討されねばならない。日銀貸出利率を高下することによって市中への貸出を調節するという所謂本来の中央銀行的方法を現在のわが国に於て実施することは極めて無理であり、実情はこの制度の存在そのものが、市中銀行の融資を心理的にも実際的にも拘束しデフレ的傾向を不当に助長するに至っている。既に高率適用銀行数が可なりの数に上っている現在、何よりも先ず高率適用最低限度の引上が直ちに実施されるべきである。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一六。

(20) 融資規制改正に関する意見

（昭和二四年五月一三日東京銀行協会）

融資規制改正に関する意見（昭和二四年五月一三日東京銀行協会）

伝えられるところによれば、政府に於かれては「金融機関資金融通準則」の改正を御考慮中の模様であるが、新聞紙上に報ぜられた改正案に関する当協会の意見は左の通りである。改正案御決定に当っては本意見を充分御参考とせられ慎重に御取極め願い度い。

記

一、先ず融資の規制は改正案の如く法的強制措置によらず、銀行の自主的規制の方法によるべきである。

従来の融資準則に於ける財政資金の優先確保の必要が消滅した以上金融機関の融資について法的規制を廃し、金融機関の自主的規制に俟つのが基本的な考え方となるべきである。

二、次に、若し本案の如き法的規制を行う場合には、その法的根拠が明示さるべきである。

従来の融資準則は金融緊急措置令第六条「大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機関其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金ノ融通ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得」との規定に基いて居るものであるが、これは「融資制限」或は「融資禁止」を命じ得るに過ぎず、本案の如き言わば「融資強制」を規定し得ないものである。

従って、「信用統制法」の如き法規の未だ成立せざる現在本案の如く政府が融資を命ずる場合には、その法的根拠を明示すべきである。

（この問題はこれ迄の財政資金優先の場合にも存していたところであるが、従来は融資対象が政府保証ある国債、復金債等であったためこの点を問題としなかった次第である。）

三、本案は各種手形への運用を貸出残高の二〇%とする案であるが、規制手形の総貸出残高に対する割合は現在既に二〇%に近い比率となって居り、従って何等の規制を加えずともこれに近い比率は保持されて行くものと推定される。

従って本案の如き規制は今直ちに実行せず、暫く実際の推移を見て、然る後、若し必要なれば実施するものとして決して遅くないと考える。

四、右に関連して、現在全体として二〇%に近い実績を示しているとしても、その内訳を見れば、都市大銀行は二〇%以上であり、地方銀行は二〇%以下であるのが実情であると推定される。従って本案の如く一率に二〇%を適用することは地方銀行に不必要な圧迫を加えるものであると思われる。

五、規制資金の融資対象が、従来の如く国債、復金債等であれば政府保証があるから一応問題は無いが、本案の如く手形融資を強制するものである場合には、将来起るべき危険に対する保証は何等存在せず、従ってこれを法的に強制することは妥当でないと信ずる。

この場合、この危険を免れるため適当な手形が存しなかったときは例えば政府短期証券に向けることとする考え方もある模様であるが、利廻りの極めて低い斯る運用が法的に強制されることは銀行経営の見地から妥当でなく、酷に過ぎると思われる。

六、融資規制の如き金融機関の経営に直接影響するところ極めて大なる事項の決定に当っては予め金融機関の意向を徴し、民主的に決定せられたい。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―四。

(21) 融資準則改正に関する要望意見

（昭和二四年五月一四日十三日会）

融資準則改正に関する要望意見（昭和二四年五月一四日十三日会）

目下政府当局が企図せられつつあると伝えられる融資準則改正に関して地方銀行界では次の如き意見を持って居ります。何卒御採り容れ下さるよう要望致します。

記

一、融資準則改正に当っては都市大銀行と地方銀行との経営上に於ける条件の相違を考慮せられ、貿易手形、公団認証手形等いわゆる規制手形の総貸出残高に対する比率は前者が「二〇%以上」とせられる場合には地方銀行は「十五%以上」とせられたい。

（理由）

本年三月末の地方銀行五十四行に於ける規制手形の総貸出残高に対する比率は一四・〇六%であるが都市大銀行のそれは二一%に達している。従ってこの比率が今後も維持されると見るならば「二〇%以上」として規制されることは大銀行は何等痛痒を感じないわけであるが、地方銀行としては甚だしい圧迫を受けることとなる。極言すればこれは地方銀行のみを拘束する改正と言い得る。

この場合、地方銀行が不要不急方面に好ましからざる融資をしているが為めに、規制手形に対する運用比率が低いというのであれば右の規制は当然であるが、実際は優先順位表による質的規制に従って、当該地方にとって不可欠な資金供給を行っているのであって、丙種運転資金と雖も緊要度の高いものが少くない。

一見、公債、復金債の引受が不要になったから銀行の手許に余裕が生ずる如く思われるが、実際は復金の貸出停止その他に伴い銀行に対する資金需要は増加して居り、現在これら規制手形への運用比率が二〇%よりはるか

に低率な多数地方銀行に於いては、今後毎月規制資金の二五%を規制手形に振向けることは甚だ苦痛とするところである。

また東京、大阪に支店を有する有力地方銀行を除けば、地元に輸出産業の無い地方銀行に対しては資手の出廻りが悪く、持込まれるものに対しては、信用程度を確かめる便宜に乏しいため、いまこれが割引を強制されることになると、勢い不良がかったものを背負込み経営上に禍痕をのこすおそれなしとしない。

さらばとて政府短期証券への投資によって法定比率を充すことも、その利廻の低率なるため堪え得るところでない。

要するに都市大銀行と地方銀行とは客観的にも、主体的にも経営条件を異にするに拘らず、貸出総残高に対する同一比率の規制手形を保有せしめんとすることは、資産構成を画一化せんとするものと言うべく甚だ弾力性を欠いた金融政策といわざるを得ない。

もしそれ都市大銀行と地方銀行との限界を如何にして画するか、技術的に困難だというならば、「特に大蔵大臣の認可せる銀行」は十五%とすることを得ることにして一応個々の銀行の事情や実績を審査してその範囲を決定することにすれば簡単であると思料する。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―四。

(22) 貯蓄運動推進に関する共同決議

(昭和二四年五月一六日衆議院本会議)

貯蓄運動推進に関する共同決議

五月十六日衆議院本会議において可決

提案者

丹羽彪吉(民主自由党)
島村一郎(〃)
堀川恭平(民主党)

土井直作(社会党)

貯蓄運動が発足してから玆に二年有半。本運動が超党派的な国民運動として、通貨の安定、貯蓄の増強に多大の貢献をして来たことは中外の斉しく認めるところである。貯蓄運動今日の成果は、実に連合国総司令部の絶えざる援助を首めとし、官民の熱誠溢れる協力の賜であって、洵に感謝に堪えない次第である。

思うにわが国経済自立のため、資金蓄積の緊要性が一段と加重せられるにかかわらず、経済安定九原則の実施により、従来の如きインフレーションによる資金の造出は規制せられるので、今後における資金の蓄積は真に血のにじむような国民の勤勉と耐乏による貯蓄にまたなければならない。今や、本運動も宣伝の域を脱し、遍く国民に資金蓄積の緊要性を深く認識せしめ、以て自発的に勤倹貯蓄の実を挙げるよう指導すべき段階に立ち至った。

よって政府は、貯蓄運動に対する認識を新たにし、貯蓄増強のため次の諸施策を急速に実施すべきである。

一、長期預金等の金利優遇に関する措置を講ずること。
二、預金等の利子所得に対する課税方法を改正すること。
三、国民貯蓄組合法による預金等の利子所得に対する非課税限度を引上げること。
四、闇金融の取締りを強化励行すること。
五、通貨措置懸念の浮説の払拭に努めること。

右決議する。

出所　大蔵省資料Z五二六―一四―五。

(23) 産業長期資金の逼迫打開策に関する意見

(昭和二四年五月二七日経済団体連合会)

産業長期資金の逼迫打開策に関する意見

(二四、五、二七経済団体連合会)

われわれはすでに「新予算下の金融対策に関する要望」ならびに「社債の普及

促進に関する意見」において、当面の事業資金逼迫の打開、今後における長期事業資金調達のための一般金融対策、ならびに社債の普及促進対策について要望意見を披瀝した。それらにも述べた通り復金融資の停止に伴い、当面、それに代る必要資金供与の促進を速かに図ることの必要はますます痛切である。よってつなぎ融資ならびに増資引当、社債前貸等の運用およびその円滑化について、ここにさらに若干の補足を加え、且つ特に復金既往融資の回収方法いかんがわが経済界に与える影響の重大であるに鑑み、これが償還方針に関するわれわれの所見を明かにして、これを関係当局の参考に供し、以て当面の異常なる金融梗塞に対しその打開策の一助に資したいと考える。

第一、当面の必要融資円滑化に関する事項

援助見返り資金の発動によって、復金債、国債が漸次償還され、あるいは具体的に直接投資が決定せられるまでは、一般に資金が窮屈の状態にあることは明白である。乍併、従来、復金融資によって設備を整え、建設を進めてきた電力、石炭、鉄鋼、肥料、造船等の重要企業における金詰りは特に甚だしく、電力のごときは所期の建設計画は勿論、当月を越すことにすら非常な苦慮をしている状況である。

右の融資については差当り日銀より六十九億円のつなぎ資金の供給が考慮されているが、すでに各企業において事業計画の遂行が頓挫の状態にあり、時期的に復興計画の完遂を困難ならしめている。もとより必要資金の額については企業の合理化、整備等企業側の努力によってこれを圧縮することが必要であり、且つ可能であるが、当面、急速に必要資金の融資がえられなければ、これら企業の運営は全くその方途を失い、これ迄の復金融資の効果を削減させるのみでなく、進んでは関係企業にも悪影響を及ぼすし、重大なる結果を惹起せぬとも測り難い。よって経済復興上、この資金需要の重要性を認め、左記のごとく金融機関が安じてこれに関連ある融資を行いうる体制を整えしめることが最も肝要である。

一、つなぎ資金については、日銀貸出の「高率適用」を緩和し、またその貸出の回収については、企業側からの償還が行われるまで延期する等の特別措置を講じ、もって金融機関からの貸付を円滑ならしめること。
二、一般長期金融機関としての興銀等の機能をこの際十分に活用しうるよう拡大強化を図り、また預金部資金及び前年度剰余金の一部を活用することによってこの種長期資金の需要に応ぜしめること。
三、増資引当、社債前貸を容易ならしめるため、企業側における努力のほか、不合理なる価格の補正、税制の改正等行政上これら増資社債の助長策を講じ、努めてこの種方式で長期事業資金を調達しうるよう図ること。

第二、復金既往融資の償還に関する事項

既往融資の回収は新予算の中に、公団を含め七十五億円が組まれている。而して既往融資の返済については企業側においてできるだけ努力を払う要あることは勿論であるが、かかる回収が可能となるためには、根本において企業に償還能力をもたしめることが必要である。元来、右の融資は契約上は兎に角、その性質から長期建設に充当せられたものが多く、早急の回収には無理を伴うものが大部分である。したがって、単に機械的に回収を強行すれば、企業の多くは増資乃至社債の発行によって之を返済するのほかないが、その結果は折角増資又は社債発行によって得た資金を新規事業資金に使用することができなくなり、企業側の増資又は社債発行意欲を減殺するばかりでなく、一般的に増資や社債発行が困難となり、とくにこれらを引当とする金融は殆ど見込がなくなるであろう。而かも新規の投資なくしては企業の負債償還能力は充実しえないのであるから、復金の回収を順調ならしめるには、単に機械的に急いで回収するよりも、できるだけ企業経営の充実を計り無理のない仕方で償還せしめるような方針をとることが賢明である。即ち各企業における償還能力を十分に考慮し、原則として左記のごとき方針のもとにこれを実行することがこの際の最も適切妥当な策であると信ずる。

一、償還契約の多くは事実上暫定的性格のものが多いので、新たなる情勢変化に応じて、この際再検討を加え、復金と企業側その他関係当事者間の協議によって個々に無理のない償還計画を樹立すること。
　但し確実なる見透しのもとに短期償還契約をなした場合のごとく明かに償

還能力ありと認められるものについては、契約にしたがい回収すべきは当然である。

二、金融機関よりの新規融資によって事業が建なおり、償還が可能となるごとき場合には、かかる新規融資とともに、既往融資の償還が可能となるよう、その特殊事情を考慮し猶予期間をおく等企業経理の実情に即し、右の償還計画を樹立すること。

三、情勢の変化等によりすでに見込のない企業となったものにして担保等の関係から回収が可能なものについては極力回収に努めること。

事業の建設等が見込なく、若しくはこれから着手するごとき場合には、その設備等を優良企業に移譲するか、全くこれを打切る等の措置を講じ、該企業を極力整理せしめて貸付の回収を図り、もってその資金を他に有効に活用せしめられたい。

四、回収に当って可能と認められるものについては増資株及び社債による代物弁済を認めるよう図ること。

五、回収計画ならびに担保権の設定等の決定に当っては、関係ある他の金融機関と十分に協議し、新規融資を促進し、もって今後の回収を容易ならしめるよう考慮すること。

特に新規投資が同一事業の継続発展に対し行われ、しかも担保が同一物件の上に設定せられる場合には、当然これを同順位に認められたい。

以上のごとく、復金融資の打切り乃至回収の問題は当面の金融操作の上に重大な関係をもつものであるが、これが根本的解決には、援助見返り資金の適切な運用によって間接、直接に事業資金を豊富ならしめることが欠く可からざる要件であるから、政府ならびに関係当局においては、速かにこれが運用されるよう努力を尽されんことを切望するものである。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一七。

(24)　当面の通貨情勢について（昭和二四年六月八日銀行局）

当面の通貨情勢について（昭二四、六、八銀行局）

一、日銀貸出

六月七日現在の実質的日銀貸出と見られるものを、一ヶ月前の五月七日現在のそれと比較すれば、

	六月七日	五月七日	増減（△）
日銀貸出	五六三億円	六五六億円	△　九三億円
指定預金	一一二億円	二六一億円	△一四九億円
合計	六七五億円	九一七億円	△二四二億円

右の如く二四二億円の大幅引揚げとなっている。

これは予算成立後の政府支払が極めて順調に進んだ結果、日銀貸出の規模が正常に復して来たためと見られる。

二、高率適用

五月三十一日現在の高率適用銀行は次の通りである。

興　銀	六三六百万円	
帝　国	二四	〃
富　士	一五	〃
羽　後	八	〃
東　邦	五〇	〃
神　戸	一四六	〃
合　計	八七九	〃

六月からは復金債買入れによる公開市場操作を再開することにより高率適用が日銀資金の供給に圧力を加える度合は一層減じて来たわけである。

三、日本銀行券

(一)　日本銀行券は六月七日現在二、九七三億円である。

これは、本年三月末の発券高三、一二五億円の九五%であって、ディスイ

ンフレーション政策の下においては決して収縮しすぎているとは云えないのであるが、世界的物価下落の傾向に対し適応の弾力性を欠いた吾国の貿易伸展の成行如何によって、今後政府乃至日銀の意図如何にかかわらず、更に収縮する可能性があり、現状で推移すれば、今月中二、九〇〇億円台を割る時期があることも予想せられ、通貨発行審議会において立てられた六月末見込三、二三五億円を相当下廻ることになろう。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―四。

(25)　現下の金融梗塞とその対策について

（昭和二四年六月一五日大蔵省）

現下の金融梗塞とその対策について（昭二四、六、一五大蔵省）

一、金融梗塞の原因

終戦後の信用膨脹による通貨増発は健全財政、健全金融によるインフレ抑制策の推進に伴い、一九四六年を頂点に逐次その増加率を減じつつあるが、この状況を毎年三月末の日銀券発行高を前年三月末を一〇〇とする指数で比較すれば次の通りである。

一九四七年三月末	四九七
一九四八年　〃	一八九
一九四九年　〃	一四四

本年四月十二日策定された一九四九―一九五〇年度の綜合資金需給見込概算は、ディスインフレーション政策の立前から通貨増発を零としているから一九四九年三月末を一〇〇とする右指数は一〇〇となる。

このようなインフレ抑制策の推進は、一般的に企業並に家計の資金繰を極度に困難にさせているが、これに伴う摩擦が経済の実体面における矛盾と相俟って金融梗塞の原因となっている。又単一為替レートの設定に伴う国内経済の再編成が、国際情勢の推移に伴って遽に確固たる見透を得難いために全般的不安人気を醸成し有力な金融梗塞の原因となっていることも争いえない事実であろう。

その主要なものを列挙すれば次の通りである。

(一)　財政面に基因する金融梗塞

財政資金は昭和二三年度第四、四半期においては、相当の引揚超過であった。これは租税収入の大きな部分が更正決定に依存せざるを得ないため徴税が時期的に偏するからであるが、これは納税者が予想し且準備しにくいことと相俟って金詰りの一つの原因となっていたと思われる。

健全財政方針の貫徹による政府発注の大幅削減は車両、通信機、電線、土建業等の部門に対する金詰りを招来した。一部には内示により工事を進めていたものが予算に計上せられなかったことにより滞貨となったものもある。

又政府支払の遅延は、炭鉱の資材代未払と共に、昨年末から本年四月にかけて、金詰の最大の原因となった。三月末前者は数百億円、後者は七〇億円と称され関係企業の金融を梗塞したのであった。

(二)　金融面に基因する金融梗塞

健全金融方策の推進は市中金融機関の自主性を強化することになったが、経済界の先行不安感と将来の貸出政策に対する警戒心理は融資を必要と思われる以上に引締める結果になって、日本銀行が積極的に資金を供給しようとしても市中金融機関が貸出増加を渋る現象をていして来た。このため五月一ヶ月の間に指定預金一四九億円の引揚にも拘らず日銀貸出が一四七億円の収縮を示すことになり、これを反映して五月中における六大銀行の預金増加額に対する貸出増加額は東京地区六九億円に対し二〇億円、大阪地区四六億円に対し八億円と夫々二九%、一七%に止まった。又六月三日のコール市場資金は五三億円と本年最高記録を作り、一部に処分難さえ見せるに至っており、且地方銀行の中には、大銀行に預金しているものもある。これは市中金融機関が貸出をしようと思っても安全な貸出先が極めて少いためでもあろうが、そのため若干の金融が得られれば改善の可能な企業も金詰りに困る結果となっている。

又、市中金融機関は取扱手数と先行不安から融資を比較的大企業に限る傾向が強くなって来ており、この傾向は地方の小銀行にすら顕著である。吾国の産業構造が中小企業に依存する面が強く、農林水産業の大部分も亦中小規模の経営であって、これらは、その存続の価値あるものが多いにも拘らず金融機関から相手にされず金詰りに困る結果となっている。

(三) 生産維持に関する金融梗塞の原因

現在の生産規模を維持するための運転資金の面において、次のような原因が金融梗塞をもたらしている。

(イ) 企業の採算割れ

炭鉱、電力業に集中的に表現される如き基礎産業部門における公定価格の決定の不合理によるもの、人件費の負担が大きくなっているもの、経営が放漫なもの、次に述べる購買力の低下による売行不振を打開するため売価を切下げることにより採算割れに追込まれたもの等の他造船、生糸、雑貨等単一為替レート設定に伴い従来の原価中心主義の物価を国際物価にサヤ寄せしなければならなくなったため新に採算割れを生じたものがあり、これらは金詰りの有力な原因である。

(ロ) 国内購買力の低下

国内における購買力の減退は低品位炭、日用雑貨等につとに現れて来たが、これには、売行不振による滞貨の増加という形で現れるものと、売掛代金の回収難という形で現れるものとがあり、又政府支払の遅延によるもの、間接的に政府支払の遅延に源を発するものと、一般的購買力減退、採算割れ等による支払能力の低下に源を発するものとがあり、耐乏の提唱により最近特に顕著になって来た。

そしてこれが、現金回収の困難を手形回収に転嫁し、その手形の割引難乃至不渡り増加（東京組合銀行の不渡手形は昨年六、七月頃月平均六千枚約四億程度であったものが、最近では月平均一万枚約十二億円）という形で金融梗塞の原因になっているものが多い。

(ハ) 国際購買力の低下

国内的には耐乏することによって輸出を振興することが当面の国策となっているが、西欧諸国における生産の回復、アメリカの物価低落、一部の国における輸入規制等による国際購買力の低下は、生糸（製糸業者六八千俵、公団八千俵）羽二重（一五百万ヤール）綿製品、鉄鋼等の滞貨を増加している。最近においては輸出契約の解約による滞貨も加わって貿易公団の異状滞貨は七〇億円にのぼっていると云われる。この為市中銀行は製糸業者の当面の春繭購入資金六〇乃至七〇億円の融資を手控えており、又羽二重の注文解約により一四億円の貿手或は商手の決済が出来なくなっている。そして、現在の我国は外国における市況に迅速に適応して行く各種の手段を欠いておるので、世界的景気後退に伴う影響は極めて深刻となる虞れがある。

(二) 補修資金及び設備合理化資金の必要

国際経済の一環として生産を維持して行くため補修及び設備合理化資金の供給は絶対に必要であるが、現行公定価格及税制はこのような資金の自己調達を極めて困難にしており、金融機関からの供給も容易でないため金詰りの一つの原因となっている。

(四) 生産拡大に関する金融梗塞の原因

日本経済の自立を達成する為に産業規模を一定の水準まで引上げ生産を拡大しなければならない要請がある。

最近における毎月の生産指数は順調に増加の傾向を示しているが、当面の生産を維持することと将来の増産のための生産力を拡充することとは、別個の資金需要であり、将来の増産のための生産力を拡充する長期資金の蓄積、供給の不充分がこの種の建設的部門の金詰りをもたらしている。

而して最近における増加は資本の喰いつぶしにより推進された面もあり設備資金の供給を怠れば現在の傾向を維持することは困難であろう。

(イ) 設備資金又は復旧資金

昭和二三年度第四、四半期において復金融資が制限されたにも拘らず石炭業における建設工事が進んだため三月末五五億円の支払が出来なくなり、これが土建、機械製作部門の金詰りの原因となっている。又継続工事で昭和二四年度第一、四半期に復金よりの融資を期待していて打切となったものが一六七億円にのぼって工事未完成で困っている。この種資金は原則として当該企業における自己資金の調達によらなければならないが、吾国の証券市場はこれに応ずる体制をこれからといって行かなければならない情況にある。又、これにより得ない場合一般金融の対象としなければならないが、需要に応ずる長期資金の蓄積が不充分であって、石炭の他にも海運、電鉄、小運送、電気事業等におけるこの種資金の需要は極めて熾烈である。

(ロ) 増加運転資金

公定価格改訂による増加運転資金需要は今後減少しようが、増産による資金需要増加に原因する金詰りは引続き存在するものと考えられる。

尚輸入又は政府手持物資の払下げ引取資金の増加による金詰りはその量の急激な膨脹とともに引取者側の便宜を充分考慮し得ない情勢にあるため大きな金詰りの原因となっている。この関係資金で現在、大豆三〇億円、鯨油二五億円、石油五七億円、国有綿一〇〇億円等の引取資金が問題となっているが、安本の策定した昭和二四年度輸入総額一〇億五千万弗を補給金差引で換算すれば、レートは平均二八〇円となり、二、九四〇億円となるから、この内主食該当四三〇億円を差引いた残は二、五一〇億円となりこの八〇％が三ヶ月で回転する手形となるものとすれば五〇二億円でありその大部分が、今後の新規資金需要となろう。

二、生産に対する影響

(一) 生産の質的向上

金詰りの結果落伍して行く企業は同じ程度の金詰りの影響を受ける場合には、技術的経営的に劣位にあるものであるから、健全な競争が刺戟となり、商品の質的向上、経営の合理化を促進することになる。最近ヤミ市場の縮小、ヤミ物価の下落は、商品の質的向上、サービスの改善と共にこのよい傾向の現れであり、インフレ抑制の当然の影響と考えられる。しかし、前述の如く現在の金詰りは不合理な原因に基くものも多くその強弱にも凹凸があるからこれに伴う弊害の方が大きくなる虞れがあり、この面から次のような是正を要する影響が出てくる。

(二) 生産維持の困難

右の如き金詰りの結果は現在の生産の規模を維持することを困難にし、内部のやりくりがきかず、金融の便宜を得にくい小規模の業者から倒産するものを生ずることになるが、重要な大企業でも困難な事態に追詰められているものが出来てくる。

(三) 生産拡大の困難

又右の如き金詰りの結果は生産規模の拡大を困難ならしめ日本経済の自立に支障を来すことになる。

(四) 生産条件の悪化

中小企業の中にも充分合理的経営の行われておるものがあり、その存続の価値あるものがあるにも拘らず、市中銀行は先行不安と取扱手数の関係から融資を比較的大企業に限る傾向が強くなって来て居り小規模経営が大部分を占める農林漁業に対する金詰りも特に強く現れる傾向があるので、失業者の増加ともからみ社会的、政治的不安を醸成し、生産環境を悪化することになる。これは又健全な消費的購買力の減退の面からも生産を抑制する結果になる。

三、対策

金融梗塞に対する対策として、所要資金の供給を円滑にする金融面の対策が必要であるが、同時に金融梗塞の基礎的原因をなしている経済の実体面の改善が肝要である。本年度予算は一、〇〇〇億円に近い通貨収縮要因を含んでいるから、デフレを回避して、ディスインフレーションの線を維持するためには、金融面における相当積極的な資金操作を行わなければならないと考える。

金融面以外においても、対策を要する事項が多く

(一) 個々の企業を健全化して金融の対象となり得るよう企業の内外から合理化

を促進すること

(二) 商船の保有、海外市場の把握により貿易の伸張を期し得るように貿易条件の改善すること等は特に、肝要であると考えられる

が、主として金融面における対策を列挙すれば次の通りである。

(一) 見返資金及び日本銀行による資金操作

見返資金の運用が開始されれば国債及び復金債の償還が行われる等通貨信用の調節に幅のある操作が可能となるから、日本銀行に設けられた政策委員会の活発な運営により弾力性ある信用政策の実施を期したい。

(二) 高率適用制度の緩和

市中金融機関の日銀依存体制を廃するためには、日銀の貸出金を増加することは望ましくなく、オープンマーケットオペレーションの方法が開かれた現在、特にこの制度が金詰りの原因になるとも考えられないのであるが、この緩和は市中金融機関に対する心理的圧迫を除き、日銀の信用操作に弾力性を与えることになるから、緩和することとしたい。

(三) 設備資金及び長期運転資金の供給

(イ) 企業の自己資金調達の奨励

社債の発行を容易ならしめるため、日本銀行の社債担保貸出及び社債買入のための資金供給の条件について六月初めより特に優遇措置をとることになった。このため従来月平均三億円程度であった会社債の発行が六、七月の二ヶ月で約二〇億円発行せられる見込である。尚、証券金融の改善、法人税法の改正等により増資の促進、社内留保の増加を推進したい。

(ロ) 金融機関からの設備又は長期資金の供給

(1) 興銀以外にも勧銀等一定条件を備える銀行に金融債の発行を認めることにしたい。

(2) 預金部の資金の一部を市中金融機関への定期預託金、金融債及び基幹産業に関する優良にして市場性のある社債に運用する外、市中金融機関に対し社債応募資金として供給することとしたい。

(3) 銀行及び保険会社に対し定期性預金の一定割合の範囲内で、緊要産業の長期貸出金等に資金の運用を促進する措置を考慮したい。

(ハ) 緊要企業に対し援助見返品から速かに直接投資を行うことといたしたい。

(四) 運転資金の供給

(イ) 生産維持のための金詰りは、政府支払の促進と炭鉱未払金の融資により解決される部分が大きい。

(1) 政府支払は予算成立後支払予算の配賦等に努力した結果順調に進捗しており、政府資金の民間払超は四月五月を通じ一一八億円にのぼっている。

(2) 炭鉱未払金整理融資は現在までに日銀の融資斡旋により大手筋五社十八億円八千万円の成立を見、その他の炭鉱についても融資斡旋が進行中である。

(ロ) 銀行は、その貸出残高の一定割合以上を、貿易手形、公団認証手形、公団証明付手形（主として輸入資金供給に充当される）その他緊要手形に運用することを要するものとしたい。

(ハ) 援助見返金により金融機関手持復金債及び国債を償還し、或は日銀が右復金債及び国債を買入れることにより金融機関の手許資金を豊富にすると同時にこの資金の運用の規制を考慮したい。

(ニ) 農林関係公団について復金以外からの資金の借入を行うことが出来るようになったので、必要止むを得ない場合には預金部から融資したい。

(五) 特殊資金の供給

吾国の経済構造の特殊性に適合した金融を行って、生産条件の悪化を防止するため及び市中金融機関の不安を除去して正常な金融を行い得る途を拓くため

(イ) 中小企業金融、農林水産金融、庶民金融等を担当すべき無尽信用組合等庶民金融機関の健全なる育成と活発なる活動を促進したい。

(ロ) 適当な財源を考慮して国民金融公庫に対する出資を増加し融資限度を拡大したい。

(ハ) 日銀特別融資枠の拡張、預金部資金の供給等により、既存金融機関を活用して、中小企業農林水産業等の金融を行い得る途を拡大したい。

(ニ) 現在の自主性の線から単独では融資困難な分野の融資を積極的に行い得るようにするため金融機関相互の保証制度の設置を考慮したい。

(ホ) 業者の責によらない損失を補償するための輸出補償制度の制定を考慮したい。

(ヘ) 滞貨の金融について個々の事案を検討してその対案を考慮することとしたい。

(ト) 復興金融金庫の回収

本年度における復金融資の回収予定額は七五億円と決定されたが、その中二五億円は復金債の償還に五〇億円は保証債務の履行に使われる予定である。従って若し、回収が予定通り実施しえない場合には、保証債務の履行に支障を来し、結局市中銀行等に迷惑を及ぼすことになる。然るに復金の融資活動停止に伴い急激な回収を強行するときは、設備資金の供給が不円滑となるおそれがあるため、企業の実情を勘案し、弾力性ある運用を行いたいと考えている。

(チ) 融資斡旋の活用

日本銀行の融資斡旋は最近件数金額共に増加しているが、政策委員会の信用操作に即応して活発な活動を促進したい。

(リ) 貯蓄の増強

長期性預金の増加に重点をおいて

(1) 預金利子課税を改正する等税法上の優遇措置を講じたい。

(2) 定期預金その他の長期預金の金利の引上げを考慮したい。

(3) 貸出金消却留保金制度を設ける等金融機関の経営を健全化すると共に預金保険制度を設定し、併せて、あらゆる方面からの通貨不安を除去する等預貯金に対する安全感を高める措置を一層推進したい。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一七。

(26) 当面の金融対策試案

（昭和二四年六月二一日経済安定本部財政金融局）

当面の金融対策（試案）（財、金、二四、六、二一）

一、産業設備資金供給対策

(一) 政府は、その生産計画による企業別、事業別、使途別、産業設備資金所要見込額並にこれに対する資材割当の現状及びその経済的効果（生産増加、コスト等）を公表する。

(二) 日本銀行は、銀行、保険会社その他の金融機関が、右企業の右使途に充当するための社債（社債前貸金を含む）又は金融債を購入する資金に充当する場合においては、その所有の国債又は復金債を買入れる。

(三) 買入総額は差当り毎月六〇億円（各月累積する）とし、国債、復金債の買入価額は、従前の例による（年間五四〇億円）。

(四) 右の場合右金融機関が、右社債又は金融債を転売したときは、日本銀行から相当額の国債を買戻すことを条件とする。

(五) 右(一)の企業の社債（社債前貸手形を含む）又は金融債については、日本銀行の貸出担保として、これを優遇する。

(六) 右(一)の企業の社債発行を容易ならしめるため、社債発行限度の拡張、発行費用の低減、財団の設定等につき所要の法令の制定その他の措置を講ずる。

(七) 右(一)の企業が右(一)の使途に充てるため調達した資金については、復興金融金庫は既往の貸付金の返済に充当しないことを認める。

(八) なお市中金融機関に対し国債及び復金債の償還金は極力これを右(一)の企業の社債又は金融債の買入れに振り向けるよう勧奨する。

二、貿易金融対策

貿易手形の再割引は、日本銀行における高率適用の対象外とする。

三、特殊運転資金供給対策

(一) 銀行等金融機関が左の運転資金を供給するため必要があるときは、日本銀行は、右金融機関から国債又は復金債を買入れる。
　(イ) 国有棉払下資金
　(ロ) 石油配給資金
　(ハ) 購繭資金
　(ニ) 大量の放出物資購入資金その他で日本銀行の指定する運転資金
(二) 右資金に充当した手形は、スタンプ手形とする。
(三) 右国債又は復金債の買入価額及び売戻条件は右一、と同様とする。

四、農林水産復興資金供給対策
(一) 農林水産復興資金供給のため、日本銀行は毎月五億円を限度として、農林中央金庫からその所有国債を買上げる。又必要があれば、預金部から国債担保で定期預金の預入を受ける。
(二) 右に伴い、農林中央金庫において、通常の農林水産資金供給のため必要があるときは、農業手形の一層の活用等によりこれを補う。
(三) なお、農林債券発行につき検討し、之の場合においては、これが発行を容易ならしめるため、日本銀行は金融機関によるこれが購入資金の調達につき右一、に準じた措置を講ずる。
(四) 復興金融金庫は、本年度内四億円を限度として、二割の農林水産復興損失補償を行う（資金総額二〇億円）。

五、中小企業資金供給対策
(一) 日本銀行の中小企業金融充当特別資金の枠一二億円を逐次三〇億円に拡張する。
(二) 復興金融金庫は本年度内四億円を限度として、二割の中小金融損失補償を行う（資金総額二〇億円）。

六、漁業資金供給対策
(一) 復興金融金庫は、本年度内二億円を限度として漁業手形に対する二割又は三割の損失補償を行う（資金総額一〇億円）。
(二) 右損失補償付漁業手形は、これを日本銀行スタンプ手形とする。

七、石炭未払金対策
(一) 配炭公団の利益金（約二一億円の見込）は、これを炭鉱に還元し、配炭公団から直接炭鉱資材未払代金の支払に充当する。
(二) 炭鉱資材未払代金の残額は、炭価改訂等適当な時から定期に炭代の一部より直接配炭公団から炭鉱に代り割賦弁済する措置を講ずる。

八、公団金融対策
(一) 公団における所要資金の供給は、一般的に預金部において行うものとし、要すれば必要な法的措置を講ずる。
(二) 右の場合金融機関の資金緩和を図るため必要あるときは公団認証手形の縮小又は廃止を行う。

九、実施の時期
本件は昭和二十四年七月一日から実施する。

十、融資準則の廃止
資金供給の制限を目的とする金融機関産業資金融通準則は、これを廃止し、金融機関の資金供給の情況により必要あるときは、新なる見地から信用統制法規を制定することを考慮する。

十一、金融性の付与
(一) 三原則に則する金融をなし得るよう石炭価格の改訂、各種統制の緩和又は廃止につき検討する。
(二) 統制物資で滞貨となるものについては極力価格、配給、使用等の各種の制限の緩和又は廃止を行う等これが一掃に努める。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―五。

(27) 金融機関資金融通準則改正要綱
（昭和二四年六月二三日銀行局）

金融機関資金融通準則改正要綱（銀、昭二四、六、二三）

一、改正の方針

経済九原則の実施及び本年度予算の施行に伴い、金融の正常化を促進し、財政償還金の適正な運用を図ると共に、最近における経済金融情勢の推移に対処するため、現行金融機関資金融通準則について次の如き改正を加えるものとする。
(一) 経済復興のため緊要な産業の設備資金の供給を期するための量的規制を行うこと
(二) 正規のルートによる取引に要する緊要な運転資金の一層円滑な疎通を図るため量的規制を行うこと
(三) 最近の経済情勢に即応して産業の重要度を再検討し貸出優先順位表を改めること
(四) 行政事務の簡素化を図るため、大蔵大臣の個別承認制を廃止すること

二、改正の要領
(一) 緊要設備資金の確保
(1) 銀行（日本銀行及び日本興業銀行を除く）信託会社及び保険会社は、毎月その月中における財政資金償還金と預金増加額との合計額の一定割合（例えば一五%）以上を左の方法により運用しなければならない。
　(イ) 産業資金貸出優先順位表の設備資金の順位が甲に属する企業の設備資金の貸出
　(ロ) 右の企業の発行する社債又は株式の保有（社債の前貸を含む）
　(ハ) 金融債の保有
　右の財政資金償還金には米国対日援助見返資金及び日本銀行が国債又は復金債を買入れた場合におけるその買入代金を含むものとする。
(2) 銀行、信託会社又は保険会社は、法定額まで前項の方法に運用しえない場合には、その不足額を政府短期証券に運用しなければならない。
(二) 緊要運転資金の疎通
(1) 銀行（日本銀行及び日本興業銀行を除く）は総貸出残高の一定割合以上を次の手形に運用しなければならない。
　(イ) 貿易手形
　(ロ) 公団認証手形
　(ハ) 公団証明附手形
　(ニ) 配給手形
　(ホ) 庫出証明附手形
　(ヘ) 農業手形
　(ト) スタンプ手形
　右の一定割合は差当り大銀行と地方銀行とは夫々別の割合によるものとし、例えば大銀行とは三〇%地方銀行は二〇%とする。
(2) 銀行は、法定額まで前項の手形に運用しえない場合には、その不足額を政府短期証券に運用しなければならない。
(3) 六月末における右の手形保有額の総貸出残高に対する割合が法定割合に達しない銀行は、法定割合に達するに至るまで、六月末の右手形運用額の外、毎月当該月中の貸出増加額に対する前記法定割合に一五%を加えた割合以上を新に手形保有額に追加しなければならない。
(三) 産業資金貸出優先順位表の改訂
(1) 産業資金貸出優先順位表は、最近における産業経済の情況の推移に照応して、なるべく速やかに別途改訂を行う。
(2) 右の順位表は貸出のみならず社債及び株式への投資にも適用するものとし、その名称も「投融資優先順位表」と改める。
(四) 個別承認制の廃止
(1) 優先順位乙以下の設備資金（乙については新設拡張資金のみ）及び丙の運転資金に対する大蔵大臣の個別承認制はこれを廃止する。
(2) 毎月のこの種融資増加額は当該月の貸出増加額の五%を超えてはならない。但し特別の事情により右の五%により得ない金融機関については、一〇%の限度内で各別に特例を認めることを考慮する。
(3) この種融資であって、一件百万円以上のものについては、毎月大蔵大臣に報告するを以て足るものとする。

（備考）

(1)　現行「財政資金三五%の枠」制度は廃止する。
(2)　日本銀行の融資斡旋機能を一層活発ならしめると共に手形市場の育成を行うものとする。

編注　本要綱は銀行局案で、実際に融資準則の改正が実施されたのは八月一五日であり、その内容は後掲資料（30）参照。
出所　大蔵省資料Z五二六―五―二七。

(28)　財政償還金と設備資金の供給について

（昭和二四年七月七日銀行局）

財政償還金と設備資金の供給について（昭、二四、七、七銀行局）

一、財政償還金の範囲

㈠　財政償還金は予算関係で六三六億円、見返資金関係で少くとも六二五億円、合計一、二六一億円が予定されている。
なお、予算関係六三六億円の内容は復金債の償還三二五億円、貿易会計借入金返済二五〇億円、その他六一億円である。又見返資金関係六二五億円は、復金債借替国債六二五億円である。

㈡　右の財政償還金のうち復金債の償還三二五億円と、復金債借替国債六二五億円との合計額九五〇億円を把握可能の対象とし、日銀の証券オペレーションを行う範囲とし残余は日銀貸出操作によるものとする。

二、財政償還金の法的規制（第一案）

㈠　金融機関に還流する財政償還金の相当部分を設備資金に充当せしめる目的をもって、現行融資規制に改訂を加える。

㈡　前記九五〇億円の財政償還金のうち三〇%は、緊要産業の設備資金の融資若くは社債の保有又は興銀債の買入れに運用しなければならないものとする。

㈢　融資規制を銀行のみについて行うとすれば、財政償還金は八〇〇億円程度と認められるので、これによる設備資金供給力はその三〇%として二四〇億円となる。

（備考）
㈢の融資のうちに日銀斡旋融資を加え、三〇%を若干引上げることも考えられる。

三、日銀のオペレーションのみによる財政償還金の運用規制（第二案）

㈠　財政償還金に対する法的規制は行わず、日銀と市中金融機関との「自主的話合い」によって、設備資金投融資とヒモツキで、日銀の証券オペレーションを行うものとする。

㈡　市中金融機関が興銀債若は社債を買入れ、又は、緊要産業の設備資金を融資し、或は日銀の斡旋融資に応じた場合には、その金額を限度として日銀は当該金融機関から復金債又は国債を買入れる。

㈢　日銀が買入れる証券の種類は、償還期の近い復金債を優先し、順次国債に及ぶものとする。

（備考）
この案では市中銀行が前記目的への運用を望まない場合に処すべき手段がない。　①

欄外　愛知銀行局長筆蹟の鉛筆書き
①　大蔵大臣―日銀に対し斡旋を命ずることができる。
出所　大蔵省資料Z五二六―五―二五。

(29)　金詰り緩和方策（昭和二四年七月一二日大蔵省）

金詰り緩和方策（昭二四、七、一二）

現下の金詰りを打開し、健全なる経済活動を刺戟する為には生産配給及び物価等に対する諸統制を緩和乃至撤廃して有効需要を喚起する等の措置が必要であるが、之と併行して主として金融面よりとらるべき金詰り緩和方策は次の通りである。之等金融方策に付ては日銀政策委員会とも緊密に連絡し適時活発に処置することを期することとしたい。

一、一般金融対策

㈠　日銀のオペレーションの積極化
日銀においては過般来起債市場の育成強化に資すると共に重要産業設備資金の疎通を図るため、金融機関の社債投資額と見合せて所謂「ヒモ付」で復金債の買入れを行うこととしたのであるが、今後更にこれを拡張して、一層積極的にオペレーションを行うこととしたい。

㈡　日銀貸出高率適用制度の緩和
市中金融機関に対する心理的圧迫を除き、日銀の信用操作に弾力性を与えるため、第二次高率適用歩合を四厘程度引下げたい。

㈢　融資規制の緩和
(1)　産業資金貸出優先順位表丙順位に属する資金については現在個々に大蔵大臣の承認を要することになっているが、これを廃止し、一定の限度内（例えば融資増加額の一五%）では金融機関の自主的取扱に委ねることとしたい。
(2)　証券金融中現在丙種以下に抑制されている制限は之を撤廃し右(1)によることとしたい。

㈣　金融債の発行範囲の拡張
(1)　興銀以外にも、勧銀、農林中金等一定の条件を具える金融機関に金融債の発行を認めることとしたい。
(2)　興銀の倍額増資に伴い一層長期の興銀債を発行せしめることとしたい。

㈤　預金部資金の活用
預金部資金は逐月増加を示しつつあるが、現在の所その運用対象は国債、地方債、地方に対する短期貸付、復金債、食糧証券等に限定せられている。然るに本年度は国債発行は見返資金で引受けられる鉄道及び通信の建設公債に限定せられ、地方債も総額二百三十三億円に止まり、復金債も新規に発行されず、預金部資金に対する需要は膨大であるに拘らず適時且有効な運用が妨げられている有様である。かかる事情に鑑み不取敢左の運用を実施したい。
(1)　農林関係五公団（油糧、食糧、食料品、肥料、飼料）は滞貨を保有して金融に困っているが、之を放出する等措置を講ずる外預金部資金より之等公団に対して取あえず九十億円の融資を行いたい。尚預金部資金の融資により、公団の復金からの借入金四十一億四千万円を返済せしめ、復金をして此の回収金を以て後述の如き特殊金融を行わしめたい。
(2)　預金部資金により金融債を引受けて市中金融機関の長期資金供給力を強化せしめたい。差当りデラ台風による漁船及び葉煙草の災害対策等としても此の様な方法による外金融対策を講じ得ない。
(3)　預金部資金を以て市中金融機関に定期預託金をする方法を考慮したい。

㈥　融資斡旋の要請
政府が必要と認める重要産業に対し、大蔵大臣は日本銀行が必要なる融資の斡旋を行うことを要請することとしたい。
日本銀行は、市中金融機関の自主性を損わない限度内において極力融資斡旋を行い、斡旋不調の場合は、その原因を詳具して速かに報告することを要するものとし、右報告に基き政府は経済実体面の改善、資金の調達等につき融資を可能ならしめる措置を考究することとしたい。

二、特殊金融対策

㈠　復金の機能の活用
(1)　農林関係五公団に対する貸付金四十一億四千万円の回収金の四分の三を保証基金として復金融資による重要産業設備の継続事業完成に必要な資金、中小事業及び農林漁業資金であって他に金融の途のないものに対する市中融資の保証（三割を原則とし必要な場合は五割まで）を行いたい。
(2)　尚右資金の四分の一を限度として配炭公団及び価格調整公団の認証手形決済不足資金の供給を行いたい。
(3)　復金の優良債権を市中金融機関に肩替りすることにより右基金を豊富にしたい。
(4)　復金の回収による手形余裕金を市中金融機関への預託金として短期運用

せしめたい。

(二) 日銀中小企業融資別枠の拡張

日銀の興銀、勧銀、及び商工中金に対する中小企業金融のための別枠の融資限度現在十二億五千万円を二十五億円程度まで引上げたい。

(三) 特殊金融機関の国債の買上

保険会社、市街地信用組合、無尽会社、農業協同組合等特殊金融機関の保有する国債を日銀に買入れさせることにより、これらの金融機関の融資活動を積極的ならしめたい。

(四) 信用保証制度の活動

資金の借手側の受信能力を強化するため信用保証協会の機能を高度に活用し特に中小企業金融の疎通に資したい。

(五) 漁業手形制度の改善

漁業者の自主的保証基金積立制度を確立し、その保証による漁業手形金融の円滑なる運営を期することとしたい。尚右の保証基金が積立てられるまでは、漁業手形ツナギ融資等特別の考慮を払いたい。

(六) ストック金融

(1) 生産配給及び物価に対する統制を緩和乃至撤廃することにより有効需要を喚起し滞貨の発生を抑制する等の措置をとることとしたい。

(2) 輸出滞貨で輸出の見込の立たないものは国内に放出したい。

(3) 比較的短期間に流動化しうる如きものについては融資を斡旋したい。

三、財政面よりする対策

(一) 見返資金の活用

(1) 見返資金の早期活用、特に日本国有鉄道（五、六一九百万円）及び電気通信事業特別会計（一、三七二百万円）に対する第一回融資を速急に実行したい。

(2) 産業に対する直接投資と並び、失業対策等の観点から見返資金の一部（一一五億円）を国鉄電化、道路改良、港湾、災害復旧等公共事業的性質を有する事業に対し迅速に支出することとしたい。

(3) 第二、四半期において、見返資金により下半期に償還期限の到来する日本銀行所有の復金債を買入れ、これによる資金の市中放出、産業界への流入による効率的使用を図り度い。

(二) デラ台風による災害復旧費等をも加味して年度内における地方債の起債額を増加したい。

(三) 政府支払の促進

(1) 第二、四半期については一般会計よりの現実の支出が概ね一、七〇〇億円程度（通貨発行審議会資料）となることを可能ならしめるように支出負担行為額を決定し且支払の促進を図りたい。

(2) 民間企業に対する政府支払に関する苦情受付については新に商工会議所その他の経済団体の機能を活用したい。

(四) 国庫金の活用

七月十一日現在における指定預金残高は一一二億円あるが、国庫余裕金が相当あるので今回更に一〇〇億円程度の指定預金を実施したい。

四、企業の資金の自己調達に関する対策

(1) 再建整備の速かなる完了を促進し、企業の増資及び起債を円滑ならしめたい。

(2) 社債による資金調達

(イ) 財政償還金の効率的運用により社債消化の円滑化を図りたい。

(ロ) 社債発行基準条件を励行せしめ、なるべく最低条件によらしめたい。

(ハ) 制限会社関係の社債取得制限を緩和したい。

編注　本文は英訳され、関係の統計を付して司令部に提出、七月一五日に司令部との折衝が行なわれた。本文の英訳文書（大蔵省資料Z五二六―五―五所収）には愛知銀行局長筆蹟の鉛筆書きで折衝の記録が記入されている。記入箇所（邦文の項目番号）と欄外の記入事項（「　」）を次に記しておく。

表題「二四―七―一五 Fine Reed Phillips Hutchinson　大臣　渡辺　鈴木　杉山　宮沢」

一の㈢(1)「考ヘ方ヲ具体的ニ整理スルコト　事後報告ニスルノハ異議ナシ　七割ノ制限ハ問題」

一の㈣(1)「勧銀ノ債券ハ不適当　農中ハ別カテゴリー　日銀 Policy Board」

一の㈤「銀行が何故融資ヲ好マヌカ」

一の㈥(3)「原則トシテ approve 金利」

一の㈥「OK」

二の㈠(2)「今後研究」

二の㈠(3)「感心シナイ」

二の㈠(4)「大シタ問題ハナイ」

二の㈡「P、B、大シタ異議ナシ」

二の㈢「P、B、」

二の㈣「大シテ異議ナシ」

二の㈤「P、B、明日辺リ返事」

二の㈥(1)「考ヘ方結構」

三の㈠「現在ハ賛成シナイ」

三の㈡(1)「大阪支払ガ遅レテ居ル――二二オク」

三の㈣「之ヨリハ支払促進ノ方ガ宜イ」

出所　大蔵省資料Z五二六―五―六。

(30) 金融機関資金融通準則改正及び金詰り緩和方策についての大蔵省発表（昭和二四年八月九日）

大蔵省発表（昭和二十四年八月九日）

一、経済情勢の推移に即応し、この際金融機関資金融通準則について差当り左の措置を講ずることになった。

(一) 産業資金貸出優先順位表の改訂

証券により企業資本の自己調達を円滑にし、又最近における各種重要商品の配給統制の解除、市場状勢の変化等に徴し問屋及び卸売業者の機能を強化し更に貿易振興の要請に応ずる為に現行産業資金貸出優先順位表において「丙」に属する左に掲げる運転資金の順位を「乙」に引上げる。

(1) 物品販売業のうち問屋及び卸売業

(2) 貿易業

(3) 証券業

なお、一般投資者による証券の購入、応募若しくは払込の為の資金の貸出は順位「乙」とする。

(二) 金融機関資金融通準則の運用の改正

日本銀行政策委員会による金融機関の指導の強化に対応し、且中小事業の金融改善を計るため、金融機関資金融通準則の運用を左の通り改正する。

(1) 金融機関「丙」順位の産業に対する貸出総額の最高限度を各月融資増加額の百分の十五に引上げる。

(2) 金融機関が右(1)の貸出総額の限度をこえて「丙」順位の産業に対する貸出をする場合には日本銀行に協議するものとする。

(3) 個別貸出に関する大蔵大臣の承認制はこれを廃止する。

（附記）

現行産業資金貸出優先順位表については前記一に掲げる改訂のほか産業経済の現状に即するよう引続きその内容を再検討する。

二、尚当面の金詰りを打開して、ディスインフレ政策の円滑なる推進を図るため大蔵省としては、主として金融面よりする金詰り緩和方策を立案し、日銀政策委員会とも緊密な連絡をとって適時活発に処置することを期しているのであるが、最近実施に移されたものも少なくないので、この際、その実績をふりかえって見ると共に今後努力を要する点を明かにしたいと考える。

三、本日までに実施又は決定された金詰り緩和方策は次の通りである。

〔一〕一般金融対策

(一) 日銀のオペレーション

起債市場の育成強化に資すると共に重要産業設備資金の疎通を図るた

め、金融機関の社債投資額と見合せて所謂「ヒモ付」で復金債の買入れを行うこととしたのであるが、その額は六月十二億円、七月十六億八千七百万円にのぼっている。

(二) 日銀貸出高率適用制度の緩和

市中金融機関に対する心理的圧迫を除き、日銀の信用操作に弾力性を与えるため、七月十二日第二次高率適用歩合を四厘引下げると共に、貿易金融を優遇するため、七月四日再割適格貿手に対しては、この制度を適用しないこととした。

(三) 融資規制の緩和

従来銀行等は運用資金増加見込額の三十五%を財政資金として使用しなければならなかったのを、四月以降全額産業資金として運用できるようにして来た他、今回前記のように丙種資金に対する規制の緩和を見た。

(四) 金融債の発行範囲の拡張

先般の国会において興銀債の発行限度は十倍から二十倍に引上げられたのであるが、七月二十三日興銀はその資本金を五億円から十億円に倍額増資することを決定し、興銀債は二百億円の発行限度額をもつこととなった。

その結果興銀債の月別発行高は六月以降次のような増加を示しており今後長期資金供給の分野における興銀の積極的活躍を期待し得るに至った。

四　月	三七四百万円
五　月	五七四　〃
六　月	一、六七〇　〃
七　月	二、二三六　〃

(五) 預金部資金の活用

農林関係五公団（油糧、食糧、食料品、肥料、飼料）に対し七月五日九十億円の融資が認められ、二十三日三十八億七千二百万円を油糧公団に、二十七日二十九億円を食料品公団に融資を行い、目下飼料公団融資について検討中である。

(六) 融資斡旋の要請

政府が必要と認める重要産業に対し、大蔵大臣は日本銀行が必要なる融資の斡旋を行うことを要請することとし、その活発なる運営を期しているが、これに伴い、月別斡旋成立額は次のように著しい増加を見せている。

四　月	七、六八〇百万円
五　月	一一、四〇八　〃
六　月	一四、〇九〇　〃
七　月	二九、〇六〇　〃

〔二〕 特殊金融対策

(一) 日銀中小企業融資別枠の拡張

日銀の興銀、勧銀及び商工中金に対する中小企業金融のための別枠の融資限度は、資金需要に応じてこれを拡張して行く方針で六月二十九日十億五千万円から十二億五千万円に、七月二十五日十四億円に拡張したが、近く更に数億円の拡張を予定している。

(二) 特殊金融機関の国債の買上

特殊金融機関の保有する国債を日銀に買入れさせることにより、長期又は零細なる資金需要に対し、これらの金融機関の融資活動を積極的ならしめるため、七月二十日無尽会社及び市街地信用組合よりの買入方針を、二十一日信託銀行よりの買入方針を決定した他、保険会社の設備資金供給を見合いに適時国債を買入れている。七月下旬における買いオペレーションは生命保険四億四千百万円、信託銀行一千四百万円、無尽信組三千九百万円計四億九千四百万円である。

(三) 漁業手形制度の改善

漁業者の自主的保証基金制度を確立し、その保証による漁業手形金融の円滑なる運営を期する漁業共済基金制度要綱並に漁業手形制度要領及び漁業手形つなぎ融資要綱を七月八日決定し、目下之が普及に努力中である。

(四) ストック金融

最近における滞貨推計金額の六割以上は繊維であるが、これに対し現在までに次の措置がとられている。

(イ) 生糸　貿易公団にて三万俵買上、日銀の嚊繭スタンプ手形期限を八月末まで延長

(ロ) スフ糸及びスフ織物　増加運転資金をスタンプ手形により五億円融資

(ハ) 人絹糸　増加運転資金をスタンプ手形により約六億円融資

(ニ) 絹織物　貿手等決済のための融資につき融資順位を甲に引上

(五) 復金の機能の活用

(イ) 農林関係五公団に対する貸付金四十一億四千万円の回収金の一部を保証基金として復金融資による重要産業設備の継続事業完成に必要な資金、中小事業及び農林漁業資金であって他に金融の途のないものに対する市中融資の保証（三割を原則とし必要な場合は五割まで）を行うこと。

(ロ) 右資金の一部を以て配炭公団及び価格調整公団の認証手形決済不足資金の供給を行うこと。

〔三〕 財政面よりする対策

(一) 見返資金の活用

七月二十五日日本国有鉄道五十六億一千九百万円、電気通信事業特別会計十三億七千二百万円、合計六十九億九千百万円の第一回融資が決定された。

(二) 国庫金の活用

次の通り百億円の指定預金の設定が行われた。

七月二十六日	六十五億五千万円
二十七日	二十一億八千万円
二十八日	十二億七千万円

〔四〕 現在、金詰り緩和方策として目下検討中の事項は次の通りである。

(一) 日銀のオペレーションの積極化

近く復金債の大量償還期を迎えるのに備えて、日銀をして大幅に国債買入を実施せしめる具体案を検討中である。

(二) 金融債の発行範囲の拡張

興銀以外にも、勧銀、農林中金等一定の条件を具える金融機関に金融債の発行を認めること。

(三) 預金部資金の活用

預金部資金は逐月増加を示しつつあるが、現在のところその運用対象は国債、地方債、地方に対する短期貸付、復金債、食糧証券等に限定せられている。然るに本年度は国債発行は見返資金で引受けられる鉄道及び通信の建設公債に限定せられ、地方債も総額二百三十三億円に止まり、復金債も新規に発行されない。預金部資金に対する需要は膨大なので今後更に適時、且有効な運用を期することとしたい。

農林関係五公団に対する九千億円の融資決定は預金部資金活用の前途に大きな光明を与えたものと言えるが、尚取敢えず次の運用を実施したいと考えている。

(イ) 預金部資金により金融債を引受けて市中金融機関の長期資金供給力を強化せしめること。

(ロ) 預金部資金を以て市中金融機関に定期預託金をすること。

(四) 統制の緩和乃至撤廃、補給金の削減及び企業整備に伴う金融措置

石炭、銅、薪炭その他主要物資であって、需要に対し供給量が極度に不足していたため各種の統制措置がとられていたものが、最近に至って需給関係が急激に変化したため、滞貨、未収金の累積を見るようになっているので、このような物資については勿論、その他の物資についても需給状況を勘案して、逐次急速に統制を緩和乃至撤廃する時期に到っていると考えられる。

又、鉄鋼その他安定帯物資に対する価格調整補給金は、戦後の特殊事情の下における低物価政策堅持のための暫定的な措置であったが、金額も

次第に巨大なものになり、当初の目的を外れたものになりつつある面も少なくない。且つ単一為替レートの設定に伴って国内価格の国際価格への鞘寄せも必要となって来たので、この際大幅に削減して行く方針である。

右により経済界に相当の変化が予想せられるが、これらの変化に即応し統制機構緩和乃至廃止に伴う滞貨金融、問屋金融及び生産者金融等に付ては企業整備の為の金融と共に適時機動性ある措置を行うべく、万全の用意を期している。

編注　本発表にある「金融機関資金融通準則」の一部改正は、昭和二四年八月一五日大蔵省告示第五六六号により八月一五日から実施された。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―二七。

(31) 預金部資金運用についての司令部折衝経過

（昭和二四年八月一八日銀行局）

預金部資金運用について（司令部との折衝経過）（昭二四、八、一八）

一、(1) 五月二十五日大蔵大臣よりルカウント、リードに対し左の通り申入。

預金部資金の融資可能額は約五五七億円を見込まれるが、これに対し長期の公共資金需要として地方起債二三三億円が予定されているのみで三〇〇億円程度の余裕金を生ずる。

他方本年度産業資金の需給状況は復金の貸出停止、見返り資金融資の時期的なズレ、市中金融機関のデフレ警戒気配による貸出の縮小等により極度の金詰りを来している。

かかる情勢下に預金部が前記の如き遊資を保有することは明かに矛盾している。遊資は勿論現在においても食糧証券等の保有によって運用してはいるものの、これらは預金部の資産状態、独立採算の立場から見た場合決して有利であるとは云い得ない。

これらの諸点を考慮して、預金部の余裕金を以て金融債、一般社債の応募等を行いたい。

(2) これに対しリードは左の通り返答

(イ) 預金部資金運用の新分野については拡張が考えられるが具体策はまだ持っていない。

(ロ) 復金の貸出停止、見返り資金融資の時期的ズレによるギャップに対応して何等かの緩和策は講じなければならない。

(ハ) 暫定的措置としては預金部により公団手形の引受の如きは一案か。

二、当時右と前後して数次に亘り銀行局長、預金部資金課長よりロビンスン、フイリップに対しても同様趣旨の申入。

これに対する両氏の見解は次の通り

(1) 預金部資金の運用は安全第一である。

(2) 預金部資金は政府機関の公共資金であってこれを私企業に融資することは危険率及び市中金融機関と競合する点において望ましくない。割引興業債券の引受、その他の社債の応募も亦望ましくない。

(3) 手形の再割引及び金融機関に対する短期貸付は中央銀行の業務であって預金部の行うことは適当でない。

(4) 問題は預金部資金のより有利な運用にあるのではなく経費の節減にある。預金部よりの巨額な通信事業繰入金を削減するために郵便貯金利子の引下げにより預金部資金コストを合理化すべきである。

(5) 一案として預金部資金を市中金融機関に国債を担保とする定期預金とし、市中金融機関はこれを日銀借入金の返済に当てることが考えられる。

三、六月二十四日銀行局長よりリードに対し左の運用案を提示

(イ)	公団運転資金	九〇億円
(ロ)	金融債	九〇億円
(ハ)	担保附社債	五〇億円
(ニ)	定期預託金	五〇億円
	公団融資増	四一億円
	金融債券	九〇億円
	社債	五〇億円
	定期預託金	余裕の限度

これに対するリードの見解は次の通り

(イ) 先ず農林五公団に対する融資と定期預託金とを取上げたい。

(ロ) 公団金融については現在実施している認証手形制度を廃止し専ら預金部資金で融資をしたらどうかと思う。公団は政府機関であるから、之に対し預金部が融資することは昭和二十一年の司令部覚書の認めた範囲内である。

(ハ) 又農林五公団以外は公団法の規定によって復金以外から借りられないことになって居るが配炭公団等は認証手形の「ピーク」を越せないで毎月困っているから農林五公団の復金よりの借入を返さすため預金部から五公団に融資し、復金は五公団以外の公団に融資するという措置も考えてよかろう。

(ニ) 銀行に定期預金をする案では日歩二銭五厘（年九%一三）では借入を希望する銀行がないではなかろうか。興銀、農中とかに限定しないで地方銀行にも貸して資金の地方還元を図ったらよいと考えるが更に具体策を研究してほしい。

(ホ) 興銀債及び社債の引受に付ては今ここでハッキリと反対というのではないが公団金融と定期預金の二つを実施した後に再び検討したい。

(ヘ) 電力に付ては見返り資金の方で面倒をみる予定なので之と別に電力債を預金部資金で引受けるということをやると資金源泉が二つの政府機関に分れることになるから適当でなかろうと考える。

四、七月五日農林五公団に対する融資決定、差当り九〇億円を限度とする。

五、(1) 七月十五日大蔵大臣よりファイン、リードに左の通り申入

(イ) 最近の見透しでは本年度運用可能長期資金は六二四億円である。これを地方債二三三億円、公団九〇億円、保管証券買入一二億円に運用しても、なお二八九億円の余裕を生ずる。

(ロ) このままでは本年度預金部特別会計の赤字は三八億円となる。（予算では三七億五千万円）

(ハ) 預金部としては余裕金を次のように運用したい。

(イ) 右の運用が認められることになれば預金部特別会計は、昭和二十四年度は赤字三六億円、昭和二十五年度では三千四百万円の黒字となる。

(ロ) 右のような運用は吸収資金の放出であるからインフレの原因とはならない。のみならず経済復興を促進する。又主として間接融資となるから融資に伴う弊害を避けられる。

(2) これに対しリードの見解左の通り

(イ) 預金部の赤字は消したいが、一般金融政策に反してはいけない。

(ロ) 預金部は差当りの要求に応ずることより研究すべきである。

(ハ) 五公団については公団認証手形制度は廃止すべきである。安本では公団認証手形制度が銀行の負担となっていると云っている。

(ニ) 金融債、社債の運用は現在の段階では不可。

(ホ) 定期預託金は原則として賛成である。ただ、預金部と受入金融機関の双方にとって適当な金利でなければならぬ。

六、その後公団融資の実行に焦点は移行し、司令部担当官は主としてジェファースとなったところ、八月二日ジェファースより公団認証手形制度を廃止し、これを預金部融資に切換えることについて具体案を提示するよう求められる。

七、八月九日認証手形の問題と五公団の復金借入金四一億円の問題をジェファースに持込。ハッチンソンも立会い、とりあえず四一億円融資について諒解を得る。

八、(1) 公団認証手形制度廃止に関するジェファースの主張の論拠は次のようなものである。

(イ) 公団は政府機関であって、政府機関は市中から金融を受けるべきではない。

(ロ) 預金部に資金の余裕がある限り、先ず政府の所要を充足すべきである。

(ハ) 預金部はこれによってその経理を改善することが出来る。

(ニ) 市中金融機関の認証手形資金は解放せられて市中金融を豊かにする。

(ホ) 五公団の資金及び経理については預金部が一元的に把握すべきである。

(2) これに対し預金部としては次の理由を挙げて反対したが容れられない。

(イ) 公団は政府機関であり、目的が物資の統制にあることは所説の通りであるが、その業務の態様は通常の商取引と何等異らず、所要資金を商業金融に依存することは、金融的にはむしろ当然と考えられる。

(ロ) 若し公団機構が長期に亘るものであれば経理に関しては、認証手形を廃止するだけではなく、他の面でも市中金融機関を利用することを止め、官庁会計の例に依るべきである。然るに公団機構は一時的のものであり、近く廃止せらるべきことが予想されている。いま認証手形を廃して市中金融と縁を切ることは、公団廃止の際の金融上の摩擦を強めるだけのことである。

すなわち、認証手形による借入金の程度は今日の普通の取引においては業者として当然あり得べき借入金であって、いまこれを一時解消しても、公団廃止と同時に忽ち必要となる借入金である。公団廃止によって認証がなくなれば、業者の借入が容易でなくなる場合も起り得るが、少くとも銀行の金繰りから云って、認証手形制度を続けて置いた方が公団廃止の際の金融の切り換えを円滑にすることは疑いない。

(ハ) 預金部資金は安定した貯蓄性の資金であって建設的な長期の資金として運用すべきである。然るに公団に対する預金部融資によって市中金融機関から解放せられる資金は短期の資金である。単に銀行の手許を緩めるということだけではなく、資金の効率的運用を期する上からは認証手形制度を預金部融資に切り換えることは適当でない。

(ニ) 預金部資金の地方還元の意味においても、預金部の余裕資金を公共的見地から有益であり必要と認められる産業資金として活用し経済の復興に寄与せしめるべきである。

九、一方預金部資金の経済資金運用についてはパブリックファイナンス及びマネーアンドバンキングの担当官（ロビンソン、ヘンリー、ハッチンソン、ジェファース）との折衝では現在のところ望みが極めて薄い。定期預託金については、若干望みがあったが認証手形問題が取上げられて来た今日殊に折衝は困難となった。

出所　大蔵省資料Z五二六―一〇―七。

(32) 預金部資金に関する交渉記録

（昭和二四年八月一九日預金部資金課）

預金部資金に関する交渉記録（昭二四、八、一九）

（ハッチンソン・フィリップス――預金部資金課）

GHQハッチンソン　本日の用件は何であるか。

預金部　農林五公団の認手を廃止し預金部より百五十億融資する件についてジェファース氏より書面で申請するよう指示があったが、これと関連して二つの問題があるのでこれを相談に来た。問題とは、預金部資金を金融機関に預託する問題と、配炭公団廃止に伴う金融問題の中、預金部が金融を引受けることについての問題である。

ハッチン　配炭公団は預金部から融資してもらえないではないか。

預金部　現行法の下では然りである。しかし、どうしても必要になればそれは法律を改正しても預金部に引受けさせるという問題となろう。

ハッチン　預託金の問題は。

預金部　それは前にリード氏と話しあった問題だが、預金部資金の一部を産業資金として使う問題と関連するものであり、その点について今日細かい資料を準備してきたからみて頂きたい。預金部資金は性質も特色あるものであるし、民間産業界の長期資金需給実情も相当留意しなければならないので、その点別に用意して来た預金部資金に関する資料を精読の上御考慮を煩わしたい。

ハッチン　司令部としてはそれらの点を既に知悉していると考えているが、この資料を読んで、必要とあれば考慮もしよう。

ハッチン　認証手形を廃止して預金部が百五十億融資することには強い反対意見を持っているが。

預金部　然し、他の運用方法が認められなければ致し方ないと思っている。

ハッチン　喜んではいないのだね。

預金部　唯、預金部の経理改善のためには、大いに魅力を感じており、これでゆけば明年は黒字も期待し得る。

ハッチン　それは結構だ。

預金部　民間では長期資金を実際に必要として居るのに、預金部資金での融資について中々御配慮頂けないでいるのだが、出来れば、司令部側の反対理由を教えて頂きたい。

ハッチン　その点について司令部の態度ははっきりしている。即ち政府資金は政府と政府関係機関丈の為に用いらるべきであり、民間の需要は民間の金融機関にまかなわせるべきである。勿論、右の二つにはギャップがあるだろうがこのギャップを埋めるのには、唯一つの資金源を以てまかなわせるべきで、今日ではすべて見返資金から出すべきものであり、預金部資金や復金の金を充てるべきではない。

預金部　預金部資金の性質についても資料にのべてある如き事情があるし、見返資金を出してもそれにカヴァーされないものが大分あると思う。

ハッチン　その意見に対しては自分としては疑問をもっている。

預金部　実際上、見返資金から融資をうけられないような小規模の農業等で市中銀行からはリスクの点で融資してもらえないものが相当多い。

ハッチン　リスクは預金部が貸す時でも同じではないか。

預金部　信頼しうる特殊銀行を仲介の機関として間接的な投資をやり預金部がリスクを負わないようにしてやっている。

ハッチン　何れにせよ、自分は見返資金以外から産業資金を融資することには反対である。

預金部　勿論預金部としても今すぐ産業資金に出すというのではなく、今後資金に余裕があれば産業資金としても運用したいというのである。

ハッチン　それは、現実にその時になってみて司令部で認められるかもしれないが、今年度中は全く認められないと思う。

出所　大蔵省資料Z五二六―一〇―七。

(33) 本年度下期の金融対策（案）（昭和二四年九月一五日銀行局）

本年度下期の金融対策（案）（銀行局昭二四・九・一五）

一、本年度下期の金融対策は、その主眼を第四、四半期の徴税に伴う金詰りの緩和に置く。

右のため、第三、四半期の供米代金の放出、年末政府支払の集中等による通貨増発は極力これを回避する措置を講じ、この期間における実効価格水準の堅持を期するものとする。

二、第三、四半期の金融環境には、予算の実施及び経済正常化のための諸措置の推進に伴って、インフレ要因及びデフレ要因が交錯している。

(一) インフレ要因として予想されるものは次の通りである。

(イ) 米価の引上に因る糧券発行限度の拡張

本年度糧券発行限度は一、五〇〇億円（パリティ一四三）と定められているが、米価改訂の見透によればこの限度を一、六五〇億円（パリティ一五六物価庁案）乃至一、九五〇億円（大蔵大臣言明）と一割乃至三割の補正が予想される。

金詰りによる農民の換金促進によりこのピークは更に上廻ることが予想される。

(ロ) 補給金削減による公定価格の引上

八月以来コークス三〇%、綱材五〇%、ソーダ四五%程の公定価格引上

が行われたが、今後引続き油糧三〇%、コークス三五%、肥料六〇%程度の引上が予想されている。石炭、銅等の補給金削減と違って、これらの物資については、尚、実質的騰貴となる可能性が強い。

(ハ) 鉄道、電力等の赤字除去のための料金引上

電力二〇乃至四〇%、貨物運賃七〇乃至八〇%の引上は、価格体系の調整の上からも必要とされているので、実現の可能性が強い。

(ニ) 生計費の騰貴

四月以降の生必物資の公定価格引上、地方諸公課の引上、新聞料金等の徴収繰上等により実質的に生計費は若干上昇しており、大会社、銀行等の支払能力ある企業体の給与は、既に大幅に公務員給与水準を上廻っておるが、上記の諸要因は一部減税による負担の軽減が行われるにしても生計費引上を更に促進する可能性が強い。

(ホ) 貿易特別会計の日銀借入金返済

貿易特別会計の日銀借入金で本期に返済期限がくるものが一二四億円にのぼっているが、当面の金繰りはこれを困難にしている。

(ヘ) この期間においても、予算の実施に基くデフレ要因はあり、その主要なものは次の通りである。

(イ) 月間約一六〇億円の見返資金の積立

(ロ) 日銀手持復金債の償還約一七三億円

(ハ) 復金の回収及び利子収入約四〇億円

(ニ) 見返資金を全額産業資金として投融資し、日銀手持復金債の償還金を全額国債買上げにより市中に放出することとすれば、米価改訂による通貨増発だけを勘案しても、第八回通貨発行審議会において予想された年末通貨発行見込三、八二三億円は三、九〇〇億円乃至四、〇五〇億円となり、この間、若干の一般物価水準の騰貴は不可避となる惧れがある。

三、従って、第三、四半期における通貨増発を抑制して、実効価格水準の堅持を期するため、次の措置を採るものとする。

(一) 見返資金は全額産業資金として投融資するものとし、その早期活用を極力促進するが、常に金融情勢の推移を注視して、時期的調整を期するものとする。

(二) 日銀のマーケットオペレーションも固定的な産業資金供給計画にとらわれることなく、金融情勢に即応した弾力性を保持せしめるものとする。

(三) 預貯金の増強につき特段の努力を払うものとする。

(四) 政府支払の年末集中を避けるため、早期支払を推進する。

(五) 十月末の所得税第二期申告納税及び年内の更正決定を強力に推進する。

(六) 予算の基本ラインの実行は是非とも確保しなければならないから、貿易特別会計の借入金返済、国鉄の合理化等については更に相当の決意をもって之が実現を推進する。

四、第四、四半期には徴税を主とする通貨収縮要因が予想される。右に伴う摩擦を最小限度に止めるため、第三、四半期中の措置と併せて次の措置を採るものとする。

(一) 一月よりの減税を実現するよう予め税法改正を行う。

(二) 日銀の証券買入操作を出来るだけこの期間に集中する。

(三) 銀行等の預金減少に対しては積極的に日銀貸出を行って、預金減少による市中の貸出引締めを防止する。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―七。

(34) 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用について

(昭和二四年九月一六日閣議決定)

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用について

第五回国会における衆議院及び参議院の決議の趣旨に鑑み、簡易生命保険及び郵便年金積立金は郵政省において直接に運用することとし、別紙の通り関係筋に懇請することとする。

〔別紙〕

宛先　連合軍最高司令部

件名　簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開懇請書

一、関連文書

〇〇四ESS／FI（一九四六、一、二九）

件名「預金部及び簡易保険局の投資計画について」

二、簡易生命保険及び郵便年金積立金は事業創始以来三十年間主管大臣たる郵政大臣が管理して公共の利益の増進の為に運用し来ったのであるが、一九四六年一月標記の指令に依り、郵政省における新規の投融資活動は一切之を停止して資金は悉く大蔵省預金部に預入すべき旨命ぜられ今日に至っている。この数年間本事業の経営を続って経済界の変動其他諸般の情勢に急激なる変化があり、その結果我々は本事業現在の経営危機を打開して、国民経済生活の安定と社会福祉の増進を目標とする本事業の使命を完全に達成する為に、郵政省における積立金の直接運用の再開を御許可願いたいと存ずるのである。我々が敢えて閣下に斯く懇請申上げる理由の主要なるものは大約次の通りである。

(1) 「日本経済安定の九原則」により、「必要と認められる思切った措置をとることによって一日も早く総合予算の真の均衡を図る」為には各特別会計の独立採算制が確保されなければならないが、現在赤字状態に在る簡易生命保険及び郵便年金特別会計の収支状況を改善して、独立採算制を確保する為には新契約の大量獲得が絶対必要である。

然るに新契約の大量獲得は現在の経済情勢下非常なる困難が予想される。この絶対必要にして且至難の施策の遂行を容易ならしむる途は、積立金の郵政省における直接運用の再開である。郵政省が資金の地方還元の原則により地方公共団体に対する直接融資を再開すれば、地方公共団体が簡保事業の経営、殊に新契約の募集に対し熱意ある協力を為すことは既往の実績の示すところであり、一面一般大衆も積立金が保険年金経営当局の手により直接地方に還元されて、地方公共の福利を増進することを現認することにより、保険加入意欲を強め従って新契約獲得が容易となることは明白である。

(2) 現在の経済情勢下事業経営費は甚しく昂騰し事業経営危機の最大要因を為している。この事業費の昂騰は、保険事業の本質上、積立金の直接運用の再開による運用収益の増大を以てカヴァーすることを要する。

(3) 地方財政は目下深刻な窮乏状態に在る。簡保年金資金は其の本質及び沿革から見て、主として地方公共事業資金に放資せらるべきものであるが、郵政省における直接運用再開に依る新契約の増加はそれだけ積立金の蓄積増加となり地方資金の供給源を増大培養する結果となり、地方財政難の緩和が期待される。

(4) 郵政省における直接運用の再開により、従業員の士気を振作し、勤労意欲を再び向上せしめ、事業の再建発展の為に充分な活動を為さしめることが出来る。

(5) 第五回国会においては、衆参両院共本積立金の郵政省における運用再開を急速に実現すべき旨を要望し政府の善処方を決議した。

また貴司令部の承認を経て制定された郵政省設置法、簡易生命保険法及び郵便年金法においては本積立金の運用管理が本来郵政省の権限に属するものであることが明確に規定されている。

三、尚郵政省による簡保年金積立金直接運用を再開する場合、現下の財政金融事情に鑑み、本積立金の当面の運用範囲を地方公共団体に対する融資と現行契約者貸付に限定すると共に運用実行方針は一般財政金融政策に厳格に即応せしめるよう大蔵郵政両省の密接なる連繋については万全の処置を講ずることを申し副える。

〔参考〕

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する決議

(昭和二四年五月一二日衆議院)

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用は、元来事業経営と不可分一体をなし、事業者自らこれに当ることを本則とする。且運用にあたっては、公共の利益を旨とし、資金の地方還元、加入者の福利増進を目途とすべきことは、両事業の公共性よりする当然の帰結である。

然るに現在、本積立金は大部分大蔵省預金部資金に編入運用されているために両事業経営の自主性を害し、独立採算の基礎を危くしているのみならず、地方公共団体等にあっては低利資金の融通を受けるに多大の不便を感じ、各種公共事業の遂行に障碍を与えている状況であって地方融資再開の要望は全国に亘り頗る熾烈である。

よって政府は速かに適当の措置を講じ、本積立金の運用管理を常態に復すべきである。

右決議する。

編注　五月一八日、参議院においても同様な決議が行われた。

出所　大蔵省資料Z六二〇―七四。

(35) 中小企業金融対策について（昭和二四年九月一九日銀行局）

中小企業金融対策について（昭二四、九、一九）

一、健全なる中小企業を保持することは経済運営の綜合的見地からも望ましいので金融面から中小企業の窮状打開に協力する為諸般の対策を推進している。

最近の中小企業金融の実情は次の通りであって相当の成果をあげている。

(一) 日銀資金の供給

日銀の興銀、勧銀及び商工中金に対する中小企業金融のための別枠の融資限度は六月二十九日一〇億五千万円から一二億五千万円に拡張、七月二十五日一四億円に八月三十日一八億円に拡張されたが更に需要に応じて供給増加をする方針で、その使途も従来のように運転資金に限定しないことに決定した。

(二) 特殊金融機関の助長育成

無尽会社、市街地信用組合の融資はその大部分が中小企業金融と認められるので、これらの金融機関の融資活動を積極的ならしめるため、七月二十日無尽会社及び市街地信用組合の保有する国債を日銀に買入れる方針を決定し、八月末までに次の買入れを実施した。

市街地信用組合	一八八百万円
無尽会社	四七七　〃
計	六六五　〃

(三) 融資準則の大幅緩和

八月十五日融資準則の改正を行い、「丙」順位の産業に対する貸出総額の最高限度を各月融資増加額の百分の十五（従来百分の二）に引上げた他、物品販売業のうち問屋及び卸売業者の機能を強化して、金融機関の直接融資の対象となり難い中小企業に対しても間接的に金融の途が開かれることになった。

(四) 一般銀行の中小企業金融の奨励

一般銀行の融資は手数の関係からとかく大口融資に集中する傾向が強いが努めて中小企業金融にも関心を持たせるよう奨励している。

元来地方銀行融資は実情をみるとその大部分が中小企業金融と云ってもよいのであり、又大銀行においても例えば某大銀行では一口五〇万円以下の貸出先が一万五千件二十五億円に達し、戦前大銀行では相手にしなかった先にまでも融資しているといった事例がある。

(五) 炭鉱未払融資の実施

五月から七月までに主要炭鉱二四社の火薬、坑木等資材代未払代金二六億円に対し、八月三十一日現在大手筋炭鉱五社の設備資金未払一一億五千万円に対し、日銀の斡旋で協調融資を取纒め、関連中小企業の売掛或は工事代金未収による金詰りを解決することとなった。

(六) 融資受入体制の強化

(イ) 中小企業等協同組合法により中小企業者の組織化を促進している。

(ロ) 信用保証協会の活用を図っているが、八月末現在の状況は次の通りである。

信用保証協会数	四四
出資金総額	四八五、七三〇千円
保証総額	五、六七七、〇〇〇千円

二、昨年末現在で中小企業庁が実施した中小商工業金融実態調査に現れた金融機関の貸付拒絶理由調によれば中小企業が融資を受けられない理由の第一位と第二位に挙げられておるものは次の二つである。

(イ) 融資準則の順位が低いため

(ロ) 金融機関に手許資金がないため

この二つの理由は最近までに実施された右の措置で一応解決され或は解決されつつあると云うことが出来る。

三、現在の金融難は、金融の問題であるよりは寧ろ事業自体の問題が相当あると認められるが、事業面に関する施策は別とし今後金融面が中小企業金融促進のため、とるべき措置として考慮中のものは次の通りである。

(一) 日銀資金の供給の拡大

二五億円程度まで拡大されるのはそう遠くあるまいと認められる。

(二) 一般銀行の中小企業金融の促進

一般銀行として更に中小企業金融を強化促進せしめる。

(三) 特殊金融機関の利用

更に無尽会社、市街地信用組合の国債の買上を促進する。

(四) 商工中金の強化

商工中金の増資、債券発行限度の拡張等により、商工中金の機能を強化したい。

(五) 国民金融公庫の増資

国民金融公庫の資本金を相当大幅に増加し生業資金の円滑な供給を期したい。

(六) 不動産金融の再開

中小企業の必要とする長期資金の供給、農林水産業及び住宅資金の供給に対して不動産金融の疎通が多大の効果があると認められるので、金融債券発行会社の設立を考慮中である。

(七) 中小企業金融によって生ずる損失の補償に付ても研究中である。

出所　大蔵省資料Z五二六―九―四。

(36) 国債買入方針についての司令部覚書

（一九四九年一〇月一四日付日銀政策委員会宛覚書ESS／JF）

国債買入方針

（一九四九年一〇月一四日ESSセクションメモ）

一、参照覚書

A、日銀政策委員会の目的に関する同委員会委員とマーカット少将との会見についての新聞発表（一九四九年六月二十八日附）

B、政策委員会月報第二号（八月分）「政策委員会の国債買入方針に関して」

二、当課は、上記参照覚書一Bの政策委員会の決定は次の目的に反する効果を有するものと考える。

イ、中央銀行とその取引銀行との間の健全且つ衡平な関係を発展せしめること

ロ、公開市場の基盤に於て国債の正常且つ安定した市場を維持すること

三、上述の政策は現在の異常な状態に於てすら必要であるよりも、自由国債市場から遙かに遠ざかっている様に思われる。何となれば右政策は明かに法定の優先順位による資金の供給以上のものであって、資金を個人企業へさし向けようとするものであるからである。

この事は司令部が自由企業の原則及び、健全且つ建設的な中央銀行融資の原則と両立しないものと考える指定融資の観念を意味する。

四、政策委員会は如何なる方法で又如何なる範囲まで上記第三項の補足説明及び第二項記述の原則に略示された行為を為すべきかを指示しなければならぬ。

正常な国債市場を維持するに適切な配慮の下に政策委員会がもつ政策若は手続に関する情報も亦提供せねばならぬ。

五、政策委員会は左に列挙する諸目的を達成するに適当な計画の概要を、この機会に当課に提出することが適切であると思われる。

イ、銀行が個人貸付先にできる融資の限度に対する規制

ロ、特定の銀行が日銀に維持すべき支払準備金制度の樹立

ハ、資産投資の分割、資本構成の改善、預金保険制度の発展の如き、銀行制度を強固ならしめる措置

ニ、銀行法の改正に関する勧告

出所　大蔵省資料Z五二六―五―七。

(37) 普通銀行の滞貸償却について

（昭和二四年一〇月一四日日本銀行）

（要旨）

一、健全経営が特に重視される銀行経営に於いては滞貸を回収不能債権の欠損額のみに狭義に解することは適当でなく、資産内容の堅実を期するためには貸出金の評価を行い、欠損を見込まれる債権をも滞貸として償却する必要がある。

二、滞貸判定の基準を例示すれば本行の金融機関実地調査の貸出査定要領による回収不能見込貸出及回収疑問貸出中特に不良のものなどは滞貸として整理すべきものである。

三、本行が昨年九月以降地銀五一行について行った実地調査の結果によれば要償却と認められる滞貸は総貸出の〇・五三％である。

四、戦前平常時（昭和六―十一年間）の全国普通銀行の滞貸償却額の総貸出に対する割合は毎期〇・三三％平均で経済情勢及銀行の資産構成の差異等を考慮すれば前記〇・五三％は現在の償却所要率として決して過大ではない。しかも今後有価証券減価償却の廃止に伴う資産内容の薄弱化等の事情を勘案するときは、直接償却と滞貸準備金の積立と併せて毎期貸出残高の〇・五％相当額迄の債権償却を行う必要がある。なお準備金積立の最高限度は貸出残高の五％とし、この限度に達する迄は免税償却を認める必要があると考えられる。

滞貸に関する若干の問題

一、滞貸の定義

銀行の運用資産の約六割を占める貸出の内容について、常にその健全化が図られなければならないことは云う迄もないが、経済界の変動等に伴い或程度の不良債権の発生は避けられない実情である。

斯る不良債権については通常担保徴求、債務保証等の保全策が採られるが、之等の措置を講じてもなお債権額の一部又は全額が回収不能となる場合之が狭義の滞貸である。

然し乍ら滞貸の損失発生を経過的に見れば、必ずしも総べてが突発的に生ずるものではなく、寧ろ段階的に不良度の進行するものが多いのであるから、経営の立場からすれば回収不能により現実に欠損と確定した債権のみを滞貸と解することは適当でなく、一部又は全額が回収不能と略予定される債権をも滞貸とすることが必要であり、之なくしては健全経営に立脚する資産内容の堅実化は期し難いということができる。

二、滞貸の査定

貸出の内容査定殊に回収不能か否かの判定は実際問題としては、仲々困難であるが、本行の金融機関実地調査に於ける貸出内容の査定要領を示せば次の如く、期日経過、利息延滞等長期に亘る要注意貸出につき、(イ)回収不能見込の貸出、(ロ)回収疑問の貸出、(ハ)固定貸出の三種類の分類を行っている。

(一) 回収不能見込の貸出

担保附、保証附、無担保等により異るも例えば

(1) 債務者が死亡、遺家族による事業継続不可能で、弁済資力もなく回収計画の樹たないもの

(2) 債務者が行方不明で全然連絡のとれないもの

(3) 長期間利息延滞し元金の回収不能と見られるもの

(4) 業況不良で工場閉鎖、会社解散となった上に破産見込のもの

(二) 回収疑問貸出

現在は欠損を見込まれないが、窮極の回収が疑わしく将来欠損となる惧のあるもの

(三) 固定貸出

(1) 例えば三ケ月以上利息延滞し、結局の回収見込はあっても相当長期間固定すると見られるもの

(2) 利息は延滞しないが、元金の回収に相当の年月を要すると見られるもの

(3) 当初の約定満期日より経過すること六ケ月以上のもの

右の分類の内(一)の回収不能見込貸出は明らかに滞貸であるが、健全経営の立場を重視する場合は(二)の回収疑問中の特に不良と見られるものも滞貸と見るべきである。

三、本行実地調査による滞貸査定額

昨年九月以来実施した本行実地調査（地銀五三行中五一行）に於ける貸出内容査定の結果を綜合すれば次の通り回収不能見込貸出は貸出総額の〇・三％と比較的少いが、回収疑問貸出は一・一％を占め、両者合計では一・四％に及んでいる。

今仮りに回収疑問貸出の二割が将来欠損となる惧があるとし、之と回収不能見込貸出とを償却するとせば、要償却額は総貸出の約〇・五三％となる。

		総貸出に対する割合（内要償却分）
回収不能貸出	二八五百万円	〇・三一％（〇・三一％）
回収疑問貸出	一、〇三五 〃	一・一〇％（〇・二二％）
固定貸出	三、一一四 〃	三・三三％（　―　）
計	四、四三四 〃	四・七四％（〇・五三％）
（貸出総額	九三、五九八 〃 ）	

四、滞貸準備金の積立

戦前平常時である昭和六年以降昭和十一年迄に於ける全国普通銀行の滞貸の償却実績を見るに毎期平均償却率（貸出総額に対する債権償却額の割合）は別表の通り〇・三三％であった。当時は景気が上昇傾向にあり且つ銀行の資産構成は貸出四七％、有価証券二九％と貸出が現在（六一％）に比し低率であった等の事情があるにも拘らず〇・三三％の償却率を示していた事実に徴すれば、前記の〇・五三％は毎期の滞貸償却所要率として過大という程のことはない。旁々従来銀行の主なる資産償却方法であった有価証券償却が今後認められないこと、最近の資産償却の実績は純益金の十割を下ったことがない等の事情をも勘案し、債権償却は直接償却と滞貸準備金の積立と併せて毎期貸出残高に対し〇・五％相当額迄行う必要がある。

なお毎期償却額の半額が滞貸準備金として積立られるものとすれば十年間で五％となるので準備金の積立は貸出残高の五％を最高とし、この限度に到達する迄は免税償却を認める必要があると考えられる。

全国普通銀行滞貸償却率調（単位百万円）

		貸出(A)	滞貸償却(B)	償却率(B/A)
昭和	六年	六、五九三	三六	〇・五四六％
〃	七年	六、二八一	四四	〇・七〇〇％
〃	八年	六、〇八五	五五	〇・九〇三％
〃	九年	五、九三四	四三	〇・七二四％
〃	十年	六、一九三	三八	〇・六一三％
〃	十一年	六、七六五	三六	〇・五三二％
平均				〇・六六％
半期当り				〇・三三％

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一五。

(38) 金詰り緩和方策実施状況（昭和二四年一〇月二七日銀行局）

金詰り緩和方策実施状況（銀、昭二四、一〇、二七）

対策	決定及実施状況	折衝事項
一、一般金融対策 (一)日銀のオペレーションの積極化	八月末まで復金債買入六二億円 国債買入二〇億円 九月以降の国債買入計画による買入次の通り 九月　一三億円 十月　二〇億円	一〇・二日政策委員会に対し関係方面より国債買入方針に反対意見の覚書が来たので目下折衝中

(二)日銀貸出高率適用制度の緩和	七・四　再割適格買手の適用除外 七・一三　第二次高率四厘引下げ	なし	
(三)融資規制の緩和	八・一五　(1)丙種一五%まで自主的取扱 (2)問屋、卸売業、貿易業、証券業の乙種引上	なし	
(四)金融債の発行範囲の拡張			
(1)興銀債	五・一九　発行限度を二倍に引上	なし	
(2)農中債	七・三　資本金四億円↓八億円、発行限度十倍↓二十倍　法案準備中	諒承済	
(3)商工中金債	資本金一億五千万円↓五億円、発行限度十倍↓二十倍　同右	同右	
(4)勧銀債	不動産金融会社設立研究中	要折衝	
(五)預金部資金の活用			
(1)農林五公団融資	七・五　九〇億円決定 八・九　四一億円決定 現在融資残高一七二億円	なし	最高二五〇億に達する見込
(2)社債金融債の引受	一応中止に決定	当面見込なきも打開策検討中	
(3)定期預託金	同右	なし	条件に難色あり
(六)融資斡旋の要請	七・二五より融資斡旋委員会に銀行局係官オブザーバーとして出席 四月より九月の実績九四〇億円（内設備資金一〇九億円）		
二、特殊金融対策			
(一)復金の機能の活用	一〇・七　復金審議会において新規業務の停止と管理回収方針を決定	九・四　関係方面非公式覚書	
(二)日銀中小企業融資別枠の拡張	六・二九　一〇・五億円から最近は二二億円まで拡張	なし	
(三)特殊金融機関の国債の買上	当初より最近までの買上実績約八億円	なし	
(四)信用保証制度の活用	指導奨励中	なし	
(五)漁業手形制度の改善	七・八　決定	なし	
(六)ストック金融	個々に検討	なし	
三、財政面よりする対策			
(一)見返資金の活用			
(1)日本国有鉄道及び電気通信特別会計第一回融資の速急実行	七・二五　許可済六九億九千百万円 その後引続き実施中 九・六　第一回産業融資（日窒）決定	なし	
(2)公共事業的性格を有する事業に対する支出	一応中止に決定	要折衝	
(3)償還期限の到来前の復金債の買入	中止に決定	なし	
(二)地方起債額の増加		要折衝	
(三)政府支払の促進	第三、四半期政府支払の調整について次官会議決定	なし	
(四)国庫金の活用	七・二五　指定預金一〇〇億円放出 一〇・五　回収	なし	
(五)企業資金の自己調達に関する対策		要折衝	

編注　銀行局はこの文書と同じ表題、同じ形式で七月二七日付の資料を作成している（大蔵省資料五二六―五―六所収）が、その大部分は本文書に再録されているので割愛した。なお司令部折衝と実施状況の経過は、前掲資料（29）を参照。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一五。

(39)　預金部資金の運用について

（昭和二四年一〇月二八日銀行局）

預金部資金の運用について（銀、二四、一〇、二八）

一、

(1)　資金の主たる構成要素

預金部は、政府資金の統合運用を目的とする政府の金融部門である。この政府資金の主力は、郵便貯金であって、預金部は、明治十八年（一八八五年）の創始以来、郵便貯金の増加と共に発達して来たのである。

最近は、郵便貯金に次いで、簡易生命保険、郵便年金及び厚生保険の資金が預金部資金の中でかなりの比重を占めるに至っている。すなわち、本年九月末現在の預金部預金一四七、四五三百万円のうち、これらの占める金額と割合は、次の通りである。

郵便貯金	一〇四、一八一百万円	七〇・六五%
簡易生命保険及び郵便年金	一一、七二〇	七・九五
厚生保険	一三、四二九	九・一一
計	一二九、三三〇	八七・七一

右に見る如く、この三者が、預金部の資金の大部分を構成している。これらは、いずれも国民大衆の零細な貯蓄資金の集積である。又、これらは、財政消費に充てられる政府資金とは異り、政府が国民から預っている資金である。

従って、預金部は、主として政府が国民から預った零細な資金を管理運用する機関である、ということができる。

(2)　金融市場における重要度（ウェイト）と資金の特色

然し、このような零細資金を主なる構成要素とする預金部資金は、実際は、我が国の金融界においては、甚だ重要な地位を占めて来たし、現在でも無視し得ない比重を保っている。昭和五―九年（一九三〇―一九三四年）においては、預金部資金の総額は、全国銀行預金総額の三分の一に相当していたし、その後戦争終了時迄、三分の一又はそれ以上の割合を維持していた。戦後の混乱によってこの割合は多少変化したが、現在でも約四分の一程度を占めている。

かくの如く、預金部における零細貯蓄の集積が我が国の金融市場に大きな比重を占めたのは、我が国の国民資力の貧弱なことと、零細所得層の極めて多いことから、自然の勢であったのである。このような地盤においては、資本市場は、証券市場の形では充分の発展を期せられず、資本の調達は、その多くを金融機関の投資活動に依存せざるを得なかったのである。預金部の主たる資金源である郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金は、政府の信用を背景として、全国に亘った郵便機構を利用した広汎な組織によって、零細所得層の貯蓄機関として恰好の便宜を供与し得て、他国に殆どその類を見ない程の発展を示した。そして、預金部の擁する資金は、綷々述べた如く、無数の小口の貯蓄性資金から成り立っているために、商業資金とは異り、非常に安定度が高く、建設的な長期融資に適している点においても、大きな特色を持っているのである。

更に、預金部資金が過去において持ち続けた重要な特徴の一つは、その金利の点である。戦争終了前迄は、預金部の資金コストは三%以下という低率であって、我が国においては、常にいずれの金融機関のコストよりも遙かに下回っていた。貸出利率が、市中金利よりも著しく低かったのはいうまでもない。

(3)　資金還元

右の事情から既に推察できるように、預金部資金は、政府にとって、「財政資金の調達」、すなわち「国債、地方債の消化」のため極めて重要な資金源となったばかりでなく、民間産業界においてもその所要資金の相当部分をこれに依存しなくては、その十分な発達を期することができないものであった。

言葉を換えて言えば、国民貯蓄の重要な部分、而も長期性の資金である預金部資金を、政府のみが財政資金として使い果さず、民間産業のための資金として、国民の手に融資の形で還元してやる必要があったのである。特に、農林漁業、中小企業等、国民経済発展のためには、その健全な向上が望まれながら、ともすれば取り残され勝ちな産業であって、通例民間金融機関からは相手とされない部面に対しては、預金部からその資金を長期かつ低利の条件で供給してやる必要があったし、事実、預金部は、その能力を持っていたのである。

こうした分野に対する預金部融資の功績は、決して小さくない。その一例として、我々は、今日零細農民の自立の支柱となっている農業協同組合の前身である産業組合の発達を挙げることができる。産業組合中央金庫（今日の農林中央金庫）の発足当時、どこにも引受手を見出せなかったその債券を、しばらくの間預金部が全額引受け、資金的援助を与えることによって、産組中金は、その基礎を固めることができたのである。又、漁民や中小企業等も幾度かこの資金によって、その危機を救われたのである。

なお、当然のことではあるが、預金部資金の民間融資は、公共の目的に合致するものについてのみ許され、その結果、自ら市中金融機関の活動分野とは、競合しなかった。

(4) 融資の安全性の確保

このように述べると、預金部は、いかにもリスクを顧みず、採算を無視した融資をしていたかの如くに思われるが、決してそうではない。「預金部資金の運用にあたっては、採算を無視してはならないこと、及び償還を確実ならしめること」は法律によって明示された原則であり、従って、融資の方法も制限されている。民間融資は、常に間接融資の方法でなされ、多くは特殊金融機関を経由し、一部は地方公共団体を経由して、行われたのである。唯、政府の特別の保護を受ける特殊法人に対しては、直接融資の方法をとった。間接融資の実は、金融債引受の方法によっても挙げることができたが、これは預金部にとっては、資金監理上は、甚だ好都合であった。

間接融資と雖も、融資末端に至る迄、厳重な監査が行われ、苟しくも金を泥沼に放り込むような愚は、厳に警戒したのである。これによって預金部は勿論、経由機関も殆ど損害を受けることを免れ、却って、それらの事業の向上発展により、国民資本の蓄積を促すことができ、金融機関の資力の充実に資する結果ともなったのである。

試みに、昭和十年（一九三五年）三月末現在の預金部資金の運用状況を見れば、次の通りである。（単位　千円、%）

区分	国	公共団体	金融機関	会社	その他	計
証券	一、七三三、五〇四	九一四、二四八	八〇六、一三三	五九、五五三	一一、〇六六	三、五三四、五三四
貸付金又は指定預金	九一、一五四	一三三、四六六	三一一、〇四一	三五、九四〇	一八六、九三三	六四一、五一三
計	一、八二四、六五八	一、〇四七、七一四	一、〇一七、一五四	八五、五四三	二〇〇、九八八	四、一六六、〇四七
百分比	四四・八〇	二四・九一	二四・四三	二・〇五	四・八三	一〇〇・〇〇

（備考）一、公共団体貸付の中には転貸資金が含まれている。
二、昭和十年三月末現在の計表には無いが、昭和九年十二月末日現在の調べによれば、公共団体貸付中、転貸分は、その一三・八%であった。

二、

(1) 終戦後の状況

昭和二十一年（一九四六年）一月の司令部経済科学局長覚書によって、預金部資金の運用は、国又は地方公共団体の需要に充てることを第一とすべきことを命ぜられ、その他の運用は、事実上停止せられて今日に至っている。この措置は、インフレの昂進を喰い止めるため、金融に対する財政の負担をできるだけ排除して、政府の資金所要は、先ず政府の手持資金によって賄うべき建前からとられたものであった。その後二年間は、預金部の資金は、時に寧ろ減少の傾向さえ示した位であったので、財政所要の応接に手一杯であって、これを民間資金に放出する余裕は全くなかったのである。

然るに、昨年度以降、通貨価値の安定化と共に、預金は急激に増勢に転じ、本年度においては、現在の見透しでは、略々五四九億円の預金増加であって、前年度からの繰越一一八億円及び運用回収金五八億円を加えれば、本年度新規に長期に運用し得る資金は、七二五億円に達する見込である。

これに対して、本年度発行の国債は、全額見返り資金によって消化せられるため、現在のところ、預金部の運用として予定し得るものは、二三三億円の地方債と、本年度新に始められた農林関係五公団の運転資金融資約二五〇億円、その他約十数億円であって、これに今後地方債の限度拡張を見込み得るとしても、なお相当の余裕を生ずることとなろう。

(2) 対民間融資の必要性及び妥当性

かような余裕を生ずる場合においては、次の事実に顧み、当然、民間融資について考慮が払われるべきである。

(イ) 産業界は、嘗って預金部が実行していた産業融資の再開を渇望している。その主な理由は、市中における長期資金の調達に限界があることであって、特に、農林水産業又は中小企業の如きは、殆んど適当な資金調達方法を見出し得ないのが実情である。これ等の事業のうち、日本の産業機構上どうしても必要と認められるものには、所要の資金を供給すべきである。

(ロ) この金融上のギャップを、見返り資金の運用によって埋めることも考えられることではあるが、現在の見透しでは、それだけで充分であるとは言えず、取り残されるものが相当あると見られる。

(ハ) 郵便貯金も、簡易生命保険の資金も、要するに政府の信用によって集められた資金であるから、国債その他政府の資金所要に対し、優先的に振り当てるべきであるという意見は、十分尊重すべき理由がある。

然し、本来は、これらの資金は、財政需要を賄う目的で集められるというよりは、寧ろ、単純に、簡易な貯蓄手段を提供したことの結果としてあらわれる国民大衆の蓄積資金と見るべきものである。

すなわち、これらは、それぞれ国民貯蓄の重要な一環をなすものであるから、市中の金融状勢をも勘案して、可能な限りは、民間に還元放出されて然るべきものである。

(ニ) あらためて言うまでもなく、国民の消費節約の中から生れた資金を、民間の建設資金に放出することは如何なる意味においてもインフレの要因をなすものではない。寧ろ、この資金が国民経済に還元しないということは、明らかにデフレの要因を提供するものであって、却って復興の阻害となるおそれなしとしない。

(3) 対民間融資の方法

終戦前迄預金部が実施して来た対民間融資は、既述の如く概ね特殊銀行等を経由する間接融資であった。然し、この場合でも、最終の貸付先から申込を受け、これを審査した上で貸付を行うという方法を採っていた。預金部は、かような経験を豊富に有しており、この種の融資が、実際問題として、日本の金融或いは経済の上に、弊害を齎したことはないので、今日これを再開することも不都合ではないと考える。

もし、かような方法が好ましくないとするならば、先ず金融機関の発行する債券に投資することが最も適当であろう。すなわち、農林水産関係資金としては農林債券に、中小商工業関係資金としては商工債券に、又一般産業設備資金としては、興業債券に投資すれば、この資金を最も有効に還元し得ることとなる。

又、社債であっても、例えば日本発送電株式会社の債券の如きは、事業の公共的使命と、債券の安定性、市場性の点から、預金部資金の投資対象として認められてよいと思われる。

三、

(1) 大蔵省預金部特別会計予算の赤字

他面に、預金部には、独立採算の問題がある。

預金部は、昭和二十二年度（一九四七―八年度）以降は、赤字に悩んでいる。同年以降、一般会計から赤字補塡を受けた金額は、左の通りであって、これは、預金部創始以来終戦時迄は、嘗て見ないことであった。

昭和二十二年度（一九四七―八年度）　一、四六五、六二八千円
昭和二十三年度（一九四八―九年度）　三、五八六、八八三〃
昭和二十四年度（一九四九―五〇年度）（予算）三、七五一、六五四〃

昭和二十四年度（一九四九―五〇年度）の予算は、資金の純増を四〇〇億円と見込み、これをすべて平均年九%に運用し得るものとして編成したものである。これは、現在の地方債のレートが、平均年九・五%であること、及び本年度は産業融資の再開が許されることを期待して、これを前提としたものであった。

産業融資の再開は許されなかったが、公団融資を行うこととなり、更に地方債の枠が相当に拡張されれば、これらの融資によって本年度の赤字をこれ以上大きくすることは避け得るであろう。

然し、預金部としては、これを以て満足し得るものではなく、明年度以降においては、是非とも、独立採算を可能ならしめる方策を樹てなければならない。

幸いにして、資金の純増は、当初の予定四〇〇億円を一五〇億円程度、上廻る見透しがついているが、現在の状態では、これを差当り政府短期証券（年四・七五%）の買入れにしか運用できないことになる。若し、本年度中に、これ

よりも遙かに有利な金融債の買入れが認められるならば、明年度には、それだけ一般会計の負担を減ずることができるのである。

(2) 赤字の原因

この赤字の原因の一つは、何と言ってもインフレーションによる諸経費の暴騰であり、更に他の一つは、運用資産中五〇〇億円に近いものが、低利の国債及び地方債によって占められて、これが殆んど動かないことである。この結果は、資金のコスト及び運用利廻に端的に現われている。すなわち次表の通りである。

	コスト	運用利廻
昭和二一年度	二・八〇%	三・一三%
昭和二二年度	六・七六%	三・一六%
昭和二三年度	八・〇四%	四・一二%
昭和二四年度（予算）	七・七二%	四・九三%

これは別の面から言えば、物価の上昇に比し資金の量が相対的に異常に低下したことによるものである。例えば、戦前の昭和十六年度（一九四一―二年度）を例にとれば、年度間の平均資金元高は一一、八九二百万円である。これに対し、本年九月末は一四七、四五三百万円であって約一二倍であるが、日銀総合実効価格指数では、本年は昭和十六年（一九四一年）の約一二〇倍である。従って、貨幣価値によって換算すれば、現在の資金量は、戦前の十分の一ということになる。程度の差こそあれ、同様の事情は民間銀行にもあったが、彼等が赤字を免れたのは、新しい金利状勢に順応して、逸早く運用面の改善を実行し得たからであって、この点においては、長期運用を主とする預金部は、著しく不利な立場に在ったのである。

銀行の昭和二十三年十月―二十四年三月（一九四八・一〇―一九四九・三）決算の報告によれば、銀行の預金コストは七・四%、運用資産の利廻は八・〇三%であって、コストは預金部と大差がないが、運用利廻に大きな開きがある。

勿論、預金部としては、経費の節減にはあらゆる努力を払っているし、預金の増加と共に、コストは逐次低減している。新しい予想の下においては、本年度の預金部の資金コストは七・〇%程度にまで低下する可能性がある。けれども、前述したような情況の下にあっては、資金の運用面に思い切った改善が加えられなければ、独立採算の達成は容易でない。こうした意味合いにおいても、預金部としては、資金運用の拡張を切望するものである。

(3) 昭和二十五年度（一九五〇―五一年度）予算及び資金計画

来年度の予算は、まだ決定しないが、預金部としては、次のような案で臨んでいる。

(イ) 資金の純増を五〇〇億円とする。

(ロ) 地方債四五〇億円を引受ける。この場合金利は最近の金利引下げの動向に順応して、本年度より一%減、すなわち八・五%とする。

(ハ) 住宅資金として一〇〇億円融資し、利率は八%とする。これは、政府の住宅出資五〇億円に対応するものである。

(ニ) 三・五%の手持低利国債三〇〇億円を、見返資金に年度頭初において売却する。

(ホ) 郵政事業特別会計への繰入（郵便貯金業務の業務費相当額）を本年度より更に五億円圧縮する。

右の構想を前提とすれば、二八百万円の黒字となり、斯くて明年度は、辛うじて独立採算の域に達することとなる。

預金部としては明年度は是非ともこの線を確保したいと期している。これには、かなりアンビギュアスなファクターを含んでいる。

右の前提では、国債売却を含んで、来年度の資金は、八〇〇億円であるが、これに、更に本年度生ずる資金剰余見込百数十億円、及び来年度の一五〇億円を下るまいと思われる運用回収金（公団整理によって、公団融資の相当部分が回収されることとなろう）を加えれば、その額は一、一〇〇億円に達することとなる。これに対し、運用は、地方債と住宅資金を合して五五〇億円であるから、五五〇億円の資金剰余を生ずることとなる。この資金は、このままでは、日銀手持の政府短期証券（レート四・七五%）を買入れる外はない。若し、これを、例えば年平均八%で、産業資金として融資し得ることとなれば、年度間平均運用残高を三分の一と見込んでも、運用収入金の差額は五九四百万円となって、それだけ益金剰余が増加することとなるのである。

(4) 貸出金利引下げの要請

預金部は、営利を目的とするものではないから、若し右のような事態になれば、この益金相当分だけ、貸出金利の引下げを行いたいと考えている。

戦前の預金部の貸出利率は、市中のそれに比して、三%乃至四%低かったのである。ここに一つの大きな特色があったのであるが、現在では、預金部の地方公共団体貸付は九・五%であって、銀行の現行の最高貸出歩合九・八五五%とは、殆んど差のない状況である。而も金利は、今後かなり引下げられるべき要請が強い。この意味において、預金部としては、明年度予算案においては、地方公共団体貸付を、一応新規貸付についてのみ八・五%と想定して、この要請に応じ得る態勢をとったが、既融資分の九・五%は、引下げ得ないことになっている。然し、これは、見返資金の民間直接融資の金利七・六%に比して、余りにアンバランスであるので、速やかに引下げる必要を感じている。地方債は勿論、その他公共性の高い事業又は日本経済の弱体面に対しては、より低率の条件によって、資金的に有利な条件を提供すべきである。又、預金部の貸出利率引下げが、民間の金利水準引下げの契機ともなり得ることを、期待するのである。

以上の諸点に鑑み、運用面の拡張と合せて、見返り資金による低利国債の買入の実現を希望してやまない。

編注　本文は英訳され、一一月七日付で大蔵大臣からドッジ公使宛に提出された。

出所　大蔵省資料Z五二六―一〇―七。

(40) 昭和二十四年度特別国民貯蓄運動方針

（昭和二四年一〇月末）

昭和二十四年度特別国民貯蓄運動方針

一、二、五〇〇億円を目標額とする昭和二十四年度国民貯蓄運動は、経済情勢の好転とインフレ収束化に伴う貯蓄意欲の向上によって、既に相当の成果をあげているが、経済再建のためには益々資金の蓄積を必要とするので、供米代金その他多額の資金が出廻る第三・四半期を国民貯蓄運動の最高潮期間とし、特に十一月、十二月には全国に亘って特別運動を展開し、経済安定九原則の円滑な遂行に資するものとする。

二、特別運動は、供米代金等の長期預金化、歳末浮動資金の貯蓄化をねらうとともに、貯蓄組合の強化拡充を一層促進して零細資金の吸収を図ることを目途とし、運動の展開に当っては、左の諸点を強調して、貯蓄の意義を徹底する。

(一) 経済自立体制の急速な確立のためには、資本の蓄積が極めて重要である。資本蓄積の形態としては、今後証券による直接投資が相当期待されるが、国民の長年月に亘る経験によって養われた資産造成の慣習に顧み、預貯金形態による資本蓄積が依然として重要な地位を占める。

(二) 経済安定九原則の実施を契機として、インフレーションが急速に収束に向い、経済安定の兆を示し、金融財政が常道に復しつつある今日においては、通貨措置を行う必要がないため、預貯金に対する信認が昂まり、国民の貯蓄意欲は著しく向上している。

(三) 今後の国民貯蓄運動は、一般的啓蒙の時期を脱して実践の時期に入るべきものと認め、従来のようなインフレ預金を期待しないで、国民の生活安定のための勤労と耐乏生活による零細貯蓄の吸収を図るように努める。そのためには、貯蓄組合、こども銀行の結成と充実に努め、組織を通じて貯蓄を指導し、組織によって貯蓄の持久化を企図する。

(四) シャウプ勧告に基く税体系の整備により、国民生活における税負担の軽減が図られることとなったが、綜合的均衡財政の確立のためには、今後尚相当の税負担が見込まれるので、納税準備のための貯蓄が必要である。殊に第四・四半期においては、徴税の強化が予想せられるので、現在その準備貯蓄をしておくことが望ましい。

(五) 第三・四半期は、供米代金その他多額の政府支払が促進され、年度間を通じて最も資金の出廻る時期であるから、供米代金等を生活資金、営農資金、納税資金として貯蓄に振向けて農村家計の合理化を図るとともに、歳末浮動資金の濫費を避け、これを貯蓄化して耐乏生活に徹することが、経済安定九原則実施の基盤である。

三、特別運動方策としては、左に掲げるほか、地域、対象に応じ適宜重点的に実施する。

(一) 農村においては、各種団体の協力をえて農村資金蓄積運動を展開し、供米代金の振替払を勧奨し、その他収穫代金の貯蓄化を徹底する等万般の策を講ずる。

(二) 貯蓄組合の未結成の地区、団体に対しては、極力その結成に努め、組合の飛躍的増加の成果を挙げるとともに、年末に際し特に商店街における業域貯蓄組合、勤労所得者層における職域貯蓄組合の結成をも促進する。職域貯蓄組合については、給与の端数貯蓄を勧奨する。

(三) こども銀行については、教育機関、P・T・Aの積極的協力を要請し、その設立を勧奨するとともに適切な育成に努め、少年層における勤倹貯蓄思想の培養を図る。

(四) 市町村毎に市町村吏員、貯蓄協力員、各種団体代表者の懇談会を開き、貯蓄実践の具体策を協議する。

(五) 遊説班の強化を図り、地方事務所毎に模範地区を中心とする講演会、座談会を開催する。

(六) 青年団を通ずる貯蓄組合、公民館を中心とする公民館貯蓄組合、その他各種貯蓄組合の結成のため、各種団体の協力を求める。

(七) 婦人会における生活合理化運動を提唱し、その一環として婦人会貯蓄組合の結成に努める。

四、特別運動期間中には、有意義な各種行事を開催することとし、その主なものは左の通りである。

(一) 優良貯蓄組合およびその結成に功績顕著なものを、中央においては十一月下旬に、地方においては十二月中旬に表彰する。

(二) 「こども銀行」の優良なものを、中央においては十一月上旬に、地方においては十一月下旬に表彰するとともに、「こども銀行」全国大会を、十一月上旬東京で開催して児童生徒の貯蓄実践の推進に資する。

(三) 貯蓄増強運動諸施策の解明および広く財政経済諸情勢の周知を図るために、月刊誌「貯蓄弘報」を創刊することとし、貯蓄組合長に配付する。

(四) 十一月初旬および中旬に、全国主要都市において、講演会貯蓄の夕を開催する。

(五) 公民館を中心とする貯蓄組合の結成、貯蓄思想の普及のため、十一月下旬より十二月上旬において、全国七ヶ所に公民館長貯蓄ブロック会議を開催する。

(六) 婦人団体、青年団体等の全国協議会並びに各種団体代表者連絡会議を開催する。その他各種講演会、座談会等の開催により、貯蓄思想の啓蒙を図る。

(七) ラジオ、新聞、その他報道機関の協力を求め、経済安定の明い見透しを強調する。

五、各金融機関およびその協会は、右に掲げるところに呼応して、都道府県、市町村と緊密な連絡をとり、貯蓄組合の結成と強化、こども銀行の設立と充実に全面的に協力するとともに、日掛貯金、月掛貯金の勧奨に特段の工夫をこらし、割増金附貯蓄を活用する等資金吸収の実効を期する。

編注　昭和二十四年度特別国民貯蓄運動は一一月一日から開始された。

出所　大蔵省資料Z五二六―一四―五。

(41) 中小企業に対する資金緊急施策の請願

(昭和二四年一二月一三日中小企業振興会)

中小企業に対する資金緊急施策の請願

(昭和二四年一二月一三日中小企業振興会)

中小企業に対する見返資金による設備資金の急速なる放出の方途を講ぜられたい。

(説明)

目下中小企業庁に於て検討中なる標記資金に付き請願致します。

中小企業は全国の企業者数に於て九九%を占め生産高に於て六三%を占め我国経済復興上極めて重要な役割を果しているが企業体の脆弱、融資採算上の不利等の見地よりして金融機関は積極的に動いていない。

之が為め有望な輸出産業も緊要な重要産業も生活必需物資産業も委靡縮小し企業者は金詰りの為め工場閉鎖休業は続出し、我国経済再建に一大支障を来しつつあります。幸にして此度政府に於ては日銀政策委員会で見返資金運用による国債買上分の中から二十億円を中小企業設備資金として地方銀行を通じて融資することになったのは誠に乾天に慈雨として渇仰しています。前述の通り中小企業は金融機関からは見はなされていますので、此の際は確実に而も急速に中小企業者に資金が流通するよう万全の策を講ぜられたい、尚中小枠運転資金の活用に付いても格段の御高配を願いたい。

(理由)

資金の導入なくして工業の再建はあり得ない。経済安定の為め九原則実施以来資金難により如何に工業界が苦難の途にあえぎつつあるかは論を俟たぬ。

政府は度々見返資金の活用中小枠資金の放出等発表せらるるが実際には遅々として進展を見ない現状である。中小企業に対する金融、特に設備資金については今にして格段の対策が講ぜられねば設備の補修改善、企業の合理化はいたずらに掛声に終るのみであります。

中小企業設備資金需要額は約一九〇億円に上り中小企業庁に於て目下調査中のもの一三六億と承っています。中小企業者は、最近の経済状勢の変化に伴い深刻な資金難の為め誠に悲惨な経営状態に陥り此のまま放置されるに於ては工業生産力は減退し再建途上にある国家産業は死滅するのみであります。以上の理由により早急に且つ簡易に設備資金の放出の方途を講ぜられたい。

編注　本文は一二月六日中小企業振興会において決議されたもの。

出所　大蔵省資料Z五二六―九―四。

(42) 債務償還について(未定稿)

(昭和二四年一二月二二日銀行局)

債務償還について(未定稿)

(銀、昭二四、一二、二二)

一、今後十五ヶ月間に予定されている政府の債務償還費は二十四年度第四、四半期三九三億円、二十五年度一二三一億円合計一六二四億円である。(別紙)

二、債務償還費の影響は大別して次の二つ、細別して七つの場合を考えることが出来る。

(一) 通貨の破壊

1　日銀に対して償還してそのままに止まる場合

2　市中金融機関に償還して、市中金融機関が日銀借入金を返済する場合

3　引上げた財政資金をそのままリザーブとして政府勘定に止める場合

(二) 民間産業資金の供給

1　日銀が国債買上又は貸出を行うことにより市中金融機関を通じて産業資金の供給を行う場合

2　市中金融機関が産業資金の供給を行う場合

3　緊急財政需要に対して災害復旧、失業救済事業等の財政支出として放出を行う場合

4　債務償還費を減税財源に充当して民間産業の自己調達による資金の供給を行う場合

三、右の内㈠3㈡34の途は一応予算上とざされていることになっている。その他の方法は、夫々次の効果を持つものと考えられる。

㈠　通貨の破壊

一部通貨の収縮は次の効果がある。

(イ)　補給金の大幅削減等に基く公定価格の調整にも拘らず現行物価水準を維持すること。

(ロ)　消費しただけの資材、労務等を再生産出来ない企業の存在（消費インフレ）を消滅させること。

しかし、吾国の現状が予算に計上を予定した債務償還額の通貨収縮に堪えないであろうことは明かであると見られている。

㈡　民間産業資金の供給

従って債務償還額の相当部分に当る額を民間産業資金の供給に充当する必要がある。

この場合与えられた㈡12の方法を以て民間産業資金の供給を行うことは吾国において現在極めて大きな困難がある。市中銀行の資産構成は戦前預金の六〇％以下が貸出に充当されていたが、十月末においては、預金の八七％が貸出に充当されており、本年度末には預金の一〇〇％を超えて貸出を行わねばならぬ銀行の方が多くなる。故に「債務償還が即ち民間産業資金の供給になるという原則論」は吾国の場合全面的には妥当しない。

四、これに対して予算の補正を行わないことを前提とすれば次の対策が考えられる。

㈠　見返資金直接投融資の早期実施

㈡　預金部資金の産業資金融資の再開、政府支払の促進等により国庫財政の引上超過を極力低位に抑制すること

五、尚債務償還は次の順位による。

㈠　支払手段として流通性をもった国債を後にし、流通性のない政府貸付金の償還を先にする。

㈡　市中金融機関に対しては日本銀行の国債買上をひも付に限定せず機動的に実施せしめることとし、原則として日本銀行の保有国債を償還する。

㈢　尚預金部保有国債を日本銀行に買取らしめることにより同様措置する。

（別紙）

十五ヶ月予算に伴う債務償還見込額　（単位　億円）

	二五年度	二四年度第四、四半期	合計
一、公債償還	七一七	三七	七五四
㈠一般会計	七一六	一一	七二七
(イ)前年度剰余金等	二一六	—	二一六
(ロ)債務償還	五〇〇	一一	五一一
㈡特別会計	一	二六	二七
(イ)印刷庁	一	—	一
(ロ)薪炭	—	二六	二六
二、借入金返済	一四	一二一	一三五
㈠一般会計	七	—	七
㈡特別会計	七	一二一	一二八
三、見返資金	五〇〇	* 二三五	七三五
合計	一、二三一	三九三	一、六二四

（注）＊復金債

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一七。

2　昭和二五・二六年

(1)　中小企業金融対策に関する意見

（昭和二五年一月二七日経済団体連合会）

中小企業金融対策に関する意見

（二五、一、二七経済団体連合会中小企業懇談会）

国際経済への参加が喫緊の課題として提起されている現状において、日本経済の自立復興を速かに達成するには、国際水準を目標に生産性を綜合的に強化向上せしめ、その効率的活用を図ることが緊要な一条件である。戦後、中小企業のわが国経済上に占める地位をみると、例えば昭和二三年末現在において工員数二百人未満のいわゆる中小工場数は全工場数の九八％、その生産額は五九％を占め、中小企業の比重が著しく高率に達していることを識るであろう。特に輸出商品加工部門における中小企業の役割は極めて重大であって、平時（昭和十二年）輸出総額の約六五％は中小企業の製品と推定されている。又中小企業はその数が甚だ多く一つの有力な社会階層を形成している結果、社会問題としての見地からもその対策は極めて重要視されねばならない。

しかるに中小企業の現実の姿は、統制から自由へ、インフレから安定への経済の転換に対処すべき生産機構、流通機構の再編に即応する態勢をいまだ充分整えるにいたっておらず、ためにその存在基盤は脆弱の憾み少しとしないのである。とりわけ昨年来の綜合的超均衡予算の実施、見返資金の放出遅延等にもとずく一般的な金融梗塞により、大企業の未払金は例えば有力六十五社についてみるも昨年九月末現在において四九一億円という厖大な額に達し、加うるに滞貨の増大、公団の廃止等と相俟って運転資金に甚だしい涸渇を来す一方、生産費切下のための切実な要請たる合理化資金、整理資金の調達も中小企業の信用力不足等により重大なあい路に逢着し、資金的に非常な難関に直面するにいたっている。したがって現状のままで更に二―三月の徴税等による異常な信用収縮期を迎えるにおいては、単に一般事業資金のみにとどまらず納税資金にも支障を来たし事態は中小企業の死活的問題にまで発展する惧れなしとせず、その結果必然、経済界全般に深刻な影響をもたらすことが懸念される。

すなわち、かかる事態を未前に防止し、中小企業をしてその担当分野で本来的機能を充分発揮せしめるには、この際、中小企業の在り方を明確にし、それにもとずく再組織を自らの意志により行い、又大企業、一般金融機関等においても中小企業善導の努力を必要とするが、政府においても預金部資金、見返資金等の活用による中小企業向資金の潤沢を計ると共に、中小企業専門金融機関の拡充整備を急速に講ずる等の施策が必要である。よってわれわれは茲に左記の如く、これらの諸点に関する所見を明かにし、その速かな実現につき関係方面の善処を要望したい。

第一、中小企業自体の金融受入態勢整備に関する事項

中小企業に関する金融上の重要な問題点として、中小企業の担当分野の不分明、それにもとずく専門化の未進捗、経理内容の不明確、協同組合方式等による相互組織の不徹底、および大企業、問屋等との協力関係、縦の系列の未整備等により信用力に欠けるところがあることを看過出来ないであろう。この際、かかる欠陥を可及的に取除くには、次のごとく中小企業自体の金融受入態勢の整備を図る必要があると考える。（但し大企業、問屋等との協力関係については後述「第二」参照）

㈠　専門分野の画定と系列の整備

わが国経済の実情にかんがみ、今後中小企業の担当する専門分野としては次の三系列を想定すべきである。

(1)　重要関連企業―国内重要産業および緊要輸出産業に、下請乃至取引関係を通じて結びつく関連企業

(2)　輸出製品企業―輸出雑貨等のごとく中小企業形態を本来的に適当とする輸出製品企業

(3)　生活必需品企業―生活必需物資ないし特産品を生産する企業

以上のごとき分野に立脚し事業の専門化を図り、大企業との無益な競争関

係に立つことを廃めて下請乃至取引協力関係を確立緊密化し、金融疎通の基礎条件をまず整備するよう指導育成することが重要である。

(二) 経理内容等の明確化

中小企業関係団体を全国的に動員して、安本制定の中小企業簿記要領等による簡易簿記制度を普及徹底し、経理内容を明瞭ならしめるとともに生産企画を樹て将来の見透しを可及的に明確にし中小企業に対する金融機関の理解と関心を高める必要がある。

(三) 協同組合等の相互連帯扶助組織の徹底

協同組合組織を極力活用し、組合員の業態、能力、信用等の調査機能を充実し、かつ必要に応じ組合員の債務保証、委任による債権取立に当る等、金融機関よりの資金導入を容易ならしめる如く努めるとともに余りに零細な企業については、企業組合を結成し、事業規模を一定の経済水準にまで引上げて内容を充実し、金融並びに税務の受入態勢を整備することが必要である。なお、信用協同組合についても後段に述べるごとくその設立を極力促進することが望ましい。

(四) 信用保証協会の機能強化

最近、信用保証協会が各地に設立され、協会数は全国で五十近くに達する状況にあるが、しかしながら二四年七月末現在の保証限度総額五九億四百万円に対して、現実の保証額は一五億一千二百万円というように、その利用状況はいまだ不活発の譏りあるを免れない。よって保証協会の事務能率を極力刷新強化し、例えば代理弁済の場合にもこれを遅滞なく実施する等事務処理を敏速化するほか、保証能力を拡充強化するため、保証協会を法制化し、全国的な連合体組織を確立の上国家による再保証の途を拓くとともに、支払保証の建前を実際の運用面においても徹底せしめ、且つ金融機関との連絡を緊密化しこれを積極的に活用するよう誘導する必要がある。なお、地方により保証限度が狭あいなため実情に即しない傾向があるので、必要に応じ、地方自治体の出資を増額し、特に法人関係の保証限度を個人の枠より引上げて取扱うようにするほか、現在、期間の長短を問わず年ないし半年分前納方式を採っている向の保証料率は、少くもこれを月計算に切替え、利用者の負担を可及的に軽減する等の措置が採り上げられるべきである。

第二、一般市中金融機関等による融資の円滑化に関する事項

現在、市中金融機関が中小企業金融に対して積極的態度を示さない理由としては、一般に(1)中小企業の金融受入態勢が整備されておらず且つ本来的に担保力も不充分である等のため資金の安全性を保証し難いこと。(2)比較的に小口融資で新規の取引が多いため、融資コストが増嵩する半面、貸付金利は一般水準並に抑えられていること。(3)在来取引関係が薄い結果、預金取引を継続的に期待出来る見込が明確でないこと等の諸事情があげられるであろう。しかしながら以上のごとき諸欠陥をそのまま放置し、中小企業金融を特殊の専門金融機関にのみ依存しようとしても、その資金量には自ら限りがある以上、円滑な融資は到底期待し得可くもない。むしろ進んで矛盾、あい路を克服し、市中金融機関の融資対象たり得る如く努めることが中小企業の経営を将来に亘って真に安定化せしめる所以でもある。よって市中金融機関との結び付きを緊密化し、その融資を円滑ならしめるため、前記の如き金融受入態勢の整備と併せて、次の諸施策を講ずることが望まれる。

(一) 大企業による信用の裏付け

中小企業の信用力の不分明乃至不足をカバーするため、協力関係にある大企業の推薦のもとに、中小企業の信用の裏付けを行うほか、更に大企業の振出した手形がその取引銀行において特に優遇されるよう大企業の側において保証措置を講ずべきである。

(二) 大企業の未払金の解決

大企業の未払金増大が中小企業の資金逼迫の大きな原因となっているので、この際大企業に対しヒモ付き融資を行って、その未払金を可及的に整理せしめるほか、一般に大企業の金詰りを緩和し、下請乃至協力関係にある中小企業に対し資金の確実な還流を図るため大企業自体の資金難に関しても根本的解決策を講じ、中小企業が安んじて経営に当り得るよう措置する必要がある。

(三) 問屋制度の育成による資金の疎通

長期に亘る配給統制の実施によって、今日問屋制度は著しく衰退し、商品の流通並びに金融面におけるその機能は殆んど活用されないまま放置されている。よってこの際統制の撤廃と関連し、商品の流通面からみて必要とされる分野には問屋制度の速かな復活を計り、問屋を通じて中小企業に対する信用裏付けの途を拓き得るよう、優良な問屋を育成助長することが肝要である。

(四) 中小企業と一定の市中金融機関との取引の緊密化

企業の経理内容を金融機関に常時理解せしめ、必要資金の融通を容易にするため、事情の許す限り出納を一定の金融機関に極力集中するか、乃至は販売先および購入先リストを常時提供し取引内容を明かにしておく等、融資を受けようとする金融機関との関連を常に緊密にするよう配慮する必要がある。

(五) 市中金融機関に対する金利上の措置

小口融資を専門とする信用組合の新規長期貸付利率は現在特別の金利が認められているが、市中金融機関の金利に関しても、中小企業金融として当然増嵩する費用を補給し、これを採算上からも一応成り立ち得るようにするため、金利統制に幅をもたせ、一定の条件と標準のもとに若干の特別金利を認めるか乃至は調査手数料の徴収を可能ならしめる等の措置が考慮さるべきである。なお右の措置は金利の不均衡適正化にその狙いがあり、一般金利水準の引下とは自ら別個の問題であり、且つ中小企業の側においても闇金融に対する依存を克服し、全体として資金コストを軽減せしめる途を拓くものとしてむしろこれを歓迎するところであるので、これをもって中小企業を圧迫するものであると解することは当らないであろう。

(六) 市中銀行における中小企業金融の専門部、又は専門店の設置

市中金融機関が、その分野において中小企業金融機関の特殊性を専門的に把握し、その要請に応じた融資を適確に行い得るようにするため、市中金融機関に中小企業金融の専門部を設置し、又特に中小企業との取引関係の多い支店、出張所等を中小企業専門店とし、之に中小企業金融のみを取扱わしめるようにすることが望ましい。

第三、中小企業専門金融機関の拡充強化に関する事項

中小企業は大企業と異り、株式、社債を通じ、証券市場より資金を調達する途を有していないので、長期資金就中当面緊切な合理化資金の調達には何れも難渋を極めているのが実情である。よって如上の資金難を解決し、併せて市中金融機関のペイイング・ベイシスにのらない資金の供給を円滑ならしめるため、次の如く、中小企業専門の金融機関を確立強化すべきであると考える。

(一) 商工中金の債券発行機能の復活

商工中金の資金増加の源は、現在日銀の別枠融資および預金に限られ、債券発行機能を全く停止されている関係上、実際の貸出は相当厳選せる申込件数に比較しても、その半ば程度を出ていない状況にあり、中小企業の切実な資金要請に応じ得られぬ悩みが多い。よって、この際商工中金の資本金を十億円程度に増資し、起債限度を資本金の二十倍程度に拡張して、預金部資金等により発行債券を引受けしめ、その融資力を充実強化するとともに、現在組合単位に限定している融資対象を一定の条件のもとに個々の組合員にまで及ぼし得るよう措置し、組合金融等でカバーし難い比較的大口の融資、とりわけ当面切実な要請となっている合理化資金の調達に応じ得る如き途を拓くことが切望される。

(二) 不動産担保金融の確立

勧業銀行等の債券発行機能の停止により不動産担保金融は、現在ほとんど杜絶的状態におかれており、ために中小企業の長期事業資金調達は非常な難関に当面するにいたっている。よってその速かな解決を図るため、制度上では債券の発行が出来ることとなっている勧銀等の債券発行機能を復活し、中小企業に対して不動産を担保とする長期事業資金供給の途をつけることが切望される。なお、不動産担保金融はその性格上、採算的にも種々

問題があって、長期の低利資金を必要とするので、特に預金部資金等をして低利の債券を引受けしめる等の助成策を講じ、その活動を極力活発ならしめることが肝要である。

(三) 市街地信用組合等の融資力強化

市街地信用組合に対する預金部資金の預入は現在一千万円程度にとどまる状況にあるので、無尽会社等とも併せその薄弱な融資力を強化するため、健全なるものに対しては預金部資金を定期預託せしめる等の措置を講じ、零細企業金融に関してもこれを可及的に育成するよう指導することが望ましい。なお市街地信用組合は近く協同組合法にもとずく信用協同組合組織に切替えることとなっているが、その本来の性格と役割にかんがみ、改組後もその機能を失わしめないよう独自の運用方法と発展策を講ずることが望ましい。

(四) 信用協同組合の積極的助成

中小企業の相互扶助的金融組織を助成するため、事業者によって組織される信用協同組合の設立を促進し、市街地信用組合等では及ばないところを補充せしめることが必要である。

第四、政府資金等の積極的活用に関する事項

政府資金の余裕金をこの際有効に活用し、中小企業の資金難解決に資せしめるため、次のごとき諸措置を至急講ぜられたい。

(一) 預金部資金の中小企業への還元

預金部資金はその性質からいって、一部を是非共中小企業に還元せしめる必要がある。よって預金部の手持国債を優先償還し、手許資金を一段と潤沢ならしめた上、中小企業専門金融機関たる商工中金、不動産金融機関等の発行する金融債を引受けしめるほか、中小企業への融資を条件として資金を商工中金、地方銀行、信用組合等に定期預託せしめる等の措置を一段と積極化することが切望される。

(二) 見返資金の活用

見返資金については、這般日銀に毎四半期三億円（月平均一億円）を交付し、合理化資金に限って中小企業に対する市中金融機関との協調融資を実施することとなったが、その趣旨を金融機関に充分徹底せしめるとともに、その利用状況に照応して金額を更に増額し、これと併行して現在の融資対象資本金三百万円を差当り五百万円程度に引上げ、その積極的活用を一段と勧奨することが望ましい。

なお、右のほか更に見返資金をもって中小企業専門金融機関の発行債券を引受けしめることにより、健全な中小企業に対し資金を潤沢に供給する途を拓くことも併せ採り上げられるべきであると信ずる。

(三) 日銀の特別融資の範囲拡大

日銀の中小企業特別融資は現在三十二億円に達しているが、市中金融機関の手許資金を潤沢ならしめるため要請に即応してその増額を図るとともに、特別融資の取扱いを市中金融機関にも及ぼすことが考慮さるべきである。

出所　大蔵省資料Z五二六―九―五。

(2) 一兆達成特別貯蓄運動について（昭和二五年一月大蔵省）

一兆達成特別貯蓄運動について（昭和二五年一月大蔵省）

一、昭和二十一年十一月、国民運動として発足した貯蓄運動は、各年度とも、その目標額を突破する好成績を収めて、インフレーションの収束と通貨の安定に多大の成果を挙げ、全国的に貯蓄意欲の向上を見たが、尚一層の貯蓄心の昂揚を期して、経済の復興、国民生活の安定に資するため、本年度末において、運動開始以来の貯蓄総額が一兆円を突破することを目標として、三月一ケ月間、全国に亘り、一兆達成特別貯蓄運動を展開するものとする。

二、一兆達成特別貯蓄運動の展開に当っては、左の通り、その意義を強調するとともに、貯蓄の実践を図るものとする。

(一) 国民貯蓄運動開始以来、短時日で貯蓄総額が一兆円に達することは、経済再建の希望にもえる国民が、インフレーションの昂進と戦った成果を示すものであり、その深い理解と協力は銘記されるべきものである。

(二) 経済安定期における国民生活においては、「備えあれば憂なし」の諺もあるように、貯蓄の実践をしないものは、大勢からとりのこされるものである。この際、貯蓄組合の結成その他適宜の方法により、貯蓄の実行を勧奨する。

(三) 今後の貯蓄は、国民の勤労と耐乏による零細な自主的貯蓄に俟つよりほかはない。各地域、職域、業域等において、一刷新事項を必らず設け、生活の改善、経営の合理化を図って貯蓄に努める。

(四) 各貯蓄組合において、三月分貯蓄額の倍加を提唱する。

三、一兆達成特別貯蓄運動の趣旨を徹底するため、ラヂオ、新聞その他各種報道機関の協力を求めるとともに、講演会、協議会、座談会を開催する等、各地の実情に応じた施設を講ずる。

一兆達成特別貯蓄運動を意義づけるため、特に左の行事を行う。

(一) 国民貯蓄運動に多年尽力し、その功績顕著なものを顕彰する。

(二) 預貯金等の吸収に多年尽力し、その功績顕著な金融機関職員を表彰する。

(三) こども銀行の健全な運営を図るため、その指導者研究協議会を開催する。

出所　大蔵省資料Z五二六―一四―五。

(3) 短期政府証券の政府機関保有による通貨増発の抑制について

（昭和二五年四月一二日銀行局）

短期政府証券の政府機関保有による通貨増発の抑制について

（銀、昭、二五、四、一二）

一、一九四八年及び一九四九年の夫々の十二月末における政府短期証券の日本銀行及び日本銀行以外の政府諸機関等による保有高を比較すれば次の通りである。

	一九四八年	一九四九年
日本銀行	一、五八〇億円	九七二億円
預金部	六八〃	一三六〃
見返資金	—	二九〇〃
其の他	一一六〃	二一三〃
計	一、七六四〃	一、六一一〃

二、このことは、一九四八年末と一九四九年末の日銀券発行高は次の如く

一九四八年末	三、五五二億円
一九四九〃	三、五五三〃

ほぼ等しかったが、これは見返資金、預金部等の政府諸機関において、余裕金を蓄積して、糧券を主とする政府短期証券を保有する努力が払われたために、ようやくこのような結果が得られたので、本年、一般信用供与を従来通り継続する一方、昨年のような蓄積資金による政府短期証券保有を今後に期待しないとすれば、一九五〇年末においては通貨の増加は一層急激になる惧れがある。言葉をかえて云えば、一九四九年においては、尚、日本銀行及び市中金融機関を通ずるインフレ的信用供与の痕跡が認められたとも解せられる。

三、この信用供与の増加は、次の如き理由に基くものであり或る程度やむを得ないものであったことは事実である。

一九四九年四―一二月における銀行貸出増加の原因

(一) 設備資金	二〇五億円
(二) 運転資金	二、五〇三〃
(1) 生産増加、物価騰貴に伴うもの	一、三〇〇〃
(2) 輸入物資引取資金	三〇〇〃
(3) 公団廃止等取引機構改変に伴うもの	二〇〇〃
(4) 放出物資引取資金	一一〇〃
(5) 年末決済資金	二五〇〃
(6) 貸出と同時に預金とせられたもの	二〇〇〃
(7) その他	一四三〃
(三) 合計	二、七〇八〃

しかし、かかる信用供与状況の結果として設備資金の供給は著しく抑制せられるために、滞貨融資、つなぎ融資という形で、若干不健全と認められる短期融資も混入していることを否定できない。

四、これに対しては、証券市場の刷新、育成と併んで

㈠　金融債引受を通ずる預金部資金の活用

㈡　見返資金の設備資金投資の促進

が行われ、緊要な設備資金を確保することが必要である。このことは右資金の性格から云っても、設備資金需要の緊要性からも、どうしても必要である。而して、この場合、年末通貨量の安定を図るためには、日本銀行及び市中金融機関を通ずる短期信用供与の調整に一層留意する必要があろう。その対策としては、

㈠　糧券の金利引上等による、その市中金融機関消化を図ることが適当である。糧券の主として発行される十―十二月には供米代金の還流で市中金融機関の預貯金は増加するからその資金で糧券保有が可能となる。（この資金が不充分な場合には過渡的には債務償還資金を充当すればよい）

㈡　要すれば、日銀高率適用の強化等の措置をとることも考えられる。

編注　本文は「この資料は池田大蔵大臣渡米に際し、各部局で用意した資料を再録し、執務の参考に供するもの」として集録された「大臣渡米資料（昭和二五年四月大蔵省）」に掲載されたもの。

出所　大蔵省資料六〇四―一四。

(4)　両建預金及びウインドウ・ドレッシングに関する調査

（昭和二五年四月二〇日銀行局検査部）

両建預金及びウインドウ・ドレッシングに関する調査

（一九五〇、四、二〇銀行局検査部）

一、東京都内の本店銀行二及び支店銀行五について、両建預金及びウインドウ・ドレッシングの実情を実地調査した。その結果を要約すれば次の通りである。

(1)　両建預金は定期預金（含定期積金）において最も多く

本店銀行ではその　二〇%

支店　〃　四一%

本支店合計では　三六%（本店対支店の預金額を一対四として計算）

に上っている。

定期預金以外の預金合計について両建と見られるものは

本店銀行ではその　一・五%

支店　〃　三・四%

本支店合計では　三・〇%（本店支店の預金額を一対四として計算）

となって定期預金の場合より遙かに低率である。

預金総額に対しては約一二%と計算される。（後記二、参照）

（以上昭和二十五年四月十五日現在による）

右の如き貸出金と預金との両建発生の主な原因を挙げれば次の通りである。

イ、定期預金、就中割増金附定期預金の消化運動強行の結果、定期預金をなす余裕なき者に対しこれを割当てる。（金額で云えば大口の法人債務者に引受けさせたものが大部分）

ロ、取引先が税金逃れや、労働攻勢防禦のための手段として、銀行借入金をつくりたいので自ら希望する。

ハ、実質金利を高くするため、初めから債務者と話し合って必要額以上貸出し、差額を定期預金として預る。（預金利息と預金担保貸出との利鞘約一銭）

但し今回臨検した店舗については殆んど見当らなかった。

特に大銀行の本店は予想以上に自粛していることがわかった。

ニ、商手割引の際一定割合を歩積みとして預る。

ホ、その他担保或は見返りとして預金を取入れることにより結果的に両建となる。

(2)　期末月末における預金の一時的膨脹は平常以上の交換切手、手形類の受入による当座預金の増大に起因するもので、実質貯蓄の増加でないことは明かである。これらの割合は

期末（三月末、九月末）では総預金中　一五%程度

通常の月では月末総預金中　一一%〃

に達する。このうち、正確な把握は困難であるが、相当部分は正常の決済取引に基かぬ作為（能働的のものもあれば受動的のものもある）によるものであって所謂ウインドウ・ドレッシングと認められる。今回の検査によればかかる作為的なものは期末で総預金の大体七乃至八%と踏まれた。

二、本年二月末全国銀行預金残高への適用

右の実地調査の結論を仮りに本年二月末現在の全国銀行の預金総額に適用して見ると、先ず(1)の両建預金は全国銀行預金総額七、七四一億円の中で九五〇億円を占めると推定せられ、総預金に対し約一二%に当る。即ち

(イ)　定期預金中で両建と認められるものはその三六%で　七八三億円

(ロ)　その他預金中で両建と認められるものはその三・〇%で　一六七億円

小計　九五〇億円

次に(2)の月末における預金の一時的膨脹は総預金の一一%として八六七億円であるから前記の両建預金として一、八一八億円となり総預金の二三%に相当することとなるのである。

更に純粋の貯蓄でないと云う意味からは更に次の如きものが挙げられるであろう。

インターバンク預金　四三五億円

公金預金　四一六億円

計　八五一億円

以上総計　二、六六九億円、総預金の三四%

編注　前出「大臣渡米資料」。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

(5)　日本における長期金融市場の特性について

（昭和二五年四月二一日銀行局）

日本における長期金融市場の特性について（昭、二五、四、二一）

一、米国のような先進資本主義国においては企業の事業資金は主として株式（積立金等の内部留保を含む。）社債等によって調達され融資によるものは少ないが、我国では次のような理由によって融資殊に債券発行銀行からのそれに依存する部分が大きい。

㈠　我国証券市場が未発達の状態にあること。

(イ)　一般に資本蓄積が貧弱、短期であって、大衆はその貯蓄を預貯金に振り向ける性向があり、直接有価証券に投資するだけの資力と知識がないこと。

(ロ)　証券市場は投機的性質強く発行市場としては極めて狭隘であること。

(ハ)　財閥傘下の有力企業は財閥内で資本調達を行って来たこと。

㈡　クーン・ローブ商会、デイロン・リード商会等のインヴェストメント・バンカー等がなく市場機構が整備されなかったこと。

㈢　企業の側から見て融資によることが望ましいこと。

(イ)　大企業にあっては融資による方が資金コスト低く時間の節約になること。

(ロ)　中小企業にあっては長期資金を証券市場に求めることは不可能に近いこと。

二、債券発行銀行による長期資金の供給は次のような理由から我国には極めて適した方法である。

㈠　証券市場の急速な発達は困難であること。（資金蓄積の不足、放出株、増資株等）

㈡　預金銀行による長期資金の供給は多くを期待できず、又すべきでもない。

(三) 金融債は確実な有価証券として認められていること。

(四) 金融債は金融機関の投資物件として適当であること。

編注　前出「大臣渡米資料」。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

(6) 銀行の資産及び資本の構成について

(昭和二五年四月二一日銀行局)

銀行の資産及び資本の構成について（銀、二五、四、二一）

一、銀行の貸出比率が大き過ぎるという非難について

(一) 現状において銀行の貸出金は資産構成においてもかなり高率を占めているし、又預金に対する比率も大きい。これは米国における銀行の例と著しく異なるところであるが、次のような理由によって必ずしも不健全ということができない。即ち、貸出金の内容については大蔵省によって厳格な検査及び指導によって運用せられており且つ銀行経営者においても健全経営主義のもとに細心の注意を以て貸出を行っているので実質的に不健全な内容をもつものが少いこと及びこの貸出金の中には日銀に対する再割引手形の計数も含まれているのでこれを控除するときは相当改善されること等を考慮する必要がある。再割引手形の増加は信用取引の回復を示すと共に現在の情勢において日銀依存のやむを得ない結果を物語っている。

(二) 右のように貸出比率の高いことはもとより望ましいことではないが、我国の特殊事情、即ち資本市場又は証券市場が未熟であって且つ大衆の投資知識が不足していること、社債発行限度が資産の低評価により低いこと等からくる已むを得ない結果である。このような貸出の増加は経済再建上の必要に基くものであり、過渡的には日本経済の自立化の過程において必要な融資を通じて経済の発展をはかりこれによって逆に銀行貸出の健全化をはかる必要があると考える。

(三) 尚、日本の銀行のオーバー・ローンの問題は、単純に米国の銀行との比較から判断さるべきでない。日本と米国とは通貨制度の基本を異にしている。

いうまでもなく、日本の如き管理通貨制度の下においては、通貨は銀行の商業金融を通じて流通界に放出されることを原則とする。従ってこれは日銀の手形再割引又は手形担保貸出の形を取るから銀行のバランス面では日銀借入の比重が米国の場合の如き金塊本位国に比し大きくなる。これは必然に預金の比重を相対的に小ならしめ、預金に対する貸出の比重を大ならしめる。

二、銀行の資産構成中有価証券保有比率が小さ過ぎるという非難について

又、有価証券の保有の低いことについては最近における日銀のオペレーションによる国債の買上の促進、市場に優良な社債が少いこと、特に最近の株価不振等によるのであるが、これについては起債市場の育成、銀行によるこれら社債保有の勧奨等によって銀行の資産構成も逐次改善せられることが期待せられる。

三、銀行の資本構成が貧弱であるという非難について

現在日本の銀行の資本構成の貧弱なことは左表の通りであるが、これは主として金融機関の再建整備の結果資本の切捨、準備金の取崩を行ったこと、金融機関の配当の停止、株式市場の一般的不振に基因し、銀行側において増資を希望しても実現が不可能であった事情等に基くものである。

全国普通銀行資本金・積立金調　（単位　百万円、%）

年月	資本金 公称	資本金 払込(A)	積立金(B)	B/A
昭一・一二	二、三六一	一、四八四	六六二	四四・六
〃五・一二	二、〇二一	一、二八九	六〇三	四六・八
〃一〇・一二	一、七六五	一、一三四	五四〇	四七・六
〃一五・一二	一、五一三	九七九	七〇一	七一・六
〃二〇・一二	一、〇九〇	五四三	九六七	一七八・〇
〃二一・一二	一、五〇六	九五六	八九一	九三・二
〃二二・一二	一、五〇六	九六八	八九二	九二・一
〃二三・一二	一二、七二三	一二、七二三	八六七	六・八
〃二四・一二	一三、六七〇	一三、六七〇	二、七七四	二〇・三

これについてはその後準備金の積立も鋭意行っており相当の改善の跡がみられることは前表の通りであり、資産上の含みも相当に達し昭和二十五年三月末における銀行の内部留保は左の通りである。（推計）

有価証券消却	五、九四〇百万円
積立金	四、一五八 〃
計	一〇、〇九八 〃
貸倒見込	△ 五六九 〃
差引残	九、五二九 〃

右の資本金に対する割合は七五、六%である。

本年三月「銀行等の債券発行等に関する法律」の施行に伴い、配当の復活を認め、積立金の限度を引上げると共にシャウプ勧告に基く税法の改正により貸倒準備金制度が創設せられたこと等もあり資本は逐次充実せられるものと思う。

編注　前出「大臣渡米資料」。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

(7) 本年度の国庫収支と資金需給の見透し

(昭和二五年四月理財局総務課)

本年度の国庫収支と資金需給の見透し（理財局総務課）

一、本年度の国庫収支と資金需給の見透し策定に当っては、

A　本年度予算の実施に伴う財政資金の巨額の引揚超過に対して格別の措置を講ぜず、金融は市中金融機関の判断に委せて放任するものとして推算する場合、及び

B　財政資金の引揚超過に伴う通貨収縮を極力防止して、ディスインフレーションの線を堅持するため特段の措置を講ずることとして推算する場合、

との二つの方法が考えられる。

二、A案による場合

(一) 前提条件

(イ) 債務償還の相手先については、市中銀行は資産構成の点から、現に所有する国債のうち、借入金の担保や貸担保に利用せられているものについては、買入償還に応じないであろうという見透しが強いから、売却に応ずる国債は、右担保等に利用されない分約二六七億円見当に止まるであろうと仮定する。

(註)　この場合における債務償還の相手先別内訳左の通り。

日銀	四八六億円
預金部	三六一 〃
市中金融機関	二六七 〃
一般	一七一 〃
計	一、二八五 〃

(ロ) 預金部資金による金融債や社債の引受には現行制度上難点があるので、同資金による金融債の引受、市中銀行預託等は行わないものと仮定する。

(二) 国庫収支

以上の仮定を取れば国庫財政資金は以下の如く、約九八〇億円の引揚超過となる。

(1) 一般会計　揚超　一、二五四億円

内訳

歳入	六、〇六二億円	（租税 四、二八三億円　専売益金 一、二一九億円）
歳出	四、八〇八 〃	

(2) 特別会計　揚超　八〇五億円

（内　食管　揚超 (+) 六一二億円

貿　易　揚超　(+)六四六億円
援助物資　〃　(+)三八四　〃
外国為替　撒超　(−)九五二　〃
その他　揚超　(+)一一四　〃）

(3)　見返資金　撒超　(−)六三九億円
(4)　国債償還金　撒布　(−)四三八　〃（市中金融機関二六七億円及び一般一七一億円の合計）
(5)　国庫財政資金計　揚超　九八二　〃

(ニ)　産業資金

(イ)　前記の諸条件の下に、産業資金の供給は以下の通りとなる。

(1)　巨額の財政資金引揚に伴い預金の増勢は激減するが、金融機関は資産構成の健全化の要請、企業の先行に対する不安等に顧み預金増加以上に日銀借入に依存して貸出を増加せしめず、日銀よりの借入は精々一一五億円程度に止めるものと考えられるので、金融機関の貸出は一、八〇〇億円程度に止まり、

(2)　起債市場、株式市場も共に不振を続け社債発行四〇〇億円程度、増資三五〇億円程度が見込まれるに過ぎない。

(ロ)　右の如き供給面の制約を受けて、産業資金調達可能額は

設備資金　一、二七五億円
運転資金　二、〇九五　〃
合　計　三、三七〇　〃

程度となり、ために生産、貿易増大に要する追加運転資金は勿論設備の維持補修資金の調達すら困難となり、縮小再生産過程を招来する虞れが大である。

(四)　通貨増減

右の如く、国庫財政揚超は九八二億円に達するにも拘らず日銀貸出は一一五億円程度増加するに止まるから通貨はその結果八四八億円収縮する。

三、B案による場合

(一)　前提条件

(イ)　債務償還については、市中銀行に対してその所有国債のうち少くとも六〇〇億円に相当するものは、政府の買入償却に応ぜしめるように措置する。

(註)　(イ)　この場合借入金担保等に利用せられている国債については後記(ニ)によって引受けた金融債等を以て置き換えさせる。

(ロ)　B案による債務償還内訳左の通り。

日　銀　二四六億円
預金部　二六一　〃
市中金融機関　六〇七　〃
一　般　一七一　〃
計　一、二八五　〃

(ロ)　市中銀行が国債の償還によって受けた資金は、これを興業債券その他の金融債又は社債に運用させるものとする。

(註)　この結果金融機関全体としては、預金に対する貸出の比率が大きくなるが、これは、金融債を発行する興銀等の貸出が増加するためであって、一般の市中銀行においては、国債を金融債か社債に置き替えただけで資産構成の比率を悪くするわけではない。

(ハ)　預金部の余裕資金は、財政の撒超の起る年末等においては、食糧証券や大蔵省証券の引受に運用し、その他の場合には、市中銀行に預託して金融の平準化を図る（預託純増見込五一一億円）

(ニ)　それでも財政による民間資金の揚超が続くようであれば、債務償還費の一部を取りやめて、新に貿易金融公庫の如きものを創設して、これに出資する等の措置をも考慮する。

(ニ)　国庫収支

以上のような前提の下に国庫収支を推算すれば、国庫の対民間収支の揚超は左の通り年間を通じて約六四二億円となる。

(1)　一般会計揚超　(+)一、二五四億円（A案に同じ）
(2)　特別会計　〃　(+)　八〇五　〃（　〃　）

(3)　見返資金撒超　(−)　六三九　〃（　〃　）
(4)　国債償還金撒超　(−)　七七八　〃（市中金融機関六〇七億円及一般一七一億円の合計）
(5)　国庫財政資金計揚超　(+)　六四二　〃

(ニ)　産業資金

(イ)　前記(一)各号の措置により、産業資金の供給は次の通りとなる。

(1)　財政資金の引揚が三四〇億円程度減少する結果、預金の増勢も比較的減少せず又預金部の市中預託純増も五一一億円程度見込まれるので金融機関としては日銀よりの借入を八〇億円程度に止め健全金融の方針を堅持しつつも貸出は二、八八〇億円程度増加し、又、

(2)　市中銀行が国債償還資金、預金部よりの預託金を以て金融債、社債を引受けるので、社債発行額は四五〇億円程度（外に金融債引受四一二億円）と見込まれる。

(ロ)　従って企業側から見れば、

設備資金　一、五八八億円
運転資金　二、七八六　〃
合　計　四、三七四　〃

が調達せられ、これによって設備の維持補修、合理化を行い、且生産の増加、貿易の振興等に必要な最少限度の資金を賄うことが可能となる。

(四)　通貨

上記の通り

(イ)　国庫財政資金は揚超(+)六四二億円であるのに対し、

(ロ)　金融機関は撒超(−)六三〇億円であるので、

（内　預金部　(−)撒超　五五〇億円
　市中金融機関　(−)　〃　八〇　〃）

資金需給を綜合して年間における通貨の増減は、差引(イ)—(ロ)一二億円減となり、通貨水準は昭和二十四年度末発行高（三、一一三億円）に対し殆んど変化がない。

編注　前出「大臣渡米資料」

出所　大蔵省資料Z六〇四—一三。

(8)　昭和二十五年度予算による債務償還計画

（昭和二五年四月理財局国庫課）

昭和二十五年度予算による債務償還計画（理財局国庫課）

一、償還財源

（単位　百万円）

	償還財源	予算上償還対象額確定額	償還対象額未確定額
一般会計	七二、三一七	一、五〇八	七〇、八〇九
見返資金特別会計	五〇、〇〇〇	〇	五〇、〇〇〇
その他の特別会計	六、二六八	六、二六八	〇
合計	一二八、五八五	七、七七六	一二〇、八〇九

二、債務償還計画

(A)　市中金融機関の日銀貸出担保等の国債利用状況等を勘案しての相手先別償還計画は左記（表1A案—編者）の通りとなる。

(B)　然し乍らこれによれば四に示す如く著しい政府資金の引揚超過となるので、金融機関所有分の償還を極力多額に行う必要があるがこれによる償還計画は左記（表1B案—編者）の通りである。

三、政府債務の減少

債務償還により政府債務は次の通り減少する。

(a)　(A)の場合（表2A案—編者）
(b)　(B)の場合（表2B案—編者）

表1　相手先別償還計画（A・B案）　（単位　百万円）

区分＼相手先	日銀	預金部	市中金融機関	一般	合計
A案					
一般会計	32,776	1,143	26,670	11,728	72,317
見返資金	15,000	35,000	0	0	50,000
その他特別会計	793	20	32	5,422	6,268
合計	48,569	36,163	26,702	17,150	128,585
B案					
一般会計	0	1,143	59,446	11,728	72,317
見返資金	23,776	25,000	1,224	0	50,000
その他特別会計	793	20	32	5,422	6,268
合計	24,569	26,163	60,702	17,150	128,585
うち償還対象確定分	(793)	(21)	(702)	(6,259)	(7,776)

表2　政府債務減少予定（A・B案）　（単位　百万円）

区分＼償還先	25年3月末政府債務高（Ⅰ）	A案 26年3月末予定（Ⅱ）	A案 政府債務減少額（Ⅰ−Ⅱ）	B案 26年3月末予定（Ⅲ）	B案 政府債務減少額（Ⅰ−Ⅲ）
日銀	193,329	112,030	81,299	136,032	57,297
預金部	55,104	18,941	36,163	28,941	26,163
その他政府	33,107	33,107	0	33,107	0
外資金庫	38,021	38,021	0	38,021	0
市中金融機関	100,378	73,676	26,702	39,676	60,702
一般	15,980	0	15,980	0	15,980
小計	435,919	275,775	160,144	275,775	160,144
短期証券	119,040	118,140	900	118,140	900
合計	554,959	393,915	161,044	393,915	161,044

四、債務償還の財政資金収支及び通貨に及ぼす影響（単位　十億円）

	A案の場合	B案の場合
対市中債務償還額	四三・八	七七・八
内　市中金融機関	(二六・七)	(六〇・七)
一般個人	(一七・一)	(一七・一)
財政資金対民間収支（預金部を除く）	(揚超) △九八・二	(揚超) △六四・二
金融機関資金（預金部を除く）	(撒布) 一三・四	(撒布) 六三・〇
合計通貨増減	(減) △八四・八	(減) △ 一・二

編注　前出「大臣渡米資料」。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

(9)　昭和二十五年度債務償還計画改訂に伴う諸問題

（昭和二五年四月二二日銀行局）

昭和二十五年度債務償還計画の改訂に伴う諸問題について

（銀、昭二五、四、二二）

預金部保有国債の償還に予定された、三百五十億円を転用して市中金融機関の保有国債の償還に充当し、総額六百十億円の債務償還を行う場合には、次のような問題が生ずるものと考えられる。

一、市中金融機関の資産構成の悪化

(一)　市中金融機関の債務償還金六百十億円があげて新規発行金融債又は社債に対する投資に充当されるならば、形式的には資産構成の悪化はないと考えられるが、これは、経済情勢の推移及び出廻り金融債、社債の質の問題と関連し（備考参照）、必ずしも確実とはいい難いばかりでなく、諸般の情勢からみてむしろ日銀借入金の返済に充当されるおそれがある。

備考

昭和二十五年度における北拓、農中及び商中発行金融債の預金部当初引受見込

北拓	一〇億円
農中	五〇〃
商中	四五〃
計	一〇五〃

右金額の市中金融機関による消化については或程度強制を加える必要があろう。

(二)　かりに、全額金融債等に振替るとしても、市中金融機関主要勘定に国債が極少となることは、市中金融機関の外銀との接触が増加しつつある現況等国際的関連においては妥当でないと認められる点がある。

備考

昭和二十五年三月末全国銀行国債保有高六七一億円（内短資担保一〇九億円）

二、市中金融機関の資産流動性の低下

市中金融機関の債務償還金六百十億円が、かりにそのまま、金融債及び社債に対する投資に充当する場合には、国債に比し、金融債等の流通力は低いと認められるので、市中金融機関の第二次支払準備率は、可成りの程度の低下を免れない。

三、日銀券の信用基礎の問題

市中金融機関の資産の流動性を確保するため、金融債及び社債を日本銀行において国債と同様な取扱において買入操作を行う場合には、日銀券の発行基礎にこれら金融債等を充当することとなるので、社債等選択につき運用よろしきを得ないときには、日銀券の信用基礎を害するおそれがある。

四、右の外、おそらく市中金融機関の欲せざる計画を実行する関係上、その実施の過程において種々の摩擦を伴うばかりでなく、若し、これに法的根拠を与えて強制することとすれば、諸般の情勢に鑑み、相当の決意を要するものと認められる。

以上の諸点に鑑み、第二案を採用するより第一案によるを適当と考える。

編注　前出「大臣渡米資料」。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

(10)　簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用について

（昭和二五年七月二五日閣議決定）

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用について

簡易生命保険及び郵便年金積立金の郵政省における直接運用の再開については、さきに、閣議決定を経て、目下関係筋に対し許可方懇請中であるが、折衝の経緯に鑑み、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の予算は、昭和二十六年一月以降両積立金を郵政省が直接運用するものとして編成すること。

尚その他の預金部資金については従来通りとすること。

編注　本積立金については、前年九月一六日閣議決定（本書四三〇ページ、資料(34)）を経て司令部折衝中であり、折衝の経緯に鑑みこの閣議決定が行なわれた（大蔵省資料Z六二〇―八六）。
出所　大蔵省資料Z六二〇―八六。

(11)　今後の通貨金融施策について（案）

（昭和二五年一〇月二日銀行局）

今後の通貨金融施策について（案）（銀、昭二五、一〇、二）

一、基本方針

今後の通貨金融施策は、経済の安定を堅持しつつ、経済自立のため産業の復興を推進することを根本方針とし、併せて金融施策及び金融制度の正常化を促進するものとする。

右の方針の下に、概ね次の如き施策を行うものとする。

(一)　朝鮮の動乱及びこれに伴う海外の政治経済事情の推移等を主な原因として、わが国の通貨金融情勢は、当分の間稍々警戒を要するものがあると認められるので、インフレ予防の見地から安定を維持するための通貨金融の

調整につき弾力性ある措置を講じ、とくに日本銀行の信用調整力の強化を図る。

(ニ)

(註)　経済諸統制の強化は行われないものと想定する。

インフレを避けつつ、経済自立のために必要な資金を確保するためには、極力民間資本の蓄積を推進することが肝要であって、貯蓄不振の打開に格段の努力を払うことは、勿論であるが、長期投資及び特殊金融の部面においては、一般金融の補完として、財政資金の投入を行うことが必要であるから、その限りにおいては財政による資金蓄積をも行うものとする。

(註)　過去一年半に亘って実施されている超均衡予算の主要な狙いの一つは財政資金の産業投入であったと思われるが、財政資金として蓄積された資金の再投資が、必ずしも適切且つ円滑に行われているとはいえない面が少くない。その主な要因と認められるものは次の通りである。

(イ)　債務償還の実施により、主として市中銀行を通じて再投資を行うという構想が市中銀行の手持国債の減少及びオーバー・ローンによって行詰ってきたこと。

(ロ)　右の構想は、元来市中銀行の性格から、長期資金及び特殊資金の供給を行うのには適しないのであって、金融債の発行により、その一部は救済されないではないが、それのみでは問題の解決として不充分であること。

(ハ)　従来は長期資金と短期資金とが混こうし、極めて重要視さるべき長期資金源が短期資金化される傾向が強かったと同時に、市中銀行から短期資金として貸出された資金が企業では実質的に長期資金として使用され貸出金の流動性を阻害している傾向があるが、経済復興のため必要な長期資金の確保を図ると共に金融の正常化と健全金融を達成する目的の下にとくに預金部資金及び見返資金の運用につき改善を図るものとする。

(註)　預金部資金の市中預託や、短期証券購入及び見返資金の短期証券の購入などは、本来長期資金として活用し得べきものが短期資金として運用されている顕著なものである。

(ヘ)　金融制度の整備及び金融機関の機能の正常化を目途として一般金融を補完するため財政資金による特殊金融の拡充強化を図り、経済の復興、民生の安定に寄与すると共に健全金融の確保に資する。

(ト)　インフレの残滓として残っている金利体系の歪みを是正すると共に国際金利水準との鞘寄せに努める。

二、通貨金融の具体的施策

通貨金融の具体的施策の重点を次の五点に置く。

第一　安定を維持するための通貨の調節
第二　民間資本の蓄積
第三　長期資金の確保
第四　特殊金融の拡充
第五　金利体系の整備

(一)　通貨の調節

本年度頭初より、国際物価水準は漸騰の傾向にあると認められるが、国内物価水準が国際物価水準と適正な均衡を保持することを目的として通貨の調節を図るものとする。

(1)　これがため、金融機関の融資に対し、法的規制を加えることは避けるが、金融操作の常道である日本銀行の金利政策を中心とする貸出対策に重点を置くものとする。

(イ)　金融の調節は、量的調整に最重点を置き、一定量までの資金の供給は円滑ならしめるが、それを超過する資金の追加は困難ならしめる目的をもって、日本銀行の高率適用制度の合理的改正を行い、これが弾力性ある運営を図る。

右の一定量は、国内の生産、物価、貿易その他の経済諸要因並びに過去における実情等を勘案して定める。

(ロ)　金融の質的規制は、前記の量的調整の限界内において可能な限り採り入れる。（輸入金融の疎通、輸出金融及び特需金融の順便等）

なお、差当り一〇―一二月の期間においては、為替ユーザンスの実施及び供米代金の増加等により、稍々通貨増発が顕著となると認められるので、年末の通貨発行高を三、九〇〇億円（対前年約一〇％増）程度とすることを目途とし、前記の日本銀行の高率適用制度の改正強化を早急に実施する。

(2)　財政収支が金融に及ぼす影響を緩和するため、財政収支自体の時期的調整に努めると共に、政府資金の市中預託金の運営に当っても、財政収支の状況を勘案してこれを行う。

(3)　本年度の債務償還も右の趣旨から、第三、四半期においては、これを抑制し第四、四半期に実行するものとする。

(ニ)　民間資本の蓄積

経済の安定、産業の復興のため、民間資本の蓄積を必要とすることは言うまでもないが、金融機関のオーバー・ローン問題の解決のためにも、当面最も力を注ぐことが肝要である。しかるに最近における貯蓄の傾向は著しく不振であるから、次の如き措置を講じてこれが打開に努める。

(イ)　金融機関の預金吸収活動に一層の拍車をかけるものとし、これがため、前述の日銀の高率適用制度の改正と後述の市中貸出金利の低下とによって、預金資金の増加に邁進せしめる。

(ロ)　金融機関を通ずる税務検査については、預金者を不当に刺戟しないよう、一層留意すると共に、税法を改正し預金利子に対する源泉選択課税の途を拓くものとする。

なお、右の税率は、財政収入確保の見地から、概ね最高税率に近いものとする。

(ハ)　新種貯蓄の一つとして、銀行が「銀行等の債券発行等に関する法律」に基き預金債券を発行することを認める。この預金債券は期限一年とし、割引の方法により発行するものとする。

(ニ)　零細貯蓄の奨励と優遇を図り、国民貯蓄組合、こども銀行等の貯蓄実践組織の育成強化に努める。

(ホ)　企業の自己資本の充実を図ると共に、証券投資を促進する。

(ヘ)　長期資金の確保

企業の所要する長期資金は、本来企業の自己資金によって賄われるべきであるが、まだその域に達せず、且又金融機関からの融資の面においても、長期資金不足のため短期融資で長期資金が賄われているので、これを出来る限り本来の長期資金に置き換える必要がある。とくに電源開発、造船等の建設資金、設備の更新、近代化等の長期資金は、その最小限度を努めて重点的に確保するよう努力するものとし、このため

(イ)　預金部資金の運用につき自主性の回復に努力するとともに、運用範囲の拡大、例えば金融債の保有又は金融機関への長期預託を行いうるものとする。

右のため、要すれば預金部資金運用審議会の権限、構成、運営方法に改善を加える。

(ロ)　見返資金の円滑なる運用になお特段の努力をする。

(ハ)　金融債及び社債の消化を確保するため、差当り日本銀行の国債買上又は債務償還を継続する。

(ト)　特殊金融の拡充

見返資金の漸減に伴い国民経済の調和的発展の見地から長期且つ低利な資金、或いは零細資金の供給が必要であるが、既存の金融機関の蓄積をもってしては賄えないような特殊金融を行うため、一般会計の出資をもって特殊金融機関の設立及び強化を実施する。

当面検討を要する特殊金融は次の通りである。

(イ)　産業建設金融公庫

一般会計の出資により産業建設金融公庫を設立し、見返資金の漸減に伴い、見返資金が私企業投資につき果している役割を漸次承継するものとし、経済自立に必要な産業の建設又は合理化資金の供給を実施する。

なお、本公庫の貸付は、市中銀行の貸付及び管理能力を活用するため、努めて市中銀行との参加融資の方式によるものとする。

（註）右の目的のため新たに公庫を設立することができないならば特別会計（仮称経済再建基金特別会計）の設置を考慮する。

(ロ) 輸出金融公庫
見返資金をもって実施する国内参加融資と併行して、対外クレジットの供与を行うため輸出金融公庫を設立するが、その規模は輸出入の状況及び綜合資金計画に照して決定するものとし、一応ごく小規模に発足しておくものとする。

(ハ) 農林漁業金融公庫
植林、林道、農地改良等に関する長期低利資金の供給を行うため、一般会計の出資により農林漁業金融公庫を設立する。

(ニ) 住宅金融公庫
景気に影響力のある資金であるから、その運営には慎重を要するが、住宅不足のなお著しい現在ではその強化に努力する。
なお、本公庫は、一定金額以下の不動産担保金融業務を併営せしめることを考慮する。

(ホ) 国民金融公庫
逐次強化する。

(ヘ) 金利体系の調整
わが国の金利体系はインフレの過程において著しい歪みを生じているのであって、預金金利に比して貸出金利が高く長期資金の金利に比して短期資金の金利が高い。これらの歪みは高い水準で均衡せしめることを避け、低い方向で調整する如く努める。

(イ) 短期貸出金利は、銀行経理の許す限り、これを引下げるものとする。
なお、貿易手形商業手形の如き特殊の貸出のみにつき利下げを行うよりは貸出全般につき一律に利下げを行う如く配慮する。

(ロ) 長期貸出金利は社債及び金融債と歩調を合せて検討する。

(ハ) 預金金利の引上げはこれを見合わせる。

(ニ) 日銀の公定歩合は当分これを変更しない。

（高率適用制度の改正については前述）

出所　大蔵省資料Z二〇三―五〇。

(12) 預金部資金の運用について（昭和二五年一〇月五日銀行局）

預金部資金の運用について（銀、昭二五、一〇、五）

一、本年度の預金部の原資及び運用見込は、別紙（省略―編者）の通り、既決定の地方債に対する運用のみを基準とすれば、六五、六七一百万円の資金余裕を生ずることとなる。この余裕資金を如何に運用すべきかは、今後の金融施策上可成り大きな問題である。

二、この問題については、次のような最近の金融情勢を考慮する必要がある。

(1) 政府資金は国庫、見返資金及び預金部資金三者とも巨額の揚超となっている。

(2) 右の結果生ずる通貨の収縮作用は、日本銀行の市中貸出又は政府資金の市中預託によって相殺されている。

(3) 右の措置によって通貨は前年度と略々同一の発行水準を維持している。

(4) 他方、日本銀行の市中貸出増加は、市中銀行のオーバーローンを招いている。
なお市中金融は固定化の傾向を示し、貸出は固定し、これが延いて日本銀行の市中貸出の相当部分をまた固定的ならしめている。

(5) 最近朝鮮事変の影響を受けて、特需と輸出の増進により再びインフレ的気配が強まっている。

三、右に述べたように、通貨の発行状況は略々安定しているに拘らず、金融は可成り不健全な要因をはらんでいる。この情況に対しては、次のような基本的な考え方によって、この国の金融を正常な軌道に乗せるように是正する必要がある。

(1) 対弗三六〇円レートの維持に懸念のない限り、通貨の発行水準は特に圧縮する必要がない。けれども政府資金の揚超を日本銀行の貸出増加によって調節するという従来のやり方は改めるべきで、寧ろ政府資金の直接運用を図って、日本銀行の貸出は圧縮すべきである。

(2) 市中金融の固定化傾向は、一には政府資金の揚超による有効需要の減少に影響されている。有効需要の削減は、インフレ阻止のため顕著な効果を発揮したが、附随的に生じた金融の結滞は、可及的速やかに解消すべきである。これがためには、経済安定の方策の重点を、応急的施策から漸次窮極目的である生産の拡大に移行することが前提条件となるが、差当り現段階としては、物価騰貴の原因となるような通貨の増発を絶対に齎らさない範囲で、蓄積による政府資金の一部を建設的投資に振り向けるべきである。右のような一定の制限内での有効需要の増加は、通貨の増発を防ぎながら資金の回転を早める効果があると共に、生産を刺激し、民間資本の充実を齎らすことによって、金融の正常化に役立つこととなる。

(3) 市中金融の固定化傾向の原因の二は、企業の自己資本の不足による固定的運転資本の借入依存によるところも大きい。これを各企業の自己資本充実のみによってカバーせしめることは理想ではあるが、実際問題として資本市場の現状では困難である。
従って、政府資金の一部を適時民間に放出し、同時にこれによって日本銀行又は市中銀行の固定貸の回収に充当せしめるべきである。

(4) 特需及び輸出超過は国際収支上の受取超過である。これが一時的にインフレ傾向を醸成することは充分考えられるところであるが、これは根本的には輸入促進によって解決すべきで、仮りにそれが不可能であるとしても一方我国には国際収支上の支払資金の変形として対日援助見返資金があるので、この見返資金の活用によってこの傾向を是正することは充分可能である。
なお、通貨の側からは何等特別の影響を与えなかったにも拘らず、朝鮮事変によって可成りのインフレ的様相を呈したのは、根本的には我国経済の実体の脆弱なことを物語っている。この経験に顧みても、これを強化し弾力的なものにしてインフレ又はデフレに対する抵抗力をつけるために、資本の蓄積と、これによる生産力の拡充発展を図る必要が痛感されるのである。

(5) 以上のような方策で金融を正常の形態に引戻した上で、日本銀行は、その本来の立場において、生産及び流通の市況に応じて通貨の調節を行うべきである。

四、右の基本的構想の下に預金部資金の運用を考える場合、先ず預金部資金の持つ次のような特殊性を考慮に入れる必要がある。

(1) 現在の日本の長期資本市場において、預金部は、全国銀行及び株式市場の夫々に略々相匹敵するウェイトを持っている。日本の経済発展の為には必然預金部資金の運用に期待するところが大きい。従って預金部資金の運用に当っては、その安全性と共に、これに期待されている広い意味の公共性をも考慮しなければならない。

(2) 長期資本市場における預金部の右の役割は、日本の証券市場の未発達と国民所得の零細分散化に起因するものである。従ってこの役割の代替を他に求めることは容易でない。

(3) 預金部資金は政府資金ではあるが、他の一般財政資金の如く租税により国民から強権的に取り上げた資金ではない。従って政府による建設的投資を考える場合は、先ず第一に預金部資金の活用に俟つ方が、国民の負担は少い。
また、農業、中小商工業等の如く、国民経済全体の立場からはその健全な発展が必要であるに拘わらず、一般民間金融の対象とはなり難いものがある。これらについて政府資金による補強を必要とする場合、「投資的出資」と考えられるものは、租税によって得られた財政資金をこれに振向ける前に、預金部資金の如く貯蓄によって得られた政府資金を利用することがより適切である。かかる投資に伴って生ずることあるべき損失は通常の場合殆ど問題とするに足りない。殊に預金部資金は一般国民大衆から信託された蓄積資金であるから、その回収の確実性については格段に慎重な考慮が払われなければならないものであるということが一般に徹底して居

る。従って、預金部資金の運用上損失を蒙ったことは、戦争による損害の場合を除いては未だかつて経験していない。

また、万一損失が発生したとしても、その際に租税でこれをカバーすることの方が、最初から投資元本の全額を租税で賄う場合に比べて国民の負担は遙かに軽くて済むことは疑もないことである。

五、以上述べた基本構想と預金部資金の有する特殊性から考えて、本年度の預金部の余裕資金は、次のように適用することが望ましい。

(1) 金融債の引受けにより、発行金融機関の日銀借入金を返済せしめ、又は発行金融機関の融資金により他の金融機関の固定貸を償還せしめ、延いて当該金融機関の日銀借入金を返済せしめる。

(2) 市中銀行に対する長期預託を行い、右と同様の方法により日銀の市中貸出を収縮せしめる。

(3) 社債引受けにより、発行会社の対市中長期借入を返済せしめ、更に市中金融機関の日銀借入金を返済せしめる。

(4) 市中金融機関の社債引受資金を長期預託により供給して、右と同様の方法により日銀の市中貸出を収縮せしめる。

(5) 市中金融機関手持の金融債又は社債を買上げて、その資金により当該金融機関の日銀借入金を返済せしめる。

(6) 一部は次の方法により建設的投資に振向け、市中金融の結滞を緩和する。

(イ) 公共投資の為の国債又は地方債の引受け。この為本年度新たに国債を発行し又は地方債の発行限度を拡げる。

(ロ) 公共投資に準ずるものとして、国民金融公庫、土地改良区等の特殊機関に対する資金融通を行う。

(ハ) 農林水産業又は中小商工業等の建設的所要資金として、金融機関又は地方公共団体を経由して貸付ける。

(ニ) 公共度の高い重要産業に対する建設的資金を供給するため、金融債又は基幹産業社債の引受けを行う。

(ホ) 市中金融機関に長期預託を行いその資金によって社債を引受けしめる。

出所　大蔵省資料Z五一一―二八一。

(13) 中小事業金融対策について（昭和二六年一月九日銀行局）

中小事業金融対策について（昭二六、一、九）

(一) 一般銀行の中小事業金融の奨励

わが国経済において広汎な活動分野を占め公共的重要性を占める中小事業金融を円滑ならしめるよう絶えず銀行の関心を喚起している。右のため、一般的指導の他に次のような特別措置を講じている。

(イ) 中小金融特別店舗の拡充

昨年四月に三十五店舗、六月に二十九店舗合計六十四店舗を中小金融専門店舗として新設又は変更することの指定を行ったが、右店舗における四月二十日以来十一月三十日まで七ヶ月余の間の融資承諾件数は三八、六九八件、八七億四千八百万円にのぼっている。

(ロ) 間接金融の緩和

問屋卸売業を通ずる間接金融緩和を引続き促進し、問屋卸売業に対する銀行融資の残高は一昨年末の四四二億円から昨年十月末七九八億円と三五六億円を増加した。

(ハ) 信用保証協会の拡充

信用保証協会を引続き拡充している。一昨年末と昨年十月末で比較すると、出資金総額で六億九千四百万円から一五億三千万円に一二〇%、保証残高で三三億四千四百万円から八三億四千四百万円に一四九%を増加し、その機能は著しく拡充した。

(ニ) 商工中金、興銀、勧銀、北拓等の強化

見返資金により、四月以降商工中金五億円、興銀一〇億円、勧銀一〇億円、北拓七億円、農中二〇億円計五二億円の優先株式の引受を行った。これに基いて四月以降十二月までに四五三億円の金融債が発行されている。商工中金はもとより中小金融専門であるが、興銀、勧銀、北拓も中小金融には独特の

経験をもっており、大きな機能を発揮しつつある。

(ホ) 見返資金の中小企業融資

見返資金の中小企業融資として昨年十一月三十日までに八億二百万円を貸付けた。その内訳は、輸出産業二億八千百万円、生活必需品一億八千四百万円重要基礎産業関連産業三億三千六百万円である。尚、各四半期三億円の枠は第三、四半期から三倍の九億円に拡張せられた。

(ヘ) 国民金融公庫の融資

国民金融公庫の融資残高は昨年十一月末現在で普通小口貸付二二億八千三百万円、更生資金貸付二六億九百万円にのぼっている。

(ト) 日銀別枠融資の供給

興銀、勧銀、商工中金に対して行っている別枠融資（別枠四一億円）は一昨年末の三二億円から昨年十一月末四〇億五千万円に約八億五千万円を増加した。

(チ) 中小企業信用保険特別会計

中小金融に伴う金融機関の損失を保険して中小企業金融の円滑化に資するため出資五億円の特別会計を設置した。なお、来年度においては、更に十億円を一般会計から繰入れする。

(リ) 国民金融公庫の強化

来年度予算は出資二〇億円を予定しているが、さきの国会において一〇億円を増資したので、来年度合せて六〇億円の資本となる予定である。

出所　大蔵省資料Z五〇一―八七。

(14) 政府資金による融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画案（昭和二六年五月一五日閣議了解）

政府資金の融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画（案）

（昭和二六年五月経済安定本部）

第一、基本方針

我が国民経済の合理的な循環と国民生活の漸進的向上とを確保し、併せて米国始め民主主義国家に対する経済協力体制の確立を推進するため生産力の増加と貿易の拡大を図ることを今後における経済施策の基本原則とする。

かかる観点において最も基本的に実現を要するものは電力供給量の増大と外航船腹の拡充であり、次いでこの基礎の上に各重要産業及び交通規模の拡大と設備の合理化、近代化を図る必要がある。

右の経済施策を実現するため極力民間資金を活用しつつ、対日援助見返資金、日本開発銀行資金及び農林漁業特別会計資金を最も効率的且つ重点的に投資する。この場合には、総合的資金需給の調節等を図ってインフレーションを回避するものとする。

第二、要領

以上の基本方針に基き、特に政府資金の融資の対象として適当と認められる事業の概要は左の通りである。（別表参照）

一、電力

生産増加の最大の隘路は電力の供給不足であるから、今後当分の内、毎年三五億キロワット時程度の電力供給量を増加することを目標とし、現在実施中の見返資金による開発工事の外、ロスの軽減、新規電源の開発及び自家発電の促進を行う。

二、海運

本邦輸入物資に対する外国船利用の困難性及びこれに伴う船賃の高騰に対処し、併せて外貨払の節約を図るため、極力速かに外航貨物船保有量約二〇〇万重量屯に達するようこれが増加を図る。

三、石炭

二十六年度における生産確保のためには少くとも、国内炭約四、四〇〇万屯を必要とし、更に二十八年度には、四、六〇〇万屯乃至四、八〇〇万屯程度の出炭を要する見込であるから、特に必要とされている特殊用炭及び一般高級炭を中心として石炭の増産を図ると共に極力品位の向上と価格の低下を促進するため設備の近代化を図る。

四、鉄鋼

鋼材は二十六年度以降各年、約四〇〇万屯の生産を必要とするが、特に薄板、特殊帯鋼、異型鋼等供給不足品種の増産を図ると共に一般に老朽化している生産設備の近代化を促進する。

五、非鉄金属

二十六年度以降、銅、鉛、亜鉛、ニッケル等の大部分の非鉄金属については海外から相当程度の原料鉱石又は地金の輸入を行わなければならない事情にあるので、今後極力国内資源を開発し、その増産を図る。

またアルミニュームについてはその圧延設備を近代化し価格の低下と能率の向上を図る。

六、化学

(一) 硫安については、国内需要を充足しつつ、強力に要請されている輸出を可能ならしめるため二十七年度において二一七万屯の生産が出来るように、二十六年度中に約三〇万屯の生産能力を拡充する。

又酸性土壌矯正等のため、重要な石灰の生産設備の合理化、増設を図る。

(二) 基礎化学工業設備の合理化及び今後の化学繊維、合成繊維等の増産に即応し、原料化学工業設備の拡充及び合理化を図る。

(三) 闊葉樹の活用によるパルプの製造によりパルプの不足と針葉樹不足の緩和に資する。

(四) 自動車の生産増加に対応し、タイヤの急速な増産を図る。

(五) 高級潤滑油の需要に応じ得るよう石油精製能力の拡充を図る。

(六) 大都市におけるガス供給能力を増大し、木材及び電力不足の緩和に資する。

(七) 新技術の導入により、国民保健上最も緊要な医薬品の増産を図る。

七、繊維

(一) 主原料を豊富に国内において供給し得る合成繊維、醋酸繊維及び強力人絹の生産能力を増大し、棉花、羊毛等の輸入の節約に資する。

(二) 繊維の染色加工、設備の近代化を行い繊維製品の輸出の増進に資する。

八、機械

造船、自動車、通信、軸受等の機械工業の設備の近代化によりこれが生産の増加と価格の低下を図る。

九、港湾施設

貿易量の増加に対応し、主要港の倉庫上屋、荷役機械及び艀整備を中心として港湾荷役力の増強を図る。

十、農林水産、食品加工

(一) 食糧供給力の増加を図るため、土地改良、干拓、魚田、漁港の修改築、共同利用施設等を促進する。

(二) 森林資源の維持培養と災害の防止を図るため、林道の開設、植栽等を促進する。

(三) 国民食生活の向上、農林水産物の利用の増進等を図るため食品加工業等の伸展を助長する。

十一、新技術の工業化

将来における我が国産業の発展を促進するため技術的に優秀で工業化の見込の多い研究について、工業化の意思と能力ある企業に対しては、積極的にこれを助長する。

十二、輸出産業の助長

輸出産業中、設備の増設又は近代化により輸出の増加を図り得ること確実なものについては、これが増設又は近代化を助長する。

十三、中小企業

輸出産業、基礎産業の関連産業、生活必需物資産業等として緊要な中小企業の振興を更に積極化するため、見返資金からの融資の対象とする企業の規模と融資金額の拡大を図る。

十四、その他の見返資金継続事業

見返資金により目下工事継続中の陸運、観光施設については、これが完成を期する。

十五、その他の事業

需給、技術及び資金調達の見透に応じ、将来考慮し得る事業は、セメント生産設備の増設、尿素、石油系含天然ガス合成化学設備の新設並びに私鉄の新線の建設及び電化である。

備考　一、本基本計画は、今後における情勢の推移に応じ、必要あるときは随時これを改訂するものとする。

二、二十五年度における見返資金私企業融資計画に基き、融資を申請中であった工事については、原則として政府資金の対象とする。

三、政府資金による既存の民間融資の肩替りについては、本基本計画に準じ、別に定める。

別表

業種	対象項目
(一) 電力	電源開発、ロス軽減、自家発電
事業用	
自家用	
(二) 海運	外航船舶新造及び改造、沈船の引揚修理
(三) 石炭	新区域開発、新坑開発機械化及び選炭強化
(四) 鉄鋼	圧延設備増設並びに近代化、酸素発生装置増設、砂鉄原料による特殊銑の増産
(五) 非鉄金属	銅、鉛、亜鉛、ニッケル、水銀、硫黄、硫化鉱、マンガン、金の増産及びアルミニューム圧延設備の整備
(六) 化学	肥料—硫安及び石灰の増産及び合理化 薬品—ボバール、石炭酸、染料、無水フタール酸の増産、曹達電解法設備の近代化及び曹達原料の荷役設備の強化 その他—晒クラフト法によるパルプの増産、タイヤの増産、高級潤滑油の増産、ガス工業におけるコークス炉の新設及び補修、ストレプトマイシンの増産 合成繊維、醋酸繊維及び強力人絹の増産、輸入機械等による染色加工設備の近代化
(七) 繊維	
(八) 機械	造船工業における大型ディーゼルエンヂンの増産及び溶接作業化諸設備の整備、自動車、通信(有線、無線)強電、軸受、鍛鋼及びロール工業の輸入機械を主とする設備の合理化
(九) 港湾施設	倉庫上屋及び荷役機械の整備及び艀の増設
(十) 農林水産	農業—灌漑排水、土地改良、畑地灌漑、土壌保全、酸土改良、干拓復旧小水力発電施設 林業—造林(植栽、補植、撫育)林道 漁業—漁港の整備、漁田開発、塩田整備
食品加工等	共同利用施設、精糖設備、固型肥料製造設備、大型キャッチボート、水産物等高度利用設備、自動操糸機の増設及び塩、乳製品等の食品加工設備の合理化
(十一) 新技術の工業化	
(十二) 輸出産業の合理化	
(十三) 中小企業	
(十四) その他の見返資金継続事業	陸運及び観光施設

出所　大蔵省資料Z六二〇—一一二。

(15) 今後の金融政策の大綱(昭和二六年五月三一日銀行局)

今後の金融政策の大綱(昭二六、五、三一)

一、金融に関する一般方針

(一) 金融の調整を適切に行うことによって、全般的な物資統制、物価統制を行う必要のないような状態を招来することを基本方針とする。

(二) 金融の調整に当っては国内物価水準が国際物価水準を上廻らないように、インフレーションを統制することを目途とし、且つその範囲内で緊要資金の重点的確保を図ることに努めるため、とくに資金の量的規制に主眼を置き、資金の質的規制により、これを補完する。

(註)　国際物価水準については検討を加えるものとする。

(ニ) 資金の規制は情勢の各段階に応じて強化するが、差当り、日本銀行の貸出政策、金融機関の自主的規制等によって、これを行うものとし、必要に応じて法的規制を行うことを考慮する。

(註) 資金の規制を情勢に即応して機敏に行うことの出来るように、弾力性ある信用調整法（仮称）の制定を考究する。

二、資金の量的規制

(一) 資金の量的規制の指標は国内物価の動向に置くものとし、資金総量の抑制が生産活動乃至経済活動を著しく阻害しないことを旨とする。
これがため日本銀行の信用の抑制、ユーザンス制度の再検討、市中金融機関の信用の調整、貯蓄奨励強化等を推進する。

(二) 日本銀行信用の抑制

(イ) 日本銀行の貸出金利を実質的に引き上げるものとする。これがため、第二次高率適用制度の強化を行うこととし、更に公定歩合の引上げをも考慮する。

(ロ) 日銀の優遇手形の条件を再検討し、審査を厳格にする。
なお社債消化のために行われている国債買入オペレーションは減少乃至廃止する。

(ハ) 日本銀行の貸出の推移については、市中金融機関の資金繰計画と連繋して、計画的抑制を図る。

(三) ユーザンス制度の再検討

(イ) ユーザンス制度が為替銀行の外貨保有による本来のユーザンスに移るまでの措置として、これが利用を必要最小限度に止めるものとする。

(ロ) これがため、ユーザンスの期限を物資別、地域別に短縮すると共に要すればその範囲内でも取引毎に極力短縮する如く努める。
又ユーザンス適用品目についても、これを縮小する。

(ハ) 信用状開設のとき又は船積書類の到着のときにユーザンス金額の一定割合は円による支払を行わしめることを考慮する。

(四) 市中金融機関の信用の調整

(イ) 差当りは市中金融機関の資金繰計画を日本銀行において検討し、日本銀行貸出の抑制乃至回収に努めしめる。

(ロ) 情勢の推移により日銀依存度の高い金融機関については増加預金の一定割合を日本銀行借入金の返済に充当せしめるような措置を考慮する。

(ハ) 市中金融機関の貸出金利は、当分の間概ね現行水準を上廻らないことを目途とし、丙種貸出金利についても、これを金利調整法による一定の規制の下におくこととする反面、預金金利については漸次これを引き上げる方針を堅持する。

(五) 貯蓄の強化
貯蓄の増強につき格段の努力を払うものとする。
これがため郵便貯金の預入限度及び国民貯蓄組合預金の免税限度を十万円程度に引き上げること、郵便貯金の利子を引き上げること。金融機関を通ずる預金調査につき慎重を期すること等の措置をとる。

三、資金の質的規制

(一) 資金の質的規制は、当面極力法規による直接統制を避けることとし、政府及び日本銀行の事実上の指導力並びに資金運用部、日本開発銀行、日本輸出銀行等の政府金融機関の機能の活用により、その目的を達しうるごとく措置するものとする。

(二) 日本銀行の貸出政策

(イ) 旅館、料飲店、娯楽施設等国民経済上重要ならざる部面に対する市中金融機関の貸出を抑制するため、当面市中金融機関の貸出抑制が望ましい産業ないし対象を随時公表指示するとともに、他面政府の諸政策に順応しつつ市中金融機関の貸出対象として望ましい産業ないし種類の資金をも随時積極的に発表することとする。

(註) 不急不要資金抑制計画の推進並びにその実効を確保するため要すれば政府においてこれを採り上げるものとし、大蔵省は市中金融機関よりその実施の状況につき定期的に報告を徴する外、政府の行う金融機関の検査による実態把握と励行確保に努めるものとする。

(ロ) この種不急不要資金の貸出については、要すれば、当該市中金融機関をして可及的速かな整理の計画を樹立せしめるとともに、その実施の情況如何によっては、この種貸出の額に相当する日銀貸出金を返済せしめる等の強硬措置をも辞さないものとする。

(ハ) 現行の優遇手形の整備をはかる反面、国民経済上緊要と認められる資金については、特殊な手形の方式による資金の疎通に努めることとし、例えば、一部物資の配給統制が行われる場合には、これに伴う配給手形、外貨の裏付ある新特需発注に伴う手形等については、優遇措置を考慮する。

(三) 融資あっせんの活用

(イ) 国民経済上緊要な資金については、日本銀行は、積極的に融資のあっせんに努めるものとする。しかし、これに伴う日本銀行の信用膨脹は極力抑制するものとする。

(ロ) 日本銀行の融資あっせんは、市中金融機関のみに限らず、事案によっては、日本開発銀行、日本輸出銀行との協調融資の取次の役をもはたすものとする。

(四) 日本開発銀行の活用

(イ) 日本開発銀行の業務運営に当っては、極力市中金融機関との協調融資によることとし、長期産業設備資金の供給については、日本開発銀行の主導力により市中金融機関、就中債券発行銀行に対し、その資金運用に関する方向付けを与えうるごとく運営するものとする。

(ロ) 復興金融金庫の債権債務の承継を促進し、その予算超過回収金を可及的速かに再投資しうるごとく措置するものとする。

(ハ) 明年度以降における日本開発銀行の資金の充実をはかるため、回収金の再投資の外、見返資金等による現金増資を期待する。

(ニ) 将来情勢の進展に応じ、日本開発銀行に債券の発行を認め、その一部を資金運用部によって引き受けることを考慮するとともに、これに長期外資の受入機関としての性格を与え、さらに民間における長期外資の受入先に対する債務保証の機能をも営ましめるものとする。

(五) 日本輸出銀行の活用

(イ) 日本輸出銀行を日本輸出入銀行に改組し、特殊の輸出入金融を担当する機関として今後これを育成する。

(ロ) 日本輸出銀行の資金の貸付は、市中金融機関との協調融資に限られているが、輸入金融についてもこの原則を踏襲し、国民経済上確保を要する輸出及び輸入に必要な金融につき、その指導的地位を確立する。

(ハ) 将来日本輸出銀行を輸出入金融に充てるための外貨の受入機関とすることとし、同時に民間における輸出入金融のための外資の受入先に対する債務の保証の機能をもこれに賦与するものとする。

(ニ) 将来情勢の進展に応じ、見返資金等からの増資を考慮する。

(六) 起債の調整
差当り起債懇談会の社債発行調整に当り、質的規制を加味する措置を強化する。
なお、起債調整についての法的措置を考慮する。

出所　大蔵省資料Z五二〇―一二。

(16) インフレーション抑制の具体策（案）

（昭和二六年五・六月頃日本銀行）

インフレーション抑制の具体策（案）①

一、インフレーション抑制に対する基本的態度

(一) インフレーション抑制の基本対策の確立に当っては、従来の健全財政の方針はこれを飽く迄堅持することを大前提として次の如き諸目標が設定せられねばならない。

(二) インフレーション抑制のための基本目標は現行為替レートを堅持しつつ、我国物価が国際物価水準を上廻ることのない様凡ゆる経済施策をこれに集中することに存する。これは国際金融機構への参加も近いと見られる折柄

国際信用保持の観点より特に重要である。

(三) 生産の増大、輸出の増進の要請を充しつつ、同時に国民生活水準を低下せしめぬ様考慮を払う要がある。蓋し絶対水準の低い我国民生活水準を之れ以上低下せしめぬことは共産主義に対する防壁として必須の条件だからである。

(四) 之が為には必要な生産財及び消費財の輸入の確保が先決であり、且つ日米経済協力に伴う発注等に関しては設備の拡張はなるべく之を避け既存設備の活用によって賄うことを原則とする。就いては我国経済の長期的見透樹立のため、能うれば発注計画の概貌を予め提示されることが望ましい。

(五) 以上の目的を達成するためには、後記の如き諸施策が考えられるが、これについては過度の統制による弊を避ける意味から必要最少限度にとどめ、情勢の推移によっては之を強化するものとする。

二、今後採るべき具体策

(一) 金融

日本銀行が新に信用を追加することについては一層厳に抑制することを基本とし、市中貸出については、緊要物資の生産増強、国民生活の安定保持、輸出の振興に寄与しない不急不要のものを抑制すると共に、特に緊要な生産資金及び合理化に必要な資金の確保に重点をおき、新に造出された購買力の吸収を図り資金の蓄積を期するものとする。

(1) 信用の調整

(イ) 第一段階として日本銀行は既に市中金融機関に対し不急不要融資 (1) 鋼材等重要資材を多量に使用するもので生産増強に寄与しない建築、施設等の資金 (2) 国民生活の安定に役立ない娯楽、奢侈関係資金 (3) 投機、思惑、其の他生産の増強、国民生活の安定に寄与しない商業資金) の自主的調整を要望したが、之に伴い日本銀行としては左の施策を行うものとする。

(A) 商業手形の制限

商業手形については実体が投機、思惑と見られるもの、或は事実上滞貨融資となるものを厳重に選別することはいうまでもないが、業種により緊要度の低いものは勿論それ以外のものでも情況によっては更に之に制限を加える。

(B) スタンプ手形

スタンプ手形は、漸次品目の整理及び期間の短縮を行い、将来は之を廃止する方針とする。他方これ等に対しては別途必要に応じ融資斡旋により所要資金の疎通を図る。

(C) 工業手形、一般事業手形

商業手形と同様の主旨により品目を整理しその適格性に制限を加える。

(D) 現行外貨貸付については、現在の段階においてはまず適当に期間の短縮を行い、将来の情勢に応じ之を強化する。

(ロ) 前項(イ)の自主的調整については日本銀行としても高率適用その他信用調整につき一段の工夫をするが自主的調整が実効を伴わない場合、若くは情勢の変化により更に強力な施策を必要とする場合には金融面において市中貸出につき法的措置をとると共に、一面或程度の物的統制を行う必要がある。

(2) 長期投融資の抑制

新規の設備拡充を伴う投融資の中、電源開発、造船資金等産業開発上特に緊要な資金及び設備の近代化等原価引下げに寄与する合理化資金に付ては優先的に取扱うものとするがその他は原則としてこれを抑制する方針とする。

(イ) 設備資金

(A) 設備資金の貸出はなるべく長期金融機関（開発銀行、興銀、勧銀等）をして行わしめる。

(B) 普通銀行による設備資金の供給はなるべく社債の保有に依らしめる。又普通銀行の既往の長期貸出については能う限り之を開発銀行に肩代りせしめ、これによって生ずる余裕資金は社債に振向ける様

勧奨する。

なお保有有価証券についてはその評価減に付き税法上の特例を認める措置を講ずる必要がある。

(ロ) 起債及び増資

起債及び増資は原則として企業自身の努力により行わしめ、情勢によっては市中貸出に対する統制に並行して法的措置をとる要がある。又日本銀行の社債に対する国債オペレーションは漸減するものとする。

(3) 貯蓄の増強

輸出の伸長或は特需の増大に伴って今後国内には新なる購買力の追加が予想されるが、之に見合う消費財の供給は必ずしも確保せられるとは云い難く、又他方緊要な生産資金を蓄積資金により賄う必要は益々加重されるので、貯蓄の増強は一層切実な課題となる。従って

(イ) 官民協力態勢を以てする全国的貯蓄増強運動の展開

(ロ) 一般個人を対象とする比較的短期の政府貯蓄債券の発行

(ハ) 納税貯蓄の一層の勧奨

(ニ) 貯蓄増強の為めに税制の面に於いても考慮すること

等の貯蓄増強策を講ずるものとする。

(二) 財政

中央、地方を通じ財政の均衡を堅持することは従来と同様今後に於ても不変の方針であることを大前提として左記の二点には特に留意する要がある。

(1) 予備的財源の確保

特需その他輸出の増進に伴い我国の外貨保有は自然増加の傾向が多いと思われるが、この場合には財政面において単に収支の均衡を保持するに止まらず必要の場合には遅滞なく財源をつくり財政資金を以て外貨の保有又は債務償還等に活用することが肝要である。

(2) 財政投資の活用

一般民間投資によること困難で且つ国家的に緊要已むを得ざるものに対しては、従来にもまして重点的に国家資金（資金運用部資金、見返資金等）を活用するものとし、例えば電源開発、外航船建造、食糧増産、其他合理化促進に必要な資金を供給する。

(三) 物価

現在物価の問題としては国際物価に対する割高の是正と、これに関連して賃銀、物価の悪循環の阻止との二面が存在するが、これがため次の措置を講ずる必要がある。

(1) 国際物価水準に対する我国物価の割高を是正するため企業の合理化（例えば機械設備及び補助施設の近代化其の他一般的に生産コスト引下げの工夫）を徹底し、特に国際商品の品質の向上、適正価格の実現を期するものとする。

(2) 価格差補給金の支出は原則として好ましくないこと勿論であるが、賃銀、物価の悪循環を阻止するためには、主要食糧及び緊要基礎資材について、合理化による低下の余地なき原価要素（例えば燐鉱石、鉄鉱石等の海上運賃、米価パリティーの異常な上昇）の存する場合に限り企業努力を害せざる如き方法により且つ財源とも睨み合わせた上必要最少限度の補給金を支出することも大局から見て已むを得ず、従ってこの際遠距離の海上運賃に対する補給金及び電力料金については用途による大幅の差別的料金設定と共に或程度の補給金を併用することが適当と考えられる。

(3) 一般物資の配給、消費の規正については広範囲に亘ることを避け、前記の如き補給金を交付すべき物資、国際割当物資並に輸出統制物資等についてのみ最少限度の範囲で之を行うものとする。

(4) なお、事態の推移によっては統制の範囲につき遅滞なく考慮する。

(四) 特需

日米経済協力に伴う特需に付ては、飽く迄商業採算の基礎に立つべきことは云う迄もないが、日本経済への悪影響を避けるには次の如き措置が考えられる。

(1) 米側総合発注調整機関の設置に即応し、日本側においても受注調整機構の整備を図る。
(2) 特需物資の生産に付ては、新規の設備拡張はなるべくこれを避け極力現存設備の活用を図る。
(3) 所要運転資金の調達は、本来市中資金の活用にまつべきものであるが、金融の現状からみて、発注金額が厖大になる等の場合には、本行が之を斡旋し或は資材の支給、代金の一部前払若くは分割払制の採用を要請する。
(4) 特需により受入れた外資に付ては、先ず特需物資の生産又は価格引下げ等合理化に役立つ原料、資材等の輸入に利用し、更にこれによって造出された国内購買力の吸収に資するため、国民生活の安定に必要な消費財の輸入を優先的に確保する様外国為替資金特別会計中に別個の勘定を設ける等特段の措置を購ずる。

(ヰ) 外資導入其他
(1) 外資の導入は我国国際収支の改善に資する上からもとより歓迎すべき処であるが、今後において物資輸入の容易ならざることも予想されるので、インフレ抑制の立場からはなるべく物の裏付のある外資の受入が望ましい。
(2) 東南アジア開発のためには、プラント其他機械等の生産及び輸出が一層緊要となるが、これに要する原料資材の輸入については特に優先的な取扱が望まれる。
(3) 一般外資の使用に付ては計画的且つ効率的にこれが運用を計り、インフレーショナリ・ギャップの発生を防止する。

欄外　鉛筆書き記入
①　日銀案

編注　日付作成者の記入はないが、内容及び文書綴りの順序により二六年五月―六月頃日本銀行で立案されたものと推定。

出所　大蔵省資料Z五二〇―一二。

(17) 日本銀行貸出金利の改正案（昭和二六年六月五日銀行局）

日本銀行貸出金利の改正案（二六、六、五）

第一、日銀貸出金利制度の改革
現行日銀貸出金利については、公定金利、第一次高率金利及び第二次高率金利という復雑な金利体系を採用しているが、元来かかる制度は全く臨時的な特別措置である。この点に関しては次の三つの考え方がある。

(A)案
一、第一次高率及び第二次高率を廃止して直ちに本来の中央銀行金利の姿に復帰し、公定金利一本とする。
二、金利の高さについては、現行第二次高率の金利程度とする。

（備考）
(1) 高率適用制度なるものは、全く変態的な姿ではあるが、或る一定金額までは日銀貸出による通貨増発を必要としたインフレーション時代の遺物であり、国民貯蓄により、国民投資がカバーされるに至り、経常的には日銀貸出の必要がなくなる時期に始めて廃止すべきである。それまでは、過渡的にその存在が是認されて然るべきである。
(2) 一挙に急激な変化を加えることは適当でない。

(B)案
一、現行の公定金利、第一次高率、第二次高率の三段階制は、差当り変更を加えない。
二、右の三段階の枠内で若干の改正を行うものとする。

（備考）
(1) 現行三段階制は、日銀金利を不必要に複雑ならしめている。
(2) 公定金利の引上げを回避するための手段として、三段階の存置を主張することも考えられるが、対外的関係を考慮しても、さて問題ではあるまい。

(C)案
一、現行の公定金利、第一次高率、第二次高率の三段階制を、公定金利、高率金利の二段階とする。
二、公定金利は現行第一次高率適用後の金利まで引上げる。
なお、高率金利については、現行第二次高率金利に適当な改正を加える。

（備考）
実行上の配慮からすれば最も適当であろう。

第二、（第二次）高率適用制度の改正
高率適用制度の問題点は、㈠高率適用の基準を何に採り、㈡その適用限度を何の線に決めるか、次に㈢金利をどの高さにするか、以上の三点にある。

一、高率適用基準
高率適用は、日銀依存の高い銀行に対して、その日銀依存意欲を脱却せしめるために、比較的高い金利を徴する趣旨のものである。従って、容認さるべき日銀依存度は各銀行に公平な一定の共通指標でなければならない。
右の指標として考えられるものは次の如くである。
(1) 一定時点の日銀借入金
絶対額で釘付けされるから、或る意味で公平かも知れないが、一定時点の決め方によって、又従来借入金の多かった銀行と、その他との間で正に不公平である。
(2) 貸出金
日銀借入金が貸出に運用される場合が多いので、日銀借入金の多い銀行に甘く、然らざる銀行に辛いという不合理が生ずる。
その他、有価証券の保有割合の大少も貸出金の多少に大きく影響する。
(3) 総資産
総資産の中に借入金の運用資産を含むのみならず、仮払金その他の雑勘定が含まれているので、銀行が多分に恣意的に増減しうる欠点がある。
(4) 貸出金と有価証券の合計額（借入金を控除）
一応銀行の資力を把握しうるが、計算が面倒であって、結果的には預金を基準とする場合に比し大差ないであろう。
(5) 預金
銀行の自力による資金力を代表する指標であり、計数処理が簡便である外、預金増強に対する奨励の一助となる。
この案の欠点は次の三点にある。
(イ) ウィンドウ・ドレッシングを助長する。
(ロ) 両建預金を助長する。
(ハ) 預金増加に伴い、自然に高率適用制度が甘くなる。
右の(イ)に対しては、預金から現金勘定を控除することとすれば足り、(ロ)に対しては、検査その他の監督による外はあるまい。又(ハ)に対しては、随時改訂を加えればよい。

（備考）日銀の高率適用制度につき資金の質的規制を加味するため、適用基準のとり方等に銀行による差別を設けることも考えうる。
例えば、銀行の経営乃至資金運用内容の良否により高率適用基準、高率適用の範囲等に段階を設ける案がそれである。すなわち優良有価証券保有、国家的に見て優良な貸出（甲順位貸出）の多い銀行に甘く、好ましくない運用の多い銀行に辛く条件を決めると云う考え方である。
しかしながらこの案は
(1) 貿易手形、再割適格商業手形など優良資産の運用形態に対しては、高率適用の金利上優遇措置を講じて、すでに質的規制を加味していること。
(2) 取扱がいくつもに分れ、実際上複雑になること。などの諸点に鑑み、適当でないと考えられる。

二、基準預金の計算方法
(1) 当該銀行の前三ヶ月の各月中平均預金残高から、当該各月中平均現金勘定残高を控除した金額の平均額（これを基準預金残高という。）を基準

とする。

（註）　銀行は現金勘定を控除していない。

(2)　（第二次）高率適用を受ける場合は、日銀借入金が基準預金残高の六％程度を超ゆる部分とする。

（註）　現行は八％である。

三、金利

(1)　公定金利は次の如く改める。

	改訂案	現行（公定）（第一次）
（再割）　貿易手形	一銭四〇	一銭四〇　—
（再割）　商業手形	一・四〇	一・四〇　—
優遇手形担保	一・五〇	一・五〇　—
国債等〃	一・七〇	一・五〇　一銭七〇
一般手形〃	一・八〇	一・六〇　一・八〇

(2)　高率適用金利は次の如く改める。

高率金利の最高は市中貸出金利と同程度とし（現行どおり）

右の範囲内において若干の金利の調整を行う。

	改訂案	現行	市中金利
貿易手形	一銭六〇	一銭四〇	二銭〇〇
商業手形	二・二〇	二・一〇	二・二〇
優遇手形担保	二・四〇	二・三〇	二・四〇
国債等〃	二・五〇	二・五〇	二・五〇
一般手形〃	二・五〇	二・五〇	二・五〇

（備考）

(1)　優遇手形を高率の段階で無ザヤとすることは、諸般の点からやや問題であろうが、商業手形の金利上の取扱との権衡をも考慮し、この程度とする外あるまい。

(2)　この場合、優遇手形をさらに、甲、乙に分けてその間一厘程度の差をつけることも考えうるが、この点は、実際の取扱との関連も考慮し、尚検討を要すると考えられる。

(3)　右の案の外に、別案として国債等担保及び一般手形担保の貸出を高率の段階で逆ザヤとすることも考えうるが、この案は、銀行の日銀依存傾向を排除し、オバーローンの弊を改めるよい面もあるけれども、相当の信用の収縮を招来することも予想されるので、現状ではまだ時期尚早と考えられる。

(イ)　資本蓄積の乏しい日本の現状において、今後財政の均衡が維持されるとすれば、日銀からの信用供与がなお継続的におこなわれると考えるのが至当であり、この際日銀の金利の点で逆ザヤの措置をとることはやや急激に失する感がある。

(ロ)　信用を急激に収縮することなくこれを適正な水準に保つことを目標とするならば、金利政策の面のみで、ドラスチックな措置をとることなく、他の政策の進行とのつり合いを十分に考えるべきである。

出所　大蔵省資料Z五一一―二四六。

(18)　日本銀行高率適用制度改正案要綱

（昭和二六年六月五日銀行局）

①　日本銀行高率適用制度改正案要綱（二六、六、五）

一、第一次高率適用を廃止し、公定割引及び利子歩合を現行第一次高率適用後の歩合まで引き上げる。

二、高率適用は、現行の第二次高率適用につき左の諸点を改正したものとする。

(イ)　基準預金残高の計算につき「前三ヶ月の各月中平均預金残高の平均額」を「前三ヶ月の各月中平均預金残高より当該月中平均現金勘定残高を控除したものの平均額」に改める。

(ロ)　高率適用をうける場合は、日銀借入金が基準預金残高の「八％を超える部分」とあるのを「六％程度を超える部分」に改める。

(ハ)　高率適用金利を次のごとく改める。

	改正案	現行
（再割）　貿易手形	一銭六〇	一銭四〇
（再割）　商業手形	二・二〇	二・一〇
優遇手形担保	二・四〇	二・三〇
国債等〃	二・五〇	二・五〇
一般手形〃	二・五〇	二・五〇

欄外　鉛筆書き記入

①　実施の時期については慎重を期する必要があると認めますが、現在考えられる改正案は別紙の通りです。

大臣　　（銀行局総務課長）

出所　大蔵省資料Z五一一―二四六。

(19)　当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件

（昭和二六年七月五日蔵銀第三一五三号通牒）

当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件

（昭和二六年七月五日蔵銀第三一五三号）

政府に於ては六月二十三日声明の通り今後の重要経済施策を決定したのであるが、銀行の業務運営に当っては金融人の良識ある判断により此の線に沿うよう過誤なきを期すると共に、当面の財政金融情勢の推移に鑑み、特に左記諸点に留意し、我国経済自立の達成のため格段の努力を払われたい。

右命によって通牒する。

記

一、融資方針について

(一)　経済の現況に鑑み、金融政策の基本方針は健全財政政策に対応してインフレーションを回避することにあるので融資に当ってはこの趣旨に則るよう努めること。

(二)　経済自立のために必要な重要産業及び国民経済の運営上必要な中小企業の所要資金については、努めてこれが疎通を図ること。

なお、中小企業の所要資金については見返資金中小企業融資の制度、中小企業信用保険制度及び信用保証協会保証制度の一層の活用につとめること。

(三)　前項の所要資金を確保するため、投機、思惑、娯楽、奢侈関係その他重要でない資金の供給はこれを差し控えること。

二、大口信用集中について

一般に大口信用供与に偏する傾向が認められるが、これは危険分散の見地においても或いは又投機、思惑抑制の見地においても好ましくないのでできる限り他の金融機関との協調融資の方式によることとすること。この場合にも必要以上の資金を供給することのないよう資金の効率発揮に留意すること。

三、日銀外貨貸付制度の利用について

外国為替銀行が信用状を開設するに当っては、受信者の信用程度を慎重に検討し、輸入物資引取等国内金融の段階において支障を生ぜしめることのないよう予め注意すること。これがため例えば外国部における形式的審査にのみ重点を置くことなく、営業部、審査部等と緊密な連絡を図ること。

四、金利について

(一)　金利については資本の蓄積を図り、所謂オーバーローンを是正するため、預金金利の引上を図ると共に他面我国産業の国際的競争力を培養するため、産業の実質的金利負担の軽減につとめることを主眼とすること。

(二)　臨時金利調整法の違反については、さきに昭和二十六年三月二十九日付蔵銀第一二〇四号をもって自粛方を通牒したが、其の後も尚その跡を絶たず預金については大口預金に対する特別の優遇、貸出については両建方式等による間接の違反はむしろ増大の傾向にあるように認められることは誠に遺憾であるので、此の際一段と自粛の実を挙げること。なお銀行検査その他の調査等によりこれら違反の事実があることが明らかとなった場合には厳重な処置をとる所存であるから予め承知されたい。

五、ウィンドウ・ドレッシングについて

銀行の外見的店舗、日本銀行の高率適用等に関連して所謂ウィンドウ・ドレッシング（粉飾預金）の増加が異常の額に達しているよう見受けられるが、かかる行為は実質的資金増加に寄与しないのみでなく、本来信用を生命とする銀行としては極めて不適当な措置であるから、今後は粉飾預金は一切これを行わないこと。

六、経営の合理化について

銀行の収支状況は逐次向上しつつあるが自己資本の外部負債に対する比率は未だ充分でなく、今後一層内部留保の増大につとめることは当面の急務であり、且又預金金利と貸出金利との不均衡を是正する必要も認められるのみならず、他面一般企業については経営の合理化の必要が一段と加わって来ている際でもあり、公共性の高い金融機関として率先して経費の節減その他経営の合理化につとめること。特に金融機関の役員及び職員の給与その他の人件費の膨脹に関しては、格別の自粛を図り、差当り今期の総人件費については、人員の増加その他特別の事情ある場合の外は、極力前期の総人件費の額を超えないよう努めること。なお昭和二十四年八月十三日付蔵銀第七四八号通牒左記二の㈠による事前連絡を励行すること。

七、増資の方法について

増資にあたっては経理を圧迫し真の自己資本の増加にならないような方法を避けることとし増資株引受資金を供給すること、増資株引受の交換条件として引受先より資金化の困難な株式を買入れること等のことはこれを行わないこと。

八、不動産の取得について

金融機関の自己資本に対する業務用不動産の保有率は逐次増加する傾向にあり、他面不動産の取得をめぐって金融機関相互の間に無用の摩擦を惹起し、市価の昂騰を促している事例も少くないので今後一件五百万円以上の不動産を取得し、又は権利金を支払おうとする場合には事前に銀行局長の承認を受けること。

出所　大蔵省資料Z五二〇―一五。

(20)　大臣、銀行代表者懇談会における重要発言事項

（昭和二六年七月五日）

一、日時及び場所　昭和二十六年七月五日午前十時より正午迄　於　大蔵大臣官邸

二、出席者

大蔵省側　大臣、次官、銀行局長、文書課長、銀行課長

銀行側　日銀総裁　一万田尚登、帝銀社長　佐藤喜一郎、興銀頭取　川北禎一、第一頭取　酒井杏之助、千代田頭取　千金良宗三郎、東銀頭取　浜口雄彦、勧銀頭取　堀武芳、富士副頭取　金子鋭大阪副社長　堀田庄三、富士信託社長　熊谷栄次、常陽頭取　亀山甚、足利頭取　遠田淳、静岡頭取　平野繁太郎

三、重要発言事項

大臣より通牒案「当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件」の趣旨について説明があり、これに対し、左の如き論議が交された。

佐藤　銀行協会としては自主的融資調整委員会を設けて、これはどうかと思われる融資について、銀行が自発的に委員会に相談して、融資の可否を決定することとして不要不急融資を自粛したい。日銀がこれに参加して頂けるか否は日銀で検討中である。独禁法や事業者団体法に反しない範囲内でやる考えである。大臣の御意向を伺いたい。

大臣　結構と思う。

川北　政府で好ましい業種、好ましくない業種を明かに示される考えはないか。

大臣　仲々早急にはむつかしい問題であろう。

佐藤　現下の金融の実情を観るに、企業は現金を握りさえすれば一種の鞘かせぎができる。即ち、資金涸渇の結果企業はキャッシュで割引いて原材料を購入し、手形で割高で製品を売りさばく過程を通ずることによって、現金さえあ

れば利鞘がかせげる。その結果真の合理化への意欲が減退し、企業は徒に利鞘かせぎに狂奔して銀行からの借入をいやが上にも増加しようとしているのが実情である。かかる情勢に対処するためには、或程度我が国の資金量を豊富にして資金涸渇の現状を脱却する必要があると思う。

大口融資の非難はむしろ銀行の内部に存在し、支店等では盛に本店に対して融資先の細分化を要望してきているが、資金の効率等を考えると、必ずしもその通りにするわけには行かない。

川北　現在のような不況期においては危険ということはむしろ別の面から考えられるのであって、危険分散のためには成程大口融資は困るが、貸出先の資力、信用等から考えられる危険は専ら中小企業にある。従って危険回避のためには、大口融資も亦止むを得ない状況である。

大臣が大口融資を非難し始められたのは、中小金融が以前より一層疎通しなくなったためか、又は他に目的があるか伺いたい。

大臣　本年三月のある大商社の業績決算を昨年九月決算と比較してその在庫の増加には驚くべきものがある。これは投機思惑的活動を目にあまる程行っているということである。そしてその原因は銀行の大口融資に存するから、これを矯正しようとしたまでであって、中小金融が最近特に不活発になったとは考えてない。

酒井　車中談として新聞に報道されていることは、どこまで事実であるか解らないが、大臣が銀行に対して不満を感じられるならば内部的に銀行に対してならば、いくらきつく言われても、結構であるが、世間に対して「銀行はけしからんもの」だと言う印象を深く与えられることは非常に困る。

大臣　車中談に述べたようなことは既に銀行協会の定時総会の席上でも強く私が主張した点ばかりである。

何れにしても両建預金を採ることは止めてほしい。又、郵便貯金の利率を年四分程度に上げることが私は適当と考えるが、御意見を承わりたい。

酒井、千金良　両建預金がいけないといわれるが、これは或る程度企業活動上必要なものであり、預金担保の貸出といったものも貸出総額の確か一割位は行われておる筈である。ある程度預金の実績がなければ銀行としては貸せないというのを、信用不足で借りられない人達の中傷が多く大臣の御耳に入るのではないか。

大臣　私は、そうした両建預金のことを言っているのではない。歩積みも五%位までのものは認めてもよい。実際私の友人で極端な両建を要求されている者があるし、そうした例をあげるというなら二十でも三十でも具体的にあげることができる。そういう人は、あなた方に対しては何も云えないだけだ。

佐藤　借手の信用如何で仕方がない。あたりまえのことではないか。国際的にも信用状を開くのにわが国は五十%の保証金を積まされている。銀行から借りる場合も同じことではないか。

一万田　しかし、何はともあれ両建は面白くないからやめるようにしたらどうですか、やめようではありませんか。

銀行の預金金利の引上はどう考えたらよいか、貸出金利は表面レートを引下げることは困難で実質的金利負担の軽減を図るとして、預金金利は上げるべきだと思う。とくに郵便貯金との関連で普通預金を上げたらどうか。

亀山、遠田　地銀は過般の定期預金利上のときに問題があったし、仲々つらい銀行があると思う。

一万田、銀行局長　銀行の経理が許すならば引上げてもよいかどうか、原則論を御議論願いたい。

遠田　原則論として経理内容を検討して決めるべきは当然である。

一万田　郵便貯金利上の時期は暫くまってそれと同じ頃に普通預金の利上を行うものとして至急協会、日銀で共同作業して大蔵省に案を出すことにしたらよいと思う。

銀行局長　郵便貯金の方は法律改正を要するもので、少し先になる。又定期預金は度々上ったのに郵便貯金は据置いたので、これを是正することを目的とするものである。

大臣　銀行預金の金利は一年もの定期を六分程度に素直に上げる肚があってほしい。私としては増税をやる考えはない。しかし、国際的には減税ばかりとい

うわけに行かない時なので徴税の調整合理化と称して実質的には減税をしようと思っている。法人税を上げる一方個人所得税の軽減を図り、実質的には法人税についても消却許容額を増加して負担は増加させないというようにやって行きたい。

預金利子に対する課税なども五%程度の源泉一本が適当と考えている。無記名預金は差当り制度としてはむつかしいので、国民貯蓄組合の免税限度を十万円にでも十五万円にでも上げていいと思っている。何といっても金融機関に資金を蓄積することが第一に大切なことです。無記名預金も事実上やったらどうですか。

しかし、これに即応して各位の側でも金利引上に一厘を吝むようなケチなところを見せずにやって戴きたい。

（預金金利については日銀総裁からも大臣と同様趣旨の発言があり、地方銀行側及び浜口、佐藤、堀田各氏からそれぞれ反論があったが、結局協会として再度研究しようということになった。又、減税殊に無記名預金の復活について要望した各頭取は、大臣の減税方針に大いに共鳴するところがあった。）

平野　都会の大企業が横暴で、地方の中小企業が金融上甚だ困難な立場に陥っている。造船関係などにそれが、顕著に現われている。

遠田　まことにその通りであって、これは大企業が手形をもって原材料を購入せず、掛売をするところに原因がある。以前日銀においてこれら大企業に対し注意を喚起されたことがあるが、再度警告方お願いしたい。

（日銀総裁これを諒承。）

出所　大蔵省資料Z五一一―二四六。

(21) 講和記念特別貯蓄運動実施について

（昭和二六年八月八日大蔵省発表）

講和記念特別貯蓄運動実施について（昭和二六、八、八大蔵省発表）

平和条約調印によって、わが国が独立国家の資格をそなえ国際経済の一員として参加するためには、経済の自立を図るに必要な資本の蓄積に努め、貯蓄の増強を推進することが更に強く要請される段階となってきている。

この際広く国民各層に貯蓄増強の意義を周知せしめてこの要請に応えるため、大蔵省、日本銀行共同主催の下に、左記要綱により九月十日から十月二十日までの四十日間を期して、全国的に特別貯蓄運動を展開することになった。関係各機関の理解ある協力を期待してやまない。

講和記念特別貯蓄運動要綱（大蔵省・日本銀行）

平和条約の締結によって、わが国は独立国家の資格を具えるのであるが、わが国の経済の自立を図るために必要な資本の蓄積に努め、貯蓄の増強を推進することは、刻下喫緊の急務である。

よって、国民各層に勤倹貯蓄の気風を振起するとともに、貯蓄し易い環境の造成を期し、ここに講和を記念して特別貯蓄運動を展開するものである。

一、運動の名称

講和記念特別貯蓄運動と称する。

二、運動の期間

昭和二十六年九月十日より十月二十日までとする。

三、運動の重点

1　勤倹貯蓄の美風作興

講和を記念し、更に気力を一新して日常生活の刷新を図り、勤倹貯蓄の美風を振興することを促し、今後の貯蓄が一般零細資金の蓄積にまつところの大きいことを周知徹底せしめ、地域職域の実情に即した貯蓄の実践を図る。

2　企業合理化の促進

企業の自己資本蓄積が特に緊要なるにかんがみ、企業の経費支出による浪費の弊風を戒めるとともに、企業の合理化を促進して国際経済への協力態勢を強化するよう啓発する。

3　納税準備貯蓄による納税の円滑化

徴税当局と緊密なる連繋をとり、納税と貯蓄との併進を図る。

4　農林水産物代金の預金化による農漁村経済の振興

出来秋を控え、農林水産物代金の源泉貯蓄を奨励し、農漁村の資金の充実を期するとともに、生活合理化を促進して農漁村経済の振興を図る。

四、運動の実施事項

1　地方貯蓄推進委員会は、本運動推進の第一線機関として本要綱に則って具体的運動を実施するものとし、財務局(部)の外、広く報道機関、各種団体、学識経験者等の協力の下に、充分その機能を発揮せしめる。特に貯蓄と納税の併進を期するため国税局（税務署）の参加を求める。

2　全国主要都市において、当該地方貯蓄推進委員会主催の下に「講和記念経済講演会」を開催する。講師は、中央よりも随時派遣する。

3　納税準備のための預貯金の普及に努め、特に中小企業者等の納税の円滑化に資する。

4　農家の合理的経営を促進し、「農業協同組合資金計画化運動」に積極的に協力してこれを推進し、特に積立式貯金の普及並びに青果物、葉煙草等代金の振替貯蓄化を徹底する。

5　各種団体等を対象とする座談会等も頻繁に開催し、本運動の趣旨を徹底せしめるものとし、あわせて国民貯蓄組合の充実に努める。

6　こども銀行（こども郵便局、こども協同組合等）及び母親銀行（婦人会貯蓄組合）の健全な育成を促進し、期中優良こども銀行の表彰状授与式を挙行する。

7　定期積金等の勧奨

主として中小企業者、農林水産業者、俸給生活者に勤倹貯蓄の習慣を喚起育成するため、定期積金、積立貯金等を強力に勧奨し、特に未だこれを実施していない金融機関は積極的に取り扱うように努める。

8　金融機関の預金者に対するサービスの向上を期し、要すれば、窓口サービス親切週間等を設け、特に預金受入及び払いもどしの迅速化等を図る。

9　NHKの積極的協力を求める外、新聞等の報道機関の協力を要請する。

10　金融機関全店舗及び全国市町村にポスターを掲示する外、金融機関の店舗に必ず立看板を掲げ、その他広告板、懸垂幕、車内広告、駅のアナウンス、街頭放送等あらゆる宣伝手段を利用する。

11　その他各地の特殊事情に応じた有効適切なる運動を展開する。

出所　大蔵省資料Z五一一―二五七。

(22) 今後における金融政策の大綱（案）

（昭和二六年八月一五日銀行局）

今後における金融政策の大綱（案）（銀、昭和二六、八、一五）

第一、一般方針

現行為替レートを堅持しつつ米国をはじめ民主自由国家に対する経済協力を推進し、貿易及び生産等の経済規模の拡大を図り、わが国経済の健全な発展と国民生活水準の維持回復を期するため、健全財政政策に対応して、インフレーションを回避し、重要産業等必要な部面に対し必要量の資金の供給を確保し、不要不急方面への融資を抑制すると共に、貯蓄の増加その他資本の蓄積を促進するものとする。

尚、これと併せて、金融の正常化を促進するため、金融制度の合理的調整を行うものとする。

右の一般方針に沿って差当り措置を要すると認められる具体的問題に対する方針は次の通りである。

第二、市中金融体制の是正

今後、財政の運用に当っては、金融に対する影響が中立的であるように努めるものとし、財政金融の時期的調整は、日本銀行信用の調節に重点をおくものとするが、差当り、政府余裕金の積極的活用と預貯金増強策の推進とを通じて市中銀行のオーバー・ローン体制の是正に努力する。

一、政府余裕金の活用

㈠　政府余裕金には歳入超過予算の施行に伴う恒久的余裕金と、財政収支の季節的変動に基く季節的余裕金とがある。資金運用部資金及び見返資金の大部分は前者であり、国庫余裕金の大部分は後者である。

(ニ) 今後新に恒久的余裕金を生ぜしめないように留意すると共に、資金運用部資金の如き金融的蓄積資金の既存の余裕金は計画的にこれが活用を図るものとする。
見返資金についてもこれに準じた取扱を要請する。

(ヘ) 資金運用部資金法を改正して、市中預託金制度の途を開き、その一部は日銀借入金返済にも充当せしめる。

(ト) 開発銀行出資を増額して、市中銀行の長期貸付の肩替りを行わしめる。

(チ) 季節的に財政収支に甚しい不均衡の生じないよう特に留意する。

(備考) 七月末政府余裕金及び短期運用金の状況は次の通りである。

国庫	二三、五三四百万円
当座預金	八、五五二 〃
指定預金	一四、九八二 〃
見返資金	八八、八三三 〃
当座預金	八四、九三三 〃
短期証券	三、九〇〇 〃
資金運用部	八六、〇二五 〃
当座預金	三五、〇二五 〃
短期証券	五一、〇〇〇 〃
合計	一九八、三九二 〃
預金	一四三、四九二 〃
短期証券	五四、九〇〇 〃

二、預貯金増強対策

(イ) 現在の銀行預金残高は実質的に戦前の三分の一に過ぎない。既に鉱工業生産が戦前の水準を超えている今日において、すべての施策を資金蓄積の増強に集中することが、右の生産を長期にわたって確保し国民経済を安定せしめる上に最も緊要である。

(ロ) そのため、一方において、貯蓄し易き環境を造成するため減税を行うと共に、金銭形態による財産の保有を物的形態による財産の保有に比較して、特に優遇する措置をとる必要がある。

(ハ) 預貯金に対する課税上の取扱いは、本年初頭以来稍々緩和せられたが、更に速かに次の措置を講じて、税務関係の諸条件を改善するものとする。

(イ) 無記名預金の実施
投資信託、無記名株式の実施が認められた今日、無記名預金を禁止する論理的根拠は薄弱となっている。
わが国の預金が実質的に戦前の水準に回復するまで期限を定めて無記名預金制度を実施するものとする。
尚、無記名預金の実施が困難な場合はこれに代るべき法的措置（有価証券としての新規貯蓄手段の創設）を考究する。

(ロ) 国民貯蓄組合の免税限度及び郵便貯金の預入限度の引上
国民貯蓄組合の免税限度及び郵便貯金の預入限度（現行三万円）を十五万円まで引上げる。

(ハ) 預貯金等の税務調査の自粛
預貯金を通ずる安易な税務調査は、経済界の安定の度合に従って事実上原則としてこれを行わないこととするのが望ましいが、それが困難な場合は別紙案により調査の具体的方針を通牒する。

(ニ) 貸倒準備金の改善
金融機関の貸倒準備金の毎期繰入限度を貸金及び国債以外の有価証券の合計額の千分の三に相当する金額（現行貸金の千分の三）と当該事業年度の所得金額の百分の四十（現行百分の三十）に相当する金額のいずれか低い方の金額とし、同じく累計繰入限度を貸金及び国債以外の有価証券の合計額の百分の四（現行百分の二）に相当する金額とする。
(備考) 一般企業につき棚卸商品の評価減を認める場合には有価証券につき評価減を認めることとする。

(ホ) 源泉選択税率の引下

源泉選択税率を三〇%（現行五〇%）に引下げる。

(ヘ) 支払調書提出限度の引上
預金利子支払調書提出限度を三千円（現行二千円）に引上げる。

(ト) 貯蓄奨励運動を強化する。

第三、インフレ抑制対策
今後、経済情勢の進展に伴って、金融面より、インフレ抑制手段を採る必要ありと認められる場合は、貯蓄増強対策の他その程度に応じて、次の措置を実施する。

一、日本銀行の金利政策
日本銀行の高率適用制度を強化し、要すれば、公定割引歩合の引上げを行う。

二、日本銀行外貨貸付制度の改正
日本銀行の外貨貸付制度中乙種貸付（船積書類到着後の貸付）を日本銀行の輸入貿易手形制度に切換え、日本銀行貸出の一環として、その一元的調整を実施しうる如くする。
(備考) 甲種貸付についても右と同様に措置することが考えられる。

三、信用調整法
信用調整法を制定して、左の諸点につき市中金融に規制を行うことを考慮する。

(イ) 資金運用配分の規制（預金に対する貸出の比率、有価証券の保有比率、長期貸出の比率等）

(ロ) 好ましい貸付と好ましからざる貸付の公表

(ハ) 貸付の制限又は禁止

(ニ) 設備貸付の規制

(ホ) 金利の規制

第四、金利政策
金利については資本の蓄積を図り、所謂オーバー・ローンを是正するため、預金金利の引上を図ると共に他面わが国産業の国際的競争力を培養するため、産業の実質的金利負担の軽減につとめるものとする。

第五、金融機構の改革
一、概ね次の目標を以て金融機構の整備を実施するが差当り講和後の事態に即応して二、以下の改正を行うものとする。

(イ) 長期金融機関

(イ) 開発銀行を育成する。開発銀行は復金だけでなく、見返資金の民間企業に対する貸付をも承継する。なお、開発債券の発行を考究する。

(ロ) 債券発行銀行として興銀の他一、二行を育成する。その他の商業銀行の債券発行については再検討する。

(ハ) 輸出銀行を輸出入銀行としてこれを育成する。

(ニ) 開発銀行、輸出銀行を長中期の外資導入の受入機関として活用する。

(ロ) 為替銀行

(イ) 日本銀行は為替資金の管理機関となる。

(ロ) 現在の為替銀行を夫々の実力に応じて、一層強力なものに育成する。
(備考) 別案として、強力な一つの中心的為替専門銀行を育成し、一般商業銀行をして補足的に為替業務を行わしめることが考えられる。

(ハ) 中小企業金融機関

(イ) 政府資金の供与は国民金融公庫の中小企業金融部門を中心として行う。

(ロ) 商工中金を通じて組合金融を強化する。

(ハ) 見返資金の中小企業融資を奨励する。

(ニ) 信用保証制度を整備強化する。

(ホ) 相互銀行、信用金庫を育成する。

(ヘ) 商業銀行の中小企業金融に対する努力を強化せしめる。

(ト) 農林漁業金融機関
農中及び農林漁業資金融通特別会計を育成する。

二、銀行法の改正
銀行法については、全面的改正を考究するが、差当り左の改正を行うもの

とする。

(一) 資本の最低限度

都市に本店又は支店を有する銀行五千万円、その他の地方銀行三千万円とする。

(二) 一人に対する貸出の制限

危険分散及び投機思惑抑制のため一人に対する貸出及び保証の総貸出額を自己資本の百分の二十五以下に制限する。但し特別の場合には例外を認めることがある。尚経過的に二年間を限り右の百分の二十五は百分の五十までとする。

(三) 一会社の発行する株式、事業債の保有制限

右と同様の趣旨により、一会社の発行する株式及び事業債（金融債を含まず）の保有を自己資本の百分の十五（検討中）以下に制限する。但し、経過的には右の率を若干引上げたものとする。

(四) 業務用不動産の所有制限

業務用不動産の所有を自己資本の百分の七十以下に制限する。

(五) 監督命令の強化

銀行の経営の健全性を確保し、又は経理の適正を期するため必要ありと認めるときは業務又は経理の執行に関し監督上必要なる命令又は指示をなし得ることとする。

(六) 外国銀行

外国銀行に関し、営業所、供託金、商号、営業年度、業務報告書及び本店に関する特別規定を入れる。

三、日本銀行法の改正

(一) 政策委員会

政策委員会制度を再検討する。

（備考）政策委員会を廃止した場合の日本銀行の運営は(一)以下による。

(二) 参与理事

参与の制度をやめて、株式会社の非常勤取締役に準ずる性格をもった参与理事若干名をおく。

(三) 大蔵大臣の認可

大蔵大臣の権限に属すべき事項で、政策委員会に移譲したものを、従前に復して大蔵大臣の認可事項とする。

四、臨時金利調整法の改正

(一) 金利の最高限度の決定

大蔵大臣は、金融機関の金利の最高限度を決定する。

(二) 金利調整審議会

大蔵大臣が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金利調整審議会に諮問しなければならないこととする。この場合金利調整審議会の会長は日銀総裁をもってこれに当てる。

(三) 罰則

金利の最高限度違反は、罰金刑に処するものとする。

編注　本文は「大臣渡米資料（銀行局）」（「池田大臣渡米の際の携行資料」其の三）所収。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一九。

(23) 中小企業金融について（昭和二六年八月銀行局）

中小企業金融について

一、日本経済における中小企業の地位

二、中小金融対策の三類型

三、中小金融の現状

四、中小金融対策の展開

一、日本経済における中小企業の地位

中小企業は農業とともにわが国経済の基本的構造をなしており、工業生産及び商品流通上重要な役割を果しているのみならず、国民の雇用及び生活についても大きな課題をもっている。これらの事実は次に示すように統計的に表

示される。

(1) 中小企業の量的比重（一九四八年の工業統計による）

	工場数		工員数		生産額	
		%	千人	%	百万円	%
五人以上	九八、三八八	(九八・三)	一、八七七	(六一・四)	四六、五一六	(五九・五)
二百人未満	一、七三八	(一・七)	一、一八一	(三八・六)	三三〇、六一七	(四〇・五)
計 二百人以上	一〇〇、一二六	(100・0)	三、〇五〇	(100・0)	八一七、一三三	(100・0)

注　五人未満の零細企業（その実数を正確に把握することは頗る困難であるが）は、一九四八年の工業統計によれば工場数の五四・五%、工業人口の一〇・八%、生産額の五六%となっている。

(2) 中小企業の質的地位

(イ) 輸出産業としての地位

織物を大宗とする軽工業製品の輸出品中に占める割合の大きなことから見てその相当部分が中小企業の生産の分担するものであることが容易に想像される。

(ロ) 関連産業としての地位

資本主義の発展に伴い企業の集中が促進されたにもかかわらず中小企業は駆逐されることなく下請企業として大企業の補助的役割も演じてきた。殊に機械器具工業、金属工業においてはこの関係が著しい。

下請関係を通じて直接完成品の生産に関与する外、重要基礎産業に必要な資材設備の生産を通じて間接に関与する場合をも考える必要がある。

(ハ) 生活必需物資産業としての地位

国民の衣食住は殆ど中小企業の生産に依存しているということができる。家具、建具は一〇〇%中小企業に依存している外織物、食料品、皮革等の民需物資の生産に広汎な地盤をもっている。

二、中小金融対策の三類型

前項で述べたような中小企業の重要性と、その育成強化のためには金融が大きな役割を果すべきものであることにかんがみ、中小金融の円滑化に資するために最近においては各種の施策が推進されてきたのであるがこれをその性質によって分類すれば次の三類型となる。

(1) 政府資金乃至特殊資金の導入

中小金融はわが国経済上重要なものであるにも拘らず普通銀行の金融のベースに乗り難いものであるので、政府資金乃至特殊資金を導入していわば上からの資金供給を行うことが行われてきた。

(イ) 国民金融公庫の設置とその資本金の増額

銀行その他の金融機関から融資を受けることを困難とする国民大衆に対して小口の事業資金を供給することを目的として一九四九年資本金一三億円を以て設立された国民金融公庫はその後逐次資本金を増額して現在六〇億円となっており、本年六月末における貸出額は七、三一八百万円となっている。

(ロ) 商工組合中央金庫に対する資金供給

事業協同組合、企業組合等の系統金融機関である商工中金の貸出資金源に充てるために、一九五〇年十二月よりその発行する商工債券の一部を資金運用部で引き受ける外、日本銀行からの借入金については一七億円の中小企業別枠を設けて高率適用の範囲外としており、本年六月末における貸出額は一四、〇七一百万円となっている。

なお日本銀行の中小企業別枠としては商工中金の他に興銀一、七五〇百万円、勧銀四五〇百万円、拓銀三〇〇百万円がある。

(ハ) 対日援助見返資金の中小企業貸付

見返資金のうち一・四半期一〇億円（年間四〇億円）は中小企業の貸付に向けられることとなっており、わが国経済の復興に最も緊要な事業を営む中小企業に対して設備資金を供給している。本年六月末における貸出額は一、八九五百万円である。

(ニ) 国庫余裕金の指定預金一五〇億円を中小金融に対する貢献度に応じて再配分することとし、そのうち約三二億円を八月中旬新たに中小金融専門

機関たる無尽会社及び信用組合中優良なものに対して預託することとなった。又地方公共団体からの預託もこのような金融機関に対しても相当量行われている。

注　一九四九年十二月から一九五〇年一月まで預金部資金の預託九、九六七百万円を実行したことがあるが、現在はこれは行われない。

(2)　企業信用力の補強

中小企業は信用力、担保力の不足していることがその金融の困難な一の理由となっているので、それを補って資金の円滑な供給に資するために信用保証及び信用保険の制度がとられている。

(イ)　信用保証協会

現在五十に及ぶ協会が、地方公共団体の出資金又は寄附金を主たる基金として中小企業が金融機関から融資を受けるに当ってその債務を保証しており、本年六月末における保証現在額は一一、二五二百万円となっている。

(ロ)　中小企業信用保険

金融機関の中小企業に対する貸付につき政府が直接信用保険を行うもので一九五〇年十二月より開始された。本年六月末における利用額は一、〇九六百万円である。

(3)　中小金融専門機関の育成強化

以上二つの対策も有効ではあるが、予算上の制約等により弾力性を欠く憾があり、中小金融対策としては、中小金融を専門に担当する金融機関の育成強化も亦重要なものである。

なお普通銀行においても中小金融特別店舗等を通じ中小金融に当っている。

(イ)　無尽会社

無尽会社は、七百年来庶民階級に広く利用された相互金融の方式である頼母子講、無尽講が企業として営業化して昭和六年制定された無尽業法に基く無尽会社に発展したもので現在七三社あり、中小金融専門機関として大きな役割を果している。無尽とは、一定の給付金額を定め一定の期間内に掛金を払込ましめその期間の中途又は満了のときにおいて掛金者に対して金銭の給付をなすものであって、大部分の無尽会社はこの無尽の業務の外に預金の受入、貸付をも行っているが、無尽業法はすでに現代の状勢に即しなくなっているので今回新たに相互銀行法が制定され、現在の無尽会社は相互銀行に転換することとなったので、その暁には、資金量の増大を通じて中小金融の疎通に更に貢献すべきことが予想される。無尽会社の本年六月末貸出額（給付を含む。）は九九、九八〇百万円である。

(ロ)　信用組合

組合員の出資組織による地方的小型の金融機関であって、無尽会社とともにわが国における中小金融専門機関として国民に親しまれているものである。これは、組合員の預金受入及びこれに対する貸付を主な業務とするものであるが、無尽会社と同様今回新立法がなされ現在の信用組合は大部分が信用金庫に転換することとなった。信用組合の本年六月末貸出額は三九、九八四百万円である。

三、中小金融の現況（別表）

四、中小金融対策の展開

中小企業の前途は、国際物価の高騰、原材料入手難という基本的動向の中にあってその困難は一層加重される懸念が強く、大企業の上からの圧迫を蒙ると同時に中小企業同志の対抗関係が激化し二重の競争関係に立つことが不可避となろう。このような新情勢に対応する途は、協同化等による企業の合理化と経営効率の高度化であるが、これは金融以前の問題であり、中小企業が自らなさねばならぬ仕事である。

之に対し金融の面においては、政府としては銀行の中小金融に対する熱意及び中小金融の重要性にかんがみ次のような中小金融対策を講ずることとなった。

(イ)　中小企業信用保険、信用保証協会の保証、見返資金の中小企業貸付、中小

金融専門店舗等をより活発に活用せしめることにより中小金融を円滑化する。

(ロ)　中小金融は資金コストの増嵩を来すため一件百万円乃至五十万円の貸出金利について特例を認めることとする。

(ハ)　現在零細小口金融を行っている国民金融公庫の業務を拡充し、政府資金を投入することによって、一般金融で賄い難い中小企業金融（一件五百万円程度を貸付最高限度とする。）を行わしめる。

(ニ)　商工中金は現在組合金融機関であるが、その業務を拡充して商工中金に所属している組合の組合員の預金受入、それに対する貸出を直接行うことができるようにする。

(ホ)　なるべく早期に且つ同時期に多数の無尽会社及び信用組合を相互銀行及び信用金庫へ転換させ、新しい機構によって中小金融をより強力に推進する。

第一表　中小企業金融専門機関及び中小企業金融制度概況（単位　百万円）

機関	設置数	項目	二六年六月末現在額	二五年六月末現在額
商工組合中央金庫	一	預貸金 債券発行額	一四、〇三一 六、四八五	四、五一五 四五一
国民金融公庫	一	貸出金	七、三一八	四、二一七
信用協同組合	六三三	預貸出金	三六、一一六 三九、九八四	三三、〇四一
無尽会社	七六	預金及掛金 （内）預金及給付金 貸出金 （内）貸出金	九、三八〇 （八、一二六） 九九、九八〇 （五七、三一三）	五六、四六九 （七、六四四） 五六、三三八 （一七、八五五）
信用保証協会	五〇	保証承諾代位弁済額 保証現在額	二九、五五四 二一、二五二	一二、二八一 六、一八一
中小企業信用保険		保険利用額	一、〇九六	—

日銀中小企業別枠融資	融資実績	五、〇三六
見返資金中小企業貸付	貸付金	一、八九三
中小金融特別店舗貸出	貸出実績	五、九七五

	融資実績	四、八〇二
	貸付金	五九九
	貸出実績	一、六四四

備考　無尽会社は七六社中六四社、信用協同組合は六五三組合中六三六組合の勘定である。

第二表　中小工業融資状況（二六年五月中新規貸出金）（単位　百万円）

	新規貸出総額 (A)	内資本金三百万円以下 (B)	B/A (%)
全金融機関	四九九、七五七	一四四、三九四	二八・九
全国銀行	四七六、一四一	一三八、七四八	二九・一
旧特別銀行	五二、八〇五	七、九二六	一五・〇
十一大銀行	二九一、七二〇	六六、八六三	二三・九
地方銀行	一三一、六一五	六〇、九五七	四六・三
信託勘定	六、二七六	八〇七	一二・九
金庫	一七、三三九	四、八三八	二七・九

備考　金庫には国民金融公庫、日本輸出銀行を含む。

編注　前出「大臣渡米資料」。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一九。

(24)　銀行の両建預金及びウィンドウ・ドレッシングに関する調査

（昭和二六年八月銀行局検査部）

銀行の両建預金及びウィンドウ・ドレッシングに関する調査

本年五月末における全国銀行預金のうち、(イ)両建預金及び(ロ)ウィンドウ・ドレッシングの金額並びに(ハ)純粋の蓄積資金でないという意味においてインターバンク預金及びこれに類する(ニ)銀行手持交換小切手類見合預金（ドレッシングを除く）をも採り上げた。これらの金額は次の通りと推計せられる。

総預金　一二、四〇七億円
(イ) 両建預金　六二〇億円（五％）
(ロ) ドレッシング　四九六億円（四％）
小計　一、一一六億円（九％）
(ハ) インターバンク預金　七七〇億円（六・二％）
(ニ) 交換小切手類見合預金（除ドレッシング）一、一六〇億円（九・三％）
小計　一、九三〇億円（一五・五％）
合計　三、〇四六億円（二四・五％）
（差引）純粋の蓄積預金　九、三六一億円（七五・四％）

（説明）

一、両建預金

(1) 昨年行った特別調査の結果によれば、別紙㈠（省略―編者）の通り、広義の両建預金の総額は、本店銀行では総預金の三・三％、支店銀行では総預金の九・三％である。この中には作為的な両建預金の外に(イ)歩積（商手割引の際の頭金、通常三―五％）その他取引上の慣行によるもの及び(ロ)単純なる貸金、担保預金（期限前定期預金について不時の資金所要による定期預金担保貸出等）も含まれている。従って、預金の作為的水増しという意味における両建預金（狭義）を問題とするときは、右の二者を除いたものを対象とすべきである。

(2) 右の意味における作為的両建預金は前述の特別調査の結果によるときは次の通りである。

(イ) 本店銀行
総預金中　〇・九三％
内定期預金中　八・六八％
その他預金中　〇・〇九％

(ロ) 支店銀行
総預金中　五・三一％
内定期預金中　二七・八一％
その他預金中　一・〇二％

(ハ) 全国銀行本支店綜合
総預金中　四・五八％
内定期預金中　二四・六二％
その他預金中　〇・八七％

(3) 他方最近一箇年における銀行検査の結果による作為的両建預金は別紙㈡（省略―編者）の通り臨検店舗総預金の四・六％となっている。前述の特別調査によれば両建の比率は支店においてより顕著であるが、銀行検査は全店臨検とならない為計数的には本店の比重が高くなるので、これを全店に類推するときは右の四・六％より若干高い比率となろう。

(4) 又現在銀行の預金中定期預金の占める割合は特別調査の当時よりも高くなっているから、現在では総預金の大体五％強が作為的両建預金と見てよいであろう。

(5) これを仮に五％と見た場合本年五月末における全国銀行の両建預金の金額は次の通りとなる。

(イ) 総預金　一二、四〇七億円
(ロ) 両建預金　六二〇億円（五％）

(6) 作為的両建預金発生原因の主なものは次の通りである。

(イ) 定期預金、就中割増金附定期預金の消化運動強行の場合における消化資金の貸付
(ロ) 貸付金額中一定金額の強制据置預入による金利稼ぎ

二、ウィンドウ・ドレッシング

(1) ウィンドウ・ドレッシングの適確な把握は困難であるが、一般に銀行のバランスは各月末分が公けにせられるため、ドレッシングは主として月末、殊に期末に多い。

各月末における全国銀行預金に対する手持交換小切手類の割合は別紙㈢（省略―編者）の通りであって、大体平常の月末では一二％、期末（三月末、九月末）では一六％程度となっている。

全国銀行の月中平日における手持交換小切手額は総預金の五％前後であって、月末における決済取引の増加割合を平日の五割程度と見るならば、銀行の月末正常手持交換小切手類は総預金の七乃至八％程度となるべき筈である。従ってこの程度を超える部分、即ち平月末四乃至五％、期末八乃至九％はドレッシング預金と推定される。

(2) 仮に平月末のドレッシングを総預金の四％と見れば本年五月末における全国銀行の両建預金の金額は次の通りとなる。

(イ) 総預金　一二、四〇七億円
(ロ) ドレッシング　四九六億円（四％）

(3) ドレッシングの誘因は預金の成績争いと日銀高率適用逃れと見られる。

三、インターバンク預金及び手持交換小切手類見合預金（ドレッシング推定額を除く）は実数である。

編注　前出「大臣渡米資料」。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一九。

(25) 日本輸出銀行の現状および今後の予想

（昭和二六年一〇月銀行局）

日本輸出銀行の現状および今後の予想（ドッヂ氏提出資料）

一、設立

日本輸出銀行は、日本輸出銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号、昭和二十五年十二月十五日公布施行）に基き、昭和二十五年十二月二十八日に設立された。

二　資本金

日本輸出銀行は、全額政府出資の公法人であり、その資本金は現在百五十億円となっているが、そのうち五十億円は、昭和二十五年度において一般会計および米国対日援助見返資金特別会計から出資され、残額百億円は、昭和二十六年度において、これら両会計から出資されることになっている。ただ、現在までに払込をうけた出資金額は、昭和二十五年度分五十億円の外、昭和二十六年度一般会計分二十五億円、合計七十五億円となっている。

なお、本年度補正予算において一般会計から二十億円の追加出資をうけることになったので、資本金は、近く百七十億円となる予定である。

三　事務所

主たる事務所は、東京都千代田区丸ノ内一丁目八番地一にあり、目下のところ従たる事務所はない。

四　役職員

役職員は、役員六名（総裁一名、専務理事一名、理事三名、監事一名）職員四十二名、合計四十八名である。

五　融資状況

日本輸出銀行は、昭和二十六年二月一日に営業を開始し、九月末までの融資申込および融資状況は、次のとおりとなっている。

日本輸出銀行融資申込承諾及び貸出状況　（単位　百万円）

	二―三月		四月		五月		六月		七月		八月		九月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
申込受付計	一三	二、一〇〇	一六	二、九三一	一九	三、四九七	三三	四、一〇四	三八	五、八〇〇	四八	六、七〇五	五四	七、〇一八
月中	三	七三	三	七三	三	五五	三	八〇七	一六	一、四六七	一〇	九〇五	六	三一三
承諾計	九	一、五九一	一三	二、〇三二	一六	二、七四一	一八	二、八八二	二四	三、九八三	四三	五、〇八八	五一	五、四六〇
月中	四	四六三	三	四六三	三	六六一	三	一、八六	六	一、〇〇一	一八	一、一五	九	三六三
貸出残高	九	一、〇五六	一三	一、三八一	一六	一、九〇八	一八	二、一九九	二四	三、〇六五	四一	四、一二五	五〇	四、六〇三
月中増	三七	三七	三	三七		五三七		三三〇	三九	九四四	一〇八	一、一〇三	四三	六六七
〃回収						—								一三九

（輸出地域別、輸出品別、仕向地別・製品別及び商社別の融資状況の計表は省略―編者）

六　今後の見透しと問題点

㈠ わが国のプラント輸出は、最近に至り漸次不振の域を脱してきたので、今後日本輸出銀行の融資はかなりの増加を示すものと期待され本年度末には

融資残高は一六七億円に達する見込みである。

(二) 昭和二十七年度についても、新市場の開拓、東南アジア開発計画の進展等を考慮すると、機械輸出就中プラント輸出は相当程度増加するものと期待され、且つまた最近の決済条件が次第に延長される傾向にかんがみると、明年度においてもなお相当程度の追加出資が必要となると予想されるので、目下慎重に検討中である。

(三) 最近にいたり漸次日本輸出銀行の対外信用供与を期待する声が大きい（例えばイスラエル）。

しかしながら、現段階においては、まだやや時期早しの感を禁じ得ないが、将来にそなえてその具体的方法および態度を検討中である。

(四) 日本輸出銀行法の改正

日本輸出銀行を日本輸出入銀行に改組して、特殊の輸入金融業務、債務保証業務等を取り扱わせることが考えられている。その内容は、次のとおりである。

(1) 輸入金融業務

本邦からの輸出の増加若しくは本邦における重要物資の生産の増加を図るために必要な原料、材料その他の物資及び設備（船舶及び車りようを含む。）（以下「物資等」という。）の外国からの輸入又は当該輸出若しくは生産の増加を図るために必要な外国法人若しくは外国人からの技術の受入が確実且つ適時に行われることを促進するため、本邦輸入業者、本邦製造業者若しくは本邦海上運送事業者に対して資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする手形の割引をすること。但し、資金の貸付については、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であって、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

しかも、右の資金の貸付又は手形の割引は、当該貸付金又は当該手形の割引を受けた銀行がその手形について融通した資金に係る外国からの物資等の輸入が本邦において思惑、投機その他不健全な目的のために行われると認められない場合で、且つ当該外国からの物資等の輸入の契約に基きその対価の一部の前払が行われる場合であって、当該前払を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

(2) 債務保証業務

輸出銀行の業務の範囲と概ね合致する限度において債務保証業務を行わせる。

すなわち

設備等の本邦からの輸出及びこれに伴ってなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入及び外国法人若しくは外国人からの技術の受入を促進するため、本邦輸出入業者、本邦製造業者又は本邦海上運送事業者が外国の金融機関からする借入金に係る債務を保証すること。

なお、保証に係る債務の現在額は、資本金及び準備金の合計額をこえることとなってはならない。

以上の措置をおこなうため、法律の改正をおこなう際にあわせて以下のような措置を行う。

(3) 輸出業務の融資期間の拡大

設備等の本邦からの輸出及びこれに伴ってなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供を促進するための資金の貸付又は手形の割引の期間は、六月超を三月超に改める。

(4) 外貨資金の借入

(イ) 日本輸出入銀行は、その業務の財源に充てるため、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

(ロ) その借入の限度は、資本金及び準備金の合計額の二倍とする。

(5) 国庫納付金制度の創設

損失補てんのための準備金として利益の一定割合を積み立て残額を国庫に納付する。これに伴い日本輸出銀行を非課税法人とする。

出所　大蔵省資料Z六〇一―二四五。

(26) 日本開発銀行の現状および今後の予想

（昭和二六年一〇月銀行局）

日本開発銀行の現状および今後の予想（ドッヂ氏提出資料）

一　設立

日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号、昭和二十六年三月三十一日公布施行。）に基き、昭和二十六年四月二十日に設立された。

二　資本金

日本開発銀行は、全額政府出資の公法人であり、その資本金は、現在百億円となっており、昭和二十六年度中に米国対日援助見返資金特別会計から出資されることになっている。現在までに払込をうけた出資金額は七十五億円である。

三　事務所

主たる事務所は、東京都中央区日本橋室町三丁目一番地にあり、目下のところ従たる事務所はない。

四　役職員

役職員は、役員七名（総裁、副総裁各々一名、理事四名、監事一名）職員百十六名、合計百二十三名である。

五　融資状況

日本開発銀行は、昭和二十六年五月十五日に営業を開始し、九月末までの融資申込、融資承諾および融資状況は、次の通りである。（下段―編者）

業種	申込受付額 件数	申込受付額 金額	承諾額 件数	承諾額 金額	融資額 件数	融資額 金額
直接貸付						
石炭	四〇 (四四)	五、三八〇 (三、六九八)	二 (八)	一、四〇五 (一、二三五)	九 (六)	八〇〇 (六三五)
鉄鉱	一六 (一二)	四、六六八 (七三〇)	六 (二)	六六八 (四〇〇)	六 (二)	六六八 (四〇〇)
非鉄金属	二二	一、八六〇	三	二三五	三	二三五
自家発電	二一 (一一)	五、四二三 (六一七)	四 (一)	六三〇 (四〇〇)	四 (一)	六六九 (二二七)
化学工業	二三	四、四二三	一〇	一、〇九八	八	二〇〇
繊維工業	六	七六二	三	二四五	三	二〇〇
機械工業	二〇	三、〇四〇				
港湾施設	三七	一、五八一	五	一、七〇	二	三〇
農林水産	八	一、一六〇	三	五一〇	三	四八〇
輸出産業	一	一四一				
その他見返資金継続工事	一 (一)	七〇 (七〇)				
小計	一五五 (一八)	三七、九〇八 (五、一二五)	四五 (一一)	四、九七八 (二、〇二五)	三八 (九)	三、四二二 (一、二二二)
返済資金貸付						
海運	一七	六一八	二	三五二	六	三五八
合計	二〇二 (一八)	三八、五二六 (五、一二五)	五六 (一一)	五、三三〇 (二、〇二五)	四四 (九)	三、六二一 (一、二二二)

注　括弧内は見返資金継続事業分である。

復興金融金庫の本年九月末の融資残高は、八二、〇六五百万円となっており（別紙参照）（省略―編者）承継時には、概ね八一〇億円程度の貸付債権を有って吸収合併されることになろう。

(二) 日本開発銀行に対する融資の申込は、昭和二十六年九月末現在で二百八十五億円に上っており、今後なお漸増することが予想されるが、これに対し昭和二十六年度における運用資金は、現在のところ、左のとおり、二百五

十億円程度となっている。

見返資金からの出資　百億円

一般会計からの出資（補正予算）七十億円

復金関係回収金および剰余金　八十億円　回収金　六十億円　剰余金　二十億円

計　二百五十億円

備考　復金関係回収金六十億円は、昭和二十六年度における復興金融金庫の貸付回収金による国庫納付予算額七、六一九百万円（農中債償還金二、〇九〇百万円を含む。）を納付した後における予算超過額であり、復金関係剰余金二十億円も同じく昭和二十六年度における復興金融金庫の剰余金による国庫納付予算額四、五三二百万円を納付した後における予算超過額から法人税等収益課税分を控除した残額であり、両者とも資金として運用しうるものである。

㈢　従って、日本開発銀行の本年度末における融資残高は、二百五十億円に達する見込である。

㈣　日本開発銀行は、いままでのところ、新規融資を重点にその業務を行っているが、その設立の経過にも鑑み、さきに市中銀行の買船既往融資の肩替りをも行うことを決定し、とりあえず十億円を目途として現在肩替り実行中である。

㈤　昭和二十七年度以降の日本開発銀行の運営については、次のような問題がある。

(1)　見返資金の電力および海運に対する直接投資（既往投資をも含めて）を承継するか。

（承継しない場合にも、現在日本銀行のおこなっている電力および海運に関する見返資金の取扱業務を行うこととするか。）

(2)　見返資金の一般私企業に対する既往投資（優先株式および出資を除く。）を承継するか。――検討中――

(3)　見返資金の中小企業融資（既往投資を含めて）を承継するか。――検討中だが概ね承継しない見込――

(4)　債券発行、政府からの資金の借入又は外貨資金の借入の権能をあたえている。――法律を改正してこれらの権能をあたえたいと考えている――

(5)　債務保証の業務を加えるかどうか。

――法律を改正して本業務を加えたいと考えている――

(6)　国庫納付金制度を設け、非課税法人にするかどうか。

――法律を改正してこのようにしたいと考えている――

(7)　以上の諸点、政府全体の投資規模および日本開発銀行の融資計画と関連し、昭和二十七年度の政府出資をどの程度とするかについて慎重な検討が必要である。

出所　大蔵省資料Z六〇一―二四五。

(27)　日銀政策委員会を廃止する事由

（昭和二六年一〇月二四日銀行局）

日銀政策委員会を廃止する事由（ドッヂ氏提出資料）

（昭二六、一〇、二四銀行局）

昭和二十四年六月設置させられた日銀政策委員会は次の諸理由により、これを廃止することが適当と認められる。

一、通貨信用政策の責任の明確化

国民を代表する国会に対して責任を有する大蔵大臣から、強い独立性をもった機関が通貨信用政策の決定権を持つような形は現行憲法の立前からいって好ましくない。

日本経済の現状からいって財政と金融とは一層緊密な連繋を保つ必要があり、且つその国会に対する責任の所在を明かにすることが緊要であると認められる。

二、制度の簡素化

日銀政策委員会は日本銀行の機関として、日銀理事会と重複した機能を営んでおり、これを一つの機関に簡素化することが適当である。その場合産業界、

金融界等の意見を反映させることは、参与理事制を設けて、重要事項の決定に参与せしめることによりその目的を達するのが一層適当と認められる。

出所　大蔵省資料Z六〇一―二四五。

(28)　臨時金利調整法を改正する理由（昭和二六年一〇月銀行局）

臨時金利調整法を改正する理由（ドッヂ氏提出資料）

現行の複雑な金利決定機構はこれを簡素且つ明確なものに改めることが必要である。この線に沿って臨時金利調整法の改正について、次の二案が考えられる。

（第一案）

金融機関の金利の最高限度は、金利調整審議会の議に基いて、大蔵大臣が決定するものとし、このため金利調整審議会を強化し、日本銀行総裁を会長とする。

（第二案）

独占禁止法の緩和せられることを前提として、既存の金融団体の行う金利の最高限度に大蔵大臣が認可を与える。

第二案は、現行臨時金利調整法施行前の状況に近い制度であるが、今後の情勢を考える場合、次のような難色がある。

一、現在の金融機関の団体は、業界の一部に関するもので、金融界全体を統合したものに、有機的活動を行いうるものはない。又、そうした団体の育成も仲々難事であろう。従って、その金利決定は視野の狭いものになる惧れがある。

二、国民経済的見地から、金利の最高限度の変更を適当と認める情勢になっても、そうすることが、その金融団体の不利益となる場合には、決定を行わず、或いは決定を遅延する惧れがある。

しかし、現在は、財政政策、産業政策、社会政策等広く国民経済的見地に立った金利の調整を必要とする程度が増加している。

第一案が、大蔵大臣の恣意的決定を助長することにならないかとの疑問に対しては、次のように答えることができる。

一、金利調整審議会の議に基いて決定を行うものであるから、充分右の弊害を抑止し得る。

二、審議会は随時意見を具申することによって、金融界の実情を反映することもできる。

出所　大蔵省資料Z六〇一―二四五。

(29)　信用統制の現状と今後の構想（昭和二六年一〇月銀行局）

信用統制の現状と今後の構想（ドッヂ氏提出資料）

（二六、一〇、二四銀行局）

信用統制は、金融緊急措置令に基く融資準則により不急不要産業への資金貸出を抑え、臨時金利調整法により預金及び貸出金利を調整することを根幹としているが、その他大蔵省の行政上の指導監督、日本銀行の事実上の調整、民間の自主的規制等が活発に動いている。

以下に、その概要を述べる。

一、法的措置

(1)　融資準則

一九四七年三月、金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）に基いて、金融機関資金融通準則が制定され、その別表産業資金貸出優先順位表において金融機関の貸出を業種の重要性に応じて甲、乙、丙の三種に分ち、甲種産業に対する貸出の促進、丙種産業に対する貸出増加の制限などの措置により、金融資源が経済の再建及び復興に重要な産業に対して充当せられるよう法律的に措置することとなり、今日に至っている。その内容の主なものは、銀行は、丙種に属する産業に対して毎月の総貸出残高の増加額の百分の十五をこえて貸出をおこなってはならないこととなっており、かつ銀行は毎月の貸出残高を、甲、乙、丙の優先順位別に分類して大蔵省に報告しなければならない。

(2)　臨時金利調整法

銀行等の預金び貸出金利は、金融機関の地域的な協定によって調整されていたのであるが、独占禁止法の趣旨により一九四七年十二月に金利協定は不可とされ、これに代って臨時金利調整法が制定された。銀行、相互銀行、無尽会社、信用金庫、信用組合等がこの適用をうける。この法律は預金及び貸出の金利の最高限度を規定するための根拠法規であり、大蔵大臣は、経済一般の状況に照し必要があると認めるときは、日本銀行政策委員会をして金利の最高限度を決定、変更又は廃止させることができるものとし、その際政策委員会は金利調整審議会に諮問しなければならないことになっている。銀行貸出金利の最高限は割引をうける手形の種類及び金額、担保の種類等によりある程度の幅があって金融の質的規制の役を果すようになっている。戦後インフレ期には一九四八年夏迄金利は引続き引き上げられたが、一九四九年八月より、預金金利を除いて貸出金利は引下げに向った。一九五一年には、金利は引下げの傾向を止めるにいたっている。

(3) 銀行法の一部改正

政府は、銀行法の一部を改正する法律案を準備中である。右の改正法律案には銀行の信用調整に関する規定を設けて、銀行業務の積極的公共性を確保するための適当の措置を講ずることを研究中である。

二、行政上の指導監督等

(1) 大蔵省の指導監督及び検査

大蔵大臣は、経済及び金融の現況にかんがみ金融機関の業務運営に関し必要な指導監督を随時行ってきているが、とくに本年七月五日銀行等に対し「当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件」と題する通ちょうを発し、就中銀行の融資方針につき、経済自立のため必要な重要産業及び中小企業の所要資金の確保に努める反面、投機、思惑、娯楽、奢侈関係その他重要でない資金の供給は、これを差し控えるよう指示してきた。

さらに右通ちょうの主旨に則り本年十月二十日再び銀行等に対し「設備資金の融通の抑制に関する件」と題する通ちょうを発し、経済の現況からみて、差し当り新規の設備資金の供給は、電力、船舶、石炭、鉄鋼、農林漁業等の重要基礎産業及び中小企業に限るべきである旨を指示している。

右のような大蔵大臣の指導監督と併行して、大蔵大臣の銀行に対する検査権限を活用し、銀行の経営体としての健全性に関する検査のみでなく、その融資方針及び内容が、国民経済的見地からみて適正なりや否やの検査をも今後一そう励行する計画である。

(2) 日本銀行の事実上の指導

現在、市中銀行は、日本銀行から多額の借入をしている。従って、日本銀行は、市中銀行に対する貸出の審査等を通じてその融資方針及び内容につき応分の干与をしてきている。なお、右の外、日本銀行の再割引に応ずる手形、あるいは貸出の担保にとる手形、有価証券の種類により金利差を設ける等の措置によって資金の質的規制の一班をおこなっている。

なお、企業の社債の発行については、日本銀行が中心となり、市中銀行、証券業者、証券取引委員会等を構成員とする起債懇談会を組織し、これにより起債の種類と金額、起債と市中金融との調整等をおこなっている。

三、自主的措置

民間の自主的信用調整の機関としては、融資規制委員会が活動している。すなわち、本年七年五日付大蔵省通ちょう「当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件」第一項融資方針にもとづき不要不急資金の供給を厳に抑制し、必要なる産業資金を確保するために銀行協会連合会理事会の議決により本委員会が設置された。本委員会は、市中銀行が構成員となり、日本銀行は、アドバイザーとして参加している。本委員会は経済の現況にかんがみ如何なる融資が抑制せらるべきか等につき研究し、随時明確なる基準を求め、これを各銀行に通知し、その自主的判断の参考に資することを目的とする。

(1) 融資抑制を必要とする資金として一九五一年七月三〇日決定をみたものは、次のとおりである。

一、緊急資材（鉄鋼、セメント）を大量に使用する建築施設等で直接貿易の増進、国民生活安定のための生産に寄与しない資金

二、貿易の増進、国民生活の安定のため生産の増加に寄与しない不動産買取等の資金

三、娯楽、奢侈、サービス関係資金

四、思惑資金並に投機資金

(2) 本年十月二十日付大蔵省通ちょう「設備資金の融資の抑制に関する件」と平仄を併せて、融資規制委員会も設備資金の融資抑制について申合せを行った。

現下の経済政策の運営が、財政金融政策の適切な実施を中心としておこなわれている以上、信用統制は、今後なお一そうその重要性を増すものと考えられる。而して、目下のところ市中金融機関の信用調整は、右に述べた各種の法的措置、大蔵省、日本銀行の行政上および事実上の指導監督、市中銀行の自主的調整等によって概ね適正かつ円滑におこなわれている。今後これらの施策を一そう適切かつ強力に推進することによって、信用統制の本来の目的を達しうるものと考えられる。

出所　大蔵省資料Z六〇一―二四五。

(30) 政府資金による既存の民間融資の肩替りについて

（昭和二六年一一月三〇日閣議了解）

政府資金による既存の民間融資の肩替りについて

（昭和二六年一一月二四日経済安定本部）

昭和二十六年五月十五日閣議諒解にかかる「政府資金による融資の基準となるべき産業及交通に関する基本計画」備考三に記載せる融資の肩替りを左の業種及対象項目について行うこととする。

記

一、業種　海運

二、対象項目　市中金融機関の融資にかかる外航船建造資金

参考資料

「政府資金による融資の基準となるべき産業及交通に関する基本計画」備考三、政府資金による既存の民間融資の肩替りについて本基本計画に準じ、別に定める。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一〇。

八　企業経理・資産再評価

(1)　最近の企業の採算性（賃銀の角度から）

（昭和二三年一一月二〇日主計局企画課）

最近の企業の採算性（賃銀の角度から）

（二三、一一、二〇主計局企画課）

(Ⅰ)　最近のインフレの小康状態と、為替一本レート設定の問題として表われて来た国際経済復帰の機運とは、企業の進路が従来のインフレ進行下にあって行われた放漫な経理を一掃して、健全な採算性確立に本腰を入れるべきことを、強く要請している。

この見地より企業の採算に就て最近安本調査課から総括的な検討結果が発表されたが、産業別に稍詳しく企業の採算を論ずるため、同一の方法により、六つの部門に就て、統計による具体的数字をあげて、比較検討してみた。

ここで云う企業の採算性とは「生産物公定価格指数と生産物単位当り賃銀指数の比」を以て、定義されている。

勿論企業経理を論ずるには原料資材等の物件費と人件費に就て考えねばならない。即ち高次産業になるほど、その部門の生産物公定価格の値上りよりも、原料資材の値上りの率の大きい場合が多いのであるが、ここでは一応その面を捨象して、専ら賃銀の角度から見ることにした。

尚鉄鋼部門に於ては、基準時の二二年一月―三月から二三年八月迄の経過を詳しく追跡したが、他は此と同様な方法を適用できると見て、比較検討するに止めた。

すべて基準を二二年一―三月平均に求めてある。

(Ⅱ)　鉄鋼部門

(1)　従業員一人当り平均名目賃銀の推移（二二年一―三月平均指数一〇〇）

	二三年七―八月平均
従業員一人当り賃銀	五四一
雇傭量	一〇四
生産量	三三九
労働生産性	三二六
生産物単位当り支払賃銀	一六七
生産物公定物価	四八五

(2)　生産物単位当り支払賃銀

別表（省略―編者）によって単位当り賃銀を見て行くと、名目賃銀の増加と生産量の増加とが互に打消し合い乍ら生産物単位当り賃銀に影響してゆくことが分る。

二二年四月には三六％の一人当り賃銀増を見たので生産物単位当り賃銀が二三％増加している。

二二年一〇月には賃銀増が少く生産増が之を上廻るので一一月の単位当り賃銀は始めて一三％の減少を呈している。

二三年三月にも賃銀増を上廻る生産増により再び一一月と同程度の単位当り賃銀に戻って居り、三月から四月にかけての五三％の生産増は四月五月の単位当り賃銀の低下の原因となっている。而し六、七、八月には累次の賃銀増のピッチが甚しいために又上昇に転じたが八月の七〇％の生産増がその騰勢を抑えている。

結局二三年七―八月には賃銀が五倍半になっているに拘らず生産量が三倍半になっているため生産物単位当り賃銀は七割弱の騰貴に止っている。

尚ここでは生産量が単位当り支払賃銀をリードしていることが明瞭に看取される。

(3)　賃銀との関係に於ける企業の採算性

このように二二年初から本年八月頃までの約一ヶ年半に於て生産物単位当り賃銀の増加率は一・七倍程度であるに対して生産物公定物価は約四・八倍に騰貴している。従って賃銀、物価との関係に於ては物価の騰貴が相当に上廻って居り、この限りでは、相対的に企業の採算性がかなり好転しているものと見られる。

今は生産物公定価の資材購入の面に於ける影響は考慮しない。

次に賃銀物価の相関関係（鉄鋼生産物公定物価指数を生産物単位当り賃銀指数にて除したもの）の足取りを見よう。

二二年一―三月一〇〇、四―六月八五・三、七―一〇月一八〇・二、一一月―二三年三月一六七・二、四―五月一九四・三、六月一六三・三、七―八月二九〇・四

之によると七月以後一貫して物価が賃銀の騰貴を上廻り二二年七月の物価改訂が鉄鋼企業に於て所期の効果をあげていることが分る。

(4)　企業採算を通じて見た賃銀騰貴の物価に対する影響

先に上げた数字によって鉄鋼業に関しては二二年七月改訂がそれ迄不健全な要素を内包していた経理に強力な援助を与え公価改訂の目的を達しているが二二年中の生産状態が非常に悪かった点に価格決定の基準を求めているのであるから、その後の生産の急上昇によって鉄鋼の価格は少し甘く定められていたと考えられる。即ち採算性の増加は工業平均を上回ること約一〇〇％である。

細かい点の検討を進めるため関連指標の推移を二二年一月以降若干の期間に区切って対照すると次の通りである。（表1―編者）

(イ)　二二年一月―六月の六ヶ月間に於ては従業員一人当り賃銀の三〇％増が生産量一八％の増加を抑えて生産物単位賃銀の九％増となって現われ鉄鋼価格の低位と相俟って採算性は下降し、新たなる公価改訂の可能性がうかがわれる。

然しこの間実質賃銀はC・P・Iが年初に於て足踏みしていた影響もあって一〇％向上しているが、五、六月頃のC・P・Iの急上昇は賃銀要求に拍車をかけた。

(ロ)　二二年七月―一〇月の四ヶ月間に於ては動力状態の好転があって生産量

表1　賃銀関連指標（増加・減少率）　（単位　％）

区分	22年1月―3月（6ヶ月）	22年7月―10月（4ヶ月）	22年11月―23年3月（5ヶ月）	23年4月―5月（2ヶ月）	23年6月（1ヶ月）	23年7月―8月（2ヶ月）
従業員1人当り賃銀	30	80	66	72	112	80
同上実質賃銀	10	0	12	10	24	12
生産量	18	41	27	91	29	34
生産物単位当り賃銀	9	25	10	△ 20	24	20
生産物公定価格	0	140	0	0	0	245
採算性	△ 7	87	△ 13	27	△ 31	127

（注）　△は減少率。

は四一％の増加を見、一方大幅の公価改訂もあって、一人当り賃銀が八〇％増加したけれども生産物単位当り賃銀は二五％の上昇に止められている。そして採算性は公価改訂と生産増によって頗る好転し八七％の増加となりそれが生産に刺激を与えて、其後の生産に期待をもたせる状態にあった。

併し五、六月に現われたC・P・Iの上昇は依然その傾向をつづけているため実質賃銀の向上は全く見られず、公価改訂に伴う生活物資の値上りが賃銀引上げの影響を打消していることがうかがわれる。ここにインフレーションの有力な要素として物価と賃銀の関連が見られる。

(ハ)　二二年一一月―二三年三月の五ヶ月間に於ては原材料及動力の不足が生産好転の勢にブレーキをかけていたため生産の増勢も二七％に止まり、一人当り賃銀の六六％増の影響の方が強く現われて実質賃銀は一二％向上し、生産物単位当り賃銀も一〇％増加している。従って採算性は一三％程の悪化を示している。

(ニ)　二三年四月―五月の二ヶ月間に於ては原料の輸入及動力の好転等が潤滑油となって生産が顕著に回復して採算性は大幅に向上している。支払能力の増大は一人当り賃銀七二％、実質賃銀一〇％の増加に現われているが、生産物単位当り賃銀はマイナス二〇％となっている。

(ホ)　二三年六月は一人当り賃銀の上昇の勢は更に一一二％の大幅な動きを見せて実質賃銀も二四％向上した。このため生産量の二九％増も甲斐なく生産物平均単位当り賃銀が二四％増加し、結局採算性は悪くなって二二年の七月公定改訂前よりも幾分良好ではあるが相似た状態を呈している。

(ヘ)　二三年七月―八月の二ヶ月間に於ては一人当り賃銀が強調を示し八〇％の上昇を示したが、生産量の回復も三四％程度であるので生産物単位当り賃銀は更に二〇％上向いている。而し一方、公価の大幅な動きは二倍半に達したため採算性は目ざましい向上を示している。最近の物価の安定状態と生産条件の好転とはこの部門に更に好影響を与えて、今後良好な採算を維持するであろうが工業平均と比較して相当に恵まれていることは否めない。之は一方補給金産業以外の産業部門が厳格な経理の引締を行わねばならぬことを示している。

(5)　公定価格と賃銀

このように採算性が次第に向上し賃銀支払力を増加せしめている原因は賃銀に対する物価の先行によるがそれは主として先述の如く公定価格の大幅な改訂に依るところ大であると考えられるのでこの点を次に検討してみる。（表2―編者）

表2　賃銀・生産量・公定価格の相関関係

	22年1月―3月	22年7月―8月	23年7月―8月
従業員一人当り賃銀(A)	100	198	542
生産物単位当り賃銀(W)	100	127	167
生産物公定価格　(P)	100	240	485

	22年1月―3月	4月―6月	7月―8月	9月―11月	23年1月―3月	4月―6月	7月―8月
P/A	100	63	122	107	80	62	90
P/W	100	85	189	170	167	183	290

生産物単位当り賃銀が生産量の上昇によって一人当り平均賃銀の騰貴に比しかなり低い騰貴率に止っているが、之は公価が一人当り賃銀と同調して引上げられているためである。

P／Aの推移を見ると明らかに循環関係が見られる。従ってこの限りに於ては賃銀の騰貴が公価改訂を促進していると云えるが、そのことから直ち

に公定価格を引上げさせた責任を賃銀騰貴に課すことはできぬ。即ち最初に述べたように、企業経理面を通じて公定価改訂の一因を作る賃銀は、一人当り賃銀でなく生産物単位当り賃銀の筈であるからである。

而るにP／Wの推移を見ると公定価格が賃銀の騰貴を継続的に上廻っている。この推移が企業の採算性を向上せしめる上に有力な要素となっているが、生産物単位当り賃銀が最近迄横這いを持続しているに対して本年七月頃から公価が大幅に引上げられたため、賃銀支払能力を顕著に上昇させる原因となっている。

以上、鉄鋼部門を一通り見渡した所では、この企業が各工業中優秀な採算性を保持していることは明らかであり、物価と賃銀の悪循環は見られない。

併し、賃銀の上昇傾向が工業平均に比して稍大きく〔名目賃銀が五・四倍（工業平均は五・〇五倍）、実質賃銀が一・八倍（工業平均は一・六倍）の増加を示して居る〕この企業が補給金の対象となっているだけに、問題になる点が今後起るのではないかと思われる。即公価改訂が賃銀の大幅上昇を補って更に相当の余裕を経理に与えていることは、以上の観点からする限り決定価格に幾分ゆとりのある感を抱かせると共に、賃銀引上げの要求の好餌となる恐れがある。尚一見して生産量の動向と公価改訂が採算性の変動に大きく関係していることを知るが、一般的に公価の改訂が、採算性の好転を通じて賃銀引上げとなり、再び採算性の低下して行く従来の行き方に限界のある現在、生産量の増大が唯一の血路として一層の関心が払われねばならない。そして此の期待に対しては、鉄鋼企業の弾力性が大きな役割を果すものと思われる。このことは最近の目覚ましい生産状況が、原料輸入に専ら依存していることより十分知り得ることである。

(Ⅲ)　各部門の比較

前表（表3、ただし部門別月別指標は省略―編者）によれば、採算性の良好なものとして、鉄鋼、肥料部門があり、良好ならざるものに石炭、電気、電気機械、生糸（製糸）がある。

表3　産業諸部門の指標比較（昭和23年7―8月）
（昭和22年1―3月平均＝100）

	鉄鋼	石炭	電気	肥料	電気機械	生糸
従業員一人当り賃銀A	541	574	706	534	475	586
同　実質賃銀	167	178	198	166	147	180
雇傭量B	104	106	125	117	98	117
生産量C	339	123	126	168	199	141
労働生産性　C／B	326	116	101	144	204	120
生産物単位当り賃銀　AB／C	167	494	706	371	232	478
生産物公定価格	485	690	900	720	266	500
採算性	290	140	154	194	114	98
（採算性の推移）						
22年1～3月平均	100	100	100	100	100	100
4～6　〃	85	161	120	96	137	77
7～8　〃	189	129	148	266	143	130
9～12　〃	170	108	113	160	120	92
23年1～3月平均	167	105	98	119	133	70
4～6　〃	183	86	72	128	95	62
7～8　〃	290	140	154	194	114	98

(イ)　鉄鋼

この部門は前述の如く生産の平時回復の傾向が顕著なため価格に比較的余裕を生じ、従って賃銀上昇の動向が他と同様であるけれども採算性は頗る良い。

(ロ)　肥料

施設の復旧に専ら力が注がれたため一応生産は軌道に乗って来ている。順調な生産量の増加は良好な採算を維持して居り、公定価格（七・二倍）は生産物単位当り賃銀の上昇（三・七倍）を遥かにオーバーしている。

(ハ)　電気

名目賃銀の増加が甚しいのに、労働生産性は全く停滞して居り、公定価格上昇の勢が甚しいのも賃銀騰貴の圧迫による感が強い。しかも実質賃

銀は、六部門中尤も向上が著しい。
而し、この産業の特質上、生産の向上は速急に望まれぬから採算の好転には、人件費の節約以外に方法がないであろう。

(ニ)　石　炭
大体電気と同様の経過を経て居り、生産の回復が緩慢で、生産物単位当り賃銀が約五倍増加しているに対し、公定価格がそれを上廻る約七倍に定められている点は注目すべきである。
石炭の量が大いに期待されていながらも悪質炭が喜ばれぬ状態では質、量相伴い生産の増加が望ましく、著しく低下している労働生産性の向上が先ず第一の問題である。

(ホ)　電　気　機　械
採算性は余り良くなっていない。
賃銀の上り方も他に比してそう大きくなく、又生産増加も二倍を示しているのに、この様な状態であるのは、公定価格の上り方が低いのであろうか。
而し、(イ)から(ニ)の四部門に於ては、何れも名目賃銀引上げの率と同様、又はそれ以上に公定価格が定められていて、その間の生産向上の影響は無視されているが、この部門では約五倍の賃銀上昇に対して、公定価格は二・七倍弱に止められて、生産物単位当り賃銀の騰貴二・四倍と大体同程度である。
従って価格が低目にきめられているとは一概に云えない。唯高度の加工工業に於てそうであるように、機械部門に於ては、市場需要を考慮する事が重要であって、何時迄も原価一点張りの価格には頼って居られない。それに今後国内産業の進むべき方向として、機械化の全面的採用と、輸出の重点を繊維から逐次機械工業に移すことが考えられるから、この面からもコストの引下げが強制されるであろう。
尚此の部門は一般機械工業部門中、比較的活発な生産状態にある。

(ヘ)　生　糸
嘗ての輸出の花形であった製糸工場も、有力な武器であったチープレーバーの許されぬ今日では、非常に困難な状態にある。従業員分布が下層に広くなっている点が此部門の特徴であるが、設備の復旧のおそいのと、原料の不足によって生産の向上は余り見られない。
生産物単位当り賃銀の増加約五・一倍と、公定価格引上げ五倍とが大体釣合っている点は前の電気機械部門と同様だが生産の貧困は更に、経理状態を悪くしている。

(Ⅳ)　以上によれば生産量乃至労働生産性の動向が、企業採算をリードする有力な要因となっていることが印象的である。而るに、弾力性のない現在の公定価格政策では比較的生産の回復の遅い部門での公価改訂への要望の結果は、同時に生産の上昇が目ざましい部門の公価改訂となって現われている。従ってこの部門は更に良好な採算を獲得して、大幅な賃銀引上げを行うであろう。
これが物価の騰貴に刺激を与えて、悪循環を構成するのであって一律的な公価決定より、産業部門別の内容の相違をとり入れた合理的な公定価格政策へ移行すべき段階にある。その点で、基礎物資の値上りが直ちに他産業の公価改訂へ向うのでなくて、どの程度その値上りを吸収し得るかという問題等は今後考究の余地があろう。
全体にバランスのとれた賃銀体系は各産業に適応した企業経理を創り出すことにかかっている。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二六。

(2)　九原則に伴う企業経理対策（案）

（昭和二四年一月八日理財局経済課）

①　九原則に伴う企業経理対策（案）（理、経二四、一、八）

第一　方　針

経済九原則の実施及び為替レートの設定に伴い企業の経理的基礎を鞏固ならしめ以って通貨の安定と生産の維持増強に資するため企業経理に関し左の措置を講ずるものとする。

第二　要　領

一、資産の償却に関する事項（別紙参照）

(一)　固定資産の償却を十分ならしめ資本の喰潰しを防止すると共に自己資金の充実に資するため当面再評価の形をとることを避けつつ固定資産の償却につき税法上特例を設け、操業中の旧設備の償却額を引上げる如くする。

(二)　資産の全面的再評価を行うことは、通貨乃至経済安定の見透が確立する迄はこれを行わず、安定期における綜合対策の一環としてその際決定する。

(三)　(一)により認めらるる償却額は原則として公価に織込むものとする。

(四)　法人以外の企業に属する固定資産に関しても(一)と同様の効果を得る如く税法上の措置を講ずる。

二、法人税及び価格差益に関する事項

(一)　法人税制の合理化を図るため前記一の外左の措置を講ずる。

(1)　普通所得税の税率を若干緩和すると共に超過所得税については新旧資本間の権衡を合理化するため課税標準計算上前記一の措置を勘案して所要の改正を行いこれと見合って累進税率の引上を考慮する。

(2)　設備の修繕のための支出を法人税法上資本的支出とみるや否につき実情に即した合理的基準を設け企業維持に必要なる設備の修繕費に対する課税上の取扱の適正化を図る。

(3)　前各号により法人税の合理化を図ると共に新税制に則り課税の徹底を図る。

(二)　企業の実体資本の維持に資するため次期価格改訂に際し生ずる価格差益については、企業が通常保有すべき棚卸資産に対する価格差益の徴収を緩和すると共に右に該当する価格差益については別勘定を設けてこれを留保積立てしめる。

備考　法人税法上棚卸資産の再評価に関する措置は行わない。

三、会社の自己資本充実に関する事項

インフレーションの現況並びに通貨安定の見透等に対処し、事業資金を過大な借入金に依存することなく可及的自己資本によらしめる方向を促進するため次の諸措置を講ずる。

(一)　プレミアム課税の軽減
プレミアム課税を軽減すると共にプレミアム利得を留保積立てしめる。

(二)　復金の融資方針の励行（別途銀行局案参照）
回収の励行就中増資による返済を励行せしめると共に株価資本構成等に鑑み増資可能なる企業に対する融資を抑制する。

(三)　再建整備及集排決定の促進
再建整備就中制限会社の再建整備を促進し事前増資の他自己資本調達を容易ならしめる。

(四)　償却に関する法人税法上の改正（前出一）

(五)　独占禁止法及証券保有制限令の緩和

(六)　配当に関すること（後出六）

(七)　株式市場に関すること

四、価格に関する事項

(一)　為替レート設定に伴う価格の形成に際しては国際水準価格において適正なる利潤を生ずる如く企業努力を要請するを旨とするも当面原価主義により形成せらるる公価就中基幹物資の価格については一方企業の合理化を要請すると共に他方企業が合理的に経営せらるる限り適正利潤を生じうる如く公価を定める。

(二)　右に関連しこの際石炭等の過去の赤字の処理措置を急速に決定実施する。

五、賃銀に関する事項

別に定められるところによる。但し所謂間接統制の一策として会社経理統制を行うことはしない。

六、配当に関する事項
価格統制等に関する措置とも関連し企業が合理的に経営せらるる限り漸次適正なる利益配当をなしうる如く施策すると共に反面会社利益の過当配当を防止するため前記一の法定償却額を償却した後にあらざれば配当をなすことを得ざるものとする。
尚賃銀安定策として直接統制が行われる場合においては標準賃金を支払いたる後に非ざれば配当をなすを得ぬ等の配当制限を行う。
七、交際費、機密費等に関する事項
交際費、機密費等の濫費を防止するため、税法上基準を厳にしてこの種経費はすべて損金に算入しないものとする。但しこの種経費に対し直接の経理統制は行わない。
八、株式発行の調整に関する事項
前記三により会社の自己資本充実を促進すると共に他面融資規正の強化励行に即応し株式資本が経済再建に役立つ事業に集中する如く不要事業の新設増資を抑制する措置を講ずる。
第四　当面の措置
現状において再評価を行うことはその方法如何に拘らず前記第三の如き理由により不可であるが、しかし、固定資産の減価償却の適正化等により実質資本の維持を図り生産増強並びに自己資金の充実等に資することはこの際是非必要であり然も再評価によらずしてその目的を達する方途も存するから当面再評価を行うことなく別紙要領により税法上減価償却の引上等の措置を講ずるものとする。③④⑤

参考
(一)　再評価及び固定資産償却等に関する資料（一覧別紙―省略編者）
(二)　各界意見（別冊―省略編者）
再評価に関し意見を公にせるもの各界の団体、個人に亘り数十に達し再評価の可否、方法を繞るそれらの意見はまことに区々である（再評価を夙に最も強く要望した紡績協会の如き最近自ら意見を改め当面再評価を行わずして現行の不合理を改めるべき旨要望するに至った。これら意見を公にした者の外産業界の一部においては、再評価を行うことにより課税の適正を齎す趣旨は了とするも価格の引上げにより商品の販路を失い或は賃金に喰われる懸念あるため実効性を疑う者あるを附記する）。
(三)　外国の例

（別紙）
固定資産償却充実等のための特別措置（案）
一、操業中の固定資産につき、特例を設け税法上償却率を引き上げる。
(イ)　対　象
操業中の固定資産で昭和二十一年以前に取得したものに限る。（旧勘定に属する資産及び賠償指定施設は除く。）
(ロ)　方　法
年度別に、物価指数を基礎として控目の基準倍率表を作り、或年度に取得した資産については、当該年度に照応した倍率を現行法定償却額に乗じた額だけ償却を行わしめる。
この場合、現行法定償却額については直接法による帳簿整理により、法定償却額を超える償却額については、貸方に特別勘定として計上せしめるものとする。
右の償却額は、法人税法上の所得及び所得税法上の事業所得の計算上総損金又は経費にこれを算入する。
二、将来の公定価算定に当っては、物価政策上問題があるが、償却費は右の引き上げられた償却率により、公価に織り込むものとする。
三、法人税法上の資本金額の計算につき左の特例を設ける。
各会社につき一による固定資産減価償却額と現行の法定減価償却額との比率を求め、昭和二十一年以前に払込、出資、醵出等の行われた額については、この比率を乗じて資本金額を計算するものとする。

備　考

会社は、(イ)の償却を行った後でなければ、利益の配当をなし得ないものとし、又賃金統制方式の如何によっては、一の償却を行った後に限り賃金引上げをなすことを認めるものとすることも考えられる。⑥

欄外　鉛筆書き記入
①　一月二〇日省議
②　評価標準決定困難、物価騰貴――全面的再評価は不可
公価改訂については、予算、為替、通貨問題を勘案して
③　商法二八四改正　企業再建整備法評価基準改正　税法改正
④　勤労所得に対する課税上の優遇措置が行われる以上、資本に対しても同様の措置がとらるべきだ。
⑤　融資規正の強化、融資先の検査について法制化……
⑥　二三年の物価比率で再評価

編注　本文中「第三」は欠落している。
出所　大蔵省資料Z五〇四―一。

(3)　再評価及び再評価課税について

（昭和二四年一月二二日主税局）

再評価を現在行うべき理由（税二四、一、二二）
一、最終安定のための地均しをする。
二、調整勘定をおくという暫定的な措置に止めると、今後の増資株主と旧株主との間の調整が益々複雑困難となる。
三、通貨処理と違って、これによる悪影響は別段考えられない。
四、含み資産の最終的処理方式が未定のまま調整勘定が表現することになるので、その処理を廻って思惑策動が起り、株価に著しい不安定性を加え、投資市場の健全性が害される。

再評価益課税の理由（税二四、一、二二）
一、個人の譲渡所得に課税することとの不権衡。
二、各税の負担特に個人所得税が、筍生活を強制して来たこととの対照において の非難。
三、清算所得課税①の建前との矛盾。
四、再評価益は実質上清算所得に該当するから、課税しないと行き過ぎた再評価を来し、企業の健全性を害し、又税収が激減する。特に同族会社においてその弊が著しくなる。
五、株（現在の）価が暴騰して、株主に不当な利益を与えることとなり強い社会的非難の的となる。
六、財政困難の折柄、法人税収の減をカバーする必要がある。

再評価問題を税の面だけで処理することの不可なる理由
（税二四、一、二二）
一、再評価政策の根本と矛盾すること。
再評価政策は、企業を再生産可能の軌道に乗せるという意味で、所謂経済の Naturalization の線に沿うものであるが、価格に正当な消却を織り込むことは、再評価政策の当然の前提であり、再評価よりも更に素朴直接的な意味において Naturalization の要求の強いものである。
二、企業を生殺しにすることになる。
企業は時価消却をしようとしても、価格を上げて貰わねば、利益を減らすか損を出す外ない。こんな馬鹿なことをして、企業の収益性従って投資の魅力を減殺することはナンセンスである。
三、超過所得の計算の際再評価して資本をふくらませたとして計算しないと、新旧資本間の課税上の不均衡が是正されない。
四、その際、再評価して資本をふくらませたと同様の考え方をとると、配当率が非常に高率となって、対外的には日本が楽をしているという印象を与え、対内的には株主の表見的有利性が労組方面から攻撃され、或いは他の税負担との対照において問題となり、これを労賃又は租税にとられる危険が残る。

五、株価が自然な実力価格を反映しないため、外資による不当な支配を受ける危険が除去されない。

六、会社諸表を自然なベースにおいて明白ならしめる要求は満足されず、却ってより複雑となり、企業経理の混乱を招く。

七、税収の多大の減収を来す。

法人税自体の減の外、個人営業所得税、農業所得税の減、事業税の減を来す。②

欄外　鉛筆書き記入

①　米国では課税されない――個人の看做所得に課する、合併差益も起らない――合併後存続する法人は被合併法人の株式等を購入する形式をとる――安く買収しても、その差益は後で売却する時まで課税を留保する

②　技術的理由を明確ならしめよ

株主に増資新株を無償交付して何％かを源泉徴収する

暫定的に課税しておいて最終処理の際に調節を行う。

編注　本文と関連する「企業資産の再評価に関する試案（昭和二四年一月二〇日主税局）」は、本財政史、第一七巻「資料(1)」、八六七ページ所収。また「法人税法改正案要綱（税制審議会中間報告）」（昭和二四年一月二九日発表）は、本書一七四ページ、資料（3）。

出所　大蔵省資料Z五〇四―一。

（4）資産再評価の基本問題についての方針

（昭和二四年一〇月一九日理財局経済課）

資産再評価の基本問題についての方針（昭二四、一〇、一九理経）

資産の再評価は、単にインフレーションによる名目所得に対する法人税、所得税の課税を排除するのみでなく、企業をして固定資産の適正な減価償却を行わしめて企業経理の適正化を図り、少くとも正常な資本維持を可能ならしめて、企業の健全な発達を図ることを本来の目的とするものである。現在の企業中には資本ダンピングをすることにより辛じて経営を維持しているもの及び先行きの見透しの全く困難な企業もあること等を勘案し、資産再評価本来の目的に即するよう、本問題の処理に当っては、次の方針によることとする。

㈠　価格について統制額のあるものについては、可及的に自由価格に切り換えることとするが、なお価格統制を必要とするものについては、統制額の算定の基礎として再評価による固定資産の減価償却額の増加額を織込み、価格政策においても企業の正常な資本維持を図ること。この場合においても全体としての物価水準は堅持する方針の下に、その枠内において考慮を加えること。

㈡　資産再評価は昭和二十五年一月一日の現況により一斉に行うこととし、減価償却をなすべき固定資産については、必ず再評価を行わせることとするが、再評価の基準は最高及び最低の限度を設けその範囲内で或る程度企業に自由裁量の余地を与えるとともに、資産の物的価値の損傷した場合のみならず、企業設備の陳腐化せる場合その他経済界の変動により資本ダンピングにより辛うじて経営維持している如きものについては、特別の基準により特別の低位の評価を認めること。

その他の減価償却のできない資産については、再評価の基準は最高限度を定めて、再評価するかどうか及び最高限度の範囲内における再評価額の決定については所有者の任意とすること。

㈢　再評価に因る資産の増加額に対しては六％の課税をするが、当該再評価益は、法人税及び所得税の対象としない。再評価税は本来企業の所有者の負担すべきものであるから、法人については、再評価差額を株式として株主に配付する際、再評価税相当額を株主に負担せしめることとするが、差当りの再評価税の納付については、再評価本来の目的に応じ円滑に再評価が行われうるよう、企業の収益状況を考慮して各年における納付額を定めることとし、再評価税の納付が一時的にせよ企業資本に喰込む如きことのないよう措置すること。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一五。

（5）資産再評価と金融機関について（昭和二四年一〇月頃銀行局）

資産再評価と金融機関について

一、資産再評価については金融機関と一般企業との相違について充分考慮しなければならない。その理由は第一に金融機関の固定資産が一般企業の事業設備と異りそれ自体が何ら収益の根源でないことであり第二に金融機関の資産構成が預金者保護の見地から特に流動性の維持が要請せられることである。従って金融機関の固定資産については再評価基準の適用について充分弾力性を持たせなければならず、再評価倍率を低くし又は陳腐化の方法等により再評価額を可及的低額とするよう措置する必要がある。

尚全国普通銀行の固定資産の再評価額はその耐用年数を何年とみるか等により著しい差違を生ずるが、一応最低二九九億円、最高四八八億円、平均では四一四億円見当と推定される。（本年三月末固定資産の簿価二七億）

二、次に再評価差額と再建整備法による調整勘定との関係であるが、金融機関の再建整備が多数預金者の債権切捨の犠牲によって結了した経緯から新旧債権者の公平論の見地からは再評価差額を調整勘定に繰入れるべきとする根拠もあるが、然しながら再建整備そのものがもともと公平論よりも企業の経理を健全にして経済再建を図ることがその主要目的であること及び固定資産の再評価も資本の喰込みを防止することを主眼としていること等の理由から再評価差額は調整勘定に繰入れるべきでないと考える。

編注　本文の作成年月は推定。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一五。

（6）経理状態を中心として見た大企業の近況

（昭和二五年四月理財局経済課）

経理状態を中心として見た大企業の近況

一、急速なインフレ収束の過程に於ても、一流大企業の経営状態は非常に良いと言われる。しかし、それは特に恵まれた条件に置かれている幾つかの産業部門の中の巨大企業についてのことである（而もそれは他の産業部門の企業に較べて相対的に良いという丈けでその基礎が安固であるとは決して言えない）。この種の産業部門としては、電力、鉄鋼、石炭、肥料、紡績等を挙げることが出きる。

電力――独占的事業。供給が需要に及ばない。料金算定方法が電力会社に有利に決められた。

鉄鋼――銑鋼一貫の巨大メーカーは、補給金政策と輸入原料価格の低下で採算向上。補給金が無くなれば経営の基礎はぐらつく。

肥料――補給金政策。公団の一手買取。需要が強い。（補給金がなくなれば非常に苦しくなり、売行も悪くなるであろう）。

石炭――自然的条件に恵まれ、而も機械化の進んだ炭鉱のコストは平均コストに比し格段に安い。上級炭に対する需要は強い。

紡績――対日援助資金等による豊富な原料供給と操業度上昇。輸出の比較的うまく行っている唯一の業種。

右の幾つかの業種の大企業に於ては、概ねかなりの利益が出ているが、充分な償却を行ってもなお利益を計上し得る企業は極く少い。

二、機械工業部門及び金属工業部門に属する殆ど全部の大企業（前記銑鋼一貫大企業の如きが例外）の経営状況は、最近一段と悪化し、経営の基礎はかなり危い。

全製造工業の就業者の中で、機械工業部門の就業者は二〇％、金属工業部門の就業者は一二％で、両部門併せて約三分の一のウェイトを占めている。

尤も、これらの部門は戦争中に著しく拡大された部門であって、戦後に相当縮小整理されたとはいえ尚且整理の過程を全く了えたとは言えないのであるが、これらの工業は、さきに米国陸軍次官補ロバート・ウェスト氏が来朝の際に言ったように我国の将来の輸出貿易を担当すべき最重要部門であり、且又、繊維工業、化学工業その他工業全般のレベルの向上は、その基礎に機

械、金属工業の発展なしには考えられないことを考えるとき、今日のこれら両部門の衰頽は極めて憂慮すべき事態である。

三、以下、機械工業部門六社、金属工業部門二社、及び化学工業部門の巨大会社の中で補給金政策の恩典に浴することの少い或一社の最近二期のバランス・シートを掲げて、最近の大企業の経営状態を窺うための資料としたい（バランスシート省略―編者）。

尚、以下に掲げる機械工業部門の諸会社は、最近に於ける斯業の生産水準の低下傾向（G・H・Qの統計によれば、昨年四月の一三四・一を峠として漸次低下し、八月には一一六・三、十二月には一〇一・三になっている）に拘らず、その売上高が横這い乃至は多少上昇傾向にあることからも、斯業の中で比較的好調の会社であることを類推出来る。

ここに見られる大体の傾向は

(イ) 損失金を計上している会社が少なくなく、而もそれは増加している。利益金を計上している会社も、その額は低下している。

尚、資本勘定以上に大きい損失を計上している会社も見られるが、固定資産を評価替すれば損失を埋められる。しかしこのように損失の出ることが資本を蚕食することであることは間違ない。

(ロ) 製品ストックの増加は目立たないが、売掛金、受取手形、未収入金等の増加が目立つ。

(ハ) 右の借方勘定の増加を賄い或は損失金を埋めるために、貸方に於て、買掛金、支払手形、未払金、割引手形及び借入金が増加している。

尚、ここに掲げたような一流大企業に於ては、増資或は社債の発行手取金の一部で借方勘定の増加を補塡している会社も少くないが、二流以下の会社に関してはこの途は殆ど塞がれているので金繰の苦しさは一層甚だしい。

(ニ) 原材料の在庫が減少している会社が少なくない。

(ホ) 外部負債への依存度が極めて大きい。銀行借入への依存度の大きいことも米国の人は驚くであろう。棚卸資産と当座資産の全部を外部負債で賄わなければならないほど資本（社内保留をも含めて）の少い我国の企業としてはこのような資本構成は免れ難いのである。

尤も、時価に比し不当に低くなっている固定資産の帳簿価格を評価替し、これに応じて資本勘定を増加させれば、外部負債対資本勘定のバランスはかなり良くなる。しかし末尾（省略―編者）に掲げた米国の大部分の会社が Capital and Surplus が固定資産と経常的な Current Assets の全部を賄い、又、Capital and Surplus が Liabilities よりも遙かに大きいような資本構成を持っているのに比較すれば、我国の一流大企業なるものの経営の基盤が如何に弱いものであるかが分るであろう。

編注　本文は「大蔵大臣渡米資料（昭和二五年四月 大蔵省）」中に集録されている。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

(7) 企業に関する制限の緩和についての要望事項

（昭和二五年四月一二日理財局経済課）

企業に関する制限の緩和についての要望事項（理経昭二五、四、一二）

一、制限会社の解除について

(1) 制限会社の制度は、財閥解体及び企業民主化の予備的措置としてとられたものであるが現在なお次のような規制が行われている。

(イ) 増資、社債発行及び定款変更について大蔵大臣の許可を受けることを要すること。

(ロ) 制限会社の発行する株式又は社債の譲渡、又は取得については、原則として保有率が一％を超える場合には大蔵大臣の許可を受けることを要すること。

(ハ) 他会社の株式の取得、保有及び他会社との役員、従業員の兼任等を禁止されること。

(2) 財閥親会社の保有していた制限会社の株式は持株会社整理委員会に譲渡され、同委員会から放出処分されることとなり、制限会社の保有していた他

会社の株式についても持株会社整理委員会に処分計画を提出の上全て処分することを要するものとされると共に、処分前に於てもその議決権は全て持株会社整理委員会に委任せられた。

右に述べた株式の処分に関する現況は

(イ) 持株会社整理委員会による株式の処分は現在までにその約六〇％を終了し、

(ロ) 制限会社所有株式の処分は約六三％終了した。

(3) 従来制限会社の解除の要件としては原則として

(イ) 親会社によって保有されていた株式の持株会社整理委員会からの放出処分が完了すること。

(ロ) 所有する他会社の株式の処分が完了すること。

が必要とせられており、右による株式の処分の完了したものから制限会社は逐次解除されつつある。即ち制限会社として指定されたものは合計一二〇四社に達するが、その中現在までに五六六社が解除され制限会社としてなお、残されているものは六三八社である。

(4) 然しながら株式の処分が完了する前に於ても、これ等の会社は最早や株式による支配権を何等行使し得ない状態にあるから、制限会社としての規制をなお続けてゆくことの必要はないものと考えられる。現在なお制限会社として残されているものはこの際、速かに解除するか少くとも解除に関する要件を緩和することが要望される。

二、持株会社に対する常務監督の廃止

(一) 財閥の親会社たる持株会社として指定された会社は八三社であり、これらの会社の所有する有価証券は全て、持株会社整理委員会に譲渡され、同委員会から一般に放出処分されつつある。

持株会社整理委員会は、持株会社整理委員会令の規定に基いて、持株会社に対してその解散に至るまでの常務の執行又は清算の遂行について監督上必要な指示をなす権限を有しており、これに基いて持株会社は次の事項については事前に委員会の承認を受けることを要するものとされている。

(1) 毎月収支及び金繰予算
(2) 金融機関からの資金の借入及び担保提供
(3) 債務の引受、及び保証
(4) 総会の開催
(5) 役員の任免
(6) 給与規程その他会社内規の重要な変更
(7) 裁判上の行為

(二) 持株会社八十三社の中約半数は既に解散し又は今後解散することを予定されている（第二会社を設立して解散するものを含む）がその半数（四十一社）は今後とも存続して事業活動を営むこととなっている。かかる存続会社について、既に持株会社整理委員会に所有有価証券を譲渡した現在においてもなお右に述べた如き常務執行についての監督を続けることは全く必要がないと考えられる。この様な監督上の指示は持株会社整理委員会をして速かに撤回せしめるか又はかかる持株会社についての持株会社整理委員会の監督権はこの際削除することが要望される。

編注　前出「大臣渡米資料」。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

(8) 独占禁止法及び事業者団体法についての問題点

（昭和二五年四月理財局経済課）

独占禁止法及び事業者団体法についての問題点

日本経済の復興と自立に対し現行の独占禁止法及び事業者団体法が障碍となると思われる点に関しては、外資導入の障碍については別稿で明かにしたので之を除き、その他の主要な問題として中小企業の保護及び貿易の振興の二の面における障碍を挙げることができる。

一、中小企業の保護

(1) 現在の事業者団体法においては「事業者として共通の利益を増進すること

を目的に含む二以上の事業者の結合体又はその連合体」を事業者団体としているため、固有の同業者団体のみならず一切の共同企業が事業者団体として取り扱われ、その経済的行為は全面的に禁止され、僅かに制限的に列挙された非経済的抽象的な行為のみが認められている。従って中小企業が大企業と競争するためその合理化を行う殆ど唯一の手段である共同の輸送、加工、修理、購買、検査等は同法によって禁止されている。（実例、貨物共同輸送会社、車輛共同修理会社）又公団等の廃止に伴い単独に流通組織を持つことのできない中小企業が共販会社組織を作ろうとすればこれも同法に抵触する。（実例、書籍共販会社、石炭共販会社）

なおこれに類する問題として中小企業の場合のみならず事業者からなる共同企業の経済活動は全面的に禁止されており、その中には融資も含まれているので証券業者が共同で融資機関を作るような構想も違法とされている。

(2) 独占禁止法においては、一般に事業者が共同して「対価を決定し維持し又は引上げること」が禁止されており、この規定は独占価格を禁止するのみならず中小企業が大企業に対する自衛手段として相互に価格を協定する行為をも否定することとなる。

先安見込によって需要者が購入を手控える現状においては、特にこの点は中小企業を保護する上の難点となろう。

二、貿易の振興

(1) ダンピング防止――輸出業者の相互競争、又は相手方の買たたきによりダンピングとなることを防止するため、輸出業者が共同して適正な価格を決定維持することは前述の独禁法の規定に抵触することとなる。

(2) 値下りの防止――日本品が価格の変動激しく先安見込により買い控えられる現状において場合によっては輸出業者の価格協定が必要であるがこれも同様違法となる。

(3) 粗悪品の防止――事業者の共同団体により輸出品を検査し、粗悪品の輸出を防止することは、事業者団体法により事業者団体に許容されている非経済的活動のうちに含まれていない。従って有効にかかることを行う途を封ぜられているわけである。

(4) その他の共同行為の禁止――共同して海外市場の調査、外国事業者の信用調査、紛争の解決等を行うための輸出業者の団体の設立は、事業者団体法に抵触し、又輸出のための共同販売購入組織を設けることも同法により違法となる。これらの点について米国に於て Export Trade Act（ウェッブ・ポメリン法）が、輸出業者の輸出のために作った団体に反トラスト法の適用を除外している例が参考となろう。

殊に最近問題となっているプラント輸出のような大規模な輸出については、単独の事業者が行うことが困難なため、共同行為を認めることが不可欠である。

編注　前出「大臣渡米資料」。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一四。

（9）資産再評価と公定価格について

（昭和二五年四月二〇日物価庁）

資産再評価と公定価格について（昭和二五、四、二〇物価庁）

資産再評価法に基く固定資産再評価に因る減価償却費の増加額は、経済安定計画の達成されるまでの間は、公定価格算定上コストに算入しないこととする。

編注　閣議において、口頭により了解を得た（大蔵省資料Z六二〇―九六）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九六。

（10）会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令案要綱（昭和二五年一〇月二七日大蔵省）

会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令案要綱

一　指定会社、従属会社又は関係会社である金融機関が、決定整備計画に基いて

債権者として割当を受けた株式を取得すること又は担保権の行使若しくは代物弁済によって株式を取得することは、同一資本系統に属する会社の株式であっても差支えないものとすること。（第二条第一号の改正）

但し、取得の日から一年を超えて所有しようとするときは持株会社整理委員会の承認を要するものとし、またその所有している間においてはその議決権の行使を持株会社整理委員会に委任せしめるものとすること。（第二条第二項乃至第四項）

二　指定会社、従属会社又は関係会社が同一資本系統に属する会社以外の会社の社債又は貸付金の債権を取得することは差支えないものとすること。（第二条第一号の二）

三　指定会社、従属会社又は関係会社は、持株会社整理委員会の承認を受けたときは、事業上緊密な関係にある他の会社の株式で他にその引受が困難なものを取得することを得るものとすること。（第二条第五号）

四　指定会社、従属会社又は関係会社の役員又は従業員は、株主又は債権者としての会社の利益を保全するために他の会社の役員又は従業員を兼ねることは差支えないものとすること。（第十一条第一項第三号）

五　従属会社又は関係会社についての制限は、その親会社との間の株式の保有関係が切れて当該会社か従属会社又は関係会社でなくなった後においては、当該会社と同一資本系統に属する会社との間の関係にのみ限定するものとすること。（第十七条の二の改正）

六　指定会社、従属会社又は関係会社の承継会社についての制限は、当該指定会社、従属会社又は関係会社がその承継会社の株式を所有しない場合又は所有しなくなった後においては、当該会社と同一資本系統に属する会社との間の関係にのみ限定するものとすること。（第十七条の四の改正）

七　右の改正に伴い、持株会社整理委員会令の一部を改正し、株式取得についての承認事務等を持株会社整理委員会の業務に加えること。（附則）

（参考）

昭和二一年勅令第五百六十七号及び昭和二十三年大蔵省令第十三号の改正の件（一九五〇年一〇月七日大蔵省宛ＥＳＳセクションメモ）

一、左記参照

a、昭和二十一年勅令第五百六十七号

b、昭和二十五年九月二十九日附連合国最高司令部経済科学局公正取引課宛大蔵省提出覚書主題「制限会社に関する規制の改正に関する件」

二、本覚書の別紙及び二に従って昭和二十一年勅令第五百六十七号及び昭和二十三年大蔵省令第十三号を改正することにつき異議はない。

編注　本文書は昭和二五年四月二七日閣議に提出され、当該政令は、昭和二五年一一月一日政令第三二六号として公布された。また、同勅令の施行省令（昭和二三年大蔵省令第一三号）の改正は、昭和二五年四月六日大蔵省令第三三号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九三。

（11）商事会社の解散に関する司令部覚書の改正

（一九五〇年一〇月一三日ＳＣＡＰＩＮ一七四一―一）

商事会社の解散に関する件

（一九四七年七月三日ＳＣＡＰＩＮ一七四一
改正一九五〇年一〇月一三日ＳＣＡＰＩＮ一七四一―一）

一、左記参照

A、連合軍最高司令部より日本政府に対する一九四五年十一月六日附覚書ＡＧ〇〇四（四五年十一月六日）ＥＳＳ／ＡＤＭ（ＳＣＡＰＩＮ二四四）件名―持株会社の解散

B、連合軍最高司令部より日本政府に対する一九四六年七月二三日附覚書ＡＧ〇九一、三（四六年七月二三日）ＥＳＳ／ＡＣ（ＳＣＡＰＩＮ一〇七九）件名―持株会社整理委員会に関する法規

C、昭和二十一年勅令第二三三号

D、内閣総理大臣よりの昭和二十一年十二月二八日附指定書内閣甲四四九

二、上記覚書及び勅令を実行する為に左記措置を採らなければならない。

A、三菱商事株式会社及び三井物産株式会社の解散及び清算を直ちに開始すること

B、本覚書の日附以後に於て持株会社整理委員会又は其の他の指定された機関の許可なくして該会社の商取引又は資産の譲渡を禁止すること

C、本覚書の日附以前十年の間に該会社の役員、取締役、顧問、在内外支店支配人又は部課長であった者が新会社を組織する為に共同すること又は既存会社若くは今後組織される会社に依り二名以上が雇傭されること又は顧問となることを禁止すること

D、前記C項に指定された者の外に壱百名を超ゆる従業員団体が新会社を組織し又は或一の既存会社若くは今後組織される会社に雇傭されることを禁止すること

(1)　持株会社整理委員会又は今後日本政府により指定せらるべき機関は、申請があった場合においては、上記第二項C及び第二項Dに定められた限度を超過する申請を承認する権限を賦与せられる。斯る許可は、解散された会社又は他の独占的企業結合体の再現の可能性が起らないと決定的に認められた場合に与えられる。

(2)　此の覚書を実行する為に発せられる政令、命令又は規則には、此の覚書の禁止条項又は持株会社整理委員会又は他の指定せられた機関が発する命令の条項又は条件に対する違反についての適当な刑罰を規定するとともに、日本国刑法の違反を検察し告発する権限を有する常置機関の調査権を害することなくして、持株会社整理委員会又は他の指定機関による別個の適当な調査の権限を限定しなければならない。

E、両会社の役員又は従業員が雇傭されて居る商事会社か両会社の何れかが現在又は過去に於て使用して居た事務所の占有を禁止すること、且つ又如何なる会社も三菱商事株式会社又は三井物産株式会社又はそれに類似した商号を使用することを禁止すること

F、該会社をして総ての資産の詳細なる財産目録（その所在をも示す）を直ちに作成して持株会社整理委員会に提出せしめること

G、該会社の総ての現存する帳簿及び記録の維持を命ずること

三、本覚書の各条項を実行するに当り

A、該会社の総ての資産は現行の法律及び命令の規定に基き公開市場での売却又は其の他の公正なる方法に依り処分すること

B、持株会社整理委員会は該会社の役員を罷免、又は役員を清算人に任命してよろしい

C、持株会社整理委員会は之等の会社をして報告書及び情報を提出せしめ又は帳簿若くは記録を検査してよろしい

四、日本政府は本覚書に応じて採った措置に関する報告を連合軍最高司令官宛に三十日以内に提出されたい。

五、本覚書の実行の為に日本政府当該機関と連合軍最高司令部経済科学局との間の直接の連絡を許容する。

編注　この文書は一九五〇年一〇月一三日付覚書による改正後のもので、当初覚書に対する五〇年一〇月改正の要点は、①二Dが書き直された結果、同項(1)前半の規定が明確な表現となり、(2)が追加されたこと、②四において「直ちに」とあったのが「三十日以内に」と改正されたこと、③五が追加されたこと、である（外務省特別資料課『日本占領及び管理重要文書集』第三巻、二一六―一七ページ、大蔵省資料Z六〇一―二一〇）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九三。

(12)　三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令要綱（昭和二五年一一月一七日大蔵省）

三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令要綱

一、旧役員等に関する制限（二条、三条）

(一)　昭和二十二年七月三日現在において三井物産又は三菱商事の役員又は職員であった者で同日前十年間においてこれらの会社の役員、部長、支店長、又は支部長の職にあった者は、二人以上共同して会社を設立しようとするときは、持株会社整理委員会の承認を受けることを要すること。

(二)　会社は、(一)に該当する者を二人を超えてその役員又は職員としようとするときは、持株会社整理委員会の承認を受けることを要すること。

二、旧役職員に関する制限（四条）

会社は、昭和二十二年七月三日現在において三井物産又は三菱商事の役員又は職員であった者を百人を超えてその役員又は職員としようとするときは、持株会社整理委員会の承認を受けることを要すること。

三、承認の基準（五条）

一、又は二、による承認は、持株会社整理委員会が三井物産若しくは三菱商事の再現又は他の独占的な企業体の成立の虞がないと認めた場合に限りするものとすること。

四、旧役職員の告知義務及び違反者の解職（六条、七条）

(一)　三井物産旧役職員又は三菱商事旧役職員は、会社の役員又は職員となろうとするとき及びこの政令施行の際会社の役員又は職員であるときは、その会社に対して自己が三井物産旧役職員又は三菱商事旧役職員であることを告げなければならないこと。

(二)　会社は、(一)の告知をしなかった者をその事実を知らずにその役員又は職員としたことにより一、(二)又は二、の制限に違反していることを発見したときは、その告知をしなかった者を遅滞なく退職させることを要すること。

五、旧役職員に対する退職等の指示（八条）

持株会社整理委員会は、一、(二)又は二、の制限に違反する事実を発見したときは、その会社に対してその制限数をこえる役員又は職員を退職せしむべきことを指示することを要すること。

六、旧事務所に関する制限（九条）

三井物産旧役職員又は三菱商事旧役職員をその役員又は職員としている商事会社は、昭和二十二年七月三日現在において三井物産又は三菱商事が本店若しくは支店の事務所として使用していた建物（支店についてはその建物のうち事務所として使用していた部分に限る。）又は同日現在においてこれらの会社が所有していた事務所用の建物をその本店又は支店の事務所として使用してはならないこと。

七、商号に対する措置（十条）

この政令施行の際三井物産又は三菱商事と同一又は類似の商号を使用している会社（昭和二十二年七月三日前から使用しているものを除く。）は、この政令施行後遅滞なくその商号を変更することを要すること。

八、調査権（十一条）及び罰則（十二条―十五条）

持株会社整理委員会に調査権を与え、またこの政令の違反者に対し罰則を設けること。

九、この政令の失効時期（附則）

この政令は公布の日から十年を経過した日に効力を失うこと。

（備考）　この政令による人員及び事務所についての制限は、三井物産及び三菱商事各別に適用するものとする。

編注　本文書は、前掲資料（11）覚書に基づいて制定された政令要綱で、一〇月一三日閣議に提出され、当該政令は昭和二五年一二月二三日政令第三四〇号をもって公布された。

出所　大蔵省資料Z二〇三―五四。

(13)　再評価積立金の資本組入に関する法律案要綱（昭和二六年三月六日大蔵省）

再評価積立金の資本組入に関する法律案要綱

一　目的

資産再評価法第百九条の規定による再評価積立金の資本への組入の手続及び方法等について必要な事項を定めること。

二　総会の決議
　再評価積立金の資本組入には株主総会の特別決議を必要とすること。
三　新株の発行
　㈠　再評価積立金を資本に組み入れた場合には、同時に又はその後随時に株主総会の特別決議により、株主に対して新株を発行することができること。
　㈡　株主に新株を割り当てた場合における一株未満の端数は、総会で別段の定めがない限り切り捨てること。この場合切り捨てた端株は取締役会で定める価額で他に公募することができること。
四　新株の払込金額を定める場合
　㈠　再評価積立金の資本組入により株式を発行する場合には、総会の決議により新株の発行価額の一部（額面金額以下とする。）を株主に払い込ませるものとすることができること。
　㈡　右の場合に株主が引き受けなかった新株は、取締役会で定める価額で他に公募することを要すること。
　㈢　㈠の場合に新株を引き受けない株主は、新株の引受権を他に譲渡し、又は㈡による公募価額から㈠の株主の払い込むべき金額を控除した額の金銭の交付を請求することができること。
五　資本の金額及び資本準備金の積立についての特例
　再評価積立金の資本組入による新株の発行の場合における会社の資本の金額及び資本準備金の積立に関して商法の特例を設けること。
六　所得計算の特例
　㈠　公募した新株の発行価額中資本に組み入れない金額（株主に交付すべき金額及び資本準備金として積み立てるべき金額）は、法人の所得計算上益金に算入しないこと。
　㈡　四㈢による請求をした株主に金銭を交付した場合には、その交付した金額は、法人の所得計算上損金に算入しないこと。

編注　本要綱は、昭和二六年三月六日閣議に提出され、当該法律は昭和二六年四月一〇日法律第一四三号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇八。

(14)　持株会社整理委員会令の一部を改正する政令案要綱

（昭和二六年三月一六日大蔵省）

持株会社整理委員会令の一部を改正する政令案要綱

三井本社外四社の持株会社（三井、三菱、住友、安田、富士）は、その解散後も、税法上の適用については、解散しなかったものとみなされ、残余財産の分配をしたときは利益の配当があったものとして課税をうけることとなっていたが（第二十九条第三項第四項）、実際には課税をうけるべき法人所得が全く生じなかったばかりでなく、清算所得がないにもかかわらず課税をうけるような矛盾も生ずるので、この際これらの会社の清算を促進するため、司令部覚書に基いて、右の規定を削除し、昭和二十五年三月三十一日以前に解散した三井本社外三社については税法上は同日に解散したものとし、また同年八月十一日に解散した富士産業については税法上もその日に解散したものとするように持株会社整理委員会令を改正しようとするものである。

持株会社整理委員会令の一部を改正する政令案の要旨説明

持株会社整理委員会令第二十九条第三項及び第四項の規定によれば、

㈠　旧三井本社外四社の財閥持株会社は、解散した後においても法人税法等の適用については、持株会社整理委員会の持株会社からの譲受財産の処分が済むまでは解散しないものとみなされること

㈡　㈠の解散しないものとみなされている期間において財閥持株会社が残余財産の分配をなしたときは、これを法人の利益の配当とみなすこと

とされ、課税上特別の取扱いを受けている。

持株整理委員会は、当初予定されていたように全資産を譲り受けることなく有価証券のみに限定し、残余は各社に処分せしめるように方針を変更したのであるが、その清算の経過をみると次のような不合理を生ずることとなる。

㈠　処分財産の処分益が通常事業年度の益金となり、課税対象となることとなるが、当初予想されたような益金は生じなかったこと

㈡　当初予想された配当、利子等の所得が全然生じなかったこと

㈢　当面の住友本社のように清算所得が生じないにもかかわらず、今回行わんとする残余財産の一部分配金が配当としての課税を受けることとなること

これらの不合理を除去するとともに財閥持株会社の整理を促進する必要があり、これに関し司令部より覚書があったので、本政令をもって持株会社整理委員会令の一部を改正するものである。

その内容は、

一　第二十九条第三項及び第四項を削ること

二　昭和二十五年三月三十一日以前に解散した財閥持株会社についてのみ、税法の適用に関しては同日に解散したものとみなすこととすることである。

昭和二十五年三月三十一日以前に解散した財閥持株会社について同日に解散したものとみなすこととするのは、法人税法の改正により昨年四月一日以後に解散した会社に対しては清算所得課税ができないことになるから旧法を適用して清算所得課税をなさんとする趣旨及び同日までに提出された申告書を有効なものとする趣旨である。

なお本改正によって、残余財産の分配が実施せられ財閥持株会社の整理が促進せられることとなる。

（参考事項）

一、命令（施行規則第二十二条ノ五）で定める持株会社の解散の事実のあった年月日

株式会社三井本社	昭和二一、九、三〇
〃　三菱　〃	〃　〃
〃　住友　〃	〃二三、二、二八
合名会社安田保善社	〃二一、九、三〇
富士産業株式会社	〃二五、八、一一

二、各社の払込済資本金額及び残余財産分配予定金額

	（払込済資本金額）	（分配予定金額）
三　井	四億十二万八千円	一株（額面五十円）につき五十円＋α
三　菱	二億四千万円	〃　〃　〃
住　友	二億二千五百万円	〃（額面五百円）につき五百十円
		〃（〃　二百五十円）につき七十五円
安　田	三千万円	出資金一口（十万円）につき十万円
富　士	五千万円	一株（額面五十円）につき

編注　この政令改正案は持株会社整理委員会からの改正提案を司令部が一九五一年三月六日、異議なしとの覚書によって許可して立案されたもので、三月一六日閣議に提出され、当該政令は昭和二五年三月二三日政令第四九号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇〇。

(15)　資産再評価実績（昭和二六年八月九日理財局経済課）

表1　再評価を行った普通法人の業種別再評価実施状況（五一〇ページ所収）
表2　第一次再評価、不再評価申告を行った普通法人の資産別再評価実績表（五一一ページ所収）
表3　第一次再評価を行った全法人の資産別再評価実績表（五一二ページ所収）
表4　第二次再評価実施（内定分も含む）調（五一三ページ所収）

編注　本計表は「池田大臣渡米の際の携行資料」所収

出所　大蔵省資料Z六〇四―一七。

(16)　特別経理会社の在外資産、在外負債調

（昭和二六年八月一〇日理財局経済課）

特別経理会社の在外資産、在外負債調（理経二六、八、一〇）

(1)　特別経理会社四、七六二社中四、五九八社（昭和二四年一二月末迄に整備計画を提出した会社について）

表1　再評価を行った普通法人の業種別再評価実施状況（理経26.8.9）　（単位　百万円）

業種	法人数	払込資本金額 A	取得価額	倍数を乗じた金額（基準額） B	限度額 C	再評価額 D	帳簿価額 E	再評価差額 F	D/C %	D/E %	(B−C)/B %	F/A
1. 卸売業	1,940	4,418	2,351	15,087	12,437	5,595	1,079	4,515	44	5.1	17.5	1.02
2. 小売業	3,466	2,996	1,831	16,347	13,610	6,906	898	6,007	50	7.6	16.7	2.00
（製造業）												
3. 食料品製造業	3,185	6,649	4,006	26,784	24,676	16,496	2,603	13,892	66	6.3	7.8	2.08
4. 紡織業	1,680	16,412	15,422	78,161	71,537	67,587	10,289	57,298	94	6.5	8.4	3.49
5. 衣服及身廻品製造業	472	641	491	2,859	2,283	884	219	662	38	4.0	20.1	1.03
6. 木材及木製品製造業	2,635	2,679	1,557	9,724	8,131	3,893	985	2,907	47	3.9	16.3	1.08
7. 紙及類似品製造業	426	3,865	1,774	15,298	14,190	11,562	1,291	10,270	81	8.9	7.2	2.65
8. 化学工業	1,249	21,276	11,081	81,477	71,003	52,808	8,120	44,687	74	6.5	12.8	2.10
9. 石油及石炭製品製造業	111	2,924	669	5,865	5,587	3,536	784	2,752	63	4.5	4.7	0.94
10. ゴム製造業	268	1,363	1,831	10,803	9,177	5,498	973	4,524	59	5.6	15.1	3.31
11. 皮革及皮革製品製造業	129	514	262	2,594	1,978	855	117	737	43	7.3	23.7	1.43
12. ガラス及土石製品製造業	667	2,682	942	11,286	9,528	6,767	722	6,044	71	9.3	15.5	2.25
13. 第一次金属製造業	321	5,610	3,871	46,632	45,435	35,436	2,302	33,133	77	15.3	2.5	5.90
14. 金属製品製造業	1,569	3,553	2,563	38,781	28,478	14,869	1,597	13,272	52	9.3	26.5	3.73
15. 機械器具製造業	2,737	15,031	6,341	81,234	65,898	33,225	4,117	29,107	50	8.0	18.8	1.93
16. その他製造業	2,680	9,218	4,572	51,138	37,047	17,917	3,020	14,897	48	5.9	27.5	1.61
（製造業計）	18,129	92,423	55,387	462,644	394,955	271,337	37,146	234,191	68	7.3	14.6	2.53
17. 鉱業	257	9,638	17,000	70,946	61,619	43,644	13,586	30,058	70	3.2	13.1	3.11
18. 建築業	991	2,151	1,313	7,896	6,436	4,398	1,003	3,394	68	4.3	18.4	1.57
19. 農業	64	294	33	229	217	143	31	111	65	4.6	5.2	0.37
20. 林業	92	276	96	1,704	1,371	358	60	297	26	5.9	19.5	1.07
21. 漁業及水産養殖業	118	730	824	2,597	2,342	1,360	544	816	58	2.5	9.8	1.11
22. 金融業及保険業	279	19,265	2,505	34,353	31,518	20,912	2,179	18,732	66	9.5	8.2	0.97
23. 証券業	91	358	195	1,592	1,483	1,116	142	973	75	7.8	6.8	2.71
24. 運輸及通信業	1,147	12,751	14,475	83,351	67,229	50,497	11,177	39,319	75	4.5	19.3	3.08
25. サービス業	1,276	2,826	1,765	15,591	14,047	8,383	1,194	7,189	59	7.0	9.9	2.54
26. その他	2,477	2,357	5,669	32,861	24,650	11,415	2,001	9,414	46	5.7	24.9	3.99
合計	30,327	150,489	103,451	745,202	631,919	426,070	71,048	355,022	67	5.9	15.2	2.35

註 (1) 本表は再評価法人の再評価資産についての調である。
(2) 限度額Cは基準額Bより陳腐化額を控除したものである。

表2　第一次再評価，不再評価申告を行った普通法人の資産別再評価実績表（理経26.8.9）

（単位　百万円）

資産別	取得価額	倍数を乗じた金額（基準額） A	限度額 B	再評価額 C	帳簿価額 D	Dのうち再評価した資産の簿価 E	再評価差額	陳腐化率 (A−B)/A %	再評価実施率 (D−E)+C / B %	再評価倍率 (D−E+C)/D
（減価償却資産）										
有形減価償却資産										
建物	79,788	432,533	349,252	172,414	63,425	21,823	150,591	19.3	61.2	3.3
構築物	10,669	104,853	73,351	36,969	8,000	3,506	33,463	30.0	56.5	5.1
機械装置	78,843	322,012	265,341	133,142	62,888	21,137	112,005	17.5	65.9	2.7
船舶	19,433	40,650	34,619	10,892	16,890	3,829	7,062	14.8	69.1	1.4
車輌運搬具	23,829	37,274	33,887	13,160	18,180	4,484	8,675	9.0	79.2	1.4
工具器具備品	22,697	54,947	49,360	9,813	18,597	2,352	7,460	10.1	52.7	1.4
小計	235,261	992,272	805,813	376,392	187,982	57,133	319,258	18.7	62.9	2.6
鉱業用機械償却資産	31,271	94,722	79,279	32,448	28,499	11,399	21,049	16.3	62.4	1.7
無形減価償却資産										
特許権	8	119	119	42	6	3	39	0	37.8	7.5
営業権	120	2,254	2,144	855	76	46	808	4.8	41.2	11.6
その他	208	1,043	933	364	170	94	270	10.5	47.1	2.5
小計	338	3,417	3,197	1,262	252	144	1,118	6.4	42.8	5.4
計	266,870	1,090,412	888,290	410,104	216,734	68,676	341,427	18.5	62.8	2.5
（その他の資産）										
その他の事業用資産	1,108	5,959	4,892	1,060	1,047	201	858	17.9	38.9	1.8
土地及び土地の上に存する権利	12,384	120,935	97,822	14,205	9,978	1,858	12,346	19.1	22.8	2.2
株式	815	1,401	912	700	344	311	389	34.9	80.3	2.1
計	14,309	128,296	103,628	15,966	11,369	2,371	13,594	19.2	24.1	2.1
合計	281,179	1,218,708	991,918	426,070	228,104	71,048	355,022	18.6	58.7	2.5

註 (1) 本表は再評価法人30,327，不再評価法人135,786，計166,113の申告書の合計額である。
(2) 限度額Bは基準額Aより陳腐化額を控除したものである。

表3　第一次再評価を行った全法人の資産別再評価実績表（理経26. 8. 9）　（単位　百万円）

		普通（会社法人）	9－6（組合，金庫等）	5－1（民法上の法人等）	計
総法人数	（イ）	215,859	51,613	177,408	444,880
申告件数	再評価した法人数（ロ）	30,327	1,521	218	32,066
	再評価しなかった法人数	135,786	34,473	139,957	310,216
	計（ハ）	166,113	35,994	140,175	342,282
申告未済件数	（イ－ハ）	49,746	15,619	37,233	102,598
割合	申告割合（ハ/イ）	77%	70%	80%	77%
	再評価割合（ロ/イ）	14%	3%	—	7%
再評価を行った資産 減価償却資産	限度額（ニ）	600,099	4,536	3,000	607,635
	再評価額（ホ）	410,104	2,604	2,252	414,960
	帳簿価額（ヘ）	68,676	619	341	69,636
	再評価差額	341,427	1,984	1,911	345,322
	再評価税額	20,485	119	—	20,604
割合	再評価実施率（ホ/ニ）	68.3%	57.4%	75.0%	68.2 %
	再評価倍率（ホ/ヘ）	5.97%	4.2%	6.6%	5.95%
減価償却資産以外の資産	限度額（ト）	31,820	394	385	32,599
	再評価額（チ）	15,966	192	333	16,491
	帳簿価額（リ）	2,372	24	40	2,436
	再評価差額	13,595	168	292	14,055
	再評価税額	816	10	—	826
割合	再評価実施率（チ/ト）	50.1 %	48.7%	86.4 %	50.5 %
	再評価倍率（チ/リ）	6.73%	8.0%	8.32%	6.76%
合計	限度額（ヌ）	631,919	4,930	3,385	640,234
	再評価額（ル）	426,070	2,796	2,585	431,451
	帳簿価額（ヲ）	71,048	643	381	72,072
	再評価差額	355,022	2,152	2,203	359,377
	再評価税額	21,301	129	—	21,430
割合	再評価実施率（ル/ヌ）	67.4 %	56.7%	76.3 %	67.3 %
	再評価倍率（ル/ヲ）	5.99%	4.34%	6.78%	5.98%

（註）1　本表は再評価法人の再評価資産についての調である。
2　9－6，5－1は夫々法人税法第九条第六項，第五条第一項該当の法人を示すもので，組合，金庫並びに民法第三十四条規定の法人，宗教法人，学校法人等を示すものである。

表4　第二次再評価実施（内定分も含む）調（理経26. 8. 9）　（単位　千円）

業種	会社名	総会	再評価日	資本金	再評価限度額	再評価直前帳簿価額	第二次再評価額	再評価差額
鉄鋼金属	特殊製鋼	8. 1	4. 1	1,500,000	450,240	90,522	440,520	350,000
	栗本鉄工所	7.27	4. 1	70,000		183,538	279,717	96,179
	不二越鋼業	2. 1		200,000		16,620	202,321	185,701
	古河電気工業	6.30	5. 1	600,000		678,129	1,378,129	700,000
造船造機	藤永田造船*	7.30	5. 1	4,800		49,532	71,858	22,326
	小松製作所	8.20予定	1. 1	100,000		21,834	96,489	74,655
繊維工業	興和紡績	6.29		100,000		464,663	545,447	80,784
	東京帽子	7.25	6. 1	10,000		6,882	15,401	8,518
化学工業	大日本製薬	7.25	6. 1	40,000		466	14,150	13,684
	協和醗酵	7.20	4. 1	120,000		826,989	1,026,989	200,000
	大日本セルロイド	7.30	6. 1	200,000		391,650	606,650	215,000
	日新化学	8.28予定	1. 1	1,000,000		1,436	445,589	444,153
諸工業	富士写真	6.26	1. 1	250,000		235,930	390,831	154,901
	東洋リノリューム	7.20	6. 1	50,000		7,964	17,964	10,000
	日本薬器	6.25	5. 1	100,000		83	2,676	2,593
	昭和電線電纜	6.30	5. 1	100,000		390	43,835	43,445
食品工業	日本麦酒	8.15予定	1. 1	240,000	1,546,990	1,010,962	1,486,252	475,289
	朝日麦酒	8.14予定	1. 1	240,000	1,957,308	1,024,329	1,544,329	520,000
	明治製菓	9. 8予定	4. 1	70,000		109,013	209,013	100,000
	若林酒類食品*	7.20		60,000		24,416	92,638	68,222
窯業	伊奈製陶	6.29		50,000		462	11,860	11,398
貿易	江商	5.24		100,000		89,955	176,800	86,844
	計 22 社							
	計			5,204,800		5,235,765	9,099,458	3,863,692

（注）＊印は第一次再評価をしない会社。

(イ)　在外資産　九、四七一、五五九千円
(ロ)　在外負債　一、四七七、〇六八千円
(2)　特別損失に計上された分（昭和二六年三月末）
八、四一二、〇〇〇千円
(3)　主要特別経理会社について（表1五一五ページ、表2五一六ページ所収）
編注　前出「大臣渡米資料」。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一七。

(17)　産業資本と資本市場の現状

（昭和二六年八月一七日理財局経済課）

産業資本と資本市場の現状（理・経　昭二六、八、一七）

一、産業資本の現状

(一)　産業資本の総額（別紙一参照）

(1)　昭和二十六年三月末における産業資本は、法人企業の自己資本約六千九百億円と企業（個人を含む）の金融機関からの借入金約一兆四千九百億円とを合計すると約二兆一千八百億円程度となる。これに対して、昭和七―十一年平均の産業資本は、自己資本と金融機関からの借入金とを合計して二百七十六億円となり、これを資産再評価の基準となった貨幣価値で換算し直すと、約五兆六千九百億円となる。従って、現在の産業資本の総額は、戦前に比し約四割程度に減じたと認められる。尚、現在の自己資本の計算に当っては、資産再評価が十分には行われていないから、若干低めに評価されている。（註、昭和二十六年三月末の産業資本を資産再評価の基準となった貨幣価値（物価倍率約二〇六倍）で換算して、戦前と比較したのは、二十六年三月末の産業資本に加算すべき再評価積立金は、この限度以上になりえないからである。）

(2)　右の如き産業資本の減少は、戦災その他戦争による損失及びインフレーション過程における減価償却の不足と名目所得に対する課税等によるものと考えられる。試みに、特別経理会社において戦争による損失として計上された金額のみでも昭和二十一年八月十一日現在で左記の通りであって、昭和二十年末の払込資本金を上廻る額であった。

戦時補償特別税	三七・五億円
在外資産	八・六〃
第二封鎖預金	一・〇〃
賠償指定等	八・五〃
計	五五・七億円

従って前記の如く昭和二十六年三月末において産業資本が戦前の約四割程度まで回復したのは、主として国民の耐乏と企業の努力による資本蓄積の結果であったと認められるのである。

(二)　産業資本の構成（別紙二及び三参照）

法人企業の資本の構成内容を見ると、現在の産業資本がその総額において不足しているのみならず戦前に比し、自己資本が特に不足し、他人資本（金融機関からの借入金及び営業負債）に依存する傾向が極めて著しいことが判明する。

昭和七年乃至十一年	自己資本対他人資本	一〇〇対　七〇
昭和二十五年末　〃　右		一〇〇対三五四

就中、他人資本のうちでも営業負債の占める割合が激増していることが注目される。

昭年七年乃至十一年	借入金対営業負債	一〇〇対　二四
昭和二十五年十二月末　〃　右		一〇〇対一五一

なお、昭和二十五年十二月末におけるわが国企業の資本構成は、別紙三の通り、固定資産と通常固定すべき運転資金に見合う程度の自己資本を有しないことは勿論、固定資産の一部すら借入金を以て賄っている現状である。

(三)　資本蓄積の必要性

以上の通り、わが国現在の産業資本は、その総額において不足しており、

表1　主要特別経理会社資本金・在外資産負債　（単位　千円）

会社名	資本金	在外資産 (A)	在外負債 (B)	(A)－(B)
日本郵船	950,000	36,360	9,567	26,793
大阪商船	950,000	67,950	967	66,983
山下汽船	98,000	14,205	5,499	8,706
川崎汽船	44,000	8,633		8,633
栗林商船	35,000	4,109		4,109
日立造船	395,000	6,949	1,272	5,677
浦賀船渠	150,000	8,224		8,224
大和紡績	480,000	18,170		18,170
鐘淵紡績	1,630,000	419,544	117,005	302,539
富士紡績	500,000	37,859		37,859
東洋紡績	1,404,500	161,901	44,540	117,361
日本毛織	200,000	17,465		17,465
大日本紡績	1,050,000	117,375		117,375
昭和鉱業	15,000	24,996		24,996
大倉鉱業*	50,072	107,305		107,305
日本鉱業	1,050,000	353,730	49,825	303,905
三菱鉱業	407,400	216,864	31,645	185,219
三井鉱山	1,200,000	197,637	17,516	180,121
日鉄鉱業	150,000	163,177		163,177
茂山鉄鉱開発*	50,000	62,792		62,792
帝国鉱業*		10,828	2,869	7,959
日本製鉄	800,000	1,146,063	147,685	998,378
三菱重工業	2,000,000	63,808	5,678	58,130
東京芝浦電気	2,600,000	88,480	52,755	35,725
東洋製罐	100,000	5,458	774	4,684
扶桑金属*	418,750	64,249	452	63,797
神戸製鋼所	418,270	14,980	5,054	9,926
住友電気	360,000	18,353	1,120	17,233
日立製作所	2,200,000	72,707		72,707
日本鋼管	1,000,000	59,961		59,961
汽車製造	120,000	11,167	2,041	9,126
三菱製鋼	100,000	116,980	14,244	102,736
川南工業	200,000	24,638	6,921	17,717
四国化成	270,000	15,390	4,195	11,195
九善石油	500,000	18,125		18,125
横浜護謨	100,000	9,717	1,236	8,481
王子製紙*	930,000	349,316	11,287	338,029
日本窒素肥料*	450,000	1,049,288	162,360	886,928
昭和電工	244,000	25,195		25,195
三井農林*	10,450	23,409		23,409
産業組合中央金庫	20,600	9,098		9,098
日本農林	180,000	3,564		3,564
日本製粉	400,000	71,306		71,306
小野田セメント*	30,000	35,772		35,772
野村殖産券	200,000	11,591		11,591
東京建物	12,147	17,394		17,394
海南興業*	50,000	197,562	1,203	196,359
三井倉庫	15,000	2,640	405	2,235
三菱本社*	240,000	23,367		23,367
内外綿*	33,000	92,053		92,053
神戸生糸	2,500	7,054	3,326	3,728
江商	100,000	21,586	96	21,490
東洋綿花*	500	11,444	408	11,036
東洋棉花	25,000	103,575	53,225	50,350

（注）　＊印は解散会社。

表2　主要特別経理会社の指定時における在外資産負債内訳（理経26.8.16）　（単位　千円）

会社名	在外資産 固定資産	在外資産 流動資産	在外資産 計	在外負債
日本郵船㈱				
樺太	—	680	680	—
朝鮮	290	2,164	2,455	233
台湾	1,118	7,823	8,942	21
満州	231	1,210	1,441	71
中国	2,804	8,146	10,951	2,624
南方	71	401	473	434
沖縄南洋	25	482	507	3
其の他	—	10,908	10,908	6,178
計	4,542	31,817	36,360	9,566
三菱製鋼㈱				
朝鮮	76,108	40,872	116,980	14,244
日本鉱業㈱				
朝鮮	258,708	—	258,708	11,935
台湾	56,500	—	56,500	—
満州中国	10,659	—	10,659	4,070
カナダ	589	—	589	—
其の他	—	27,275	27,275	33,820
計	326,456	27,275	353,731	49,825
日本製鉄㈱				
朝鮮	357,470	9,532	367,002	80,858
中国	411,386	280,055	691,441	64,922
台湾	—	62	62	—
南方	87,533	—	87,533	—
其の他	—	23	23	1,904
計	856,389	289,672	1,146,061	147,687
日鉄鉱業㈱				
朝鮮	13,607	24,400	38,007	1,828
樺太	11,498	5,782	17,280	862
満州	1,572	774	2,346	816
中国	—	53,827	53,827	—
南方	973	132	1,105	45
其の他	100	54,060	54,160	—
計	27,751	138,978	166,729	3,551
東京芝浦電気㈱				
朝鮮	13,401	28,355	41,756	17,913
華北	2,917	19,120	22,037	6,461
華中	473	10,554	11,027	2,759
台湾	2,471	1,090	3,561	1,800
南方	—	9,978	9,978	8,762
樺太	—	117	117	—
米国	—	—	—	15,056
計	19,264	69,215	88,479	52,755

会社名	在外資産 固定資産	在外資産 流動資産	在外資産 計	在外負債
東洋紡績㈱				
朝鮮	9,190	42,954	52,144	2,409
満州	231	30,568	30,798	5,000
華北	136	40,030	40,166	2,200
華中	—	18,531	18,531	—
其の他	—	20,261	20,261	34,930
計	9,557	152,344	161,901	44,539
三井鉱山㈱				
朝鮮	19,711	38,497	58,208	6,515
樺太	17,629	17,676	35,305	688
其の他	—	104,123	104,123	10,311
計	37,340	160,296	197,636	17,516
日本窒素㈱				
朝鮮	260,101	659,450	919,551	114,345
満州	—	45,048	45,048	734
台湾	—	2,232	2,232	—
南方	不明	不明	50,957	47,281
中国	—	26,500	26,500	—
計	260,101	733,230	1,044,288	162,360
三井船舶㈱				
朝鮮	58	6	64	—
台湾	—	323	323	—
満州	—	198	198	—
中国	—	288	288	939
香港	113	2,581	2,694	2,500
南方	—	1,215	1,215	169
印度，ビルマ，ラク	—	110	110	50
欧米	—	82	82	78
計	171	4,803	4,974	3,738
飯野海運㈱				
朝鮮	52	1,009	1,061	—
台湾	—	5	5	—
華中	—	7	7	—
北米	—	2	2	—
計	52	1,022	1,075	—
三菱鉱業㈱				
樺太	2,421	6,589	9,010	—
朝鮮	60,951	42,433	103,384	9,338
中華	—	30,649	30,649	—
満州	—	6,929	6,929	—
その他	11,847	55,045	66,892	22,307
計	75,219	141,645	216,864	31,645

且つその資本構成は極めて不健全である。

而して、これが企業経理が常に不安定に曝されている原因ともなっている。従って、産業資本の蓄積を図り、企業の資本構成の是正を行うことの急務なることは明かであろう。

二、資本市場の現状

(一) 株式市場の現状

昭和二十四年度の株式市場は、資産再評価期待等により株価が好調を示したところに、インフレの終熄に伴う浮動資金が株式市場に流入し極めて活況を呈し、増資額は七百八十七億円に達したのであるが、かかる市況は企業の実力と国民の貯蓄を基礎とする健実な投資とによって支えられたものではなかったので、後半期に入り企業再建整備等による大企業の増資が一斉に行われるや証券市場は急速に不振の一途を辿り、昭和二十四年末の暴落を演じ、増資も困難を極めることとなった。

昭和二十五年度に入っても市況は依然として不振であり、朝鮮動乱勃発に伴い若干回復の兆候を示したが、他面前年度増資分の未消化株式、S・C・L・Cの解放株等を中心として巨額に上る株式の潜在的供給を控えていたので、株価は十分に回復せず、増資は尚相当困難であり、昭和二十五年度における増資額は、僅かに三百九十一億円に止った。昭和二十六年度においては、レギュラー・ウェイの採用、投資信託制度の創設、再評価積立金の資本組入等の好材料があるが、未だ市況の立直りは十分とは言い難い状況であり、本年度の増資見込額は約五百億円程度と推定される。

(二) 起債市場の状況

昭和二十四年度においては、二百八十一億円、二十五年度においては、四百五十二億円の社債が発行され、又金融債も昭和二十四年度において、百八十六億円、二十五年度においては、六百十億円が発行された。

然し、これらは、政府の復金債償還、国債償還及び日本銀行の国債買オペレーションにより大部分は金融機関が消化したのであって、これらの措置によって、市中金融機関に撒布された金額は、昭和二十四年度八百三十八億円、昭和二十五年度は四百二十一億円であった。而して、昭和二十六年度には、かかる資金放出は殆んど行われていないので、社債の発行には相当困難を伴って来ており、本年度における起債総額の見込は約四百億円程度と推定されている。然し金融債については、昭和二十五年十二月以降資金運用部資金による消化が実施され、その金額は、引受及び買入を合せて昭和二十五年度中は、百六十七億円であったが、昭和二十六年度は二百七十五億円を予定されている。

(三) 見返資金の運用状況

見返資金の私企業投資は、電力、海運等の基幹産業を主なる対象として昭和二十四年度は、二百四十六億円、昭和二十五年度においては、金融機関の優先株式の引受五十二億円、日本輸出銀行に対する出資二十五億円を除いて二百八十四億円に達した。

更に、昭和二十六年度においては、日本開発銀行が設立されたので、同行に対し、百億円、日本輸出銀行に対し、五十億円を出資する外、直接私企業に対し少くとも四百十一億円を投資し長期設備資金の不足を補うこととされている。

(四) 金融機関貸出の現状

右の如き株式市場、起債市場不振の結果、産業資金の調達はいきおい貸出に依存することとなり、昭和二十四年度中の産業資金貸出純増は、約三千八百億円、昭和二十五年度は約四千百億円で、産業資金調達総額のそれぞれ六十八%、六十三%を占めているが、預貯金増勢の鈍化が著しいため、金融機関は所謂オバーローンとなり、昭和二十六年七月末現在の日銀貸出は二千三十三億円に達し本年度以降のみで七百五十四億円の増加を示している。

然し乍ら、輸出入滞貨の増加、ユーザンスの期限到来等による産業資金需要は顕著であって、金融機関がオバーローンであるにもかかわらず産業資金、殊に長期資金は相当窮屈であった。

(五) 社内留保蓄積の現状

再評価による減価償却費の増大、法人税の軽減、及び輸出増大、特需等に伴う企業収益の増大等に因り、昭和二十五年度の社内留保は著しく増加したが、昭和二十六年度においても再々評価、固定資産耐用年数の改訂、新規購入機械の特別償却等により更に増大を続ける見込みであり、産業資本、就中自己資本の充実のために社内留保の果すべき役割は今後益々重要になるものと考えられる。

(六) 資本蓄積対策の必要性

以上の通り、証券市場を通ずる産業資本の調達は現状のままでは必ずしも十分でなく、金融機関貸出にも預金の増加による制約があり、且つ、見返資金には早晩依存できなくなることを覚悟しなければならない。従って、今後においては、産業資金の源泉を培養し、産業資金調達上の障害を排除し、以て資本蓄積を図る方策を講ずる必要がある。

三、資本蓄積対策

資本蓄積対策としては、何よりも実質的国民所得を増大し、貯蓄の増強、企業の内部蓄積の充実、証券市場の振興を図る必要があり、これがためには、少くとも現状では、次のような具体策が考えられる。

(一) 税制及び税務行政運営の改正

(1) 所得税負担を更に軽減する。

(2) 固定資産税を軽減又は廃止し、附加価値税を廃止する。

(3) 郵便貯金及び貯蓄組合の預貯金利子の免税限度を引上げる。

(4) 預貯金利子、株式配当、有価証券取引に関する課税資料の徴収限度を引上げる。

(5) 社債の個人消化についても貯蓄組合制度の適用を認める。

(6) 有価証券の譲渡所得課税を廃止し、軽度の有価証券移転税を課する。

(二) 証券投資機関を設置する。

(三) 預貯金利子の引上げを考慮する。

(四) 独禁法、事業者団体法を緩和する。

(別紙一)

産業資本の蓄積状況

(単位　億円)

	昭和七—十一年平均		昭和二十六年三月末現在
	七—十一年平均物価によった場合	昭和二十四年六月末の物価に換算した場合(二〇六・四倍)	
(イ) 法人企業の自己資本			
一、払込資本金	一六一	三三、二三〇	六、九四五
二、積立金	一三五	二七、八六四	二、三八七
三、再評価積立金	二六	五、三六六	一、二五八
(ロ) 企業(個人を含む)の借入資本	〇	〇	三、三〇〇
合計 (イ)+(ロ)	一一五	二三、七三六	一四、九二八
七—十一年平均基準比率	二七六	五六、九六六	二一、八七三
		一〇〇%	三八・三%

註一、払込資本金及び積立金は、大蔵省国税庁「会社表」による。
但し、金融業の分は控除してある。

二、再評価積立金は、十月迄に申告された再評価差額の実績によるが、再評価限度額は約一兆七千億円と推定され、再評価がこの法定限度まで行われたものとして、産業資本の蓄積総額を計算すれば、戦前の約六十二%となる。

三、借入資本は、事業債と金融機関及び見返資金よりの借入金の合計である。事業債については、興業銀行「公社債統計月報」による。金融機関よりの借入金は、全国金融機関貸出金総額(日本銀行「本邦経済統計」「金融統計月報」)より、インター・バンクの貸出及び非産業資金貸出を控除した。

(別紙二)

資本構成比較表

(単位　億円)

	昭和七—十一年平均		昭和二十五年末	
(イ) 自己資本	六三	五九%	五、一七八	二二%
一、払込資本金	四九	四六〃	二、二七三	一〇〃
二、積立金	一四	一三〃	二三四	一〃
三、再評価積立金	〇	〇〃	二、六七一	一一〃
(ロ) 他人資本	四四	四一〃	一八、七八五	七八〃
一、借入資本	三五	三三〃	七、五七九	三一〃
二、営業負債	九	八〃	一一、二〇六	四七〃
合計	一〇七	一〇〇〃	二三、九六三	一〇〇〃

註一、昭和七—十一年平均は、三菱経済研究所「本邦事業成績分析」による。
二、昭和二十五年末は、大蔵省調査部「四半期別法人企業統計」による。
三、本表の昭和七—十一年及び昭和二十五年末の数字は、ともに三菱経済研究所又は大蔵省調査部によるサンプル調査の結果であって、資本構成の割合の比較を行うために作成したので、別表第一の計数とは、各項目につき相当異っている。

(別紙三)

産業会社のバランス・シート(理経，26.8.14)

昭和7—11年　(単位　%)

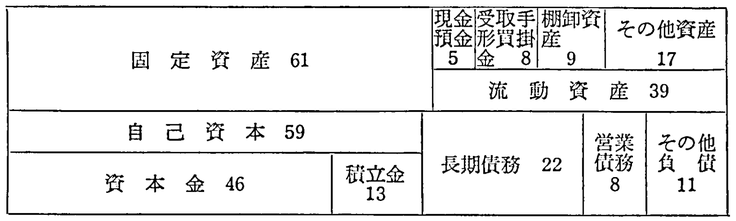

昭和25年末

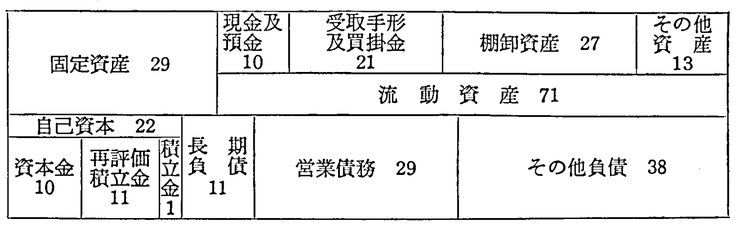

(註)　昭和7—11年は三菱経済研究所調査，昭和25年末は調査部の調べによる。

編注　本文は「池田大蔵大臣渡米の際の携行資料(其の一、一般的資料——理財局)」に所収されている。

出所　大蔵省資料Z六〇四—一七。

九　専　売

(1)　日米合弁たばこ会社設立交渉経過

（昭和二四年八月八日日本専売公社監理官室）

日米合弁たばこ会社設立交渉経過（専、二四、八、八）

一、本年五月上旬以来、チャイナ・アメリカンたばこ会社を代表して、エミール・バルーシュ氏が、日米合弁たばこ会社設立の腹案を以て池田大蔵大臣、長沼大蔵次官、原田専売局長官と予備的会談が行われた。右の会談に基き、概ね同氏の考え方を取入れて、公社側試案を作成し、六月初旬秋山総裁はバルーシュ氏と第一回の会談を行った。この会談及びその後の数次にわたる事務当局の同氏との話合いの結果、別紙の案を得たのでこれを同氏に提出した。

二、当方提出案に対し、六月二十二日バルーシュ氏は、左の諸点以外については、同意見である旨を回答して来た。

(イ)　自由港地帯に、製品工場と材料工場を新設すること。

(ロ)　公社は新会社製品を購入することによって、新会社の経営を保証すること。

(ハ)　チャイナ・アメリカン会社に、公社に対する米国産葉供給の独占権を与えること。なお公社の米葉購入については、数年間を保証すること。

(ニ)　新会社に内国税免除特典を認めること。

右に対し七月一日、当方より詳細な説明書を提出して

(イ)　新会社が米国産葉を使用した製品を、無制限に国内向に販売するときは、葉たばこ代金の支払のため多額の外貨資金を必要とするので、国内向販売は年間十億本程度にせられたい。

(ロ)　新会社製品の輸出不振のため、新工場の運転が止まるおそれのある場合は、公社製品の製造を新会社に委託する。

(ハ)　新会社に対する税法上の取扱は、他の外貨導入により設立された会社と同様とする。

旨の対案を提出した。

三、七月二十二日、バルーシュ氏と秋山総裁と会談の際、同氏より

(イ)　本件について、司令部の関係部長の意見をきいたところ、いずれもたばこは贅沢品であるから、葉たばこの輸入を認めることはできぬ。

(ロ)　また司令部は、新会社の蓄積する円貨を統制する方法がないので、本案には反対である。

(ハ)　従って本件について、これ以上話を進める訳に行かない。

との話があったので、本件交渉はこれを以て打切りとなった。

（別紙）

日米合弁たばこ会社設立の件

日米合弁のたばこ会社を設立し、製品の輸出を図ると共に、外国産葉たばこを輸入して、国内製品の品質改善を図り、併せて財政収入増加の一助とする。

その実施要領は次の通りとする。

一、資本

1　日米合弁の新株式会社（日本法人）を設立し、資本金は一〇億円、出資額は日米折半とする。

2　出資者は日本側は日本専売公社（以下公社と称する）、米国側はチャイナ・アメリカンたばこ会社とする。

3　出資方法は、日本側はたばこ工場（敷地、建物のみ）を現物出資し、残額は現金出資する。米国側はたばこ製造機械、其の他の設備、葉たばこ及び製造に必要な資材を現物出資する。

二、経営

1　新会社の工場は保税工場とする。

2　新会社の経営者は日米共各半数とし、日米側共たばこ製造に経験を有する優秀な人物を選任する。

3　技術者は日本人とするが、これを指導するため当分の間米国人を使用する。

4　事務員及び労務者は日本人を使用する。

三、原材料

1　新会社は少くも二五%以上の日本産の葉たばこを使用する。その数量及び価格は公社と協定する。

2　ライスペーパー其の他必要資材も、出来るだけ日本産のものを使用する。

四、製造

1　製造目標は紙巻たばこ及びパイプたばこ約三〇億本とし、差当り約三分の二を輸出向とするが、極力輸出向の増大に努力する。

2　製品は輸出向は輸出市場の状況に従い適宜製造し、国内向はラッキー・ストライク、キャメル級のものとする。

五、販売

1　国内販売用製品はすべて公社が買入れることとし、その数量及び価格は毎年新会社と協定する。

2　国内販売価格は公社が決定する（国会の承認を要する）。

3　輸出担当者は新会社とする。

六、米葉輸入

1　新会社は公社の米国産葉たばこ購入について、次の援助を与える。

(1)　公社は米国内の葉たばこ会社に対し、新会社を経由して発注する。

(2)　新会社は右の購入代金を弗貨で支払う。

(3)　公社は新会社に対し、円貨を以て右の対価を支払う。

2　右の方法による公社の米葉購入は、輸出額の一割以上とする。輸出額の算定方法は、公社と協議の上決定する。

3　右の方式による公社の米葉購入は、日本側が正常な貿易による外国産葉の輸入を認められるに至ったときは取止める。

七、諒承事項

本件を実施するためには、関係法律の改正及び予算的措置を必要とするので、国会の承認を経なければ、すべて効力を発生しないことを、予め御諒承願いたい。

一、新会社の弗資金及び円資金支出見込

	弗資金	円資金	備考
葉たばこ	四、三八七・五千弗	二三四百万円	米葉七五%、一瓩当り一弗九五仙、使用量二二五万瓩、日本葉二五%、一瓩当り二六〇円、九〇万瓩
材料品	七三一　千弗	一一七百万円	
労銀その他		六三三百万円	製造原価の二五%
計	五、一一八・五千弗	九八四百万円	
合計（円換算）	二、八二七百万円		

二、新会社の輸出による外貨収入見込

一〇億本の場合　三、〇一〇千弗

一五億本の場合　四、五一五千弗

二〇億本の場合　六、〇二〇千弗

（F・O・B価格を工場原価の一五%増とする）

三、公社の米葉購入可能数量見込

輸出額　六、〇二〇千弗

右の一〇%　六〇〇千弗

右による購入可能数量約三〇万瓩

四、一〇億本国内販売による専売益金見込

(一) 収入　七、五二〇百万円
(二) 支出
原価　九八九百万円
経費　四四百万円
計　一、〇三三百万円
(三) 差益　六、四八七百万円

編注　本文書の別紙（日本案としてバルーシュに提出された文書）は、六月一五日に起案され、六月一六日に省議の検討を経ている（大蔵省資料Z六〇三―一一〇）。

出所　大蔵省資料Z六〇三―一一〇。

(2) 国内塩業事情

（昭和二四年九月二三日日本専売公社塩脳局塩業課）

国内塩業事情（昭二四、九、二三日本専売公社塩脳局塩業課）

一、終戦前後の事情

今次大戦末期における塩の需給は、各種の悪条件、殊に塩供給の大宗である輸入塩が殆んど入らなくなったため極度に逼迫をつげ食料塩の確保は緊急の問題となった。茲において専売制度の慣例を破って臨時特例として自給製塩制度を設け、各府県に推進班を設け全国的に自給態勢の整備を図った次第であったが、これが完成を見ぬ内に終戦となった。

終戦後も塩の需給は依然として逼迫を告げたので、政府は関係方面に対してこれが輸入を懇請した所、当時の占領方針として「物資の輸入は国内生産を最大限に行い、それでも不足する部分についてのみ認める。従って日本政府としてはまず総ゆる手段を尽して生産の増加に努めるべきである。」とし、生産を増加すべき品目として「塩」をあげて来たのであった。茲において終戦後も政府は従来の方針を継続することとして、国内生産の拡充を図った次第であった。

二、その後の事情の変化

然るに昭和二十一年に至り外塩の輸入が再開され、又製塩燃料である石炭及び電気の割当が極度に不足して来たため国内塩業が次第に困難となって来た所へ、関係方面より製塩業に対する設備補助金の打切り、建設途上の設備は昭和二十二年二月六日迄に完成すべき旨指示があり、謂ゆる補助金の打切りとして大問題となった。これに従い各業者は突貫工事を実施し、幸い大部分のものは期日迄に完成したが、この頃より国内塩業に対する困難が加重されるようになった。

三、国内塩業不振の原因

今日尚国内塩業は種々の困難に直面している。その主な原因として次のことが考えられる。

(1) 動力の不足

製塩用動力である石炭、電気の入手は終戦前後より次第に窮屈となって来たが、これは昭和二十三年度においてその極に達した。精炭の割当一〇万瓲に対して入手は僅か六千瓲に過ぎなかったことが何より明らかにこの事情を説明している。但し石炭については最近事情が大いに好転し、八月二十五日より統制が撤廃されると共に価格も漸落の傾向にあり、石炭製塩に対する熱源の問題は最早解決したとも考えられる。

(2) 特別買上制度の停止

製塩に対する熱源の問題は最近漸く好転して来たが、これが最悪の状態であった昨年度においては、各業者共高価な割当外燃料の使用を余儀なくされ生産費の著増を来した。しかもこのようにして生産された製塩に対する加算金制度が昨年十月その筋より停止を命じられると共に、塩の買上も暫時中絶するの已むなきに至った。買上中止はその後程なく解決したが、加算金制度は廃止されその後買上価格は凡て現行価格一本（瓲当り九、七四五円）によることとなったので、このことは各業者に対して資金面に、延いてはその経営に尠なからぬ打撃を与えることになった。

(3) 買上価格及び労賃の問題

各生産者の唯一の収入源である生産塩の買上価格は、各種の生産様式についてその中庸と認められるものを選んで実際の生産費を調査し決定することになっているが、その基礎となる物価、労賃は丸公によっている。然るに塩業者の実際の支出の内丸公によることが困難なものがあり、殊に労賃は戦後の労働攻勢におされた結果漸増を余儀なくされ収支の均衡は困難を続けた。

(4) 経営型態の問題

わが製塩業の中には近代的化学工業としての資格を備えた会社組織の真空式製塩から、蒸気式製塩を経て最も原始的な個人による平釜製塩に至る各種の経営型態がある。従って国内製塩を考える場合これら総てに共通の問題の外、夫々の生産様式に特有の問題がある訳であって、今日特に問題となっているのはこれらの内生産様式の遅れている平釜並びに蒸気利用式製塩の経営に付てである。

(5) 金融の問題

従来設備資金に付ては復興金融金庫に融資を仰いでいたが、復金の貸出停止により設備資金の供給に頓挫を来しているのが現状である。このため必要な補修が出来ないものもあって、これが経営困難の原因となっている。なお運転資金に付ては従来地方局において斡旋することとしていたが、昨今の金融事情に鑑み目下地方の実情を調査中であるが、この部面に付ては大なる問題はなさそうに思われる。

(6) 新設、改造の禁止

終戦前後の塩需給逼迫も輸入の漸増により一応バランスが調節されたことと、新設に要する設備資金に対する補助金問題等とも絡んで、昨年二月その筋より昭和二十三年度中は一切設備の新設、改造を行ってはならない旨の指示があった。このことは設備の合理化、機械化による生産費の切下げを困難にし、当時塩業に対する熱源が極度に不足していた事情と相まって、機械化による経営の合理化を阻止する一大障害であった。

(7) 設備補助金の停止

従来は設備を新設する場合二割乃至五割程度の補助金を交付していたが、昨年二月一切これらの補助金を停止する様指示があった。このため、今後新設するに要する設備費は凡て企業の自己負担となった訳であって、他方業者の唯一の収入である買上価格は前述した通り実際の生産費に基いて決定されるので、利潤は勿論消却費も十分認められていない。従って今後切実に機械化を必要とする平釜並びに蒸気利用式業者にとって経営面の一困難を加えたこととなった。

四、今後の見透し

然るに塩業に付ての情勢は昨今大部趣が変って来た。而してそれらの諸事情を考慮して今後の見透しを立てる場合結論として明朗化していると言えると思われる。その理由としては次のことが挙げられる。

(1) 燃料事情

製塩に最大のガンであった石炭事情は大いに好転している。別表にも明らかなように二十四年度に至って製塩用配炭は大いに増加し、第一、及び第二、四半期の割当丈で既に昨年度中の実績を超過している。更に去る八月二十五日をもって特殊用炭を除き、石炭の統制が撤廃され、今後は製塩用炭は自由に入手し得ることとなった。尚価格の面においても丸公を割っているのが殆ど全部であって、この傾向は今後も継続するものと思われる。かかる事情は既に石炭問題から来る製塩業の困難性の解消を意味し今後国内塩業の操業度の向上、延いてはその明朗化が期待されることとなった訳である。なお電力については本年も昨年同様窮屈であるので、これが確保を種々考究中であるが、設備を加圧式に改造することにより電力消費を二分の一乃至三分の一に切下げうる見透しがついたので、目下適当なものから順次これが加圧化を計画中である。

(2) 技術経営能率の向上

製塩設備に対する新設、改良の禁止は、本年三月末日を以て期限が過ぎ、今後自己資金による新設及び改良は、凡て自由にこれを行うことが可能となった。このことは前記の操業度の向上と並んで生産費の低減となり、経

営に大きなプラスとなる。更に経営に付ても今回の中小企業等協同組合法の施行により塩業組合はこれに模様変えすることとなり、従来の旧式な経営より近代的協同組合による経営へと移行する結果、公社としてもこれが成果に大いに期待し、可能な限りの方法においてこれが育成合理化を企図している。なお昨年設けられた塩業整備委員会の結論に基き各地において製塩廃止をするものがあるが、これらの設備を転用することによって前記設備の新設、改良は大いに安価、迅速に行われるものと思われる。

(3) 製品販売面の安定

更に一般的に経済情勢の安定と共に、生産費中に占める原価も騰勢が鈍化し、中には丸公より低下するものもあって、企業採算上大きな明るさを加えている。殊に専売事業として生産塩は収納の都度直ちに現金を以て支払われるから、謂ゆる滞貨とならず、他企業に見られる販売期間の長期化という現象は全くない。この点不況時期において大なる強味と言える。

(4) 生産絶対量の不足

工業用を除き、国内食料用として必要な数量は概算一〇〇万トンである。然るに国内生産による数量は本年度計画四一万トンであって、その半にも足らない。生産能力の点では一応七〇万トンと数えられるが、実際の生産能力は大略五〇万トン位と見込まれる。このことは国内生産の全力をあげても食料用として必要な需要量のやっと半を充すに過ぎないことを意味する。食塩の有する重要性は今次大戦前後の事情を顧みるまでもなく既に明らかであって公社として理想として食料塩自給自足の建前からこれが自給を図りたい意向であるが、差当り現存設備は是非これを確保したいと思っている。

五、以上挙げたように国内製塩にも漸く明るい面が現れて来た。然しながら終戦後の情勢の幾変転によって、困難を続けた経営が一朝にして楽観を許すようになったのでは勿論ない。そこへ達する迄には業者及び公社の指導面双方において大いに努力する必要があること勿論である。然し最悪期は最早過ぎ去ったと言えよう。

今後投入せらるべき資金の効率的使用と、操業度の向上及び経営の合理化によってわが塩業の前途も次第に好転することと思われる。

六、昭和二十四年度において必要とする設備及び運転資金として総計左の額が要望される。

設備資金総額	七億円
内　改造用	五億円
補修用	二億円
運転資金総額	三億円

出所　大蔵省資料Z五二六―二二―二。

(3) 臨時専売制度協議会最終報告書

（昭和二六年二月一二日臨時専売制度協議会）

臨時専売制度協議会最終報告書

（昭和二六年二月一二日臨時専売制度協議会）

目　次

第一、臨時専売制度協議会の設置及びその組織
第二、臨時専売制度協議会に対する諮問事項
第三、審議経過の概要
第四、民営説及び国営説の論拠
第五、民営とする場合に想定される形態
第六、結論

第一、臨時専売制度協議会の設置及びその組織

(一) 臨時専売制度協議会は、昭和二十四年七月十二日閣議了解に係る「臨時専売制度協議会の設置について」に基いて、大蔵大臣の諮問機関として大蔵省に設置せられ、昭和二十四年八月一日大蔵大臣官邸において第一回会合を開いた。

〔参照〕臨時専売制度協議会の設置について

（昭和二十四年七月十二日閣議了解）

一、大蔵大臣の諮問に応じ、専売事業の運営方式等について調査審議させるため、大蔵省に臨時専売制度協議会を設置する。

二、協議会は、会長一人及びその他の若干人の構成員を以て組織する。

会長は大蔵大臣が構成員の中より指名する。

構成員は大蔵大臣が学識経験のある者の中より委嘱する。

(二) 構成員として大蔵大臣から委嘱された者の氏名は、次のとおりで、合計十八名である。（敬称省略　アイウエオ順）

秋山孝之輔、荒井誠一郎、石川一郎、井藤半弥、円城寺次郎、川野芳満、木内信胤、黒田英雄、小坂善太郎、佐々木鹿蔵、島村一郎、高橋龍太郎、塚田十一郎、長崎英造、原安三郎、平野苑平、前尾繁三郎、宗像利吉

(三) 会長の指名については、第一回会議の席上、構成員から会長候補に推薦された黒田英雄が、大蔵大臣から会長に指名された。

第二、臨時専売制度協議会に対する諮問事項

第一回の会議の席上、大蔵大臣から本協議会に対する諮問事項は、「たばこ事業の民営の可否」の問題であることが明らかにされた。即ち、大蔵大臣から、「企業の能率化のため、たばこ事業、電気通信事業等の民営を考えている。この協議会では、たばこ事業民営の可否、民営とする場合に想定される形態について、殊に、民営にして財政上の需要の充足が可能か否か、たばこ耕作の受ける影響等について十分御審議を願いたい。」との趣旨の説明があったのである。

第三、審議会経過の概要

(一) 第一回の会合以後第五回の会合まで、たばこ事業民営の可否を検討する基礎資料として、まず、たばこ専売事業の沿革及び現況に関する資料、外国におけるたばこ税に関する資料、わが国財政と専売益金との関係に関する資料、たばこ消費量に関する資料、葉たばこ耕作と農家経済に関する資料、葉たばこ及び製造たばこの原価に関する資料、中国におけるB・A・Tに関する資料、等内外にわたる広汎な資料を求め、その内容を詳細に検討した。これらの提出資料のうち主要なものは、最近の数字による補正を加えて別冊「附属資料」として本報告に添付する。

協議会としては、これらの資料を手許に持って、必要に応じ大蔵省、日本専売公社、その他参考人の説明を求めつつ、たばこ事業民営の可否について熱心な検討を行ったのであるが、たばこ事業民営の可否の問題は、極めて重要且つ困難な問題であるので、容易に意見の一致をみることはできなかった。

協議会としては、この問題が抽象的な論議に終ることを避け具体的な検討を進める必要があったので、第五回会合の席上、会長から、「仮にたばこ事業を民営に移すものとした場合に考えられる具体的な民営案を作成し、これに基いて問題を具体的に審議することとし、この民営案作成のため小委員会を作ったら如何ですか、又、作るとしたら人選はどう致しますか。」と提案した。協議会は、小委員会の設置に全員一致で賛成し、人選は会長一任となった。

(二) 小委員会は、九月五日第一回の会合を開き、九月二十六日の第五回の会合までに、「仮にたばこ事業を民営に移すものとした場合に考えられる具体的な民営案」の作成及びその案の利害得失、たばこ税の徴収方法等について熱心な研究を行った。この小委員会において民営論と国営論（専売論）との双方の主張の一般的論拠が詳細に述べられている。しかし民営の可否について審議決定をするのは協議会である。この小委員会の審議の結果は、小委員会報告として十月十日の第六回の協議会の会合の席上報告され、爾後、協議会における審議に当り極めて重要な役割を演じた。

小委員会の構成は、（敬称省略　アイウエオ順）

委員長　荒井誠一郎、委員　円城寺次郎、川野芳満、木内信胤、島村一郎、原安三郎

であったが、小委員外からも黒田会長ほか協議会構成員の有志が参加した。

㈢　この最終報告書の第九頁以下に掲げる「第四、民営説及び国営説の論拠」及び第十七頁以下に掲げる「第五、民営とする場合に想定される形態」の記述の大部分は小委員会報告に拠るものであることをここに附言する。

第四、民営説及び国営説の論拠

民営説の論拠

一、自由企業制の原則から民営は当然である。

今後の日本経済が自由企業制を基調とすべきこと。官僚勢力の縮小、官営事業の非能率等の見地からみて、原則としてすべての官営事業は民営に移されるべきである。従ってたばこ事業についても、民営移行によって格別の支障を生じないものならば、よろしく民営を断行すべきである。

二、国家財政上何らの支障はない。

たばこに対する課税は技術的に決してむずかしいものではない。原料に課税するとか、或いは製造会社の数を制限する等の措置をとれば、脱税の防止も比較的容易であって、民営にしたからといって税収が減るとは考えられない。また、財政上増収が必要な場合は、民営でも増徴は簡単であって、ビールはそのよい例である。

三、品質の改善、能率の向上が期待される。

たばこ税の軽減が行われない限り、小売価格について大した値下げは期待できないが、経営の合理化により原価を引き下げ得ることは明らかである。又民営にして自由競争が始まれば、あらゆる創意と工夫がほどこされて、品質は目に見えて改善されるであろう。

四、外資の導入が容易となる。

日本経済復興の一方策として外資の導入が必要であるが、たばこ事業については、外国会社もこれが民営になれば日本への進出を希望している。更にたばこ事業への外資導入が誘い水となって其の他の産業にも及ぶであろう。外資導入が日本経済を植民地化するものであるというのは世界経済の動向を知らないものの論議である。

五、輸出が期待できる。

外資の導入に伴い葉煙草を輸入する機会もできる。従ってこれを原料とした製品の輸出を行い、外貨を獲得することも期待される。

六、政府万能の思想は排除すべきだ。

従来日本では政府の事業といえば、何となく公正であると思い、民間の事業は私利追求としてこれを卑しむ傾向が強いが、これは一種の官尊民卑の現われであって、公営事業が公正であるという考えは単なる迷信にすぎない。

国営説の論拠

一、統制をはずすべき時期ではない。

戦争中網の目のようにはりめぐらされた統制によって息づまる思いをしていた国民にとって、いまその反動も手伝って、自由経済と民営が最大の魅力となっていることはいうまでもないが、しかしそうだからといって何もかも統制を外していい時期ではないし、何んでもかんでも民営にしなければならぬという根拠があるわけではない。たばこ民営案などは恐らくその一つであろう。

二、民営では財政収入の確保ができない。

たばこ専売は全く財政上の見地から創設されたものであり、いわば一種の徴税機関的性格を持つもので歳入総額中に占めるたばこ専売益金の比重は一割七分にも及んでいる。しかもその原価に対する収益率は平均五二七％に及ぶ高率である。民営になっても現在と同額のたばこ税を徴収しなければならぬことは至上命令であるが、民営になった場合脱税が相当多くなることが考えられる。民営の形態の如何及び徴税の方法の如何によっては、脱税はある程度防止できるかも知れないが、民営になっても、社会政策的な考慮から税率を高級品に高く、下級品に低く差等課税の方法によらざるを得ないであろうが、実際に製造されるのは必ずしも政府の予定する等級別数量とはならず予定の収入を挙げ得ないおそれがある。

三、民営になっても品質の改善、価格の引き下げ、生産費の低下は期待できない。

戦前の専売局ではホープ、チェリー級の安くてうまいたばこをつくっていたのであるが、それが現在のように高くてまずいたばこになったのは、主として外国葉の輸入がないことと、千二百億円以上の専売益金を負担しているがためである。民営になっても外国葉を輸入しなければたばこはうまくならないが貧乏国日本の国際収支の関係からいって嗜好品のための輸入は恐らく望めない。又民営にうつせば安いたばこがのめるかといえば、たばこの価格は普通の企業のように製造原価や採算から来るものではなくもっぱら財政上の都合で定められ、非常に高い税金がかかるために値段が高いのである。たばこ税が安くならないかぎり原価の切り下げを大幅に行っても値下の余地は非常に少い。なお、原価そのものについても民営になれば必ず低下するとはいえずかえって原価を高める要素もあって、価格の引下ができるかどうか疑問である。

四、耕作者に大きな影響がある。

民営になって葉たばこの売買が耕作者と製造者との間の話合できまるとすれば、必ずや値をたたかれて現在以下に下るであろうし、品質本位になって急激な産地の転換がおこる。又外国葉がどしどし輸入されて来れば一部のたばこ耕作は絶滅にひんするであろう。自由競争になればたちまちほろびてしまうような弱い耕作を現在存続させている政策は、充分批判の余地があり且つこれが改善に努力をしているのであるが、民営になって以上のような変化が急激におこって農家経済に甚大な影響を与えることは避けるべきである。この点は葉たばこを専売にし、製造販売を民営にすれば問題はないように思われるが、この場合にも耕作者としては、葉たばこ専売は完全民営に至る一段階と考え、不安の念を抱くであろう。

五、外資導入は適当でない。

民営になれば有力な外国資本が進出するであろうが、外資導入はあくまで日本経済の復興の線に沿って行くことが大切である。この点よりすれば経済再建とは縁の遠い嗜好品企業に巨大な外資が入りこんでくることは必要でもないし歓迎すべきことでもない。

又巨大な葉たばこのストックを有する外国会社が、かりにこれを無為替でもちこむことができるならば、少くとも現在そうした便宜をもち得ない日本側の会社に対して、絶対的優位な地位を占めるであろう。その結果中級以上のたばこは遠からずその手中に独占される可能性がある。かくの如く民営実施に伴い新しい企業独占化の傾向を誘致する危険が多大に存する。

六、輸出に大きな期待はできない。

たばこは各国で財政収入の主要な根源となるものであるから、国産品の使用を励行し、外国品には高い関税を課するので、製品の外国輸出は極めて困難である。ただ葉たばこで僅少な輸出が出来るに過ぎない。

第五、民営とする場合に想定される形態

一、本協議会として、たばこから年額千百億円以上の歳入を確保することを前提として、たばこ民営を行う場合に想定される形態は、大要次の参考案のとおりである。尤も、この最終報告書においては、第六、結論において後述のとおり、現下内外の諸情勢から判断して、現在わが国としては民営に移行すべき時期でないと思われるが、将来、民営の可否を再び検討する場合のためにも、一応、参考案としてここに記述することとする。

㈠　民営の範囲

葉たばこ専売は維持することとし、製造及び販売を民営とすること。但し小売人については免許制度とし、現在の販売機構は維持することとし卸売商をつくる必要のあるときはこれについてもまた免許制度を採用する。

㈡　製造会社数

公社の工場を分割して全国五社乃至十社にし、新規施設の製造会社は認めないこととする。

㈢　工場分割の方法

単純に地域的分割の方法によらず、企業の便宜を考慮して工場を組み合わせ適当な分割方法をとる。

㈣　払下の時期

全工場を一時に払下げる。但しその実行困難な場合は㈢により定めた計画に基き買手のついた分から払下げる。

㈤　払下代金

一時払とするが、事情により年賦払を認める。

㈥　徴税方法

(1)　専売益金千百億円以上の内その三割乃至五割は会社の引取葉たばこに対し課税することとし、公社は葉たばこ買入価格及び経費の合計額に税金相当額を加算した金額で葉たばこを会社に売渡す。税率は葉たばこを等級別（五階級位）に区分し、上級品に重くし下級品に軽くする方法による。

専売益金千百億円以上の内その七割乃至五割は製品に対し課税することとし、課税の方法は製品の小売価格に対し一率課税の方法によるか又は製品の階級を定め（たとえば五階級）等級別に上級品に重く下級品に軽くする方法による。

(2)　葉たばこ売渡価格中の税金相当額及び製品に対する税金については製品の現金化を考慮して短期間の延納を認める。

㈦　公社の葉たばこ生産及び売渡方式

(1)　公社は葉たばこ生産計画を樹てるに当りあらかじめ会社と協議して、十分にその希望を取り入れるものとする。

(2)　葉たばこは会社と協議の上で割当て、会社は生産総量を引取る義務を負うものとする。

(3)　公社は葉たばこを収納地の倉庫で売渡し、工場までの輸送は会社の負担においてこれを行う。

二、前記参考案について若干説明を加えると次のとおりである。

㈠　民営の範囲

民営案を徹底させれば、葉たばこ耕作も自由にし、その取引も自由とすべきであるが、今日の高い税を負担している現状から見て、密造たばこの取締を励行する必要上、葉たばこについては、現行通り耕作許可、一手買取の制度は、存続する必要があるものと認められる。この点から葉たばこ専売の維持は、歳入確保上最小限度に必要であるばかりでなく、現在の食糧事情に基く農業政策的な考慮及び多数の耕作者に対し経済上急激な変化を与え、ひいて原料の確保上支障を生じさせないための考慮からも必要であるので、葉たばこ専売は維持し、製造及び販売を民営とすることとする。但しこの制度においては、製造業者が原料として自分の好む葉たばこを自由に買い入れることができないで、公社の割当てる葉たばこを使用せざるを得ないため、企業的意欲が半減するものと思われ、又公社は葉たばこを各製造業者に公平に割当てるについて非常な困難に遭遇することであろう。

なお小売人についても、経済上急激な変化を与えないため及び徴税取締の必要上、酒税の場合と同様小売人は政府の許可を要することとし、現在の販売制度はできるだけ維持することとする。更に卸売商をつくる必要があるときは、これについてもまた免許制度を採用することとする。

㈡　製造会社

製造を民営にしても、小規模工場が乱立することは取締上困難を生ずるのみならず、資金資材等の浪費となり、国民経済上不利益であるので、制度上の原則としては、一定の資格ある者に対しては製造はこれを許可することとするが、実行上五社乃至十社位にして新規施設の製造会社は認めないこととする。

㈢　工場分割の方法

単純に地域分割の方法をとれば、工場施設の優劣その他の生産条件の相違により不公平になるので、企業の便宜を考慮して工場を組み合せ、適当な分割方法をとるものとする。

㈣　払下の時期

工場を買手のついたものから払下げるとすれば、公社の工場と民営工場とが並立することになり、真の自由競争とはならないので、相当の準備期間をおいて一時に払下げることとする。但し一時に払下げることが困

難で、そのために民営の時期が著しくおくれる場合は〝㈢〟によって定めた工場分割計画に基いて買手のついた分から払下げることとする。

㈤　払下代金

現在の国の財政状態から見て、払下代金は一時払とすることが適当であるが、会社の資金の調達は容易でないと認められるから、事情により払下代金はある程度の年賦払とすることも止むを得ないと考えられる。

㈥　徴税方法

(1)　葉たばこ専売の場合、原料課税の方法をとり、葉たばこの品質の上下を問わずその数量に応じて一率に課税すれば、最も簡単であり徴税も容易である。又この課税方法をとって、製造の種類、価格の製造業者が消費者の需要を考慮して自由に定め得るものとすれば、最も自由企業の真価を発揮することができる。しかし此の場合、現在の専売制度の下に存在する上級品と下級品との間の著しい価格の差は相当に減少して、下級品は現在よりも高くなり、国民大衆の負担は重くなるおそれがある。

シャウプ調査団の報告中に喫煙者の負担に触れて、「更に何らかの国税の軽減が許される時には最も安い配給紙巻煙草（および刻み煙草）の喫煙者の負担が些かなりとも軽減されていることが含まれているように、われわれは勧告する。この負担は売値を引下げるか、最低品の品質を改良するかの何れかによって軽減できるであろう。」といっている事に鑑みても大衆たばこの価格が高くなることは避けなければならない。従って本案は原料課税と製品課税を並用し、その両者につき税率は高級品に高く、下級品に低くする差等課税の方法をとることとした。この場合、予定の税収を確保するため及び安い大衆たばこの供給を確保するために、政府が会社の製品の種類及び価格にある程度関与することが必要であろう。

政府がこれに関与することは業者の企業意欲を損い、自由企業の真価を発揮できないことになるが、現在の財政経済の情況においてはある程度止むを得ないものと思われる。

(2)　税金を公社が葉たばこを売り渡すとき又は製品を工場より移出する際に直ちに徴収するものとすれば、製品が現金化するまで製造業者は税金を立替えることになるが、税金が今日のように非常に高いときにおいて相当長い期間製造業者に立替えさせることは困難であるので、製品が現金化するまでの期間を予定して延納を認めることとする。

㈦　公社の葉たばこ生産及び売渡の方法

(1)　葉たばこ専売の下においては、公社は耕作者の収納する葉たばこをすべて一手に買い入れることになるが、もし製造業者の希望によってこれを売渡すこととすれば、各社よりある品質のものに需要が集中してその割当に困難を生じ、ある品質のものには需要がなく売れ残って公社の損失となり、ひいて国民の負担となることになる。従って葉たばこの分配については、公社は会社と協議の上で、公社が買い入れた葉たばこの総量を各社に割当て、会社はこれを引き取る義務を負うものとしなければならない。

以上の事項を実行するために公社は葉たばこの生産計画を樹てるに当ってあらかじめ製造会社と協議して充分にその希望を取り入れるようにする必要があると考えられる。

(2)　葉たばこ専売を維持するのは、徴税上の必要に基くものであるから、公社の仕事をできるだけ少くして、会社の仕事を多くするのが経済的である。従って公社は耕作者から買い入れた葉たばこを収納地の倉庫で会社に売り渡し、工場までの輸送は会社の負担においてこれを行うこととする。

以上で民営案の各項についての説明を終るが、本案はその作業に当って、わが国の財政経済の現況に基く各種の要求を考慮に入れたため、民営の効果を十分に期待するには不充分なものとなった。理想的な民営を実現するには、それに必要な自由の環境を必要とするのであって、民営案実施に条件を数多附せられる場合には、この条件を満足させるため、課税その他につき複雑な

制度を案出する結果となり、民営の企図する有利な結果を十分に実施し得ないものとならざるを得ない。

なお、制度改変に伴って、一時的にもたばこの供給の混乱又は財政収入の減少を来すおそれがあるから、この点につき十分な注意を要する。

第六、結論

協議会における審議の経過においては、たばこ事業はその性質からみて、理論上、企業家の創意工夫により事業の健全な発達を図るため民営とすることが望ましいとの主張が有力であったが、現実に民営を実行すべきか否かの問題については、賛否ほぼ半ばしていたのである。

しかし、最近に至り、協議会として現在のわが国の財政経済事情その他諸般の情勢を綜合した結論としては、現在の段階においてたばこ事業の民営を実行すべしとの意見は寧ろ少数で、大多数の意見は時期尚早論であることが明らかになった。

結論……たばこ事業の民営移管は現在の情勢の下においては早急に実行すべきではない。

（備考）

この結論の多数意見のうちには、時期尚早論と民営反対論とを含む。

出所　大蔵省資料Z五一一―一九〇。

一〇　講和への対応

1　警察予備隊・日米行政協定に伴う措置

(1)　警察力の増強に関する指令に基く予算措置について
（昭和二五年七月二〇日主計局）

警察力の増強に関する指令に基く予算措置について（二五・七・二〇）

一、問題の所在

今回の「警察力の増強に関する指令」に基いて、当然予算措置が必要となるわけであるが、この場合、予算の補正を国会に提出し議決を得れば問題はないのであるが、諸般の状勢から予算の補正が国会に提出できないので、ポツダム政令によつて右措置をなさんとするところに問題がある。しかして、これが問題を更に具体的にすると、如何なる内容のポツダム政令によつて、如何なる措置がなされ、しかもそれらは憲法上、財政法、或は理論上合理的であるや否やと云うところにある。

二、ポツダム政令をもつては、予算の補正を行い得ないことは勿論であるが財政法第三十三条の特例を設け、予算の補正を行つたと同様の結果を招来することとして大蔵省所管理財局の部局、国債費の部、款、特別会計く繰入の項の予算総額を同省所管の予備費に移用し、右予備費を警察力の増強に関する経費に使用することである。

(1)　まず、この場合に第一にはポツダム政令の性格からかくの如くポツダム政令によつて予算の移用に関する財政法第三十三条の特例が設け得るか、この場合まず、ポツダム政令の性格を明らかにしておく必要がある。この政令は、元来憲法の定める手続により、憲法の下に効力を有するものとして制定されたものと考えられたが、この政令によつて、実現しようとする立法的措置又は行政的措置は、超憲法的性格を持つ連合国最高司令官の指令や覚書に基くものであり、したがつて、これが実施措置も仮に憲法に抵触するものであつても、その法的効力を否定することはできないものと考えられる。したがつて財政法第三十三条の特例をポツダム政令で設けることは可能である。しかしながら右の理論は学者の法理論としてはとにかく政治論としては採用しがたい。しからば如何と云うに憲法第八十三条の「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」とある、国会の議決とは予算の形式による議決の外法律の形式による議決を含むことは同条が何等議決の方法について規定していない点より見るも明らかであると考える。しかしてポツダム政令は新憲法下において法律と同一の効力を有する昭和二十年勅令第五四二号に基いて制定されるもので、いわば、同法律に基く委任命令たる効力を有するものと考えたものであるから基礎法たる昭和二十年の勅令は、国会の議決を経たものとみなすべき性質のものである以上これに基いて制定されるポツダム政令は憲法第八十三条に違反するものに非ずと信ずる。したがつて財政法第三十三条の特例的規定を設けることは可能である。

なお又ポツダム政令の基礎をなす昭和二十年「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に定める「連合国最高司令官のなす要求にかかる事項を実施するため必要ある場合においては命令をもつて所定の定めをなし……」の規定は、多分に立法的措置について定めたものと考えられるが文言の表現からは必ずしも立法的事項を規定しているとも思われない。

(2)　次にポツダム政令によって財政法第三十三条の特例が設け得るとしても昭和二十五年度予算総則の国会の議決によっている所管の間の移用を禁止している同第十条の規定を削除し得るやと云うことであるが予算総則第十条も勿論予算の一部であるから予算の補正をなさずして、すなわちポツダム政令を以ってしては変更できない。しかしながら、それは、形式的に変更できないことであって予算と同じ効力を有するポツダム政令を以って予算を実質的に変更し得ることはあり得ることであって、ポツダム政令によって措置されればその部分については予算総則第十条の規定はその実質的効力を失うこととなるものと考えられる。

(3)　かくして予算の移用に関する財政法第三十三条の特例を設け、移用をなすことは可能であるが国債費から予備費に移用することについては更に疑義を生ずる。

予備費は、予算の中にあって大蔵省所管に計上せられた形式的には恰も他の予算科目と同じの如くであるが予備費は本質的に他の予算と異る性質のものであって財政法第三十三条及びその特例の如きは予備費以外の歳出予算に適用さるべきものであって同条文を予備費と他の科目との間に適用さるべきでない。したがって本案は最後の予備費への移用の点で不可であると考えられる。

三、そこで、前記の大蔵省所管の国債費の部、款、特別会計へ繰入の項から総理府所管に国家保安庁の部局、行政部費の部、国家保安庁の款、項を設置してこれに移用することが考えられる。

(1)　これについて問題になるのは部局及び科目を設置しなければならないと云うことにある。移用の性質は、部局等相互間、科目相互間の問題であって、財政法の問題ではない。したがって、科目のないところに新しく科目を設置することは国会の議決がなければ出来ないことである。結局、本案は不可であると考えられる。全然予算科目のないところに科目を設置して予備費以外から支出することは、緊急財政処分の制度を廃止している点から考えても憲法第八十三条から考えても不可能である。

四、かくして最終案にして可能なものとして考えられるのは前記の大蔵省所管の国債費から既定の総理府所管の国家地方警察本部の部局、司法及び警察費に移用し、実質的に同じである警察予備隊の経費を支出することは最も非難が少ないと考えられる。

なお海上保安庁の場合も右に準じて差支えない。

編注　本文にある指令は、一九五〇年七月八日付「警察予備隊創設に関する吉田首相宛マッカーサー元帥書簡」で、本財政史、第一七巻「資料(1)」、九四ページ所収。

出所　大蔵省資料Z五〇一―六〇。

(2)　移用に関する法律問題（昭和二五年七月二一日法制局）

移用に関する法律問題（七、二一）①

一　歳出予算に対する国会の議決の効力は最低、各項の金額までに及ぶものであるということは、旧帝国議会以来とられてきたところであって、財政法第三十二条及び第三十三条はこの趣旨を裏から規定したものである。現行憲法には予算の内容及び執行に関する規定としては第八十七条及び第八十八条の規定以外にないので、歳出予算の議定費目を彼此移用することはそれが、予算が国会の議決によって成立するという根本趣旨をじゅうりんするものでない限り、憲法上の問題ではなく、財政法上の問題である。

二　現行財政法は第三十二条で歳出予算を各項に定める目的外に使用することを禁止し、第三十三条第一項本文で歳出予算の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額について彼此移用することを原則として禁止している。これは、予算制度の根本趣旨から出た規定であるが、同時に予算執行上の便宜を考え「予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもって国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用すること」が認められている。而してこの「予算をもって国会の議決を経た場合に限り」ということに基く予算の規定としては、たとえば昭和二十五年度一般会計予算に

ついて見れば、予算総則第十条の規定がある。

三　右の如く予算の移用は、現行法上は財政法第三十三条第一項但書の規定によらなければできないが、これを別の法律（又はポツダム政令）で制限し、又は拡張することができるかという問題がある。前述のように予算の移用の一般的禁止は憲法の直接規定するところではなく、財政法の規定するところであるから、その特例規定を設けることは形式的には可能であるというべきである。しかしながら、移用の範囲を著しく拡張して、憲法で予算が国会の議決を経べきことを定めていることを無にするような結果を生ぜしめることは、もちろん憲法違反の問題となるであろう。従って、問題はその程度如何ということになる。而して、昭和二十五年度一般会計予算総則第十条の規定を見ても、移用の範囲は相当程度広く認められているから、今回の場合のように特定の費目を限ってしかも連合国最高司令官の明瞭な命令を実施するためにこの範囲を制限的に拡張することは、当然認められるべきものと解すべきであって憲法違反になるとは考えられない。

四　なお、昭和二十五年度一般会計予算総則第十条の但書に「但し、異なる所管又は名称の異なる部の額の間において移用することができない」とあるので、本年度において、財政法第三十三条第一項但書の枠を、他の法律（又はポツダム政令）をもって、この予算総則第十条但書の限度をこえて拡張することは、法律をもって、予算の内容を変更することになり、不可能ではないかとの見解があるが、予算総則第十条但書の規定は、財政法第三十三条第一項但書の規定に基きその内容を定めたものにすぎないから、他の法律又はポツダム政令でこの特例を定める場合に右の予算総則第十条但書の規定の拘束を受けることはないものと解すべきである。

欄外　ペン書き記入
①法制局意見

編注　警察予備隊等経費の国債費からの移用については、本財政史、第五巻「歳計(1)」、四八一―八七ページ参照。

出所　大蔵省資料Z五〇一―六〇。

(3)　警察予備隊の給与計画の承認に関するマッカーサー元帥宛吉田首相書簡（昭和二五年一〇月一一日）

マッカーサー元帥殿

私は去る七月八日付の貴官の書簡に基き急速にNPRの創設に着手した。而してこの為必要な事項である隊員の給与については日本政府部内において十分検討の上最も適当なる条件を定め正当と認められる手続によってGHQに連絡した後これを広告して隊員の募集を行った。その結果去る八月二十三日第一回の入隊を見、来る十月十二日を以て予定された全員の募集を完了する段階に至った。然るにこの政府の公約した内容に基いてGHQに提出した政府の給与計画は数週間を経過したるに未だに承認を得られない。ために共産党員はこれを悪用して国民に対する政府の信用を失墜せしめんとしており、また隊員の中にも予備隊の将来について不安を感じて動揺を来さんとしているもののあることは私の非常に憂慮するところである。

私は茲に貴官の明確なる判断によって日本政府の提案が速かに承認せられるようにお願いする次第である。

昭和二十五年十月十一日　　吉田内閣総理大臣

出所　大蔵省資料Z五二二―三。

(4)　警察予備隊給与についての了解事項（英文）（一九五〇年一〇月二一日日本政府代表）

October 21, 1950.

Subject : *Pay Scale of the National Police Reserve*

It is understood,

(1) That the Pay Scale of the National Police Reserve be reasonably com-

parable with the National Rural Police including allowances paid to the National Rural Police except dependent allowance, and also taking into calculation the value to the NPR enlistees of subsistence and other benefits provided by the Government.

(2) That there will be no pay increase for the enlisted grades of the National Police Reserve when the projected general pay increase for other Government employees is carried out.

(3) That the pay scale for the officers of the National Police Reserve be decided as soon as the projected general pay increase scale for other government employees becomes definite.

(4) That there will be no ingrade pay increase during the two years term of enlistment for the Patrolmen 2nd class who were accepted before 15 December, 1950.

(5) That dependent allowances for the NPR in the enlisted patrolmen grades are not contemplated.

(6) That the pay scale as stated in (1) above will not include the bonus of 60,000 yen to be paid to the patrolmen and sergeants after two years' satisfactory service.

(7) That the bonus will be an original enlistment or recruitment payment not to apply to recruitment after 15 December, 1950.

(8) That any bonus commitment of the government to the NPR does not apply to any other government employment groups including the NRP.

(9) That the Government will appropriate in the National Budgets the appropriate amount of the bonus accruing to those fiscal years in which the service creating eligibility for the bonus is provided.

for the Japanese Government

Katsuo Okazaki

出所　大蔵省資料Z五二二―三。　Chief Cabinet Secretary

(5) 行政協定関係想定問答（昭和二七年三月頃主計局）

行政協定関係想定問答

問　第十八条第三項の規定に基く補償金はどこから支出するのか。

答　第十八条第三項の補償金の支出方法についてはその分担割合などの条件と共に今後の協議によって決定されるところであるが、次の様な方法が考えられる。

(一) 今後安全保障諸費の支出による代替施設の整備などによって民有の施設の接収解除が予想され、之に伴い防衛支出金のうち第二十五条第二項の(a)に相当する不動産借料等九二億円には若干の余裕を生ずるかと思われるのでこの余裕額のうちから支出すること。

(二) 右の方法について協議成立せず、又はその金額が不足するときは、平和回復善後処理費のうちから支出すること。

問　米軍が不法行為其他の事故によって日本人の生命身体、財産等に損害を与えた場合の補償如何。

答　米軍による不法行為その他の事故といってもいろいろな場合がある。主な場合について処理の方法を述べれば次の通りである。

(一) 国連作戦に関連するものはこの行政協定と関連がないから別途の協定に俟つこととなる。

(二) 多くの場合のジープで人を過って轢いたという様な公務の執行に関係しない不法行為については、これは加害者個人①と被害者との関係であって、ただ慰謝料についてのアメリカ政府の支払について十八条第五項がある。

(三) 公務の執行に関連するものは十八条第三項によって日米の間に今後協議決定されるところに従って分担されることになる。

問　従来米軍のため漁業が出来なくなったり、演習場の附近の山林が焼失したりした例があるが、こういうものは今後どう処理されるのか。

答　第二条に掲げる施設、区域の提供に関連するものは第二十五条第二項(a)②に包含される。一方その損害が施設、区域の外で起ったものは第十八条第三項によって処理されることとなる。但し、十八条第三項(a)によって日本国の法令によって請求として成立するものでなければならない。

問　二十五条第二項(b)の一億五千五百万ドルに相当する邦貨額を「使用に供する」とは具体的に如何なる手続をとるのか。

答一　この協定に基く経理方法については二十五条第三項に掲げる如く今後両当局間において協議して具体化されて行くのであるが、現在までに諒解されている骨子は次の如くである。

(一) 駐留軍の現地消費（ただし、食料費などの基本的経費の日本での調弁分は除く）の支出に充てるためアメリカ側に一の特別勘定を設置する。

(二) この特別勘定に対しては日米双方から繰入れを行うこととなるのであるが、日本側の繰入れは一度にこれを行うことなく四半期毎に行う。

(三) 右の繰入れた資金の特別勘定からの支出については事前に支出負担行為計画について日米両当局間に意見の一致を見た後実施されるものとする。かつ、支出についてはアメリカのみならず日本における慣行を考慮してその基準を協定する。

(四) 此の勘定の収入、支出負担行為及び支払については毎月月報を日本側に送付し、爾後における勘定への繰入れの調整に資する。

(五) 支出については日本側において必要に応じ監査を行うことができる。

二　右の手続についてはアメリカ側に立法などの手続を必要とするためとりあえずその間は日本側において支出を行うが、その所要額の計画については一、と同様双方の意見の一致を見たところで実施されることとなる。

問　何故一五五百万ドルに相当する資金を日本側で支出せずアメリカ側に交付することにしたのか。

答　駐留軍の経費負担の方法としては経費の種類によって区分する方法と、定額又は定率（例えば二分の一の割合でという様な）によって負担する方法とがある。

本行政協定においては不動産の借料等についてはアメリカ側の法規の関係などもあって前者の方法、即ち日本側で負担することとし、其他の経費については定額による方法をとった。この方が、経費が仮に更に増加（その程度の甚だしい場合は勿論改めて協議をするのであるが）した場合の負担の関係などから見て適当だと考えたからである。定額負担ということになると、これは本来駐留軍の経費であるという性質上アメリカ側がその支出に当りこちらがその定額だけを繰入れるという形となるのが自然である。アメリカ側に設置される特別勘定に繰入れることとしたのはこの理由による。しかし、この特別勘定は、アメリカの勘定ではあるが、その性質から云って一種の共同勘定の如きものであるから別に述べた様に日本側が充分にその発言権をもち、終始責任をもって処理し得る様な仕組みにしたわけである。

問　防衛支出金六五〇億円の基礎となっている米軍の現地経費一、三〇〇億円に増減があった場合行政協定第二十五条の関係上どういうことになるのか。

答　第二項(a)の借料其他は、日本側で支出することになっているからその費用が九二億円という予定に対する増減は日本側において負担する。この金額は第二条によって決定される施設及び区域の範囲及び今後における接収解除の範囲及びその時期などによって変動する。第二項(b)の方は定額の負担であって、その増減の危険負担はアメリカ側にある。

しかし、いずれの場合も通じて六五〇億円という金額は、米軍の現地経費が現在迄の終戦処理費の実績に基いて一、三〇〇億円（三六〇百万ドル）という推定の下に立てられたものであるからこの基礎に大きな変動があるときは当然合同委員会其他において定期的に再検討されることになろう。

二十七年度においては防衛支出金は六五〇億円を超過することは万あるまいと思われる。

問　昭和二十八年度以降の日本の防衛支出金の負担は行政協定ではどうなっているのか。

答　第二十五条第二項の(b)にかかげる年額一五五百万ドルに相当する金額は二十

八年度以降にわたる約束を含んでいない。この点「定期的再検討」という意味は少くとも一年以内に必ず行われ二十八年度には右の再検討の結果別に協議して定めることとなる。

この場合今後日本が安全保障条約に示された自衛について漸増的に責任をとるということになった場合は、そのための経費の増加のことを考えて防衛支出金についてはその減少方を考慮して貰う様に話し合っているのである。

問　路線権とは如何なるものか。

（法務庁より答弁可然）

一種の地役権であって（英語では right of way）有線無線の通信施設をするためのもの。パイプラインを敷いたり、鉄道の引込線を引いたりすることについての地役権のことである。これ等の施設の建設そのものとは勿論異る。

問　二十五条第二項(b)の「支払の貸記の際の為替相場」云々は如何なる意味であるか。

答　これはアメリカが、他の諸国にたいして援助、或は余剰財産を払下げなどの債権をもつ場合この現地通貨を弗に換算するときに用いている例文を基礎としたもので要するに南米、ヨーロッパなどの地域において複数レートが存在している事実から複数レートの場合最も有利なレートによって計算をするという意味である。日本の場合勿論単一のレートであるから、将来の万一の場合に備えた条項にすぎない。

文章の字句はスエーデン、ブラジル等に対する協定に基いたものである。

問　今後における労務調達はどうなるか、調達基金はどうなるか。

答　労務調達をいわゆる直接雇用にするか、間接雇用にするかは特に行政協定ではきめられていないが、恐らくは間接雇用になるかと思われる。この場合支払の方法については今後協議決定されるところによるので、そのとりきめに従って調達基金或はこれに類似の運転資金の要否がきまると思う。

欄外　河野主計局長筆蹟の鉛筆書き

①北大西洋条約ニ例アリ

②見舞金トナルト日本単独ノ負担ニナル

日本負担	二七年度分担額	二六・七―二七・六日本負担	二六年度契約見込(二月末)	二六年度支出済(一二月末)
1 運輸費	一〇〇	九一	八四（五六）	五〇
2 通信費	五四	四七	四八（四八）	一六
3 用役費	六〇	五三	五七（五五）	二三
4 役務費	一五四	一四二	一六〇（一四七）	九一
5 需品費	一七七	一四九	二一三（一八〇）	一四二
6 設備器具費	一三	一三	二〇（一四）	八
小計	五五八	四九五	五八二（五〇〇）	三三〇
7 借料その他施設提供費	九二	八六	六二（五〇）	二五
合計	六五〇	五八一	六四四（五五〇）	三五五
8 労務費	—	—	一六六（一四七）	一四九
総計	六五〇	五八一	八一〇（六九七）	五〇四

（註）二十六年度契約見込八一〇億円は二十六年度予算額八二、四八〇百万円（成立予算九九、九八〇補正減一七、五〇〇）に対するものであって、予算現額としてはこの外に一八、四八一百万円の既定調達費（二十五年

度よりの繰越）がある。

八二、四八〇百万円について云えば、その中、一、四八〇百万円は二十六年度の不用額になるべきであるが、講和発効が四月以降となる場合の終戦処理費の財源を確保する意味において、その金額を二十七年度に明許繰越することとし、なおこの外八一〇億円の中一三、五二〇百万円の繰越が見込まれるので既定調達費を除く二十七年度への繰越は一五〇億円を予定している。既定調達費一八、四八一百万円について云えば、その十二月末支出済額は、一二、九一七百万円、二十六年度中の支出見込は一三、四八一百万円であり、二十七年度への繰越二〇億円、不用額三〇億と見込まれる。

出所　大蔵省資料Z五〇一―九八。

(7) 合衆国の所有に属する物品の警察予備隊への貸与に関する司令部覚書（一九五二年三月二四日民事局セクションメモ）

昭和二十七年三月二十四日　　連合軍最高司令部民事局

大橋国務大臣宛覚書

合衆国の所有に属する物品を警察予備隊に貸与するの件

一　合衆国当局の指令に基いて警察予備隊に貸与中の数種の訓練用物品（備品及び消耗品を含む。）に関連する当面の問題を解決すべく、この覚書を提出する。

二　民事局側で問題となっている点は、次の通りである。

イ　民事局物品係将校は、合衆国陸軍物品会計規則に基き、予備隊に貸与した合衆国の所有に属する物品のすべてについて、出納保管の責任を負う。

ロ　右の会計規則によって、これらの将校は、当該物品について合規の監督をなし得ないに拘らず、予備隊に貸与中生じた貸与物品の亡失又はき損についてその弁償責任を過重に負わなければならない。

ハ　更に、貸与物品について、本部、管区及び駐屯地部隊の間で、ことごとに右の会計規則による共用又は貸与の手続を経ることは、甚だ煩瑣である。

三　予備隊側の問題は、先日からの本部との交渉によれば、未だ当該貸与物品を受け入れてその保管の責を負う権限が与えられていないというその考え方にあると思う。

四　民事局及び予備隊のこれら双方の問題を解決するには、先ず、次の諸原則を相互に容認しなければならない。

イ　民事局は、予備隊に一定の訓練用物品（備品及び消耗品を含む。）を貸与する権限を有する。

ロ　予備隊は、民事局から貸与される物品を受領し、使用する権限を有する。

ハ　当該貸与物品の所有権は、合衆国政府に存する。

ニ　予備隊は、民事局から貸与される物品のすべてについて出納保管の責を負う。

この場合、予備隊においては、善良な管理者の注意をもって当該物品を保管し、過剰又は不用となった貸与物品若しくは損耗又はき損によって廃品となった貸与物品を返還し、更に、当該物品について民事局の認める出納の帳簿を備えるものとする。

ホ　当該貸与物品使用に対する補償及び予備隊で保管中に亡失又はき損した貸与物品の費用賠償について予備隊の負うべき責任については、合衆国及び日本国両政府間において取極める。

ヘ　民事局は、予備隊の保管する当該貸与物品及びその帳簿を何時でも検査できる権限並びに当該物品の返還を何時でも要求できる権限を保留する。

五　以上の諸原則を相互に容認するものとし、次に、当面の問題の具体解決案として、全体の手続を述べる。

イ　予備隊に貸与される物品の品目、数量及び配分については、その認められた範囲内で、民事局及び予備隊相互に協議して定める。

ロ　イによって定められた貸与物品は、民事局物品係将校が合衆国軍補給廠に請求する。

編注　日米行政協定の条文は、本財政史第一七巻「資料(1)」、一二三―三四ページに採録。

出所　大蔵省資料Z五〇一―九八。

(6) 防衛支出金算定の根拠（昭和二七年三月三日主計局）

防衛支出金算定の根拠（二七、三、三）

一、算定方針

駐留兵力等については、従来の占領軍の場合と大差なきものと考え、終戦処理費支出実績及び昭和二十六年七月以降の占領費の日米負担区分等を基礎として、これに物価の調整を施して算定した。

二、日米負担区分及び前年対比（単位　億円）

ハ　合衆国軍補給廠に請求して予備隊に貸与される物品は、すべて、民事局物品係将校又はその代行者が先ず受領する。

ニ　民事局物品係将校又はその代行者は、貸与物品を受領したときは、直ちに、ここに定める目的のために任命された予備隊の貸与物品受領官又はその代行者に保管転換する。この場合、貸与物品受領官は、受領する物品の品目、数量その他について検査し、その受領書をしたためるものとする。右の受領書には、次のとおり証明する。

「以上の物品は、警察予備隊の用に供するため、記載数量のとおり、私が受領した。なお、当該物品は、依然、合衆国の所有に属するものであることを了承する。」

ホ　予備隊は、ニによって保管転換を受けた物品について第四項ニに規定する出納保管の責を負う。

ヘ　予備隊の返還する使用可能、使用不能又は廃品の貸与物品については、民事局物品係将校又はその代行者は、受領書をしたためて予備隊の貸与物品受領官又はその代行者に差出す。この受領書によって、予備隊は、第四項ニの出納保管の責任を解除される。

ト　民事局物品係将校及び予備隊の貸与物品受領官は、それぞれ定めるところに従って貸与物品出納の帳簿を備え、貸与物品の総品目、返還した貸与物品の総品目及び予備隊が現に保管する貸与物品の総品目について何時でも両者間の出納記帳が実質的に一致するよう相互に帳簿を整合するものとする。

チ　当該物品の貸与について、その細部手続及び受領書の様式その他の書類は、民事局及び予備隊において協調して定める。

六　結語として、前記第四項に述べた諸原則は、合衆国貸与物品の状況について得られる現存の事実を確認するに止まり、また、これらの原則を形式的に承認し、容認する権限は、既に、民事局及び予備隊の何れにも、それぞれの政府によって認められているものである。更に、前記第五項に述べた手続については、単に、以上の諸原則に内在する方針を広くふえんして、合理的、効率的、かつ、経済的な計画によって相互の問題を解決するためのものである。

民事局長代将　ワトソン

追補

この覚書第四項の諸原則は、既に、承認され、容認されたものである。なお、同第五項に概括して定める手続を、ここに承認する。

月　日

民事局のために
民事局長名

月　日

予備隊のために
本部長官名

宛大橋国務相

米国貸与武器の取扱についての概要

一、現在

1　予備隊は貸与物品目録を作って居らない。即ち例えばカービン銃の如き貸与品の若干の明細が各々隊員の個人記録に所載されているに過ぎない。且、予備隊としては、それらすべての責任についての記録は全くもっていない。

貸与品は、デポなり、営舎なりでの明細書類に基いて保有されているのではない。

2　貸与品の出納及び責任の一切は挙げて民事局、管区更に各キャンプの米国顧問に負荷されている。

斯くの如き負担は、これの将校にとっては、不公平なものであり、普通に考えて、自己の直接の管理下にあるか又は直接保有するのでなければその物件に対し出納を明かにし、且又それらへの責任をもつことはできないところである。更にこれらの将校について予備隊の保有中に於ける物件の亡

失、損壊の金銭上の責任を生ぜしめるに至る可能性がある。

3　物件出納の全責任はかかって、米軍顧問団にある。この責任は極度に重く且同時に費用を要するものである。何となればそのことは物件についての厖大な諸記録を作成し処理しなくてはならぬからである。

米軍の通例の法式においてはこれらの諸記録は本部物品係将校から管区の責任ある将校へ、更にそれから営舎の将校へとその責任の転移を記録するように作製されるものである。

貸与物件についての数千に亘る細目の個々の事柄がすべて、営舎から他の営舎へ管区から他の管区へ物件が移転する毎にそれぞれ正規の証人によって、確認されねばならぬということを考えて見ても、米国政府が貸与品の効果的取扱に不必要な経費を支出していることが明らかとなるのである。

4　米国貸与物件に対する責任の分担の不平等、それらの物件記録作成保有の仕事量の分担の不平等を考えること、貸与物件取扱ということに包含されている日米間の相互援助ということが全く調和を欠いていることが明かであるといわなくてはならぬ。

二、新しい方式案

5　予備隊は貸与物件の責任を有するものとする。

責任は、民事局の物品係将校から、予備隊総隊監部の当該幹部に貸与物件を引ついだ時にうつることとなる。

しかして、予備隊幹部より、米軍将校へ物件を返納した時に責任は終了するものとする。

6　米軍貸与品は、予備隊の責任のある間においては、最近制定せられた「物品の出納と責任」に関する予備隊規程に基く、予備隊物件記録の中に組入れるべきものとする。

かくて予備隊は、貸与物件についての充実且明細な記録を保有するに至るであろう。

7　米軍顧問団は、貸与品が予備隊の保管にある間は、米国物件に対する出納と責任から解放されるものとする。しかし、そうはいっても、顧問団は、米国の物件の利益を保護するための適切な、検査監督は継続して実施するものとする。

8　本案は、貸与物件についての使用亡失毀損に対する米国政府に対する補償の問題については言及していない。これは両国政府間で解決すべき問題の一である。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一〇四。

（8）日米行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案要綱（昭和二七年三月大蔵省）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案要綱

日米行政協定の円滑な運営をはかるため、所得税、法人税、相続税、富裕税、通行税、印紙税、物品税及び揮発油税について、次のとおり臨時特例を設けるものとする。

1　所得税法の特例

次に掲げる所得については、所得税を課さないものとすること。

(1)　合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、合衆国軍隊又は軍人用販売機関等（PX等）における勤務又は雇用に因り受ける給与所得。

(2)　(1)に掲げる者が、これらの者として一時的に日本に滞在するためにのみ日本において有する個人用動産を他のこれらの者に譲渡した場合の譲渡所得。

(3)　通常合衆国に滞在する個人で、合衆国軍隊の使用する軍人用販売機関等以外の施設及び区域の建設、維持又は運営に関して合衆国において締結した契約に基く事業のみをなす個人契約者のその事業から生ずる所得。

(4)　個人契約者又は法人契約者の被用者が、これらの契約者のなす事業に従事することに因り受ける給与所得。

(5)　個人契約者が、当該建設事業等の用に供するために日本において有する家

屋以外の減価償却資産を他の同様の個人又は法人に譲渡した場合の譲渡所得。

(6) 個人契約者又は被用者が、当該事業のためにのみ一時的に日本に滞在することにより日本において有する個人用動産を他の同様の個人又は法人に譲渡した場合の譲渡所得。

(7) 軍人用販売機関等が、合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族等に対してなす商品の販売又は役務の提供から生ずる所得。

2 法人税法の特例

次に掲げる所得については、法人税を課さないものとすること。

(1) 合衆国軍隊の使用する軍人用販売機関等以外の施設及び区域の建設、維持又は運営に関して合衆国において合衆国政府と締結した契約に基き、その履行のための事業のみをなし合衆国法に基いて設立された法人契約者のその事業から生ずる所得。

(2) 法人契約者が、当該建設事業等の用に供するために日本において有する家屋以外の減価償却資産を他の同様の個人又は法人に譲渡した場合に生ずる所得。

(3) 法人契約者が、(2)又は1の(5)に掲げる資産を譲渡、贈与又は遺贈に因り取得した場合に生ずる所得。

3 相続税法の特例

次に掲げる資産の価額は、相続税の課税価格に算入しないものとすること。

(1) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が相続、贈与又は遺贈に因り取得した個人用動産の価額。

(2) 個人契約者又は被用者が相続、贈与又は遺贈に因り取得する1の(5)又は(6)に掲げる資産の価額。

4 富裕税法の特例

合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族若しくは合衆国軍隊の施設及び区域の建設事業等のためにのみ一時的に日本に滞在する者が日本において有する個人用動産又は当該事業の用に供する減価償却資産の価額は、富裕税の課税価格に算入しないものとすること。

5 通行税法の特例

合衆国軍隊の構成員が、合衆国軍隊の用務を遂行するため汽車等の乗客となる場合は、通行税を課さないものとすること。

6 印紙税法の特例

合衆国軍隊又は軍人用販売機関等が発する証書及び帳簿については、印紙税を課さないものとすること。

7 物品税法及び揮発油税法の特例

合衆国軍隊又はその公認調達機関等が、合衆国軍隊の用に供するため、日本において調達する物品又は揮発油については、物品税又は揮発油税を課さないものとすること。

右により免税された物品又は揮発油は、原則として、他の用途に供するために譲渡することができないものとし、他の用途に供するために譲渡するときは、譲受人から物品税又は揮発油税を徴収するものとすること。

8 その他

(1) この法律施行の際までに連合国軍から発注された物品でこの法律施行後三月以内に製造場から移出するものについては、物品税を免除するものとすること。

(2) 輸出免税の手続について簡易化をはかるため、物品税法に所要の改正を加えること。

編注　本要綱は、三月二五日大蔵省から閣議に提出されたものと内容はほぼ同じだが、体裁、修辞が異なっている。当該法律は、昭和二七年四月二八日法律第一一一号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六〇三―八五。

(9) 日米行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案要綱（昭和二七年三月二五日大蔵省）

1 制定の目的

日米行政協定第五条、第一一条及び第一四条の規定を実施するため、関税法、関税定率法及びとん税法並びに酒税法、砂糖消費税法、骨ばい税法及び揮発油税法の特例を設ける。

2 内容の要点

(1) とん税の免除関係

合衆国の公用船で公の目的で運航されているものに対しては、とん税を免除し、公用船が一般貨物を積載しているときは、一般貨物重量に応ずる割合でとん税を徴収することとし、これに伴って必要なとん税免除手続を定めるとともに、公用船及び公用機の入出港に際しては、関税法で定める手続のうち、必要最少限度のもののみをとらせることとする。

(2) 関税の免除関係

合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、協定第一五条に規定する機関（PXその他）、軍隊の構成員、軍属、それらの者の家族又は契約者の輸入する協定中に規定された特定の物品については、関税を免除するとともに、その免税特権の濫用を防止するために、証明書の提出、関税免除物品の製造、関税の追徴等に関し必要な規定を設ける。

(3) 内国消費税の免除関係

関税の免除を受ける輸入物品には、酒税、砂糖消費税、物品税、骨ばい税及び揮発油税をも免除することとし、これに伴って必要な手続等は関税の手続と同様とする。

(4) 税関検査の免除関係

命令により入出国する合衆国軍隊の部隊又はその構成員の携帯品、公封のある公文書、合衆国政府の船荷証券により船積された軍事貨物及び合衆国軍事郵便線路上にある郵便物については、税関検査を行わないこととする。

(5) 関税等免除物件の国内処分関係

関税及び内国消費税の免除を受けた物品が国内において免税を受ける資格のない者に処分されるときは、当該処分を関税法規の適用については輸入、内国消費税法の適用については保税地域よりの引取りとみなし、譲渡人及び譲受人に必要な手続を行わせ、この場合の関税の徴収については国税徴収法を適用する等の必要規定を設ける。

(6) 差押物件等の引渡

合衆国軍隊の所有物品を税関が収容、保管した場合又は領置差押した軍隊の所有物品について領置、差押の事由がなくなった場合には、当該物品を所有する部隊又は軍隊の検察機関に引渡すこととする。

(7) その他

附則として、この法律施行前連合国軍の権限ある官憲の発行した免税証明書等により免税輸入された物品がこの法律施行後免税特権のない者に国内で処分されるときの課税等について必要な経過規定を設ける。

編注　本要綱は三月二五日閣議に提出され、当該法律は昭和二七年四月二八日法律第一一二号として公布された。

出所　大蔵省資料Z二〇四―四。

(10) 日米行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案要綱（昭和二七年三月二五日大蔵省）

日米行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案要綱

（目的）

第一　この法律は、日米安全保障条約第三条に基く行政協定を実施するため、合衆国軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法の適用を受けない国有の動産

及び権利を含む。以下同じ。）について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とすること。

（無償使用）

第二　国は、国有の財産を合衆国軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間合衆国に使用を許すことができること。

（損害補償の請求権の放棄）

第三　前条の規定により合衆国に使用を許した国有の財産については、国は、当該財産の返還に当りその原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとすること。

（一時使用等の許可）

第四　国は、合衆国に使用を許した国有の財産について、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益を許すことができること。

前項の使用又は収益に関する権利は、合衆国が当該財産を返還した時において、消滅すること。

（貸付契約の解除）

第五　普通財産を貸し付けた場合において、当該財産を条約第一条に掲げる目的を遂行するため合衆国軍隊の用に供する必要を生じたときは、国有財産法第二四条の例に準じ必要な補償をしてその貸付契約を解除することができること。

（特別会計に属する国有の財産の所管換等）

第六　特別会計に属する国有の財産を合衆国に使用を許す場合においては、当該財産は、一般会計に所管換若しくは所属替をし又は一般会計の使用とするものとすること。（この場合国有財産法第一五条の規定により有償で整理することとなること。）

編注　本要綱は三月二五日閣議に提出され、当該法律は昭和二七年四月二八日法律第一一〇号として公布された。

出所　大蔵省資料Z二〇四―四。

（11）日米行政協定に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案要綱（昭和二七年四月四日大蔵省）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案要綱

日米行政協定の円滑な運営をはかるため、国税犯則取締法等による臨検、捜索又は差押について、次のとおり臨時特例を設けるものとする。

1　国税犯則取締法及び関税法の特例

合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における国税犯則取締法又は関税法の規定による臨検、捜索又は差押は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けて行い、又はこれに嘱託して行うものとすること。

2　他の法律への準用

1の特例は、たばこ専売法、アルコール専売法、噸税法、保税倉庫法、地方税法等において国税犯則取締法又は関税法を準用する場合について準用するものとすること。

編注　本要綱は四月四日閣議に提出され、当該法律は昭和二七年四月二八日法律第一一三号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一二〇。

（12）日米行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に関する閣議了解事項（昭和二七年四月七日閣議了解）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に関する閣議了解事項

（二七、四、三　次官会議決定）

一　土地を収用し、又は使用する場合における損失補償金額の算定については、

関係機関において決定する適正な補償基準によるものとすること。なお、合衆国軍隊の用に供する国有財産の処理に関する法律案第五条の規定により土地についての貸付等の契約を解除する場合における補償金額についても右の補償基準によるものとすること。

二　土地等の使用が、土地等の所有者の生計の維持を困難にする場合において、土地等の所有者より、土地等の収用請求があった場合には、土地収用法第八十一条並びに本法第九条第一項の運用により措置するものとする。

三　内閣総理大臣が、第六条の規定により土地等の使用又は収用の認定に関する処分を行う場合において、当該土地等が農業用地であるときは、必ず農林大臣の意見を求めること。

四　この法律施行前に連合軍最高司令官の調達要求に基いて国が使用した土地等の所有者又は利害関係人で国の使用により損失を受けた者に対する補償については、別途検討の上適切な措置を講ずること。

出所　大蔵省資料Z五〇一―九八。

（13）日米行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案要綱（昭和二七年四月七日大蔵省）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案要綱

1　輸入の特例

製造たばこ、塩、しょう脳等は日本専売公社又は日本専売公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならないことになっているので、合衆国軍隊の構成員、軍属又はその家族がその用に供するための輸入及びピーエックス等で販売するための輸入が合法的にできるように特例を設けること。

2　販売の特例

日本専売公社の指定する小売人でなければ製造たばこ、塩等を販売してはならないことになっているので、ピーエックス等で合法的に販売できるように特例を設けること。

3　定価の特例

製造たばこの小売定価は、大蔵大臣の認可を受けて日本専売公社が定めることになっているので、ピーエックス等で販売する分について定価の特例を設けること。

4　譲渡禁止

上記1の輸入の特例により輸入された製造たばこ又は上記2の販売の特例により販売された製造たばこは、合衆国軍隊の構成員、軍属、その家族、ピーエックス等以外の者に譲り渡してはならないものとすること。

編注　本要綱は四月七日閣議に提出され、当該法律は昭和二七年四月二八日法律第一一四号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一二一。

2　朝鮮戦争と日米経済協力

(1)　朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響

（昭和二五年八月大蔵省）

朝鮮事変の日本経済に及ぼす影響

朝鮮動乱の勃発は内外の諸状勢に大きな変貌を与え、特にアメリカを中心とした世界の経済状勢に相当の影響を与えているが、日本経済も此の動乱により直接的には動乱に伴う特殊需要の発注により、間接的には世界防衛体制の強化により大きな影響を受けている。事変に基く経済実体面の動きは、まず海運業に現れ、次いで車輛、機械、修理等各産業に波及している。以下に動乱勃発後の現在に至る迄の経済界の動きを見れば

(1)　海運　民営還元以来業界は船腹過剰と低運賃とに悩んでいたが、六月二十六日の動乱の勃発により韓国向配船は中止され、悲観的材料と考えられたが、七月一日司令部の日本船舶による韓国向重要物資輸送許可の発表があり、漸く海運業は不振を脱するに至った。上記指令により司令部に傭船された民間船舶は七月二十二日現在五十四隻、二四万六千トンに達している。（傭船料はトン当り一・五〇ドル、尚商船管理委員会所属の引揚者の帰還輸送に従事していた七隻、七万五千トンも徴用されており、又日本に貸与されていたリバティ型船舶も徴用されている。）此の傭船により船腹過剰は著しく緩和され、一時は一〇二万総トンにのぼった繋船も七月二十日現在八四・三万総トンに低下した。運賃も一～二割の上昇となり、大体同盟運賃の水準迄回復した。尚傭船されている船舶の戦争保険を如何にするかは未定の模様であるが、損害発生の場合には米軍当局が損害を負担する様子である。現在の所では船会社は国内の保険会社に対し普通海上保険の割増をつけるにとどまっている。

(2)　船舶修理　戦乱勃発以来修理関係は活況を来している。然し破損船の修理を行っているものは未だ殆どなく、九州方面の造船所に於ては新造船を中止し、現在修理中の船舶修理を早期終了するようにとの命令を受け、船台をあけて修理のために待機中のものが多いようである。東京近傍の造船所では上陸用舟艇、繋船中の船舶の修理等が行われている（日本鋼管、浦賀ドック、東日本重工、中日本重工等）。日本鋼管浅野造船所に於ける場合では一隻の費用約八十万円、修理期間は二十五日間、二十四時間作業で行われている。

(3)　鉄道車輛　中国向として生産されてそのままになっていた蒸気機関車二三輛の韓国向緊急輸出契約が成立した。価格は日立製作所のもので、五万五千ドル、貨車は韓国向無蓋車二百輛購入が予定されていたが、戦線後退のため六十輛に減じた。五十トン貨車で価格一台四千ドル前後である。

(4)　鉄鋼　橋梁用鋼材として八幡製鉄に対し厚板約二千トン、富士製鉄に対しては飛行場用の鉄板の発注、日本鋼管に対しては太鋼管二千トンが発注されている等、相当大量の発注があり買気旺盛であって、七月一日の第三次補給金撤廃により、鋼材価格の引上をみたが、品種によっては市場価格は更に此を上廻らんとする強調を示している。又有刺鉄線二千二百トン程度が発注されている。

(5)　機械　自動車関係については、自動車工業会に対し、日本製トラックの在庫高、生産能力の調査を提出するように指令され、約千五百輛程度の納入交渉がなされている。又重車輛の修理は戦乱勃発後いそがしくなり、富士モーターに於ては人員を増加し、昼夜三交代制がとられている。トラックのタイヤの買上げは、自動車に先立って行われている。

(6)　化学製品　高度晒粉（上水消毒用）、四塩化炭素（消火剤・煙幕用）、D・D・T（防疫用）、トリクーン、燐酸（金属防蝕剤）等の発注があり、今後発注を予想されるものとしては硝酸ソーダ（火薬原料）、エチレングリコール（エンヂン冷却用）等がある。

(7)　医薬品　戦乱勃発直後、医薬品の生産能力、特にペニシリンの生産能力及び在庫調査の命令があり、ペニシリンを主とする薬品の納入が七月十九日中村滝外五社により約六百万円行われ、大阪方面に於ても相当量の納入が行われ

た。又十九廷程度のクレゾール石鹸の納入が行われた。

(8)　乾電池　湯浅、松下、岡田三社に対し総額五千七百万円に達する各種の通信機用乾電池の発注が行われている。

(9)　電線　現在迄発注をみたのは、朝鮮海峡ケーブル、軍通信用ケーブル及び極東空軍関係の普通ケーブルであり、朝鮮海峡ケーブルは長さ四十キロメートル、総額一億二千万円、受注会社は古河電工、住友電工、藤倉電線の三社である。軍通信用ケーブルは、総額千三百万円、数量は二千六百キロメートル、普通ケーブルは金額百五十万円で受注会社は古河電工である。尚以上の他、野戦用通信ケーブル一万マイル、一般通信用ケーブル千二百キロメートルの発注が期待されている。

(10)　土建関係　戦乱勃発前より米軍の軍事的建設工事の増加は著しく、航空基地二十ヶ所の整備拡張工事は六月十日に入札決定し、金額二六億三千七百万円に達するものである。又兵舎の工事も相当の増設が予定され、これに必要な木材、ベニヤ板等に対する需要も大きい。

(11)　其の他　七月二十日迄に総計千三百万袋、十億四千万円に上る土嚢用麻袋の発注が行われている。尚其の他、兵器カバー、天幕用、輸送用カバーのための帆布、布ホース等に対する発注が予想されている。

又伝単用としての新聞巻取紙の発注があるが、その額は僅かである。

次に雇傭の面に於ては、動乱勃発後、都内公共職業安定所を通ずる求人数は直接連合軍関係の求人数の増加と共に民間に於ける求人数も相当増加している。即ち六月二十八日以降、両者合計一日平均五百人以上の増加となっている。求人者は連合軍部隊及び施設工場の他、自動車修理工場、縫製工場、土建業、金属工業等である。又常用求人数の増加は著しく、連合軍関係では一日平均求人数でみれば、六月二十一―五日二三・八人、二十六―七月五日九〇・六人という膨脹を示した。尚八月十日迄の直接労務提供は約七万二千名に達している。

朝鮮動乱に基く価格面の影響についてみれば、動乱が長期化の様相を呈するにつれて、物価にもその影響が次第に反映し、既に動乱勃発前より海外物価の上昇傾向を受けて一般的低落傾向に変化を見せ、やや騰勢をみせていたのに拍車を加え、一部思惑的人気も加わり、上昇傾向が顕著となってきた。然しながら、これは実需を伴った価格上昇というよりは、大部分が先高見越の思惑買によるものであり、特に原料関係に於て顕著な動きを見せている。これら価格上昇の要因としては特需関係の需要増加、国際関係の緊迫に伴う戦略物資の海外買付の増加による輸出の増大見込、原料輸入の不円滑化の懸念、海外価格の騰貴、商況活発化の予想等があげられるが、結局に於ては、最近の価格の強調先高見込の思惑的投機的要素によるものが多いとみられる。

繊維製品に於ては、人絹糸五五%、生糸・スフ三〇%、綿糸五〇%程度の騰貴を示しており、製品価格に於ても原糸高に追随して昂騰している。鉄鋼も七月一日の補給金撤廃に伴い新建値の発表をみたが、ここまで需要が伴うか否かを懸念されていたが、戦乱勃発以来市場価格は漸次建値に近づき一部にはこれを超したものもある。メーカーは最近の価格上昇に極めて強気となり十月以降の新建値は〇・五―一%高値とするものとみられている有様である。戦略物資として重要である非鉄金属は、国際関係の逼迫を敏感に反映し其の海外価格は急騰を示している。国内価格もこれに伴い強気を示し、電気銅、亜鉛、亜鉛華は七月に入り山元建値の引上げが行われ、市中価格も又上昇を示している。又、米、ゴム等に於ても騰勢を示している。

上述のように一般的に物価は騰貴傾向にあるが、一部には依然低落を続けているものもあり、不均等性強く跛行的状態であり、又原料高製品安というこれ迄の傾向は依然として続いている。

株式市場に於ては、動乱の勃発により株式市況は旧軍需株中心に一時的活況を呈したが、国際情勢の見透し難から間もなく反落に転じ、七月六日には最低値を示したが、其の後朝鮮向船舶の傭船、特需増加等により再び全面的活況を呈し、七月十七日には出来高九百四十四万株という取引所開設以来の記録を示し、此の日をピークとして其の後は平均株価、売買高共に連日低下はしたが、依然堅調を示している。

以上に述べた所は朝鮮動乱勃発後の現実の経済の動きであるが、此が一時的になるか、活発化するか、永続きするか等は、動乱の動向如何と日本経済の果す役

割の如何にかかるものであるが、一般に動乱は第三次大戦には至らないが、かなり長期化し慢性的緊張状態が続くものとみられている。

これまでに各産業について述べた所謂特需は、その総量に於ては動乱勃発後約一ヶ月間の発注額は九十三億五千万円（安定本部発表）であり、其の後八月中旬（八月十二日）迄の発注額総量は百十六億七千万円となっており、稍八月に入ってから頭打ちの状況を示している。これは動乱勃発直後に於ては差当り緊急を要する買付が多く、品目も多岐にわたったが、最近は米国の戦時体制の整備と共に、米国より直接輸送せられる物資が増加し、緊急で本国より輸送しては間に合わぬものとか、日本で調達した方が安上りであるものに限るというように時と価格の面の制約ができたことと、米軍戦況の初期の不振に基くものとみられる。しかしながら戦局の好転と、軍需の拡大と共に特需は相当にのびるものと考えられる。

此等特需の規模を決定するものは、米国の対韓援助費、即ち一九五〇会計年度に於てＥＣＡ資金一億一千万ドル、軍事援助費一千万ドル、計一億二千万ドル、一九五一会計年度に於てＥＣＡ資金一億ドル、軍事援助費一千万ドル、計一億一千万ドルのうち幾何が朝鮮作戦用物資の日本に於ける調達に充用せられるかによるものである。又米国に於ては一九五一会計年度に於て更に百億ドルの追加軍事費が朝鮮動乱勃発後議会に要請せられたが、このうちの幾何が当面の朝鮮事変費に投入されるかは正確には判明しないが、十億ドル程度にはのぼるものとみられる。そうすれば此のうちの幾分かも日本に落ちるということが考えられよう。

特需の国内に於ける調達方法は、当初米軍作戦の緊急性より統一を欠き雑然たるものがあった。契約の締結は大部分業者との直接契約によったが、中には特別調達庁を通じるものもあり、代金の支払方法も明確を欠いていたが、原則として次の如き方法によることが定められた。（七月十三日）

即ち、(1)　調達契約は原則として軍と業者との直接契約による。(2)　業者は物資を軍に納入するとreceiptを受けこれを軍の経理部に呈示する。経理部はこれに対し弗表示小切手を業者に交付し、業者は此の小切手を指定銀行に呈示し円貨を受け取る。小切手買取銀行はこれを為替管理委員会に持込み円資金を得る。調達方法としては此の方法が軌道に乗ってきているが、Ｐ・Ｄによって調達され、従って終戦処理費で立替払され、此の円価相当の弗貨が発注米軍より外国為替管理委員会に払込まれ、外為委より特別調達庁に円価が繰入れられ一般会計の歳入となるものがあり、これは八月一日迄の推定では四億八千七百八十五万円に上っている。

前記米軍と業者の直接契約方式による代金の支払は当初ルカウント・アカウントを引当とする円表示小切手により行われ、その額は内戦発生以来約四十億円と推定されている。七月十三日代金の支払につき弗表示小切手使用の原則が確立されてから円表示小切手は次第に減じ、此に代り弗表示小切手が外国為替銀行に呈示されている。

米軍の物資調達の主体は、第八軍調達部、海上軍事輸送部、第五空軍の三者に統合されつつあり、このうちでは、第八軍調達部が調達額は最大である。尚朝鮮援助関係物資の調達機関としてはＥＣＡの一般事業局（General Services Administration）連邦補給部（Federal Supply Service）がある。

此等の特需は通関せず、納入又は引渡が内地に於て行われる一種の内国貿易であるといえよう。

次に問題となる点であるが、先ずインフレーション再発の可能性の点である。インフレーションの要因として先ず考えられるのはドルの受取超過ということである。特需の増大によりドルの受取が増大すれば、これは輸出の促進と同様の効果を来すので国内物資の減少を来し、相対的に通貨量の増大を来し、インフレ的要因となる。此のためその増大と並行して輸入の促進が必要である。

輸入の積極的増進はインフレ防止の点からのみ許りでなく世界情勢の急変に対処する自衛的措置としても必要であり、又生産面に於て特需が各企業に増産を促す如き場合直ちに当面する一般原材料の不足をカバーするためにも必要であるので、如何にして必要物資を緊急輸入するかという点は現下の最大の課題である。又特需の増大を中心として外国為替特別会計の円貨払が増大し、輸入の促進が円滑に行われないときは、外為特別会計の円資金不足を来すが、これを日銀の追加信用供与により賄えばインフレ要因となると考えられるから、出来る限り財政資金の運用内で賄いこれが避けられないときは他の面に於て制限を加える等調整が

必要であろう。

第二の点は特需金融についてである。特需の増大につれて従来焦げついていた滞貨融資が流動化すると共に、代金支払迄の前貸的金融を必要とするものが多くなり、自ら金融は緩和の方向に進むであろうが、これがデフレ的傾向の是正である限りに止まればよいが、一方に於けるドルの受取超過と相俟ちインフレ傾向を進める可能性がある。此等特需部門への金融については、特需関係手形を貿手、スタンプ手形に準じ取扱い、円滑な供給をはかる反面投機的思惑資金は厳重に抑制する措置がなされなければならない。此等のルートを通じ日銀より信用供与がなされれば、他のルートよりする信用供与はそれ丈抑制されることが必要である。

第三の点は物価の動向である。物価は先にも述べた通り、特需の増大、原材料輸入の減少を見越し、一方又海外物価の騰貴傾向を反映し、一般に上昇傾向を示している。これは前記のインフレ要因によりインフレーション発現をみれば更に拍車をかける虞がある。然しながら現在の騰勢は思惑による面が多く、今後引続き大幅の増大を続けるとは考えられず、又貨銀も現在は殆ど上昇していない。

此等がインフレーション再発に関連して考えられる問題点であるが、一方には日本経済には上記の輸入対策がなくても種々のデフレ要因があって、インフレ要因によって直ちにインフレーションになるということは考えられない。第二四半期をみても滞納千二百億円の徴税問題、又財政資金の引揚超過の予想、或は又地方税の賦課等があり、一応朝鮮動乱の影響としてはデフレ的要素は幾分緩和されるであろうが、手放しの好景気を期待することは出来ず、又直ちにインフレーション再発を考えることも行き過ぎであろうが、これに対しては充分の考慮が必要である。

次に朝鮮事変の影響の一つとして将来の産業構造については、戦時中膨脹した重工業部門の保持が或る程度可能となろう。又企業合理化は、金融面を通じて推進されてきた所が多いが、此の点が緩み、又一般的物価上昇傾向を伴って合理化は相当阻害されようが、海外価格の上昇は原材料輸入価格の騰貴ともなり、世界的防衛体制強化による我が国の輸出市場に於ける優位の獲得という点もあまり見込むことは出来ないので、合理化の必要は依然として残るであろうと思われる。

次に動乱勃発以来経済統制を再開すべきであるか、或はその必要があるかという点が問題となるが、主食、銑鉄、石油、苛性ソーダ等の主要物資は現在統制が継続せられているから、統制の撤廃された物資で統制復活の見込のあるものは鋼材等を除いては小さいと考えられる。然しながら統制に関しては未だ事態の推移を観測するに止め、更に事態が進んでから態度を決定すべきであろうと考えられる。

編注　本文書は大蔵省用箋に手書されたもの。

出所　大蔵省資料Ｚ五〇一―七二。

（2）　終戦処理費で仮払された特需に対する支払協定（案）

（昭和二五年一〇月）

協　　定

合衆国政府は、日本政府に対し、二、六六四、五五六弗五〇仙を、昭和二五年六月二五日から七月三一日に至る期間に、日本政府から提供され、日本政府の終戦処理費の支出により賄われた労務、需品、役務及び施設に対する総払戻額として支払う事に同意する。これ等は、占領軍の要求とは別個の国際連合の活動を賄うために、合衆国政府により使用されたものであり、従来払戻し乃至は現物による返還が行われなかったものである。

日本政府は、この支払が、二、六六四、五五六・〇五弗の合衆国国庫小切手により、連合国最高司令部の管理に係るコマーシャル・アカウントの日本政府勘定へ預金することによりなされ、また、この預金が前記の労務、役務、需品及び施設についての、合衆国政府の日本政府に対するすべての債務の完全且つ最終的の決済となるものである事に同意する。また日本政府は前述の労務、役務、需品及び施設の提供より生ずる、日本国民及び日本以外の国民のすべての異議申立の処理、解決、賠償に対する責任乃至義務を果し、合衆国政府をしてこれ等より免れしめることに同意する。

さらに、日本政府は、前述の預金が行われた旨の通知を受けると、預金された弗と同額の円を『外国為替特別会計』から『終戦処理特別収入』に繰込まれる事に同意する。

昭和　年　月　日

日本政府
アメリカ合衆国政府に対する送り状
期　間　自昭和二五年六月二五日
　　至昭和二五年七月三一日

日本政府の終戦処理費より支出され、合衆国政府によって、占領軍の要求とは別個の、国際連合の活動を賄うために使用され、従来これに対し、返済乃至は現物による返還が行われなかった、昭和二五年六月二五日から七月三一日に至る期間に、日本政府から提供された労務、需品、役務及び施設に対し、又、日本政府、日本国民、その他の個人又は機関により、アメリカ合衆国政府、官吏、雇員又はそれらに関係ある諸機関（agencies and instrumentalities）に対して提起された、又将来提起されることあるべきあらゆる種類、性質の不法行為及び損害賠償の要求（契約又は雇傭の打切より生ずる要求を含む。）の解決又は支払に対する全責任を日本政府が執ることに対する金額二、六六四、五五六弗五〇仙。

日本政府は右請求書が正確正当のものであり、それに対する支払を受領していないことを確認する。

日本政府
署名
証人

出所　大蔵省資料Z五二二―一。

日　本　　署名
アメリカ合衆国　署名

（3）終戦処理費の廃止に伴う措置の大綱

（昭和二六年二月一四日管財局）

終戦処理費の廃止に伴う措置の大綱（昭二六、二、一四管財局）

一、方針

㈠ 昭和二十六年度以降連合国軍の日本駐屯に要する費用は連合国の負担とし終戦処理費の予算は廃止する。

㈡ 連合国軍の日本国における調達は、従来の日本政府に対する調達命令の形式を廃止し、一般の民間取引の例によるものとし

(1) 取引はすべて円貨建としその支払はすべて円貨によるものとする。

(2) 右の円貨支払の引当となるべき基金はル・カウント勘定（円弗交換基金）によらず連合国軍の保有外貨を外国為替特別会計に売却して得る代り金を以って充当するものとする。

㈢ 連合国軍の使用する国有財産についてはすべて貸付料を徴収するものとする。

㈣ 連合国軍より発注を受ける業者の製造、加工、集荷資金の融資については別途措置するものとする。

二、調達の方法

㈠ 連合国軍の日本国における調達を一般の民間取引の例によることとした場合、その方法に次の二つが考えられる。第一は連合国軍の直接調達の方法であり、第二は現在の特別調達庁に代わるべき法人（以下特別調達公社と仮称す）を設立して連合国軍の調達を代行せしめる方法である。

㈡ 連合国軍が直接調達する場合

(1) 現在の特別調達庁の職員のうち所要員数は、連合国軍の被傭者として契約及び支払の事務を掌理する必要がある。

(2) 取引関係は連合国軍と一般民間業者との間に成立するため、連合国軍の日本国内における調達の量、種類等の実態を適時且つ的確に把握することが稍々困難であり、従って総合資金需給見込、総合物資需給見込等において相当の不便を免れないであろう。

(3) 連合国軍と一般民間業者との間のクレームの処理は国際法的処理を要し、相当困難が予想される。

㈢ 特別調達公社を設立して連合国軍の調達を代行せしめる場合

(1) この場合においては特別調達公社は連合国軍の代理商として概ね現在の特別調達庁の業務を行うこととなるが、調達の代価たる支払資金及びその取扱事務費は連合国軍より交付を受けるものとする。

(2) 特別調達公社に対する連合国軍の発注の状況を常時把握することができるため、総合資金需給見込、総合物資需給見込等の計画上便利であり、調達上のクレームの処理も比較的容易である。

(3) 特別調達公社は、大蔵大臣の監督を受けるものとする。

（理由）

(イ) 講和条約のうちの経済関係条項は、大蔵省において担当するを適当と考えられるが、この問題もその一環として大蔵省で処理することが適当である。

(ロ) 連合国軍の調達に伴う外貨の処理及びその代り金を総合資金計画の一環として把握することが必要であり、これがためには大蔵省で特別調達公社を監督することが適当である。

(ハ) 連合国軍の日本国内における調達のうち、土地、建物、施設等の使用が相当大なる部分を占めており、且つ、国連軍に対する軍事基地等施設の供与が問題となっている今日国有財産を総括する大蔵省において統一的に処理することが適当である。

(ニ) 特別調達公社の調達方式は、今後国連軍の希望する方式に改める必要があり、従来の財政法、会計法等による規制をやめて、主として経理上の監督に止めるを適当と考える。

(4) 大蔵省は、特別調達公社を監督すると共に、当該公社の国内における調達のため必要な資金、物資等を確保し、国連軍への協力に遺憾のないよ

連合軍使用中の普通財産（一般会計）調（昭和26年２月14日調製）

区分	単位	旧軍用財産 旧軍港市所在	旧軍用財産 その他所在	旧軍用財産 計	終戦処理費支弁による普通財産	合計
土地	坪	3,813,579	118,987,421	122,801,000	165,345	122,966,345
建物	坪	607,338	3,236,662	3,844,000	1,035,885	4,879,885
立木竹	石	—	—	842,000	200,173	1,042,173
工作物	円	—	—	287,020,000	9,923,088,525	10,210,108,525
機械器具	台	—	—	233,458	—	233,458
船舶	隻	—	—	133	6	139

備考 (1) 旧軍港市所在数量は昭和25年10月１日現在「旧軍港市所在旧軍用財産調書」大蔵省管財局調の数字による。
(2) 旧軍用財産の計数量は昭和25年３月末現在「旧軍用財産現況調」大蔵省管財局調により，その他所在数量は合計数量より旧軍港市所在数量を差引いた額である。
(3) 終戦処理費支弁普通財産の数量は昭和25年３月末現在大蔵省管財局調による。

らに措置するものとする。

三、連合国軍の使用する国有財産の処理

(1) 連合国軍の使用する国有財産は原則として国が連合国軍（二の(二)の場合）又は特別調達公社（二の(三)の場合）と一般の例により賃付契約を締結し賃付料を徴収するものとする。

(2) 終戦処理費支弁により取得した国有財産のうちの住宅については、連合国軍人等住宅公社所有の住宅と統一経営するを適当と考えられる。この場合において次の二つが考えられる。

第一は、終戦処理費支弁により取得した国有財産たる住宅を連合国軍人等住宅公社に出資し経営せしめる方法であり、第二は連合国軍人等住宅公社所有の住宅を国有に帰属せしめる方法である。

(3) 電気通信省、中央気象台及び航空庁の提供する通信サービス並びに国有鉄道の提供する運輸サービスについても前記三の(1)に準じ契約を締結し代金を徴収するものとする。

（備考）

連合国軍の使用する不動産の処理に関する問題点

(イ) 現に接収している民有不動産の処理

(a) 現在は国と不動産所有者との間の賃貸借契約となっているが、これを連合国軍又は特別調達公社と不動産所有者との法律関係に改める問題

(b) 接収解除に伴う損害補償の処理の問題

(ロ) 軍事占領中の国有不動産の処理

四、措置

基本方針の決定に伴い別途細部的処理要領を作成するものとする。

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

(4) 終戦処理費の廃止に伴いとるべき措置について（案）

（昭和二六年三月二〇日主計局）

「終戦処理費の廃止に伴いとるべき措置」について（案）

（二六、三、二〇、主計局）

一　問題の所在

終戦処理費の性格は占領費であると共に国防費たる性格を持つ。従ってこれの廃止に伴い占領費の終結とこれに伴う諸問題が発生すると共に、新に防衛態勢の確立の必要に基く、外国軍隊の駐屯による諸問題が派生する。以上の二つの観点から財政に与える影響を中心として対策を考慮する必要がある。

二　占領費終結に伴う諸問題

(1) 占領費の負担区分

（戦時請求権の項に譲る）

(2) 予想される諸影響

Ⅰ　財政負担の削減

Ⅱ　対日援助の削減

Ⅲ　調達による有効需要の減少

Ⅳ　労務者の失業とその救済――現在L・R労務者二八万人――

Ⅴ　占領軍に対するクレイムの国内的処理

Ⅵ　その他

――解除物件の発生、調達機関の廃止、占領軍の指導に基く財政負担で終戦処理費以外に計上されたものの再検討等――

三　防衛態勢の確立に伴う諸問題

(1) 防衛態勢の予想

集団協定に基く相互保障の場合（米英協定）と一方の国の援助要請に基く場合（米比協定）とにより協定内容が異る。わが国の場合は恐らく後者。

(2) 予想される諸影響

Ⅰ　軍事的経費の増加

(a) 予備隊の拡充乃至再軍備

(b) 軍事顧問団の経費の負担（米比協定の場合）

(c) 国連の集団保障参加に伴う義務費――海外派兵等――

Ⅱ　軍需資材、武器等の供与――米比の例　有償と無償とに分たる――

Ⅲ　駐屯軍による調達に伴う問題

(a) 調達機関

――半官的機関による一元的調達の必要――

情報の蒐集、外貨の集中、クレイムの処理等の便宜による。

(b) 支払手段

外貨による。円資金を提供する。通貨の増発乃至一般会計の負担の結果を来さざるよう、それに見合う輸入確保の必要。

(c) 調達手続

調達機関が代行する形態による。

Ⅳ　基地及び施設等供与に関する諸問題

四　その他

(1) 過去における終戦処理費の実績の検討

(2) 諸外国の事例の調査

オーストリア――占領中における占領費負担の廃止――

ドイツ

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

(5) 接収民有財産の処理について

（昭和二六年三月二〇日主計局）

接収民有財産の処理について（価値の増減に伴う補償の問題を中心として）（二六、三、二〇主計局）

一、問題の所在

(1) 補償乃至利得金位置の問題

近い将来に、占領機構の終了に伴い、現在接収中の民有財産の大部分が接収解除となるものと予想されるが、それに伴い、「使用解除財産処理要綱」による補償乃至利得金の位置について、相当多額の予算計上を行う必要が生ずる。また、占領中に見られなかった紛議を生ずる恐れもあるので同要綱について再検討を行わねばならない。

(2) 占領終了後の賃貸借の形態及び条件

接収中の民有財産の内、どの程度が占領終結後も、駐屯軍乃至外国私人により使用されるか、またその際の賃貸借契約はどのような形態をとるか、また、接収中に当該財産に附加された終戦処理費支弁の造作、施設等の価値を賃借料にいかに算入するか等の諸問題につき考慮する必要がある。

二、現況

(1) 民有財産接収の手続、所管等

接収民有財産は、大別して土地、建物、物件に分たれる。占領当初は、軍関係官が、事実上の接収を行い、後に契約を締結する等の混乱の時代があったが、現在ではすべて、JPNR、P・Dにより調達要求が発出され、これに基き、政府を代表し特別調達庁が被接収者（原則として物件の所有者、所有者の同意を得た場合は賃借人）との間に民法上の賃貸借契約を締結し、接収継続中は毎年度当初契約を更新すると共に、毎四半期毎に（後払）賃借料の支払を行っている。調達要求書はすべて在日兵站司令部（在横浜）を通じて統制されているが、JPNR、P・Dの発出については、軍当局も特に慎重な手続を取っているものの如くである。被接収者が契約に応じない場合を予想して、土地工作物使用令（二〇年一一月一九日勅令六三六号）「要求物資使用令」（二〇年一一月一九日勅令六三五号）があるが、目下の処発動された実績はない。

賃借料は、地代家賃等統制令の枠内により、居住の用に供する住宅のそれは、すべて地代家賃統制令に基く物価庁告示により、特別調達庁長官の定める認可基準に従う。最近における地方税の改正に伴う賃借料の改訂によ

り、接収住宅についても、所要の改正が加えられることになったが、その際住宅については、被接収家屋の特殊性を考慮して、統制令による一般家屋の平均値上倍率二・四三倍を上廻る三倍の値上率が二六年一月より実施される予定である。（二五年八月より一二月までは二・四三倍）

二五年八月一日現在における接収民有財産とその数量を示せば次の通りである。

種類	数量	一ヶ月借料（改訂前）
土地	一六二、六七九千坪	一八、二六四千円
宅地	三、〇六九〃	八、五六七〃
農地、山林	一四九、四六九〃	七、七八一〃
その他	一〇、一四〇〃	一、九〇八〃
建物		一三六、八六七〃
ビル	四七三〃	五三、三一〇〃
住宅	三四四〃	二二、八三七〃
倉庫	四四六〃	一七、五六四〃
冷蔵庫	六八五〃	二、五二一〃
石油タンク	一九六、四七一KL	二、二二九〃
其の他	四三二〃	三八、四〇二〃
物件	七三八、〇七二点	一五、六〇九〃
総計		一七〇、七四〇〃

(2) 接収解除財産の補償

接収財産が接収中、焼失、毀損等を生じたり、本来の用途と著しく異る変更が加えられ、利用価値が減少したりする場合には、それによる損失を補償する必要が生じ、逆に、使用中に改修工事等により価値が増進する場合には解除の際に利得金を返還せしめる必要がある。

当初は占領軍及び日本政府は解除時の補償について一貫した方針がなく、特別な事情のある、例えば(イ) 昭和二二年八月以前の失火による損失で原因が政府又は占領軍の責に帰すべき場合、(ロ) 政府又は占領軍の責に帰すべき著しい損壊があった場合等に、個別的に処理して来たが、昭和二四年一二月に至り、閣議において「使用解除財産処理要綱」の決定を見、爾後は、該要領により統一的に事務を処理している。

接収財産の契約は主として次の四点から成立っている。即ち

(イ) 当該財産を占領軍の用に供するための賃貸借契約であること。

(ロ) 国は占領軍の要求により所有者の同意を得ないで必要な増改築等をなし得ること。

(ハ) 使用解除の際は、現状のまま所有者に返還すること。

(ニ) 増改築の際はその費用は国費で支弁するが、その負担区分は国の方針に基き所有者との協議の上定めること。

(ホ) 増改築等により財産の利用価値を著しく減じていると認められる場合は、原状回復の費用につき国の方針に基き所有者と協議の上決定すること等であり、この契約条項により解除後の補償乃至利得金償還の問題が生ずる訳である。

補償金支払の実際に当っては、補償の緊要度、必要度に関し要綱の定める順位（三順位に区分される）に従い解除の時期の古いものから先に逐次支払を行っている。補償費は終戦処理業務費に計上され、二五年度においては予算額二四〇、〇〇〇千円を以って、二三年度末までの解除分中一、二順位の大半を補償する見込であり、二六年度においては、二三年度の未支払分と二四年度中解除分の第一順位を補償するため二六八、二一四千円を計上している。

三、将来の問題

(1) 補償の促進と手続の整備

前述した如く、解除財産補償については、財政上の必要から充分な補償費を計上することが出来ず、そのため、二六年度中においても漸く二四年度中の第一順位分しか補償出来ない状態にある。講和の時期が間近に迫った現在、占領終結後に予想される紛議を避けるため、出来得る限り速かに必要費用の予算計上を計り事務の促進を計るべきである。

これと関連して「使用解除財産処理要綱」は単なる閣議決定に過ぎず、強制力を有していないからその立法化に努める必要がある。過去においても、法案化すべく、殆んど準備が完了したのであるが、事情により実現出来なかったのであるが、将来の大量解除と、一部民有財産の接収継続等の事態を見込みこの際においてその法制化を計り事務を統一的且強制的に処理する途をひらくべきである。

(2) 将来における民有財産の賃貸借の態様

この点については、一、において述べた如き点につき予め考慮を加える必要がある事はいうまでもない。占領機構の終結と、相互の防衛協定による外国軍隊の駐屯という新しい事態に即応し、民有財産の使用は軍事基地及びその周辺に限られるものと予想される。わが国の現在の住宅事情等からいっても、民有財産の使用はその際最小限に留める如く努むべきである。米比軍事基地協定によれば、基地内における民有施設は、米国の補償の下に収用するが、それと共に必要がある場合には基地の外に（主として周辺）臨時施設として二年以内に限り、民有住宅等を米軍が使用出来ることとなっている。しかもマニラ市域を除いては、期間経過後、必要に応じ更に三年間期間を相互の合意により延長できるとの規定があり、同時に、比国政府が、このような民有施設を法令に従って収容すべき旨が明示してある。

わが国にもこのような事態が生ずるものとすると、接収民有財産の中には占領終結後にも外国駐在軍の用に供するため政府又はこれに代るべき機関との間に賃貸借契約が締結されるものが生ずる訳であるが、その場合には借料については、事情を考慮して充分なる補償を与えるべきである。（地代家賃統制令の枠を外すことも考えられる。）またそのような際には現在「占領財産」として借料の支払を受けていない民有財産については、他と同様に、借料の支払をなすべきであろう。

編注　接収民有財産の借料内訳計数不整合なるも原文のまま。

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

（6）終戦処理費の廃止に伴う措置（調達機構及び国有財産の取扱）の研究（昭和二六年三月二〇日管財局）

終戦処理費の廃止に伴う措置（調達機構及び国有財産の取扱）の研究

（昭、二六、三、二〇管財局）

一、問題の所在

(一) 調達機構

講和条約の締結又は終戦宣言以後において連合国軍（国連軍）が日本に駐屯する場合における駐屯費は、連合国の負担とし、終戦処理費を廃止すると共に左についての措置を講ずる必要がある。

(1) 日本駐屯連合国軍の維持のため必要な労務、役務、需品、不動産等の調達方式及び調達機関

(2) 右の調達代価の支払方式及び支払通貨並びに支払資金の供給方式

(二) 国有財産の取扱

日本駐屯連合国軍の使用する軍事基地については双方の協議によって決定するものとし、

(1) 基地の選定については、我が国の防衛態勢に関する方針及び政治的経済的情勢を考慮し、予め予想基地を選定しておく必要がある。

(2) 右基地内の国有財産（旧軍用財産及び終戦処理費支弁の国有財産を含む）について有償無償その他取扱方針を決める必要がある。

(3) 基地内の私有財産を没収又は収用する必要がある場合は、日本政府においてその手続を行うこととし、これがための法制を整備すると共に、これによって生じた損害の補償は連合国において負担するものとする必要がある。

(4) 現在接収中の私有財産が解除された場合の損害の補償又は有益費の徴収について措置する必要がある。

（備考）

終戦処理費の廃止が我が国民経済に与える影響については、

(イ) 国民経済のバランスの観点から見ると、昭和二五、二六両年度の終戦処理費（事業費）及び見返資金の予算額はそれぞれ二、〇六四億円及び二、〇二九億円でほぼ見合っている。終戦処理費の廃止に伴い対日援助費も打ち切られるときは、今後駐屯軍がわが国内において消費するわが国民生産物（財貨とサービス）の量だけ現在の国民経済バランスを悪化せしめる。従って駐屯費に相当する獲得外貨を以って右の消費に見合う輸入を確保することが我が国民経済の死活問題となろう。又対日援助費が従来通り継続される場合においても右の輸入が確保されない限り現状の国民経済バランスを改善することにはならない。従って、この場合も駐屯軍の消費に見合う輸入の確保を図る必要がある。

(ハ) 右の輸入を確保するための方法として、民間のコマーシャルベースによる輸入に俟つか又は政府が特別会計又は公団を設置して特に必要な原材料、食糧等について直接輸入を行うかの問題がある。

二、今後の処理方針

(一) 調達機構

(1) 特定時（講和条約の締結又は終戦宣言）以後の連合国軍の駐屯費は、連合国軍の負担とする。

(2) 駐屯費がわが国内において需要する物資は、主要食糧及び特殊の兵器類を除き原則としてすべてわが国において生産し有償で供給するものとし、これが生産に要する一切の原材料は、当該国より割当輸入を受けるものとする。

(3) 駐屯軍のわが国内における調達は、従来の日本政府に対する調達命令の形式を廃し、一般の民間取引の例によるものとし、

(イ) 取引はすべて円貨建とし、その支払はすべて円貨によるものとする。

(ロ) 右の円貨支払の引当となるべき基金は、駐屯軍の保有外貨を外国為替特別会計に売却して得る代り金を以て充当するものとする。

(二) 国有財産の取扱

(1) 軍事基地

(イ) 予め予想基地を選定するに当っては、専門的審議機関を設けてわが国土の防衛態勢に関する方針を確立し、これに相応する陸海空軍基地を選定する必要があろう。

(ロ) 右基地内の国有財産について、有償とすべきか無償とすべきかは、軍事基地協定の一般方針により判断すべきものと考えられる。右の協定が駐屯軍の要請により締結される場合は有償とすることも考えられるが、現下の諸般の状況に鑑み一般的には無償とする方針の下に進むべきであろう。

(ハ) 基地内の私有財産については、前記一の(二)の(3)による。（一九四七年三月一四日調印「軍事基地に関する米比協定」第二二条参照）

(2) 軍事基地以外の国有財産の取扱

軍事基地以外における国有財産についてはもとより軍事経済協力の態様により異なってくるものと思われるが有償とすべきであろう。

(3) 国有財産の取扱に附随する問題

現在の接収私有財産を使用解除した場合における損害の補償又は有益費の徴収については、昭和二十四年十二月二十七日閣議決定「使用解除財産処理要領」により当事者間の合意の成立したものに限り処理しているが、その強制的最終処理を図るためには、法制的措置を講ずる必要がある。

(三) 調達の方法（調達機構の細目要領）

(1) 駐屯軍の日本国における調達を一般の民間取引の例によることとした場合、その方法に次の二つが考えられる。第一は駐屯軍の直接調達の方法であり第二は現在の特別調達庁に代わるべき法人（以下特別調達公社と仮称す。）を設立して駐屯軍の調達を代行せしめる方法である。

(2) 駐屯軍が直接調達する場合

(イ) 現在の特別調達庁の職員のうち所要員数は、駐屯軍の被傭者として契

約及び支払の事務を掌理する必要がある。

(ロ) 取引関係は駐屯軍と一般民間業者との間に成立するため、駐屯軍の日本国内における調達の量、種類等の実態を適時且つ的確に把握することが稍々困難であり、従って総合資金需給見込、総合物資需給見込等において相当の不便を免れないであろう。

(ハ) 駐屯軍と一般民間業者とのクレームの処理は国際法的処理を要し、相当困難が予想される。

(3) 特別調達公社を設立して駐屯軍の調達を代行せしめる場合

(イ) この場合においては特別調達公社は駐屯軍の代理商として概ね現在の特別調達庁の業務を行うこととなるが、調達の代価たる支払資金及びその取扱事務費は駐屯軍より交付を受けるものとする。

(ロ) 特別調達公社に対する駐屯軍の発注の状況を常時把握することができるため、総合資金需給見込、総合物資需給見込等の計画上便利であり、調達上のクレームの処理も比較的容易である。

(ハ) 特別調達公社は、大蔵大臣の監督を受けるものとする。

（理由）

(A) 講和条約のうちの経済関係条項は、大蔵省において担当するを適当と考えられるが、この問題もその一環として大蔵省で処理することが適当である。

(B) 駐屯軍の調達に伴う外貨の処理及びその代り金を総合資金計画の一環として把握することが必要であり、これがためには大蔵省で特別調達公社を監督することが適当である。

(C) 駐屯軍の日本国内における調達のうち、土地、建物、施設等の使用が相当大なる部分を占めており、且つ国連軍に対する軍事基地等施設の供与が問題となっている今日国有財産を総括する大蔵省において統一的に処理することが適当である。

(D) 特別調達公社の調達方式は、今後国連軍の希望する方式に改める必要があり、従来の財政法、会計法等による規制をやめて、主として経理上の監督に止めるを適当と考える。

(二) 大蔵省は、特別調達公社を監督すると共に、当該公社の国内における調達のため必要な資金、物資等を確保し、国連軍への協力に遺憾のないように措置するものとする。

三、調査資料

(一) 占領費の取扱について

(1) イタリーにおける占領費の取扱

(イ) 一九四三年九月二十九日附米英ソとイタリーとの間に締結された追加休戦条項第三三条(A)項により、連合国軍の占領費は事実上イタリーの負担とされたが、その最終的負担がイタリーにある旨を決定したのは一九四七年二月十日署名の平和条約第七六条である。

(ロ) 右の平和条約締結の日から九十日以内に連合国軍がイタリーから撤収したから、その後の駐屯費の負担については特に問題を生じなかった。

(2) オーストリーにおける占領費の取扱

(イ) 一九四六年六月二十八日附のオーストリー管理機構に関する四国（米英ソ仏）協定により連合国軍の占領費は事実上オーストリーの負担とされた。

(ロ) 米国は、一九四七年六月二十一日署名の次の二つの協定により占領費の最終的取扱を決定した。

(A) その一は「一九四五年四月九日から一九四七年六月三〇日までの期間においてオーストリーに在る米軍の行動により生じた戦時勘定及び請求権の解決に関するアメリカ合衆国政府とオーストリー連邦政府との間の協定」により、米国はオーストリーに対し当該期間の請求権に対する代償として三億八百三十八万二千五百九十シリングを支払う。

(B) その二は「オーストリーに在る米軍の占領費に関する在オーストリー米軍とオーストリー連邦政府との間の協定」により、米国がオー

ストリーの経済復興及び民主的プロセスの復活を援助するため、一九四七年七月一日以後米占領軍維持のため供与される一切の不動産、その従物たる動産、公共施設、役務及び需品に対して米弗で支払う。

(二) 基地駐屯軍に対する支払資金の供給

一九五〇年一月二十七日調印の「アメリカ合衆国と連合王国及び北アイルランドとの間の相互防衛援助協定」第七条は、米政府が英国内で支出するに必要なスターリング貨の供給について規定している。

(三) 現在の特需の調達及び支払方法

(四) 軍事基地内の国有財産を有償とするか無償とするかについては、一九四七年三月十四日調印「軍事基地に関する米比協定」には明文がないが第二二条で基地内の私有財産(没収又は収用についてのみ特に補償の規定を設けている点に鑑み、無償と考えられる。

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

(7) 今後の財政経済施策の問題点(昭和二六年四月九日大蔵省)

今後の財政経済施策の問題点(二六、四、九)

第一、物価に関する現状の把握と今後の見透及び対策の樹立

一、わが国の物価は、朝鮮事変勃発以来、国際価格騰貴の影響を受けて顕著な上昇を続けてきたが、最近、世界的な需要一服、輸入促進策の奏効、金詰り等のために一応頭打ちの現象を示しつつある。

二、今日のわが国の物価問題は、左に列挙する様な種々の問題を含んで居り、これが現状の把握と今後の見透及び対策の樹立とは、財政金融諸施策決定の前提として是非必要である。

(一) 国際価格と国内価格と何れが高いか。

(イ) 国際価格としては何を基準とするか。

(a) 国別、商品別に異なる

(b) 一般物価指数

(c) グレイマーケット価格

(d) 日本の現実の輸出入品の価格及び運賃

(ロ) 国内価格としては何を基準とするか。

(a) コスト計算

(b) 輸出及び特需に基く独占的価格

(二) 国内価格は、今後循環作用により独歩高を辿るか。経済原則により国際価格を超えれば自然に上昇は停止するか。

(三) 今後の世界経済、世界物価の動向並びに対日需要の見透如何。

(イ) 最近の世界的な一服商状は、米ソ間の緊張緩和により、今後わが国の輸出特需を中心とする有効需要に対して可成りの減少を来す第一歩か、或は単に朝鮮事変以来の買急ぎ気運の一服に過ぎず、今後米国の軍拡の本格化、日米経済協力の具体化に伴い更に堅実な上昇傾向を持続するか。

(ロ) 右の判断如何は、わが国の輸入重点政策に或程度の調整を加えるか否かの前提でもあり、又政府的資金の放出による電力、船舶等の増強の程度を如何にするかの前提でもある。又わが国の物価水準を正常の輸出市場の価格水準に止めるか、特殊緊急需要に基く現実の輸出価格の水準迄追随せしめるかを決定する前提でもある。

(四) 国際価格が国内価格を上回る場合についての対策如何。

(イ) 為替レートの変更は、人為的に経済価値を一変するものであり、不自然な副作用を持つから極力これを避けるべきである。

(ロ) 国家の干渉による国内価格と国際価格の隔離政策を採るか。

(a) 輸入補給金

(b) 輸出税

(c) 内需用物資の割当による公定価格での確保

等が考えられるが、完全な隔離は不可能である。

(ハ) 従って右の政策の内、適当なものを適宜に実施しつつ、大勢としては

国際価格に遅れつつ追随して行く以外道はないが、その国際価格の基準を如何に考えるかは、今後の世界経済の見透と関連して重要な問題である。

(五) 国内物価上昇に伴う経済の跛行性についての各個の対策。

(イ) 税制改正(詳細別紙(一))

(a) 減税か(自然増収分は減税に回すか。)

各種控除の引上

税率引下

(b) 増税の要ありや

法人税の検討、捕捉の適正化、直接税と間接税との調整等

(c) 収入見積の改訂に止めるか

申告と源泉の調整等

(ロ) 賃銀政策(公務員給与を含む。)

(ハ) 生活必需物資の価格安定―補給金政策

米価、新麦の価格―値上の程度、時期―パリティ方式の再検討―補給金の復活阻止

第二、日米経済協力に対処する産業構造の変化とこれに伴う産業資金計画(別冊資料参照)(省略―編者)

一、重要物資の生産増強

二、生活必需物資の確保

三、輸入の確保

四、船腹増強

(附) 日本側の受注機構についての一案

(一) 日米経済協力の具体化に伴い増大する日本側の受注の全貌を統一的に把握し、且つ必要に応じ受注の調整を行うための政府的機関を設置する。

(二) 即ち、右機関は、契約当事者にはならないが、米側の一切の対日発注に関し同時に通報せられるものとする。

(三) 対日経済への影響その他の見地から受注の調整を図る必要を生じた場合は、右機関は、受注者に対し直接干渉し、又発注側と交渉する権限を有するものとする。

第三、金融

一、金融に関する一般方針

(一) 金融の調整を適切に行うことによって、物資統制、物価統制を行う必要のないような状態を招来することを基本的方針とする。

(二) 信用調整

信用調整は、インフレを抑制するため資金の量的規制を行いつつ所要の重点資金を確保するものとし、開発銀行の融資、日本銀行の貸出政策等による質的規制を以て、これを補完する。

(註) 一層強力な質的統制を必要とする場合は、金融緊急措置令第六条の融資の制限及び禁止の規定に基く融資準則及び臨時金利調整法はこれを廃止し新に信用調整法を制定して所要の規定を設けるものとするが、その場合においても個別的許認可を伴うごとき統制方式は極力これを行わないものとする。

二、資金の量的規制

情勢の各段階に応じて、資金の量的規制を強化することを必要とする場合には、逐次、次の措置をとるものとする。

(一) 日本銀行信用の抑制

(イ) 金利による調整を市中資金の量的規制に効果的に作用する程度に加味するものとし今後客観情勢の変化に応じ、高率適用手続に随時変更を加える他、公定歩合の引上についても検討するものとする。

(ロ) 事業債の消化を円滑ならしめるため実施している金融機関よりの国債の買入は、必要最少限度に圧縮する。

(二) ユーザンス制度の再検討

差当って現行通りとするが、日本銀行外貨貸付は一旦ピークに達した後も、輸入物資の価格騰貴に比例して増加する惧れがあるので、その期限を短縮して、その一部を一般国内金融に切替え、或いは正規の外銀ユー

ザンスに置替える等の措置を採るものとする。

(三) 国債の市中保有による資金操作

市中の金融情勢に応じて、国債を市中金融機関に売却する操作を行いうるよう措置するものとする。

(註) リザーブ・システムの問題

当面リザーブ・システムを採用することは、尚早であるが、その必要を生じた場合でもわが国の金融事情から見て右の措置による方が妥当である。

(四) 貯蓄運動の展開

右の諸措置と併せて、預貯金増加を促進する環境の造成、国民貯蓄運動の強化等により、金融機関による資金吸収を促進するものとする。

三、資金の質的規制

情勢の各段階に応じて、重点資金の供給を確保するため、資金の質的規制を必要とする場合は、逐次、次の措置をとるものとする。

(一) 開発銀行の活用

(イ) 差当り見返資金の出資及び復金の回収金をもって、一般の金融機関が行うことの困難で、しかも国民経済全般の見地より必要な長期資金の供給を補完し、又は奨励するものとする。

(ロ) 預金部資金の放出を、債券発行銀行を通じて行うことが、国家目的達成上適当と認められない事態においては、開発銀行債の引受を通じて預金部資金の使用を行うものとする。

(ハ) 市中金融機関の蓄積資金を国家目的に動員する必要があるときは、開発銀行債の市中保有を行わしめるよう措置するものとする。

(二) 必要に応じ外資の借入を行いうるよう法律改正を行うものとする。

(二) 輸出入銀行

特定の輸入業務を兼営し、必要に応じて外貨の借入を行いうるよう法律改正を行うものとする。

(三) 日本銀行の貸出政策

特定の手形について日本銀行が再割引乃至担保適格として優遇措置をとることにより質的調整を行っているが、必要に応じその活用を図るものとする。

(四) 起債の調整

起債懇談会の社債発行調整に当り質的規制を加味する措置を強化するものとする。

(註) 産業資金の流し方として、「民間資金を財政資金化して政府の意図する方面に投入する方式」を強化する方針をとるものであるから、歳出の状況により、一般経費の節減が必要とされるような場合においても、政府資金による金融に付ては特殊の考慮を払うものとする。

四、金融制度の改革（別紙(二)）

第四、貿易、為替管理面の問題点

一、外貨予算の制度及び運用の改善

(一) 外貨債その他の渉外負債の支払、将来の通貨基金加入準備等の必要に鑑み、今後の外貨予算については、外貨ファシリティの利用拡大を図るとともに一定の外貨の保有を維持し得る如くつとめる。

(二) 現行の自動承認制は基本的制度としては之を維持するが、緊要物資の輸入確保の見地から、必要ある場合にはこれを割当制或は先着順制に移すものとする。

二、貿易政策と決済方式（特にドルとポンド）に関する方針

(一) 日米経済協力により我が国とドル地域及びポンド地域等との多角的貿易の必要を生ずる。

(二) 今後のポンド地域との貿易は、必ずしも輸入超過となるとは断定出来ないのみならず、我国貿易の将来の弗地域とポンド地域への依存は略々相半ばし、ドルクレディットに依存する面も多いことを考慮すると、日英協定中のドル条項はこれを存置したい。

(三) 将来多角決済方式により資金面よりの障害を除去することにつとめるが、差しあたりはドルとポンドのスワップ取引及び外貨ファシリティの

拡大に努める。

三、為替管理の運用方針の改善

(一) 資本逃避の防止に重点を置くと共に、それ以外の点は許認可事務を極力日銀、為替銀行限り処理せしめることとする。

(二) 為替銀行、運輸、保険の渉外事業については、外貨保有を認め、その範囲内で海外送金を自由とする。

(三) 外国人の事業について、経費、利潤、元本の回収等についての許可方針を明確にする。

(四) 過去の蓄積円の処理につき検討するとともに、将来海外送金の厖大な負担となる如き円蓄積を生ずる外国人の事業活動は極力抑制する。

(五) 為替管理の適正なる実施を確保するため、検査機能を確立する。

四、為替管理機構の簡素化

(一) 為替管理機構については、之が責任の処在を明確にするため、現在の複雑なる機構を簡素化する。

(二) これがため、為替管理機構の条例を左の如くする。

(イ) 大蔵省は、次の事項を所管する。

(a) 為替政策並びに為替管理の一般方針の作成

(b) 外貨予算の編成

(c) 外為会計の管理

(d) 為替管理の実施（貿易関係を除く）

(e) 外資導入

(ロ) 通産省は、次の事項を所管する。

貿易関係為替管理の実施

(ハ) 日本銀行及び税関

(a) 大蔵省所管及び通産省所管事項は、適宜日本銀行にその事務を委任し取扱わしめる

(b) 必要なる範囲の事務を税関に委任する

五、特別預金勘定の廃止

(一) 特別預金勘定制度は、外貨経済の円経済への移行過程における潤滑剤の役割を既に果し、かなりの弊害を伴うに至ったので、この際廃止する。

(二) 保険、海運等の国際業務を行う事業に対しては、自動承認、包括許可等により、外貨資金の簡易供給の方途を確立する。

(三) SS（スペシャリティ・ショップ）は廃止し、差当り存続を認めるOSSに統一する。従って、外国人生活に必要な物資供給は、限られた範囲において割当てた外貨資金によることとし、OSSの数を制限する。

第五、補正予算編成に関する諸問題

一、時期（講和会議の見透しとの関連）

二、経済の動向と歳入見積の改訂

(一) 租税収入見積の改訂

(イ) 二十五年度最終見込と二十六年度見積の改訂

(ロ) 増収を予想されるもの＝源泉所得税・法人税

(ハ) 減収を予想されるもの＝申告所得税・その他

(二) 地方財政収入見積改訂の問題

(イ) 増収を予想されるもの＝法人事業税・給与所得と法人所得に対する市町村民税

(ロ) 減収を予想されるもの＝個人事業税・申告所得に対する市町村民税・固定資産税

(ハ) 税外収入の再検討

(三) 地方財政平衡交付金の枠の問題

(イ) 減額か（地方税の自然増収分だけ交付金を減額する。）

(ロ) 増額の要ありや

三、補給金

価格補給金はわが国の様に所得水準の一様に低い国にあっては有効な所得調整方策となり難いから、極力その復活を阻止するのが適当と思われる。

(一) 食糧補給金は従来通り輸入補給金に限定する。（国内補給金を認めること—即ち二重価格の採用—は消費者価格の引上を政治的に困難にし、生

産者価格引上の圧力を高め財政に極めて大きな負担を残すことになるので絶対に之を避ける。）

(二) 燐鉱石補給金の如きは国際価格（特に運賃）の異常に甚く暫定的措置として認めうる。

四、統制の改廃

統制の撤廃緩和に対する従来の方策は、国際割当原料の使用統制、必需物資の輸出規制等特殊なものを除き、原則として踏襲する。

五、国民負担の公平化

(一) 農林漁業、中小企業対策の促進

(二) 公務員給与の改善

(三) 社会保障制度の強化

(四) 税制の改正

六、行政運営の改善

講和締結を控え、従来の行政運営に徹底した改善を加え、事務能率の増進と、国民負担の軽減をはかる。

(一) 地方事務と国家事務との分掌、地方税と国税との調整

(二) 警察制度

(三) 国家公務員制度

七、産業政策その他

(一) 政府の出資又は投資はわが国の現段階にあっては、農林漁業、中小企業、庶民金融、住宅金融等特殊な面に対して依然必要であると思われる。

(二) 見返資金の減少等に対処し、政府の直接投資の方法に代えて、政府保証の方法による民間資本の動員を考慮すべきである。

(三) インベントリー・ファイナンス等の方法を以てする財政による金融調節は再考の余地がある。

(四) いわゆる日米経済協力の方式としては、わが国の生産設備の現状から見て、基礎産業部門に対する新規投資や遊休設備の動員は将来性のあるものとは思われない。

別紙(一)　税制に関する今後の諸問題

（国税）

一、当面問題となっている事項

(一) 退職金課税問題

(イ) 退職積立金の損金算入を認めるか否か

(ロ) 退職金の一五%控除の拡張等

(二) 投資信託に対する課税の問題

(三) 寄附金免除範囲の拡張の問題

(四) 株式に対する譲渡所得課税の問題

(五) 山林の評価及び山林所得課税の問題

(六) 漁業権、土地収用等の譲渡所得の問題

(七) 富裕税の非上場株式の評価に関する問題

二、今後検討を要すべき事項

(一) 法人課税方式の再検討の問題

(二) 講和会議後の租税協定の問題

(三) 税法の純法律学的及び会計学的検討の問題

（地方税）

一、当面問題となっている事項

(一) 政府関係機関に対する地方税課税の可否の問題

(二) 租税リーエン制度採用の可否の問題

(三) 附加価値税、入場税及び遊興飲食税の税率引下の問題

(四) 公益事業に対する固定資産税の軽減税率採用の問題

(五) 固定資産の評価の問題

(六) 電気ガス税の非課税範囲の拡張の問題

(七) 雑税の整理の問題

(八) 起債制限方式の再検討

(九) 地方財政平衡交付金の交付方式の再検討

二、講和会議後の租税協定の問題

別紙(二)　金融制度の改革

一、中央銀行制度

(一) 性格

米国のように、その資本金の全額をメンバー・バンクの出資とするか、英、仏のように全額政府出資とするか、現状のように一面においては国家機関的性格をもっていて、他面政府から或る程度の独立性をもつものとするかの問題がある。

(二) 政策委員会

わが国の国情及び設置以来の運用実績にかんがみ、政策委員会はこれを廃止し、大蔵大臣の認可制度を回復するとともに、理事に産業界及び市中金融界の代表をいれることにしてはどうか。

(三) 銀行券発行保証特別準備金の設定

銀行券の円滑なる発行を保証するに足る自己資本の充実が必要であるが、大幅の増資がむずかしい場合には、所要の特別準備金を設けることが適当である。

(四) 機構及び定員

部局の改廃及び定員の変更を認可事項とするとともに、事務内容を検討して、簡素化する必要がある。

(五) 剰余金の制度

納付金制度一本とし、積立金に対する法人税、限外発行税は廃止してはどうか。

(六) 戦時色の払拭

日本銀行法の基調に戦時色が濃いので、これが改正の際は、一層恒久法にふさわしいものとする必要がある。

二、長期金融制度

(一) 開発銀行

復金の回収金を吸収する他、情勢に応じて将来は、当行を通じ見返回収金、外資、預金部資金、市中蓄積資金の活用を行いうるようにしたい。

(二) 債券発行銀行

当分の間、現状を尊重する。

(三) 輸出銀行

輸入業務を兼営せしめ外資の借入をすることができるように改める。

(四) 農林漁業資金融通特別会計

当分現行制度によるものとし、必要ある場合には政府出資の増額蓄積資金の借入等によりその機能を拡充する。

(五) 国民金融公庫及び住宅金融公庫

今後どうもって行くかについて研究する。

(六) 不動産金融機関

不動産金融のあり方及び不動産金融専門機関の設置について研究する。

三、為替金融制度

(一) 駐在員

希望する外国為替銀行にテンポラリーヴィジターとして一、二名の駐在員の海外派遣を認めるものとする。但し、これは支店設置を約束するものではない。

(二) 支店

差当り各外国為替銀行合同で、プール計算制の海外支店を設置せしめることは可能かどうか。

(三) 特別銀行の設立

わが国の外国為替取引は、二行以上の外国為替銀行が充分経済的に併存しうるだけの金額に達することはないと認められるので、特別銀行たる一個の外国為替銀行を設立してこれを担当せしめるものとする。

(四) 外国為替銀行法の制定

或いは、国内取引の制限等一定の条件を具えることを要件とした不特定数の外国為替銀行を認めうるような根拠法規の制定を行うものとする。

四、一般銀行制度

(一) 普通銀行

(イ) 銀行法の改正については、わが国の国情にも沿った近代的な制度の確立を期して、鋭意検討する。

(ロ) 過度の日銀依存、無担保貸し、固定貸し等の傾向は逐次これを是正せしめるように指導する。

(二) 信託銀行

折を見て、合併する等その整理を考慮する。

五、特殊金融制度

(一) 相互銀行及び信用金庫

無尽会社及び信用協同組合中資力信用の充分なものについては、銀行に準ずる監督を行うことを条件に銀行に準ずる業務を行うことを公認するよう法律を整備する。

(二) 農林中央金庫及び系統機関

(イ) 農漁業協同組合の整理強化を促進するとともに系統利用度の向上に改善を加え組合金融組織を強化育成して行くものとする。

(ロ) 役員の政府任命及び監理官制度はどうするか。

(ハ) 現在の三段階制を二段階制に改めるかどうか。

(三) 商工組合中央金庫

そのあり方について根本的に再検討する。

編注　本文の作成者は不明だが、大蔵部内の検討資料と推定される。なお第二のかっこ内にある別冊資料は付されていない。

出所　大蔵省資料Z五〇一―八七。

(8) 経済協力についての問題点（昭和二六年五月二五日大蔵省）

経済協力についての問題点（昭二六、五、二五）

第一　経済協力と日本経済運営の基本方針

日米経済協力との関係における日本経済運営の基本的方針としては、

(一) 日米経済協力を通じて経済規模を拡大し、これにより経済の再建自立を促進することを目標とする。

(注) 経済協力に関する米国側の意図は、マーカット声明の文面に現われる通り、日本経済に対し右の目標達成のためのチャンスを与えんとする好意的なものではあること言を俟たないが、現実の運営においては、日本経済の輸出超過の形において、日本経済が犠牲を払うこととなる可能性がある（朝鮮事変後の日本の物価騰貴はいわばかかる意味での犠牲強要に対する自然的な抵抗を意味するものとも見られる）。この意味において日本経済運営の基本方針として第一に、右の目標を常に念頭において置くことが必要である。

(二) 現実の経済運営に当っては、現行為替レートの堅持を基礎的前提としつつ、常に国内の一般物価水準が国際価格水準に達し均衡を保つよう、積極的に調整措置を講ずる。

(注) 為替レートの変更は、国際価格水準の側に非常な変動を生じた様な場合に国内物価水準を維持するための措置として必要な場合もあろうが、人為的且つ一時的に経済基準に急激な変化を与えるものであるから、為替レートはこれを堅持することを前提として経済を運営すべきである。国内物価は輸出と輸入の増減という自然的調整作用によって、国際価格水準と自動的に均衡を保つものではあるが、斯かる自動的均衡作用に俟つときは、経済全体としてロスと摩擦を生ずるので、政府の施策によって積極的に調整措置を講ずべきである。これがための第一施策は輸出入の調整であり、第二の施策は財政金融面における国内資金量の調整である。

(三) 経済協力に伴う特定輸出品の値上り、特定原材料の不足、特定事業に対する資金需要の増加等々の我国経済に対する具体的影響に対しては、今後実際の発注が行われ、この様な影響が具体的に現われるに伴いこれを相殺するための統制措置を講ずるものとする。

(注) 日米経済協力は今後米国側が、具体的に発注する段階に到って初めて、真に具体化するのであって、経済協力に伴う影響についての対策も亦、この意味で、今後必要に応じつつ、次第に具体化すべきものであると考える。

第二、朝鮮事変後のインフレ要因の分析

朝鮮事変後の我が国経済がインフレ的傾向（インフレという言葉を悪性インフレと同義語に解釈してはならない。）を辿って来たことは否めないが、その要因が何であるかを分析すると、次の様に考えられる。

(一) 朝鮮事変後発生した世界的な需要増加の結果、我国商品が特需及び輸出の形で、外部から高価に買われた為に、我が国物価がこれに引ずられて騰貴したこと。（資料一「動乱以降における主要物資の価格推移」参照）（省略―編者）。

(二) 輸出に対し輸入が遅れたこと。

即ち昨年七月以降本年三月迄の外国為替統計（ガリオア輸入は含まない）によれば、

		受超	二・〇七四四億弗（七四六・七八億円）

であり、これを四半期別に分類すると

昨年七―九月	受超	〇・九六四五億弗（三四七・二二億円）	
昨年十―十二月	受超	一・七〇二九 〃 （六一三・〇五 〃）	
本年一―三月	払超	〇・五九三〇 〃 （二一三・四八 〃）	

となって居る。（資料二「外国為替統計」（昭和二十五年度）参照）（省略―編者）。

以上の様に朝鮮事変後のインフレの直接要因は主として外部的なものであったといい得よう。

これを裏付けるために国内資金の需給実績を検討するに昨年七月以降本年三月末迄における通貨の発行増は八五二億円であるが、その主要要因は国庫の対民間撤超七六三億であり、産業資金の差引不足は八九億円である。（資料三「二十五年度綜合資金需給実績」参照）（省略―編者）。

(四) 而して財政面においては、輸出入と直接関係する外為会計を除けば、超均衡予算の原則が維持せられて居り、何等の国内的インフレ要因を含まない。

(注) 七月以降年度末迄の国庫の対民間収支撤超七六三億円が、同期間中の外国為替の受超七四七億円と略々一致することを注目すべきである。

(五) 唯、強いてインフレの国内的要因を求めれば、昨年九月以降実施せられたユーザンス制度の結果、借手の資金需給状況に関係なく一律に金融が行われたこと等により、一部企業において自己の蓄積資金を以つて賄い得べき部分についても金融を受け、これにより思惑を行ったという様な問題も論議せられて居る。（資料四「日銀外貨貸付」参照）（省略―編者）。

第三、日本経済の現状の分析

日本経済の現状を如何に認識するかは次の諸点について検討する必要がある。

(一) 国内物価水準と国際価格水準との比較（資料五「主要経済指標」及び資料一「動乱以降における主要物資の価格推移」参照）（省略―編者）

日英米の物価指数について朝鮮事変前を基準としての最近迄の騰貴率を比較して見ると、米の約一七%、英の約二〇%に対して、日本は約五%（指数の取り方により異るが）の騰貴であるが、現実にさして輸出が減少して居る訳でもなく、又主要物資について、輸入品をC・I・F、輸出品をF・O・Bで計算したものと国内価格とを比較して見ると一般的に云って必ずしも国内価格が国際価格を上回って居るとも云えない。（尤も、鉄鋼製品等について南方等へ輸出する場合相手国のC・I・Fで比較すると割高で競争出来ない。）

併し乍ら今後の問題として、現に電力、米麦、国鉄運賃、通信料金、ガス、水道、鉄、石炭、肥料等について価格の引上げが問題とせられて居ること（資料六「諸価格引上問題とその影響」参照）（省略―編者）及びマーカット声明が日本物価の国際価格水準上廻りを警告して居る点を考えると、今後日本物価が国際価格水準を上廻る危険性は否定し得ないのみなら

ず、現在でも特需及び特定輸出品について米国発注者が日本商品について割高であるとの印象を持っていることは否み得まい。

従ってインフレ抑制的措置を講じ、今後の物価水準の上昇を防止し、行き過ぎたものについて多少これを引下げる程度の心構えが必要である。

(二) 日本の物価高の性格（資料五「主要経済指標」及び資料七「最近の会社利潤の状況」参照）（省略―編者）

この様に日本の物価水準が国際価格水準を既に上廻り今後更に上廻る可能性があるとして、この様な物価高はコスト高によるものであるかそれとも利潤インフレーションであるか、朝鮮事変前を基準として見ると、物価指数特に生産財の騰貴は著しく、一方C・P・IやC・P・Sや賃金の上昇はこれに比すれば極めて僅少な騰貴を示して居るに過ぎない。又生産指数は本年三月で事変前に対し三五・五%上昇して居るが、労働者数の増加は僅少である。これ等の事実は、今日迄のインフレーションは方に利潤インフレーションであって、今後或程度は食糧その他諸価格の騰貴によってコストの上昇を来すことにはなろうが、利潤部分は可成り大幅なものであると断定し得る。この事実は最近の主要業種の会社利潤の状況によって裏書せられて居る。

従って、国際価格の頭打ちによる輸出及び特需価格への影響も利潤部分のクッションにより充分吸収せられ得るであろうし、この際国内物価水準の引下げは、原則としてはさしたる摩擦なしに行われ得るであろう。

(三) 国際収支の現状及び見透し（資料八「昭和二十五年度各四半期国際収支実績」及び資料九「昭和二十六年度国際収支の見透」参照）（省略―編者）

昭和二十五年度の国際収支は援助輸入をも含めて四五百万弗の受取超過で略々バランスして居る。

昭和二十六年度以降については、援助打切、終戦処理費のドル払、特需及び新特需の見透、内外物価の見透し、外貨債の元利払の見透し等々を考慮に入れて練る必要がある。

第四、日本をとりまく世界経済的環境の見透し

資料11　特需の内容（昭26.5.28　調査部）　（単位　千弗）

商品別	昭25年10月1日	11月5日	12月10日	昭26年1月7日	2月11日	3月11日	4月8日	5月6日	5月20日
物資関係合計	66,484	87,302	105,774	127,327	145,251	158,603	171,980	187,151	194,485
食料及飲料	397	1,149	3,114	3,772	3,922	4,652	4,681	6,636	6,683
繊維織物類	4,942	8,829	16,127	24,444	33,088	36,437	37,204	43,599	44,624
木材及紙類	10,237	14,210	15,137	16,253	18,184	17,540	18,069	19,038	19,704
動植物製品及他に分類されないもの	1,468	1,846	1,841	2,042	2,418	3,077	3,101	3,097	3,833
油脂蠟類	39	42	42	91	91	73	73	162	246
化学製品	2,604	5,033	5,553	5,977	6,342	7,692	7,945	8,969	9,475
非金属	1,498	2,960	5,564	6,189	6,104	7,602	8,542	8,074	9,310
金属及金属製品	17,169	20,092	24,838	33,446	36,351	40,548	41,975	44,301	46,097
機械類	27,828	32,730	33,096	34,589	38,135	40,104	49,437	51,946	53,094
雑製品	302	411	462	524	616	878	953	1,329	1,419
サーヴィス関係合計	47,588	52,375	54,863	64,029	76,388	81,828	85,779	89,568	90,721
運輸	7,809	10,190	10,521	11,368	19,798	20,251	21,530	22,979	23,387
通信	4,498	4,548	4,556	4,556	4,622	4,622	4,670	4,695	4,695
荷扱及倉庫	2,123	3,371	4,599	6,281	7,251	8,188	8,501	9,016	9,062
諸施設	4,814	4,814	4,814	7,919	6,947	6,947	6,947	6,947	6,947
建設	5,359	5,766	5,828	7,959	8,686	9,213	9,465	10,201	10,388
資材施設の改善及加工料	22,483	23,072	23,875	25,265	28,375	31,694	33,690	34,682	35,078
賃貸料	4	7	7	7	7	7	12	17	35
その他のサーヴィス	498	607	663	674	702	906	964	1,031	1,129
総計	114,072	139,677	160,637	191,356	221,639	240,431	257,759	276,719	285,206

（資料）　GHQ/ESSの資料により日本銀行統計局が作製。
（備考）　特需契約の累計高である。

この問題は、国際情勢の推移、特に朝鮮事変の展開如何等、多分に政治的な情勢判断に懸り、その判断如何によって世界経済の需給関係、対日特需の内容等に変化を来すものではあるが、基本的には朝鮮、イラン其の他各方面を統って国際的緊張感は当分緩和されることなく、米国の軍拡計画は予定通り実行せられるであろうし、仮に朝鮮の停戦が実現したとしても復興のための対日需要は必ずこれに続くと見るべきであるから、対日需要は今後次第に増加すると見て間違いなかろう。（資料十「米国の軍拡計画」、資料十一「特需の内容」及び資料十二「米国の主要輸入品」参照）（資料十一を別表に掲げ、十、十二は省略―編者）。

第五、対策

対策の問題としてはこれを二つに分けて考える必要がある。即ち一は、現在及び近き将来の我が国物価水準を国際価格水準迄引下げる問題であり、二は経済協力を実行して行く上において我が国経済の特定面で経済協力の影響を受ける場合にこれを相殺する問題である。前者の問題は差当っての問題であり、後者の問題は、現在検討を要するものもあるが必ずしもオーバーロールに対策を研究しておく必要はなく、米側の発注が具体化してその影響が現実に現われる可能性を生じた場合に考えてゆけばよい問題である。

(一) 一般的インフレ抑制対策

以上検討して来た様に、我国の物価水準を国際価格水準に調整するため、財政金融面において多少引締めることが必要ではあるが、併しそれは決してデフレ政策に大きく転換する様な意味のものではなく、朝鮮事変後海外諸国に比し強すぎた我国の思惑的傾向の行き過ぎを是正するという程度の気持でよいであろう。

その引締政策の強度は綿製品等の国際的値下り等から来る自然的下落傾向をも考え、常に物価の動向に注意しつつ急激な衝動を与えない程度で加減して行かなければならない。

その具体的措置は左の通りである。

(1) 財政政策

(イ) 昭和二十六年度の補正予算による財政の枠の策定に当っては、自然増収を見込んだ歳入総額を概定する。

(ロ) 先ず歳出中、行政整理その他不要不急費目の節約を図る。

(ハ) 右の節約額と自然増収額の一部と、食糧価格の値上り、官吏給与の引上げ、傷病兵及び戦没者遺家族等に充てる。

(ニ) 残余の一部を減税に充当し更にその残余を何等かの形で超均衡予算的なリザーブとする。

(ホ) 財源に余裕がないから、右の(ニ)の金額は僅少となろうが、ヂェスチュアーとして共に必要である。

(ヘ) 減税は、個人特に勤労者の負担を軽減すると共に法人利益の課税を増徴すべきである。而してそれは税法上の減税であるから対外関係では減税でないという説明をする必要がある。

(ト) 尚この際、主要な濫費源を為して居る法人の交際費等の経費に対して課税上の工夫をすべきではないか。

(チ) 財政の具体的内容については別紙参照。

(2) 金融政策

(イ) 四―六月の資金需要見込については資料十三「最近の資金需要」参照（省略―編者）。

(ロ) 金融の引締政策については、法的統制は、実効が上らぬこと、回収能率の低下を来すこと等を考えるとこの際はやはり量的統制を強化しつつ、道義的規制に止めることが適当であろう。

(ハ) 具体的にユーザンスの決済資金をどう取扱うかについては、無理な引締めを行わないで、この際思惑的部分をはき出させる程度の方針でよいのではないか。

(ニ) 見返資金等による電力、海運等の基礎的資金の供給はこれを継続すべきであって、インフレ抑制に捉われて経済基盤の拡大を停止してはならない。

東南アジアの開発資金も、我国への輸入物資についての前渡的なもの

は積極的にこれを供給すべきである。

(3) 諸価格政策

食糧、電力、運賃、公務員給与等、既にコスト計算上真に曰むを得ない状態にあるものはこの際是正する。併し其の改訂の幅は最少限度に止め現場的計算から行き過ぎた引上げはこの際避ける。

(4) 国際収支対策

今後常に輸入を輸出とバランスさせる必要があること、国際通貨基金に加入の見込あること、外債の支払の開始等を考え金及びクレディットの確保につき最善の努力をする。

(二) 個々の対応策

問題となるべき事項を列挙すれば左の通りである。

(1) 特需や輸出の価格が国内価格を上廻る特定物資について輸出税、為替交易調整の如き措置を採るか。

(2) 特需面において特に原材料を割安に供給を受け製品を割安に輸出するため、その部門を完全な統制の枠にはめて他の一般経済から区別するか。

(3) 食糧及び鉄についての補給金の可否

(4) 国際価格と国内価格に開きのある場合に会社内部で自活的にプールする措置を考えられないか。

(5) インフレ抑制的措置及び諸価格の改訂に伴う、一部の中小企業失業者等の救済措置を考えること。

第六、政府発表の取扱

(一) 全般的に、マーカット声明に呼応し、国内物価の国際価格への引下げのために、財政支出の削減、徴税の強化（増税ではない）、金融の引締を強力に行うが如く抽象的に発表する。

(二) 同時に国民に、堅実な国民生活の向上には政府としても努力するが、濫費的なものはこれを慎み、経済再建の為耐乏生活に徹すべきことを訴える。

(三) 国際収支の政策、外資導入政策の案文を作成すること。

編注　本文中にある「マーカット声明」は、本財政史第一七巻「資料(1)」、一〇一ページ所収。

出所　大蔵省資料Z五二〇―一二。

(9) 契約に基き進駐軍へ物並びに役務を提供するための特別調達庁への授権に関する司令部覚書

（一九五一年五月二六日SCAPIN二一五四）

契約に基き進駐軍へ物並びに役務を提供するための特別調達庁への授権

（一九五一年五月二六日SCAPIN二一五四）

一、法律に基き課せられた他の総ての権限及び義務に加え特別調達庁は米国政府の調達代理官と彼等が購入せんと欲する物及び役務を提供するための契約を締結し、並びに該契約に基き供給された物及び役務につき米国政府に対し支払請求をなす権限が与えられる。

二、この覚書の権限に基き、特別調達庁により締結された契約は日本国政府の自由なる意志により承認された完全な双務関係に基くものである。該契約のための円の弗との交換レートは標準為替換算率によるものとする。

三、該権限を行使するため特別調達庁の管理のもとに別箇の回転資金が創設される。回転資金の資本は、一般会計から支出される七十五億円とする。補正予算の成立迄は該資金は国庫余裕金の繰替使用によりまかなわれる。回転資金からは特別調達庁と米国調達官との間に締結された契約を履行するため供給された物及び役務の当初の経費の支払いが行われる。回転資金は契約にもとづき提供されたすべての物並びに役務に対し米国ドルで担当米国支出官により弁済を受ける。

四、特別調達庁の事務取扱費は引続き一般会計より支弁する。

五、事務取扱費の支払い分を示す該契約にもとづく収入は、回転資金から一般会計へ終戦処理雑収入として支払われる。

米国の債務の決済として資金が契約に基き受領したすべての支払いで資金が物及び役務の日本人供給者に対し事実上支払いを行っていないものは、回転資金内に留保され、かかる物及び役務の日本人供給者に対する支払いにのみ充当される。

六、本指令は即時施行せられたい。

七、本覚書の実行に関し連合国最高司令官総司令部の担当部局と直接折衝することが許可される。

収受　五月二十八日午後四時三十分

主管　特別調達庁

編注　本覚書に基づいて「特別調達資金設置令」（昭和二六年六月一一日ポツダム政令第二〇五号）が公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇四。

(10) 新情勢に対応する通商産業施策の基本方針（案）

（昭和二六年六月一日通商産業省）

新情勢に対応する通商産業施策の基本方針（案）

（二六、六、一通商産業省）

朝鮮動乱勃発以来、わが国の貿易及び鉱工業生産は急速な上昇を示し、一般に経済活動は活発化したが、他面国内物価は国際物価昂騰を更に上廻る異常な上昇を示し、その結果最近においては、輸出、特需の伸びなやみの傾向が現われる等わが国産業基盤の脆弱性を端的に露呈している。

最に発表されたマーカット声明の基調は、日本の工業余力を動員し、生産の増大を図ると共にこれを国際的に競争し得る価格で輸出せしめるため、インフレーションを規制し、通貨価値を維持し、低物価政策を堅持すべしと為すにある。

即ち右声明によって示唆された日米経済協力の範囲は、(1)米国政府予算の増大に応じて逐次増加する米国政府の買上げ計画に参加すること。(2)東南アジアの工業化及び資源開発の計画に協力すること。(3)国際市場において特需物資を供給する役割を担当すること。(4)米国の一般需要の充当を図ること。等、多種多様であるが、現在の段階においては日米経済協力の具体的実施方法は商業ベイシスによる輸出乃至準輸出取引という外はない。従って輸出の増大を図るための低物価政策の堅持が日米経済協力の全方策を貫く基本方針であると考えられるので、この線に沿い今後の諸施策を進めなければならない。

よって通商産業省は右の基本方針に従い諸般の措置を強力に推進するものとする。

第一、基本方針

一、既定の輸出計画の達成を期すると共に、自由世界諸国との経済協力を強化する目的を以て追加輸出を促進する。

二、世界的な物資不足の激化に対応し、輸入の計画性を強化して重要物資の円滑適正な輸入を確保する。

三、増大する特殊需要に対しては、輸出、内需等との調整をはかりつつ極力これが充当をはかる。

四、東南アジア諸国との経済協力関係を緊密にし、特にそれらの工業化及び資源開発に積極的に協力する。

五、増大する需要に対応するため、国内生産力の増大、特に国内資源の開発をはかる。

六、わが国経済の長期的な対外競争力を培養するため、産業合理化のための強力な諸施策を講ずる。

七、物資需給は能う限り国内生産の増大と輸入の促進によってこれが均衡を確保するが、国際的な不足物資、特に国際割当物資及びOIT物資等については必要最少限度の需給調整措置を講じ、これら物資が不要不急の用途に浪費消耗せられることのないようにする。

第二、各対策の概要

一、輸出振興対策

1　新情勢に対応し、主として生産能力、電力、及び市場性の観点から従来の輸出計画を再検討し、特需を含む追加輸出計画を策定する。

2　輸出市場の拡大をはかるため、現行の通商協定を再検討し、又は新なる通商協定の締結を考慮する。

3　最近の国内物価水準の異常な高騰が、輸出の振興の最大の障害となっている現状に鑑み、之が引下げのため政府の全施策を集中する。特にプラント輸出振興のため鉄鋼価格の引下を中心として特別の措置を講ずる。

4　イギリスの先例等を参考として、現在の輸出信用保険制度を強化拡充する。

5　現在の優先外貨制度に代わる外貨報奨制度を確立し、輸出業者に対し輸出代金の一定割合の外貨を自動的に割当てることとする。その際外貨報奨の率は輸出業者の創意工夫を必要とする程度に応じて市場別商品別に段階を設けることとする。

6　海外における民間業者の貿易活動を活発ならしめるため海外支店等の設置を促進し、必要により、これらに対する委託輸出を認めることとする。

7　輸出業者の相互間の無秩序な対外競争を防止するため、業者相互間の協調を可能ならしめる方策を講ずる。

8　海外における本邦商品の宣伝紹介の措置を積極化するとともに、海外市場情報の迅速な入手をはかる。

二、輸入促進対策

1　外貨資金の逼迫化の現状に鑑み、且つ、物資の国際的統制の強化の状勢に対応して外貨資金を最も効率的に運用しうるよう現行の輸入諸制度を再検討する。

2　特に、輸入公表がなければ輸入の承認を行えない現在の制度は、外貨資金割当物資の一部について買付を不利にする場合が多いので、これを再検討する。

3　ＩＭＣ物資ＯＩＴ物資については、国際的な割当又は輸出許可と日本側の輸入とを緊密に結びつけ、その受入に遺憾なきを期する。

4　輸入をより効率的ならしめるため、貿易協定特にスターリング協定及びオープン・アカウント協定の決済条件を再検討する。

5　外貨資金の逼迫を緩和するため、ドル・ユーザンス及びポンド・ユーザンスの制度の新設乃至再開を促進する。

6　重要輸入物資の引取資金については日本銀行のスタンプ手形の適用等により、重点的に之が確保をはかる。

三、特需対策

1　特需の発注を円滑に受け入れるため、近く米側に設置される調整機関に対応して日本側の受入機関を整備し、相互に緊密な連絡をはかる。

2　特需発受注の円滑を期するため、関係工場の能力を調査すると共に、必要に応じて之を政府に登録する。これがために物調法に基づく調査規則の制定を考慮する。

3　特需物資の価格引下の一般的措置は輸出品と同様に行うが、特に緊要物資輸入基金特別会計の資金枠を拡大し、特需用主要原料の低廉優先的な供給を確保することとし、そのため必要な物資の輸入を要請する。

4　特需産業に対する運転資金の逼迫を緩和するため、スタンプ手形制度等の一般的優先措置を強化するほか、納入代金の前払、分割払等の措置を要請する。

5　特需受注のための設備等の拡充については、特別償却制度を考慮するほか、そのための設備資金については特に優先的に考慮する。

四、東南アジア経済協力対策

1　東南アジア諸国の工業化計画及び資源開発計画に積極的に協力するため、プラント輸出その他一般輸出の振興をはかるほか、官民使節団を派遣し、又は各業種毎に有能な技術者を派遣して実地指導に当らせる。

2　派遣技術者を養成するため、必要に応じ、通商産業省に養成機関を設置する。

3　開発に関しては、さし当り長期輸入契約によって之に保証を与え、又は輸入代金の一部前払等を行うことにより之を促進するが、将来においては輸出銀行等政府金融機関の機能を拡大して必要な資金の提供をはかる。

4　経済協力のため、将来必要に応じ、技術援助協定又は開発協定等の締結を考慮する。

五、国内生産増強及び資源開発対策

1　国内生産力増強の基本である電力については、料金を合理的に改訂し見返資金の確保、外資の導入等による電源の開発を図り、供給の増加を図るとともに自家発電の整備と開発を積極化するよう資金、資材等について援助措置を講ずる。

2　産業及び民生安定の基礎物資である石炭については貯炭の減少、今後の需要の増大に鑑み、特に原料炭発生炉用炭を中心としてその急速な増産に努め開発を積極化するとともに近代的採炭方法の実施を促進する。なお炭益の増加が炭質の低下を齎らさぬよう採炭送炭等の合理化技術化を図る。

3　生産力の増大を必要とする産業についてはその生産設備を拡充又は生産余力を充分に稼動せしめるため、重点的に資金及び原材料の確保を図る。

生産力拡充に必要な資金で一般市中金融ベースを以てカヴァー出来ない資金については開発銀行等による国家資金の活用を更に活発化する。

4　前項の措置を推進し、加えて生産の増強によるインフレ傾向を抑圧するため、物資需給の面においては七、による需給調整を行うとともに、財政金融の面においては不要不急の用途に対する資金を極力規制して重要物資の増産を確保するため資金の重点的効率的利用を図り適正な信用統制を実施する。

5　特に鉱産物は、国際的不足物資であり、かつ戦略物資であるから

(1)　国家予算による地質調査、新鉱床探査の拡充、鉱益及び埋蔵炭量炭質調査の整備拡充を強化し探鉱奨励金又は試掘助成金の増額、重要鉱種の開発について新坑開発助成金の交付を図り重要鉱物の開発を促進する。

(2)　国内の生産、輸入による充足が極めて困難なコバルト等の重要地金の製錬事業については、必要に応じてニッケル精錬事業臨時助成措置法に準じた助成措置を考慮する。

六、企業合理化対策

1　機械設備の近代化を図るため、機械設備近代化留保金制度を創設し、資本の内部蓄積を促進する。

2　新式又は高性能の機械設備について輸入税免除の措置を拡充するとともに固定資産税の減免を図る。

3　中小企業等の機械設備の近代化を促進するため、助成金の措置を講ずる。

4　合理化計画促進のための必要な技術の研究、機械設備の試作、工業化試験を奨励助長するため現行の諸補助金制度を拡充するとともに重点的な運用を図る。

5　産業補助施設就中特に輸送施設――産業用道路、港湾、荷役施設等の拡充強化を図り、公共事業予算の増加、及びその適切な使用をはかる。

6　企業合理化のための所要資金については重要物資の増産用資金と同様、重点的に之を確保する。

七、物資需給調整対策

1　国内生産の増強と重要基礎物資の輸入の確保増進とにより物資供給力の増加を図り、輸出及び特需の飛躍的な増大に応じ得るよう物資需給状態の改善に努める。

2　総合的なインフレ防止対策の一環として、又、国際割当物資、ＯＩＴ物資等国際的な不足物資の円滑な輸入を確保するためそれらの物資が不要不急の用途に消費されないよう使用消費の規制措置をとる。本措置の対象とする物資は、さしあたり重要非鉄金属類とし、非鉄金属以外の国際割当物資、ＯＩＴ物資及び鉄鋼等については状勢の推移を勘案して漸進的にこれが規制措置の対象とする。

3　使用、消費制限は臨時物資需給調整法に基づく法的措置によるがその具体的方式は、出来る限り簡素で実効を挙げ得るよう措置する。

重要物資の重点部門への低価での優先出荷を確保するため、指定する物

資を指定する用途に使用する需要者に対し、指示価格で優先的に出荷せしめるものとし、要すれば、臨時物資需給調整法に基く法的措置によって之を行う。

本措置の対象とする物資は、差し当り主要非鉄金属及び鉄鋼類とし、指定する用途は、差し当り特需及びプラント輸出に限る。

4　重要基礎物資については、思惑による不当な買溜め、買占め又は偏在的な過剰在庫の予想される場合には、以上の諸措置を補完する目的で当該物資の販売業者又は需要者に対し適正限度を超える在庫を規制する法的措置を講ずることを考慮する。

5　前各項の措置と共にこれらの対象となった物資については、必要に応じ輸出の制限乃至は禁止を考慮する。

6　以上の物資需給調整措置を有効ならしめるため必要ある場合には、適切な価格調整措置を講ずる。

出所　大蔵省資料Z五二〇―一二。

(11) 日米両政府間に締結する物資及び役務の提供に関する契約書要綱（案）（昭和二六年六月八日閣議決定）

アメリカ合衆国政府と日本政府との間に締結する契約の契約書要綱（案）

(一) 契約当事者

アメリカ合衆国政府を代表する契約担当官と、日本政府を代表する特別調達庁長官との間に、契約を締結する。

(二) 契約の内容

本契約は、日本政府が極東軍の管轄地域において、アメリカ合衆国政府に対しその必要とする日本人及びその他日本に居住する者による労務を提供することを内容とする。

(三) 契約期間

契約の始期は一九五一年七月一日であり、契約期間は取り敢えず六ヶ月であるが、アメリカ合衆国政府は本契約の満了期前、六十日の予告によって一年間又はそれより短い期間同一の条件で契約を延長することが出来る。

尚契約当事者の何れかの一方が相手方に対し書面による六十日以上の予告を行うことによりいつでもこの契約を解除することができる。

(四) 労務提供の方法並びに給与基準

特別調達庁長官はアメリカ合衆国政府の権限ある官吏の発出する労務供給要求書に基いて労務者を提供しこれらの労務者に対する給与基準は現在施行中の連合国軍関係使用人給与規程と同一である。

(五) 本契約に基いて提供した労務者の給与、その他の経費の負担

本契約に基いて提供した労務者の給与は、特別調達庁が労務者に支払う。労務者に対して支払った通常の給与については、アメリカ合衆国政府より弗貨によりその実費が返還され、労務者の退職金その他の諸経費については、労務者一人一ヶ月三、三七九円の割をもって弗貨により返還される。

(六) 労務者の身分及び労働時間

本契約に基き特別調達庁より供給する労務者は、日本政府の被雇傭者である。

労務者の労働時間はすべて、アメリカ合衆国政府によって定められるが、日本の労働基準法により時間外勤務と考えられる労働時間については時間外勤務手当が支払われる。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一三。

(12) 今後の重要経済施策要綱（昭和二六年六月一三日）

今後の重要経済施策要綱（二六、六、一三）

一、経済運営の基本方針

(一) 日本経済の現状にかんがみ、経済の安定を維持し、インフレーションの抑制を図りつつ、米国をはじめ民主自由国家に対する経済協力を推進し、経済の健全な発展と国民生活水準の維持向上を図ることを目的とする。

(二) これがため、現行為替レートは、これを堅持し、国内価格水準を国際価格水準に対し均衡せしめ、物価の安定を確保することにより、わが国の国際経済上の地位を育成充実し、経済協力を通じて貿易、生産等の経済規模を拡大するものとする。

(三) その運営に当っては、財政金融面における資金の調整とともに、生産の増加、輸出の増進と輸入の確保、物資需給の均衡、産業合理化の促進等により経済全体を調整し個別的な直接統制措置は、必要最少限度において補完的にこれを行う。

二、財政政策

(一) 今後の財政政策としては、財政収支の均衡を保持し、財政規模を国民経済全体の規模に適合せしめる従来の基本方針を堅持するものとする。

(二) これがため、現在の物価情勢等にかんがみ、次の措置を講ずる。

(1) 歳入面においては、

(イ) 生産等の増加に伴う所得の増加の把握を適確にし、徴税の充実を図り、税収の確保に努める。

(ロ) 経済情勢の推移に伴う所得の増加及び所得分布の変動に即応し、租税負担の合理化を図る等のため、所得税の控除、税率の調整等を中心として税制の改正を行う。

(2) 歳出面においては、

(イ) 行政機構及び行政事務の簡素化、人員の整理等を行い、人件費及び物件費の節約を図る。

(ロ) 物価の上昇に伴う経費の増嵩に対しては、内容を重点的に検討し、一律に増額は認めない。

(ハ) 差し当り新規の補給金制度は考慮しない。

(ニ) 自然増収、歳出の節約、終戦処理費の減少等によって生ずる財源により所得税を中心とする租税負担の調整並びに食糧価格の改訂に伴う経費、公務員給与の改訂、傷い者遺家族の救護等已むを得ぬ経費の増加に充当する。

(三) 予算の編成及び運営においては、財政及び金融を通ずる資金の総合需給の調整を考慮する。

(四) 地方財政についても、機構及び事務の簡素化、人員の整理等を行い、経費の節約を図るとともに税収確保に努める外、地方財政平衡交付金の配分方法、地方税制についても検討を加える。

三、金融政策

(一) 今後の金融政策としては、健全財政政策に対応して、インフレーションを回避し、重要産業等必要な部面に対し、必要量の資金の供給を確保するとともに、不要不急方面への融資を抑制し、資金運用の効率化を図ることを基本方針とする。

なお、経済の現状にかんがみ、当面金融政策上インフレーションの防止に意を用いるものとする。

(二) 右の方針に基き、金融に関する具体的措置については、次による。

(1) 造船、電力等の重要産業の設備資金、農林水産資源の培養開発等の所要資金については最も効率的且つ重点的に見返資金、資金運用部資金、日本開発銀行資金、農林漁業資金特別会計等の政府資金をもって、一般金融を補完する。

(2) 市中金融機関の融資、社債及び株式の応募については、緊要資金の重点的確保に努めしめるとともに、思惑資金、投機資金その他重要用途以外への資金の供給を抑制せしめることとする。これがため、自主的調整措置の整備強化を図るとともに金融業務に関する制度の改善を考慮する。

(3) 我が国産業構造の特殊性と金融の大企業への偏重傾向とにかんがみ、中小企業に対する金融措置については見返資金、信用保険制度の活用等により一層の積極化を図る。

(4) 金融機関の預貯金の増強、証券投資の助長等により資本の蓄積を促進する。

これがため、預貯金利子の引上げ、預金及び証券投資に関する課税上の配慮を行う。なお、金融機関をして経営の適正化を行い、貸付利子の引

き下げに努めしめる。

(5) 日本銀行の信用政策については、思惑資金、投機資金その他不要不急用途への資金等を抑制することを主眼とし、次のように措置する。

(イ) 日本銀行の高率適用制度を強化し、公定歩合の引上を考慮する。

(ロ) ユーザンス制度の検討と関連して、スタンプ手形、貿易手形等の優遇制度について再検討を加える。

(ハ) 市中銀行の貿易資金、特に輸入引取資金の金融に伴う日本銀行の貸出については個別的にその内容を検討し、適正を期する。

(6) ユーザンス制度については、差当りユーザンス期間の短縮等その適正化を図る。

(7) 輸出の増進、東南アジア等の地域の開発及び輸出に必要な原料輸入の確保等のため、日本輸出銀行を日本輸出入銀行に改組した上、その積極的活用を図る。

四、価格政策

(一) 個別的価格統制措置は、必要最少限度において行うものとし、差し当り国民の生活水準の現状及び経済安定の維持の見地から見てその影響の極めて大きい物資及び公益的独占的な性質のサーヴィスの価格（例えば米その他主食の価格、鉄道運賃、通信料金、電気ガス料金等）については、これを継続するものとする。

(二) 当面これらについて必要な価格改訂は、一般物価水準及び国民生活への影響を勘案しつつ適正な限度において行うものとする。

(註) 大部分の物資について価格統制が廃止せられた今日、諸価格は物資需給の原則により決定せられるから、右の価格改訂がそのまま一般物価水準の上昇を齎らすものではないが、生計費に及ぼす影響を緩和するため税負担の軽減を図る外、特に主食価格の安定等のためにできる限り財政的措置を講ずる。

(三) その他当面の価格政策として考慮すべき措置は、次の通りである。

(1) 機械類、特にプラントもの及び船舶等の価格が国際的に割高である現状にかんがみ、鉄鋼及び鉄鋼原料については、その価格を引下げるため、今後の情勢の推移に応じ所要の方途を検討する。

(2) 国際割当物資等で特に需給の逼迫しているものについては、必要に応じて価格統制を考慮する。

(3) 国民経済上重要な影響のある基礎的な生産財及び生糸等については、基準価格又は勧告価格の設定等の措置により価格の安定に努める。

(4) 国、地方公共団体及び政府諸機関の歳出面における経費の圧縮を図り、需給面からの物価の値上りを抑制するための措置を講ずる。

(5) 常時、主要物資の価格等に関する実態を把握するのに必要な措置を講ずる。

五、国際収支及び貿易政策

(一) 国際収支の均衡

国際収支を均衡し、現行為替レートを堅持し、国際信用の維持向上を図り、国際通貨基金への参加を要請する。これがため

(1) 為替取引に関する諸条件の改善等による外貨資金の効率的運用を図り、輸入の確保、輸出基盤の培養に努める。

(2) 外貨資金の収支につき地域的及び時期的な偏差の調整に留意し、特に将来にわたるドル収支の均衡を目途としてドル地域向輸出の増進を図るものとする。

(二) 輸出の振興

極力輸出を振興し、特需の充足に努めることとし、次の措置を講ずる。

(1) 常時輸出計画を検討し、特に民主自由国家との経済協力のため必要な輸出の実現を図る。

(2) 輸出入市場の確保を図るため、現行通商協定を再検討するとともに、新たな通商協定の締結を促進する。

(3) プラント輸出の振興を図るため輸出銀行の積極的活用を図るとともに、輸出信用保険制度の拡充を図る。

(三) 輸入の確保

重要物資の生産増強と生活必需物資の確保を期し、輸出、特需等の需要に応ずるため緊要物資の輸入を確保することとし、次の措置を講ずる。

(1) 外貨資金の効率的運用を図るため、輸入の計画化を強化する。

(2) 輸出等の原材料、生活必需物資重要産業の所要原材料及び産業合理化に必要な機械設備等に重点をおいて輸入の確保促進を図る。

(3) 国際割当物資及び米国の輸出制限物資については、割当の確保を要請するとともにこれらの物資の有効な活用を図るための所要の国内的措置を講ずる。なお、国際割当機構への参加を要請する。

(4) 国際小麦協定への参加を要請する。

(5) 東南アジア等の開発に関連して、これら地域からの原料輸入の増加に努める。

(6) 輸入確保に必要な外貨資金を確保するため、外貨ユーザンスの拡大利用及び外貨クレジットの供与を求める。

六、産業政策

(一) 生産の増強

経済協力を推進するとともに、国民経済の正常な発展と国民生活の確保を図るため基幹産業及び農業等について生産を急速に増強することとし、特に次の諸点に重点を置くものとする。

(1) 日本の鉱工業生産力には一般的にみて実稼働能力にはなお余裕があるが、生産の増強を図る上の最大のネックである電力の不足に対処するため、(イ) 送配電ロスの軽減、(ロ) 電力利用効率の増大、及び(ハ) 事業用及び自家用を通ずる恒久的な電源開発対策の確立によって電力供給量を可及的に増加する。

(2) 国内資源を開発し、石炭(特に高級炭)、金、銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属及び非金属鉱物等の生産を増強する。なお、稀少金属及び非金属（タングステン鉱、モリブデン鉱、マンガン鉱、コバルト鉱、ニッケル地金）の開発及び増産について必要な措置を考慮する。

(3) 土地の改良保全、技術の向上等により国内食糧の総合的自給度の向上を図るとともに、木材及び水産物の生産確保のため、林産及び水産資源の培養開発を図る。

(二) 産業の合理化及び近代化

石炭、鉄鋼、機械等の基礎産業及び輸出産業に重点を置いて、生産設備の近代化等により産業の合理化を行い生産コストの引き下げを図ることとし、これがため次の措置を講ずる。

(1) 新式機械設備の輸入を促進する。

(2) 設備の改善又は補修を促進し、企業の資本蓄積を増加するため、特定産業についてはその産業の状況に応じ、減価償却その他税制上の制度を一層合理化する。

七、輸送政策

生産及び貿易規模の拡大に伴い要輸送量の拡大が予想されるため、船舶の増強鉄道車輛の増強等海上及び陸上輸送力の拡充を図ることとする。

(1) 貿易物資の要輸入量の増大に対処し、これが輸送の確保を図るとともに、外貨払運賃を節約し、併せて輸出の増進に寄与するため、外航船腹の増強を図る。

(2) 陸上輸送力の逼迫した現状にかんがみ、相当量の鉄道車輛の新造を図る等所要の措置を講ずる。

(3) 貿易量の増大に対処し、接収港湾の解除を強く要請するとともに、施設の整備強化を図る。

(4) 国内輸送要請の増加に対処し、機帆船及び自動車燃料油の増配を図る。

八、物資需給政策

(一) 国内需給の確保

(1) 重要生産資材については、緊急な国内需要を充足して、生産増強の基礎を涵養する。

(2) 生活必要物資については、国民生活水準の維持向上のため必要な数量を確保し、国民生活の安定を図る。特に、

(イ) 食糧については、極力国内自給度の向上に努めるとともに、引続き輸

入食糧の確保を図る。

(ロ) 衣料等の重要な消費財については、極力原綿、羊毛等の輸入の増加により内需用を確保することとし、併せて思惑等による価格の上昇を防止する。

(二) 不足物資の需給調整

国際割当物資等で需給の逼迫しているものについては、これらの物資の確保を期するため必要已むを得ない場合には不要不急用途への使用制限、重要緊急用途への確保、輸出調整等の措置を講ずるものとし、次の方策について具体的に検討を進める。

(1) 現在ニッケル及びニッケル含有物について行われている使用制限措置に準じて、今後コバルトその他の非鉄金属の一部について使用制限を実施する。

(2) 輸出の増進は強く要請されるところであるが、特に必要がある場合には、特定物資の輸出の数量又は仕向地の制限を実施する。(特定地域向戦略物資等の輸出制限措置は、当然今後も継続する。)

(3) 不急不用の建築に緊要物資を使用することを制限する措置を講じ、併せてこれに対する融資を規制する。

(4) 国際割当物資等で需給の逼迫している輸入物資については、その適正用途への使用を確保し、流用防止を図るための措置を講ずる。(例えば、パルプ、コトンリンター、フエロモリブデン、フエロバナジウム、ステンレス鋼、ブリキ、硅素鋼板等)

(5) 需給の逼迫している物資の偏在を防止するため、適正数量をこえる在庫を規制する措置を考慮する。(例えば、針葉樹材、苛性ソーダ、ソーダ灰等)

(6) 緊要物資輸入基金特別会計の機能を拡充し、特に緊要な物資は同会計を通じて政府の一手輸入を行い、最終用途に対し直接配給する。(例えば、ニッケル、コバルト、錫、石綿等)

(ニ) 特需等との調整

今後の特需、輸出の増大とこれが充足に対処するためには、国内需要と国外需要(特需輸出)との調整を図ることとし、これがため、

(1) 対日期待物資の種類、数量及び発注の時期並びに継続の見透し等については常時日本政府が充分な連絡を受ける。

(2) 米国側発注調整機構に関連して日本側の受注調整機構を合理的に確保する。

九、国際経済政策

(一) 対日投資の保護

外資導入を促進するため、対日投資の安全性を保証する従来の基本政策を維持するとともに、今後更に外資の受入体制を整備する。

(1) 電源開発等の米国資本の積極的導入を促進する。

(2) 外資導入に当っては、これによる設備、資材、原料等の輸入確保及びこれに必要な技術の導入を図る。

(二) 国際通貨基金

国際通貨基金の基本的精神を尊重し、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加入を要請する。

(三) 関税通商一般協定

関税通商一般協定への参加を要請する。

(四) 海運政策の基調

外国海運との公正な競争に海運政策の基調をおき、これがため公正運賃の維持に努め、非適格船の外航就航を禁止する措置を講ずる。

(五) 労働政策の基調

国際労働機構により要請されている基本的水準を守る。

(六) 東南アジア等の開発への協力

東南アジア地域等の開発に協力して、これらの地域に対して必要な資本財消費財及び技術等を供給し、同時にこれらの地域からの原料の輸入の増加を図る等貿易関係の緊密化に努める。

編注　本文書は、六月二三日に「新経済政策」と題して政府発表になった文書

(本財政史第一七巻「資料(1)」、一〇四ページ)とともに司令部に提出された(次掲資料(13)参照)。

出所　大蔵省資料Z五二〇―一二。

(13) 日本政府の経済政策に関する二文書受領についての総理大臣宛マーカット局長書簡(一九五一年六月二一日)

拝啓　さきになされた貴下の勧告に基き、貴内閣閣僚より本司令部に宛て、次の二通の文書が寄せられた。

即ち、一通は日本政府の総合経済政策を解明したものであり、他の一通はこれら政策を実施するための方策の輪廓を示したものである。右にもられた政府の政策は極めて健全なものであり、且つ、国際的に認められた経済安定と進歩した世界協調の方針に合致するものであることは疑のない所である。

貴下が日本の福祉のために必要な基本要綱を作成され、又、日本政府が経済協力計画に参加するため必要なこれら方策を採択することを決定されたことに対して、ここに貴下に祝福の辞を贈るものである。

日本において既に達成された高度の経済安定を維持し、日本国民の生活水準を現実的に可能な最高水準にまで高め、日本を自由世界経済の一員とするために日本を援助することは占領の継続的目標である。多くの難問題が前途に横たわってはいるが、これらの問題は不当の苦難や、建設的な経済の基本原理からの離脱を強制することなく、凡て満足な解決が可能であることを自分は固く信じている。

日本は民主主義と自由の原則に基く進歩的な政治機構を採択した。而して日本の将来の経済政策を、右の新しい政治及び文化の原理を支持する如き等しく進歩した原則に基き調節することは日本国民に課せられた義務である。現在の経済的考え方から後退することは、今まで慎重に築かれた堅固な基礎を破壊する糊塗的方策に堕することを意味するだけである。

貴国の確立された政策が進歩的経済概念に合致する限り日本独特の諸手続に従ってなされることは、我々が希望するものであることを了承されたい。しかし補助金と計画的なインフレーションを伴う以前の封建的、独占的方法へ復帰することと日本人の心理と現実に受け入れられる様な進歩的方法を採用することとの間には非常な相違がある。

「政策要綱」は総合的政策の実施に必要な要請を充足するには如何にすべきやの具体性を欠いており、又、ある点において、その総合政策の基本概念と矛盾するものがある。国家の経済的存立の複雑さに徴して研究が困難であり、又、当然継続的な再検討を必要とすることは認められる。政策声明の目的が確固不動であると同時に右声明の送付によって示されたような誠意によって裏付けられる限り、予は将来起りうる意見の相違の解決について殆んど困難のないことを期待する。

敬具

総理大臣　吉田　茂　殿　　経済科学局長　W、F、マーカット

出所　大蔵省資料Z五二〇―一二。

(14) 朝鮮動乱に伴う特殊需要について(昭和二六年七月二日経済安定本部)

朝鮮動乱に伴う特殊需要について(動乱勃発一ヵ年分)

(昭和二六年七月二日経済安定本部)

一、特需の契約高について

総司令部経済科学局情報によれば、朝鮮動乱勃発時から去る六月十七日までの約一ヶ年間の特需契約は物資関係二二一、七四八千弗(約七九八億円)、サーヴィス関係九三、四二〇千弗(約三三六億円)で合計三一五、一六八千弗(約一、一三五億円)に達している。

(注)　右のほか、特別調達庁を通して発注せられ、事後において特需分として弗の支払のあった金額が約二三、〇〇〇千弗(約八三億円)――昨年七月から本年三月末まで――あるから、これを加算すれば特需の総額は三三八、一六八千弗(約一、二一七億円)に達するものとみられ

る。

右の特需契約高の現在までの推移をみれば別表第一の通りであって、これをグラフで表示すれば別表第二の通りである。（別表第二省略―編者）

（別表第一）　特需契約高推移表　（単位　千弗）

時期	物資契約高累計	役務契約高累計	特需契約高累計	週間増加額
昭和二五年八月五日	五、一〇二	七、五八五	一二、六八七	
一三日	六、七九五	七、六九三	一四、四八八	一、八〇一
二〇日	一二、六〇三	一五、二九四	二七、八九七	一三、四〇九
二七日	三〇、〇〇五	一八、〇一五	四八、〇二〇	二〇、一二三
九月三日	四二、九三三	二九、〇一一	七一、九四四	二三、九二四
一〇日	四四、八六三	二九、四七三	七四、三三六	二、三九二
一七日	五一、二八七	三八、一四四	八九、四三一	一五、〇九五
二四日	五八、五一四	三八、六九六	九七、二一〇	七、七七九
一〇月一日	六六、四八四	四七、五八八	一一四、〇七二	一六、八六二
八日	七二、一八八	五〇、八八七	一二三、〇七五	九、〇〇三
一五日	七五、三三一	五一、三九五	一二六、七二六	三、六五一
二二日	八〇、二六〇	五一、七一八	一三一、九七八	五、二五二
二九日	八四、二八五	五二、一九〇	一三六、四七五	四、四九七
一一月五日	八七、三〇二	五二、三七五	一三九、六七七	三、二〇二
一二日	八九、九〇八	五三、八六四	一四三、七七二	四、〇九五
一九日	九四、四八四	五三、九四五	一四八、四二九	四、六五七
二六日	九九、二九二	五四、七一八	一五四、〇一〇	五、五八一
一二月三日	一〇一、三四五	五四、九五四	一五六、二九九	二、二八九
一〇日	一〇五、七七四	五四、八六三	一六〇、六三七	四、三三八
一七日	一一五、二四四	五六、九八一	一七二、二二五	一、五八八
二四日	一二〇、二二〇	六二、二六二	一八二、四八二	一〇、二五七
三一日	*			
昭和二六年一月七日	一二七、三二七	六四、〇二九	一九一、三五六	八、八七四
一四日	一三五、〇二〇	六五、四三六	二〇〇、四五六	九、一〇〇
二一日	二二一、七四八	六六、〇四四	二一一、〇九〇	一一、四〇九
二八日	二四五、四九一	六六、四九四	二一一、一二三	一、二二三
三月四日	二四四、八八五	六七、九一二	二一一、七九七	二、九二四
一一日	二五五、二五一	七七、三八八	二二一、六三九	二、三九二
一八日	二五〇、八四一	七七、一九五	二二八、〇三六	二、〇九五
二五日	二五五、九六三	七七、四五七	二二八、四二〇	一五、七七九
四月一日	二五八、六九七	七七、七四二	二二三、四三九	一六、八六二
八日	二六七、六〇三	八一、八二八	二二四、四三一	九、〇〇三
一五日	二六八、九〇〇	八二、五五九	二二四、七六二	三、六五一
二二日	二六八、九一六	八三、八四一	二二五、七五七	五、二五二
二九日	二七六、二〇三	八二、九九五	二二四、九七七	四、四九七
五月六日	二七一、九八〇	八四、二四〇	二二五、一四〇	三、二〇二
一三日	二七〇、九〇〇	八五、七七九	二二五、七五九	四、〇九五
二〇日	二七七、八四三	八六、六四〇	二二六、四四八	四、六五七
二七日	二八二、八四九	八七、五四三	二二七、七八六	五、五八一
六月三日	二八七、一五一	八八、九三七	二二七、七一九	四、五〇七
一〇日	二九〇、八四三	八九、五六八	二二八、七三九	四、〇二〇
一七日	二九四、四八五	八九、八九六	二二八、二二五	四、四六七
二四日	二一一、三三六	九一、二九五	二二八、六三一	一五、四二五
三一日	二一八、四三三	九一、七九三	二二八、二二六	五、五九五
七月七日	二二二、六〇六	九二、三〇四	二二一、九一〇	四、六八四
一四日	二二七、七四八	九二、四二〇	二二一、三一五	四、二五八

（註）一、ESS／PSD資料による。
二、*二十五年十二月三十一日現在の集計は未詳である。

今、特需契約高の動きをみると、特需契約高推移表（別表第一）の週間増加額にも明かな如く、八月及び九月において顕著な増加振りを示した結果、七―九月の月平均は約三八百万弗にのぼったが、一〇月以降は僅かに一二月に例外的な増加を示した以外増加傾向は鈍化しその結果、一〇月―一二月の月平均は約二六百万弗、本年一―三月の月平均は約二二百万弗、四―六月中旬までの月平均は約二四百万弗となっており、大勢としては、昨年度は、七―

九月、一〇―一二月、一―三月と契約の増加率は漸次低下し、本年度四―六月にはやや上昇の傾向がみられる。

なお、この中物資関係、サーヴィス関係のそれぞれの推移をみると当初は両者共ほぼ同率の増加傾向を示していたが、一〇月以降ともに増加傾向が鈍化し、就中サーヴィス関係は、鈍化の傾向が著しい。

二、特需契約の主な内訳について

㈠　物資関係

物資関係の特需契約総額は、前述した如く、動乱勃発以来本年六月一七日迄の約一ヶ年間に、約二二〇、〇〇〇千弗（八〇〇億円）に達したが、そのうち、発注高の大きなものを商品部門別にみれば、繊維織物類、機械類、金属及び金属製品の三部門であって、その契約額はいずれも五〇、〇〇〇千弗を越えており、この三部門で総契約額のほぼ四分の三を占めており、その詳細は左表（表A―編者）の通りである。なお、主要物資の契約高累計の推移をグラフで示すと、別表第三の通りである。（別表第三省略―編者）

この表によって明らかな如く、先ず繊維部門では綿製品が過半を占め、次いで毛製品（特に毛布）、砂嚢用麻袋が多い。

次に機械部門ではトラックが第一位を占めその台数は一〇、二八五台、金額は、約二三、〇〇〇千弗に達し、これは全商品を通じて、最大の契約高である。これについで鉄道車輛、電気機器等がある。この部門に対する当初の発注は緊急を要したためストックを納入したものが多く、その後は新たな完成品の納入がこれにつづき、最近では補給部品類の発注も増加している。

最後に、金属及び金属製品部門であるが、この部門への発注は極めて多品種に亘っているが比較的大量のものを拾ってみると、昨年発注の多かった有刺鉄線、ドラム缶、型鋼、及び今年に入って増加した棒鋼、厚板等であるが、最近はこの部門への発注は鈍化している。

㈡　サーヴィス関係

表A　主要特需物資契約高（昭和26.6.17現在）　（単位　千弗，%）

部門・商品名	契約高	百分比	部門・商品名	契約高	百分比
食糧及び飲料	7,796	3.5	瀝青炭	9,265	
繊維織物類	56,386	25.4	その他	2,759	
無地織木綿	12,804		金属及び金属製品	51,664	23.3
木綿製キャンヴァス	4,567		橋梁型鋼	3,511	
木綿製バット	4,776		有刺鉄線	4,447	
毛及び混紡毛布	9,178		ドラム缶(55ガロン)(新品)	2,366	
黄麻袋（新品）	3,561		燃料タンク（165ガロン）	2,284	
黄麻袋（古品）	5,141		諸容器及び部分品	5,428	
その他	16,359		有刺鉄条鋼柱	6,050	
木材及び紙類	22,013	9.9	鋼製組立家屋	3,716	
軟材	5,860		その他	23,862	
組立住宅用防熱保温材料	3,029		機械類	55,193	24.9
その他	13,124		蒸気機関車	2,903	
動植物製品及び他に分類されぬ物	4,300	1.9	鉄道貨車	7,252	
油脂蠟類	247	0.1	トラック	22,704	
化学製品	10,487	4.7	乾電池	4,237	
ワクチン（病苗）	1,782		其の他の車輛	7,330	
DDT	1,293		その他	10,767	
その他	7,412		雑製品	1,639	0.7
非金属	12,024	5.4	合計	221,748	100.0

朝鮮動乱勃発以来本年六月一七日迄の約一ヶ年間のサーヴィスに関する特需の契約高は、九三、四二〇千弗であって、その内訳は左表（表B—編者）の通りである。

表B　特需サーヴィス契約高

部門	金額	%
合計	九三、四二〇千弗	一〇〇
運輸	二四、四〇五	二六・一
通信	四、六九五	五・〇
荷役及び倉庫	九、三五四	一〇・〇
諸施設	六、九四七	七・四
建設	一〇、七四六	一一・五
資材施設の改善及び加工	三六、〇三〇	三八・六
賃料	六〇	〇・一
その他のサーヴィス	一、一八三	一・三

このうち、特に著しいものは、部門別にみると、資材、施設の改善及び加工の三六、〇三〇千弗、運輸の二四、四〇五千弗、建設の一〇、七四六千弗、荷役及び倉庫の九、三五四千弗等であるが、個々の項目別にみれば、金額的に大きなものは、第一は自動車の修理（一二、六八四千弗）、第二は鉄道輸送（一二、〇〇〇千弗）、第三は諸機械類の修理（一一、五三三千弗）となっている。

三、特需物資の納入状況について

特需物資の納入については、要求される規格が極めて厳格であって且、納期も短期間の場合が多く、当初は米軍との取引に不慣れの故もあって受注業者として相当困難を感じた場合もあった様であるが、概して納入は良好の模様である。ただ、トラックの場合の如く、ストライキ等のため納入計画が変更された例があったが、この場合に於ても当初の納入計画に対する納入実績は九〇パーセントであった。総司令部計画統計課作成の資料によると、本年六月三日現在における商品部門別の契約額に対する七月一日以降における納入計画は左表（表C—編者）の通りであり、この計画通りに納入が行われているとすれば未納額はわずか約一六、〇〇〇千弗にすぎず、契約総額に対して九三パーセントは既に納入完了していることになる。

表C　特需物資契約額に対する納入計画（二六・六・三現在）

（単位　百万弗）

部門	二六年六月三日現在契約累計(A)	二六年七月以降納入計画分(B)	B/A(%)
飲料及食糧	六・七	—	—
繊維及繊維製品	五四・三	九・六	一七・七
木材及紙	二一・五	一・二	五・六
動植物製品	四・〇	—	—
油脂製品	〇・二	—	—
化学製品	一〇・二	〇・一	一・〇
非金属鉱	一一・九	〇・四	三・四
金属及金属製品	四九・五	二・六	五・三
機械	五四・四	二・一	三・九
その他製品	一・六	〇・一	六・三
計	二一四・四	一六・一	七・五

四、特需に対する支払状況について

動乱勃発以来本年六月一七日迄の特需契約高三一五、一六八千弗に対する支払状況は、総司令部経済科学局情報によれば、四月末現在で左表（表D—編者）の通りであって、ドル小切手で支払われた金額は一〇九、二五九千弗（約三九三億円）、円小切手を通じて支払われた金額は七七、一六四千弗（約二七八億円）、合計一八六、四二三千弗（約六七一億円）であって、六月一七日迄の契約高に対して約五九%、四月二九日迄の契約高（二七〇、八〇五千弗）に対しては約六九%にあたる。

表D　特需に対する支払状況

（単位　千ドル）

	円小切手による支払	ドル小切手による支払	計	終戦処理費立替分
五〇年 七月	一、六五七	二〇一	一、八五八	二、七〇〇
八月	二、四一八	三、一〇八	五、五二六	三、〇〇〇
九月	四、一四四	三、九九八	八、一四二	二、四〇〇
一〇月	五、九六六	八、〇〇四	一三、九七〇	二、一〇〇
一一月	一三、九一四	六、二二一	二〇、一三五	二、二〇〇
一二月	一七、一八八	九、一一三	二六、三〇一	二、三〇〇
五一年 一月	一一、九八六	一六、二八六	二八、二七二	三、〇〇〇
二月	八、九五五	二〇、六五四	二九、六〇九	二、五〇〇
三月	六、一五六	二四、九五二	三一、一〇八	二、八〇〇
四月	四、七八〇	一六、七二一	二一、五〇一	—
計	七七、一六四	一〇九、二五九	一八六、四二三	二三、〇〇〇

（註）一、ESS／PSD資料による。
一、終戦処理費立替分は一〇〇千弗未満を四捨五入した。

なお、このほか、総司令部経済科学局情報によれば特別調達庁を通じて発注せられ、事後に特需分として弗の支払のあった金額が約二三、〇〇〇千弗（約八三億円）—昨年七月より本年三月末まで—あるからこれを加算すれば、支払総額は約二〇九、四二三千弗（約七五四億円）に及んでいる。

五、特需の影響について

朝鮮動乱に伴う特需は、我が国の経済の各部面に渝からぬ影響を与え、ことに特需の契約高が累増し、且つ時日が経過するに従い、この影響は、逐次増大するに至った。もとより、有機的な関連をもつ経済現象のうちから、特需の影響のみを純粋に抽出することは、極めて困難であるが、今、特需の影響が特に著しいと思われる生産、物価、運輸、労働等の部面についてその影響をみると概ね次の通りである。

(一)　生産

特需の影響は、産業面に対して最も直接的に敏感に現われている。特需の総額は物資及びサーヴィス関係を合せて約三一五、〇〇〇千弗（約一、一三五億円）であり、これは昭和二十五年の吾国の分配国民所得（約三兆二、九〇〇億円）の三・四パーセント程度を占めるに過ぎないが、吾国の産業基盤が脆弱でその上資本蓄積が貧困にして問屋機能も充分復活していないため需給に対する弾力性を欠いている結果、わずかな特需によっても、発注の時期によって一時的に需給の混乱を来したり、或は特定の産業部門の生産を飛躍的に増進せしめる結果を生じたりした。一般的に云って昭和二四年以来安定化の傾向のあった吾国の経済は、朝鮮動乱前においては有効需要の減退と滞貨の累増に相当悩んでいたのであったが、動乱の勃発を契機とする世界各国の物資の買漁り傾向を反映して、吾国の輸出の急速な伸展を促すこととなったが、これと相前後して発生した特需は更に吾国の産業界を活発化せしめる要因となったのである。即ち特需の発生によって滞貨は相当程度整理せられ、更に二五年度の第三・四半期以来生産は急速に増大した。このことは左表（表E—編者）の昨年一月以来の鉱工業生産実績表において九月以降の著しい生産増加のテンポに明瞭に表われている。

表E　昭和25年以来の特需関係産業生産指数

年月 ＼ 分類	鉱工業生産指数	金属工業生産指数	機械工業生産指数	トラック生産指数
25 1月	79.2	108.3	105.8	305.9
2月	80.8	106.4	107.1	341.4
3月	84.1	116.8	101.9	375.8
4月	88.3	125.1	98.1	299.3
5月	92.0	136.2	94.3	252.4
6月	93.6	131.2	103.8	327.5
7月	94.5	132.9	107.3	334.4
8月	95.8	132.4	110.3	450.6
9月	98.9	131.4	113.9	449.4
10月	108.4	147.5	129.7	517.3
11月	110.5	151.2	135.9	591.8
12月	116.7	158.2	150.1	576.7
26 1月	112.8	155.8	150.3	583.6
2月	113.0	141.3	164.9	555.2
3月	130.8	172.5	185.8	662.9
4月	132.3	174.3	191.8	404.8
5月	140.9	177.9	213.1	408.8

註　本表はESS/PSD 資料に基いて作成したもので昭和７—11年基準指数である。なお，５月の実績は速報による暫定数字であるため今後若干訂正があるものと思われる。

次に、これを企業の面からみれば、物資に関する特需の受注会社一、八〇〇社のうち、七一社が総契約額の五〇パーセント以上を受注しており、更に大口契約の一、〇〇〇千弗以上の受注会社は三三社で、総契約額の三八パーセントに達していることからみて大企業が主として特需の直接の影響をうけているといえよう。中小企業としては機械工業部門において大企業の下請を通じて相当の好影響を受けているものと思われる。

次に、特需に関係のある産業部門の主なものについて検討してみよう。

(1) 機械部門

特需の影響を最も強くうけたのは、この部門であり直接特需だけでも二五年度機械部門総生産額（三、三〇〇億円、但し造船、鉄道車輛を除く）の約五パーセントに当る。なお、この外に機械工業は基幹産業としての特殊性から間接特需も相当あるのでこの分をも含めた影響は更に大となるであろう。

(イ) 自動車

昭和二五年八月から三次に亘る発注の結果トラック、ダンプカー、タンク車の総発注高は一〇、二八五台に達したが、これは二五年度生産実績に対比すると四二パーセントに相当する。戦後順調に生産を回復して来た自動車工業も、二四年末から二五年上半期にかけて非常な生産減を来し、月産約一、〇〇〇台の線を上下していた。（日産、トヨタ、いすゞ、東日本重工四社分の二五年五月生産実績一、〇一九台）然るに、大量の特需の発注によって、二五年下半期より生産は逐月上昇し、二六年三月には前記四社の事変勃発直前の生産実績の二・六倍に当る二、六九六台に達した。然し乍ら、この様な増産にも拘らず新車の約半数は特需向であるため一般的な産業活動の活発化に伴って激増した国内需要を賄うに足らず二五年度の国内新車需要もその約三〇パーセントが圧縮されたと見られる。現在生産能力は月産三、〇〇〇台（普通車シャシー）であるが、特需をうけるについての最大の隘路は、価格高であった。その原因は主として原材料高にあり、現在、薄板、高級仕上鋼板、タイヤ、共に米国自動車工業の入手価格の約三倍もして居り、そのため材料費が原価の八五パーセントを占める結果になっている。結局吾国の自動車工業としては、もとより企業の合理化も必要であるが、材料費の低減を図ることが極めて重要である。

(ロ) 鉄道車輛

鉄道車輛の特需の主なるものは貨車の一、一八八輛と蒸気機関車の五六輛であるが、これは二五年度の生産実績に比して夫々四七パーセント及び四一パーセントに当る。然し乍ら、設備能力については現在稼働率四二パーセント程度で充分生産余力を有している関係上、内需、輸出等に圧迫を加えるおそれもなく今後も歓迎されるものと思われる。

(ハ) 乾電池（通信電源用）

二五年六月から六回に亘り特需の発注があり現在迄にその八〇パーセントを納入済である。乾電池の二四年度の生産実績は七五、〇〇〇千個（単一換算）であったが、特需の受注により生産量は倍増して、二五年度実績は一五〇、〇〇〇千個となっている。なお現在生産能力は年間二四〇、〇〇〇千個と推定され、大量の特需も内需を圧迫するに至らず業界に好影響をもたらしている。

(2) 繊維部門

繊維部門は終戦後の吾国の産業構成においてもなお相当のウェイトを占めているので、大量の発注に対してもその影響は黄麻製品を除いては比較的軽微である。

(イ) 黄麻製品（麻袋）

昨年九月より今年にかけて新麻袋、古麻袋合せて約五、〇〇〇万枚と黄麻布二五万碼強の発注があった。このうち、新麻袋として要する糸量は、約一千万封度であり、これは二五年九月―二六年五月の糸の生産量に対し約三二パーセントに当り、二・八ケ月分の生産量に相当する。その結果、内需及び輸出を相当圧迫し、一時輸出契約を停止したこともあり、内需に対しても黄麻製品は重要な生産資材であり且輸出品梱包用として不可欠の資材であることからこれを必要とする電線、導火線、鋼索、車輛、麻袋等の産業或は輸出産業に与えた影響は軽視出来ない。しかし、現在、生産量は増大しているから昨年程度の発注があっても本年度はさ程の影響はないものとみられる。

(ロ) 毛製品

毛製品についてはとくに毛布（約一五〇万枚）を中心として発注があり昨年九月から今年五月にかけての契約を糸量に換算すると梳毛三、二六三、四〇〇封度、紡毛六、六三八、〇〇〇封度に達した。これは、同期間中の生産に対して、梳毛で一〇パーセント、紡毛一四パーセントに相当している。

(ハ) 綿製品

動乱勃発以降最近迄の綿製品の特需は織物、糸、二次製品合せて綿糸換算約三〇、〇〇〇千封度であった。昨年度の発注量は同年度綿糸生産量の三・二パーセントに相当する。

(3) 金属部門

(イ) 鉄鋼及び同製品

この部門に対する発注は前掲主要特需物資契約高の表（表A―編者）にある如く多数の品目に分れて居り、又、間接的にも、機械、車輛、自動車、二次製品の原材料として、特需が生ずる結果、その影響を詳細に検討する事は困難であるが、今年四月末迄の特需は鋼材にして約一〇八千トン、間接特需は約一六一千トン、合計二七〇千トンと推定され、昨年度の伸鉄をも含めた鋼材生産実績（三、八二〇千トン）の約七パーセントに当り一般的に好影響を与えたと思われる。ただ、一定期間における特定品種の需給に若干混乱を生じたことがあった。例えば動乱初期における大型型鋼、又はその後における有刺鉄線支柱の発注の際の中板、トラックに対する高級仕上鋼板等の一時的不足はそれである。又、薄板、亜鉛鉄板は昨年七月統制撤廃当時既に、需給関係が緊張していたが、その後、輸出、内需の増加に更に特需の追加需要が発生したため、二五年度末まで需給関係に混乱を生じたが、今年度に入って生産の上昇もあり略々均衡を得た様である。

(ロ) 非鉄金属

非鉄金属に対する直接特需は現われていないが、通信及び動力ケーブル、亜鉛鉄板、鉛管板、電池等に要する原材料としての銅、鉛、亜鉛、アルミニューム等の間接特需は極めて多方面に亘っている。しかしこれらの需要は量的には僅少で余り大きな影響はない。ただ、特定の不足物資、例えばニッケル、コバルト等を使用する製品については今後これら不足地金の確保が問題である。

(4) その他の商品部門

(イ) 石炭

石炭の特需は本年二月下旬になって発生し、現在までの契約数量は約七二三千トンであり、そのうち五月末日迄に二七一千トンは既に積出しを終った。第一次の特需は、六、〇〇〇カロリー以上の中塊炭（20mm―50mm）で、しかも九州炭であったため、当時の炭鉱ストによる減産と相俟って地域的に又、一時的に需給の逼迫もあったが、第二次以降は、サイズの拡張（15mm―150mm）、北海道炭をも振り当てる事となり、又、一方生産も増加したので需給の均衡を得るに至った。

(ロ) 肥料

肥料に対する特需は現在のところ、硫安七一千トンであって、六・七月中に全量積出しを終る予定である。

(二) 物価

経済安定計画実施以来概ね安定化の傾向を辿っていた物価の趨勢は朝鮮動乱の勃発を転機として上昇に転じた。これを物価指数についてみると別表第四の通りである。また、グラフによって図示すれば別表第五の通りである。（別表第四、第五省略―編者）すなわち、動乱後本年三月中旬までの

間には、すべての物価指数は程度の差こそあれ上昇の一途を辿ってきた。概して言えば、生産財及び繊維品の値上りが特に甚しく、それ以外の消費財の値上りは比較的緩慢であった。このような物価の値上りを示した主要な原因としては次の諸点が挙げられる。

(イ) 国際価格の上昇による輸入原料の入手難の見透し乃至は、輸入価格の上昇による値上り（例えばゴム、錫、ニッケル、毛織物等）

(ロ) 国際価格の上昇による輸出価格の上昇乃至は輸出の活況による国内向供給の品がすれによる値上り（例えば綿糸布、人絹、スフ、生糸、銅、亜鉛、鋼材等）

(ハ) 特需による値上り

斯る物価の値上り原因は、相互に競合して現実の価格の動向に作用しているのであるから、そのうち特に特需の物価に対する影響のみを抽出することは困難であるが、全般的に見ると(イ)(ロ)による値上りが大部分を占め、特に特需の影響によって国内市場価格が上昇していると見られるものは、電気機械、庶袋及びドラム缶等の極めて限られたものに過ぎない。

(ヨ) 貿易

(1) 云うまでもなく特需の発生は我国の対外受取額を著しく増加せしめた。今日本銀行為替管理局調による昭和二五年度の外国為替統計によれば、年度間の対外受取総額は一、三〇八、〇〇〇千弗となっているから「特需に対する支払状況」（表D―編者）による昭和二五年度における特需受取額一八六、〇〇〇千弗は、受取総額の約一四%にあたる。

勿論、他方において朝鮮動乱の影響を受けて我国の対韓国貿易の規模は当初の見込より著しく縮小した。

即ち昨年四月に締結された韓国との清算協定による貿易協定では我国の対韓国向輸出は年間二五百万ドルとされており、その他にE・C・Aによる買付も期待されていたのであったが、動乱の影響を受けて昭和二五年度の輸出実績は約一五百万ドルにとどまっている。

ただ、特需のうち物資関係の一部については、通常の輸出との競合が見られたことは注意されねばならない。

(2) 以上述べた特需による受取に加えて、動乱に伴う国際市況の強調を反映して我国の輸出額も大いに伸長した。

(タ) 財政金融

特需の支払には、(イ)ドル小切手による支払、(ロ)円小切手による支払、及び(ハ)終戦処理費よりの立替払の三種類があって、昨年七月より本年三月までに一八六、〇〇〇千弗に達しているがこの金額が仮に外国為替特別会計の円支払となったものとすると同期中の外為会計の円支払総額四、七五五億円（外為会計資料による）の約一四%を占めることになり、同会計の円資金繰には若干の影響があったものと認められる。又、第一及び第二の形式による外為の円支払は直接民間に対するもので、昨年七月より本年四月までに六七一億円となり、同期中外為会計の対民間支出総額四、八五〇億円（外為会計資料による）の一三・八%に当っている。一方この期間の外為会計の対民間収支尻は二、三三七億円の支払超過を示した。

終戦処理費からの立替払分は、後日外貨で支払を受け一般会計の収入になるが、終戦処理費の枠を喰って支出されるものである。しかし、二五年度では予算補正の際にも当初予算による支出総額にふれることなく済んでおり、又二六年度予算においては、当初より立替払分を計算に入れて終戦処理費を計上しているので問題はないと考えられる。なお、立替分の弗払は実際には約二ヶ月位ずつ遅れて行われている。

特需の調達に関し急激に増加した資金需要に対しては、その円滑な充足をはかるため日本銀行の貿易手形制度を適用した。即ち

(1) GSA（合衆国一般調達機関）発注品関係所要資金調達のため振出された手形については日銀再割適格とし、

(2) 米軍購買機関発注の物資調達資金については再割適格、役務調達資金については担保適格の取扱を認めた。

これら特需関係手形に対する日銀貸出残高を見ると（表F―編者）昨年八月末一六億円、九月末三二億円、十月末四八億円と逐増したがその後は大した伸長を見せず五一六〇億円台を前後して五月末現在においては五二億円（割引四九億円、担保貸付三億円）となって居り、特需関係の資金需要は当初において急激に起ったが、間もなく一巡している状況が窺われる。

表F　日銀特需関係買手スタンプ押捺高並に貸出残高　（単位　百万円）

		スタンプ押捺高			特需関係日銀貸出残高		
		物資関係	スサ関ビ係	計	割引	担保貸出	計
二五年	六月	九0	―	九0			
	七月	三30	―	三30			
	八月	二、一六九	三0	二、二0九	一、六三七	0	一、六三七
	九月	三、一04	二六九	三、三五四	三、一三六	一04六	三、二四二
	一〇月	四、0四五	四四一	四、四八六	四、四三五	四四三	四、八七九
	一一月	三、七三0	二六九	四、0四九	三、三三七	三三五	三、三三二
	一二月	三、二六八	二六六	三、八六四	六、一八八	四0五	六、五四三
計		(一八、六0九)	(一、六二九)	(二0、二三五)			
二六年	一月	三、0四四	三三一	三、三七五	三、二六八	三一五	三、四四三
	二月	三、六七七	二六九	四、二三六	三、八六五	三0八	四、一九四
	三月	三、六七七	四七七	四、四四四	三、八六四	一四0	三、九九四
	四月	三、0六八	三三五	三、四0三	三、0六六	二六八	三、二三五
	五月	二、六九九	二六二	三、四六一	四、六六五	二九五	三、二六一

八月末一六億円、九月末三二億円、十月末四八億円と逐増したがその後は大した伸長を見せず五一六〇億円台を前後して五月末現在においては五二億円（割引四九億円、担保貸付三億円）となって居り、特需関係の資金需要は当初において急激に起ったが、間もなく一巡している状況が窺われる。

なお、右残高は日銀の買手貸出残高の約二割程度を占めるに過ぎない。一方、市中銀行より特需関係にどの程度の貸出が行われているか適確に把握することは困難であるが日銀による特需関係手形のスタンプ押捺高は月中五〇億円程度にすぎない。

(ヨ) 運輸

(1) 海運関係

(イ) 海運における特需の影響の直接的なものは、連合軍の日本船舶の用船

表G　MSTS用船状況調

月別		隻数	重量屯(千屯)	用船料受領額(弗)
昭和二五年	七月	六六	三三七	四五九、八三四
	八月	四三	二〇九	四二八、七八七
	九月	五〇	二三〇	五八〇、五二〇
	一〇月	五四	二九九	五八〇、五二九
	一一月	五一	二七一	五八〇、七八八
	一二月	四八	二六四	七二五、〇一九
昭和二六年	一月	四一	二三九	二五八、八五一
	二月	二八	二二七	五七六、八四一
	三月	二六	一二二	六二三、一〇九
	四月	二四	一〇七	四三六、三九九
	五月	一九	七三	九〇七、一三九
計		四五〇	二、二五九	六、一五七、八一〇

(註)　本表のほか、鉄道運輸船の用船分として、一九三、八五二弗あった。

(ロ) 次に、連合軍の軍船の荷役状況についていえば、その荷役取扱屯数は、昨年七月から概ね本年三月末迄の間に、神戸を筆頭として横浜、横須賀、佐世保等において合計六三〇万トンに達している。その結果、荷役料の収入も左表（表H―編者）の通り一五〇万弗以上に及んでいる。

表H　軍船荷役料収入調　（単位　弗）

月別							
二一年	一〇月	一一月	一二月	二二年	二月	三月	四月
五六、九七五	三七八、六七三	四八六、〇一二	二三三、四二四	五五、八三六	一一、六九二	一七七、一六五	一、六二九
(△七一、二六五)							
合計	四月	三月	二月	一月			
一、五〇三、二六九	七二一、三四一	(△六二一、七六三)	(△一一七、八三二)	(△一一六、七一六)			

（註）△印は未受取金額を示し、内数である。

(ハ) なお、動乱の間接的影響をも含めてのべれば、海上輸送の状況は左表（表Ⅰ—編者）の通り好調を示し、輸送実績は外航、内航とも上昇を示すとともに、繋船量は減少の一途をたどり、また海運市況も運賃は漸次高騰を示し、二五年度後半に入り海運界は終戦後初めて好調に転じた。

表Ⅰ　海上輸送状況の推移

項目	輸送実績 外航 貨物船	輸送実績 外航 油槽船	輸送実績 内航 汽船	輸送実績 内航 機帆船	汽船繋船量	汽船繋船量	内航汽船運賃
単位	千屯	〃	〃	〃	隻	重量千屯	小松／阪神 京浜 若松／ 円当り屯
三五年度	一、五二九	七六三	一、〇四三	三、九八八			公定 一、〇一〇 五三〇
三五年度	二、八二一	一、〇三三	一、六四四	一、九八六			
四一五年	二三五	二三	一、〇六〇	一、八八〇	二七六	九〇八	五六〇 三七〇
六月	二三九	二三〇	一、〇八一	一、四一一	二六四	一、〇九一	五三〇 三七〇
八月	一八八	二六	一、二四四	二、一八六	二一〇	七〇八	五三〇 四〇〇
一〇月	二六九	四五	一、五五三	二、八三三	二七四	四〇五	六〇〇 四三〇
一一月	二九四	二三	一、六六一	二、八九八	九五	二六〇	七〇〇 四六〇
二六年一月	四二三	一〇五	一、六六八	三、九七七	一六	四一	九八〇 五三〇

(2) 陸運関係

次に、陸運における動乱の影響についてのべるとその影響は国鉄の特需関係輸送に最も顕著に反映しており、その趨勢は、輸送量の漸増となってあらわれており、昨年度第四・四半期においては、特需輸送使用貨車数は相当数に上り、同期の国鉄全使用貨車数の一五%を超えている。なお、本年五月における一日平均使用車数は一、六五二輛である。

これら特需輸送の増加とともに生産上昇に伴う荷動きも逐次活発化し、一般貨物輸送も激増し、出貨の増加は更に著しく、駅頭在貨は左表（表Ⅰ—編者）に示すごとく上昇の一途を辿り昨年度末には二〇〇万屯に達し、以後多少の増減はあるがこの状態を続けている。従って、今後相当の貨車新造運用効率の上昇等輸送増強対策を講じなくては出貨に応じきれない実情にある。

表J　国鉄発送・在貨屯数　（単位　屯）

月別	発送屯数（社線入込を含まず） 日平均	在貨屯数 日平均	月別	発送屯数（社線入込を含まず） 日平均	在貨屯数 日平均
三五・四	三六、八九	二一、二〇	二	三七、九五	一、四三、二六
五	三五、七八	四九、四六	三	三七、六六	一、三〇、九〇
六	三九、五〇	四三、六九	三六・一	三四、〇六	一、三二、六七
七	三〇、四一	四六、五九	二	三六、四四	一、五九、三八
八	三〇、七三	四〇、九六	三	三九、一四	一、八九、三〇
九	三三、六八	七六、七〇	四	三六、六〇	一、九七、七〇
一〇	三四、七六	一、三六、二一	五	三九、二九	一、九六、七七

(ハ) 労働

(1) 特需労務の充足状況について

(イ) 動乱勃発以来本年五月末迄の約一一ヶ月間に於ける公共職業安定所取扱による特需関係労務の充足状況は左表（表K—編者）のとおりで、その合計は常用及び臨時一九万九千人、日雇延一九万七千人に達している。その月別推移をみると、動乱勃発時から当初の三、四ヶ月間は急増し、其後は総体的に下向傾向にあったが、特需の増大につれて、四月以降から再び日雇が若干増勢に転じている。

表K　特需労務充足状況　（単位　人）

月別＼区分	LR関係 日雇（延）	LR関係 臨常用及び時	PDその他関係 日雇（延）	PDその他関係 臨常用及び時	計 日雇（延）	計 臨常用及び時
三五年七月	二九、五六	一四、五〇〇	四、九五	五、三五	二五、二五	一四、五〇〇
八月	六、七三	一一、八〇〇	九、四三	四、〇一五	一五、二五	一一、八〇〇

（註）この数字は部外秘扱のものである。

これら特需労務の職業は、家事、接客、警備、荷扱人等の奉仕職業、運輸、建設、金属、繊維、木材関係が多数である。

(ロ) 次に、連合軍直傭労務者の在籍状況及びその構成についてみれば、左表（表M—編者）の如く朝鮮非常前の二五年六月一日現在の常用労務者数約一一万六千人に対し、二六年五月一日現在では約二九万三千人に達し、この間に約七万六千人、三五%増加している。

表M　連合軍関係直傭労務者数　（単位　人、%）

		二五年六月	二六年五月	構成比 二六年五月
合計	常用	二二、六九四三	二九、二七三	一〇〇
	日雇	一、〇五四	三、八六一	一〇〇
事務系統	常用	七三、四〇七	一一〇、六二七	三八
	日雇	一六二	四〇六	一
技能系統	常用	一一三、九一九	一五四、七一八	五三
	日雇	八八二	三、四五五	八九
宿舎要員系統	常用	二七、七〇九	二四、六三二	八
	日雇	一〇	〇	〇
船員系統	常用	一、九〇一	三、二八七	一
	日雇	〇	〇	〇
水先人系統	常用	七	一〇	一
	日雇	〇	〇	

（註）一、常備は各月一日現在在籍実人員数

二、日雇は一ヶ月一日当り延人員数

三、この数字は部外秘扱のものである。

この増加を地域的にみればこの十一ヶ月間に常用が千人以上増加した主要な地域は十六都道府県で、全国増加人員の九八%はこの地域によって占められている。

なお、本年五月一日現在の構成割合をみると常用労務者では半数以上、日雇では約九〇%が技能系統となっている。

(2) 雇用の一般的傾向について

朝鮮動乱以後の一般雇用の状況は製造業を中心として概ね好転傾向を持

（註）この数字は部外秘扱のものである。

これら特需労務の職業は、家事、接客、警備、荷扱人等の奉仕職業、運輸、建設、金属、繊維、木材関係が多数である。

(ロ) 次に、連合軍直傭労務者の在籍状況及びその構成についてみれば、左表（表L—編者）の通り、動乱以来特需関係労務の充足状況は極めて良好であった。即ち一一ヶ月間における充足率は左の通りである。

表L　特需労務充足率　（単位　人、%）

	日雇 求人（A）数	日雇 就職（B）数	日雇 充足率（B/A）	常用及び臨時 求人（A）数	常用及び臨時 就職（B）数	常用及び臨時 充足率（B/A）
LR関係	五五、八三	五五、三五	九九・六	一六、三九	一六、五九	九六・四
PDその他関係	一、三三、五三	一、三三、九七	九九・六	三六、四六	三四、八七	九〇・〇〇

（註）この数字は部外秘扱のものである。

これら特需労務の職業は、家事、接客、警備、荷扱人等の奉仕職業、運輸、建設、金属、繊維、木材関係が多数である。

(ロ) 次に、連合軍直傭労務者の在籍状況及びその構成についてみれば、左

年月	二五年						二六年					
	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	一月	二月
合計	五五、一四五	五五、八三三	五五、三四五	五五、五六六	五六、七四七	五六、七三七	五六、五四七	五六、六四一	五六、六四一	五六、六四一	五六、六四一	五六、六四一
	一、三四、五三五	一、三五、七七七	一、三五、九一一	一、三五、一〇一	一、三五、一二五	一、三五、一二五	一、三五、一二五	一、三五、一二五	一、三五、一二五	一、三五、一二五	一、三五、一二五	一、三五、一二五
	一、四〇、五七七	一、四一、五五五	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七	一、四一、七四七
	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一
	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一
	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一
	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一
	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一
	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一	一、四一、一一一

（註）1、この数字は部外秘扱のものである。

2、「LR関係」とは連合国関係機関が直接使用者となる場合をいう。

3、「PD其の他関係」とは連合国関係機関の命によって建物等を維持管理する者が使用者となる場合をいう。

右の常用求人の対象は特殊技能者、熟練工の場合が多く、LR関係においては特に採用条件が厳格で且つ、緊急充足を要する場合も屡々であったが、公共職業安定所の努力により充足状況は極めて良好である。即ち一一ヶ月間における充足率は左の通りである。（表L—編者）

続している。すなわち二四年一月以来低下の一途を辿った雇用情勢は同年七、八月に入り更に企業合理化による大幅な人員整理が行われるに及び深刻な失業問題を惹き起し、この傾向は二五年上半期まで続いた。然るに、動乱勃発を契機として産業活動は逐次活発化し、雇用も漸次上昇傾向となった。

(イ) まず、労働力調査によって動乱に伴う経済活動の直接的影響を受けた製造工業部門をみると、左の如く二五年七月以降は就業者数は漸増し、順調な上昇傾向を示している。（表N―編者）

表N　製造業従業者数　（単位　万人）

二五年		八月		二六年			
四月	六〇七	九月	五八二	一月	六六九
五月	六〇〇	一〇月	六〇四	二月	六九八
六月	五七一	一一月	六一四	三月	六四七
七月	五八二	一二月	五九三	四月	六一五
			六二五		

（註）三月以降の減少傾向は景気中だるみによる小企業就業者の減少と推定される。

(ロ) 次に毎月勤労統計における製造工業の雇用指数の変動をみるに、二四年五月以降（新規学校卒業者の就職する二五年四月を除き）毎月減少傾向を維持してきた雇用指数も左表（表O―編者）のごとく動乱後は上昇傾向に転じ、雇用傾向の好転を明白に表している。

表O　毎月勤労統計製造工業雇用者指数　（昭和二二年平均＝一〇〇）

年月	製造工業	金属	機械器具	化学	紡織
二五・六	九五・一	一〇四・四	七九・一	一一五・三	一〇八・一
七	九四・五	一〇四・〇	七八・一	一一四・八	一〇八・六
八	九四・六	一〇四・二	七八・〇	一一四・四	一〇九・四
九	九四・〇	一〇五・〇	七七・九	一一四・七	一一一・五
一〇	九五・二	一〇五・七	七七・四	一一四・五	一一二・七
一一	九五・四	一〇六・五	七七・三	一一四・七	一一三・七
一二	九五・六	一〇七・二	七七・四	一一四・八	一一四・二
二六・一	九五・八	一〇八・〇	七七・四	一一五・一	一一四・四
二	九六・五	一〇八・七	七七・九	一一五・九	一一五・四
三	九七・四	一一〇・二	七八・五	一一六・三	一一六・四
四	一〇〇・九	一一二・六	八一・一	一一九・二	一一四・三

（註）「毎月勤労統計」は三〇人以上の事業所を対象とするものであるから、「労働力調査」とは一致しない。

(ハ) 更に、一般雇用状況の推移を別表（表P―編者）についてみればその好転は明らかであって、公共職業安定所における取扱状況は概ね逐月増加しており、日雇の不就労者数は動乱直前に比し約半数に激減し、失業保険初回受給者数もほぼ同様で、雇用状況は動乱勃発以来著しく改善せられたことを示している。

表P　求人求職及び一般失業保険給付状況　（単位　千人）

年月	常用 求人数	常用 就職数	臨時及び日雇 求人数（延）	臨時及び日雇 不就労者数	失業保険初回受給者数
二五・六	一四六・六	六七・九	四、五五四	三、〇六九	六四・四
七	一六一・二	八三・八	四、八八八	三、三七九	五九・八
八	一九一・八	一〇三・〇	五、二九九	三、三七一	五七・四
九	二二六・四	一二一・六	五、二三一	二、五七〇	五〇・八
一〇	二二九・九	一二三・三	五、三九四	二、一〇三	四七・四
一一	二三四・九	一一三・九	五、四八〇	一、六九六	四五・四
一二	二四〇・一	一一三・九	六、〇一九	一、三三二	三八・九
二六・一	三〇八・一	一一五・一	五、六六二	一、〇七一	四四・四
二	四三七・六	一一七三・七	五、六二一	一、五一八	三二・七
三	四四六・六	二〇〇・八	六、七三八	一、二九〇	三七・七
四	三六〇・二	一五一・九	五、四八七	一、四七二	……

（後略―編者）

編注　本文書の最後は労働省「毎月勤労統計」に拠って賃金上昇を論じている

が省略した。

出所　大蔵省資料Z五一一―一八。

(15) 米国の対日輸出優先援助に関する件

（昭和二六年八月二日経済安定本部）

米国の対日輸出優先援助に関する件

（昭和二六年八月二日経済安定本部）

目　次

一、米国輸出優先援助制度の趣旨
二、我が国に対する適用及びその効果
附属資料
1、総司令部経済科学局覚書
2、総司令部経済科学局覚書に対する経済安定本部の回答
3、米国輸出優先援助要請に関する事務処理要領
4、通商産業省発表輸入注意事項「米国の対日輸出優先援助」

一、米国の輸出優先援助制度の趣旨

米国は朝鮮動乱勃発後、直ちに「国防生産法」を公布して、国防動員体制を整備し、また対外的には、輸出統制を強化して自由諸国との共同防衛を推進してきた。商務省国家生産局は昨年十二月三日「国防生産法」に基き、NPA規則第二号「優先制度」を公布した。本規則によれば、特定の政府機関及び民間需要者が、国防目的に使用される物資を購入する際には、その発注に対し優先権を認めることになっている。即ちかかる国防注文（デフェンス・オーダ）は、DO番号が附されることによって優先注文（レーテド・オーダ）として取扱われ、一定の拒否条件を具備した場合以外には、何人もその引受履行を拒否することは出来ない。この制度によって国防注文の為の物資の取得が一般の注文より優先的に行われることになっている。

規則第二号は米国国内におけるかかる優先出荷制を定めたものであるが、本年五月十日に至り商務省はこれを輸出にも拡大して適用することとなった。即ち友好的諸外国の国防計画、若しくは基本経済に必要な施設、資材を輸出し、若しくは米国に送られる戦略物資の生産のために、輸出者は優先援助を得ることができる。そのために、輸出者は申請書を商務省に提出し、DO番号を附与されたならば、生産者に対し優先出荷を要求することができるわけである。

今回の覚書は右の輸出優先援助制度を我が国に対して適用する趣旨のものである。

二、我が国に対する適用及びその効果

従来、我が国の輸入者が、米国から設備資材の輸入を図る場合に、米国側輸出者から、輸出許可を取得しても、DOの適用がなければ当該設備資材を集荷、生産乃至は輸出することが困難である旨の苦情をうけたことが屢々あった。米国国内における注文の競合、特に優先注文の輻輳の為に、我が国からの注文が後まわしにされた為である。

この点について、総司令部と折衝の結果、今回我が国からの発注に対して、輸出優先援助を要請しうることになったものであって、申請は関係各省及び通商産業省経由、経済安定本部から総司令部に提出せられ、商務省の審査によって、DO番号を附与されることとなる。それによって米国側輸出者は、対日輸出につき優先出荷をなすことが出来る。

差当って、本制度の対象は主として機械、設備関係であり、現在迄に、既に米国側輸出者からDOの適用が対日輸出のために必要である旨の通報を受けているものは、約三十件に及んでおり、その内容は大部分製鉄関係及び工作機械である。総司令部覚書によれば、要請の条件として、主として基本経済の維持を目的とする場合を考慮しているが、これは、例えば製鉄の増産等を含む相当広範囲の解釈を許すものと解せられている。また他の二つの場合、即ち、国防計画の維持、戦略物資輸出についても、今後逐次増加し、治安関係（レーダ、造船用資材等）、電力及び鉱山開発関係等の申請がなされるも

のと観測される。本制度の適用によって、これらの機械及び設備の輸入が可能になるのみならず、積出期間が通常の場合の三分の一程度に短縮され得ることも予想される。

なお、ここで附言しておかねばならないことは、既に、在日米軍（兵站部、空軍等）は、その現地調弁（所謂、新特需）に際し、米国からの資材、機械の輸入を必要とする場合に国防省の機関としてＤＯを発注している。これによって米国側輸出者は優先出荷をなすことができる。

今回の覚書は、右の軍目的のための適用を補って、我が国の民需面に適用を拡大したものということができる。

本制度によって基本経済の維持拡大は促進せられ、日米経済協力は具体化し、我が国経済を自由諸国の一環として国際協力に利用する方策が一段と推進されるものと考えられる。

（附属資料）

「米国の対日輸出優先援助」に関する経済科学局覚書

（一九五一年六月二八日経済安定本部宛ＥＳＳ／ＩＮＤセクションメモ）

一、友好国政府は合衆国政府の海外代表を通じ、次に挙げる特定な場合には輸出優先援助を申請し得る手続が定められた。

(イ) 友好国政府の国防計画に必要な設備及資材

(ロ) 合衆国及友好国に輸出される戦略資材の生産用に向けられる設備資材

(ハ) 友好国の基礎経済を維持し若しくは合衆国の利益に合致する所の計画を支持又は完成する為に必要な設備及資材

二、日本に対する合衆国の輸出優先援助は前記一、(ハ)の規定に該当する場合が多いと思われるが、この規定は最大限の証明と資料による裏付を必要とするものである。

三、輸出優先援助の要求を組織的且画一的に実施するため、次の手続の実施を提案する。

(イ) 輸入業者は通常の方法に従い、米国の供給者（製造業者又は輸出業者）と商談を行う。売買契約署名後、且つ、若しくは優先援助無しに引渡を行い得ない旨文書により米国供給者から通報後、関係日本人輸入業者は日本の経済安定本部の指導を求める。

(ロ) 日本経済安定本部は輸出優先援助の要請を援助する為、輸入業者から必要な資料を求める。右資料は適当な合衆国政府機関に転送の為経済科学局宛に提出しなくてはならない。個々の申請は、日本の経済安定本部により個個の合衆国供給者毎に作成され、次の情報を包含するものとする。

(一) 買手の氏名及住所

(二) 設備の名称及種類（製作者、型式、能力、規格及数量を含む）資材を必要とする場合は数量、単位及規格

(三) 引渡希望時期

(四) 供給者の氏名及住所

(五) 使用目的の詳細及証明資料

(六) 購入日時及番号若しくは契約番号

(七) 輸入許可番号

(八) 外国為替割当証明書番号

(九) 輸出優先援助が無い場合引渡不能の旨の合衆国供給者の書翰若しくはその他の通信の写

(十) 手持在庫

(十一) 合衆国輸出申請番号又は許可番号

(十二) 中古設備による代替性の有無

(十三) 申請を強力に証拠づけるのに役立つその他の資料

(ハ) 総司令部経済科学局工業課は申請書の完全正確を期する為検討を行い、事実に照らして正当と思われる如き総司令部の承認を附して、当該申請書を適宜の措置がとられるよう陸軍省に提出する。

四、輸出優先援助に関し合衆国からの修正指令を受けた場合はその都度経済安定本部に通報する。優先援助要請の手続を容易ならしめるため、合衆国積出優先援助要請の処理を担当する経済安定本部の特定の部局名を経済科学局に通報されたい。

「米国の対日輸出優先援助」に関する経済安定本部覚書

（一九五一年七月二七日経済科学局長宛ＥＳＢ第三四〇号）

一、参照　六月二十八日付　ＥＳＳ／ＩＮＤ　覚書〇九一・三一

七月　十二日付　ＥＳＳ／ＩＮＤ　覚書〇九一・三一

「米国の対日輸出優先援助の件」

二、我が国としては基本経済を維持し、友好諸国に対する稀少物資の輸出を増大するために必要とされる設備資材を米国に仰ぐことを願って居り、覚書による輸出優先援助の件は有難く諒承した。

三、提案の趣旨に沿って定められた申請手続は、通産省から関係製造業者及貿易業者に対し公表される。

四、尚、貿易局（計画第二課）が経済安定本部に於ける米国輸出優先援助の取扱担当課として指定されたから申添える。

米国輸出優先援助要請に関する事務処理要領

（二七、七、二七経済安定本部）

一、通産省は米国からの輸出に対する優先援助に関し、当該設備又は物資にかかる事業所管庁を経由して輸入業者から提出された申請資料（和文八部）に必要な意見を附して経本貿易局（計画二課）に移送（四部）する。

二、経本は司令部覚書に示されたる基準により当該申請の当否を審査する。審査は経本関係局課長を以て構成される会議に於て決定される。会議は経本産業局長によって主宰せられるが、会議の幹事は貿易局計画第二課長これを担当する。

会議の構成員は左の通りとする。

産業局長、次長、産業政策課長、機械金属課長、技術課長、貿易局長、次長、貿易政策課長、計画第一課長、計画第二課長、当該事業所管局課長

右構成員は代理者を指定することができる。

三、右審査により承認せられた申請は、経本において英文様式に作成せられ、貿易局長はこれを司令部（四部）に提出する。当該申請書写は同時に華府使節団、通産省、輸入業者に送付する。

四、右審査により不適当と認められた申請は、経本より理由を附した上、通産省及輸入業者に返却する。

輸入注意事項第　号（昭和二十六年七月　日）

米国の対日輸出優先援助について

一、米国商務省は、本年五月十日ＯＩＴ輸出統制規則を公布し、本国の友好国政府はその基礎経済を維持し、もしくは合衆国の利益に合致する所の計画を支持又は完成する為に必要な設備及び資材について、合衆国の輸出優先援助を申請しうる手続きを定めたのであるが、今般連合国軍最高司令部経済科学局の覚書をもって、本優先援助措置がわが国に対しても適用されることとなった。

従って、右に該当するものは次に定める手続で優先援助を申請することができる。

二、米国より右に該当する設備或は資材を輸入しようとする者（以下輸入業者という）は、通常の方法に従い、米国の供給者（製造業者又は輸出業者）と商談を行い、供給者から優先援助無しには輸入業者の希望する納期に引渡を行い得ない旨を文書をもって通報された後に始めて、この申請ができる。

三、右の申請書は別記様式（省略―編者）によって、通商産業省通商局長宛八通を、それぞれその設備或は資材を使用する事業を所管する主務官庁に提出する。主務官庁は内七通を通商産業省通商局に送付する。こうして政府部内で充分内容を審査検討し、優先援助を申請する必要があるものは、経済安定本部から司令部に提出する。

尚、右の申請書を提出しうる者は、既に輸入許可を得たものであっても、これから得ようとする者であってもよいが、後者については外貨資金割当申請書を通産省通商局に提出すると同時に提出されたい。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一二。

(16)　占領軍との契約に基づく物資及び役務の調達に関する回転資金についての司令部覚書

（一九五一年一〇月一日ESSセクション メモ）

占領軍との契約に基づく物資及び役務の調達に関する回転資金
（一九五一年十月二日大蔵大臣宛ESS／FIN）

1、参照文書

a　日本政府に対する覚書二一五四、AG一六〇（二六May五一）ESS／FIN

件名：特別調達庁が契約に基づいて物資及び役務を占領軍に提供する権限

b　大蔵大臣に対する覚書、一一三（二六May五一）ESS／FIN

件名：占領軍との契約に基づく物資及び役務の調達に関する回転資金

二、正確なるインヴォイスの提出が遅れ特別調達資金への弗の償還が遅れた。従って資金の残額は十月分の支払に不足となった。ついては正確なるインヴォイスが提出出来るよう手続が進行し償還弗が資金に円滑に支払われる様になる迄左記の措置を政に了承する。

日本政府は、上述の支払が出来る様に、資金の不足限度内に於て国庫余裕金の一時借入れを許可することが出来る（will permit）。この借入金（borrowed funds）は、弗がアメリカ合衆国支出官より償還されると共に、国庫余裕金（treasury pool）に返還されなければならぬ（will be returned to）。

編注　本覚書に基づいて、「特別調達資金令」の一部改正が行なわれた（昭和二六年一〇月八日ポツダム政令第三二四号）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇四。

(17)　企業合理化促進法案について

（昭和二六年一一月六日閣議了解）

企業合理化促進法案に関する件

右については、別紙一要綱案により別紙二(Ⅱ)法案のとおり自由党の議員提出で本臨時国会に提出されることとなりましたので、御了知願います。

（別紙一）

企業合理化促進法案要綱（昭二六、一一、二通商産業省・大蔵省）

一、目的

本法は、技術の向上及び重要産業の機械設備等の急速な近代化の促進並びに原材料、動力の原単位の改善を指導勧奨すること等によって企業の合理化を促進し、日本経済の自立達成に資することを目的とすること。

二、技術向上の促進

(イ)　鉱工業等に関する技術の研究、工業化試験又は新規の機械設備等の試作のため、政府の助成を受けようとする試験研究者は、申請書を政府に提出することを要するものとすること。

(ロ)　政府は、前項の申請書を受理した場合においてこれを適当と認めるときは、左の各号に掲げる措置をとることができるものとすること。

(1)　予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付すること。

(2)　政府の所有する施設を貸与すること。

(3)　(イ)の試験研究のための設備の取得が緊急を要する試験研究のために必要である旨の証明書を交付すること。

(ハ)　前項の証明を受けた設備を一定期間内に取得した試験研究者に対しては、当該設備の取得のために支出した金額は、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、必要な経費又は損金に算入するものとすること。

(ニ)　特定の試験研究施設については、条例の定めるところにより固定資産税を減免することができるものとすること。

三、機械設備等の近代化の促進

(イ)　機械設備等を緊急に近代化する必要のある重要産業に属する事業で政令で定めるものを営む者が取得し又は製作した特定の機械設備等については、租税特別措置法の定めるところにより特別償却を行うことができるものとすること。

(ロ)　(イ)の特定の機械設備等については、条例の定めるところにより固定資産税を減免することができるものとすること。

四、産業関連施設の整備

(イ)　事業者は、企業の合理化に資するため必要な道路又は港湾施設の建設、改良、維持又は復旧を道路又は港湾の管理者に対して申請することができるものとすること。

(ロ)　前項の申請に基き、国又は道路若しくは港湾の管理者は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、道路法、港湾法又は漁港法の定めるところによりその工事を行うことができる。この場合においては、事業者にその受益の限度において工事に要する費用の一部を負担させることができるものとすること。

(ハ)　国は、前項の規定により道路又は港湾の管理者の行う工事に要する費用については、道路法、港湾法又は漁港法の定めるところにより予算の範囲内において、その全部若しくは一部を負担し又は補助することができるものとすること。

五、原単位の改善

(イ)　政府は、鉱工業品について、工場等における原材料又は動力の原単位の改善を促進するため必要があると認めるときは、目標となるべき原単位を公表することができるものとすること。

(ロ)　政府は、必要があると認めるときは、定期的に或いは随時、事業者に対し、原単位の状況を報告させることができるものとすること。

(ハ)　政府は、原単位の改善を促進するため、必要があると認めるときは、工場等に対し、必要な指導勧奨を行うことができるものとすること。

六、中小企業に対する診断及び勧告等

(イ)　地方公共団体は、中小企業者の申出により、当該企業の診断を行い、その合理化に関して必要な勧告をすることができるものとすること。

(ロ)　政府は、前項の診断及び勧告を行う地方公共団体に対して、予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付することができるものとすること。

七、租税特別措置法による特別償却

租税特別措置法の一部を改正して、三、の特定の機械設備等を取得して事業の用に供した事業者等は、その取得したときに、一般の償却に替え、取得価額の二分の一以下に相当する金額を特別償却することができるものとすること。

（別紙二省略―編者）

編注　当該法律は、昭和二七年三月一四日、法律第五号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一二。

(18)　経済協力の促進に関する件

（昭和二六年一一月一六日閣議諒解）

経済協力の促進に関する件（昭和二六、一一、一六閣議諒解）

講和条約の成立に伴い、わが国経済力を急速に充実整備し、且つ、国際経済に参加協力することが必要であるから、国際的経済協力に関する諸問題の統一的且つ急速な処理を図るため次の措置を講ずる。

一、経済安定本部における本件に関する総合企画及び調整の機能を充実するため部内の機構を整備強化する。

各省との施策の調整を円滑ならしめるため、経済安定本部に経済協力連絡会を置く。

経済協力連絡会は、経済安定本部、外務省、大蔵省、通商産業省、農林省、

運輸省、労働省、外国為替管理委員会、日本銀行、日本開発銀行及び日本輸出銀行を代表する委員を以て構成し、会長は経済安定本部総務長官とする。その他必要に応じて関係各省の代表者、民間有識者等の出席を求めることとする。

二、本機構は、米国において本件に関する在日処理機関が設置される場合においては、これに対応するものとする。

三、本機構において処理する事務は、次の通りとする。

(一)　日米経済協力に関する事項

(1)　輸入期待物資の確保に関する事項

(例えば、需要調査、輸入要請量の決定、流用防止、使用制限等)

(2)　米国その他民主自由国家に対する輸出物資の確保に関する事項

(例えば、輸出余力及びこれに関連して生産力の調査、仕向地域別数量の決定等)

(3)　緊要輸出入物資の生産増強及び国内需要との調整に関する事項

(例えば、鉄鋼、アルミニューム等の増産及び内需等との調整等)

(4)　緊要輸出入物資の価格の調整に関する事項

(例えば、鉄鋼、アルミニューム等の輸出価格の調整等)

(5)　緊要輸出入物資の生産、輸出入等の規模の拡大に伴う資金の確保に関する事項

(6)　その他日米経済協力の促進に関する事項

(二)　東南アジア地域の開発に関する事項

(1)　鉄鉱石その他鉱物資源及び食糧その他農林資源輸入量の増加に関する事項

(2)　東南アジア向け輸出の増加、特に(1)に関連した鉱山機械、輸送用施設、肥料、農機具等の輸出の増加及び技術の提携に関する事項

(3)　東南アジア開発資金の確保に関する事項

(4)　その他東南アジア地域開発に関する事項

(例えば、輸出銀行の活用等)

出所　大蔵省資料Z五一一―三七二。

(19)　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案要綱（昭和二七年二月二九日閣議決定）

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案要綱

一、目的

国際的に供給が不足する物資等の需給を調整することにより、国民経済の健全な発展を図るとともに、国際経済の円滑な運行に寄与することを目的とすること。

二、需給調整

主務大臣は、左に掲げる物資の需給を調整するため特に必要があるときは、経済安定本部総裁が定める方策に基き、その物資の割当若しくは配給に関し必要な事項を命じ、又はその使用、譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止を命ずることができること。但しその割当又は配給に関し必要な事項を命ずることができる物資は、別表に掲げるものに限るものとすること。

(一)　国際的に供給が不足するため、条約、協定、その他の国際的取極めにより、割当、使用の制限又は禁止その他の需給調整のためにする措置がなされている物資

(二)　国民経済の運行を確保するためその輸入が特に必要な物資であって、国際的に供給が不足するためその輸出国において輸出の制限を行っているもの

(三)　国内において供給が特に不足する物資であって、その需給の調整を行わないときは、国民経済の円滑な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあるもの

前項の命令は、経済安定本部総裁の同意を得て行うものとし、且つ同様の条件の下にある者には差別なく適用されるものとすること。

三、物資需給調整審議会

経済安定本部総裁の諮問機関として、物資需給調整審議会を置くものとすること。

審議会は二の規定により経済安定本部総裁が定める方策について、審議するものとすること。

四、報告及び検査

主務大臣は、経済安定本部総裁が定める方策に基いて、左に掲げる事項について関係人から報告を取ることができるものとすること。この場合において報告がなされず又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は、その職員に事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができるものとすること。

一　物資の割当又は配給

二　物資の使用

三　物資の生産、譲渡又は引渡

四　物資又は設備の状況

五、有効期限

この法律は、昭和二十八年四月一日に、その効力を失うものとすること。

六、臨時物資需給調整法に基く命令の効力

臨時物資需給調整法に基いてした命令のうちで別に定めるものについては、同法は、昭和二十七年六月三十日までなおその効力を有するものとすること。

別表

一　石油及び石油製品

二　ニッケル及びニッケル含有物（故及びくずを含む。）

三　コバルト及びコバルト含有物（故及びくずを含む。）

四　タングステン及びタングステン含有物（故及びくずを含む。）

五　モリブデン及びモリブデン含有物（故及びくずを含む。）

編注　この要綱は、原案別表のうち「六　カーボンブラック」「七　石綿」を削除して閣議決定され、当該法律は、昭和二七年三月三一日法律第二三号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一二三。

(20)　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟（昭和二七年四月一八日閣議決定）

国際通貨基金については、わが国の割当額が二億五千万合衆国ドルと決定されること及びわが国の金による払込額が六千二百五十万合衆国ドルと決定されることを条件として、並びに、国際復興開発銀行については、わが国の応募すべき株式の最小限が国際通貨基金の割当額と同額すなわち二億五千万合衆国ドルと決定されることを目途として、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に加盟することとする。

説明書（昭和二七年四月一八日外務省）

一、政府は、昭和二十六年八月九日付で国際通貨基金及び国際復興開発銀行に加盟するため、申請書をそれぞれ国際通貨基金及び国際復興開発銀行に提出した。

国際通貨基金へのわが国の前記の申請書は、このため同基金に特別に設置された委員会で審議の結果、次のとおりの条件でわが国の国際通貨基金への加盟を承認する意向である旨が、同基金当局から非公式の通知があった。

(一)　国際通貨基金の日本の割当額は、二億五千万合衆国ドルとする。

(二)　国際通貨基金協定第三条第三項(b)に定める金による払込額は、日本については、六千二百五十万合衆国ドルとする。

国際復興開発銀行への加盟については、国際通貨基金への加盟が承認されれば、支障なく同銀行により承認され、且つ、応募すべき株式の最小限は国際通貨基金の割当額と同額と決定されるのが、従来の例となっている。

二、わが国は、国際通貨基金への加盟によって、わが国の必要とする特定の外貨を一定限度内で基金より買入れることによって対外収支の一時的不均衡を調節し、わが国の対外信用を高め、他の国際機関特に国際復興開発銀行への加盟を容易にすることができる。

また、わが国は、国際復興開発銀行への加盟によって復興開発のため必要な外貨基金を直接同銀行から借り入れ、また、同銀行の保証を受けて民間の外資の導入を容易にすることができる。

なお、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟についての前記の条件は、わが国にとって受諾することができるものと認められる。

よって、国際通貨基金については、わが国の割当額が二億五千万合衆国ドルと決定されること及びわが国の金による払込額が六千二百五十万合衆国ドルと決定されることを条件として、並びに、国際復興開発銀行については、わが国の応募すべき株式の最小限が国際通貨基金の割当額と同額すなわち二億五千万合衆国ドルと決定されることを目途として、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に加盟することといたしたい。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一二四。

(21)「関税及び貿易に関する一般協定」への加入申請に関する件

（昭和二七年七月一五日閣議決定）

「関税及び貿易に関する一般協定」への加入申請に関する件

「関税及び貿易に関する一般協定」に加入してわが国の輸出品に対する最恵国待遇を確保するため、国際貿易機関中間委員会事務局に対し、「関税及び貿易に関する一般協定」への加入を目的とする関税交渉手続開始の申請を行うこととする。

関税及び貿易に関する一般協定への加入に関する説明書

（昭和二七年六月三〇日外務省）

一、成立

関税及び貿易に関する一般協定（GATT）は、千九百四十七年にジュネーヴで開催された国際貿易雇用会議準備委員会の第二回会議において、同年十月三十日に二十三国によって署名され千九百四十八年一月一日から暫定的に適用されている。現在の締約国は、三十四国である。

二、構成及び目的

GATTは、「一般条項」及び締約国間交渉の結果である「関税譲許表」から成りたっている。「一般条項」は、三部三十五条から成り、関税事項に関する最恵国待遇、互恵的関税引下、内国税及び内国規則に関する最恵国待遇及び内国民待遇、数量的制限の一般的除去及び無差別的適用、通過の自由、ダンピング防止税及び相殺関税の賦課等を規定し、自由なる国際貿易の発展を目的としている。「関税譲許表」は、各国別に交渉によって与えた譲許（主として当該国の関税率の引下及び据置）を一表として現在まで三回にわたる会議の結果をまとめたもので、約二千六百頁に及ぶぼう大なものである。

三、運用

現在は、千九百四十七年十月三十日の「暫定的適用に関する議定書」によって関税譲許表の全部及び「一般条項」の一部が適用されており、「一般条項」の規定中貿易の自由化に関するものは、各締約国の現行法令の範囲内で最大限度に適用する（従って、新たな立法を行う必要はない。）ことが要求されているのみである。なお、最終的且つ全面的に効力を発生するためには、世界貿易の八十五パーセントを占める国が、受諾書を国際連合事務総長に寄託しなければならない。

運用に関する事務は、在ジュネーヴ国際貿易機関中間委員会が当っている。

四、加入手続

(1) 千九百五十一年十月二十三日に発効した「加入を目的とする関税交渉手続」に基いて関税交渉の実施を事務局に申し入れれば、既締約国の三国以上がこれに反対しない限り、わが国と関係締約国及び事務局とが協議して決定した日から互恵的関税交渉を行うこととなる。右の申し入れに三国以上が反対した場合には、この申入れは、次期締約国団会議（本年十月二日より開催の予定）に附託される。なお、申請の問題が右締約国団会議に附託されるためには、本年十月二日より六十日前に申請書を提出する必要がある。

右のごとく附託された場合には、締約国団会議の決定いかんによってはわが国との交渉のための関税交渉会議（時期未定）が行われ得るわけである。

(2) 右のいずれかの場合に関税交渉が行われた後、その成果が締約国の三分の二の多数の賛成を得た上、わが国が加入議定書に署名すれば、わが国は、締約国となる。

五、分担金

加入すれば、分担金の外運転資金及び関税交渉会議経費を支払う必要がある。

分担金は、千九百三十八年及び千九百四十六年の対外貿易額平均が右の両年度の全締約国の対外貿易総額平均に占める割合に応じて、AからGまでの七群に分けられており、日本の場合にはE群に属すると予想される。分担金総額は、従来三十二万ドルないし三十四万ドルであるので、これを基礎としてわが国の負担額を推算すれば、年間約一万一千ドル程度と推定される。

運転資金については、分担金の算定方法と同じである。

六、加入の利害

(1) 加入によってわが国は、原則として各締約国より、関税、輸出入制限等を含む商品貿易に関して最恵国待遇を受けることができ、現在受けているような差別待遇を受けなくなるに至る。もっとも、当初わが国と関税交渉を行わず、わが国の加入に際し、わが国に最恵国待遇を与えないことを宣言した国からは、最恵国待遇を受けないこととなるが、右の宣言が行われる危険は、これら諸国のわが貿易の不正競争に対する疑念をなくすることに努力することによって、ある程度除去し得るのみならず、この宣言をした国に対しては、わが国は、差別待遇を与えることができる。

(2) 加入にさきだつ関税交渉において、わが国は、交渉の対象とすることに同意した品目の輸入関税率につき、引下げ又は据置きを交渉しなければならないが、他方わが国は、これら諸国から互恵的にわが国の重要輸出品に関して交渉により相手国の関税率を引き下げさせることができ、この結果、この引下げ税率の適用を受ける。

(3) 加入後は、GATTの「一般条項」の規定に反する貿易に対する障害となるような措置を新たな立法措置によって採用することは禁止されるが、現行国内法（わが国の場合は、わが国の加入議定書の日付の日に現存のもの）を改正する必要はない。

(4) 商品貿易に関し、国際的な発言権を獲得し、国際会議を通じて通商問題に関するわが国の利益を保護し、増進することができる。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一二四。

3　講和への対応

(1)　総司令部との連絡事項に関する調

（昭和二五年一二月二七日大臣官房文書課）

総司令部との間の連絡事項に関する調

（昭和二五、一二、二七大臣官房文書課）

※印の事項は、今後連絡の省略を希望するもの

一、総司令部の承認を必要とする事項

A　正式SCAPINによるもの

理　財　局

1　新通貨の発行
2　通貨の製造計画
3　郵便切手並びに通貨の図案
4　制限会社関係の認許可
5　見返資金を使用及び運用する目的と額の決定
6　国内消費用貴金属の各四半期における放出
7　輸出用貴金属の放出
8　貴金属製品の改鋳加工
9　在外会社関係の許可
10　貿易外外国為替予算の編成
11　基準及び裁定外国為替相場の設定又は変更
12　外国為替取引につき認められる通貨の指定
13　外国為替集中の方法、程度に関する措置
14　金、銀その他貴金属の輸出入
15　一九四一年十二月七日以降日本人以外の者の利益を包含するとの理由によりCPCの管理下にある財産に関する取引（既に日本政府あて覚書により認められた取引を除く。）
16　一九四九年政令第五十二号関係（外国通貨及び外貨表示証書の買上）
17　CPC管理の処分

管　財　局

※1　旧枢軸国財産の処分、移動等の認許可
2　A・Uの申請（賠償指定工場の一時使用認可）
3　賠償指定の解除
4　賠償施設の移動
5　外国財産関係の法律案、政令案、省令案等の事前承認

証券取引委員会

証券取引所の開廃、内部機構、取引方法

日本専売公社

放出たばこの販売計画

B　非公式覚書によるもの

主　計　局

1　予算執行制度の改廃
※2　支出負担行為及び支払計画並びにその変更及び速報

税　関　部

※1　輸出入申告書等税関書式
※2　輸出入統計品目数表の改正
※3　国別、資金別等外国貿易統計分類の改正

理　財　局

1　財閥解体に関する政策の実行方針
※2　いわゆるインフォーメイショナル・メディア（新聞、雑誌、映画等）関係の許可

管　財　局

※1　閉鎖機関関係

右については、政策的に重要な事項以外はなるべく当方限りで処理する方向に進みたい。

イ　閉鎖機関清算業務準則の制定、改廃
ロ　前記準則の規定する範囲をこえる清算上の行為
ハ　閉鎖機関の有体資産の特定譲渡で前記準則に司令部の承認を要する旨規定されたもの
ニ　閉鎖機関所有株式出資の処分
ホ　法令に関しては、告示にいたるまで承認をうける。
ヘ　その他閉鎖機関の清算に関し、渉外的及び国民経済的に重大な影響を有する事項

※2　賠償施設管理費の各四半期工廠別予算の配付
※3　賠償施設管理附帯事務費の使用

銀　行　局

1　復興金融金庫に関する管理、回収計画
2　銀行及び信託会社の合併

日本専売公社

1　四半期毎の宣伝計画及び実施計画

C　口頭の指示によるもの

調　査　部

法人企業統計調査の調査票、調査方法、結果表等

主　計　局

1　予算案
2　予算案形式の改廃
3　財政関係法令に基く帳簿及び諸報告の改廃
4　予算の移用及び流用
5　決算の国会提出前の承認
6　国家公務員共済組合法関係政令、省令、告示及び各共済組合運営規則の制定、改廃

税　関　部

※1　貿易旬報の発表
2　中共等への輸出貨物が戦略物資に該当するか否かの認定に関し輸出免許（各地CIQへ）

理　財　局

※1　制限会社以外の特経会社の整備計画
※2　企業再建整備の実行方針の変更
3　在日外国銀行の利潤送金
4　外国人、外国法人に対する通ちょう
※5　海外渡航関係等の支払基準等

管　財　局

※1　社寺境内地の比較的面積の大なるものの処分（例・伊勢神宮、延暦寺等）

証券取引委員会

※1　委員長名をもってする外部への発表通知のうち重要なもの
※2　米国証券法関係法規に抵触するおそれのある米国向文書の発送

国　税　庁

※1　広報宣伝の年間・四半期別及び月別（大綱及び詳細）実施計画
※2　広報宣伝の週間報告

日本専売公社

1　期別資材需要調書
※2　諸宣伝計画、ポスター図案等
※3　たばこ包装

D　従前の仕来りによるもの

調　査　部

財政経済日報及び同旬報の様式改正

理　財　局

※1　国庫余裕金の指定預金への運用

2　外債に関する海外からの照会に対する回答
※3　債務償還計画
※4　特別預金勘定の運用等

管　財　局
※1　各公団解散令の制定及び公団の清算計画
2　公団の清算実施事務中重要なもの
※3　国有財産法十三条に基く国会の議決を求める件

銀　行　局
1　外国保険会社の事業免許（外資委員会を通ずる）

証券取引委員会
※1　証券取引委員会規則の制定改廃
※2　証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則、市場規程等の改廃
※3　証券業協会の諸規程の制定改廃

日本専売公社
1　製造たばこの小売価格の決定
2　たばこ耕作面積の決定
3　葉たばこ収納価格の決定
4　塩収納価格の決定
5　塩売渡価格の決定
6　しょう脳収納価格の決定
7　しょう脳売渡価格の決定

備考
以上列記したもの以外に、法律案、政令案の制定、改廃については、特に掲げられていなくとも原則として凡て司令部の承認を要する。

二、総司令部へ報告を必要とする事項

理　財　局
（正式SCAPINによるもの）
1　日本銀行券の発行高調

（口頭指示によるもの）
※1　国債及び借入金調
2　見返資金運営に関する現況報告（日報・週報・月報）

（その他）
※1　国債、短期証券、借入金の発行、償還及び現在額調（毎月E・S・S・企画統計部より来訪）
2　見返資金関係の各種事項につき随時必要に応ずる報告

税　関　部
（非公式覚書によるもの）
※1　外国貿易関係統計表（貿易統計を除く。）

（口頭指示によるもの）
※1　貿易統計資料の送付、処理状況
2　救恤小包郵便物の処理状況
3　密輸入事件検挙報告
4　密輸入事件供用船舶調
5　中共等への輸出貨物の船積状況

管　財　局
（正式SCAPINによるもの）
1　社寺国有境内地譲与売払月報

（非公式覚書によるもの）
※1　閉鎖機関の清算状況報告

（口頭指示によるもの）
1　スクラップ処分報告（月報）

（仕来りによるもの）
1　連合国財産目録報告（四半期毎）
2　連合国人の預金報告書（随時）
3　地方債発行報告書
3　援助会計から見返資金会計への繰入

（口頭指示によるもの）
※1　国債及び借入金調
2　見返資金運営に関する現況報告（日報・週報・月報）

（その他）
※1　国債、短期証券、借入金の発行、償還及び現在額調（毎月E・S・S・企画統計部より来訪）
2　見返資金関係の各種事項につき随時必要に応ずる報告

税　関　部
（非公式覚書によるもの）
※1　外国貿易関係統計表（貿易統計を除く。）

（口頭指示によるもの）
※1　貿易統計資料の送付、処理状況
2　救恤小包郵便物の処理状況
3　密輸入事件検挙報告
4　密輸入事件供用船舶調
5　中共等への輸出貨物の船積状況

管　財　局
（正式SCAPINによるもの）
1　社寺国有境内地譲与売払月報

（非公式覚書によるもの）
※1　閉鎖機関の清算状況報告

（口頭指示によるもの）
1　スクラップ処分報告（月報）

（仕来りによるもの）
1　連合国財産目録報告（四半期毎）
2　連合国人の預金報告書（随時）

銀　行　局
（口頭指示によるもの）
1　金融機関（特に銀行）に対する検査方式の変更及び検査計画及び検査実績の概要

国　税　庁
（正式SCAPINによるもの）
1　醸造研究年報（毎年四月末）

（口頭の指示によるもの）
1　税種別租税滞納状況調（随時）
2　国税局、税務署、全国都道府県別租税収入実績報告（毎月）
3　租税等収入概数報告（毎旬）
※4　その他租税収入に関する資料（随時）
※5　麦酒業に関する月報（毎月六日）
※6　酒類業の現況等報告（毎二十五日）
※7　指定生産材の要求量（各四半期毎）
※8　集団的反税運動に関する関係諸機関との協議報告
※9　昭和二十五年度申告所得税の模範調査に関する報告
※10　各局調査実績一件別報告（毎月）
※11　国税調査官充足状況の報告
※12　査察報告（各件毎）
※13　査察現況報告（一ヶ月合計表）
※14　キャンペイン・シート
※15　ラジオ放送、新聞発表、その他特別な宣伝の週報（毎火曜）
※16　継続的なもの又は新計画の宣伝の月報（毎二十五日）
※17　協議団事務処理状況
※18　協議団事務運営に関する報告
※19　非行事件の調査報告
※20　基準税務署の新機構概要

日本専売公社
（正式SCAPINによるもの）
1　科学技術研究機関年報
2　輸入塩受払報告（月報）

（非公式覚書によるもの）
1　たばこ製造月報
2　たばこ事業四半期報
3　製造たばこ原価計算明細表
4　たばこ製造原料使用計画四半期報
5　製造たばこ製品別売上前年比較及び累計月報

（口頭の指示によるもの）
1　製造たばこ販売状況
2　歳入歳出速報
3　輸入種子の試験結果報告
4　たばこ製造予定対実績（月報）
5　精選材料在庫状況報告（四半期）
6　たばこ製造工場紙類受払実績（月報）
7　塩生産計画及び実績高報告（月報）
8　製塩現況月報資料
9　塩受払実績報告（月報）
10　塩事業現況報告（月報）
11　塩需給状況報告（月報）
12　しょう脳月報（速報及び確報）
13　製造たばこ製品別売上速報
※14　月別宣伝主題
※15　宣伝実施週間報告
※16　次週予定事項

注　たばこ関係の報告事項のうちには書式を多少修正することにより統

合整理可能な表あり。

三、その他

A　正式SCAPINによるもの

主税局
　進駐軍部隊及び将兵が所定の免税証明書と引換に購入する物品に対する物品税の免税

理財局
　連合国軍への貴金属の引渡

管財局
1　連合国財産の返還に関する一般的及び具体的覚書
2　旧枢軸国財産の一般的管理命令、指示
3　賠償撤去とこれの評価
4　押収機械の返還
5　賠償施設の管理基準の設定、変更

銀行局
　預金部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金関係資金運用計画に関する連合国最高司令部指令（二一、一、二九）

B　非公式覚書によるもの

主税局
1　進駐軍部隊（連合国軍使節団を含む。）用及び同慰安施設用酒類に対する酒税（但し、加算税のみ）の免税

税関部
1　輸出入申告書等資料の提出
2　占領軍以外の外国人の輸入に対する関税及び内国消費税の適用について（マーカット書簡）

管財局
1　連合国財産の調査、保全要求等
2　枢軸国財産の調査命令

銀行局
1　金融検査並びに管理に関する非公式覚書（二五、八、七）

C　口頭の指示によるもの

主税局
　英濠軍将兵用麦酒に対する酒税の免除

国税庁
1　告発要否勧案協議会附議範囲の変更
2　告発基準の設定又は変更

理財局
1　見返資金の運営状況の総司令部による監査
※2　外国為替及び外国貿易管理法関係法令違反の監査について毎週総司令部と連絡会議

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

(2)　講和を繞る主要問題特別調査会の設置、運営について

（昭和二六年三月一日大蔵省）

特別調査会の設置、運営について（二六、三、一）

一、講和を繞る主要な問題について、予め問題点を検討し、必要な資料を準備し、これを取り纒めておくため、大臣官房に特別調査会を設ける。

二、(1)　調査会の構成員は、差し当り、左の通りとする。

大臣官房長
〃　文書課長（補佐庭山事務官）
〃　調査部長
〃　調査部次長
主計局　総務課長（補佐武藤事務官）
主税局　泉室長（〃亀徳事務官）
木村課長（〃中島事務官）

銀行局　総務課長（〃柿沼事務官）
理財局　総務課長（〃森鼻事務官）
国庫課長（〃田中事務官）
外債課長（〃久保田事務官）
管理課長（〃藤本事務官）
管財局　総務課長（〃前川事務官）
外国財産課長（〃宮川事務官）
閉鎖機関第一課長（〃堀込事務官）

(2)　主宰は大臣官房長が、これに当る。

(3)　主幹は調査部長及び理財局総務課長とする。

三、事務運営要綱

(一)　調査会は、急を要する事項から逐次取りまとめるが、概ね四月末を目途として、全般の事務を完了する。

(二)　必要の都度会議を行う外、毎週一回定例の連絡会議を行う。
会議の出席者は構成員に限るものとし、補佐官は構成員に事故ある場合に限り代理として出席する。
なお、問題により構成員以外の出席を求めるものとする。

(三)　調査会の事務推進、連絡会議の議案の作成は主幹の指示に基いて調査部次長及び理財局外債課長がこれに当る。

(四)　調査会に必要な費用については、関係部局で負担するが、官房会計課において、所要の調整措置を講ずる。

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

(3)　終戦処理に伴う財務問題

（昭和二六年三月六日理財局外債課）

終戦処理に伴う財務問題①（理財局外債課）

(一)　対日講和七原則による講和の見透しも判然しつつあり、講和条約の締結時期の近接した現状にかんがみ、これに関する財務問題について新しい観点より調査検討を加え、統一的な処理計画を樹立することが緊急の課題となった。
この処理計画策定の遅延は、講和会議における日本側の発言を弱体ならしめると共に、条約実施等の処理について立ち遅れを来す結果となるので、至急措置が講ぜられねばならない。

(二)　終戦処理に伴う財務問題は、極めて広範囲にわたるが、その主要事項は、概ね、次の通りである。
(1)　賠償施設の問題
(2)　略奪物件返還と国内補償に関する問題
(3)　拿捕船舶の引渡の問題
(4)　連合国財産の返還と国内補償の問題
(5)　枢軸国財産の管理処分の問題
(6)　在外財産の帰趨と国内補償の問題
(7)　渉外負債の弁済に関する問題
(8)　占領経費の取扱に関する問題
(9)　対日援助費の取扱に関する問題
(10)　抑留費、送還費等の取扱に関する問題
(11)　特殊の問題
(A)　接収物件の処理の問題
(B)　引揚者が持ち帰った金融証書等の処理の問題
(C)　在外公館等借入金の処理の問題
(D)　外地特別会計の整理の問題

(三)　これらの財務問題については、終戦直後大蔵省はこれらの処理のための特別の機構を有し、在外財産、渉外負債等の計数についても一応の試算を行って来たが、当時においては、講和の形態、内容等についての見込がたたなかったために、その重点の置き所に欠くる所があった。
また、これらの問題のうち、若干については、終戦より今日までの連合国の管理下にあって、国内的処理がなされたが、その多くは暫定的なものであ

り、殊に、前記機構の廃止後は、所管部局により別々に処理された事項が多いので、その処理状況は相互に連絡なく区々となっている実状にある。

然しながら、講和条約の内容等も漸次判明化し、その時期も近接した現在において、これに即応する体制を整備して、これらの問題の一体的処理を図り、講和後における在外財産等の補償、外貨債等の渉外負債の弁済についての長期財政計画を準備しなければならない。

終戦処理に伴う財務問題

問題	現在の所管	現在の仕事	今後なすべき事項
(一)賠償施設の処理	賠償庁（全般的綜合、連絡、企画） 大蔵省管財局（旧軍工廠分の管理） 通産省（民間工場分の委託管理） 文部省（研究所分の直接又は委託管理） 運輸省（造船所分の委託管理） 特別調達庁（撤去作業の契約）	(1)SCAPの指令に基いて、賠償指定施設の管理を行うこと。 (2)SCAPの指令に基いて、要求国へ割当らられた施設を引き渡すこと。（この引渡は昭和二十二年の所謂三〇%中間取立によるもので、昭和二十五年一月に完了した。）	(1)賠償打切に伴う措置として引渡済施設の記録、評価、及びその撤去費用その他一般の管理費用について、日本側の発言の基礎を固めること。 (2)講和会議の準備として有償のものと民間へ譲渡したものとの区分を計数的に明らかにすること。 (3)朝鮮動乱のために転用された施設の処理 (註)現在までに撤去された施設は、すべて国有財産であるから、国内補償の問題は生じない
(二)略奪物件の処理	賠償庁（一般の略奪物件） 大蔵省管財局（旧軍物資分） 文部省（略奪美術品） 運輸省（旧朝鮮総督府船舶の韓国への返還）	(1)SCAPの指令に基く昭和二十一年内務省令第二号旧占領地域からの略奪物件にかかわる本邦内にあるすべての現所有者の財産について、これらの報告を徴し、そのまま、要求国に引き渡すこと。 (2)旧占領地域よりの要求に基く個別的な調査指令によりSCAPの調査をすること。	(1)SCAPの指令に基いて行われている略奪物件の現状では返還の原状回復は、原則として物件の損害賠償の処理方針を固めること。 (2)略奪物件の範囲は、清戦役のころ、日清戦役までに遡ることとされているが、この範囲の縮小を要求す

問題	現在の所管	現在の仕事	今後なすべき事項
(三)拿捕船舶の処理	運輸省	(1)SCAPの指令に基いて日清戦役以後に拿捕された船舶を要求国に返還すること。 (2)右返還のため、破損船は修理し、沈没のものは、引上げ可能引上げ修復すること。	(3)略奪物件として没収されたものうち、国が管理して有償のものは、民間へ譲渡したものとの区分を計数的に明らかにすること。 (3)被没収者に対する損害額（附加価値法等に対する補償）を研究すること。 (註)拿捕船舶は、殆んどの国有補償の問題は生じない。
(四)連合国財産の処理	大蔵省管財局（無体財産を除く） 特許庁（連合国財産（無体財産））	(1)現在連合国財産を保有している者に保全の義務を課し、終戦時現在の財産状態を維持するために必要な措置を講ずること。 (2)原所有者から返還の要求があるときは、SCAPの個別指令に基いて連合国財産管理を講ずること。	(1)上記の返還の範囲は、現存する物件に限り、現状に適用され、復元されて原状回復則が、原則として事態に適応し、減失或は破損に対する補償に対する処理方針を樹立すること。 (2)返還の範囲は、戦時中政府から有償で払下を固めること。 (2)上記の返還は修理を加えることによって原状回復以上に行われ、これに対する程度において、行われた相当額の負担は、日本側の負担とすること。 (2)国際法の原則によって国際の原則を超えるたる部分は、日本側の負担とすること。 (2)国内補償の問題は生じない。
(五)枢軸国財産の処理	大蔵省管財局	理人をして現状のまま返還手続をとらしめること。 (3)特に連合国人所有株式の返還については、返還時までの増資株引受権をも包含せしめること。 (4)株式の返還に伴い、被没収者へ旧敵産管理による政府の処分価額を以上、連戻すこと。 (5)返還すべきものが、住宅である場合は、現居住日本人に対して、移転の実費を補償すること。	受けて私有財産となっているものが多いから、現所有者に対する国内補償の措置を研究すること。 (3)右国内補償とは別に、少くとも、上記株式の返還の際、株式以外戻措置を、株式以外の財産の返還の際にも行うよう考究すること。 (4)前記の対外的補償及び国内補償の基礎となる財産の評価額等の計数を調査すること。
(六)在外財産（対外債権を含む）の処理	大蔵省理財局（計数調査等） その他	本邦内にある枢軸国財産を管理処分し、処分金を米英仏三国に預託すること。 (1)在外財産の調査 a　SCAPの指令に基く昭和二十九年十五号により、所有者から報告を徴し、在外財産の分類集計 b　在外財産調査会（外務省、大蔵省、両省協議の上設置）において、在外財産の調査及び固有財産の計法	政府が負担した上記の管理費用等の今後の処理 (1)講和の形態内容についての新動向に即応し、次の区分に従う計数を把握すること。 a　純然たる在外財産 純然たる涉外負債 される在外財産（日本人同志の区分） b　純然たる涉外負債のうち、在外財産のうち、在外財産の見合にお使途、目的、財産に対象とよりの処理さるべきもの（在外財産に負担保債務等）の処理
(七)涉外負債の処理	大蔵省理財局（一般的計数調査及び在外会社関係） 管財局（閉鎖機関関係等）	c　在外財産についての平和条約における取扱前例の調査 (2)在外財産の国内的措置 a　閉鎖機関令、在外会社令等に基いて、在外の証券の本邦内再発行を認め、証券を処分し、再発行して清算資金に充当すること。 b　本邦法人の再建整備措置に関連して、法人の有する在外財産を、経理上全部又は一部を、特損として落すこと。（企業再建整備法）	c　所在地、国別、国立、国殊に連合国、割譲、枢軸国、独立地の別 d　財産の取得時期別、殊に戦前戦時中の区分 e　財産の種類別区分
		(1)涉外負債の調査 a　涉外負債調査室（省設置）において決定により成された資料に基く試算 b　外貨債に関する番号表契約書の整備 c　涉外負債の弁済に関する諸般の問題の検討 (2)涉外負債の処理	るものの区別 (2)右の区分によって処理上如何なる差別がなければならぬかを研究すること。 (3)在外財産の評価方法を研究し、その評価額と相手国の賠償請求権との比較に資すること。 (4)没収される私有の在外財産に対する国内補償の手続及び方法を研究すること。 (5)対外債権は放棄せられることが通例であるので、これに対する国内処理を考究すること。 (1)次の区分に従う計数を把握すること。 a　純然たる涉外負債と国内的に処理さるべき涉外負債（日本人同志の区分） b　純然たる涉外負債のうち、在外財産との見合において処理さるべきもの（在外財産に担保した負債等） (2)涉外負債の処理

問題	現在の所管	現在の仕事	今後なすべき事項
(ハ)占領経費の処理	大蔵省主計局 特別調達庁	a 閉鎖機関令、在外会社の政令等に基く対外債務の弁済 b 対外債務の供託の政令に基く所管大臣の認定する外債務の供託対占領軍が本邦において要する経費即ち軍事施設費、維持費、宿舎の借料、日本人要員の給与等支払い、占領軍の駐屯に伴う各般の本邦需要を充足すること。	a 閉鎖機関令、在外会社の政令等に基く対外債務の弁済の（弁済すべきものの）区分 b 対外債務の供託に戦争原因によるもの、商行為によるもの c 発生原因別、殊に戦前発生時期別、戦時中戦後の別 d 相手国別、殊に連合国、中立国、枢軸国、割譲地、独立地の別 e 債務者別、殊に国の債務、私人の債務の別 f 債務の別、弁済通貨別、利子支払の契約の有無、契約の別 g 金銭債務の弁済の最終的措置を考究すること。 (1)上記の占領費負担の範囲は、占領軍が本邦において要する経費であるが、講和の前例、慣習によれば、占領費即ち傍受、維持、経費、兵器、弾薬等の費用に本邦旧領土の占領費に本邦の区分によって差違、占領費負担の範囲の決定は、何人が設定するかに関して、日本側の主張の根拠を固めること。 (2)右の区分に関して、何人が設定するかに関して、日本側の主張の根拠を固めること。 (3)上記の閉鎖機関、在外会社等の債務弁済の結末をつけ、また、供託について、今後の措置を考究すること。
(ニ)抑留費及び送還費の処理	大蔵省主計局 厚生省（一般外人関係） 外務省（外国外交官関係）	国債償還、公私企業への投資融資の目的に使用している。 戦時中戦後における外国人の抑留送還等に対する手続をなし、その経費を負担すること。	計数 (3)援助物資のうち、ガリオア分とエロア分との内訳計数 (1)在外邦人の抑留費、引揚費等が関係国より要求される場合に備えて、右経費の負担状況を調査すること。 (2)上記において日本側が負担した経費の内容を整備すること。 (3)在外邦人の引揚費につい権を処理する方針、求主張の根拠を固めること。
(ホ)対日援助費の処理	大蔵省主計局 大蔵省理財局 通商産業省		
(ヘ)特殊問題(A)接収物件の処理	大蔵省理財局（金関係） 財局管（旧軍倉庫、旧基地等関係） 運輸省（港湾倉庫等）	(事実) (1)終戦後政府、日銀、政府外郭団体の保有する金、白金等は、連合国軍に接収されている。 (2)接収金、白金等を以て約一億四千万弗の輸出入回転基金が設けられている。 (3)右貴金属以外に港湾倉庫等が接収されている。	(1)接収貴金属等の接収解除等の処理について、日本側の主張の根拠を固めること。 (2)接収物件の内容、計数を調査すること。（接収使用もの実質的には占領経費負担である。） (3)在外邦人の引揚費に関係国の請求を処理する方針、権を固めること。
(B)引揚者が持ち帰った金融証書等の	大蔵省理財局	引揚者が持ち帰った金融証書等の輸入は、為替管理上現在認め、税関に寄託せしめている。	(1)上記の金融証書の内容を分類調査集計しその今後の処理方法を考究すること。 (2)上記の金融証書の内容を分類調査集計しその今後の処理方法を考究すること。

問題	現在の所管	現在の仕事	今後なすべき事項
処理	外務省 大蔵省理財局	但し、一部の弗と交換し得る通貨は買上げて所有者へ円払している。	終戦直後在外公館等が在外邦人引揚費等の支弁のため借上げた金額の弁済のため確認を行うこと。
(C)在外公館等借入金の処理	大蔵省主計局		(2)上記の一部買上については、国庫負担によって対象となった外国通貨の処理を促進すること。 現実の弁済のための方法、殊に借入れた外地通貨を弁済するレート、その限度等を考究すること。
(D)外地特別会計の処理			外地特別会計の資産、負債を調査し、その整理の準備をすること。

欄外　鉛筆書き記入
①6／3 ㊝

編注　文書に日付はないが、前掲資料（2）により設置された特別委員会に三月六日付議された資料と推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

（4）講和を繞る主要問題（経済関係）

（昭和二六年三月一〇日大蔵省）

講問第二号（昭二六、三、一〇）

講和を繞る主要問題（経済関係）①

一、講和前の問題

(一) 講和前の自主権回復

(A) 自主権の内容の検討

(1) 降伏条項、ポツダム宣言、極東委員会、対日理事会の政策及び重要指令等に現われた自主権に対する制約とその解除の見透し――文書課調査資料による再検討

(2) 伊の前例調査（条約局資料）
② (3) 西独の前例調査（調査部資料）
(B) 各論
(1) 関税自主権の回復
a 関税率の適用又はその減免措置に関する自主性の回復
b 軍貨物の範囲の指定
c 外国貿易統計作成の自主性の回復
(2) 外人課税
(3) 特別預金勘定制度
(二) 講和に備えて為すべき事項
(A) 終戦に伴う整理的措置の促進③
(1) 在外会社の整理
(2) 閉鎖機関の整理
(3) 連合国財産の返還
(4) 在日ドイツ財産の処理
(B) 講和に際し必要とされる諸調査の完備
(1) 略奪財産（別項）
(2) 在日連合国財産（別項）
(3) 旧植民地又はバペット政権の在日財産（別項）
(4) 渉外負債（別項）
(5) 在外財産（別項）
(6) 戦時請求権（別項）
(7) 旧枢軸国財産（別項）
(8) 中立国財産（別項）
(9) 接収国有財産に関する調査
a 貸付料調査
b 一時使用者に対する価値増加分の補償問題
(10) 駐兵の場合における国有財産の取扱
a 基本方針の立案（有償無償の別）
b 駐屯地区、基地の選定に対する当方の態度
c 関連民有財産の強制収用に関する法制の整備
(11) 終戦処理費支弁住宅、兵舎及び軍事施設の取扱
(12) 終戦処理費の廃止に伴う措置の研究（管財局資料）
(13) 外地国有財産の取扱
(14) 賠償施設関係の調査④
a 撤去、破壊の現状
b 管理費用、撤去費用
(15) P・Dによる接収民有財産の価値の増減に関する調査
⑤ (C) 講和前に実行する方が有利なる事項の検討、実施
(1) 財務官制度の復活
(2) 外国為替銀行の在外店舗の開設（銀行員の海外派遣）
(3) 金融統制の指導権の確立
(4) 旧軍人軍属傷痍軍人遺家族の援護対策——独、伊の例調査
(D) 国際法上は講和後に初めて認められる事項であるが、講和前に事実上その実施を要請すべき事項の検討
(1) 最恵国待遇
(2) 商港と軍港の分離⑥
(E) 占領下に為された事項で改変するを可とするものは、講和前に実行に移すものとしてその検討
二、講和の内容をなす具体的諸問題
(一) 「戦争から生じた請求権」の内容の検討
(A) 伊、ルーマニア、ブルガリヤ、ハンガリー及びフィンランドに関する前例の調査
(二) 賠償
(A) 賠償問題の推移
(B) 賠償義務ありとすればその源泉

(1) 工業施設
(2) 在外財産
(3) 日々の生産物
(C) 賠償物件の評価並びに決済のための計算の基礎
(D) 賠償目的のために取り上げられた財産に対する補償
(三) 略奪財産
(A) 略奪財産の数量及び価額
(B) 範囲の問題
輸入品、土産物等については、戦時中の渉外負債（為替尻等）との関連において検討を要す
(C) 現存形態による返還か原状回復か
(D) 返還（梱包輸送）経費の負担
(E) 返還者に対する補償問題（後述）
(四) 放棄せしめられるべき日本側の請求権⑦
(A) 連合国の軍隊又は官憲の行為の結果として被った損失又は損害に対する請求権
(B) 連合国の軍隊又は官憲の日本領域内における存在作戦又は行動から生じた請求権
(C) 交戦権の行使又は交戦権行使の目的をもって執られた措置から生じた請求権⑧
(D) 捕獲審検所の判決又は命令に関する請求権
(E) 終戦処理費⑨
(F) 米国の対日援助費との関係——イタリヤに対する援助とその決済
(G) 請求権を放棄せしめられた者に対する補償問題（後述）⑩
(五) 連合国財産
(A) 本邦、旧植民地、旧占領地等地区別に検討
(B) 現在迄は現存形態における返還
(C) 今後は減失分の賠償の問題及び価値増加分の求償の問題あり（後述）
(D) 株式の例外的取扱（持分率の返還の問題）
(E) 連合国人所有の土地の返還指令において、その上にある連合国人以外の所有にかかる建物の引渡しを指令したものについての補償の問題
(F) S・P・A・Aの返戻の問題
(G) イヤマーク金の返還問題
(H) 戦前の渉外負債の問題——（渉外負債の項で論ずる）⑪
(I) 敵産管理の効力と返還財産との関係
(六) 旧植民地又はバペット政権の在日財産
(A) 公的なもの
(B) 私的なもの
(七) 渉外負債
(A) 戦前のもの——外貨債、為替尻、ローヤリティー、保険クレーム、船荷証券と抑留貨物との関係
(B) 戦時中のもの
(1) 公的の債務⑫
⑬ (2) 金融機関（軍票発行の場合の政府を含む）の債務——通貨発行債務、金融協定債務、為替尻、現地借入金等在外財産との関連を検討
(C) 戦後の債務
a 援助費の問題——終戦処理費との関係
b 戦争終結費
日本人俘虜等送還費⑬
中国人技術者特別持帰金
英軍発行個人計算カード⑭
米軍発行預金、預り証
(八) ⑮ 在外財産
(A) 連合国所在のもの
(B) 旧植民地所在のもの
(C) 旧占領地又はバペット政権下所在のもの

(D) 旧枢軸国所在のもの
(E) 中立国所在のもの
(F) 海底電線⑰
(G) 在外財産の評価問題
(H) 在外財産の所有者に対する補償問題（後述）

(ハ) 旧枢軸国財産
(A) 特定国財産の調査
(B) 三国に帰属したドイツ財産の清算事務及びその管理費用の問題
(C) 三国に帰属していないノン・オブジェクショナブルのドイツ人の財産の管理及び費用の問題
(D) 旧枢軸国にある在外財産、渉外負債の処理との関係

(ヘ) 中立国財産⑱

(ト) 国家補償の問題
(A) 国家補償についての前例の調査⑲
(B) 有償所得又は売却した略奪財産の返還者に対する補償
(C) 請求権を放棄せしめられた者に対する補償
(D) 売却した連合国財産の返還者に対する補償
(E) 連合国財産関係の損失に対する賠償
(F) 戦前債務の不履行部分（公、私）に対する補償
(G) 在外財産の所有者に対する補償
(H) 補償義務を条約に規定するか
(I) 財政的補償能力の問題

三、講和に基く講和後の諸問題

(一) 治安維持
(A) 規模に関する見透し
(B) 共同防衛費分担問題
(C) 経済上の負担限度

(二) 経済援助の問題
(A) 直接贈与による援助
(B) 直接貸与による援助
(C) 未開発地域の共同開発的援助形式
(D) 外資の導入
(E) 旧外債の借換

(三) わが国の国際経済に於ける立場
(A) 国際物資割当
(B) 貿易団

(四) 各種国際条約、国際機構への参加の問題
(A) 条約遵守義務
(B) 最恵国待遇（関税問題）
(C) 国際通貨基金、貿易機構等への参加の利害得失

(五) 講和後の第三国の諸要求に対する保障
(A) スキャッピン等により占領下に為された事項の第三国、連合国個人等に対する効力
(1) 維持したい事項（例、再建整備、在外公社、連合国人財産返還等）
(2) 変更したい事項
(B) アタッチメントに対する保障（外貨金、船舶等）
(C) 諸紛争の解決方法の検討

(六) 講和締結国との間の完全対等権の確保

欄外　鉛筆書き記入
①14／3
②行政自主権
③(1)講和会議後にまで残ると扱いが面倒になる。(2)講和前にきれいにしておきたい。
④民間のも若干ある、これは賠償庁、主計
⑤⑯艦艇の解撤その他の兵器処理（領海内）
⑰領海外で沈没した船の取扱

⑱吉田シーボルト協定
⑲接収貴金属の調査
⑥「商港と軍港の分離」を棒線で消して「埠頭及び埠頭施設の解放」を入れる
⑦「放棄せしめられるべき」を棒線で消して、「日本」と「の」の間に「側」。
⑧日本が蒙った捕虜の費用
⑨直さなくてもいい以上に直した船の費用
⑩G中「者に対する」を棒線で消して「場合に於ける」と訂正
⑪台湾電力の外債承継問題（渉外負債の項）
⑫満洲国債、日本の国債を海外で持っている場合例へば朝鮮人、朝鮮銀行
⑬地域別に検討、特殊会社これは閉鎖機関になっている
⑭（日本側の債務）
⑮日本側の債権（「中国人……」「英軍……」「米軍……」の三行をでくくって）
⑯(D)バペット政権の在外債務
⑰在外財産管理費用の債務
⑱「(ヘ)中立国財産」を棒線で消す
⑲（伊太利の草案とりよせること）

編注　本文と同題の「講問第一号（昭二六、二、二〇）があるが、これを前掲資料（2）の特別委員会に三月六日付諮し、訂正加筆したものが本資料で、三月一四日同委員会に付諮されたときの加筆、訂正、補足が欄外鉛筆書きと推定される。なお鉛筆書きは、項目の上に調査を担当すべき部局名が入っているが割愛した。

出所　大蔵省資料Z五〇六―二五。

(5) 総司令部の指示によってなされた事項のうち改正を要するもの

（昭和二六年三月一四日大蔵省）

総司令部の指示によってなされた事項のうち改正を要するもの①

一、行政組織、行政運営、公務員制度

(一) 行政機構の整備
各種委員会、外局の廃止又は整理
各種行政組織中の重複の排除

(二) 政府関係機関の再検討
廃止又は、主として予算上の拘束による非能率の排除

(三) 官吏の減員と給与の改善
一般的冗員の整理、民間給与との調整

(四) 行政運営の能率化（実効のない複雑な手続の排除）
(1) 無駄な法律、法文の排除、法令の簡素化
(2) 予算執行制度の簡素化
(3) 人事行政の簡素化

(五) 国家公務員制度の改革
人事院の廃止、各省大臣の人事権の確立
職階制の再検討

二、国会

(一) 両院制の再検討
主として参議院の在り方

(二) 内閣と国会との関係の調整
(1) 与党議員の法案提出権と政党内閣の責任制の問題
(2) 国政調査権の再検討

(三) 国会の冗費節約
議員の給与、議員秘書、専門委員等

三、司法制度
(一)訴訟手続の簡素化
(二)検察審査会、黙否権の問題
四、治安
(一)再軍備と警察予備隊
(二)兵役義務制の問題
(三)警察制度の改革
(四)国警と自治警との関係の調整
五、地方公共団体
(一)国と地方公共団体の主として財政的関係の再検討
(二)地方公共団体の元勲節約と地方公共団体の統合（道州制）
六、教育
(一)教育方針の改革
(二)三制の再検討
七、労働法制
(一)労働基準法の緩和
八、夏の時刻、対面交通、祝祭日
九、財政金融
(一)「総合予算」の均衡の原則に由来する形式的な考え方の切替
(二)預金部資金運用の改善
(三)会計制度の再検討
(四)税制の改革
(五)実効ある簡易な税制、税率の引下
(六)関税率の調整
(七)金融機構の改革
(八)日銀制度、政策委員会、普通銀行、長期金融機関、特殊金融機関
(九)証券取引所法、レギュレーション、清算取引
(十)為替管理制度、機構の再検討

件名	理由
一、昭和二年法律第一四号（合同法）中一部改正 二、昭和二年法律第一八号（小企業等協同組合法）の一部改正	三、中小企業等協同組合法の改正
一、日本専売公社法（昭和二五年五月一五日法律第一九二号）の一部改正 二、事業者団体法（昭和二三年法律第一一号）の一部改正	廃止又は改正
根拠法規	
専売公社職員及び職員の離職後の制限（第一七条の二）を削除	公社の職員の定員を削減し、存在した統制が、今日大幅に緩和されたこと
採るべき処理方針	物資統制の撤廃
理由	現在、物資の生産は、大幅に増加し、売渡状況は、ほぼ正常に行われている。

大臣官房
日本専売公社監理官室

（6）リッジウェイ声明に基づいて再検討すべき法令等の調査

（昭和二六年五月大蔵省）

十、その他経済
(一)独占禁止法、事業者団体法の改正
(二)農地零細化の防止

欄外	鉛筆書き記入
備考	①14／3 本文は大蔵省用箋にタイプ印刷した資料で日付作成年はないが、三月一四日に大蔵省部内の特別委員会に付議された資料と推定される。
出所	大蔵省資料Z五〇六―二五。

件名	理由
根拠法規	採るべき処理方針
専売公社職員の定員削減	専売公社職員の定員は、昭和二六年五月一四日、大蔵省令第一二号により、退職者の補充を原則として、四分の一に減員された。
昭和二六、五、一四	主税局

件名	理由
根拠法規	採るべき処理方針
専売公社職員の定員削減	専売公社職員の定員は、昭和二六年五月一四日、大蔵省令第一二号により、退職者の補充を原則として、四分の一に減員された。
昭和二六、五、一四	主計局

件名	理由
根拠法規	採るべき処理方針
専売公社職員の定員削減	専売公社職員の定員は、昭和二六年五月一四日、大蔵省令第一二号により、退職者の補充を原則として、四分の一に減員された。
昭和二六、五、一四	主計局総務課

⑧

件名	理由
一、輸出振興のため必要の外貨に金たる政令四七、関する先外政令第二六一号五令用資の	AG 091. 31 (17 Jul. 1949 SUBJECT: Purchase of Foreign Exchange Credits for the Purpose of Stimulating Exports. 48) ESS/FTC, SCA PIN 2020, 24 June
根拠規定等	廃止する。
処理方針	採るべき

九、財政法第四四条、国有財産法第二条、地方自治法第二三条、地方公務員法第二五条、地方公務員法第二六条、地方公務員法第二七条、地方公務員法第二八条、地方公務員法第二九条、地方公務員法第三〇条、地方公務員法第三一条、地方公務員法第三二条、地方公務員法第三三条、地方公務員法第三四条、地方公務員法第三五条、地方公務員法第三六条、地方公務員法第三七条、地方公務員法第三八条、地方公務員法第三九条、地方公務員法第四〇条、地方公務員法第四一条、地方公務員法第四二条、地方公務員法第四三条、地方公務員法第四四条、地方公務員法第四五条、地方公務員法第四六条、地方公務員法第四七条、地方公務員法第四八条、地方公務員法第四九条、地方公務員法第五〇条、地方公務員法第五一条、地方公務員法第五二条、地方公務員法第五三条、地方公務員法第五四条、地方公務員法第五五条、地方公務員法第五六条、地方公務員法第五七条、地方公務員法第五八条、地方公務員法第五九条、地方公務員法第六〇条、地方公務員法第六一条、地方公務員法第六二条、地方公務員法第六三条、地方公務員法第六四条、地方公務員法第六五条、地方公務員法第六六条、地方公務員法第六七条、地方公務員法第六八条、地方公務員法第六九条、地方公務員法第七〇条、地方公務員法第七一条、地方公務員法第七二条、地方公務員法第七三条、地方公務員法第七四条、地方公務員法第七五条、地方公務員法第七六条、地方公務員法第七七条、地方公務員法第七八条、地方公務員法第七九条、地方公務員法第八〇条、地方公務員法第八一条、地方公務員法第八二条、地方公務員法第八三条、地方公務員法第八四条、地方公務員法第八五条、地方公務員法第八六条、地方公務員法第八七条、地方公務員法第八八条、地方公務員法第八九条、地方公務員法第九〇条、地方公務員法第九一条、地方公務員法第九二条、地方公務員法第九三条、地方公務員法第九四条、地方公務員法第九五条、地方公務員法第九六条、地方公務員法第九七条、地方公務員法第九八条、地方公務員法第九九条、地方公務員法第一〇〇条、地方公務員法第一〇一条、地方公務員法第一〇二条、地方公務員法第一〇三条、地方公務員法第一〇四条、地方公務員法第一〇五条、地方公務員法第一〇六条、地方公務員法第一〇七条、地方公務員法第一〇八条、地方公務員法第一〇九条、地方公務員法第一一〇条、地方公務員法第一一一条、地方公務員法第一一二条、地方公務員法第一一三条、地方公務員法第一一四条、地方公務員法第一一五条、地方公務員法第一一六条、地方公務員法第一一七条、地方公務員法第一一八条、地方公務員法第一一九条、地方公務員法第一二〇条、地方公務員法第一二一条、地方公務員法第一二二条、地方公務員法第一二三条、地方公務員法第一二四条、地方公務員法第一二五条、地方公務員法第一二六条、地方公務員法第一二七条、地方公務員法第一二八条、地方公務員法第一二九条、地方公務員法第一三〇条、地方公務員法第一三一条、地方公務員法第一三二条、地方公務員法第一三三条、地方公務員法第一三四条、地方公務員法第一三五条、地方公務員法第一三六条、地方公務員法第一三七条、地方公務員法第一三八条、地方公務員法第一三九条、地方公務員法第一四〇条、地方公務員法第一四一条、地方公務員法第一四二条、地方公務員法第一四三条、地方公務員法第一四四条、地方公務員法第一四五条、地方公務員法第一四六条、地方公務員法第一四七条、地方公務員法第一四八条、地方公務員法第一四九条、地方公務員法第一五〇条、地方公務員法第一五一条、地方公務員法第一五二条、地方公務員法第一五三条、地方公務員法第一五四条、地方公務員法第一五五条、地方公務員法第一五六条、地方公務員法第一五七条、地方公務員法第一五八条、地方公務員法第一五九条、地方公務員法第一六〇条、地方公務員法第一六一条、地方公務員法第一六二条、地方公務員法第一六三条、地方公務員法第一六四条、地方公務員法第一六五条、地方公務員法第一六六条、地方公務員法第一六七条、地方公務員法第一六八条、地方公務員法第一六九条、地方公務員法第一七〇条、地方公務員法第一七一条、地方公務員法第一七二条、地方公務員法第一七三条、地方公務員法第一七四条、地方公務員法第一七五条、地方公務員法第一七六条、地方公務員法第一七七条、地方公務員法第一七八条、地方公務員法第一七九条、地方公務員法第一八〇条、地方公務員法第一八一条、地方公務員法第一八二条、地方公務員法第一八三条、地方公務員法第一八四条、地方公務員法第一八五条、地方公務員法第一八六条、地方公務員法第一八七条、地方公務員法第一八八条、地方公務員法第一八九条、地方公務員法第一九〇条、地方公務員法第一九一条、地方公務員法第一九二条、地方公務員法第一九三条、地方公務員法第一九四条、地方公務員法第一九五条、地方公務員法第一九六条、地方公務員法第一九七条、地方公務員法第一九八条、地方公務員法第一九九条、地方公務員法第二〇〇条、地方公務員法第二〇一条、地方公務員法第二〇二条、地方公務員法第二〇三条、地方公務員法第二〇四条、地方公務員法第二〇五条、地方公務員法第二〇六条、地方公務員法第二〇七条、地方公務員法第二〇八条、地方公務員法第二〇九条、地方公務員法第二一〇条、地方公務員法第二一一条、地方公務員法第二一二条、地方公務員法第二一三条、地方公務員法第二一四条、地方公務員法第二一五条、地方公務員法第二一六条、地方公務員法第二一七条、地方公務員法第二一八条、地方公務員法第二一九条、地方公務員法第二二〇条、地方公務員法第二二一条、地方公務員法第二二二条、地方公務員法第二二三条、地方公務員法第二二四条、地方公務員法第二二五条、地方公務員法第二二六条、地方公務員法第二二七条、地方公務員法第二二八条、地方公務員法第二二

件名	根拠覚書等	採るべき処理方針	理由
第三一一号） (一)連合国財産の返還等に関する政令（昭和二六年政令第六号）	SCAPIN二二六（昭二〇、九、一三） SCAPIN一八八〇（昭二三、四、二二）等	的に法律に改めるときは外資に関するこれを廃止する。	日本国内における外国政府の不動産に関する取引を調整する必要がある。
(二)連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二四年政令第三一一号）	SCAPIN一八九九（昭二三、五、二六）	暫定的に存置する。	講和条約の内容と関連として改正が必要となってくるから、この段階で改正をなし法律に織り込んで改めたい。
(三)連合国財産上の家屋等の譲渡に関する政令（昭和二三年政令第二九八号）	SCAPIN五五一九（昭二二、四、一九）		
(四)ドイツ財産管理令（昭和二五年政令第二五二号）	SCAPIN五〇一（昭二四、二〇、三）		
(五)国外居住外国人等に対する債務弁済のための供託の特例に関する政令（昭和二五年政令第二二号）	SCAPIN二〇三〇（昭二四、七、一九）		
(六)閉鎖機関令（昭和二二年勅令第七四号）	SCAPIN七四（昭二〇、九、三〇） （昭二一、一一、一〇、五） （昭二五、七、一一、三A）		(1)閉鎖機関清算の現段階は過去の占領政策から生じた財産整理権回復であり、自主的に修正をすることが後に修正をすることが後に修正をすることが後

(3) AG三一九・一（昭和二十年十月二十二日）ESS／IE・SCAPIN一七七　昭和二十年十月二十五日
特定事業会社の行う報告に関する件
(4) AG〇〇四（昭和二十年十月三十一日）ESS・SCAPIN二一五　昭和二十年十月三十一日
特定事業会社の証券の販売譲渡に関する件
(5) AG〇〇四（昭和二十年十二月八日）ESS／AC・SCAPIN四〇三　昭和二十年十二月八日
制限会社の目録調整の件
(6) AG〇〇四（昭和二十年十二月八日）ESS／AC・SCAPIN四〇三／一　昭和二十三年十一月九日
制限会社の株式の処分並びに取得に関する件
(7) AG〇〇四（昭和二十年十二月二十四日）ESS／AC・SCAPIN四九〇　昭和二十年十二月二十四日
株式譲渡に対する申請に関する件
(8) AG〇〇四（昭和二十年十二月三十一日）ESS／AC・SCAPIN五二〇　昭和二十年十二月三十一日
持株会社の解散に関する件
(9) AG一五〇（昭和二十一年二月二十三日）ESS／AC・SCAPIN七六七　昭和二十一年二月二十三日
制限会社の目録に記載されたる会社の戦争災害と政府保証に対する要求に関する件
(10) AG〇〇四（昭和二十一年四月四日）ESS／AC・SCAPIN八五八　昭和二十一年四月四日
野村合名会社の子会社を制限会社の目録に追加する件
(11) AG〇〇四（昭和二十一年六月八日）ESS／AC・SCAPIN一〇〇八　昭和二十一年六月八日
特定会社からの報告及その報告の要求の制限に関する件
(12) AG〇〇四・〇五（昭和二十一年十月四日）ESS／AC・SCAPIN一二五〇　昭和二十一年十月四日
制限会社に関する覚書の改訂の件
(13) AG三八六・七（昭和二十二年十月二十二日）ESS／FI・SCAPIN一八〇六　昭和二十二年十月二十二日
配当の支払の禁止と制限に関する勅令二四三号の廃止の承認に関する件
(14) 第三項第一号AG〇〇四（昭和二十四年三月十日）ESS／AC・SCAPIN一九八三　昭和二十四年三月十日
制限会社に関する規制に関する件
(15) AG〇〇四（昭和二十四年三月十日）ESS／AC・SCAPIN一九八三／一　昭和二十四年五月二日
制限会社に関する規制の改訂に関する件

b　上記覚書の撤回はそれに基き従来とられた如何なる行為に対して何らの影響を及ぼすものではなく、又何らの遡及効果を有するものでもない。
更に日本政府に対する最高司令官の他の指令に於ける上記覚書への参照は此の指令の日附以後此の覚書への参照と解することとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一一。

（8）経済法令の改廃に関する意見（閣議決定案）

（昭和二六年七月二〇日内閣官房）

経済法令の改廃に関する意見（閣議決定案）

（昭和二六、七、二〇内閣官房）

政府は、経済法令の改廃に関する政令諮問委員会の意見について検討を加えた結果次のような結論を得たので、これが実現を図りたいと考える。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
本法については、その基本的精神は、これを尊重する。しかし、現下のわが国経済の実情に照し、左記の如く改正を致したい。

(1) 第四条（特定の共同行為の禁止）
公共の利益に反せず、且つ政府が認可する場合には、例外的に共同行為を認めること。
(2) 第五条（私的統制団体の禁止）
現行通りとすること。
(3) 第六条（特定の国際的協定又は貿易協定の禁止）
取引を不当に制限せず、又は不公正な競争方法によらないものを除外し、あるいは外資導入等国民経済的見地から必要のある場合を除外すること。
なお、「国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する勅令」（昭和二十一年勅令第三十三号）は、本条の規定と重複するから廃止すること。
(4) 第八条（不当な事業能力の較差の排除）
現行通りとすること。
(5) 第九条（持株会社の禁止）
現行通りとすること。
(6) 第十一条（金融会社の株式保有の制限）
金融会社の株式保有の制限の限度を、ある程度緩和すること。
(7) 第十条（事業会社の株式又は社債保有の制限）、第十三条（役員兼任の制限）及び第十四条（会社以外の者の株式又は社債保有の制限）
第十条、第十三条及び第十四条の制限を、第十五条（合併の制限）第一項の制限と同程度に緩和すること。
(8) 第十五条（合併の制限）
現行通りとすること。
(9) 第十六条（営業の譲受等の制限）
現行通りとすること。
(10) 第二十四条（一定の組合の行為）
現行通りとすること。
(11) 第二十五条（無過失賠償責任）
事業者が故意又は過失がなかったことを証明した場合には、損害賠償の責に任じないこととし、本条第二項を削除すること。
(12) なお、内容的には改正の必要がないが、文意をより明確にするため、字句の修正を必要とする場合がある。

二、事業者団体法
本法の適用を受ける事業者団体は純粋の意味における経済団体、例えば日本経済団体連盟、日本産業協議会、銀行協会等に限るとともに、事業者団体の許容活動及び禁止行為の範囲についてはこれを緩和することとしたい。

編注　この文書で意図した法改正については、その後「独占禁止法」の第一〇、一一、一三、一四条の改正（会社及び会社以外の者の株式又は社債保有の制限緩和、金融機関の株式保有率制限五％を一〇％に引上げ及び役員兼任の制限緩和）案及び「事業者団体法」の第二、四、五、六、八、一三、一四条の改正（本文の趣旨による）案が立案され、改正法律案が閣議決定されたが、昭和二六年一一月三〇日、司令部から不承認の旨通知があったため廃案となり、講和発効前後に法改正は実現しなかった（大蔵省資料Z六二〇―一五〇）。なお、政令改正諮問委員会については後掲資料（14）の編注参照。

出所　大蔵省資料Z五〇六―一〇。

（9）貴金属関係資料（昭和二六年八月理財局）

貴金属関係資料（昭和二六年八月理財局）

(一) 終戦後産金銀量調（歴年による）

年別	産金 数量	産金 時価額	産銀 数量	産銀 時価額
昭和二一年	八六六瓩	三四七、二六六千円	四七、六八四瓩	四六二、五三五千円
二二年	二、〇五五	八二四、〇五五	七〇、六七八	六八五、五七七
二三年	三、〇三五	二一七、〇三五	九三、六〇七	九〇七、九八八

年別	新産金	潰金その他	合計	同上時価額
昭和二年	一、三〇四瓩	一瓩	一、三〇四瓩	五二二、九〇千円
二年	二、二六九	一六	二、二八五	九二六、二八五
三年	三、一二五	四二	三、一六七	九二六、九六七
四年	四、一九五	三三	四、二二八	四四二、四二八
五年	四、七四〇	一〇九	四、八四九	四四四、四四九
六年				
一月—六月	二、九四六	二八	二、九七四	五七二、五七四
七月—計	四九五	一	五〇〇	五〇〇、五〇〇
計	三、四四五	二九	三、四七四	三九三、〇七四

（備考）　時価額は一瓦に付四〇一円により算出した。

(2)　銀買入高

年別	新産銀	潰銀その他	合計	同上時価額
昭和二年	五五、〇七五瓩	二六〇瓩	五五、三三五瓩	五三六、七四九千円
二年	七六、六六九	二一、七三三	九八、四〇二	九五四、四九九
三年	九五、五六〇	一四、五七二	一一〇、一三二	一〇六八、二七二
四年	一一三、三八三	五三、〇六八	一六六、四五二	一六二、七七五
五年	一二一、〇四七	一〇二、九二六	二二三、九七三	二一七、二三八
六年				
一月—六月	九六、三一一	四、六七五	一〇〇、九八六	九七九、五六四

（二）　終戦後金銀政府（貴金属特別会計）買上高調（歴年による）

(1)　金買入高

年別	新産金	潰金その他	合計	同上時価額
昭和二年	一、三〇四瓩	一瓩	一、三〇四瓩	五二二、九〇千円
二年	二、二六九	一六	二、二八五	九二六、二八五
三年	三、一二五	四二	三、一六七	九二六、九六七
四年	四、一九五	三三	四、二二八	四四二、四二八
五年	四、七四〇	一〇九	四、八四九	四四四、四四九
六年				
一月—六月	二、九四六	二八	二、九七四	五七二、五七四
七月—計	四九五	一	五〇〇	五〇〇、五〇〇
計	三、四四五	二九	三、四七四	三九三、〇七四

（備考）　時価額は一瓦に付四〇一円により算出した。

(2)　銀買入高

年別	新産銀	潰銀その他	合計	同上時価額
昭和二年	五五、〇七五瓩	二六〇瓩	五五、三三五瓩	五三六、七四九千円
二年	七六、六六九	二一、七三三	九八、四〇二	九五四、四九九
三年	九五、五六〇	一四、五七二	一一〇、一三二	一〇六八、二七二
四年	一一三、三八三	五三、〇六八	一六六、四五二	一六二、七七五
五年	一二一、〇四七	一〇二、九二六	二二三、九七三	二一七、二三八
六年				
一月—六月	九六、三一一	四、六七五	一〇〇、九八六	九七九、五六四
七月—計	一一四、二八八	一、四六七	一一五、七五五	一一五、二二四
計	一一〇、五九九	六、一四二	一一六、七四一	一、一三二、三八八

（備考）　時価額は、一瓩に付九、七〇〇円により算出した。

(三)　貴金属政府（貴金属特別会計）保有高調（昭和二十六年七月末現在）

区分	純量	時価 国内	時価 米国	時価額 邦貨	時価額 米貨
金地金	七六〇瓩	一瓦に付四〇一円	一オンスに付三五弗	三〇五、二六〇千円	八、五三弗
銀地金	三三、三七三	一瓩に付九、七〇〇円	九仙六	三、五三、三三	一〇、五六
白金地金	一六	一瓦に付一、〇六〇円	九弗	一七、〇六〇	四六
ロジウム地金	四	一、四六〇円	三五弗	五、九二〇	一六
イリジウム地金	二三	二、三六〇円	二〇〇弗	三〇、六六〇	二三
パラジウム地金	五	二六〇円	二四弗	一、四〇〇	四
オスミウム地金	一	二、三六〇円	二〇〇弗	二、三六〇	六
ルテニウム地金	二	一、〇六〇円	九〇弗	二、一二〇	六
イリジウム地金	一〇	一、九〇〇円	推定二〇〇弗	一六、〇〇〇	四六
合計	三七一、〇四〇			六八二、四三五	一六、七四五

（備考）　(一)　本表は本会計における実際保有高を計上したものであって、連合国占領軍に接収されているもの（その後引き渡したものを含む。）は除外してある。

(二)　本表計上中には未精製地金を含んでいる。

(三)　なおこの外に政府が連合国占領軍の管理下から解除された貴金属類にして一時保管しているものがある。

(四)　連合軍接収貴金属数量調

(1)　当初接収量（推定）

区分	個数又は塊数	量目（金量）	推定純量	同上米貨
金塊（金条を含む）	三、三一〇	九、三三〇瓩	九、四四三瓩	一〇一、七三千弗
銀 金合金	一、三三	三六、四〇三	金分一〇、三六二 銀分二、三六三	一一、八六四 三五、六四二
銀 塊	七三〇	三、三六、三三	三、三五、八〇一	三六、四九六

（二）　日本側委譲数量（極秘扱とする。）

区分	個数又は塊数	量目（金量）	推定純量	同上米貨
金塊（金条を含む）	三、三一〇	九、三三〇瓩	九、四四三瓩	一〇一、七三千弗
銀 金合金	一、三三	三六、四〇三	金分一〇、三六二 銀分二、三六三	一一、八六四 三五、六四二
銀 塊	七三〇	三、三六、三三	三、三五、八〇一	三六、四九六

（備考）　(一)　本表は、日本側の推定であって必ずしも正確ではない。

(二)　本表にはその後連合国軍側により処分されて減少しているもの又は同軍の指令に基いて政府に解除された貴金属類の代替として同軍に引き渡した分については何れも算入していない。

(三)　時価額は、左記により算出した。

金　一瓦に付　四〇一円

銀　一瓩に付　九、七〇〇円

白金　一瓦に付　一、〇六〇円

(四)　なお、貴金属の外ダイヤモンドも相当接収されている。

(2)　日本側委譲数量（極秘扱とする。）

区分	個数又は塊数	量目（金量）	推定純量	同上米貨
金塊（金条を含む）	三、三一〇	九、三三〇瓩	九、四四三瓩	一〇一、七三千弗
銀 金合金	一、三三	三六、四〇三	金分一〇、三六二 銀分二、三六三	一一、八六四 三五、六四二
銀 塊	七三〇	三、三六、三三	三、三五、八〇一	三六、四九六

区分	金	銀	白金族
政府本計	五、五七二瓩	八六、八六三瓩	
貴金属特別会計	一、〇四七	二五九、二〇七	
造幣庁特別会計	一	八八五、〇五四	白金　四、〇〇〇
その他	六、六二〇	一、三三一、一二四	内訳白及びその他
計	一〇〇、七一一	一	
日本銀行	一、七四四	三三四、二四一	
政府外郭団体	一	一〇一、〇二二	
地方公共団体	一、一四六	二五七、九〇七	
合計	一一〇、二二一	一、九一四、二九三	
右の時価額	四、一百万九八円	一八、五百万六八円	四、二百万〇四円

（備考）　(一)　本表は、日本側の推定であって必ずしも正確ではない。

(二)　本表にはその後連合国軍側により処分されて減少しているもの又は同軍の指令に基いて政府に解除された貴金属類の代替として同軍に引き渡した分については何れも算入していない。

(三)　時価額は、左記により算出した。

金　一瓦に付　四〇一円

銀　一瓩に付　九、七〇〇円

白金　一瓦に付　一、〇六〇円

(四)　なお、貴金属の外ダイヤモンドも相当接収されている。

(3)　連合軍処分数量（極秘扱とする。）

項目別	金	銀	白金	白金族以外の
CPC放出	一〇〇瓩	一三、一〇三瓩	一瓩	一瓩
計	一、一三五、五五	一、一六、七四二	一、一五、七五五	一五二、八二四
七月	一一〇、五九九	六、一四二	一一六、七四一	一、一三二、三八八

項目別	金	銀	白金	白金族以外の
CPC放出	一〇〇瓩	一三、一〇三瓩	一瓩	一瓩
計	一、一三五、五五	一、一六、七四二	一、一五、七五五	一五二、八二四
七月	一一〇、五九九	六、一四二	一一六、七四一	一、一三二、三八八

合計	金	銀	白金
ダイヤモンド	一	一、七三三、五九	七三
貨幣地金	千カラット 一、〇〇三	千カラット 一一、〇三四	千カラット 一、〇〇一
計	千カラット 一、三四三、八〇一瓩	千カラット 一三、八六、三二一瓩	三五、〇七千四弗

（備考）　(一)　本表は昭和二十六年六月二十八日司令部覚書により日本政府に保管を委譲されたものであってその委譲条件により目下立目個数又は塊数、品位純量の再調査を実施中であり、計数は委譲に関する書類に基く計数である。

(二)　推定純量は品位が目下再調査中であり、判明しないため現在までの再調査等の結果から左記方針により推定した。

金は品位九九九と推定

金銀合金は金分四〇%、銀分六〇%と推定

銀塊は一、〇〇〇瓩については品位九九九、残分については品位七二〇と推定

白金は品位九九八と推定

金貨幣は品位九〇〇と推定

(三)　同上米貨は左記により算出したものである。

金　一オンス三五弗

銀　一オンス九〇仙一六

白金　一オンス九〇弗

ダイヤモンド　委譲書類に記載されていた米価額（一九五〇年六月末の紐育市場相場による由）

略奪品返還	一、〇二八	二一八、七六七		—
代替地金の引渡条件附接収解除	二、七四八	一〇二、〇七一	六九〇	三九
その他	—	—		—
小計	三、八七六	三三三、九四一	二、五三二	三九
接収解除返還	五	二一五	三、二二二	—
合計	三、八八一	三三四、一五六	三、二二五	三九
右時価額	四、三二千七弗	九、六八千四弗	九、三二千〇弗	一四千〇弗

（備考）㈠　本表計数には一部推定分を含んでいる。
なお、終戦後法令違反事件等により一時的に連合軍官憲に押収され、最高司令部又は現地軍の管理に移されたものを事件完結その他の事由により日本政府に引き渡されたものは除外した。
㈡　項目別内訳の説明は次の通り
(1)　CPC放出　連合国軍中央購買局に対する放出であり接収貴金属中同局に放出されたものを同局から日本人業者に材料として支給し貴金属製品を製造納品させたものであり最高司令部から中央購買局に対する放出の際は有償（米貨）にて行われ対価は最高司令部にて別に管理されている由（この米貨は早晩日本政府に委譲される見込）
(2)　略奪品返還　最高司令部により略奪品と認定され当該被略奪国に返還されたものであり、対価はない（賠償庁の調査による）
(3)　代替地金の引渡条件附接収解除　日本産業の維持等の理由から代替地金の引渡を条件として他種の貴金属（白金に対し代替を金とする等）を解除した等のものである。従ってこれについては当初の接収量は減少する。一面代替地金は接収量に編入されているわけであるが、この編入分は本表には計上していない。
(4)　その他　本表に計上したのは先般極秘裡に承知した事案であり、白金を処分したと推定されるものである。これについては対価が金六・六瓩と云われるのでこれから逆算して白金の数量を算出したものである。（白金一オンス九〇弗による。）
(5)　接収解除返還　接収が誤って行われたもの（純然たる個人財産及び器具機械設備等のもので一般方針として接収しないもの）を政府を通じて原所有者に返還したものである。
(6)　時価額は次の価格により算出した。
金は一オンスに付三五弗（一瓦に付一弗一二五二八）
銀は一オンスに付九〇仙一六（一瓩に付二八弗九八）
白金は一オンスに付九〇弗（一瓦に付二弗八九三五六）
白金以外の白金族については平均一オンス一一二弗とした（一瓦に付三弗六〇）。

編注　この資料は、「池田大蔵大臣渡米の際の携行資料（其の三）」綴中の「講和条約関係資料（昭和二六年八月理財局）」所収。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一八。

(10)　外国財産に関する講和会議用資料

（昭和二六年八月管財局外国財産課）

外国財産に関する講和会議用資料

（昭和二六年八月管財局外国財産課）

Ⅰ　連合国財産に関する計数（別掲表―編者）
Ⅱ　ドイツ財産に関する計数（同前）
Ⅲ　特殊財産管理勘定に関する計数（同前）
Ⅳ　拿捕船舶に関する計数（昭和二六年七月末現在）
総取得船舶数　約　一、五〇〇隻
捕獲審検済　約　一、〇五〇〃
未済　約　四五〇〃
終戦時所在

日本水域内船　九一〃
日本水域外船　約　一、四一〇〃
現在までの管理返還状況（日本水域に所在した船舶に関する）
返還済　四一（一三）
Scrap として返還済　二（一）
現管理船　*二（二）
日本水域内沈船　一六（七）
Release to J. G.　一三（一）
GHQにて売却　九（〇）
航路啓開のため爆破　八（〇）
計　九一（二四）
〔註〕（　）の数字は補獲審検済の船舶数であって内数を示す。
*は一隻修理中、一隻修理のため繫留中。

Ⅴ　略奪財産関係（賠償庁略奪財産課調）
一　返還済略奪財産の金額　三六二、六七三、三〇五千円
今後返還すべき略奪財産　不明
（注）一、昭和二六年五月末現在調で、金額は、調査時の時価による。
二、上記の金額のうち、三三二、六〇〇、〇〇〇千円は、ダイアモンド（一六六万カラット）である。
二　国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律（昭和二五年法律一四号）による補償金
昭和二六年八月一五日現在までに支払った金額　七、九二〇千円
既返還財産につき今後支払うべき金額　約　一〇、〇〇〇千円

Ⅰ　連合国財産に関する計数
1　開戦時在日連合国財産
(1)　敵産管理財産

区分 ＼ 国籍			米	英	蘭	その他	計
土地（含地上権）	坪数	坪	624,618	591,978	4,799	6,534	1,227,929
	価額	千円	15,984	23,296	127	670	40,077
建物	坪数	坪	61,713	75,327	441	2,485	139,966
	価額	千円	10,053	15,447	116	192	25,808
動産		千円	16,357	24,377	2,745	4,962	48,441
株式	株数	株	1,950,424	696,009	47,684	8,090	2,702,207
	価額	千円	84,545	23,959	2,107	26	110,637
公社債		千円	4,373	32,124	713	3	37,213
電話加入権	口数	口	234	222	41	1	498
	価額	千円	133	145	29	1	308
現金預金		千円	67,116	50,258	1,480	3,620	122,474
債権		千円	23,723	21,833	6,251	87	51,894
その他		千円	27	368	—	—	395
計		千円	222,311	191,807	13,568	9,561	437,247

〔註〕1.　本表は敵産管理人が提出した管理財産目録を集計したものである。
2.　本表の価額は管理財産目録に記載されていた敵産管理時の時価（時価不明のものは帳簿価額，券面額等によった）である。

2　要返還財産

(1)　要返還財産の総数

区分		国籍	米	英	蘭	その他	計
土地(含地上権)	坪数	坪	643,357	609,735	4,943	6,730	1,264,765
	価額	千円	16,464	23,995	131	690	41,280
建物	坪数	坪	63,564	77,587	454	2,560	144,165
	価額	千円	10,355	15,910	119	198	26,582
動産		千円	17,993	26,815	3,020	5,458	53,286
株式	株数	株	1,950,424	696,009	47,684	8,090	2,702,207
	価額	千円	84,545	23,959	2,107	26	110,637
公社債		千円	4,373	32,124	713	3	37,213
電話加入権	口数	口	234	222	41	1	498
	価額	千円	133	145	29	1	308
現金預金		千円	67,116	50,258	1,480	3,620	122,474
債権		千円	23,723	21,833	6,251	87	51,894
その他		千円	27	368	—	—	395
計		千円	224,729	195,407	13,850	10,083	444,069

〔註〕 1.　本表は，1の(1)敵産管理財産に，敵産管理財産以外の要返還財産として土地，建物については3％，動産については10％を推定計上して加えたものである。敵産管理財産以外の要返還財産とは，戦時特別措置その他日本政府の公権力の行使により連合国人の自由な意志に基づかずに権利が移転された財産である。

2.　本表株式のほか回復すべき子株の数は約1,000万株と推定される。

(2)　返還可能財産

区分		国籍	米	英	蘭	その他	計
土地(含地上権)	坪数	坪	643,357	609,735	4,943	6,730	1,264,765
	価額	千円	16,464	23,995	131	690	41,280
建物	坪数	坪	44,688	51,983	304	1,715	98,690
	価額	千円	6,931	10,660	80	133	17,804
動産		千円	3,599	5,363	604	1,092	10,658
株式	株数	株	1,950,424	696,009	47,684	8,090	2,702,207
	価額	千円	84,545	23,959	2,107	26	110,637
公社債		千円	4,373	32,124	713	3	37,213
電話加入権	口数	口	234	222	41	1	498
	価額	千円	133	145	29	1	308
現金預金		千円	—	—	—	—	—
債権		千円	—	—	—	—	—
その他		千円	27	368	—	—	395
計		千円	116,072	96,614	3,664	1,945	218,295

〔註〕 1.　本表は2の(1)要返還財産総数から，滅失，き損，行方不明等で返還できない財産の数量（建物33％，動産80％，現金預金及び債権100％を推定計上）を差し引いたものである。なお，現金預金と債権について100％を計上したのは，現金預金は敵産管理人によってS. P. A a/cに振り込まれ，債権は管理中清算され現存していないからである。

2.　本表財産中には，昭和26年7月末現在において連合軍により接収中の土地73件216,350坪，建物37件16,383坪がある。

(2)　連合国公館

区分	国籍	米	英	蘭	その他	計
公館数		7	9	5	89	110
所有		5	6	1	11	23
借家		2	3	2	70	77
不明		—	—	2	8	10
被戦災状況						
非戦災		3	6	2	44	55
全焼		1	1	—	35	37
一部戦災		3	1	1	1	6
不明		—	1	2	9	12

〔註〕 1.　本表は総領事館，名誉総領事館，名誉領事館，名誉副領事館，領事館分館及び大公使館領事部を含む。

2.　本表は昭和24年1月外務大臣官房人事課儀典班作成の調書によった。

3.　連合国所有公館は建物登記が行われていないので坪数による表示は不可能である。

(3)　その他

(A)　連合国人所有工業所有権

区分	国籍	米	英	蘭	その他	計
特許権（件数）		1,987	518	117	401	3,023
工業所有権戦時法による取消件数		999	240	75	18	1,332
工業所有権戦時法による転用免許件数		67	21	4	—	92
実用新案権（件数）		599	77	6	75	757
意匠権（件数）		21	26	4	15	66
商標権（件数）		…	…	…	…	10,224
工業所有権戦時法による取消件数		24	30	—	—	54
合計件数		…	…	…	…	14,070

(B)　その他補償の対象となる財産

区分	土地(地上権を含む)		建物		動産	株式		公社債	電話加入権		現金預金	債権	その他	計
	坪数	価額	坪数	価額		株数	価額		口数	価額				
	坪	千円	坪	千円	千円	株	千円	千円	口	千円	千円	千円	千円	千円
計	122,793	4,008	13,997	2,581	9,688	270,221	11,064	3,721	50	31	12,247	5,189	40	48,569

〔註〕 1.　その他補償の対象となる財産とは

a．米英蘭人の財産

b．戦時特別措置の適用を受けた財産を有していた者の財産

c．戦時中逮捕，抑留又は拘束された者の財産

d．戦時中本邦に居住していなかった連合国人である個人又は戦時中本邦で業務を行っていなかった連合国人である法人の財産

で敵産管理財産以外のものをいう。

2.　本表は(1)の敵産管理財産の合計数に対し，動産20％，その他の財産については10％を推定計上した。

(3)　返還完了財産（昭和26年６月末現在）

区分 ＼ 国籍			米	英	蘭	その他	計
土地(含地上権)	坪数	坪	225,906(35)	463,057(79)	1,612(33)	1,304(19)	691,879(55)
	価額	千円	不明	不明	不明	不明	不明
建物	坪数	坪	27,302(61)	31,256(60)	169(56)	76(4)	58,803(60)
	価額	千円	不明	不明	不明	不明	不明
動産		千円	不明	不明	不明	不明	不明
株式	株数	株	600,102(31)	584,296(84)	2,350(5)	81(1)	1,186,829(44)
	価額	千円	不明	不明	不明	不明	不明
公社債		千円	604(14)	7,945(25)	110(15)	—(0)	8,659(23)
電話加入権	口数	口	154(66)	183(82)	49(120)	2(200)	388(78)
	価額	千円	不明	不明	不明	不明	不明
現金預金		千円	—	—	—	—	—
債権		千円	—	—	—	—	—
その他		千円	不明	不明	不明	不明	不明
計		千円	不明	不明	不明	不明	不明

〔註〕 1.　（　）内は％で返還可能財産に対する返還率である。
2.　電話加入権の返還率が100％以上となっているものがあるのは，返還可能財産算出の根拠とした敵産管理人から提出された敵産管理財産目録の中に電話加入権を動産として報告しているものがあるためである。
3.　株式については本表のほか子株452,951株が返還されている。

3　補償見込額

(1)　敵産管理財産

(A)　損害見込額

区分 ＼ 国籍			米	英	蘭	その他	計
土地	坪数	坪	—	—	—	—	—
	価額	千円	—	—	—	—	—
建物	坪数	坪	20,365	24,858	146	820	46,189
	価額	千円	3,317	5,098	38	63	8,516
動産		千円	13,086	19,502	2,196	3,970	38,754
株式	株数	株	975,212	348,005	23,842	4,045	1,351,104
	価額	千円	42,273	11,980	1,054	13	55,320
公社債		千円	—	—	—	—	—
電話加入権	口数	口	—	—	—	—	—
	価額	千円	—	—	—	—	—
現金預金		千円	67,116	50,258	1,480	3,620	122,474
債権		千円	23,723	21,833	6,251	87	51,894
その他		千円	—	—	—	—	—
計		千円	149,515	108,671	11,019	7,753	276,958

〔註〕 1の(1)敵産管理財産に対し損害率（建物33％，動産80％，株式50％，現金預金及び債権100％と推定）を乗じたものである。株式の損害率50％とは，株式の発行会社が開戦時有していた財産の損害率が50％ということである。

(B)　補償見込額

区分 ＼ 国籍			米	英	蘭	その他	計
土地	坪数	坪	—	—	—	—	—
	価額	千円	—	—	—	—	—
建物	坪数	坪	20,365	24,858	146	820	46,189
	価額	千円	475,990	731,563	5,453	9,041	1,222,047
動産		千円	2,449,699	3,650,774	411,091	743,184	7,254,748
株式	株数	株	975,212	348,005	23,842	4,045	1,351,104
	価額	千円	7,913,506	2,242,656	197,309	2,434	10,355,905
公社債		千円	—	—	—	—	—
電話加入権	口数	口	—	—	—	—	—
	価額	千円	—	—	—	—	—
現金預金		千円	67,116	50,258	1,480	3,620	122,474
債権		千円	23,723	21,833	6,251	87	51,894
その他		千円	—	—	—	—	—
計		千円	10,930,034	6,697,084	621,584	758,366	19,007,068

〔註〕 1.　本表は(A)の損害見込額に昭和26年６月現在物価指数を乗じたものである。
2.　物価指数は日本銀行統計局作成の東京卸売物価指数表により，昭和16年12月を100として建物については建築材料の指数により14,350，動産及び株式については総平均の指数により18,720とした。

(2)　連合国公館

建物の坪数等が不明であるためこれの損害額の算定は不可能であるが，総額２～３億円程度と推定される。

(3)　その他

(A)　工業所有権

工業所有権の権利者に対する要補償額は算定困難であるが約50億円程度と推定される。なお工業所有権に関する契約の大半は外貨建契約であるのでこの補償額の大部分は外貨払となるものと考えられる。

(B)　その他補償の対象となる財産

土地		建物		動産	株式	
坪数	価額	坪数	価額		株数	価額
—	—	坪 4,690	千円 122,205	千円 1,450,950	株 135,110	千円 1,035,591

公社債	電話加入権		現金預金	債権	その他	計
	口数	価額				
—	—	—	千円 12,247	千円 5,189	—	千円 2,626,182

〔註〕 本表は１の(3)のＢ表の財産について敵産管理財産の補償見込額の算出と同様の算出方法によってその補償見込額を算出したものである。

(4)　総　計

以上の総計は約269億となる。

Ⅱ　ドイツ財産に関する計数（昭和26年6月30日現在）

種別	管理高 数量	管理高 金額	処分高 数量	処分高 金額	残高 数量	残高 金額
土地①	（6町9反） 2,729町8反	52,151千円	13町3反	30,629千円	2,716町5反	21,523千円
建物②	(4,280)坪 9,827	33,344	1,704坪	7,725	8,123坪	25,618
船舶③	2隻 (14,762屯)	196,416	2隻 (14,762屯)	196,416	—	—
家具什器機械器具その他の押収動産		259,601		252,601		7,000
滞貨④	28屯	37,800			28屯	37,800
現金⑤		102		102		—
預貯金⑥		90,357		71,085		19,271
株式⑦	1,407千株	77,719	1,311千株	72,915	96千株	4,804
出資金	8社	2,000			8社	2,000
公債		1,184		1,184		—
社債		51		51		—
配当金その他収納現金⑧		49,288		49,288		—
計		800,013		681,996		118,017

備考

① （　）書は，ドイツ財産から解除された土地を示す。

残高内訳

農地法の適用を受ける土地（含立木）	2,463町8反	12,752千円（買収予定価額）		
宅地	12〃0〃	7,206〃	（1歩当り200円にて計算）	
畑	11〃8〃	533〃	（〃 15円 〃）	
水田	0〃	0〃	（〃 50円 〃）	
山林	7〃8〃	233〃	（〃 10円 〃）	
牧野	1〃0〃	3〃	（〃 8円 〃）	
原野	220〃9〃	795〃	（〃 1.2円 〃）	

② （　）書は，焼失(199坪)，倒壊(53坪)，ドイツ財産から解除された家屋(4,029坪)の合計を示す。

残高内訳

農地法の適用を受ける建物	1,909坪	763千円（買収予定価額）	
その他の建物	6,214〃	24,856〃	（1坪当り4千円にて計算）

③ 処分高内訳

円売	73,193,149.92
弗売	498,201弗22（1弗＝360円換算）
磅売	54磅15/7（1磅＝1,008円換算）

残高は円売の約10％と推定。

④ 滞貨は錫であって㊍1屯1,350千円により計算。

⑤ 現金の処分とは，〔註〕の三国預託金勘定に預けたことである。

⑥ 預貯金の処分とは，〔註〕の三国預託金勘定に振り替えたことである。

⑦ 残高金額は，額面金額による。

⑧ 収納現金とは，配当，利子，賃貸料，保険金，無体財産権の実施料（現在実施中のものは特許権49件，実用新案権10件，計59件）等の収納金である。

〔註〕 処分代金は，New York National City Bank 又は Chase National Bank の三国預託金勘定 (Tripartite Trustee a/c) に預金されている。

編注　原資料の端数を四捨五入整理のうえ計上した。

Ⅲ　特殊財産管理勘定に関する計数

1　総括表

	収入	支出	残高
終戦時迄の収支（二〇・九・二六現在）	三三三、一六〇、九八一・六四 ⓐ	五七、五二八、六一〇・四〇 ⓒ	三八五、六七二、三七一・二四
終戦時以降の収支（二六・七・三一現在）	二五三、八五三・九六 ⓑ	一五一、七六六、四三七・五四 ⓓ	（二六・七・三一現在残高）三三四、一五八、七六六・四六
計	三三三、四三三、八三四・六〇	二〇九、六五五、〇四八・一四	三三四、一五八、七六六・四六

2　収入総額（前記のⓐ＋ⓑ）の項目別明細表

A、連合国人名義受入資金

一、有価証券処分代り金	
a、株式	一三七、八〇七、一六四・九八
b、社債	九一三、一〇〇・五六
c、国債	二、八二三、四四五・九三
d、その他	三七一、四四〇・五五
二、株式配当金	三二、五八二、九六七・六六
三、国債利札代り金	三二五、五一二・七八
四、社債利札代り金	六、六九六・三〇
五、其他有価証券利子	一、六八二・六六
六、動産処分代り金	一四、八二七、九九八・三一
七、不動産処分代り金	二三、九六五、四六七・九九
八、対連合国人債務弁済金	八、六〇七、三七五・七七
九、積戻し貨物処分代り金	三、四四八、五三七・九二
一〇、著作権使用料	二九一、一五五・〇五
一一、特許権使用料	五、八三五、六七六・八〇
一二、預金振替	
a、外国銀行預金	一〇、七八三、六九三・一三
b、凍結預金	五、〇二九、五六五・三一
c、本邦銀行預金	六一、九六二、九二九・〇七
d、その他の預金	一一、六五二、七〇八・四四
一三、外国銀行資金振込	九、二四三、七三八・六八
一四、手持現金	一、九一七、〇九五・八八
一五、管理費用戻入	四二〇、七〇八・五四
一六、その他	一五、五二八、六五六・四三
計	三四八、三四七、三一八・七四
B、外債利払資金	八九、六三〇、〇九七・一五
C、利益利子勘定	五、四六六、四一八・七一
総計	四四三、四四三、八三四・六〇

3　支出額の項目別明細表

支出項目	終戦時(20.9.28)迄の支出（1のⓒ）	終戦時以後26.7.3迄の支出（1のⓓ）	支出総額（1のⓒ＋ⓓ）
A 連合国人名義受入資金よりの支出			
1. 税金	2,166,136.16	2,436,555.71	4,602,691.87
2. 保険料	41,529.21	29,946.21	71,475.42
3. 地代家賃	21,355.31	32,964.58	54,319.89
4. 負債償還	7,912,239.90	600,000.00	8,512,239.90
5. 優先既得権行使費用	72,149.83	12,125.00	84,274.83
6. 給料	1,636,867.44	0	1,636,867.44
7. 管理費用	464,608.90	420,708.54	885,317.44
8. 連合国人への払戻し	4,959,409.33	148,224,222.17	153,183,631.50
9. その他	15,073,927.69	9,834.09	15,083,761.78
小計	32,348,223.77	151,766,356.30	184,114,580.07
B 外債利払資金よりの支出			
1. 利払金	19,991,940.62	0	19,991,940.62
C 利益利子勘定よりの支出			
1. 国庫納付金	5,178,446.01	0	5,178,446.01
2. 連合国人への払戻し	0	81.44	81.44
総計	57,518,610.40	151,766,437.74	209,285,048.14

編注　この資料は「池田大蔵大臣渡米の際の携行資料（其の三）」綴中の「講和条約関係資料（二六、八、一五大蔵省管財局総務課）」所収。

出所　大蔵省資料Z六〇四―一八。

(11)　在外国有財産に関する計数（旧軍用財産を含む）

（昭和二六年八月管財局総務課）

在外国有財産に関する計数（旧軍用財産を含む）

（昭和二六年八月管財局総務課）

第一表　在外国有財産総括表
第二表　在旧領土国有財産状況調（地域別）
第三表　連合国所在国有財産状況調（地域別）
第四表　中立国、枢軸国所在国有財産調（地域別）
参考表　旧陸海軍所属の国防上秘密を要する財産調

第一表　在外国有財産総括表

区分 ＼ 地域別		旧領土所在	連合国所在	中立国・枢軸国所在	総計
不動産	土地 数量(千坪)	21,239,922	202,889(　341)	1(　1)	21,442,812(　343)
	土地 価格(千円)	1,345,257	211,712(2,107)	493(493)	1,557,462(2,600)
	立木竹 数量(千石)	1,144,411・580束	14		1,144,425・580束
	立木竹 価格(千円)	1,222,212	34		1,222,246
	建物 数量(千坪)	4,330	269(　39)	1(　1)	4,600(　40)
	建物 価格(千円)	529,153	34,673(8,668)	420(420)	564,246(9,088)
	工作物 価格(千円)	1,671,558	24,891(2,841)		1,696,449(2,841)
	計 価格(千円)	4,768,180	271,311(13,617)	913(913)	5,040,404(14,530)
動産	機械器具 価格(千円)	477,737			477,737
	船舶 数量(隻)	3,028	85(　4)		3,113(　4)
	船舶 価格(千円)	39,016	721(　27)		39,737(　27)
	計 価格(千円)	516,753	721(　27)		517,474(　27)
その他	鉱業権砂鉱権その他 数量(千坪)	23,389			23,389
	鉱業権砂鉱権その他 価格(千円)	2,041			2,041
	株式 数量(千株)	3,013	550		3,563
	株式 価格(千円)	119,892	22,125		142,017
	計 価格(千円)	121,933	22,125		144,058
合計	価格(千円)	5,406,866	294,157(13,644)	913(913)	5,701,936(14,557)

備考　1.　本調書は昭和17年3月31日現在の国有財産現在額報告書に計上されたものによって調整した。（昭和17年度以降の分は報告なきため不明である。）
2.　価格は台帳記載の価格であって取得時の価格である。
3.　地上権，地役権，租借権，商租権，樹木等は土地に合算されている。
4.　旧軍用財産中当時「国防上秘密を要する財産」として報告されている分は現在の資料によっては内外地総括して計上されているため，地域別に区分することが出来ないので本表数額中には掲上していない。
5.　本表中（　）内書は押収除外となる在外公館関係国有財産を示す。

編注　原資料のうち船舶の数量以外の計数は四捨五入整理のうえ計上した。

第二表　在旧領土国有財産状況調（地域別）

区分 ＼ 地域別(旧領土関係)		朝鮮	台湾	樺太	千島	琉球(奄美大島を含む)	小笠原	南洋	合計
不動産	土地 数量(千坪)	14,133,951	190,024	276,305	1,468,593	142,383	22,451	5,006,216	21,239,922
	土地 価格(千円)	482,288	165,966	202,693	732	1,964	1,582	490,032	1,345,257
	立木竹 数量(千石)	19,239	43,191	880,931	181,430	19,287	328 580束	4	1,144,411 580束
	立木竹 価格(千円)	4,249	4,062	1,139,582	66,409	1,047	584	6,279	1,222,212
	建物 数量(千坪)	1,327	750	143	6	20	3	2,080	4,330
	建物 価格(千円)	161,473	89,783	19,485	874	3,038	648	253,852	529,153
	工作物 価格(千円)	622,027	168,013	56,027	259	1,238	264	823,730	1,671,558
	計 価格(千円)	1,270,037	427,825	1,417,787	68,273	7,287	3,078	1,573,893	4,768,180
動産	機械器具 価格(千円)	167,461	57,478	15,711				237,087	477,737
	船舶 数量(隻)	865	320	259	9	17	11	1,547	3,028
	船舶 価格(千円)	9,595	6,327	2,927	19	49	136	19,961	39,016
	計 価格(千円)	177,056	63,805	18,638	19	49	136	257,048	516,753
その他	鉱業権砂鉱権その他 数量(千坪)	585	266	1,990				20,548	23,389
	鉱業権砂鉱権その他 価格(千円)	15	11	995				1,021	2,041
	株式 数量(千株)	361	540	500				1,612	3,013
	株式 価格(千円)	15,174	27,000	12,499				65,219	119,892
	計 価格(千円)	15,189	27,011	13,494				66,239	121,933
合計	価格(千円)	1,462,283	518,641	1,449,920	68,292	7,337	3,214	1,897,180	5,406,866

編注　備考，編注とも前表と同じ。

第三表　連合国所在国有財産状況調（地域別）

区分 ＼ 地域別		米国	英国	仏蘭西	蘇連邦	中華民国	合計
不動産	土地 数量(坪)	4,273	555	335	581	202,883千坪	202,889千坪
	土地 価格(千円)	(4,273) 120	(555) 6	(335) 145	(581) 5	(336〃) 211,437	(341〃) 211,712
		(120)	(　6)	(145)	(　5)	(1,832)	(2,107)
	立木竹 数量(石)					14,334	14,334
	立木竹 価格(千円)					34	34
	建物 数量(坪)	579	179	699	737	266,676	268,869
	建物 価格(千円)	(579) 76	(179) 15	(699) 162	(737) 141	(36,643) 34,279	(38,837) 34,673
		(76)	(15)	(162)	(141)	(8,274)	(8,668)
	工作物 価格(千円)	16	1	2	17	24,856	24,891
		(16)	(　1)	(　2)	(17)	(2,806)	(2,841)
	計 価格(千円)	211	22	309	163	270,606	271,311
		(211)	(22)	(309)	(163)	(12,912)	(13,617)
動産	船舶 数量(隻)					85	85
						(　4)	(　4)
	船舶 価格(千円)					721	721
						(　27)	(　27)
	計 価格(千円)					721	721
						(　27)	(　27)
その他	株式 数量(千株)					550	550
	株式 価格(千円)					22,125	22,125
	計 価格(千円)					22,125	22,125
合計	価格(千円)	211	22	309	163	293,452	294,157
		(211)	(22)	(309)	(163)	(12,939)	(13,644)

編注　備考，編注とも前表と同じ。

編注　前掲資料（10）と同じ。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一八。

(12) 連合国軍使用財産に関する資料（昭和二六年三月三一日現在）

（昭和二六年八月管財局国有財産第二課）

連合国軍使用財産に関する資料（昭和二六年三月三一日現在）

（昭和二六年八月管財局国有財産第二課）

第一表　連合国軍使用財産調（事項別）
第二表　連合国軍使用財産調（用途別）

第四表　中立国，枢軸国所在国有財産調（地域別）　（単位　坪，円）

地域別＼区分	不動産 土地 数量	不動産 土地 価格	不動産 建物 数量	不動産 建物 価格	不動産 計 価格	合計 価格
独逸	1,494(1,494)	492,826(492,826)	1,208(1,208)	420,152(420,152)	912,978(912,978)	912,978(912,978)
合計	1,494(1,494)	492,826(492,826)	1,208(1,208)	420,152(420,152)	912,978(912,978)	912,978(912,978)

参考表　旧陸海軍所属の国防上秘密を要する財産調　（昭和17年3月31日現在）

	陸軍 数量	陸軍 価格	海軍 数量	海軍 価格	総計 数量	総計 価格
土地	16,886千坪	76,994千円	87,316千坪	214,218千円	104,202千坪	291,212千円
立木竹	95,151石 16,427束	358	206,457石 3,816束	414	301,608石 20,243束	772
建物	建 1,215千坪 延 1,351 〃	187,138	建 1,682千坪 延 2,098 〃	367,507	2,897千坪 3,449 〃	554,644
工作物		158,417		381,873		540,290
器具機械		320,190		307,073		627,263
船舶	23隻	75	220隻	2,047,944	243隻	2,048,019
鉱業権			8,539千坪	370	8,539千坪	370
計		743,171		3,319,399		4,062,570

編注　備考，編注とも前表と同じ。

第一表　連合国軍使用財産調（事項別）　（単位　百万円，千坪，件）

事項別	総価格	土地 数量	土地 価格	建物 数量	建物 価格	工作物 件数	工作物 価格	船舶車輛 価格
国有財産	347,168	132,326	44,227	3,090	157,108	14,869	143,344	2,489
特別調達庁関係	292,990	130,707	39,784	2,934	147,841	13,663	105,365	—
接収国有財産＋終戦処理費支弁財産 a)	159,679	1,319	378	1,641	84,427	11,260	74,874	—
終戦処理費支弁財産（特調以外の官庁） b)	93	—	—	0.7	19	30	74	—
接収国有財産 c)	110,225	109,285	33,803	955	50,619	1,905	25,803	—
占有旧軍用財産 d)	22,993	20,103	5,603	337	12,775	468	4,615	—
連合国軍人住宅公社	9,810	—	—	78	6,105	548	3,705	—
航空庁関係	3,486	1,319	158	18	1,001	648	2,326	—
中央気象台関係	9	—	—	0.4	7	10	2	—
海運局関係	10,793	300	4,284	60	1,586		4,923	—
陸運局関係	16	—	—	0.2	16	—	—	—
電通省関係	25,881	—	—	—	—	…	e) 25,881	—
国有鉄道関係	2,847	—	—		552		1,142	f) 1,153
海上保安庁関係	1,336	—	—	—	—	—	—	g) 1,336
民有財産	190,049	141,154	64,723	1,403	106,503	4,302	7,698	11,124
特別調達庁関係	169,174	139,916	62,684	1,276	100,142	4,302	6,348	—
民有財産	146,370	67,154	48,733	1,187	94,073	4,104	3,564	—
公有財産	22,804	72,762	13,951	88	6,068	198	2,785	—
海運局関係	20,523	1,237	2,039	124	6,187	…	1,175	g) 11,122
陸運局関係	174	—	—	3	174	—	—	—
私鉄関係	177	—	—	—	—	…	175	f) 2
合計	537,217	273,480	108,950	4,493	263,611	19,171	151,043	13,613

（註）a)連合国軍によって接収されている国有財産に特別調達庁から終戦処理費で建設等をして一団となった財産，b)連合国軍によって接収されている国有財産に特調以外の官庁が終戦処理費で建設した財産，c)連合国軍によって接収されているその他の国有財産，d)連合国軍によって接収されている旧軍用財産，e)通信施設，f)車輛，g)船舶。

備考　1.　本表の国有財産中には連合国軍人住宅公社有財産を包含す。
2.　評価格は昭和26年3月31日現在の物価である。
3.　機械類は調査未了のため除いてある。ＣＰＣの推定では国有，民有を併せて約5000万ドルと称しているが不確実である。

編注　本表は，工作物件数以外は原資料計数を四捨五入し，計表を整理した。

第二表　連合軍使用財産調（用途別）　（単位　百万円，千坪，件）

用途別	総価格	土地		建物		工作物		船舶車輛
		数量	価格	数量	価格	件数	価格	価格
国有財産	347,168	132,326	44,227	3,090	157,108	14,869	143,344	2,489
兵舎	81,712	24,971	8,736	1,161	52,567	3,471	20,408	—
住宅(終戦処理費等)	50,280	3,523	4,361	501	29,322	3,487	16,596	—
連合軍人住宅公社	9,810			78	6,105	548	3,705	—
飛行場	42,634	33,697	7,708	252	11,780	3,198	23,146	—
港湾施設	25,416	179	548	39	4,069	177	20,799	—
事務所	18,071	896	2,549	203	13,011	1,007	2,511	—
演習場	6,228	53,985	4,315	13	612	201	1,300	—
工場	12,689	2,217	1,277	163	8,896	435	2,517	—
倉庫	39,746	9,308	8,214	388	13,781	624	17,751	—
医療施設	8,086	336	987	87	5,885	173	1,214	—
教育施設	3,898	287	89	50	3,465	127	344	—
慰安施設	4,656	413	1,301	35	2,573	320	781	—
電気通信施設	30,892	1,806	1,252	84	2,759	695	26,881	—
交通施設	7,155	66	2,088	10	866	94	1,712	2,489
作戦施設	3	10	1	0	2	—	—	—
給水その他	5,884	633	799	27	1,407	302	3,678	—
気象観測施設	9	—	—	0	7	10	2	—
民有財産	190,049	141,154	64,723	1,403	106,503	4,302	7,698	11,124
兵舎	19,222	4,680	9,275	122	9,692	97	255	—
住宅	36,154	3,325	11,536	329	24,299	913	320	—
飛行場	7,637	11,189	4,501	54	3,024	10	112	—
港湾施設	3,483	20	146	22	2,795	2,754	542	—
事務所	30,841	284	9,014	162	21,751	125	76	—
演習場	5,365	112,926	5,108	1	38	7	219	—
工場	10,048	1,025	1,332	190	7,835	130	882	—
倉庫	30,633	2,389	10,505	334	16,502	52	3,626	—
医療施設	8,443	154	1,348	59	7,060	7	35	—
教育施設	1,240	54	78	10	1,155	3	7	—
慰安施設	16,850	2,990	5,104	104	10,482	196	1,263	—
電気通信施設	2,533	1,253	2,259	2	141	3	132	—
交通施設	13,935	44	2,438	4	198		175	11,124
作戦施設	41	70	40	0	1	—	—	—
使節団施設	54	6	22	1	30	2	2	—
その他(上水道)	3,569	744	2,017	10	1,499	3	53	—
合計	537,217	273,480	108,950	4,493	263,611	19,171	151,043	13,613

備考，編注とも前表と同じ。

編注　前掲資料（10）と同じ。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一八。

(13)　閉鎖機関に関する計数

（昭和二六年八月一〇日管財局閉鎖機関第一・二課）

閉鎖機関に関する計数（昭二六、八、一〇閉鎖機関第一・二課）

第一表　閉鎖機関清算進捗状況報告書（昭和二十六年六月三十日現在）　（単位　千円）

一、換価すべき資産総額（帳簿価格）	
A　閉鎖日現在	九八、〇六五、三六五
B　六月三十日現在	一七、〇七〇、六四一
二、換価済資産の総合計（帳簿価格）	
六月三十日現在	八〇、九九四、七二四
三、換価額（売却金額、回収金額）	
六月三十日現在	八六、九五六、三九二
四、支払うべき債務総額（帳簿価格）	
A　閉鎖日現在	一二四、九八〇、六四〇
B　六月三十日現在	四一、四二四、一一五
五、支払額の総合計	
六月三十日現在	八三、五五六、五二五
六、清算に要した費用	
六月三十日現在	五、六四五、三二〇
七、換価すべき資産(一)Aに対する換価済資産(二)の比率	八二・六%
八、換価済資産(二)に対する換価額(三)の比率	一〇七・四%
九、支払うべき債務(四)Aに対する支払額(五)の比率	六六・七%
十、換価額(三)及支払額(五)に対する清算に要した費用(六)の比率	三・三%

第二表　特殊清算最終処理状況（二六、六、三〇現在）

一、特殊清算結了機関数	二七九
二、特殊清算が二、三ヶ月中に終了する機関数	二〇〇
三、特殊清算が二六年度中に終了する機関数	三四七
四、その他	二六二
合計	一、〇八八

第三表　在外活動閉鎖機関国内清算実績表（省略―編者）
第四表　閉鎖機関所有在外資産負債総括表（別掲―編者）
第五表　横浜正金銀行在外資産負債内訳表（　〃　）
第六表　閉鎖機関内地店舗所有対外資産負債総合表（　〃　）

第四表　閉鎖機関所有在外資産負債総括表　（単位　千円）

地区名			朝鮮地区	台湾地区	樺太地区	南洋地区	小計	満洲地区
機関数			13	7	7	6		29
資産	不動産	帳簿価格	422,852	110,820	48,763	24,098	606,533	5,841,294
		終戦時時価(A)	4,227,656	1,705,279	244,872	168,682	6,346,488	60,504,809
	動産	帳簿価格	8,315	18,398	36,576	2,901	66,191	1,007,481
		終戦時時価(B)	83,152	275,960	174,791	20,306	554,209	4,130,661
	有価証券	帳簿価格	3,602,430	575,714	15,299	56,666	4,250,109	7,353,885
		対外国人分(C)	—	51,505	—	—	51,505	610,855
	債権	帳簿価格	23,065,230	5,366,475	20,911	30,005	28,482,621	18,631,140
		対外国人分(D)	2,739,155	1,608,761	—	7,060	4,354,976	10,452,059
	合計	帳簿価格	27,098,827	6,071,406	121,549	113,670	33,405,453	32,833,800
		修正額(A+B+C+D)	7,049,963	3,641,505	419,663	196,048	11,307,178	75,698,384
負債	資本金	帳簿価格	193,022	99,375	24,999	85,927	403,323	5,224,329
		外国人出資分(E)	—	12,187	—	—	12,187	190,649
	通貨発行高	帳簿価格	3,575,323	1,021,009	—	—	4,596,332	7,709,341
	債務	帳簿価格	25,014,044	5,145,265	42,775	83,782	30,285,867	18,004,343
		対外国人分(F)	2,785,557	1,517,397	—	8,692	4,311,646	2,748,538
	合計	帳簿価格	28,782,389	6,265,649	67,774	169,708	35,285,521	30,938,013
		修正額(E+F)	2,785,557	1,529,584	—	8,692	4,323,833	2,939,187

地区名			華北地区	華中華南地区	小計	南方地区	合計
機関数			12	4		7	
資産	不動産	帳簿価格	59,168,842	72,917	65,083,054	10,143	65,699,729
		終戦時時価(A)	①5,524,180,189	②224,377,376	60,504,809 ①5,524,180,189 ② 224,377,376	152,090	67,003,387 ①5,524,180,189 ② 224,377,376
	動産	帳簿価格	3,742,733	703,461	5,453,674	15,189	5,535,053
		終戦時時価(B)	①279,566,265	②1,302,939,321	4,130,661 ① 279,566,265 ②1,302,939,321	41,478	4,726,348 ① 279,566,265 ②1,302,939,321
	有価証券	帳簿価格	1,516,567	167,299	9,037,750	533	13,288,392
		対外国人分(C)	—	—	610,855	532	662,892
	債権	帳簿価格	85,007,370	53,208,162	156,846,672	9,745	185,339,038
		対外国人分(D)	2,000	—	10,454,059	942	14,809,977
	合計	帳簿価格	149,435,511	54,151,839	236,421,150	35,609	269,862,212
		修正額(A+B+C+D)	2,000 ①5,803,746,454	②1,527,316,697	75,700,384 ①5,803,746,454 ②1,527,316,697	195,042	87,202,604 ①5,803,746,454 ②1,527,316,697
負債	資本金	帳簿価格	1,225,254	113,241	6,562,824	6,000	6,972,147
		外国人出資分(E)	188,000	—	378,649	—	390,836
	通貨発行高	帳簿価格	7,114,323	不明	14,823,664	—	19,419,996
	債務	帳簿価格	117,549,785	52,025,088	187,579,216	4,860	217,869,943
		対外国人分(F)	3,227,531	—	5,976,069	5	10,287,720
	合計	帳簿価格	125,889,362	52,138,329	208,965,704	10,860	244,262,085
		修正額(E+F)	3,415,531	—	6,354,718	5	10,678,556

（註）1.　横浜正金銀行所有在外資産負債は本表に含まれていない。その内訳は別紙（第五表）の通りである。

2.　①FRB，②CRB

編注　本表は原資料計数の千円未満を四捨五入して計上した。

第五表　横浜正金銀行在外資産負債内訳表

地区		資産 不動産	資産 動産	資産 債権	資産 有価証券及(外国貨幣現金)	資産 合計	負債 債務	換算率(終戦時)
内地	¥	7,796	1,501	* 101,954	18,049	129,300	* 479,820	
関東州	¥	0	1	528,319	0	528,319	162,320	Par
満洲	¥	0	46	4,692,238	85,983	4,778,267	4,437,692	Par
北支	C¥	1,663,712	456	42,345,820	3,815,036	47,825,024	40,951,660	C¥80
	¥	20,796	6	529,322	47,688	597,812	511,889	=¥1
蒙疆	C¥	669	12	817,848	1,387	819,916	241,299	C¥80
	¥	8	0	10,224	17	10,249	3,012	=¥1
中南支	CRB$	6,411	638	809,644,139	39,006,982	848,658,170	867,004,641	CRB$ 3200
	¥	2	0	253,014	12,190	265,206	270,938	=¥1
香港海南島	M¥	0	78	631,004	371,155	1,002,237	1,563,162	Par
南方地域	¥	51	94	1,241,756	56,464	1,298,365	824,508	Par
泰国	Baht	0	54	44,598	14,267	58,919	48,783	Par
仏印	1C$	0	33	36,455	21,147	57,635	56,605	Par
濠州	A£	0	1	845	1	847	313	A£1
	¥	0	9	8,457	3	8,469	3,130	=¥10
米国	US$	0	23	41,430	1,965	43,418	17,253	US$1
	¥	0	97	176,079	8,351	184,527	73,326	=¥4.25
ブラジル	Crezeir	0	99	41,650	1,008	42,757	3,963	Cre. 4.587
	¥	0	22	9,079	220	9,321	864	=¥1
英国	£	0	1	2,364	15	2,380	2,222	£1
	¥	0	9	39,805	245	40,059	37,426	=¥16.84
仏蘭西	Fis	0	0	54,678	18	54,696	43,181	Fis 10.755
	¥	0	0	5,084	2	5,086	4,015	=¥1
独逸	£	0	0	453	6	459	1,799	£1
	¥	0	2	7,648	108	7,758	30,376	=¥16.84
エジプト	E£	0	0	155	2	157	84	E£1
	¥	0	0	2,672	35	2,707	1,450	=¥17.24
印度	Rs	0	13	21,194	421	21,628	14,874	Par
計（円換算）		28,653	1,965	8,338,902	636,345	9,005,864	8,524,190	

資産 ¥8,903,910（合計9,005,864－内地債権101,954）　負債 ¥8,524,190

（註）＊　内地債権債務外貨別内訳

債権		換算率	債務		換算率
Lira	2,313	17.00	U. S.$	414	4.25
S. F.	55,665	98.90	A Peso	40	101.80
Krona	5,014	101.50	C Peso	1,725	13.75
Portugal Fis	24,520	17.36	Sol	435	65.50
US $	900	4.25	Mex Peso	205	88.00
C $	9	3.77	fl.	6	100.00
A Peso	6,916	101.80			
Chile Peso	20,190	13.75			
Sol	120	65.50			
fl.	17,932	100.00			

第六表　閉鎖機関内地店舗所有対外資産負債総合表　（単位　千円）

機関番号	閉鎖機関名	資産 債権 帳簿価格	資産 債権 外国人に対するもの	資産 有価証券 B/V	資産 外国人に対するもの	資産 合計 B/V	資産 合計 外国人に対するもの
3	中支那振興㈱	33,126	…			33,126	…
12	満洲投資証券㈱			28,258	…	28,258	…
15	東洋拓殖㈱	21,913	…	202,601	…	224,514	…
16	外資金庫						
18	南方開発金庫	43,557	4,350			43,557	4,350
19	南満洲鉄道㈱			23,530	…	23,530	…
22	戦時金融金庫	637,810	…	139,420		777,230	…
47	産業設備営団	9,759	…			9,759	…
53	交易営団	129,629	1,784			129,629	1,784
58	鉱石配給㈱	40	…			40	…
59	日本石炭㈱	322	…	17	…	339	…
60	北海道石炭販売㈱	1	…			1	…
67	九州石炭販売㈱						
68	石油配給	946	…			946	…
72	日本螢石㈱						
76	日本硫硝酸㈱						
79	日本化成品㈱	84	…			84	…
86	横浜正金銀行	92,522	92,522			92,522	92,522
127	日本綿糸布輸出組合						
128	日本毛麻糸布輸出組合						
129	日本絹人絹糸布輸出組合						
153	日本肥料㈱						
154	日本木材㈱	1,044	…			1,044	…
177	山東鉱業㈱	385	…			385	…
179	日本生薬㈱						
228	鉄鋼統制会	1,838	…			1,838	…
244	日本海運協会	12	…	45	…	57	…

機関番号	閉鎖機関名	負債 債務 帳簿価格	負債 債務 外国人に対するもの	負債 資本金 帳簿価格	負債 資本金 外国人に対するもの	負債 合計 帳簿価格	負債 合計 外国人に対するもの
3	中支那振興㈱						
12	満洲投資証券㈱						
15	東洋拓殖㈱						
16	外資金庫	13,805,953	…			13,805,953	…
18	南方開発金庫	17,755,741	…			17,755,741	…
19	南満洲鉄道㈱						
22	戦時金融金庫			2,170	…	2,170	…
47	産業設備営団						
53	交易営団	131,655	1,330			131,655	1,330
58	鉱石配給㈱						
59	日本石炭㈱			1,509	…	1,509	…
60	北海道石炭販売㈱						
67	九州石炭販売㈱	11	…	51	…	62	…
68	石油配給	225	…			225	…
72	日本螢石㈱	15	…			15	…
76	日本硫硝酸㈱			26	…	26	…
79	日本化成品㈱	7	…			7	…
86	横浜正金銀行	2,033,586	2,033,586	138	…	2,033,723	2,033,586
127	日本綿糸布輸出組合			127	127	127	127
128	日本毛麻糸布輸出組合			37	37	37	37
129	日本絹人絹糸布輸出組合			67	67	67	67
153	日本肥料㈱	1,219	…			1,219	…
154	日本木材㈱	416	…			416	…
177	山東鉱業㈱						
179	日本生薬㈱	30	…			30	…
228	鉄鋼統制会						
244	日本海運協会						

第六表　閉鎖機関内地店舗所有対外資産負債総合表　（つづき）　（単位　千円）

機関番号	閉鎖機関名	資産 債権 帳簿価格	資産 債権 外国人に対するもの	資産 有価証券 B/V	資産 外国人に対するもの	資産 合計 B/V	資産 合計 外国人に対するもの
253	生命保険中央会	3	…	369	…	372	…
255	東亜豚毛輸入㈱						
256	協同産業㈱			15	…	15	…
268	日本織物㈱	250	…			250	…
336	鹿児島県繊維製品㈱						
337	中央水産業会	80	…			80	…
342	港運出資組合						
422	鹿児島県木材㈱						
527	鹿児島県食糧営団						
529	日本飼料㈱						
649	帝国油糧㈱						
670	大日本酒類販売㈱	34	…			34	…
686	兵庫県酒類販売㈱						
718	鹿児島県酒類販売㈱						
733	電線配給統制㈱	1,645	…			1,645	…
734	軽金属統制会	2,035	…	12,350	…	14,385	…
762	全国蓄電池隔離板工業会	26	…			26	…
839	大日本航空㈱			41,550	＊ 208	41,550	＊ 208
927	日本農機具工業協同組合						
959	金属回収㈱	5	…			5	…
961	日本林業会						
987	日本蚕糸統制㈱						
997	大連汽船㈱			13,905	…	13,905	…
1013	甲子不動産㈱						
1014	昭和証券㈱						
1087	日本出版配給㈱	6	…			6	…
	合計	977,071	98,656	462,059	＊ 208	1,439,131	98,656 *208

機関番号	閉鎖機関名	負債 債務 帳簿価格	負債 債務 外国人に対するもの	負債 資本金 帳簿価格	負債 資本金 外国人に対するもの	負債 合計 帳簿価格	負債 合計 外国人に対するもの
253	生命保険中央会						
255	東亜豚毛輸入㈱	46	…			46	…
256	協同産業㈱						
268	日本織物㈱						
336	鹿児島県繊維製品㈱	78	…			78	…
337	中央水産業会						
342	港運出資組合			1,118	…	1,118	…
422	鹿児島県木材㈱	33	…			33	…
527	鹿児島県食糧営団	1	…			1	…
529	日本飼料㈱	5	…	18	…	22	…
649	帝国油糧㈱	185,705	…			185,705	…
670	大日本酒類販売㈱	268	…	6	…	275	…
686	兵庫県酒類販売㈱	2	…	3	…	5	…
718	鹿児島県酒類販売㈱	37	…	12	…	49	…
733	電線配給統制㈱	14	…			14	…
734	軽金属統制会	1,793	…			1,793	…
762	全国蓄電池隔離板工業会						
839	大日本航空㈱						
927	日本農機具工業協同組合	0	…			0	…
959	金属回収㈱						
961	日本林業会	51	…			51	…
987	日本蚕糸統制㈱						
997	大連汽船㈱	11	…	9	…	20	…
1013	甲子不動産㈱	15,424	…			15,424	…
1014	昭和証券㈱	1,153	…			1,153	…
1087	日本出版配給㈱	34	…			34	…
	合計	33,933,512	2,034,916	5,289	231	33,938,800	2,035,147

（註）　…は推定不可能。＊はピアストル。

編注　本表は原資料計数の千円未満を四捨五入して計上した。

編注　内訳表の一部を省略した。前掲資料（10）と同じ。
出所　大蔵省資料Z六〇四―一八。

（14）行政制度の改革に関する答申（抄録）

（昭和二六年八月一四日政令改正諮問委員会）

行政制度の改革に関する答申（昭和二六、八、一四）

終戦後、わが国は、幾度か行政機構の改革と人員の整理とを企図してきた。即ち、昭和二四年には行政機構刷新審議会の答申に基いて行政整理を行い、昭和二五年には行政制度審議会を設け、更に徹底した機構改革と人員の整理を行おうとした。併し、これらの改革の企図は、多くは、一般の期待に反して中途半端に終り、殊に、過去の因習による行政機構の自然膨脹を抑止する適切な方途が考えられなかったため、何時の間にか旧に復する傾向を辿り、一、二年の後にまた同じ問題を繰返し、行政職員に対しても絶えず不安を与え公務に専念することを妨げる弊もないではなかった。

近く講和条約を締結し、わが国の自主自立体制を樹立しようとするときに当り、この新情勢に即応する合理的な行政制度を確立することは、今日の急務といわなくてはならぬ。ここに、過去の行政制度の改革に伴う一切の因習と悪弊とを除去し、真にわが国の国力と国情とに適合した行政制度を整備し、以て、わが国の自主自立体制の確立に資する必要がある。

この答申は、早急の間に取りまとめたもので、細目にわたっては未だ必ずしも十分に調査研究が行き届いているということはできないが、行政制度改革の基本方針とその大綱を示して以て参考に供することとしたい。

第一　基本方針

一、講和後の日本の自主自立体制に即応し、国民の負担を軽減するとともに不必要な行政上の諸制約を除去し、国民の創意を生かすことによって総合国力の発展に資することを目的とし、簡素且つ能率的で、而も民主主義の原則に則る行政制度を確立すること。この目的を達成するために、行政制度の改革は、中央地方を通じて総合的に考慮すること。

二、国力特に財政力とにらみ合せ、且つ、行政効果を考え、行政事務の範囲はこれを大幅に縮小整理すること。内部管理事務についてはこれを徹底して簡素化すること。行政事務は、能率的効果的な処理が可能なよう中央地方に適切に配分すること。

三、複雑膨大な中央地方の行政機構は可及的に整備簡素化し、その責任の帰属を明確にするとともに行政事務処理の能率化を図るため、その方式について徹底的に改善を図り、以て国民のためのサービス機関としての使命を達成せしめるようにすること。

四、行政制度の改革に伴う余剰人員の整理に当っては適切な対策を樹立し、社会不安を惹起する虞のないよう万全の措置を講ずること。

第二　行政事務の整理

上述の基本方針に従い、行政事務の縮小整理、内部管理事務の簡素化及び中央と地方との間の事務の配分について、大要、左の通り措置すること。

A　行政事務の範囲の縮小整理

一、占領行政　占領管理に伴う事務は占領管理の終了に伴い廃止すること。

この関係において、整理すべき事務の概目は次の通り。

(1)　終戦処理関係事務（特別調達庁、商船管理委員会、運輸省、通産省、労働省及び地方庁）
(2)　賠償関係事務（賠償庁、大蔵省、通産省及び地方庁）
(3)　公職追放及び教職追放並びに解散団体関係事務（総理府、法務府、文部省及び地方庁）
(4)　閉鎖機関処理事務（閉鎖機関整理委員会及び大蔵省）
(5)　特殊財産処理事務（賠償庁、大蔵省、運輸省及び地方庁）
(6)　特殊物件処理事務（通産省、建設省及び地方庁）
(7)　対日援助関係事務（通産省及び大蔵省）
(8)　渉外関係事務（各省庁及び地方庁）
(9)　その他の事務（総理府ふ虜情報局等）

（備考）講和条約の結果、新らしく必要となる事務も予想されるが、それについては新たな角度から別途考慮すること。

二、経済行政　経済に対する統制その他国家規制の廃止又は緩和に伴いこれに関する事務を整理縮小すること。

この関係において整理縮小すべき事務の概目は次の通り。

(1)　物資需給調整に関する事務
　(イ)　新聞出版用紙割当事務（新聞出版用紙割当局）
　(ロ)　貴金属管理事務（文部省、厚生省及び地方庁）
　(ハ)　指定生産資材割当事務（通産省、農林省、運輸省、厚生省、文部省及び地方庁）
　(ニ)　各種物資の配給事務（通産省、農林省、厚生省、運輸省、建設省及び地方庁）
　(ホ)　輸送調整事務（運輸省）
(2)　価格統制に関する事務
　(イ)　価格統制事務（物価庁及び地方庁）
　(ロ)　価格差益事務（国税庁及び国税局）
(3)　食糧管理に関する事務　最小限度の主食管理の事務に止めること。
　(イ)　食糧管理に関する事務（食糧庁、食糧事務所及び地方庁）
　(ロ)　作物報告事務（農林省統計調査部及び統計調査事務所）
　(ハ)　労務加配（運輸省、労働省及び地方労働基準局）
(4)　経済取締等
　(イ)　経済統制取締（法務府、国警及び自警）
　(ロ)　経済調査査察（経済調査庁、管区経済局及び地方経済調査局）
(5)　経済統制等企画調整事務（経済安定本部）
(6)　経済民主化のために行われた行政事務でほぼ任務の終了したもの。
　(イ)　財閥同族支配力排除に関する事務（総理府）
　(ロ)　持株会社整理に関する事務（総理府及び持株会社整理委員会）
　(ハ)　証券処理調整事務（証券処理調整協議会及び大蔵省）
(7)　経済民主化の名において事務の徒らに複雑膨大化しているものの縮小簡素化
　(イ)　公正取引に関する事務（公正取引委員会）
　(ロ)　証券取引に関する事務（証券取引委員会）
　(ハ)　農地改革に関する事務（農林省、農地事務局、地方庁及び農業委員会）
　(ニ)　漁業制度改革に関する事務（水産庁、地方庁及び漁業調整委員会）

（備考）国の経済統制は必要最小限度に止めるとともに地方における独自の物資の需給調整は行わしめないこととすること。

三、産業行政　各種産業の保護助長監督、物資の検定等に関する事務は極力これを整理し、必要最小限度に止めること。なお、この関係については、国と地方との事務の配分について考慮すること。

(1)　各種事業の規制に関する事務については次の通り整理縮小すること。
　(イ)　規制を廃止すべきもの
　　港湾運送事業法、建設業法、製糸業法、造船法、熱管理法、東北興業株式会社法、石油資源開発法、造林臨時措置法等の定める行政事務
　(ロ)　規制の範囲を縮小すべきもの
　　道路運送法（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般路線貨物自動車運送事業以外の道路運送事業の規制の廃止）、海上運送法（船舶の譲渡及び譲受の許可制の廃止）、歪糸業法（桑園登録及び国用生糸の強制検査の廃止）、計量法（計量器製造修理事業の許可制及び販売業の登録制の廃止）等
　(ハ)　規制の程度を緩和し、又は簡素化すべきもの
　　貿易管理に関する事務、銀行法等の金融関係法規の許認可事務及び検査報告徴収事務、鉱業法による施業案の認可制及びその変更の勧告並びに命令制、海上運送法による各種登録制、地方鉄道法、軌道法、通運事業法等交通関係法規による届出事項等
　(ニ)　国有鉄道事業、専売事業の監督は大幅に整理すること。

(ホ)　地方公共団体の上下水道事業に関する国の監督事務は廃止し、地方公共団体に一任すること。

(2)　各種物資その他動植物の検査、格付、検定、登録等は医薬品等人命に密接な関係のあるもの、種畜種苗等品種改善に資するもの等、特にその必要あるもののみに限定し、政府機関及び地方公共団体の機関による検査等の事務は徹底してこれを整理すること。その概目次の通り。

(イ)　輸出食糧品検査及び輸出医薬品検査（厚生省）

(ロ)　農産物検査及び農林物資規格調査（農林省）

(ハ)　輸出品検査（農林省及び通産省）

(ニ)　繊維製品の検査（通産省）

(ホ)　電気機械器具の検査（通産省）

(ヘ)　化学製品の検査（通産省）

(ト)　日用品の検査（通産省）

右により畜産物検査法、農林物資規格法、輸出品取締法等は廃止又は大幅に改正するを要すること。

（備考）　民間機関による自主的検査制度は別に考慮すること。

(3)　中小企業の振興その他各種産業の指導助長事務は特に緊要なもののみについて重点的に行うこと。

(4)　土地改良及び農業改良普及に関する国の指導事務はこれを廃止し、地方の創意に委ねること。

(5)　農林水産の保護助長に関する事務は原則として地方公共団体において行うものとすること。

(6)　地方的産業に関する試験研究機関は規模を縮小し、地方に移管すること。

例えば、陶磁器試験所、工芸指導所のごとし。

（以下省略―編者）

別添資料1　行政事務の整理に伴う法令の要改廃調

（註　行政組織の改廃に関するものは掲記せず）

（前略―編者）

〔大蔵省関係〕

○財政法、会計法及び予算決算及び会計令

(1)　支出負担行為制度（特別会計におけるこれに準ずる制度を含む。）の簡素化。

イ　支出負担行為計画制度を公共事業費その他の若干の重要経費についてのみ認め、その他の経費特に給与、法律上支出原因の当然生ずるようなものについては廃止する。（財政法三四、会計法一三条、予決令一八条の二から一八条の八まで、三八条から三九条の二まで）

ロ　支出負担行為計画制度を存続するものについても、支出負担行為の認証は、廃止する。（会計法一三条の二から一三条の五まで、予決令三九条の三から三九条の一〇まで）

(2)　小切手認証制度（現在停止されている。）の廃止。（会計法二五条）

(3)　会計関係の報告及び帳簿の簡素化。

(4)　随意契約、前金払、概算払等をすることができる場合における大蔵大臣と各省各庁の長との協議事項の整理。

(5)　予算の部局別、目的別の区分及び部款項目の区分の簡素化。

○各特別会計法

左の特別会計の廃止。

(1)　解散団体財産収入金特別会計

(2)　財産税等収入金特別会計

(3)　国営競馬特別会計

(4)　特別鉱害復旧特別会計

(5)　米国対日援助見返資金特別会計及び米国対日援助物資等処理特別会計

○会計検査院法

計算書及び証拠書類の簡素化。（二四条、計算証明規則）

○政府の契約の特例に関する法律

特定契約支払金額の指定事務及び政府の調査事務の廃止。

従って同法の廃止。

○国有財産法

(1)　各省各庁の長と大蔵大臣との協議事項の整理。（一四条、三〇条、三一条）

(2)　翌年度における国有財産の見込現在額計算書、同総計算書の作製をやめること。（三五条）

○当せん金附証票法

廃止。

○貸金業等の取締に関する法律

廃止。

○保険募集の取締に関する法律

廃止。

○証券取引法

(1)　有価証券の募集又は売出の届出制度の廃止。これに伴い、届出者のする有価証券に関する報告書の提出制の廃止。（四条、二四条）

(2)　証券業協会及び証券業協会連合会の登録制度の廃止。（六七、七九条）

(3)　仲介制度の廃止。（六章）

(4)　上場株式に関する議決権の代理行使をさせることの勧誘に関し作製する参考書類、委任状用紙の写の提出制の廃止。（一九四条、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則）

(5)　財務局に置かれる証券検査官の制度の廃止。（大蔵省組織規程五二条二項）

○銀行法、保険業法、無尽業法、相互銀行法、信託業法、信用金庫法、外国保険事業者に関する法律

許認可事務及び検査、報告徴収の事務の簡素化。

○会社利益配当等臨時措置法

廃止。

○法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

廃止。

○会社経理応急措置法

○企業再建整備法

○金融機関経理応急措置法

○金融機関再建整備法

以上四件は、なるべくすみやかに廃止。

○外国為替管理令

外国為替管理委員会の廃止に伴い規定の整理及び全般的な事務の簡素化。

○特別預金勘定に関する政令

特別預金勘定の制度の廃止。

○諸税法

(1)　審査請求があった場合における国税庁長官又は国税局長のする協議団との協議に関する制度の廃止。（所得税法四九条の九項、法人税法三五条八項、相続税法四五条九項、資産再評価法七三条五項、富裕税法二七条九項、国税庁協議団及び国税局協議団令）

○たばこ専売法、塩専売法及びしょう脳専売法関係許可承認事務及び届出事務をできるだけ整理すること。

○連合国軍の占領の終結に伴い廃止又は改正されるべき法令

(1)　連合国財産の返還等に関する政令

(2)　連合国財産上の家屋等の譲渡に関する政令

(3)　連合国財産である株式の回復に関する政令

(4)　ドイツ財産管理令

(5)　賠償充当設備等撤去令

(6)　会社の解散の制限等の件

(7)　会社の証券保有制限等に関する件

(8)　三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令

(9)　閉鎖機関令

(10) 閉鎖機関整理委員会令

(11) 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令

(12) 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令

（後略―編者）

編注　政令改正諮問委員会は、リッジウェイ声明（本財政史第一七巻、一〇〇ページ資料（50））にもとづく法令再検討実施のため、吉田首相の私的な諮問機関として設置された委員会で、二六年五月から八月まで開催された。委員は当初、石坂泰三（東芝社長）、板倉卓造（時事新報会長）、小汀利得（日経新聞顧問）、木村篤太郎（元司法大臣）、中山伊知郎（一橋大学長）、原安三郎（日本化薬社長）、前田多門（元文部大臣）の七氏、のち、六月前田渡欧により田中二郎（東大教授）が入り、七月追放解除になった石橋湛山（元大蔵大臣）が加わった。なお、答申本文は行政管理庁『行政機構年報』第三巻所収。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九八。

(15) ポツダム緊急勅令等の措置に関する件

（昭和二六年九月二一日閣議了解）

ポツダム緊急勅令等の措置に関する件

平和条約の発効にあたり昭和二〇年勅令第五四二号（ポツダム緊急勅令）及びこれに基く諸般の命令（ポツダム命令）の効力関係を明確にするため、左記の要領により所要の立法的措置を講ずるものとし、この措置に必要な法律案は、平和条約の批准につき承認を求める国会に提出するものとする。

これがため、関係各省庁は、各所管のポツダム命令につき急速に必要な準備を進めるものとする。

記

一　ポツダム緊急勅令は、廃止する。

二　ポツダム命令は、

(イ) その実質を存続させる必要のあるものの内、大幅の調整を必要とするものは、これを単独の法律として制定し、その他のものについては、一の法律をもって一括してその効力が存続する旨を規定する。

(ロ) その実質を存続させる必要のないものは、廃止する。

（参考　主要ポツダム政（勅、省）令調―省略編者）

（備考）　現行ポツダム命令の総数は、政（勅）令九五件、省（府、庁）令五六件、計一五一件である（他の法令を廃止するポツダム命令を除く。）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇一。

(16) ポツダム命令の処理について

（昭和二六年九月二五日大蔵省）

ポツダム命令に関する調（昭和二六年九月二五日大蔵省）

一　廃止すべきもの

番号	題名又は件名	公布年月日及び番号	経過規定の要否及び経過規定を要する場合にはその大要
一	学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びに財政措置に関する政令	二六・九・二五 政 三〇七	不要。但し、この政令廃止のときまでに児童負担分の経費の徴収が完了しなかったときは、経費徴収に必要な経過規定を設ける必要がある。
二	皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する命令	三・二・二一 蔵、内省令 一	不要
三	会社の証券保有制限等に関する政令	二・一二・二五 勅 五七八	要
四	財閥商号の使用の禁止に関する政令	二五・一・二一 政 七	株式の保有につき、独禁法の規定を排除する部分は、経過的に暫く効力を有せしめる必要がある。
五	財閥標章の使用の禁止に関する政令	二五・一・二一 政 八	不要

六	三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令	二五・二・二一 政 三四〇	不要
七	金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令	二四・三・一五 政 三三	要　買上事務は、本年末終了の見込であるが、原所有者に対する代金支払に関する事務は、当分の間、存続するので、そのための必要な措置を規定する必要がある。
八	連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締に関する件	二・七・九 蔵令 七七	不要
九	昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に基く昭和二十年八月十五日以後の朝鮮への送金、朝鮮に対する取立又は朝鮮に在りたる預貯金等の預け換等により生じたる銀行預金の払戻に関する件	二・三・二八 蔵令 四一	不要
一〇	外国に本店を有する会社の本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件	三・一・二七 蔵令 九	不要
一一	在外会社の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の貸借対照表の提出に関する件	三・七・二〇 蔵令 六五	不要
一二	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令	二四・八・一 政 二九一	要　在外資産の処理に伴う措置のため経過的規定の必要がある。
一三	昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に基く軍人及び軍属に交付せられた賜金国庫債券を無効とすることに関する件	二・二・二六 勅 一二三	不要
一四	指定外国証券の報告に関する政令	二六・七・七 政 二五九	不要
一五	ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令	二四・二・一一 政 四六	要　若干の規定の効力を存続させる措置をとる必要がある。
一六	日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令	二四・二・一 政 三四	不要
一七	スタンダード・ブランズ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドッドウェル・エンド・コムパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令	二四・九・一七 法、蔵令 二	不要
一八	イースト・エイシャ・ミッションの財産に関する件	二・八・六 蔵、司令 四	要　若干の規定の効力を存続させる措置をとる必要がある。
一九	ハンス・ゼーリッヒの財産の登記に関する命令	二・二・二 蔵、法令 二	不要
二〇	株式会社イリス商会の財産に関する命令	二・二・二 蔵、法令 三	不要
二一	ドイツ国有限会社ハインリッヒ・コッペルスの不動産移転に関する命令	二四・二・四 蔵、法令 一	不要
二二	外国人の出資に関する件	二・二・二七 蔵令 一二〇	不要
二三	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令	二四・八・一八 政 三二一	要　取得代金及び賃借料の処理に関する規定を設ける必要がある。
二四	国外居住外国人等に対する弁済のためにする供託の特例に関する政令	二五・二・二八 政 三三	要　供託物の処理等に関する経過的規定を設ける必要がある。
二五	肥料配給公団令	二・四・三〇 政 一七	要　但し、公団の清算結了が遅れる場合には、経過規定を設ける必要がある。
二六	通貨等製造工場管理規則	二・三・四 蔵令 二八	不要

二　存続させるべきもの

番号	題名又は件名	公布年月日及び番号	改正の要否	改正するとした場合においては、その要領
一	特別調達資金設置令	政二六・六・九 二〇五	否	
二	臨時軍事費特別会計の終結に関する件	勅二一・二・二八 一一〇	要	規定を整備する。
三	持株会社整理委員会令の廃止に関する政令	政二六・七・一〇 二六一	要	返還株式及び清算中の持株会社であった会社に関する将来にわたる制限規定のみを残すこと。
四	連合国財産の返還等に関する政令	政二六・一・二三 六	要	字句の修正を行う必要がある。
五	連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令	政二六・一・二三 七	要	右に同じ。
六	連合国財産である株式の回復に関する政令	政二四・八・一六 三一〇	要	右に同じ。
七	ドイツ財産管理令	政二五・八・四 三五三	要	右に同じ。
八	閉鎖機関令	勅二三・三・一〇 七四	要	(1)字句の修正を加える。(2)強権的規定を削る。(3)閉鎖機関の指定解除、新会社の設立についての規定を追加する。
九	閉鎖機関整理委員会令	勅二三・三・一〇 七五	要	(1)字句の修正を加える。(2)強権的規定を削る。
一〇	閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令	政二三・八・二六 二六四	要	(1)字句の修正を加える。(2)平和条約議定書Bの時効期間の取り極めに応ずるため、所要の規定を追加する。
一一	横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令	政二四・七・三〇 二八八	要	字句の修正を加える。
一二	閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令	政二五・二・一九 三五六	要	右に同じ。
一三	特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令	政二五・二・二六 三六九	要	右に同じ。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一〇一。

(17)　賠償連絡協議会の設置に関する件

(昭和二六年九月二八日閣議決定)

「賠償連絡協議会」の設置に関する件（昭和二六年九月二八日閣議決定）

平和条約締結に伴う賠償交渉遂行に必要な諸問題の統一的処理を図るため、外務省に「賠償連絡協議会」（以下「協議会」という。）を置き、外務大臣の諮問に応じ賠償取極に関する方針及び処理方法を審議せしめる。

協議会は、差当り外務省、経済安定本部、大蔵省及び通商産業省を代表する委員をもって構成する。その他の関係各省代表及び民間の有識者は、必要に応じて出席を求めることとする。

理由

平和条約の締結に伴い賠償請求国との間に賠償取極を行う必要があるが、これに伴って賠償取極に関する基本的方針及び処理方法を急速に審議する必要があるからである。特に、この問題の取扱振り如何によっては今後のわが国の内外の政治経済関係に与える影響甚大なるものがあるにかんがみ、この問題の取扱は、厳に慎重を期すべきは当然であって、この協議会で充分に議を尽した上処理する必要があり、個別的な、不用意な意見の発表又は相手国との折衝等によって基本方針及び処理方法の統一が害せられるようなことは厳に避ける必要があるからである。

出所　大蔵省資料Z六二〇―九九。

(18)　講和と財政金融政策――四度ドッジ氏を迎えて民間の要望

(昭和二六年一一月一日大臣官房調査部)

講和と財政金融政策――四度ドッジ氏を迎えて民間の要望

(十一月一日調査部)

一、序
二、ドッジ氏見解の反響
三、四度ドッジ氏を迎えて
　1、減税について
　2、米の統制撤廃について
　3、インフレ抑制について
四、(附) 補正予算に対する論調

一、講和条約の批准を前にして、占領治下後半から強大な政治的権力と経済的実力によって強行せられたドッジ・ラインは、従来の要望として表示せられた民間の輿論が批判の声として積極的に叫ばれてきた。

二、ドッジ氏見解の反響

1、財界 イ、ドッジ・ラインを再び強化すれば生産を停滞させ輸出余力を減少する。 ロ、競争力がつくまで補給金、滞貨融資はある程度必要である。 ハ、二年前より客観情勢は相当かわっているから弾力性ある施策は必ずしもインフレを招来しない。	九・一四	読売
2、金融界 ドッジ・ラインの基本的方向は動かし難いとみているが、特に国民生活水準との関係を重視している。	九・一七	時事社説
3、通貨本位の偏った経済観は当然の順序としてあらゆる経済要素がその半面のみを誇張強調することになる。増税と金詰りとによって物価の引下を行わんとするが如き、重税と高金利とが輸出増進の最良方策だと結論するに等しい珍妙な経済観は是正さるべきである。	九・二九	東洋経済
4、ドッジ氏の構想は妥当なりや ドッジ氏の言う徹底した財政の荒療治はいまのわが国では採用し得ない。 イ、生活水準の引下げの如き国民が納得しても技術的に超え難い障碍につき当る。 ロ、物価高の問題もドッジ氏がいうように財政に多額の黒字を出したり、金融的措置に訴えたりするだけでは解決しない。氏の見解は通貨の面のみにとらわれて実体を見きわめぬものというほかはない。	一〇・三〇	朝日社説

三、四度ドッジ氏を迎えて

1、減税について イ、日本の極度に低い生活水準からみて、現行税制は相当の負担過重である。それに米価の改訂、電力ガス料金、鉄道運賃の値上げ等が行われるとき、ここで減税しないと事実上増税に等しい結果となる。歳入も来年度総額(減税後)八千億として、そのうち講和関係費を千五百億ないし二千億にとどめることができれば、それほど困難は生じないわけである。	一〇・二九	毎日社説
ロ、国民生活の水準が、この一年間に一割近く低下した、減税だけがその救済策である。	一〇・三〇	読売社説
政府はドッジ氏に実情を詳細に述べて了解を得ることに努めるべきである。	〃	時事社説
ハ、減税は不当な要求ではない。ドッジ氏が最も関心をもっている減税に対する	一一・二	東京社説
	一〇・三一	日経社説

反対も減税がインフレを助長するという理由によるであろう。しかし減税がどれだけインフレを助長するかは、減税しない場合その収入をどういう方向に支出するかということと関連して考えねばならぬ。その支出を大別して①国家消費、②賠償や外債などの対外支払、③財政投資に向けられる場合が考えられる。①②の場合は当然にインフレを防止することにはならず、③の場合のみが消費を節約して資本蓄積を増加することになるであろうがそれとても国民の租税負担を無視することができないし、消費の増大を招くとばかりもいえない。

ニ、日本においては資本蓄積がないため租税が増加すれば企業は銀行借入が多くなるのでインフレは進行する。

ホ、国民所得の不当な水ましを前提として偽装減税を行い、これを党利党略に利用せんとした池田財政の陰謀がドッジ氏のけい眼によって見破られた。

2、米の統制撤廃について

イ、米の統制撤廃は過度に楽観的であると強調したことは自由党政府に対する痛烈な警告と思われる。この際政府は反省して、行掛りにとらわれずに善処すべきであろう。

ロ、米の統制撤廃によって米の出回りがよくなり、統制にたずさわる人員が整理出来、価格差補給金もなくなる利点があるが、更に道義的、倫理的意味から

一〇・二〇	産経	金融界
一〇・三〇	産経	千葉政調会長
一〇・三〇	朝日	社説
一一・一	毎日	社説
一一・一	ダイヤモンド	土方成美
一〇・三〇	読売	社説
一〇・三〇	時事	社説同旨

も重要である。

3、インフレ抑制について

イ、インフレを抑制しなければならぬことには異論はない。しかし初めてドッジ政策が実施された昭和二十三、四年のインフレと今日いわれているインフレとは根本的に性質が違う。

ロ、現在の物価高にしてもインフレ対策的方法だけでは引下げ得ない。

ハ、物価騰貴は極力抑えなければならないが、それには原料の輸入を確保して今春のような思惑的なインフレを生ぜしめぬようにするとともに、鉄鋼原料のように特殊の事情が騰貴の有力原因となっているものについては、それに応じた対策を立てることが望ましい。

ニ、赤字財政からおこったインフレはドッジ氏の安定政策が根治した。他の原因から生じた今日のインフレにつき、最終的安定が得られることを期待する。

ホ、インフレ化を防ぐための金融統制は我国の実体にそわない。

ヘ、今回も依然としてかつての経済九原則につながる金融の側面からのみ一方的な強力なインフレ抑制一点張りの政策が強いられるのではないかという不安を多くのものが抱いている。われわれがドッジ氏に望むところは、以前の悪性インフレの頃とは全然情勢が変っていることを理解してもらって、現在とられつつある財政経済政策を補充し、強化してもらいたいということであ

一〇・三〇	日経	社説
二〇・二九	毎日	社説
一〇・三〇	産経	千葉政調会長
一〇・三一	産経	社説

る。

ト、ドッジ氏の見解に一喜一憂する前に国情にあった金融調整のあり方を、われわれの手で作りあげることがなにより大切なことである。

チ、金融政策の中枢を日銀政策委におくのがよい。

リ、今後のインフレ抑制の重点は講和インフレの対策にある。ドッジ氏は単に価格の引下げ、輸出の促進を説くのみで講和関係費の国力限度内抑制を主張しないのは遺憾である。

四、補正予算に対する論調

1、膨脹する本年度予算

本年度の八千億の予算は現在わが国の財政規模としてギリギリのものである。明年度も本年度より財政を膨脹させてはならない。講和に伴う新規経費も本年度の財政規模の範囲内で賄うべきである。

2、水増しの補正予算

資金面において時間的ズレが起り、ときにインフレをおこす危険なしとしない。従って周到な資金計画や物価、生産その他経済力調査の充分な裏づけがなされなくてはならぬ。

3、補正予算の意義

賠償その他の未知数はあっても、八千億の財政規模は日本経済のギリギリの点であろう。だから補正予算は来年度を通じていわゆる十五ヵ月予算の形式をとっていないにしても、実質的にわれわれは来年度予算を一貫したものと解せざるをえない。

一〇・六	日経	社説
一〇・六	産経	社説
一〇・七	読売	社説

4、物足りない補正予算

予想される明年度以降の財政膨脹に備えるための措置に重点がおかれているために、当面緊要と思われる諸政策が十分予算化されていないうらみがある。

5、補正予算と法人税重課

法人企業は現代組織において財政や家計と相並んで国民経済の中核的要素に外ならない。のみならず各戸家計の所得の大部分は、直接間接に法人企業の業績に依存するものである。まして税金の過重は必然的に生産原価の増大を招来し、物価引下げ、輸出増大などの時局要請に全く背く結果となることを考えなければならぬ。

6、補正予算案の意義

今度の補正予算が占領行政下における最後の予算案となるわけだが、これを前にしてわれわれの心を強くうつのは、一体来年度の予算案規模がどういうものになるかという点である。

7、補正予算案のもたらす暗影

イ、明年度予算案の編成が、補正予算案と切り離された事実は、明年度に対する不安をいよいよ高めたといってよい。

ロ、明年以降においては、補正予算実施後の歳入見積を限度として、これを以て賄い切れぬ歳出は、如何なる性質のものと雖もこれを受け入れぬという根本方針を期待する。

一〇・七	朝日	社説
一〇・七	時事	社説
一〇・八	毎日	社説
一〇・八	東洋	経済

出所　大蔵省資料Z五〇六―一三。

(19)　財閥の解体について（昭和二六年一二月総理府）

財閥の解体について（昭和二十六年十二月総理府）

資本の面からする財閥の解体は、持株会社整理委員会がこれに当っていたが、右任務は本年七月をもって終了した。即ち、各財閥本社の所有株式は既に全部処分ずみであり、又財閥本社の子会社、孫会社もいずれも持株処分ずみであって、嘗ての本社を中心とした傘状の財閥支配組織というものは崩壊し去った。又、旧財閥の資産実力も、これを三井の例にとってみれば、三井十一家は終戦後財産税法によって全資産の約九〇%を失い、残余資産は全然収益なき不動産及び動産であって三井本社株解散分配金も一家平均一千万円にすぎなく、現在総資産の実質価値は戦前資産の二千分の一に低落している。この状況は他の財閥各家についてもほぼ同様で、財閥の背景となっていた物的基礎はこの点から見ても完全に無力になっており、財閥指定者に対する経済活動の拘束が解かれたのもこれらの点が考慮された結果である。以上のような実情であるから、今後財閥の再現は、独禁法によって充分これを防止できるものと考えられている。

これに対し、十大財閥の同籍者及び主要な旧役員を排除してその人的結合を切り離すことは、財閥同族支配力排除法の目的である。しかして本法律の規定した手続に基く財閥関係役員に該当しないことの承認の申請が通算して七四一件（内承認六九一件不承認又は却下五〇件）、清算人の留任又は就任の承認に関する申請が通算して九七件（内承認九三件不承認又は却下四件）、承継会社の指定に関する申請が一三一件（内指定一一六件不指定一七件）、財閥会社指定に対する異議申立が四〇件（内承認一九件不承認二一件）、総計審査件数一、〇一一件であった。これらの申請中の個人申請は、本法律施行当時現職にあったものと、現職を離れていたが会社役員に復活を希望したものが大部分であったが、これら個人申請は、昭和二十四年以来急激に減少し、（承継会社指定に関する申請も、企業再建整備の完了に伴って殆んど無くなった。）本年上半期にいたっては、本法律に基く事務は事実上休業に近い状態となった。これは主として財閥関係役員の旧財閥系統会社への復帰の機会と可能性が失われたことによるものであって、このことは同時に、本法律が廃止されても、将来旧財閥が人的面で復活する惧れがなくなったことを示唆しているものと認めるものであるが、財閥関係役員の復帰の機会と可能性が少なくなったのは、主として次の理由によるものである。

(一)　本法律によって財閥関係役員に該当している人たちは、殆んど全部終戦前の役員で、既に相当の年配に達しており、本法律がなくても、又停年制等がなくても、今日においては既に退任していると認められる者も多いので、年齢の点からも復帰は困難であり、しかもこれらの人たちは、敗戦経済数年の激動期に財界活動を封ぜられていたために、今日ではいささか時代遅れの感をもたれており、この点からも可能性はいよいよ少くなっていると認められる。

(二)　又経済界においては、昭和二十二年一月四日の公職追放範囲拡充によって、所謂公職会社の常務級以上が全部退任せしめられ、加えて本法律によって旧役員が広範囲に排除されたために、旧財閥会社及びそれらの傘下の会社の役員陣に一時大きな動揺変化があって、各社を通じ部課長級が一躍社長とか常務に昇格するというようなことが起ったのは周知の通りであるが、それらの新役員も既に経験を積み事業経営に自信を有するに至ったので、会社としても今さら古手を迎える必要はなくなっており、又現在の幹部が自分たちの頭上に新たに人をもって来ることを望んでいないことも、人情の当然と思われるし、さらに従業員組合の圧力といったようなものをも考えると、復帰は極めて困難と認められる。

(三)　さらに又、財閥関係役員中には旧財閥の資本を背景として役員に就任していたものが多かったが、前述のようにこの背景が消滅しているので、その点からも復帰の可能性は極めて少ないと認められる。

以上は勿論一般論で、稀には旧役員が会社の首脳部に返り咲くことがあると思われるが、これはその人が、その社に必要な優秀な技術をもっているとか、経営の特殊才能をもっているとかいった場合であって、財閥との縁故関係に基づくものではないと思われる。

なお、本法律の適用が事実上停止されていることは、提案理由中に説明された通りであって、本法律に基づく事務を主管している財閥役員審査課の定員も、今次定員法の改正によって来年一月一日から零になることになっている。

編注　「財閥同族支配力排除法」は昭和二六年一二月二一日法律第三一五号によって、二七年一月一日廃止された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一一。

(20)　戦傷病者戦没者遺族等援護法案要綱（昭和二七年二月二六日閣議決定）

戦傷病者戦没者遺族等援護法案要綱（昭二七、二、二六）

第一、対象

一　昭和二十一年勅令第六十八号第一条に規定する「軍人若しくは準軍人又は内閣総理大臣の定める者以外の陸軍若しくは海軍の部内の公務員若しくは公務員に準ずべき者」であって、公務のため負傷し、若しくは疾病にかかったもの又はこれらの遺族

二　もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託、雇員、よう人、工員又は鉱員のうち昭和十六年十二月八日以降の戦地勤務の者（但し、死亡した後において、死亡の際にそ及してこれらの身分を取得した者を除く。以下同じ。）であって公務（これらの者に関しては昭和二十年九月二日前にあっては昭和十六年十二月八日以降の戦時災害に限る。以下同じ。）のため負傷し、若しくは疾病にかかったもの又はこれらの者の遺族

三　未復員者であって公務のため負傷し、若しくは疾病にかかった者又はこれらの遺族

（註）

一　「軍人軍属」とは、昭和二十一年勅令第六十八号第一条に規定する軍人、準軍人及び公務員、公務員に準ずべき者並びにもとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託、雇員、よう人、工員及び鉱員であって昭和十六年十二月八日以降の戦地勤務の者及び未復員者をいう。

第二、援護の種類

一　傷病者に対する援護
　1　障害年金の支給
　2　更生医療の給付
　3　補装具の支給
　4　国立保養所への収容

二　遺族に対する援護
　1　遺族年金の支給
　2　遺族一時金の支給

第三、障害年金

一　軍人軍属であって、公務のため負傷し、又は疾病にかかった者であって、その障害の程度が特別項症から第六項症までのものに対し障害年金を支給する。

二　金額

障害年金の金額は、左表の通りとする。

障害の程度	年金額
特項症	六六、〇〇〇円
一項症	五四、〇〇〇円
二項症	四八、〇〇〇円
三項症	四二、〇〇〇円
四項症	三六、〇〇〇円
五項症	三〇、〇〇〇円
六項症	二四、〇〇〇円

第四、更生医療及び補装具

一　軍人軍属であって、公務のため負傷し、又は疾病にかかり、身体に一定の機能障害のある者に対して、その機能障害を改善除去して職業能力を増進

するため、これらの者に対して必要な更生医療を行う。

二　軍人軍属であって、公務のため負傷し、又は疾病にかかり、身体に一定の機能障害のある者に対して、必要な補装具を支給するものとし、その支給には、その修理、再交付を含む。

第五、遺族年金及び遺族一時金

一　遺族年金

(一) 軍人軍属であって、公務のため負傷し、又は疾病にかかり、死亡した者の遺族には遺族年金を支給する。

(二) 遺族年金を支給すべき遺族の範囲

1　遺族の範囲は、本人の死亡当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者であって、左に掲げるものとする。

(イ) 配偶者（事実婚を含む。但し、夫は、不具廃疾の者に限る。）

(ロ) 子（十八歳未満の者又は不具廃疾の者に限る。）

(ハ) 父、母（六十歳以上の者又は不具廃疾の者に限る。）

(ニ) 孫（十八歳未満の者又は不具廃疾の者であって、他に扶養する者のないものに限る。）

(ホ) 祖父、祖母（六十歳以上の者又は不具廃疾の者であって、他に扶養する者のないものに限る。）

(三) 金額

1　遺族年金の額は、左の通りとする。

(イ) 配偶者　一万円

(ロ) 子、父母、孫、祖父、祖母一人につき　五千円

2　障害年金を受けていた者が当該年金を受けるべき事由となった負傷又は疾病以外の事由により死亡した場合に支給する遺族年金は、一定額を減額する。

二　遺族一時金

(一) 軍人軍属であって、昭和十六年十二月八日以降において公務のため負傷し又は疾病にかかり、死亡した者の遺族には、遺族一時金を支給する。

(二) 遺族一時金を支給すべき遺族の範囲及び順位

1　遺族の範囲は、本人の死亡当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者であって、左に掲げるものとする。

(イ) 配偶者（事実婚を含む。但し、夫は、不具廃疾の者に限る。）

(ロ) 子（十八歳未満の者又は不具廃疾の者に限る。）

(ハ) 父、母

(ニ) 孫（十八歳未満の者又は不具廃疾の者であって、他に扶養する者のないものに限る。）

(ホ) 祖父、祖母

2　遺族一時金の支給の順位は、前記1に掲げる順位とする。

(三) 金額

死亡者一人につき五万円とし、国債証券をもって交付する。

第六、この法律の施行に要する費用は、国庫の負担とする。

第七、この法律の施行に関する事務は、厚生省において処理する。

第八、この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

編注　当該法案は、右閣議決定案に自由党修正案を加味して国会に提出され、さらに国会で傷害年金額の増額などの修正を加えて成立、昭和二七年四月三〇日法律第一二七号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―一一八。

(21) ポツダム命令一覧（昭和二七年八月衆議院法制局）

ポツダム命令一覧（部門別・五十音順別）

（昭和二七年八月衆議院法制局）

はしがき

一、この一覧は、平和条約の発効、独立の回復とともに、ポツダム緊急勅令に基くポツダム命令は、どうなっているかを明らかにする意図のもとに、昭和二

十七年八月一日現在におけるポツダム命令の存廃の状況を一覧（部門別、五十音順別）に作成したものである。

二、部門別一覧は、ポツダム命令（その一部改正の命令及び他の法令を改廃した命令であって、(三)に掲げた命令以外の命令を除く。）を、網羅的に収録して、次のような四項目に区分し、各項目ごとに、部門に分類して、その公布年月日及び公布番号の順序に配列した。

(一) 平和条約発効後も法律としての効力を有するポツダム命令

(二) 平和条約発効の日から起算して百八十日間に限り法律としての効力を有するポツダム命令

(三) 既存の法令を改廃したポツダム命令中その規定の一部又はその経過規定が、平和条約発効後も法律としての効力を有するポツダム命令

(四) 廃止され又は失効したポツダム命令

なお、部門は、国会、行政、地方制度、司法・法務、公安、教育・文化、厚生、労働、財政、経済・産業、運輸・通信、建設、外事及び管理法令の十四部門に分類した。

三、前記(一)及び(三)に掲載した命令は、昭和二十七年四月二十八日（平和条約発効の日）までに、又は同日以後同年八月一日までに、平和条約の発効に伴う措置のされたものであり、(二)に掲載した命令は、同年四月二十八日までに、平和条約の発効に伴う措置のされなかったものであり、(四)に掲載した命令は、同年八月一日までに、廃止され、又は失効したすべてのものである。

四、五十音順別一覧は、部門別一覧に収録したポツダム命令を、五十音順に配列した。両者併せてポツダム命令の検索の便に資するよう配慮したのである。なお、同音内における命令は、その公布年月日及びその公布番号の順序に配列した。

五、略語例は、次のようである。

件名――命令の件名（題名を含む。）

昭二一、二、一、ポ勅六八――昭和二十一年二月一日「ポツダム」勅令第六十八号

政――政令

運令――運輸省令

厚令――厚生省令

内令――内務省令

逓令――逓信省令

通令――通商産業省令

電令――電気通信省令

総令――総理庁（府）令

商、文、運令――商工省令、文部省令、運輸省令

法、厚令――法務庁（府）令、厚生省令

大、外、内、司令――大蔵省令、外務省令、内務省令、司法省令

閣、内令――閣令、内務省令

総、農令――総理庁（府）令、農林省令

なお、五十音順別一覧においては、次のような略語例等を用いた。

存続又は廃止（失効）――平和条約発効後も法律としての効力を有するもの又は廃止され若しくは失効となったもの

部門別一覧の項目――前記二、における(一)、(二)、(三)及び(四)の各項目

部門――部門別一覧における部門

廃――明文をもって廃止されたもの

存――その規定の全部又は一部が平和条約発効後も法律としての効力を有するもの

附則、存――附則の規定が、平和条約発効後も、法律としての効力を有するもの

一八〇日――平和条約発効後百八十日間を限り法律としての効力を有するもの

附則、存廃止――附則の規定の一部が平和条約発効後も法律としての効力を有し、その他の規定が廃止の措置をされたもの

失――失効となったもの

一部、存失――規定の一部が平和条約発効後も法律としての効力を有し、その他の規定は、失効となったもの

昭和二十七年八月

衆議院法制局

ポツダム命令（部門別）

(一)　平和条約発効後も法律としての効力を有するポツダム命令

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令	
○行政		
恩給法ノ特例ニ関スル件（昭和二一、二、一、ポ勅六八）	昭二七、六、二〇、法二〇五により、昭二八、三、三一まで有効	
○司法・法務		
沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭二三、九、三〇、ポ政三〇六）	昭二七、五、法一三七により有効	
国外居住外国人等に対する債務の弁済のために供託の特例に関する政令（昭二五、二、二八、ポ政二二）	昭二七、三、三一、法四三により有効	
○公安		
婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭二二、一、一五、ポ勅九）	昭二七、五、法一三七により有効	
銃砲刀剣類等所持取締令（昭二五、一一、一五、ポ政三三四）	昭二七、三、二八、法一三により有効	
○教育・文化		
学校施設の確保に関する政令（昭二四、二、一、ポ政三四）	昭二七、四、一二、法八六により有効	
学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令（昭二六、九、二五、ポ政三〇七）	昭二七、三、三一、法四三により有効	
○厚生		
有毒飲食物等取締令（昭二一、一、三〇、ポ勅五二）	昭二七、四、二八、法一二〇により有効	
死産の届出に関する規程（昭二一、九、三〇、ポ厚令四二）	昭二七、四、二八、法一二〇により有効	
伝染病届出規則（昭二二、三、五、ポ厚令五）	昭二七、四、二八、法一二〇により有効	
○財政		
日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産に関する件（昭二一―ポ大・司令四）を改正する省令（昭二二、三、一〇、ポ大、司令一）	昭二七、三、三一、法四三により有効	
特別調達資金設置令（昭二六、六、一一、ポ政二〇五）	昭二七、三、三一、法四三により有効	
○経済・産業		
物価統制令（昭二一、三、三、ポ勅一一八）	昭二七、四、一二、法八八により有効	
地代家賃統制令（昭二一、九、二八、ポ勅四四三）	昭二七、四、一二、法八八により有効	
横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令（昭二四、六、三〇、ポ政二八八）	昭二七、三、三一、法四三により有効	
連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四、八、一六、ポ政三〇九）	昭二七、四、一二、法八七により有効	
ドイツ人工業所有権特別措置令（昭二五、一、一七、ポ政四）	昭二七、四、一二、法八七により有効	
連合国人商標戦後措置令（昭二五、一、二一、ポ政九）	昭二七、四、一二、法八七により有効	
持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（昭二六、七、一〇、ポ政二六一）	昭二七、三、三一、法四三により有効	
○運輸・通信		
航海ノ制限等ニ関スル件（昭二〇、一一、二五、ポ運令四〇）	昭二七、四、五、法七二により有効	
国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との交換に関する政令（昭二五、二、二八、ポ政二五）	昭二七、四、五、法七二により有効	
○建設		
空中写真の利用等に関する政令（昭二五、一〇、三、ポ政三〇二）	昭二七、四、二八、法九八により有効	
○外事		
外国人の財産取得に関する政令（昭二四、三、一五、ポ政五一）	昭二七、四、一二、法八八により有効	
外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四、八、一八、ポ政三一）	昭二七、四、一二、法八八により有効	
出入国管理令（昭二六、一〇、四、ポ政三一九）	昭二七、四、二八、	

件名・公布年月日及び公布番号	備考
○管理法令	
政治犯人等ノ資格回復ニ関スル件（昭二〇、一二、二九、ポ勅七三〇）	昭二七、五、七、法一三七により有効
閉鎖機関令（昭二二、三、一〇、勅七四）	昭二七、三、三一、法四三により有効
閉鎖機関整理委員会令（昭二二、三、一〇、ポ勅七五）	昭二七、三、三一、法四三により有効
閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（昭二三、八、二六、ポ政二六四）	昭二七、三、三一、法四三により有効
連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三、九、一二、ポ政二九八）	昭二七、四、二三、法九五により有効
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四、八、一、ポ政二九一）	昭二七、三、三一、法四三により有効
連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四、八、一八、ポ政三一〇）	昭二七、四、二三、法九五により有効
ドイツ財産管理令（昭二五、八、四、ポ政二五二）	昭二七、四、二三、法九五により有効
閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭二五、一二、一九、ポ政三五六）	昭二七、三、三一、法四三により有効
特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（昭二五、一二、二六、ポ政三六九）	昭二七、三、三一、法四三により有効
連合国財産の返還等に関する政令（昭二六、一、二二、ポ政六）	昭二七、四、二三、法九五により有効
朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二六、三、六、ポ政四〇）	昭二七、三、二八、法一六により有効
○行政	
退職手当金、年金其ノ他此等ニ準ズベキ利益ノ給付ノ制限ニ関スル件（昭二一、三、三、ポ勅一一六）	
昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭二三、七、三一、ポ政二〇一）	

(二)　平和条約の発効の日から起算して百八十日間を限り法律としての効力を有するポツダム命令

件名・公布年月日及び公布番号	備考
○経済・産業	
電気事業再編成令（昭二五、一一、二四、ポ政三四二）	
公益事業令（昭二五、一一、二四、ポ政三四三）	
○運輸・通信	
電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（昭二四、二、一五、ポ政四八）	
船舶運航令（昭二五、三、三一、ポ政四八）	
○管理法令	
兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件（昭二〇、一〇、一〇、ポ商、文、農、運令一）	
工場、事業場等ノ管理ニ関スル件（昭二一、二、二〇、ポ商、文令一）	
造船関係の工場、事業場等の管理についての省令（昭二一、八、三〇、ポ運令三二）	
財団法人大日本武徳会の解散等に関する省令（昭二一、一一、九、ポ内令四五）	
財団法人武蔵住宅協会等の解散に関する省令（昭二一、二、六、ポ内令五二）	
指定施設等の使用制限に関する省令（昭二二、一、三一、ポ商、文、農、運、厚令一）	
町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（昭二二、五、三、ポ政一五）	
特殊用途機械の破壊に関する政令（昭二二、一一、二二、ポ政二四）	
賠償充当設備等撤去令（昭二二、一二、二九、ポ政三一八）	
財団法人協助会の解散等に関する命令（昭二三、一、三一、ポ総、厚令一）	
鹿児島県大島郡十島村の区域に適用さるべき法令の暫定措置に関する政令（昭二六、一二、二一、ポ政三八〇）	
旧名「昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令」	

(三) 既存の法令を改廃したポツダム命令中その規定の一部又はその経過規定が平和条約発効後も法律としての効力を有するポツダム命令

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令
○教育・文化	
明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費ニ関スル法律等廃止ノ件（昭二一、二、二、ポ勅七一）	同令附則三項は、昭二七、四、一二、法八六により及び同六項は、昭二七、三、三一、法四三により有効
○財政	
外貨債処理法等ノ廃止及外国為替管理法等中改正ノ件（昭二〇、一一、二五、ポ大令一〇一）	同令附則二項及び四項は、昭二七、三、法四三により有効
日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令（昭二五、七、一一、ポ政二二四）	同令附則二項から四項までは、昭二七、三、三一、法四三により有効
○経済・産業	
軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令（昭二二、五、二四、ポ勅二八三）	同令附則二項及び三項は、昭二七、三、三一、法四三により有効
重要産業団体令を廃止する等の勅令（昭二一、九、二八、ポ勅四四六）	同令附則三項及び四項は、昭二七、四、一二、法八七により有効
肥料配給公団令（昭二二、四、三〇、ポ勅一七一）（失効の日までにした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に関する部分）	同令附則二項及び四項は、昭二七、四、法七三により有効
生糸等数量報告等に関する件及び生糸の譲渡等に関する件を廃止する省令（昭二二、一二、二九、ポ商、農令七）	同令附則二項は、昭二七、四、一二、法八七により有効
輸出向絹織物の製造等に関する件を廃止する省令（昭二二、一二、二九、ポ商令三七）	同令附則三項は、昭二七、四、一二、法八七により有効
真珠又は真珠製品の取引の禁止等に関する省令を廃止する省令（昭二三、一二、二四、ポ商令四五）	同令附則二項は、昭二七、四、一二、法八七により有効
会社等臨時措置法等を廃止する政令（昭二三、一二、三一、ポ政四〇二）	同令附則五条、七条及び九条は、昭二七、五、七、法一三七により有効
外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令（昭二五、三、一八、ポ政三五）	同令附則二項は、昭二七、三、三一、法四三により有効
特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令（昭二五、六、一五、ポ通令五五）	同令附則二項は、昭二七、四、一二、法八七により有効
輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令（昭二六、六、三〇、ポ政二四一）	同令附則二項は、昭二七、四、一二、法八七により有効
会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令（昭二六、六、三〇、ポ政二四七）	同令附則八項は、昭二七、三、三一、法四三により有効
○運輸・通信	
国内航空運送事業令（昭二五、一一、一、ポ政三二七）	同令附則二項但書は、昭二七、七、一五、法二三一により有効
○管理法令	
兵役法廃止等ニ関スル件（昭二〇、一一、一七、ポ勅六三四）	同令附則三項は、昭二七、四、一二、法八七により有効
陸軍刑法を廃止する等の政令（昭二二、五、一七、ポ政五二）	同令七条は、昭二七、四、二八、法一二〇により有効
中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令（昭二四、三、一〇、ポ大令一〇）	同令附則三項及び四項は、昭二七、三、三一、法四三により有効

(四) 廃止され又は失効したポツダム命令

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令
○国会	
衆議院議員選挙人名簿ノ特例ニ関スル件（昭二〇、一二、二九、ポ勅七三一）	昭二七、法　三、二八、一四により廃止
衆議院議員ノ議員候補者タルベキ者ノ資格確認ニ関スル件（昭二一、一、三〇、ポ内令二）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
衆議院議員選挙法第百一条ノ三及第百四条ノ規定ノ適用ニ関スル件（昭二一、二、二二、ポ勅九六）	昭二五、法　四、一五、一〇一により廃止
選挙運動ノ費用等ノ届出ニ関スル件（昭二一、三、六、ポ内令一一）	昭二三、ポ総令　一、一、四により廃止
衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭二一、四、二三、ポ内令二三）	昭二七、法　三、二八、一四により廃止
衆議院議員及地方議会の議員等の選挙に関する選挙運動の費用及び選挙運動に関する収入の公開に関する省令（昭二二、一、九、ポ内令一）	昭二三、ポ総令　一、一、四により廃止
公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する省令（昭二二、四、一八、ポ内令二五）	昭二七、法　五、四、一四二により廃止
内閣総理大臣から覚書に掲げる条項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令（昭二三、一二、一六、ポ総令七六）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
○行政	
交易営団解散令（昭二一、六、二〇、ポ勅三三〇）	未施行のまま昭二四、一二、一、法二三二により廃止
公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令を改正する勅令（昭二二、一、四、ポ勅一）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
旧名「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件（昭二二、一、二八、ポ勅一〇九）」	
昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の特例に関する勅令（昭二二、二、二八、ポ勅六一）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の指定の解除の訴願に関する勅令（昭二二、三、一、ポ勅六五）	昭二三、ポ政　三、二七、六二により廃止
昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）第八条に対する特例に関する命令（昭二二、三、二〇、ポ閣、内令五）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
復員庁の部局に対する措置に関する政令（昭二二、一〇、一五、ポ政二一五）	昭二三、ポ政　五、二九、二四により廃止
第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令（昭二二、一二、三〇、ポ政三二五）	昭二三、ポ政　五、二九、二四により廃止
引揚援護庁設置令（昭二三、五、二九、ポ政一二四）	昭二七、法　七、三一、二七三により廃止
解散団体財産売却理事会令（昭二三、九、四、ポ政二八五）	昭二七、法　七、二一、二四〇により廃止
公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特免に関する政令（昭二四、二、八、ポ政三九）	昭二六、ポ政　三、二八、五一により廃止
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四、三、三、ポ総、農令二）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
外国為替管理委員会令（昭二四、三、一六、ポ政五三）	昭二四、法　一二、二二八により廃止
政府職員に対する退職手当の停止に関する政令（昭二四、七、一一、ポ政二六四により廃止	昭二四、法　一四により廃止

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令
特例に関する省令（昭二二、四、一八、ポ内令二五）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
内閣総理大臣から覚書に掲げる条項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令（昭二三、一二、一六、ポ総令七六）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
○行政	
交易営団解散令（昭二一、六、二〇、ポ勅三三〇）	未施行のまま昭二四、一二、一、法二三二により廃止
公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令を改正する勅令（昭二二、一、四、ポ勅一）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
旧名「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件（昭二二、一、二八、ポ勅一〇九）」	
昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の特例に関する勅令（昭二二、二、二八、ポ勅六一）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の指定の解除の訴願に関する勅令（昭二二、三、一、ポ勅六五）	昭二三、ポ政　三、二七、六二により廃止
昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）第八条に対する特例に関する命令（昭二二、三、二〇、ポ閣、内令五）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
復員庁の部局に対する措置に関する政令（昭二二、一〇、一五、ポ政二一五）	昭二三、ポ政　五、二九、二四により廃止
第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令（昭二二、一二、三〇、ポ政三二五）	昭二三、ポ政　五、二九、二四により廃止
引揚援護庁設置令（昭二三、五、二九、ポ政一二四）	昭二七、法　七、三一、二七三により廃止
解散団体財産売却理事会令（昭二三、九、四、ポ政二八五）	昭二七、法　七、二一、二四〇により廃止
公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特免に関する政令（昭二四、二、八、ポ政三九）	昭二六、ポ政　三、二八、五一により廃止
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四、三、三、ポ総、農令二）	昭二七、法　四、二一、九四により廃止
外国為替管理委員会令（昭二四、三、一六、ポ政五三）	昭二四、法　一二、二二八により廃止
政府職員に対する退職手当の停止に関する政令（昭二四、五、一六、ポ政九五）	昭二四、法　一四により廃止
昭和二十四年度及び昭和二十五年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令（昭二四、七、一一、ポ政二六四）	昭二五、法　五、四、一四二により廃止
出入国管理庁設置令（昭二五、九、三〇、ポ政二九五）	昭二六、ポ政　一〇、四、三二〇により廃止
公職資格審査会設置令（昭二六、六、一八、ポ政二二一）	昭二六、ポ政　一一、六、三五一により廃止
日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令（昭二六、八、一五、ポ政二八五）	昭二六、法　一一、二八、二六七により廃止
入国管理庁設置令（昭二六、一〇、四、ポ政三二〇）	昭二七、法　七、三一、二六八により廃止
○地方制度	
市町村長の立候補禁止等に関する勅令（昭二二、一、四、ポ勅三）	昭二六、ポ政　二、一五、二六により廃止
町内会部落会又はその連合会の長の選挙に関する勅令（昭二二、一、四、ポ勅四）	昭二二、ポ勅　三、三、六七により廃止
地方団体ノ吏員等連合国最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキノ退隠料等ヲ受クルノ資格又ハ権利ノ喪失等ニ関スル件（昭二二、二、一六、ポ勅八一）	昭二七、法　四、一一、八二により廃止
○司法・法務	
第一復員裁判所及第二復員裁判所令（昭二〇、一一、二四、ポ勅六五八）	昭二一、ポ勅　五、一八、二七八により廃止
朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍ヲ北緯三十度以南（口之島ヲ含ム）本島人及鹿児島県又ハ沖縄県ニ有スル者登録令（昭二一、二、一三、ポ厚、内、司令一）	昭二七、法　四、二八、二六により廃止
民事裁判権の特例に関する勅令（昭二一、五、一五、ポ勅二七三）	昭二七、法　五、七、二七により廃止
刑事裁判権等の特例に関する勅令（昭二一、五、一五、ポ勅二七四）	昭二五、ポ政　一〇、三一、三一五により廃止
出生及び死亡の届出等に関する件（昭二一、六、二六、ポ司令四七）	昭二二、法　二二、二二四により廃止
出生、死亡及び死産の報告に関する省令（昭二二、六、二一、ポ司、厚令一）	昭二七、法　五、七、一三七により廃止
ハンス・ゼーリッヒの財産の登記に関する命令（昭二三、一二、二二、ポ大、法令二）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令
スタンダード・ブランズ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドッウェル・エンド・コムパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令（昭二四、九、一七、ポ法、大令二）不法入国者等退去強制手続令（昭二六、二、二八、ポ政三三）	昭二七、三、三一、法四三により廃止 昭二六、一〇、四、ポ政三一九により廃止
○公安	
銃砲等所持禁止令（昭二一、六、三、ポ勅三〇〇） 自動車の登録等に関する省令（昭二二、二、二一、ポ内令八） 飲食営業緊急措置令（昭二二、七、一、ポ政一一八） 警察予備隊令（昭二五、八、一〇、ポ政二六〇）	昭二五、一一、五、ポ政三三四により廃止 昭二七、四、五、法七二により廃止 昭二四、五、七、法五二により廃止 昭二七、七、三一、法二六五により廃止
○教育・文化	
宗教法人令（昭二〇、一二、二八、ポ勅七一九） 国民学校等ニ於テ使用スル教科用図書ノ提出ニ関スル件（昭二一、三、二、ポ文令八） 外国映画の調査等に関する件（昭二一、七、二七、ポ内令三一） 外国人の著作権の調査に関する省令（昭二二、一、二〇、ポ内令四） 教職員の除去、就職禁止及び復職等に関する勅令を改正する政令（昭二二、五、二二、ポ政六二） 旧令「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件（昭二一、五、七、ポ勅二六三）」 連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令（昭二二、二、六、ポ内令七）	昭二六、四、三、法一二六により廃止 昭二七、四、一、八六により廃止 昭二七、四、一二、八六により廃止 昭二七、四、一二、八六により廃止 昭二七、四、九、七九により廃止
○厚生	
塩酸ヂアセチルモルヒネ及其ノ製剤ノ所有等ノ禁止及没収ニ関スル件（昭二〇、一一、二〇、ポ厚令四四） 花柳病予防法特例（昭二〇、一一、二二、ポ厚令四五） 麻薬原料植物ノ栽培、麻薬ノ製造、輸入及輸出等禁止ニ関スル件（昭二〇、一一、二四、ポ厚	昭二三、七、一〇、法一二三により廃止 昭二三、七、一五、法一六七により廃止 昭二三、七、一〇、法一二三により廃止
令四六） 特殊物件中ノ麻薬ノ保管及受払ニ関スル件（昭二一、三、七、ポ厚令八） 都会地転入抑制緊急措置令（昭二一、三、九、ポ勅一二六） 全改、改題――「都会地転入抑制法」 麻薬取締規則（昭二一、六、一九、ポ厚令二五） 死因不明死体の死因調査に関する省令（昭二二、一、一七、ポ厚令一） 大麻取締規則（昭二二、四、二三、ポ厚、農令）	昭二三、七、一〇、法一二三により廃止 昭二三、七、一〇、法二二三により廃止 昭二四、六、一〇、法二〇四により廃止 昭二三、七、一〇、法一二四により廃止
○労働	
港湾荷役力及船舶等造修能力ノ確保昂上ニ関スル件（昭二〇、一〇、一二、ポ厚、運令一） 労務者ノ就職及従業ニ関スル件（昭二一、一、一〇、ポ厚令二） 労働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する省令（昭二一、一二、一四、ポ厚、運、内令一）	昭二七、四、五、法七二により廃止 昭二七、四、七、法七五により廃止 昭二七、四、七、法七五により廃止
○財政	
連合国占領軍ノ発行スル「B」号円表示補助通貨ニ関スル件（昭二〇、九、二四、ポ大令七九） 戦争終結後復員シタル陸海軍ノ軍人等ニ対シ支給シタル退職賞与金ノ国庫返納ニ関スル件（昭二一、二、二七、ポ勅一〇五） 臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル件（昭二二、二、二八、ポ勅一一〇） 軍人及軍属ニ交付セラレタル賜金国庫債券ヲ無効トスルコトニ関スル件（昭二一、二、二八、ポ勅一一二） 通貨等製造工場管理規則（昭二一、三、四、ポ大令二八） 関税法の罰則等の特例に関する勅令（昭二一、五、一七、ポ勅二七七） 軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（昭二一、六、二〇、ポ大令七三） 連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の	昭二三、七、一五、ポ大令六三により廃止 昭二七、三、三一、四三により廃止 昭二七、三、三一、四三により廃止 昭二七、三、三一、四三により廃止 昭二七、四、七、法七五により廃止 昭二七、三、三一、四三により廃止 昭二三、七、一〇、法一〇七により廃止 昭二七、三、三一、四三により廃止 昭二七、三、三一、

取締等に関する件（昭二一、七、九、ポ大令七七） 連合国占領軍の発行する弗表示軍票の取締等に関する件指定（昭二二、九、三〇、ポ大、通令一） 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令（昭二一、二、二九、ポ勅六三四） 皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する省令（昭二二、二、二一、ポ大、内令一） 英国占領軍の発行する磅表示の軍票又は英国占領軍の使用する濠洲貨幣の取締に関する省令（昭二二、五、二九、ポ大令五八） 連合国占領軍に対しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに関し定める省令（昭二三、二、二六、ポ大令二一）	昭二五、八、一六、法四三により廃止 昭二五、七、一一、ポ政二二四により廃止 昭二七、三、三一、法四三により廃止 昭二五、八、一六、ポ大、電令一により廃止 昭二三、七、一〇、法一一九により廃止
米国対日援助見返資金特別会計からする貿易特別会計に対する繰入金等に関する政令（昭二五、七、一一、ポ政二二六） けい、船予備員の給与に充てるべき補助金の交付に関する政令（昭二五、八、三一、ポ政二八一）	昭二六、九、二五、ポ政三〇七により廃止 昭二七、四、五、法七二により廃止
○経済・産業	
工鉱業関係会社ノ事業報告書ニ関スル件（昭二〇、九、二九、ポ農、商令一） 金、銀又ハ白金ノ取引等取締ニ関スル件（昭二〇、一〇、一五、ポ勅五七七） 金、銀又ハ白金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件（昭二〇、一〇、一五、ポ勅五七八） 労務充足ニ関スル件（昭二〇、一〇、二五、ポ厚令四一） 外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ閉鎖ニ関スル件（昭二〇、一〇、二六、ポ大、外、内、司令一） 外国為替管理法ノ罰則ノ特例ニ関スル件（昭二〇、一〇、三一、ポ勅六一五） 会社ノ解散ノ制限等ノ件（昭二〇、一一、二四、ポ勅六五七） 外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ資産及負債ノ整理ニ関スル件（昭二〇、一一、二四、ポ大、外、内、司令二）	昭二七、四、一二、法八七により廃止 昭二五、一、一二八により廃止 昭二四、一二、一、法二二八により廃止 昭二七、四、七、法七五により廃止 昭二二、三、一〇、ポ勅七四により廃止 昭二四、一二、一、法二二八により廃止 昭二六、六、三〇、ポ政二四七により廃止 昭二二、三、一〇、ポ勅七四により廃止
全国金融統制会ノ清算ニ関スル件（昭二〇、一二、二六、ポ大、司令三） 生糸等ノ数量報告等ニ関スル件（昭二〇、一二、二七、ポ商、農令一） 航空機等ニ関スル措置ニ関スル件（昭二〇、一二、二九、ポ商、文、運令一） 国際的協定又ハ国際的契約ノ禁止等ニ関スル件（昭二一、一二、ポ勅三三） 真珠又ハ真珠製品ノ取引ノ禁止等ニ関スル件（昭二二、一、二九、ポ商令四） 閉鎖機関保管人委員会等ニ関スル件（昭二一、二、六、ポ大、外、司令一） 持株会社整理委員会令（昭二一、四、二〇、ポ勅二三三） 生糸ノ譲渡等ニ関スル件（昭二一、四、二〇、ポ商、農令二） 会社配当等禁止制限令（昭二一、四、二七、ポ勅二四三） 絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件（昭二一、五、一四、ポ商令一七） 特許権の処分の制限等に関する件（昭二一、五、三一、ポ商令二〇） 鉛屑回収規則（昭二一、六、一九、ポ商令二五） 化学肥料の緊急増産に関する件（昭二一、六、一九、ポ商令二六） 貿易等臨時措置令（昭二一、六、二〇、ポ勅三二八） 閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する勅令（昭二一、六、二〇、ポ勅三二九） 輸出向絹織物の製造等に関する件（昭二一、七、一五、ポ商令三三） 漁業法の罰則の特例に関する勅令（昭二一、一一、七、ポ勅五二九） ベンゾールの使用制限に関する省令（昭二一、一一、一一、ポ商令四八） パイプ類臨時措置規則（昭二一、一一、一四、ポ商令四九）	昭二四、七、一五、ポ法、大令一により廃止 昭二二、一二、二九、ポ商、農令七により廃止 昭二七、七、一六、法二三七により廃止 昭二六、一二、五、ポ政三二六九により廃止 昭二三、一二、二四、ポ商令四五により廃止 昭二二、三、一〇、ポ勅七五により廃止 昭二六、七、一〇、ポ政二六一により廃止 昭二二、一二、二九、ポ商、農令七により廃止 昭二二、一二、一六、法一九〇により廃止 昭二七、四、一二、八七により廃止 昭二五、六、一五、ポ通令五五により廃止 昭二三、四、二六、商令一二により廃止 昭二七、四、一二、八七により廃止 昭二四、一二、一、法二二八により廃止 昭二三、八、二三、ポ政二六四により廃止 昭二二、一二、二九、商令三七により廃止 昭二七、四、七、法七四により廃止 昭二四、一一、一二、ポ商令六により廃止 昭二七、四、一二、法八七により廃止

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令
会社の証券保有制限等に関する勅令（昭二一、一一、二五、ポ勅五六七）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（昭二二、一、三一、ポ勅三六）	昭二七、法四、一二、八七により廃止
肥料配給公団令（昭二二、四、二〇、ポ勅一七一）	昭二二、四、二〇、ポ勅一七一により昭二六、四、一、失効
漁船登録規則（昭二二、一二、一、ポ総、農令五）	昭二五、法一五、一三、七八により廃止
農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員等への就職禁止に関する命令（昭二三、三、一五、ポ総、農令二）	昭二四、三、三、ポ総、農令二により廃止
重要物資在庫緊急調査令（昭二三、三、二七、ポ政六五）	昭二七、法四、一二、八七により廃止
在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（昭二三、七、二〇、ポ大令二六五）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
昭和二十年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会への就職禁止に関する命令（昭二三、一〇、一四、ポ総、農令一二）	昭二七、法四、二一、九四により廃止
金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四、三、一五、ポ政五二）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭二四、六、三、ポ政一九九）	昭二四、一二、一、法二二八により廃止
輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令（昭二四、七、一五、ポ政二六六）	昭二六、六、三〇、ポ政二四一により廃止
貴金属地金の取引等についての帳簿及び報告に関する政令（昭二四、八、一、ポ政二九二）	昭二五、五、一、法一二八により廃止
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合会の役員等への就業禁止に関する命令（昭二四、八、二四、ポ総、農令一）	昭二七、法四、二一、九四により廃止
特定標章の使用の禁止等に関する政令（昭二四、九、九、ポ政三二九）	昭二七、法四、一二、八七により廃止
外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭二四、一〇、二五、ポ政三五三）	昭二四、法一二、一、二二八により廃止
日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭二四、一二、一、ポ政三七四）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭二四、一二、七、ポ政三八四）	昭二七、法四、七、七三により廃止
財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭二五、一、二一、ポ政七）	昭二七、法一五、七、七三により廃止
財閥標章の使用の禁止等に関する政令（昭二五、一、二一、ポ政八）	昭二七、法四、一二、八七により廃止
自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭二五、九、一一、ポ政二八八） 旧名「自作農の創設に関する政令」	昭二五、ポ政一〇、九、三〇七により改題 昭二七、法一五、七、二三〇により廃止
三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令（昭二五、二一、二一、ポ政三四〇）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
指定外国証券の報告に関する政令（昭二六、七、九、ポ政二五九）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令（昭二六、一〇、一一、ポ政三二九）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
○運輸・通信	
造船事業関係会社ノ事業報告書ニ関スル件（昭二〇、一〇、六、ポ運令二四）	昭二七、法四、五、七二により廃止
連合国占領軍ノ為ス郵便物、電報及電話通話ノ検閲ニ関スル件（昭二〇、一〇、一二、ポ閣令四三）	昭二七、法三、二二、七により廃止
復員官署ニ於テ運航スル船舶ニシテ復員又ハ掃海ニ使用スルモノ乗員ニ付船員法等ノ一部準用ノ件（昭二一、五、二四、ポ勅二八五）	昭二七、法四、五、七二により廃止
東亜海運株式会社の解散に関する勅令（昭二一、一一、二二、ポ勅五六三）	昭二七、法三、三一、七二により廃止
鉄道営業法第三条第二項の規定の適用除外に関する政令（昭二二、六、二八、ポ政一一三）	昭二三、法一七、七、一二により廃止
海外に発著する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令（昭二二、一一、七、ポ逓令三二）	昭二五、ポ電令一九、一三により廃止
船舶運行管理令（昭二四、一、二六、ポ政二六）	昭二五、ポ政三、三一、四八により廃止
漁船の操業区域の制限に関する政令（昭二四、八、一五、ポ政三〇六）	昭二七、法四、七、七四により廃止
海外に発着する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令（昭二五、九、一、ポ電令一三）	昭二六、一二、二五、ポ電令三四により廃止

船員外航従事令（昭二五、一〇、一〇、ポ政三〇八）	昭二六、一二、一、ポ政三六五により廃止
国内航空運送事業令（昭二五、一一、一、ポ政三二七）	昭二七、七、一五、法二三一により附則二項但書の規定を除き廃止
航空機の出入国等に関する政令（昭二七、三、三一、ポ政六五）	昭二七、三、三一、ポ政六五により平和条約発効の日に失効。
○建設	
住宅緊急措置令（昭二〇、一一、二一、ポ勅六四一）	昭二七、法三、二九、一九により廃止
建築調査令（昭二〇、一二、二九、ポ閣、内令三）	昭二二、ポ閣、内令三、三一、七により廃止
臨時建築制限令（昭二一、五、二九、ポ勅二八八）	昭二二、ポ勅二、八、四五により廃止
○外事	
連合国将兵よりの物品買受等禁止に関する件（昭二一、七、三〇、ポ内、司令一）	昭二二、ポ政一、八、二五、一六五により廃止
外国人登録令（昭二二、五、二、ポ勅二〇七）	昭二七、四、二八、法一二五により廃止
連合国占領軍、その将兵又は連合国占領軍に附属し若しくは随伴する者の財産の収受及び所持の禁止に関する政令（昭二二、八、二五、ポ政一六五）	昭二四、一二、一五、ポ政三八九により廃止
ドイツ国有限会社ハインリッヒ・コッペルスの不動産移転に関する命令（昭二四、二、四、ポ大、法令一）	昭二七、法四三により廃止
連合国人所有自動車購入登録規則（昭二四、四、一二、ポ運令一〇）	昭二六、ポ運令六、四四により廃止
外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令（昭二四、七、一六、ポ政二七二）	昭二七、法四、一二、八六により廃止
出入国の管理に関する政令（昭二四、八、一〇、ポ政二九九）	昭二六、一〇、ポ政三一九により廃止
引揚者の秩序保持に関する政令（昭二四、八、一一、ポ政三〇〇）	昭二七、法一二〇により廃止
連合国占領軍財産等収受所持禁止令（昭二四、一二、一五、ポ政三八九）	昭二七、法五、七、一三七により廃止
外国人の事業活動に関する政令（昭二五、一、一四、ポ政三）	昭二六、五、四、一三三により廃止
連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令（昭二五、一、二一、ポ政一一）	昭二六、法二六七により廃止
外国人の商号に関する臨時措置令（昭二五、一、二八、ポ政一二）	昭二七、法五、七、一三七により廃止
北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭二五、七、一一、ポ政二二七）	昭二七、法四、二八、一二六により廃止
連合国人に対する刑事事件等特別措置令（昭二五、一〇、三一、ポ政三二四）	昭二七、法一三七により廃止
外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭二六、五、四、ポ政一三三）	昭二七、法二三一により廃止
○管理法令	
昭和二十年勅令第五百四十二号（「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件）（昭二〇、九、二〇、勅五四二）	昭二七、法四、一一、八一により廃止
昭和二十年勅令第五百四十二号（「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件）施行ニ関スル件（昭二〇、九、二〇、ポ勅五四三）	昭二七、政四、二八、一二〇により廃止
連合国財産ノ保全ニ関スル件（昭二〇、九、二六、ポ大令八〇）	昭二六、ポ政一、二二、六により廃止
自動車特別使用収用規則（昭二〇、一〇、六、ポ運令二三）	昭二七、法四、五、七二により廃止
工場事業場、研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件（昭二〇、一〇、一〇、ポ閣、文、農、商、運令一）	昭二七、法四、一一、八二により廃止
要求物資使用収用令（昭二〇、一一、一九、ポ勅六三五）	昭二七、法三、三一、四三により廃止
土地工作物使用令（昭二〇、一一、一九、ポ勅六三六）	昭二六、ポ運令六、九、四四により廃止
外国為替資金等ノ分離保管ノ件（昭二〇、一一、二四、ポ勅六五六）	昭二七、法四、一二、八六により廃止
中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令（昭二〇、一二、二七、ポ大令一〇八）	昭二五、政三、一八、三五により廃止
制定当時の件名は、「印度支那銀行東京支店ノ業務及管理ニ関スル件」であり、その後昭二三、一二、一七、ポ大令一〇八により、前記の題名に改められた。その間数度にわたる改題があったが、これは、省略した。	昭二四、ポ大令一〇八により廃止

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
永楽土地建物株式会社ノ財産ノ取引ノ制限等ノ件（昭二一、二、一六、ポ勅八二）	昭二一、ポ勅四一九、四、八により廃止	廃	(四)	公安
昭和二十年八月十五日以後ノ朝鮮ヨリノ送金、朝鮮ニ対スル取立又ハ朝鮮ニ在リタル預貯金等ノ預ケ換等ニ依リテ生ジタル銀行預金ノ払戻ニ関スル件（昭二一、三、二八、ポ大令四一）	昭二六、一一、七、ポ大令九二により廃止	廃	(四)	管理法令
生ゴム、ニッケル地金、錫地金又ハアンチモニー地金ノ調査報告ニ関スル件（昭二一、三、三〇、ポ商令一〇）	昭二七、法　四、一二、八七により廃止	廃	(四)	厚生
掠奪品ノ没収及報告ニ関スル件（昭二一、五、九、ポ内令二五）	昭二七、法　四、二三、九五により廃止	廃	(四)	管理法令
臨時貴金属数量等報告令（昭二一、五、一六、ポ勅二七五）	昭二四、八、一、ポ政二九二により廃止	廃	(四)	管理法令
特定財産管理令（昭二一、五、二五、ポ勅二八六）	昭二七、法　三、二八、一六により廃止	廃	(四)	厚生
連合国財産の返還等の件（昭二一、五、三一、ポ勅二九四）	昭二六、ポ政　一、二二、六により廃止	廃	(四)	管理法令
鉛の調査報告に関する件（昭二一、六、一七、ポ商令二四）	昭二七、法　四、一二、八七により廃止	廃	(四)	行政
正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であった者の調査に関する件（昭二一、六、二〇、ポ内令三〇）	昭二七、法一三七により廃止	廃	(四)	財政
特定商社財産の管理に関する件（昭二一、七、三一、ポ大、司令六）	昭二五、ポ政二五二により廃止	廃	(四)	管理法令
外国人出資の報告に関する省令（昭二一、一一、二七、ポ大令一二〇）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	廃	(四)	厚生
外国に本店を有する会社の本邦内に在る支店、出張所等の報告に関する省令（昭二二、一、二七、ポ大令九）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	廃	(四)	管理法令
「科学技術者経歴調査書」提出に関する命令（昭二二、五、七、ポ総、内、大、文、厚、農、商、運、逓令一）	昭二七、法　四、一一、八二により廃止	廃	(四)	運輸・通信
イースト・エイシャ・ミッションの財産に関する件指定（昭二二、八、六、ポ大、司令四）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	廃	(四)	管理法令
外国に本店を有する会社等の本邦にある支店、出張所その他の事務所の所有又は管理する財産の保全に関する省令（昭二三、三、一九、ポ大令三一）	昭二五、七、三、ポ大令七六により廃止	廃	(四)	管理法令
解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭二三、九、三〇、ポ政三三八）	昭二七、法　七、二一、二四〇により廃止	廃	(四)	行政

ポツダム命令（五十音順別）

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
（い）				
飲食営業緊急措置令（昭二二、七、一、ポ政一一八）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	廃	(四)	公安
イースト・エイシャ・ミッションの財産に関する件指定（昭二二、八、六、ポ大、司令四）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	廃	(四)	管理法令
（え）				
塩酸ヂアセチルモルヒネ及其ノ製剤ノ所有等ノ禁止及没収ニ関スル件（昭二〇、一一、二〇、ポ厚令四四）	昭二七、法　七、七、二四〇により廃止	廃	(四)	厚生
永楽土地建物株式会社ノ財産ノ取引ノ制限等ノ件（昭二一、一六、ポ勅八二）	昭二七、法一三七により廃止	廃	(四)	管理法令
英国占領軍の発行する磅表示の軍票又は英国占領軍の使用する濠洲貨幣の取締に関する省令（昭二二、五、二九、ポ大令五六）	昭二七、法　五、七、一三七により廃止	廃	(四)	財政
（お）				
恩給法ノ特例ニ関スル件（昭二一、二、一、ポ勅六八）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	存	(一)	行政
株式会社イリス商会の財産に関する命令（昭二三、一二、二一、ポ大、法令三）	昭二七、法二四〇により廃止	廃	(四)	経済・産業
ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭二四、二、一一、ポ政四六）	昭二七、法　七、二一、三、三一、四三により廃止	廃	(四)	経済・産業
団体等規正令（昭二四、四、四、ポ政六四）	昭二七、法一三七により廃止	廃	(四)	教育・文化
旧名「政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件（昭二一、二、二三、ポ政一〇一）」	昭二七、法　五、七、一三七により廃止	廃	(四)	管理法令
占領目的阻害行為処罰令（昭二五、一〇、三一、ポ政三二五）		廃	(四)	外事
旧名「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令（昭二一、六、一二、ポ勅三一一）」		廃	(四)	経済・産業
スガモ・プリズンの営繕及び調達事務の管理に関する臨時措置令（昭二七、三、三一、ポ政六一）	昭二七、ポ政六一により発効の日に失効	廃	(四)	運輸・通信
外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭二六、四、ポ政一三三）	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	廃	(四)	外事
会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令	昭二七、法　三、三一、四三により廃止	附則、存	(三)	経済・産業

件名・公布年月日及び公布番号	根拠法令	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭二三、九、三〇、ポ政三〇六）		存	(一)	司法・法務
（か）				
外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ閉鎖ニ関スル件（昭二〇、一〇、二六、ポ大、外、内、司令一）		廃	(四)	経済・産業
外国為替管理法ノ罰則ノ特例ニ関スル件（昭二〇、一一、三一、ポ勅六一五）		廃	(四)	経済・産業
花柳病予防法特例（昭二〇、一一、二二、ポ厚令四五）		廃	(四)	厚生
外国為替資金ノ分離保管ノ件（昭二〇、一一、二四、ポ勅六五六）		廃	(四)	管理法令
会社ノ解散ノ制限等ノ件（昭二〇、一一、二四、ポ勅六五七）		廃	(四)	経済・産業
外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ資産及負債ノ整理ニ関スル件（昭二〇、一一、二四、ポ大、外、内、司令二）		廃	(四)	経済・産業
外貨債処理法等ノ廃止及外国為替管理法等中改正ノ件（昭二〇、一一、二五、ポ大令一〇一）		附則、存	(三)	財政
官国幣社経費ニ関スル法律等廃止ノ件（昭二一、二、二、ポ勅令七一）		附則、存	(三)	教育・文化
会社配当等禁止制限令（昭二一、四、二七、ポ勅二四三）		廃	(四)	経済・産業
外国人登録令（昭二二、五、二、ポ勅二〇七）		廃	(四)	外事
関税法の罰則等の特例に関する勅令（昭二一、五、一七、ポ勅二七七）		廃	(四)	財政
化学肥料の緊急増産に関する件（昭二一、六、一九、ポ商令二六）		廃	(四)	経済・産業
外国映画の調査等に関する件（昭二一、七、二七、ポ内令三一）		廃	(四)	教育・文化
会社の証券保有制限等に関する勅令（昭二一、一一、二五、ポ勅五六七）		廃	(四)	経済・産業
外国人出資の報告に関する省令（昭二一、一一、二七、ポ大令一二〇）		廃	(四)	管理法令
外国人の著作権の調査に関する省令（昭二二、一、二〇、ポ内令四）		廃	(四)	教育・文化
外国に本店を有する会社の本邦内に在る支店、出張所等の報告に関する省令（昭二二、一、二七、ポ大令九）		廃	(四)	管理法令
「科学技術者経歴調査書」提出に関する命令（昭二二、五、七、ポ総、内、大、文、厚、農、商、運、逓令一）		廃	(四)	運輸・通信
海外に発著する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令（昭二二、一一、七、ポ逓令三二）		廃	(四)	運輸・通信
外国に本店を有する会社等の本邦にある支店、出張所その他の事務所の所有又は管理する財産の保全に関する省令（昭二三、三、一九、ポ大令三一）		廃	(四)	管理法令
解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭二三、八、一九、ポ政二三八）		廃	(四)	管理法令
解散団体財産売却理事会令（昭二三、九、四、ポ政二八五）		廃	(四)	行政
株式会社イリス商会の財産に関する命令（昭二三、一二、二一、ポ大、法令三）		廃	(四)	管理法令
会社等臨時措置法等を廃止する政令（昭二三、一二、三一、ポ政四〇二）		附則、存	(三)	経済・産業
学校施設の確保に関する政令（昭二四、二、一、ポ政三四）		存	(一)	教育・文化
外国人の財産取得に関する政令（昭二四、三、一五、ポ政五一）		存	(一)	外事
外国為替管理委員会令（昭二四、三、一六、ポ政五三）		廃	(四)	行政
外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令（昭二四、七、一六、ポ政二七二）		廃	(四)	外事
外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭二四、八、一八、ポ政三一一）		存	(一)	外事
外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭二四、一〇、二五、ポ政三五三）		廃	(四)	経済・産業
外国人の事業活動に関する政令（昭二五、一、一四、ポ政三）		廃	(四)	外事
外国人の商号に関する臨時措置令（昭二五、一、二八、ポ政一二）		廃	(四)	外事
外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令（昭二五、三、一八、ポ政三五）		附則、存	(三)	経済・産業
海外に発着する電報及び電話通話の取扱制限に関する省令（昭二五、九、一、ポ電令一三）		廃	(四)	運輸・通信
外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭二六、四、ポ政一三三）		廃	(四)	外事
会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令		附則、存	(三)	経済・産業

件名・公布年月日及び公布番号	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
（昭二六、六、三〇、ポ政二四七） 学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令（昭二六、九、二五、ポ政三〇七）	存	(一)	教育・文化
鹿児島県大島郡十島村の区域に適用さるべき法令の暫定措置に関する政令（昭二六、一二、二一、ポ政三八〇） 旧名「昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令」	一八〇日	(二)	管理法令
（き） 金、銀又ハ白金ノ取引等取締ニ関スル件（昭二〇、一〇、一五、ポ勅五七七）	廃	(四)	経済・産業
金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件（昭二〇、一〇、一五、ポ勅五七八）	廃	(四)	経済・産業
生糸等ノ数量報告等ニ関スル件（昭二〇、一二、二七、ポ商、農令一）	廃	(四)	経済・産業
生糸ノ譲渡等ニ関スル件（昭二一、四、二二、ポ商、農令二）	廃	(四)	経済・産業
絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件（昭二一、五、一四、ポ商令一七）	廃	(四)	経済・産業
漁業法の罰則の特例に関する勅令（昭二一、一一、七、ポ勅五二九）	廃	(四)	経済・産業
教職員の除去、就職禁止及び復職等に関する勅令を改正する政令（昭二二、五、二二、ポ政六二）	廃	(四)	教育・文化
漁船登録規則（昭二二、一二、二、ポ総、農令五）	廃	(四)	経済・産業
生糸等数量報告等に関する件及び生糸の譲渡等に関する件を廃止する省令（昭二二、一二、二九、ポ商、農令七）	附則、存	(三)	経済・産業
金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令（昭二四、三、一五、ポ政五二）	廃	(四)	経済・産業
旧日本占領地に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四、八、一、ポ政二九一）	存	(一)	管理法令
貴金属地金の取引等についての帳簿及び報告に関する政令（昭二四、八、一、ポ政二九二）	廃	(四)	経済・産業
漁船の操業区域の制限に関する政令（昭二四、八、一五、ポ政三〇六）	廃	(四)	運輸・通信
（く） 軍人及軍属ニ交付セラレタル陽金国庫債券ヲ無効トスルコトニ関スル件（昭二一、二、二八、ポ勅一一二）	廃	(四)	財政
軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令（昭二二、五、二四、ポ勅二八三）	附則、存	(三)	経済・産業
軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件（昭二一、六、二〇、ポ大令七三）	廃	(四)	財政
国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との交換に関する政令（昭二五、二、二八、ポ政二五）	存	(一)	運輸・通信
空中写真の利用等に関する政令（昭二五、一〇、三、ポ政三〇二）	存	(一)	建設
（け） 建築調査令（昭二〇、一二、二九、ポ閣、内令三）	廃	(四)	建設
刑事裁判権等の特例に関する勅令（昭二一、五、一五、ポ勅二七四）	廃	(四)	司法・法務
警察予備隊令（昭二五、八、一〇、ポ政二六〇）	廃	(四)	公安
けい船予備員の給与に充てるべき補助金の交付に関する政令（昭二五、八、三一、ポ政二八一）	廃	(四)	財政
（こ） 工鉱業関係会社ノ事業報告書ニ関スル件（昭二〇、九、二九、ポ農、商令一）	廃	(四)	経済・産業
工場事業場、研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件（昭二〇、一〇、一〇、ポ閣、文、農、商、運令一）	廃	(四)	管理法令
港湾荷役力及船舶等造修能力ノ確保昂上ニ関スル件（昭二〇、一〇、一二、ポ厚、運令一）	廃	(四)	労働
航海ノ制限等ニ関スル件（昭二〇、一一、二五、ポ運令四〇）	存	(一)	運輸・通信
航空機等ニ関スル措置ニ関スル件（昭二〇、一二、二九、ポ商、文、運令一）	廃	(四)	経済・産業
国際的協定又ハ国際的契約ノ禁止等ニ関スル件（昭二一、一二、ポ勅三三）	廃	(四)	経済・産業
工場、事業場等ノ管理ニ関スル件（昭二一、二、二〇、ポ商、文令一）	一八〇日	(二)	管理法令
国民学校等ニ於テ使用スル教科用図書ノ提出ニ関	廃	(四)	教育・文化

スル件（昭二一、三、二、ポ文令八）	廃	(四)	行政
交易営団解散令（昭二一、六、二〇、ポ勅三三〇）	廃	(四)	行政
公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令を改正する勅令（昭二二、一、四、ポ勅一）			
旧名「就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭二一、一二、一八、ポ勅一〇九）」			
皇族に対し租税に関する法令を適用する場合に関する省令（昭二二、二、二一、ポ大、内令一）	廃	(四)	財政
公選による候補者の届出又は推薦届出の期限の特例に関する省令（昭二二、四、一八、ポ内令二五）	廃	(四)	国会
公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の特免に関する政令（昭二四、一、八、ポ政三九）	廃	(四)	行政
国外居住外国人等に対する債務の弁済のための供託の特例に関する政令（昭二五、二、二八、ポ政二二）	存	(一)	司法・法務
国内航空運送事業令（昭二五、一一、一、ポ政三二七）	〔附則、存〕〔廃〕	(四)(三)	運輸・通信
公益事業令（昭二五、一一、二四、ポ政三四三）	一八〇日	(二)	経済・産業
公職資格審査会設置令（昭二六、六、一八、ポ政二二一）	廃	(四)	行政
航空機の出入国に関する政令（昭二七、三、三一、ポ政六五）	廃	(四)	運輸・通信
（さ） 財団法人大日本武徳会の解散等に関する省令（昭二一、一一、九、ポ内令四五）	一八〇日	(二)	管理法令
財団法人武蔵住宅協会等の解散に関する省令（昭二一、一二、六、ポ内令五二）	一八〇日	(二)	管理法令
財団法人協助会の解散等に関する命令（昭二三、一、三一、ポ総、厚令一）	一八〇日	(二)	管理法令
在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所の貸借対照表の提出に関する省令（昭二三、七、二〇、ポ大令六五）	廃	(四)	経済・産業
財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭二四、六、三、ポ政一九九）	廃	(四)	経済・産業
財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭二五、一、二一、ポ政七）	廃	(四)	経済・産業
財閥標章の使用の禁止等に関する政令（昭二五、	廃	(四)	経済・産業
一、二二、ポ政八） （し） 自動車特別使用収用規則（昭二〇、一〇、六、ポ運令二三）	廃	(四)	管理法令
住宅緊急措置令（昭二〇、一一、二一、ポ勅六四一）	廃	(四)	建設
宗教法人令（昭二〇、一一、二八、ポ勅七一九）	廃	(四)	教育・文化
衆議院議員選挙人名簿ノ特例ニ関スル件（昭二〇、一二、二九、ポ勅七三一）	廃	(四)	国会
真珠又ハ真珠製品ノ取引ノ禁止等ニ関スル件（昭二一、一、二九、ポ商令四）	廃	(四)	経済・産業
衆議院議員ノ議員候補者タルベキ者ノ資格確認ニ関スル件（昭二一、一、三〇、ポ内令二）	廃	(四)	国会
衆議院議員選挙法第百一条ノ三及第百四条ノ規定ノ適用ニ関スル件（昭二二、一、二二、ポ勅九六）	廃	(四)	国会
昭和二十年八月十五日以後ノ朝鮮ヨリノ送金、朝鮮ニ対スル取立又ハ朝鮮ニ在リタル預貯金等ノ預ケ換等ニ依リテ生ジタル銀行預金ノ払戻ニ関スル件（昭二一、三、二八、ポ大令四一）	廃	(四)	管理法令
衆議院議員選挙人名簿の特例に関する件（昭二一、四、二三、ポ内令二三）	廃	(四)	国会
銃砲等所持禁止令（昭二一、六、三、ポ勅三〇〇）	廃	(四)	公安
出生及び死亡の届出等に関する件（昭二一、六、二六、ポ司令四七）	廃	(四)	司法・法務
重要産業団体令を廃止する等の勅令（昭二一、九、二八、ポ勅四四六）	附則、存	(三)	経済・産業
死産の届出に関する規程（昭二一、九、三〇、ポ厚令四二）	存	(一)	厚生
市町村長の立候補禁止等に関する勅令（昭二二、一、四、ポ勅三）	廃	(四)	地方制度
衆議院議員及び地方議会の議員等の選挙に関する選挙運動の費用及び選挙運動に関する収入の公開に関する省令（昭二二、一、九、ポ内令一）	廃	(四)	国会
死因不明死体の死因調査に関する省令（昭二二、一、一七、ポ厚令一）	廃	(四)	厚生
指定施設等の使用制限に関する省令（昭二二、一、三一、ポ商、文、農、運、厚令一）	一八〇日	(二)	管理法令
自動車の登録等に関する省令（昭二二、二、二一、	廃	(四)	公安

件名・公布年月日及び公布番号	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
ポ内令八）			
昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）の特例に関する勅令（昭二二、二、二八、ポ勅六一）	廃	(四)	行政
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の指定の解除の訴願に関する勅令（昭二二、三、一、ポ勅六五）	廃	(四)	行政
昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）第八条に対する特例に関する命令（昭二二、三、二〇、ポ閣、内令五）	廃	(四)	行政
出生、死亡及び死産の報告に関する省令（昭二二、六、二一、ポ司、厚令一）	廃	(四)	司法・法務
重要物資在庫緊急調査令（昭二三、三、二七、ポ勅六五）	廃	(四)	経済・産業
昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭二三、七、三一、ポ政二〇一）	一八〇日	(二)	行政
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する命令（昭二三、一〇、一四、ポ総、農令一二）	廃	(四)	経済・産業
真珠又は真珠製品の取引の禁止等に関する省令を廃止する省令（昭二三、一二、一四、ポ商令四五）	附則、存	(三)	経済・産業
ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭二四、二、一一、ポ政四六）	廃	(四)	管理法令
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四、三、三、ポ総、農令二）	廃	(四)	行政
昭和二十四年度及び昭和二十五年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令（昭二四、七、一二、ポ政二六四）	廃	(四)	行政
出入国の管理に関する政令（昭二四、八、一〇、ポ政二九九）	廃	(四)	外事
昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合会の役員等への就職禁止に関する命令（昭二四、八、二四、ポ総、農令一）	廃	(四)	経済・産業
食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭二四、一二、七、ポ政三八四）	廃	(四)	経済・産業
自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭二五、九、一一、ポ政二八八） 旧名「自作農の創設に関する政令」	廃	(四)	経済・産業
出入国管理庁設置令（昭二五、九、三〇、ポ政二九五）	廃	(四)	行政
銃砲刀剣類等所持取締令（昭二五、一一、一五、ポ政三三四）	存	(一)	公安
指定外国証券の報告に関する政令（昭二六、七、九、ポ政二五九）	廃	(四)	経済・産業
出入国管理令（昭二六、一〇、四、ポ政三一九）	存	(一)	外事
（す）			
スタンダード・ブランズ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドッドウェル・エンド・コムパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令（昭二四、九、一七、ポ法、大令二）	廃	(四)	司法・法務
スガモ・プリズンの営繕及び調達事務の管理に関する臨時措置令（昭二七、三、三一、ポ政六一）	廃	(四)	管理法令
（せ）			
全国金融統制会ノ清算ニ関スル件（昭二〇、一二、二六、ポ大、司令三）	廃	(四)	経済・産業
政治犯人等ノ資格回復ニ関スル件（昭二〇、一二、二九、ポ勅七三〇）	存	(一)	管理法令
戦争終結後復員シタル陸海軍ノ軍人等ニ対シ支給シタル退職賞与金ノ国庫返納ニ関スル件（昭二一、二、二七、ポ勅一〇五）	廃	(四)	財政
選挙運動ノ費用等ノ届出ニ関スル件（昭二一、三、六、ポ内令一一）	廃	(四)	国会
正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であった者の調査に関する件（昭二一、六、二〇、ポ内令三〇）	廃	(四)	管理法令
船舶運航管理令（昭二四、一、二六、ポ政二六）	廃	(四)	運輸・通信
政府職員に対する退職手当の停止に関する政令（昭二四、五、一六、ポ政九五）	廃	(四)	行政
船舶運航令（昭二五、三、三一、ポ政四八）	一八〇日	(二)	運輸・通信
船員外航従事令（昭二五、一〇、一〇、ポ政三〇八）	廃	(四)	運輸・通信
占領目的阻害行為処罰令（昭二五、一〇、三一、ポ政三二五）	廃	(四)	管理法令

件名・公布年月日及び公布番号	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
旧名「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」			
（そ）			
造船事業関係会社ノ事業報告書ニ関スル件（昭二〇、一〇、六、ポ運令二四）	廃	(四)	運輸・通信
造船関係の工場、事業場等の管理についての省令（昭二一、八、三〇、ポ運令三二）	一八〇日	(二)	管理法令
（た）			
第一復員裁判所及第二復員裁判所令（昭二〇、一一、二四、ポ勅六五八）	廃	(四)	司法・法務
退職手当金、年金其ノ他此等ニ準ズベキ利益ノ給付ノ制限ニ関スル件（昭二一、三、三、ポ勅一一六）	一八〇日	(二)	行政
大麻取締規則（昭二二、四、二三、ポ厚、農令一）	廃	(四)	厚生
第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する政令（昭二二、一二、三〇ポ政三二五）	廃	(四)	行政
団体等規正令（昭二四、四、四、ポ政六四） 旧名「政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件」	廃	(四)	管理法令
（ち）			
中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令（昭二〇、一二、二七、ポ大令一〇八）	廃	(四)	管理法令
地方団体ノ吏員等連合国最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキノ退隠料等ヲ受クルノ資格又ハ権利ノ喪失等ニ関スル件（昭二一、二、一六、ポ勅八一）	廃	(四)	地方制度
朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍ヲ北緯三十度以南（ロ之島ヲ含ム）ノ鹿児島県又ハ沖縄県ニ有スル者登録令（昭二一、三、一三、ポ厚、内、司令一）	廃	(四)	司法・法務
地代家賃統制令（昭二一、九、二九、ポ勅四四三）	存	(一)	経済・産業
町内会部落会又はその連合会の長の選挙に関する勅令（昭二二、一、四、ポ勅四）	廃	(四)	地方制度
町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（昭二二、五、三、ポ政一五）	一八〇日	(二)	管理法令
中国銀行（中華民国法人）大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令（昭二四、三、一〇、ポ大令一〇）	附則、存	(三)	管理法令
朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二六、三、六、ポ政四〇）	存	(一)	管理法令
（つ）			
通貨等製造工場管理規則（昭二一、三、四、ポ大令二八）	廃	(四)	財政
（て）			
伝染病届出規則（昭二二、三、五、ポ厚令五）	存	(一)	厚生
鉄道営業法第三条第二項の規定の適用除外に関する政令（昭二二、六、二八、ポ政一一三）	廃	(四)	運輸・通信
電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（昭二四、二、一五、ポ政四八）	一八〇日	(二)	運輸・通信
電気事業再編成令（昭二五、一一、二四、ポ政三四二）	一八〇日	(二)	経済・産業
（と）			
土地工作物使用令（昭二〇、一一、一九、ポ勅六三六）	廃	(四)	管理法令
特殊物件中ノ麻薬ノ保管及受払ニ関スル件（昭二一、三、七、ポ厚令八）	廃	(四)	厚生
都会地転入抑制緊急措置令（昭二一、三、九、ポ勅一二六）	失	(四)	厚生
特定財産管理令（昭二一、五、二五、ポ勅二八六）	廃	(四)	管理法令
特許権の処分の制限等に関する件（昭二一、五、三一、ポ商令二〇）	廃	(四)	経済・産業
特定商社財産の管理に関する件（昭二一、七、三一、ポ大、司令六）	廃	(四)	管理法令
東亜海運株式会社の解散に関する勅令（昭二一、一一、二二、ポ勅五六三）	廃	(四)	運輸・通信
特殊用途機械の破壊に関する政令（昭二二、一一、二二、ポ政二四四）	一八〇日	(二)	管理法令
ドイツ国有限会社ハインリッヒ・コッペルスの不動産移転に関する命令（昭二四、二、四、ポ大、法令一）	廃	(四)	外事
特定標章の使用の禁止等に関する政令（昭二四、九、九、ポ政三二九）	廃	(四)	経済・産業
ドイツ人工業所有権特別措置令（昭二五、一、一七、ポ政四）	存	(一)	経済・産業

件名・公布年月日及び公布番号	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令（昭二五、六、一五、ポ通令五五）	附則、存	(三)	経済・産業
ドイツ財産管理令（昭二五、八、四、ポ政二五二） 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（昭二五、一二、二六、ポ政三六九）	存 存	(一) (一)	管理法令 管理法令
特別調達資金設置令（昭二六、六、一一、ポ政二〇五）	存	(一)	財政
（な） 生ゴム、ニッケル地金、錫地金又ハアンチモニー地金ノ調査報告ニ関スル件（昭二一、三、三〇、ポ商令一〇）	廃	(四)	管理法令
鉛の調査報告に関する件（昭二一、六、一七、ポ商令二四）	廃	(四)	管理法令
鉛屑回収規則（昭二一、六、一九、ポ商令三五） 内閣総理大臣から覚書に掲げる条項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令（昭二三、一二、一六、ポ総令七六）	廃 廃	(四) (四)	経済・産業 国会
（に） 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令（昭二二、一二、二九、ポ勅六三九）	廃	(四)	財政
日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産に関する件（昭二一、ポ大、司令四） を改正する省令（昭二二、三、一〇、ポ大、司令一）	存	(一)	財政
日本ナショナル金銭登録機販売株式会社に対する財産の返還に関する政令（昭二四、一二、一、ポ政三七四）	廃	(四)	経済・産業
日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令（昭二五、七、一二、ポ政二二四）	附則、存	(三)	財政
日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令（昭二六、八、一五、ポ政二八五）	廃	(四)	行政
入国管理庁設置令（昭二六、一〇、四、ポ政三二〇）	廃	(四)	行政
日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令（昭二六、一〇、一一、ポ政三二九）	廃	(四)	経済・産業
（の） 農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員等への就職禁止に関する命令（昭二三、三、一五、ポ総、農令二）	廃	(四)	経済・産業
（は） パイプ類臨時措置規則（昭二一、一一、一四、ポ商令四九）	廃	(四)	経済・産業
賠償充当設備等撤去令（昭二二、一二、二九、ポ政三一八）	一八〇日	(二)	管理法令
ハンス・ゼーリッヒの財産の登記に関する命令（昭二三、一二、二一、ポ大、法令二）	廃	(四)	司法・法務
（ひ） 肥料配給公団令（昭二二、四、三〇、ポ勅一七一）	〔一部、存〕（失）	(三)(四)	経済・産業 経済・産業
引揚援護庁設置令（昭二三、五、二九、ポ政一二四）	廃	(四)	行政
引揚者の秩序保持に関する政令（昭二四、八、一一、ポ政三〇〇）	廃	(四)	外事
（ふ） 物価統制令（昭二一、三、三、ポ勅一一八）	存	(一)	経済・産業
復員官署ニ於テ運航スル船舶ニシテ復員又ハ掃海ニ使用スルモノノ乗員ニ付船員法等ノ一部準用ノ件（昭二一、五、二四、ポ勅二八五）	廃	(四)	運輸・通信
婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭二二、一、一五、ポ勅九）	存	(一)	公安
復員庁の部局に対する措置に関する政令（昭二二、一〇、一五、ポ政二一五）	廃	(四)	行政
不法入国者等退去強制手続令（昭二六、二、二八、ポ政三三）	廃	(四)	司法・法務
（へ） 兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件（昭二〇、一〇、ポ商、文、農、運令一）	一八〇日	(二)	管理法令
兵役法廃止等ニ関スル件（昭二〇、一一、一七、ポ勅六三四）	附則、存	(三)	管理法令
閉鎖機関保管人委員会等ニ関スル件（昭二一、二、六、ポ大、外、司令一）	廃	(四)	経済・産業
閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する勅令（昭二一、六、二〇、ポ勅三二九）	廃	(四)	経済・産業
ベンゾールの使用制限に関する省令（昭二一、一一、一一、ポ商令四八）	廃	(四)	経済・産業
閉鎖機関令（昭二二、三、一〇、ポ勅七四）	存	(一)	管理法令

件名・公布年月日及び公布番号	存続又は廃止（失効）	部門別一覧の項目	部門
閉鎖機関整理委員会令（昭二二、三、一〇、ポ勅七五）	存	(一)	管理法令
閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令（昭二三、八、二六、ポ政二六四）	存	(一)	管理法令
米国対日援助見返資金特別会計からする貿易特別会計に対する繰入金等に関する政令（昭二五、七、一一、ポ政二二六）	廃	(四)	財政
閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭二五、一二、一九、ポ政三五六）	存	(一)	管理法令
（ほ） 「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件（昭二〇、九、二〇、勅五四二）	廃	(四)	管理法令
「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件施行ニ関スル件（昭二〇、九、二〇、ポ勅五四三）	廃	(四)	管理法令
貿易等臨時措置令（昭二一、六、二〇、ポ勅三二八）	廃	(四)	経済・産業
北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭二五、七、一二、ポ政二二七）	廃	(四)	外事
（ま） 麻薬原料植物ノ栽培、麻薬ノ製造、輸入及輸出等禁止ニ関スル件（昭二〇、一一、二四、ポ厚令四六）	廃	(四)	厚生
麻薬取締規則（昭二一、六、一九、ポ厚令二五）	廃	(四)	厚生
（み） 民事裁判権の特例に関する勅令（昭二一、五、一五、ポ勅二七三）	廃	(四)	司法・法務
三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令（昭二五、一一、二一、ポ政三四〇）	廃	(四)	経済・産業
（も） 持株会社整理委員会令（昭二一、四、二〇、ポ勅二三三）	廃	(四)	経済・産業
持株会社整理委員会令の廃止に関する政令（昭二六、七、一〇、ポ政二六一）	存	(一)	経済・産業
（ゆ） 有毒飲食物等取締令（昭二一、一、三〇、ポ勅五二）	廃	(四)	厚生
輸出絹織物の製造等に関する件（昭二一、七、一五、ポ商令三三）	廃	(四)	経済・産業
輸出向絹織物の製造等に関する件を廃止する省令（昭二二、一二、二九、ポ商令三七）	附則、存	(三)	経済・産業
輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令（昭二四、七、一五、ポ政二六六）	廃	(四)	経済・産業
輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令（昭二六、六、三〇、ポ政二四一）	附則、存	(三)	経済・産業
（よ） 要求物資使用収用令（昭二〇、一一、一九、ポ勅六三五）	廃	(四)	管理法令
横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令（昭二四、七、三〇、ポ政二八八）	存	(一)	経済・産業
（り） 臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル件（昭二一、二、二八、ポ勅一一〇）	廃	(四)	財政
掠奪品ノ没収及報告ニ関スル件（昭二一、五、九、ポ内令二五）	廃	(四)	管理法令
臨時貴金属数量等報告令（昭二一、五、一六、ポ勅二七五）	廃	(四)	管理法令
陸軍刑法を廃止する等の政令（昭二二、五、一七、ポ政五二）	附則、存	(三)	管理法令
臨時建築制限令（昭二一、五、二九、ポ勅二八八）	廃	(四)	建設
（れ） 連合国占領軍ノ発行スル「B」号円表示補助通貨ニ関スル件（昭二〇、九、二四、ポ大令七九）	廃	(四)	財政
連合国財産ノ保全ニ関スル件（昭二〇、九、二六、ポ大令八〇）	廃	(四)	管理法令
連合国占領軍ノ為ス郵便物、電報及電話通話ノ検閲ニ関スル件（昭二〇、一〇、一二、ポ閣令四三）	廃	(四)	運輸・通信
連合国財産の返還等の件（昭二一、五、三一、ポ勅二九四）	廃	(四)	管理法令
連合国占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件（昭二一、七、九、ポ大令七七）	廃	(四)	財政
連合国将兵よりの物品買受等禁止に関する件（昭二一、七、三〇、ポ内、司令一）	廃	(四)	外事

件名・公布年月日及び公布番号	存続又は廃止（失効）一覧の項目	部門別	部門
連合国占領軍の発行する弗表示軍票の取締等に関する件指定（昭二一、九、三〇、ポ大、逓令一）	廃	(四)	財政
連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する勅令（昭二二、一、三一、ポ勅三六）	廃	(四)	経済・産業
連合国人の著作権の使用についての調査に関する省令（昭二二、二、六、ポ内令七）	廃	(四)	教育・文化
連合国占領軍、その将兵又は連合国占領軍に附属し若しくは随伴する者の財産の収受及び所持の禁止に関する政令（昭二二、八、二五、ポ政一六五）	廃	(四)	外事
連合国占領軍に対しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに関し定める省令（昭二三、二、二六、ポ大令二一）	廃	(四)	財政
連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭二三、九、二二、ポ政二九八）	存	(一)	管理法令
連合国人所有自動車購入登録規則（昭二四、四、一二、ポ運令一〇）	廃	(四)	外事
連合国人工業所有権戦後措置令（昭二四、八、一六、ポ政三〇九）	存	(一)	経済・産業
連合国財産である株式の回復に関する政令（昭二四、八、一八、ポ政三一〇）	存	(一)	管理法令
連合国占領軍財産等収受所持禁止令（昭二四、一二、一五、ポ政三八九）	廃	(四)	外事
連合国人商標戦後措置令（昭二五、一、二一、ポ政九）	存	(一)	経済・産業
連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令（昭二五、一、二一、ポ政一一）	廃	(四)	外事
連合国人に対する刑事事件等特別措置令（昭二五、一〇、三一、ポ政三二四）	廃	(四)	外事
連合国財産の返還等に関する政令（昭二六、一、二二、ポ政六）	存	(一)	管理法令
（ろ）			
労務充足ニ関スル件（昭二〇、一〇、二五、ポ厚令四一）	廃	(四)	経済・産業
労務者ノ就職及従業ニ関スル件（昭二一、一、一〇、ポ厚令二）	廃	(四)	労働
労働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する省令（昭二一、一二、一四、ポ厚、運、内令一）	廃	(四)	労働

出所　大蔵省資料Z五〇六―二八。

解　題

中村隆英

本巻には第一七巻に引きつづき、第二次・第三次吉田内閣時代における大蔵省所蔵資料を集録する。なお、本巻に集録の予定であったアメリカ側資料は、邦文資料とあわせると一巻に収めきれない分量に達したので、第二〇巻「英文資料」編として、別途刊行されることに変更された。以下には、本書集録資料について簡単な解題をこころみる。

Ⅲ　第二次・第三次吉田内閣時代

一　予算編成

1　昭和二四年度予算

ドッジ予算で有名なこの年の予算編成は、昭和二三年一二月には、二三年度予算と同様の手順で進行しつつあった。当時の公定価格体系下での予算編成の問題点を浮彫りにするのが、資料(1)、(2)、(3)である。しかし、経済安定九原則が発出されると、それへの対応が俄かに慌しくなった（資料(4)）。日本側にはもちろん、司令部側にもその性格がはっきりつかめないままに、対策を講じつつあった事情は、「リード・渡辺会談記録」（資料(5)）から読み取られる。経済科学局は、九原則を従来の経済統制政策の延長線上に位置づけるために努力していたのである。日本側が九原則を織り込んで作成した「総合施策大綱要旨」（資料(6)）もまた同様の性格のものだったし、これにそって、経済科学局とも連絡をとって、二四年度予算編成作業が具体化しつつあった。その内容は、大蔵省―経済科学局の一連の会談記録（資料(7)、(11)、(12)）および大蔵省資料（資料(8)、(9)、(10)、(13)）等に明らかである。それは、上掲資料(9)が示すように、一五〇〇億円を上回る歳入不足が見込まれ、結局標準予算から一〇〇〇億円余を節約するため、補給金の削減、公共事業費の削減、鉄道・通信料金の引上げ、終戦処理費節約の懇請のみならず、機構改革および行政整理による支出の削減を企図していたのであった。そして、この方針は二月一〇日に閣議了解（資料(14)）され、事務的措置も進捗して、同二三日、新任の池田蔵相から司令部側にその大綱が提出された（資料(15)、(16)、(17)）（本財政史第五巻「各年度歳計」編、第六章第一節二参照）。

しかし、二月初旬に来日していたドッジから、きびしいコメントが加えられ、ついでドッジの意向を示す非公式覚書（資料(18)）が示された。いわゆるドッジ・ラインがなかば明らかにされたのである。これにもとづく検討過程の一部が、資料(19)、(20)、(21)である。ついでドッジの考え方の基本が声明（資料(22)）されたが、これについての大蔵省

当局の質問は、なお全体として、ドッジの古典的な引締め政策の真意を正しくとらえていたとは見なしがたかった。失業対策費増額についで公共事業費の増額も要請される（資料(24)、(25)、(26)）。なお、資料(23)は、当時官公庁において寄付金募集の傾向があったことを示している。ドッジの指導によってまとめられたいわゆる「超均衡」予算案は三月二二日に内示され、以後ドッジ・池田間に緊迫した折衝が行われた（第二〇巻「英文資料」編、11-25～28参照）が、大綱を変更することはできず国会に提出された。その後も減税、公共事業費復活等の要請が行われる（資料(27)、(28)）が、いずれも司令部から拒否され、原案が成立した。資料(29)、(30)は、予算の実施について、補助金削減、行政整理の進捗等にともなって臨機に対応できるよう四半期別に実行計画をたてることを定めている。

資料(31)は当時の池田蔵相の財政・経済の現状についての見解を示す。資料(32)ないし(35)は、この年に相次いだ大型台風被害への応急対策を示す。

2　昭和二四年度補正・昭和二五年度本予算

まず資料(2)は、二四年七月当時の財政金融状態についての主計局の率直な判断であり、ディス・インフレ以上のデフレに対して、金融緩和の要を説いている点で注目にあたいする。一方、昭和二五年度予算についての準備は、二四年五月ごろから開始された（資料(1)）が、七月から本格的となり、各省の要望なども提出されて八月六日には「予算編成方針」が閣議決定され（資料(3)、(4)、(5)）、昭和二四年度補正予算と昭和二五年度予算を一体として編成し、九月末までにその概略案を司令部に提出するため、編成事務の進捗がはかられた（資料(6)、(7)）。

この間、九月一五日には、シャウプ勧告が公式に提示され、二五年度からの税制改革と地方財政平衡交付金制度の採用がきまり、減税の一部は昭和二四年度補正予算から実施されることになった。八月以来の司令部との折衝の経過は、資料（8）、(13)、(18）に、また、予算編成上の詳細は資料(11)、(14)、(15)、(16)に示されており、資料(9)、(10)、(12)は当時の終戦処理費、賠償、農地改革費等の内容をくわしく示している。また、二四年度補正予算も災害復旧費や緊急失業対策費の追加（資料(17)）などが決定された。

なお、資料(19)、(20)、(23)は平衡交付金、公共事業の運営および官吏給与ベースについての検討、資料(21)は二五年度概算要求の司令部における検討、資料(22)は補正予算案の司令部に対する審議促進方の懇請である。資料(24)は二四年度補正予算および二五年度予算につき、ドッジから閣議了解を求めた文書であって、ドッジ・ラインの既定方針堅持の確認を求めたもの、また資料(27)はその離日声明であり、その内容は二五年度においても、その方針が持続されることをうたっている。

資料(25)、(26)は、それぞれ、二四年度補正予算と生計費との関係および国の債務償還の分析であり、資料(28)、(30)は主計局によるこの予算の総括的分析として便利である。資料(29)は、連合軍の住宅建設要求の具体例。資料(31)、(32)は予備費使用方針の変更、および農業補助金の補助率の法制化。資料(33)は前年度同様の四半期実行予算の実施方針を定めたもの。資料(34)は公共事業費支出を年四回に区切って認証していたものを二回にあらためる改正。資料(35)は予算各目中、従来の節に当たる分についても、一部流用を認めないことにした規定。資料(36)ないし(39)は災害復旧費関係、とくにジェーン台風関係の支出は、包括的な内容をもっていた。

3　昭和二五年度補正・昭和二六年度本予算

昭和二五年四月、大蔵省では早くも「昭和二六年度予算編成に関する構想」（資料(1)）が起案されたが、そこでは、二五年度予算に計上された債務償還費（国債費中に別枠で五〇〇億円など）について「巨額の財政剰余を生ぜしめることは次第に資金の円滑な循環を困難にする惧れのある」と危惧を表明し、「従来の財政政策を踏襲するが、……所要の調整を行う」方針が述べられている。池田蔵相はこの構想を持って四月二五日渡米し、予算その他についてドッジと折衝し、また、ドッジは司令部にその内容を伝えている（本財政史第二〇巻、「英文資料」編、11-34～36）。池田蔵相は帰国直後（五月二二日）交渉経過についての報告書を吉田総理に提出し、それは総理からマッカーサーに送付され、マッカーサーからの返書（五月二五日付）で、ドッジ・池田会談で話し合われた個々の事項についての司令部の意向が伝えられた（同前、11-37～38）。日本政府は、このドッジおよび司令部との合意を吉田総裁談話という形で五月三〇日発表した（後掲四-資料(19)）が、そこでは、予算総額の削減、官吏給与ベースの改訂、一般会計よりする債務償還を行わないこと、価格調整補給金の大幅削減のほか、輸出金融金庫（のちの日本輸出銀行）創設などが打ち出されている。この合意は、そのまま予算編成の準備作業に組み込まれ（資料(2)、(3)、(4)）、七月一一日に閣議決定された「昭和二六年度予算編成方針」（資料(6)）では、「従来の財政政策を原則的に踏襲するも、事態の推移に応じて、健全な経済基盤の育成と、公正な国際競争力の充実に寄与しうるよう、所要の転換を行うものとし」とうたい、その具体策をかかげているのが注目される。資料(7)、(8)は予算編成具体化の方針、また公共事業費予算の編成手続についても検討されている（資料(5)）。資料(9)は予算編成上の問題点の整理、資料(10)は各省要求にもとづく概算のとりまとめで、九月二〇日、二六年度予算概算日本政府案が決定された。資料(11)はそれにともなう閣議了解で、地方財政関係予算についてはシャウプ第二次勧告待ちとなった。また、資料(12)は災害復旧費を全額国庫負担から三分の二国庫負担へ戻す主計局案である。

シャウプ使節団の第二次勧告は、九月二一日発表され、地方財政に相当のスペースをさいていたが、この勧告は前年の勧告のように拘束力をもつものではなく、指針にすぎないと司令部から伝えられた（本財政史第一六巻「地方財政」編、第四章第二節参照）。一〇月、地方行政調査委員会議は、地方財政にかかわる国庫補助金、災害復旧費および地方債に関する制度改正を勧告した（資料(15)）が、これは全体として、中央による地方に対する規制を緩和すべきことが基調とされ、補助金の簡素化、災害復旧事業の費用の一部地方負担、地方債に対する国の審査や許可制度を廃すべきことなどがあげられたが、大蔵省はこれに対して批判的であった（資料(16)）。この問題はドッジとの折衝を経て、二六年二月の閣議決定によって決着がつけられた。その要旨は、国庫補助金については勧告の趣旨に従い、補助金を整理して平衡交付金へ繰り入れ、災害復旧費はその規模が大きくなるに従って国庫負担率を高め、地方債の起債許可は手続を簡略化し、地方財政委員会と大蔵省の協議によって定めることなどである（資料(22)、(23)）。

この間、朝鮮戦争勃発（六月二五日）にともなう国内外のインフレーション、輸出入の情勢変化などが発生した（資料(13)）。この新しい状況下で一〇月七日三度目に来日するドッジに対して、経済安定本部がとりまとめた要望（資料(14)）は、自立経済の名のもとに本格的復興への意欲を示したものとして注目される。資料(17)、(18)、(19)も、また、対ドッジ折衝用の資料として、大蔵省文書課、主計局および経済安定本部

が作成した資料である。前二者は当時の財政・金融上の問題点が提示されており、後者からはこの時期の経済安定から復興への希求が、ようやく表面化した形でドッジへの要請となっていることが観取される。また、初期の特需やドル収入増加の実態などの興味深い資料も含まれている。資料(20)は公共事業費の取扱いの簡素化に関する閣議決定。資料(21)は、予算編成方針が、二六年度予算にどう具体化されたかを示す資料で、重点施策が予算面から要約されている。資料(24)は学校給食の見返資金支出による存続。資料(25)はふたたび各目細分の流用の制限。資料(26)は二六年度予算の節約の閣議決定。資料(27)、(28)はルース台風災害復旧費の閣議決定。当時毎年台風による大災害に見舞われていたことは、戦時以来の社会資本投資の不足のあらわれといえよう。

4　昭和二六年度補正・昭和二七年度本予算

朝鮮戦争にともなう特需ブーム下の日本は、むしろ輸入不足になやみ、インフレーションの再発と、「日米経済協力」にともなう、兵器を中心とする新特需など、一変した問題点への対応を迫られていた。その状況を示すものが四月六日付主計局資料（資料(1)）であり、それを再整理したのが資料(3)である。ここには、「戦死者遺族及び戦傷者対策」、「在外機関の整備」、「国内治安の確保、警備予備隊と海上保安隊の充実強化」、「対外債務の処理」など、講和以後の問題点がクローズ・アップされている。資料(2)は地方財政に関する、二六年七月当時の大蔵省主計局と地方財政委員会事務局の論争文である。その論点は、地方財政の健全化、具体的には地方税収入の確保、地方税制の改正、平衡交付金配分の適正化、事務簡素化と経費の効率的使用および機構簡素化と人員の減少という方針の大綱については一致しながらも、地方財政の実情についての認識が大きく食い違っていたところにある。すなわち大蔵省は、六三制の実施、自治体警察の発足などの費用の増大を認めながらも、人件費等において支出の無駄が見られるとするのに反し、地方財政委員会は地方財政に余裕のないこと、国家公務員との給与の比較は必ずしも容易でないこと、六三制や自治体警察費は節減しがたいことなどをあげて、地方財政の困難を強調している。戦後一貫する問題を一定時点で包括的にまとめた資料として注目されるべきであろう。資料(4)は戦後の災害とその復旧費の要約である。

資料(5)は、サンフランシスコ講和会議に出席したドッジから池田蔵相にあてた書簡であって、ドッジの見る日本財政の問題点を要約したものである。ドッジは防衛費、ガリオア債務など債務の増加を指摘し、税収の増大は楽観しがたいことを述べたうえ、減税への危惧を表明し、中央・地方を通ずる均衡予算の堅持と、慎重な経済政策運営をうったえたものであった。この後、来朝したドッジの在日中、昭和二六年度補正予算が国会で審議されたが、その状況を示すものが資料(7)であり、地方財政平衡交付金の増額が一焦点となっていたことが述べられている。また資料(6)、(8)は二七年度予算編成方針であり、一二月の閣議決定においては「経済力充実」、「戦傷者及び戦死者遺族の援護」がうたわれている。資料(9)は、公共事業費予算は従来安定本部の所管であったのを、各省に直接計上するようにあらためるもので、安定本部中心の政策運営の変更を意味している。資料(10)は十勝沖地震応急金融措置の閣議決定である。

二　租　税

1　シャウプ勧告以前

昭和二四年一月大蔵省に税制審議会が設置された(資料(1))。当時日

本の税制と徴税に関して司令部内において各種の議論があったことは、資料(2)の示す通りであり、税制担当者モスは、大幅な税制・徴税機構改革を意図していたのであって、それが日本側の要望とも一致して、シャウプ使節団の来朝がこの年五月に実現したのである（本財政史、第七巻「租税(1)」編、第九章第一節参照）。税制審議会は、まず法人につき、資産再評価を中心とする法人税制の改正を提議した（資料(3)）。ついで主税局は、モスらの示唆にもとづいて二月、租税庁（国税庁）の設置と、税務行政の改善を内容とする「税務行政運営刷新要綱案」を起案している（資料(4)）。また、同じ二月には、政府与党の公約である取引高税の廃止を二四年度予算に盛り込むための代替財源として、手形税、生産税、運送税、保険税およびサービス税の創設が研究されている（資料(5)、(6)）。ただし、これはドッジに容れられず、シャウプ勧告にまつことになった。

資料(7)の二四年一―三月期の税制審議会の論議の摘要は、この時期における、日本側の理論家と実務家から見た税制の問題点の展望として、シャウプ勧告と対比検討すれば興味深い。なお、二三年度後半は、徴税の強化のため、民間企業は急激な金詰まりにおそわれていたことをつけ加えておく。徴税の強化のためのアメリカ軍の援助が反税運動などの鎮圧に有効であった事情については資料(12)が伝えている。

同年四月から、税制審議会は、内閣に設置されることになった（資料(8)）。ついで五月一日からその預金利子を免税とするという特典をもつ「納税準備預金制度」が実施される（資料(9)）。すでに内示されていた租税庁構想が、国税庁として正式に司令部覚書の形で示されたのは、四九年五月四日であった（資料(10)）。その結果、主税局には税制の法制的側面と、税制の調査にかかる二課をのこして、他の行政的実務はすべて国税庁に移管されたのであった。シャウプ来日の前にこれだけはつくりたいというモスの意向の反映といわれる（本財政史第四巻「財政機関」編、第四章第四節三参照）。

五月にはシャウプ使節団が来朝し、日本側との懇談を重ねて、問題点を把握しようとした。資料(11)と(13)とはその記録である。日本側が、日本の租税体系に自信をもち、また減税の必要を感じていたことは資料(11)に明らかである。資料(14)は預金利子の総合課税を廃止し、またその非課税限度を三万円から十万円に引き上げたいとするもので、貯蓄増強のねらいをもつものであったが、シャウプらの企図とはまさに相反する希望であった。この希望が金融界で強かったことは、通貨安定対策委員会、銀行局、日銀政策委員会、銀行協会等の意見からも推察することができる（資料(17)、(18)、(19)）。この希望がのちにシャウプ勧告によって否定されたにもかかわらず二六年度から実現したことは、のちの資料(二-2-資料(16)、(17))参照。資料(15)「大蔵大臣池田勇人覚書」は昭和二四年度において、補給金を削減し、それによって生ずる余剰を、均衡財政の範囲内で所得税減税に振り向けようとする提案であって、まさに日本側の期待を端的に要約したものであった。また、七月一二日付税制審議会中間報告（資料(16)）は、当時の日本における税制に関する総合的見解として注目に値する。それは、所得税の過重、間接税に対する直接税比率への過重、取引高税廃止の必要、地方財源の不足など多くの問題をはらんではいるが、現行の租税体系を基本的に変更する必要はないとして、個別の改正を加える方針を示唆していたのであった。資料(21)は、煙草製造の民営化に対応する煙草税案である。

2　シャウプ勧告以後

シャウプ勧告が、日本側の期待とは異なって、むしろ租税負担の公平性を第一義とする、整然たる租税体系を打ち出したことは周知の通りで

ある。この勧告の実施のための立案は、日本側の要請した減税の実施とともに急速に進められた。富裕税実施に当っての各種金融資産の取扱い方、各種社会保険料を一括徴収するため、目的税として社会保険税を創設する案などはこのときに作成された（資料(1)、(2)）。やがて、二四年度補正予算にあわせて、二五年一月一日からの、暫定税制改正が実施されるが、その内容は低所得者に対する所得税減税、青色申告のための帳簿整備、必需品等についての物品税の減免、織物消費税・清涼飲料税・取引高税の廃止であり、日本側の希望の一部が実現したのであった。しかし預金利子の分離課税は、ついにシャウプ勧告によって否定され、その復活を求める陳情も地方銀行の団体によってなされている（資料(3)、(4)）。資料(5)、(6)、(7)は、シャウプ勧告中の無記名・偽名預金の禁止、株式・社債等の強制登録および名儀書換実施案に対する具体化案と、各界の反対意見である。この案は結局立法されるに至らずに終わった。占領後半のこの時期に至ると、引き伸ばし作戦などによって日本側の意向が結果として貫徹された例が多いが、これもその一例である。資料(8)は、シャウプ勧告にともなって昭和二五年度予算に盛り込まれた税制改正の内容であり、所得税累進税率の緩和、法人税の比例税化、相続税の根本的改正、富裕税の創設、通行税・有価証券移転税の廃止、酒税の改訂、および懸案の資産再評価の実施とそれにともなう再評価税の実施、青色申告書制度の採用等がその主なものである。このうち法人税改正と、インフレーションによる資産の簿価と再取得価格の開差を是正して、企業経理の基準を再検討しようとする資産再評価とは、以後の経済にとってとくに重要な意味をもつものであった。資料(9)は税務行政改善方策であって、税に関する紛争の処理のために、職員に対する監察、教育訓練、紛争処理機関の設置などがうたわれた閣議決定である。資料(10)、(11)、(12)は、第三国人、進駐軍軍属等外人に対する課税問題で、昭和二五年七月一日以降、「外国人の非円通貨所得」に対して所得税を課することができるようになった占領軍の指令、および関税、内国消費税の課税の取扱いを示す。資料(13)、(14)、(15)は、資料(8)の二五年度初頭の税制改正に引きつづき、補正予算においても、所得税の累進税率をさらに緩和したのをはじめ、酒税、物品税、揮発油税の軽減を行うことにしたもので、酒税は二五年一二月から、その他は二六年一月から実施された。二六年度予算においては、所得税につき、老年者、扶養家族を有する未亡人、勤労学生および生命保険料について特別控除を設け、預貯金利子につき源泉選択課税制度を認め税率を五〇％とすること、法人税につき積立金に対する課税を廃止すること、新規に取得した特定の機械設備につき特別償却を認めるなどの優遇措置を認めること、資産再評価を前回とほぼ同様の条件で再び実施しうることなどを定めていた。法人税の改正は資本蓄積のための処置であり、以後の設備投資促進政策の開幕を告げ、シャウプ勧告の原則をなし崩しにしてゆく道を開いたものといいうる。

資料(17)「税金問題についての回顧と展望」は、主税局による昭和二四年以後二五年末までの税制改革のあしどりを要約し、国民生活の改善、資本蓄積の促進、税負担の公平化、地方財政の強化確立の進展、申告納税制度の改善などが進展しつつあると述べている。当時の税務当局の自信を示すものといえよう。資料(18)は講和発効にそなえての、日米租税協定の要綱。

資料(19)、(20)は、昭和二六年度補正予算、および二七年度予算における税制改正の要綱であり、前者においては、引きつづき、所得税の累進税率が緩和され、かつ法人税率の増加と、退職手当積立金の損金参入および特別償却制度の整備が、後者においては、相続税率の軽減、砂糖消費税の引上げ等が実現するに至った。シャウプ勧告の実施とその日本

側の意向による手直しの総括は資料(21)に要約される。所得税において各種の控除を新設し累進税率を緩和し、所得の合算を認める一方、配当所得に対する源泉徴収を復活し、譲渡所得、山林所得、一時所得について一〇万円の控除を認め、農業所得に対する源泉課税が否定され、法人について資本蓄積のための特別措置を行い、相続税についても各種控除を認めたうえ累進税率を緩和したことなどがその主な内容である。これに預金利子の分離課税を復活したことを加えれば、シャウプ税制の変容がほぼ知られるであろう。私見によれば、それは公正の追求から、経済の復興・発展と、国民の税負担軽減要求への対応への変容であった。

三　関　税

昭和二五年春期には、関税の改正が問題とされるに至った。なお、この問題についての司令部との折衝は、昭和二三年五月以来つづいてきたとされているが、その経緯を十分に明らかにすることはできない（資料(8)、主税局長の説明）。ともあれ一本為替レートのもとで、関税政策が、本格的に動きはじめたのである。日本側（主税局関税部）の意図は、日本の輸出に対して「関税上の便宜」を与える地域からの輸入品について、関税率を軽減すること、米麦その他穀物の輸入免税を廃止すること、および従来輸入品の六五％に適用されていた従量税制度がインフレーションのためにほとんど意義を失ったので、従価税にあらためることであった。以後、年末に至って、この問題をめぐる交渉は煮つまった。その間の一部の資料が、資料(1)～(4)であるが、一一月三〇日付で、経済科学局のセクションメモの形で、日本側第一次案に対する対案が提示された（資料(5)）。その態度は、従価税への改正に異議はないとしていたが、全般に自由貿易主義の色彩が濃く、食糧をはじめ、原油、アルミニューム、銑鉄、銅、鉛、金属屑などを無税とすることを提案していた。たとえば、銑鉄について、これに関税を課するならば、「製鋼業を合理化せんとする努力を阻害し且つ銑鉄を生産しつつある一貫作業の製鋼会社」のための保護関税となるだろうというのである。これに対する日本側の回答案は一二月一七日までにまとめられた。資料(6)は、日本側第一次案、司令部案、回答案を対比したものであって、これによれば、日本側の産業保護の姿勢が第一次案、回答案に一貫しており、司令部案への譲歩がわずかしか見られないことが、特徴的である。回答案を池田蔵相名で提示したものが資料(7)であるが、そこに見られるのは、農業をはじめ各種産業に対する保護の必要性を強調する態度であり、銑鉄などについては、免税の提案を受けいれたのであった。

この回答が司令部によって受けいれられたのは二六年一月であり、主税局は直ちにこれを関税率審議会に諮問の上、国会に提出することにした。資料(8)は、諮問のさいの主税局長の説明である。その提案の要点は、第一に関税率の改正であって、従量税を廃してすべて従価税にあらためし、関税率の最高を従来の一〇〇％から五〇％におさえ、かつ「適当な保護関税」を設けるという点にあった。第二の要点は主要食糧の関税を、政令で減免しうることにして、輸入食糧に対して価格差補給金を関税額分だけ余分に支給する必要が生じないように、また、海外価格の上昇した際には、それを関税によって上積みすることがないようにしたいというのであった。関税は農業保護のために必要だが、恒常的に食糧輸入が避けられない以上、政令で品目、期間、減免の程度を定めうることにして、臨機に対処しうるようにしたいというのである。この提案にともなう資料が資料(9)、(10)であり、関税率審議会への説明資料が資料(11)である。この改正案は二六年三月三一日修正のうえ成立、施行された。

四　貿易・外国為替・外資

昭和二三年一二月に経済安定九原則が発表され、一本為替レートの設定が目標として打ち出された。またその直前の一一月には、司令部へプラー労働課長の「賃金三原則」が発表され、賃金引上げのため産業補助金は新財源が見出された場合に限り支出してよい、賃上げの赤字補塡のための融資の禁止、一般物価水準の上昇をともなう賃上げの禁止を打ち出していた（本財政史第一七巻「資料(1)」編、I－資料(39)）。二四年二月にドッジが来日するまでは、統制撤廃、補給金廃止、自由経済への復帰という方針は明らかにされないままに、東京ではそれへの対応策が準備されつつあったのである。資料(1)は、経済科学局特別補佐のセオドア・コーエンと、経済安定本部物価局長谷口孟の会談要旨で、一本為替レート設定ののちの物価体系や補給金のあり方についての議論がその中心となっている。為替レート設定後も、それまでの経済政策の延長線上に政策を設定してゆく方針だったことがよくうかがわれる。資料(2)は、八回にわたる単一為替設定対策審議会の議事要録であって、一万田尚登日銀総裁、石川一郎経団連会長、長崎英造産業復興公団総裁、駒村資正江商社長、堀文平富士紡社長、浜口雄彦東京銀行頭取、佐藤喜一郎帝国銀行社長（経団連副会長）、東畑精一、有沢広巳、中山伊知郎、永田清各教授を委員とし、吉田首相以下各大臣等が出席して、八回にわたって行われた。一本為替レート下において、物価水準、賃金水準、財政、補給金、生産水準等について検討した際の記録である。全体として、現行の政策体系を維持しつつ、単一為替レートを設定し、物価、賃金を抑制しようとする当時の発想をうかがうことができる。

資料(3)は、政府各省から独立した、外国為替管理委員会を設置して外国為替取引、貿易取引の事務手続と総合的処理方法の確立、外国為替政策についての勧告、外国為替の保有、および記録の整理を担当せしめること、その委員の資格、事務所を日本銀行本・支店におくことを指令した総司令部覚書（二四年二月二日付）である。この委員会は、三月一六日設置され、木内信胤を委員長として昭和二七年に廃止されるまで、外国為替行政に当たることになったのである。

資料(4)、(5)、(6)は単一為替レート設定をめぐる、貿易資金特別会計の整理の問題をとりあげている。本特別会計は、当時の貿易国営下にあって、為替資金の受払を行い、一方では輸出入にともなう円資金の受払を担当し、しかもその赤字をもって、いわゆる「見えざる補給金」を輸出入業者に支給する結果となっていたのであった。理財局外資課の案は、この特別会計の新規業務を停止して清算し、外国為替受払に当る外国為替資金集中特別会計と、ガリオア・エロア両資金による輸入品を処理しその代金を積み立てる外国援助資金積立金特別会計と、輸出入品の価格調整を暫定的に行う輸出入品価格調整特別会計に分割して、それぞれの会計収支も明らかならしめようというのである。主計局法規課も大筋においてこの案に賛しつつ、第三の特別会計を国内の価格調整費をも含める価格調整特別会計とする案を提出した。資料(6)は、理財局外資課による、この案についてのいっそう具体的な説明である。ただし、これらの案はドッジ予算下おいて実現をみることなく、貿易資金特別会計は貿易特別会計に改組され、別に米国対日援助見返資金特別会計が設置されることになった。

ドッジ予算下において、二四年四月二三日、三六〇円レートが設定された。それにともなう池田蔵相談および各国との為替レートが資料(7)、(8)、(9)である。ついで資料(10)は外国為替管理委員会のもとに外国為替資金を設置するための要綱である。なお、この資金は同年一二月外

国為替特別会計に改組された。こうして単一為替レート制度が発足したのである。

二四年九月には、輸出手形につき不当な契約解除等によって輸出業者の損害を補償する制度の立案や、輸入物資の売掛代金の未回収の処理などが問題とされるに至った（資料(11)、(12)）。資料(13)は、当時来日したウィリアム・ローガン（西ドイツ輸出入合同機関理事長）と池田蔵相の会談記録であり、西ドイツの貿易統制の経験を述べている。日本の貿易と対比して興味深い。資料(14)は当時の貿易金融の実態の解説である。資料(15)は、輸入許可手続の簡易化を求める覚書にもとづく閣議決定であるが、外貨予算制度として知られる四半期ごとの輸入外貨割当制度の発足を示す重要資料である。資料(16)は、イギリスのポンド切下げにともなう為替相場の改訂の公示である。

昭和二五年度においては、外国為替特別会計（二四年一二月設置）と米国対日援助物資等処理特別会計（二五年三月設置）が整備され、既設の貿易特別会計、米国対日援助見返資金特別会計と四特別会計によって処理されることになった。資料(17)はその解説。資料(18)は、外資委員会に各行政機関からオブザーバーを出席させる件の閣議了解。資料(19)は、前述したように二五年四～五月に渡米した池田蔵相のいわゆる「渡米土産」であり、日本輸出銀行案の原型たる輸出金融金庫案がはじめて登場している。

朝鮮戦争勃発後、不足原材料の輸入が焦眉の急とされるに至り、そのための金融が大きな問題となった。資料(20)は、そのために、財政資金により九〇日間の輸入金融を行いたいとする日本政府の提案を否定し、日本銀行による期限九〇日の輸入手形の再割引を行わせ、かつ見返資金から一〇〇億円以下を外国為替特別会計に繰り入れるように指示した総司令部の非公式覚書である。資料(21)は当時の外国為替取引の図解。資料(22)は上記司令部指示の実施のための政令の閣議への提案であるが廃案となった。結局、外貨収入が増大するのに、輸入が促進されないため外国為替特別会計では円資金が不足する結果となり、主計局は五〇〇億円を、二五年一一月、一般会計から同特別会計に繰り入れた。つづいて一二月に至ると、同特別会計の円資金不足額は一〇三六億円と予想されるに至った。これを貿易特別会計からの繰入れ二六〇億円、日銀に対する外貨の売却増六七七億円で補塡してもなお一〇〇億円の不足が生じ、これをさらに一般会計から繰り入れることになった。日銀に対する外貨売却増は、日本銀行が輸入金融促進のため、外貨貸付制度を実施したため、外国為替管理委員会から日銀への売却が、船積書類到着時から信用状開設時に、約二ヵ月繰り上げられたためである（資料(23)、(24)）。

昭和二六年度に入ると、講和も近づき、国際機関への加入、日米経済協力等の問題がにわかに活発化した。資料(25)は、国際機関等に対する政府出資金等を処理するための特別会計設置の提案である。資料(26)は、日米経済協力に関するマーカット声明（本財政史第一七巻「資料(1)」編、I－資料(51)。なお第一二巻「金融政策」編、第六章第三節参照）に関連する外資導入問題について、外資委員会が行った提言である。資料(27)、(28)は、外国為替管理委員会の存続が問題となり、結局その「所掌事項の種類に応じ、各関係大臣に事前に緊密なる連絡をとる」こと、大蔵大臣との連絡事項は、「大蔵大臣主宰の下に、大蔵事務次官、外国為替管理委員長、日銀総裁が定期的に集合協議」決定することになった。講和が近づいた時点で、新設行政機関の権限が変化してゆく一例である。

資料(29)は、外資法の認可基準の特例として、払込をともなわない株式発行の場合等についての政令案である。資料(30)は、日本銀行の外国為替貸付制度の発足以来一年間の実績の回顧。資料(31)は、昭和二六年に入って急増した輸入品の価格が朝鮮停戦以後急落し、その引取が困難

となった資金事情の解明、資料(32)は、同じころに生じた輸出品の滞貨金融の実情と対策の調査である。資料(33)は、主として司令部の手で結ばれた当時の貿易協定の概要であり、珍しい資料ということができる。

五　補給金削減・統制撤廃

ドッジ・ラインの重要な柱の一つは、政府の経済統制を撤廃し、各種の補給金を与う限り削減して、自由経済を回復するところにあった。その過程は、ドッジ・ライン実施上注目すべき論点であるが、関係資料が比較的乏しい領域であったといえよう。

資料(1)、(2)は、この時期最大の補給金給付対象産業であった石炭産業の安定と合理化、および赤字補塡対策に係わる。資料(1)は、消費者炭価と補給金増額と赤字融資なしに二四年度四二〇〇万トンの出炭を確保するために、賃金支払を適正に行い、架空の手当を廃し、坑外夫・事務職員の時間外労働を廃するなどの処理を行い、会計制度を確立するなどの処置を求めた司令部の覚書である。資料(2)は、以上の処理のために、それまでに累積した石炭その他の鉱業、電気事業等の累積赤字(原価に対する公定価格プラス価格差補給金の差額の累積額)一六七億円(うち石炭向け一三四億円)の処理についての閣議決定。うち石炭向け二六億円は直ちに補正予算で補償し、残額は交付公債によることになっている。資料(3)は、戦後物資配給統制の中心となった公団制度の整理簡素化に関する閣議決定で、八つの配給公団を整理して配炭、肥料、食糧、食品の四公団に統合し、食糧および原材料両貿易公団は廃止、鉱工品および繊維両貿易公団は存続、産業復興および船舶両公団は存続と決まった。制度的には従来その資金は復興金融金庫などすべて国家資金でまかなうことになっていたのを市中金融機関から借入れの道を開き、独立採算制を採るなど、できる限り民間企業としての色彩を強めることにされている。資料(4)は二四年四月以降為替レート設定までの間、輸入物資の払下価格を一ドルにつき三三〇円プラス輸入諸掛として換算することを定めたもの。資料(5)は、三六〇円レート決定直前、ドッジ・ライン実施後の物価政策の大綱であり、輸入品については、輸入補給金が交付されるものについては現行公定価格を据えおくほか、レート決定後はレート換算価格を基準として改定するもの、現行公定価格を据えおくものなどに区分し、輸出品は原則として自由価格とし、輸出補給金は交付しない。その他国内向け商品についても原則として現行公定価格に据えおく方針である。

資料(6)は、当時の石炭業界が、赤字の累積、人件費の増加に加えて、売掛金回収の遅れのため、資材代、設備資金の未払がかさみ、配炭公団も資金繰に苦しんでいた状況を述べ、その対策を要約している。なお別紙一は、北海道炭鉱各社の人件費節減、合理化、コスト切下げ状況の報告であって当時の炭鉱事情をよく示すもの、別紙二は、延滞石炭代金回収方法の提案である。資料(7)は三六〇円レート設定後の補給金削減に関する池田・マーカット会談の記録。高賃金の鉄鋼補給金の切下げ、食糧輸入補給金の一五〇億円増額などが当面の課題であるが、「補給金は本年度内に三分の二、来年度残りの三分の一を切って二年間に無くしてしま」う方針が池田蔵相から提示されたこと、酒類配給公団の廃止などが注目に値する。資料(8)は主計局の価格調整費削減方針の閣議決定案、資料(9)は輸入物資についての補給金調整に関する閣議決定であり、総額八一八億円の範囲内で支給対象の調整がはかられている。補給金削減・調整の方針が急速に具体化されつつあったことが知られる。

資料(10)は二四年における鉄鋼の消費者価格が各種補給金によって切り下げられ、丸鋼では原価の二七%、銑鉄では一三%にすぎなかった実

態を明らかにし、鉄鋼価格改訂のために、とりあえず鉄鋼業の合理化によるコスト切下げの可能性、その結果の鉄鋼業存立の経済的可能性、鉄鋼価格引上限度等につき検討を加えている。資料(11)は鉄鋼補給金の節減についての日本鉄鋼連盟の要望書であって、二四年一〇月、二五年四月、一〇月、二六年四月までの四段階に区分して、補給金を漸減してゆくこと、ただし、この間つねに高炉用原料炭については国内一般炭と米国鉄鋼業者の炉前CIF価格の差額を補給すること、輸入石炭と輸入鉄鉱石は国内価格で払い下げることを求めているほか、生産者、問屋、消費者の三者についての金融上の特別措置、復金融資返済の緩和をはじめ、手厚い配慮を求めている点が特徴的である。当初はこれに近い方針の下においてではあったが、鉄鋼補給金も撤廃の第一歩がふみ出された。そのあらわれが資料(12)鉄鋼業向け石炭補給金廃止に関する司令部覚書である。同じ八月二四日には司令部から、九月一五日までに、石炭統制撤廃、自由価格移行、配炭公団廃止の覚書が出され(資料(13))、日本政府はこれを受けて、八月三〇日、この旨を閣議決定した(資料(14))。配炭公団の残存貯炭約五〇〇万トンについては九月二六日の非公式覚書で、総司令部は、政府関係機関および公社で優先して引き取り、民間への販売はあとまわしとすること、価格は市場価格によることを指示し、政府はこの旨を諒承の上、一〇月一四日閣議でこれを決定した(資料(16)、(18)、(19))。九月一六日現在の補給金削減の状況は資料(15)に明らかである。国鉄の独立採算制実施のための鉄道運賃引上げと、これに対応しての海上運賃の引上げは、補正予算編成に関連して九月二八日に閣議に提案され(資料(17))、結局二五年一月一日から実施された。

資料(21)は、統制撤廃の一一月には、石炭産業で競争が激化し、中小炭鉱中には整理を余儀なくされるものが出現することが見込まれ、その一部について救済の必要があることが述べられている。中小炭鉱五三〇鉱中、健全な市中金融の線に乗るものは三六鉱、ボーダーライン上のもの二一〇鉱であり、シンジケート団金融、紐付き金融などの手段が考慮されていたことを示している。資料(22)は司令部の一二月七日付覚書に対応して、一月一日から統制が撤廃されることになった品目、引きつづき撤廃予定の品目、残存統制品目の一覧表であり、大幅な自由経済化の進行がみとめられる。資料(23)は、各公団の業務監査の結果提出された、業務および経理の合理化方針の閣議決定である。資料(24)は、二五年七月、肥料公団の廃止にともなう、生産者購連、農民に対する金融措置についての要望。資料(26)は二六年二月、食糧配給公団廃止にともなう販売業者の資金措置についての閣議決定。

資料(25)は、二五年八月一八日の閣議決定にかかる、鉄鋼業、石炭鉱業の「合理化施策要綱」である。通産省所管の産業合理化審議会の立案による両産業の合理化案は、昭和二八年を目標に、石炭・鉄鋼価格の国際競争可能な水準への引下げをはかろうとするものであり、そのために、低金利の合理化資金の供給、復金借入金の利下げと返済の弾力化、外国機械・技術輸入用外貨の重点的割当等、各般の施策がうたわれているが、「経過措置」として鉄鋼業への「助成措置」が掲げられているのは、補給金の存続を意味するものと思われる。経済の復興から発展への転換点を意味する点で、象徴的な決定といえよう。

六　見返資金

ガリオア(GARIOA Government and Relief in Occupied Areas)資金およびエロア(EROA Economic Rehabilitation in Occupied Areas)資金による輸入品代金を積み立てるための米国対日援助見返資金特別会計の設置

が、二四年四月一日付で司令部から指令された。その引出しはその目的と金額とについて、司令部から承認が与えられた場合においてのみ可能とされていた。その使途としては国債（復金債）償還、産業資金貸付等が考えられていたようである（資料(1)、(2)）。政府は、とにかく、この資産を総合資金計画の一環に組み入れ、経済安定本部が四半期別運用計画を立案することとした（資料(3)）。大蔵省による国債の買入れ償還の検討（資料(4)）を経て、閣議は、その運用の一般的基準を定めて、国債の買入れと償還、企業への貸付けまたは社債を引き受け、利率は一般金利ないし国債利率を考えること、貸付期間は一〇年以下としたうえ、一九四九年度に石炭、鉄鋼、電力、海運の四基幹産業をはじめ、各種産業と、住宅資金等への企業投資計画を司令部に要請した（資料(5)、(6)）。ついで大蔵省は見返資金の運営の手続を検討し、司令部と折衝した（資料(7)、(8)、(9)）。六月二九日は経済科学局から一〇〇億円の見返資金繰入れを指令し、七月には、はじめて電気通信公債の買入れと日本国有鉄道への貸付が承認された（資料(10)、(11)）。八月には、新造船についての二四年度貸付（約七〇億円）の金利を年六分におさえ、期限を二〇年少なくとも一五年とされたいむねが要請された。その付属別紙は、当時の海運業の実態を示して興味深い。以後、見返資金からの貸出や国債買入がいちいち閣議決定の形で行われた。資料(13)～(16)はそのサンプルである。資料(17)は、中小企業向け見返資金融資の基準と手続の閣議決定。資料(18)は、二四年一二月から二五年一月にかけて、見返資金により、興銀、勧銀等の長期金融を行う銀行の優先株引受制度が、司令部側から発議され、その会談記録である。資料(19)は、これに対する日本側の検討資料であるが、結局これは、二五年三月公布された「銀行等の債券発行等に関する法律」によって制度化され、興銀、勧銀、北拓銀の三行と農中、商中の二金庫の優先株式および優先出資を、二五年四～六月の間に見返資金が引き受けた。これによって各行には債券発行余力が生じ、金融債の発行が急速に増大したのである。

資料(20)、(21)、(22)はそれぞれ連合国軍人等住宅公社への融資の閣議決定、学校給食用と保育所給食用脱脂粉乳の購入と輸送のために見返資金を使用する件の司令部の指令。資料(23)、(24)は昭和二五年度限りで実施された見返資金の公共事業支出の計画と、支出の方式について閣議決定である。資料(25)は、設備機械等の長期輸出金融のために見返資金を融資する件の閣議決定であり、日本輸出銀行設立の前提となる決定である。資料(26)は、見返資金の中小企業貸付枠を、二五年度第三四半期から四半期三億円から九億円に増額し、一件当り貸付限度額も三〇〇万円から五〇〇万円まで例外を認める件の閣議決定である。

七　金融政策

1　昭和二四年

経済安定九原則の公表後、ドッジ・ラインの全貌が明らかになるまでは、いわば模索の期間がつづいたが、その間の政策立案検討過程を示すものが資料(1)～(8)である。資料(1)は九原則に沿って、信用供与を抑制するための政策手段を、司令部に提出したものであり、日銀券発行限度の規制、高率適用の強化、融資準則の強化案がうたわれている。資料(2)において、二月一五日に銀行局は、金融の全般的規制を考えているが、とくに復金の通常金融機関化、資金調達は復金債の市中引受けとし、満期復金債の全額現金償還、融資は一般金融機関からの融資を受けることが困難な基礎産業向けに限定するなどの方針を打ち出していた。資料(3)は二月二四日付銀行局内部資料で、二四年度一般会計予算中、政府出資四〇〇億円中、復金に対して三〇二億円を出資する予定であったが、二四年度復金に依存すべき産業設備資金は少なくとも七〇〇億円は必要とされるのに、司令部は新規貸出をいっさい認めないので、その対策の検討が必要になったしだいを述べている。資料(4)はその対策であり、復金への政府出資を三五〇億円に増額するとともに、石炭以外の産業に対する出資は、一般金融機関との「参加融資」とし、また預金部資金を動員して金融債、電力債の購入や中小企業・農林金融に振り向け、一方企業の自己資金の調達のために、独占禁止法を改正して法人の持株を認め、特別損失を有する会社も増資を行いうるようにし、社債発行限度を拡張するなどの方法が提案された。資料(5)は上記の政策を実現するための手順が示されている。資料(6)は、地方債を含む公債の新規発行が承認されない場合の資金計画の処理であり、結局約一二〇〇億円の財政資金の追加が必要となり、そのため増税、歳出削減、鉄道運賃値上げ等が考えられていた。資料(7)は、この件について、司令部案に従い、政府出資を四〇〇億円とし、復金融資は政府出資の額に限定し設備資金のみとする。日銀手持ちの復金債の償還は交付公債の範囲に限定するなどの方策が考えられ、それにもとづいて、一応の計画がまとまったのであった。

しかし、三月中に、復金の新規貸出の停止等を含んだドッジ・ラインの全貌が明らかになり、通貨金融政策は一変の余儀なきに至った。しかも、二四年一～三月期に、徴税の強行などのために発生した民間企業の金詰りは深刻化し、金融政策の焦点はその対策に向けられることになったのである。資料(8)は、金詰まり緩和のため、復金債一〇〇億円の買オペを行うことを定めている。資料(9)は、この年の通貨金融政策の大綱の試案であるが、この時すでにディス・インフレーションを方針にかかげ、公開市場操作、リザーブ・リクァイアメントなどを含めた信用調節手段をとることを考えていたこと、設備資金、長期運転資金は株価が一定水準以上の企業においては、増資または社債、社内留保金等、企業の自己資金でまかなうこととし、それ以外の企業については、緊要産業の場合に、金融機関が調達するというものであって、財政資金への依存を断ち切った形になっている。そして、日本銀行の信用供与と買オペレーションによる金融緩和方策がこれ以後展開されたのである。実際四月一二日付の昭和二四年度総合資金計画の説明（理財局）は、資金供給は金融機関からの二三〇〇億円、および政府出資六九億円、債務償還六三六億円、企業内部留保七〇〇億円、援助資金（見返資金）一七五〇億円とされていたのであった。そのために、貯蓄奨励運動が展開され目標二五〇〇億円とされたのである（資料(12)、(13)）。

この間に民間の金詰まりは深刻化した。四月九日付の経済同友会、一五日付の経団連の要望書（資料(10)、(13)）はその実情を述べ、至急対策の必要をうったえている。また公団は、復金に依存していたが、とくに配炭公団、価格調整公団は、きびしい金融難に立ち至った（資料(11)）。四月二〇日、大蔵省銀行局が、預金部の余裕資金を産業金融に振り向けること、また見返資金によって預金部保有国債を優先償還し、これを産業金融に充当することをドッジに要請したのはこのためである（資料(15)）。また四月二五日には、さらに買オペの再開、貿易・農林漁業・中小企業金融のための保証資金を日銀に設置すること、後述の資金融通準則の改訂、長期金融のため、勧業銀行による勧銀債の発行、預金部資金の金融機関への貸出等を承認するよう要請したのであった（資料(16)）。資金融通準則の改訂とは、金融機関はその貸出総額の二〇％以上を、貿易手形、公団認証手形、配給手形、公団証明付手形、庫出証明付手形、スタンプ手形に運用せしめることを骨子とし、また産業別の優先順位乙以下の設備資金（新設拡張）と丙の運転資金に対する大蔵大臣の個別承認制を廃止して、その総枠を毎月の貸出増加額の三％に規制しようとする

ものであった（資料(17)）。しかし、上記の政策はいずれも実現をみるには至らなかった。資料(18)は、二四年度予算の金融面からみた分析であって、かつての財政資金の撒布超過がなくなり、公債復金等の償還が行われるのみで、デフレ効果の発生が憂慮されるとして、日銀の買オペおよび貸出増加の必要性を指摘している。資料(19)は、東京銀行協会の立場からの意見書（五月一一日）である。長期産業金融は見返資金の融資にまつところが大きいが、それまでの繋ぎ融資、企業合理化にともなう整理融資等を市中銀行が行うことは困難で、日銀からの援助が望ましい。また復金融資の強行的な回収がなされれば、市中銀行はこれに融資しえなくなる。長期金融も、市中銀行の力が及ばないが、もし、これを実行しなければならぬとすれば、資金吸収のために、預金利子に対する源泉一本課税、無記名定期預金制度等の実施が望ましい。結局、当面は適切な日銀貸出にまつ所が大きいし、高率適用制度の最低限の引上げが必要であると結んでいる。これらの要望がのちにかなりの程度実現をみたことは前述の二、租税や本節の後半にゆずる。資料(20)、(21)は、東京銀行協会、十三日会による前掲融資準則改正案（資料(16)）への批判であり、貿易手形等への融資比率を二〇％とすることは望ましくないとして、銀行協会は銀行の自主的規制にまつことを求め、十三日会は地方銀行の比率を一五％に引き下げることを求めている。資料(22)は衆議院における貯蓄運動推進に関する決議。資料(23)は経団連による長期資金対策の意見書であって、長期資金対策として、見返資金発動までの「つなぎ資金」については高率適用の緩和を求め、同時に興銀や預金部の強化活用、増資、社債の助長策の採用を提案している。また復金融資の急速な回収を強行することは、企業金融をいっそう苦しくし、新規投資は不可能となるもので、企業経営の充実をまって無理なく回収すべきであると主張する。

この状況は大蔵省もまた認識するところであった。資料(25)は、その原因と対策をまとめた資料。政府による発注の削減、政府支出の遅延、炭鉱資材代金支払の遅延、市中金融機関の先行不安感と貸出への警戒などの結果、限界預貸率が東京二九％、大阪一七％と低下したことが一方の原因であるが、国内外の購買力の低下、補修・設備合理化資金の自己調達の困難などがその要因である。対策としては「金融面における相当積極的な資金操作」のほか、企業経営の健全化、見返資金の活用、高率適用の緩和などがあり、さらに長期設備資金供給のためには、証券金融の改善、法人税法の改正による増資・社内留保の促進、勧銀等一部銀行に金融債発行の認可、預金部資金の活用策が考えられ、また、運転資金供給のためには政府支払促進と炭鉱未払金の融資がその中心であるが、このほか見返資金による国債償還によって金融機関の手許資金を豊富にすることなど多様な方策が考えられていた。資料(26)は経済安定本部財政金融局による金融対策試案であって、企業別の産業資金所要額を公表させ、銀行がその社債や金融債を購入する際は、日本銀行が銀行保有の公債、復金債等を買い入れることのほか、貿易手形再割引を高率適用除外とするなど、主として日本銀行の買オペレーションと信用拡大を提案している。資料(27)は、さきの五月六日付銀行局による金融機関融資準則改正案（資料(17)）の修正版であり、貿易手形等に対して、市中銀行にあっては、総貸出残高の三〇％以上を、地方銀行は二〇％以上を運用すること（前案は両者とも二〇％以上）のほか、銀行、信託会社は毎月の財政資金償還金と預金増加額のたとえば一五％を、貸出優先順位表甲に属する産業への貸出ないし社債・株式の保有、金融債の保有に運用することとしている。しかし、この案も結局実現に至らなかった。資料(28)は、財政償還金一二六一億円中九五〇億円のうち三〇％を、緊要産業の設備資金の融資または社債ないし興銀債にあてること、日銀オペレーション

を設備資金投融資との紐付きで行うことの提案である。このような準備ののち、七月一二日、大蔵省は、資料(29)の「金詰り緩和方策」をとりまとめた（くわしくは本財政史第一二巻「金融政策」編、第五章第三節参照）。その内容は、一般金融対策として、日銀オペレーションの積極化、高率適用の緩和、融資規制の緩和、金融債の発行範囲の拡張、預金部資金の活用、大蔵大臣による日銀への対重要産業融資斡旋の要請など。特殊金融対策として、復金回収金の活用、日銀中小企業融資別枠の拡張、保険会社・市街地信用組合・無尽会社・農協等に対する買オペ等。そして財政面からの対策として見返資金の活用、地方債起債額の増加、政府支払の促進、国庫金の活用（指定預金）等。この原案は、七月一五日に司令部での折衝を経て、資料(30)の形で大蔵省から発表された。その内容はまず産業資金貸出優先順位表の改訂（問屋、卸売業、貿易業、証券業の順位を丙から乙に格上げ）、融資準則の改訂（優先順位丙の産業に対する貸出規制の緩和）をかかげている。資料(17)、(27)における強い規制は撤回されたのである。次に上記「金詰り緩和方策」が、若干の留保を付した上で列挙されている。四月以来の金詰まり対策が、ようやく実現の機を得たと見ることができる。なお、その一〇月末における実施状況については、資料(38)参照。資料(31)、(32)は、預金部資金運用の細部をめぐる司令部との協議記録である。資料(33)は、銀行局による二四年度下半期の金融対策案であって、第三四半期の供米代金放出、年末政府支払集中等を避けて見返資金等の放出についても時期的調整を行い、日銀のオペレーションも弾力をもたせるが、第四四半期には税法の改正を行って減税し、日銀の買オペ、日銀貸出をこの時期に集中するなどの提案が行われている。資料(34)は簡易生命保険及び郵便年金積立金を郵政省において運用し、地方公共団体への融資を再開すれば、地方も新契約の募集に「熱意ある協力」を行い、新契約も増加して、両特別会計の採算も黒字化するという論理が展開され、この政策の採用を司令部に懇請した閣議決定である。

資料(35)は中小企業金融に関する銀行局資料であって、日銀資金の供給、市街地信用組合、無尽会社に対する買オペ、優先順位丙の産業への融資の大幅緩和、一般銀行の中小企業向け融資の奨励等の手段が現に講じられており、かつ今後これらを強化するとともに、国民金融金庫の増資、不動産金融の再開等が考えられていることを述べている。資料(36)は、司令部の日銀政策委員会に対する覚書であって、日銀の買オペレーションの行過ぎを非難する内容のものである。資料(37)は、日本銀行調査によるこの時期の全国普通銀行の滞貸の状況調査であり、総貸出の〇・五三％が要償却の不良貸出と見られていた。これに関連して、貸出金の五％までの免税償却積立金の必要が主張されている。資料(39)は、預金部資金が、戦後、国および地方公共団体の需要に振り向けられ、民間向け運用は停止されてきたが、ようやく預金も増加し、かつ特別会計の独立採算の必要もあるので、手持低利国債を売却し、民間向け運用（住宅資金）を再開して、昭和二五年度には黒字化したいという、ドッジ公使宛の要請である。資料(40)は昭和二四年度の特別貯蓄運動方針であり、一一月一日から開始されたものである。資料(41)は、中小企業振興会による、中小企業に対する見返資金による設備資金の急速な放出の請願。資料(42)は銀行局による債務償還の影響の分析であり、償還資金の相当部分を民間産業資金の供給にあてる要があるが、すでに貸出が限度に達している現在の銀行の状況では、償還分が直ちに民間産業に供給されるとは限らないので、見返資金、預金部資金の民間産業向け直接投融資や政府支払の促進により、国庫財政の引揚超過を低位に抑制する必要があると述べている。

2　昭和二五・二六年

資料(1)は、経団連による中小企業金融に関する意見書である。中小企業金融を充実するためには、中小企業自体の担当分野を確定し、経理内容を明らかにし、協同組合案の相互連帯制度を整備し、信用保証協会を強化するなど、中小企業自らの受入体制を整えることが必要である。同時に一般市中金融機関の融資の円滑化をはかる要があるが、それには、大企業による信用の裏付け、大企業の未払金の解決、問屋金融の育成などが重要である。さらに中小企業向け金融機関の強化と、見返資金、預金部資金の放出、日銀特別融通の範囲拡大が必要と説いている。資料(2)は、銀行局による一兆円達成特別貯蓄運動の要綱。資料(3)は、一九四九年において日銀券増発が生じなかったのは、糧券を主とする政府短期証券を、見返資金、預金部等が余裕金によって保有したからである。一般信用供与をつづける一方で、余裕金を生じえないとすれば、今後は通貨増発の危険が生ずる。しかし、その一方、設備資金供給はなお不足なので、預金部資金、見返資金の活用が必要だ。また糧券の金利を引き上げてその市中消化をはかり、要すれば日銀の高率適用の強化等の措置も考えられるというのである。資料(4)は、二五年四月の銀行局調査で、両建預金（定期預金で三六%、その他で三%）、月末における預金の一時的膨脹（いわゆるウィンドウ・ドレッシング、預金額の一一%程度）の実態を明らかにしたものである。資料(5)は日本の長期金融市場について、証券市場が未発達なことと、また企業側から見ても融資による方が資金コストが低いこと、金融債の市場性が高いことなどから、債券発行銀行に依存する場合が多いことを説明している。資料(6)は、日本が銀行の資産中貸出が大きく、自己資本中の積立金が少ないことから、日本の銀行の経営状況について非難があることに対する弁明。資料(7)は昭和二五年度の国庫収支と産業資金需給の見通しであって、財政資金の引揚超過を放任し、金融は市中金融機関の判断に委ねる場合(A)と、引揚超過による通貨収縮を極力防止する場合(B)についてを区分し、Aの場合は国庫収支は九八〇億円の揚超、産業資金供給は三三七〇億円となり生産縮少のおそれがあるが、Bの場合は国庫収支六四二億円の揚超、産業資金供給四三七四億円で、生産の増加、貿易の振興等に必要な最少限度が確保できるとしている。資料(8)は二五年度予算による債務償還計画であり、資料(7)に対応して、その財源一二八五億円のうち、市中金融機関に二六七億円をあてるA案と、六〇七億円をあてるB案を対比している。資料(9)は、昭和二五年度債務償還計画により約六一〇億円を償還した場合、市中金融機関の資産構成の悪化、資産流動性の悪化等の悪影響が生ずるおそれを指摘し、この点からは、資料(8)のB案が適当と述べている。以上の資料(3)～(9)は二五年四月の池田蔵相渡米資料であるが、ドッジ・ラインが堅持されていた当時の金融情勢判断として興味深い。資料(10)は簡易生命保険と郵便年金の積立金の運用を、二六年一月以降に郵政省が直接行うこと、その他の預金部資金は従来通りと定めた閣議決定。

資料(11)は、銀行局による朝鮮戦争勃発後の通貨金融施策の大綱であり、この時点では、経済の安定の堅持、経済自立のための産業復興、金融施策及金融制度の正常化が方針としてかかげられ、インフレ予防、とくに日銀の信用調整力の強化がうたわれている。しかし各論のうちでは長期投資、特殊金融の面で財政資金の投入の必要があるとして、産業建設金融公庫（のちの日本開発銀行）、輸出金融公庫、農林漁業金融公庫の創設、住宅金融公庫、国民金融公庫の強化、金利体系の調整（短期金利を切り下げて長期金利より低くする）などが提案されている。資料(12)は、預金部の六五七億円の余裕資金を金融債の引受け、市中銀行への長期預託、

社債の引受けおよび市中銀行の社債引受け資金の長期預託、市中金融機関の金融債社債の買上げ、および公共投資のための国債・地方債等の引受けなどに使用して、日銀貸出の異常な増加、貸出の固定化、オーバーローンなどの不健全な事態を改善することを提案している。資料(11)、(12)とも、二五年一〇月、来日を予定されたドッジへの要望をとりまとめたものと推定される。資料(13)は、二六年一月の銀行局による中小企業金融強化対策の状況であって、一般銀行の中小事業金融の奨励（中小金融特別店舗の拡充、問屋卸売業を通ずる間接金融緩和、信用保証協会の拡充）、商工中金、興銀、勧銀、北拓等の強化、見返資金の中小企業融資、日銀の別枠融資、中小企業信用保険特別会計の設置、国民金融公庫の強化などがあげられている。

資料(14)は、同年五月の「政府資金による融資の基準となるべき産業及び交通に関する基本計画案」の閣議了解である。この時点においては、すでに日米経済協力（後述）関係が成立しつつあった。それゆえに「経済協力体制の確立を推進するため生産力の増加と貿易の拡大を図ること」を「経済施策の基本原則」とすることをうたい、電力、海運を主軸に関係産業の規模拡大と設備合理化、近代化の目標をかかげている。主な内容は、電力供給量の毎年三五億キロワットの増加、外航貨物船保有量目標約二〇〇万重量トン、昭和二八年度の石炭生産四六〇〇～四八〇〇万トン、鋼材生産各年約四〇〇万トン確保と生産設備の近代化、等である。資料(15)は、日米経済協力に関する五月一七日のマーカット声明において、インフレーション抑制の必要が強く述べられていたため、それに応える目的でまとめられたもの。従って、日本銀行信用の抑制、ユーザンス制度の再検討、不急産業への貸出抑制、日本開発銀行、日本輸出銀行の活用等、資金の量的質的規制を行う方針を打ち出している。資料(16)も、五～六月頃の日本銀行文書で、同じくインフレ抑制方策として、信用調整、長期投融資の抑制、貯蓄増強などとともに、財政予備財源の確保、財政投資の活用から特需、外資導入等にまで言及し、日米経済協力体制を強く意識した内容となっている。

資料(17)、(18)は、日本銀行の貸出金利のうち、三段階にわたる高率適用制度がとられているのをあらため、二段階として公定金利を現行の第一次高率適用金利にまで引き上げ、限界をこえたものには現行の第二次高率を適用しようとする提案であり、かつ適用限界を、「前三ヵ月各月中平均預金残高の平均額」の八%から六%に引き下げようとする銀行局案である。当時銀行局を中心に、金融引締めの必要が主張されていたが、日本銀行と意見が合わなかった事実の反映である。資料(19)は、銀行局による、各銀行宛の直接の通牒であって、インフレ回避、中小企業金融の疎通、不急産業への融資抑制、大口信用集中の回避、両建預金の自粛、ウィンドウ・ドレッシングの廃止、経営合理化など、銀行の経営政策上の警告を発している。資料(20)もこれと同時に行われた蔵相、日銀総裁、主要銀行の社長・頭取の会談記録であり、当時の雰囲気をよく伝えている。資料(21)は、講和記念特別貯蓄運動の要綱。

資料(22)は二六年八月現在の金融政策の方向を示す。この時点において、日本銀行の信用調整を柱に、政府余裕金の活用、預貯金の増強に主眼を置き、オーバー・ローン是正、高率適用制度の強化と外貨貸付制度の改正、信用調整法を制定して行う融資規制によるインフレ抑制が当面の目標とされ、さらに銀行法の改正や日本銀行法の改正（政策委員会の廃止）などまでを含む金融制度の改正が考えられていたことを示す注目すべき資料である。資料(23)は中小企業の金融の必要性と現況の解説。資料(24)は二六年五月の両建預金（定期預金二五%、その他一%）とウィンドウ・ドレッシング（通常月末で一二%、三月、九月末一六%）の状態の調査である。以上は講和会議出席の池田蔵相の携行資料である。

資料(25)、(26)は日本輸出銀行および日本開発銀行の現状と今後の方針の大綱。資料(27)、(28)は、日銀政策委員会の廃止を求める大蔵省の意見、および臨時金利調整法を改正して、金利決定権を大蔵大臣の権限とすることとする提案であり、ともに講和を機として占領下に制定された制度をあらためる構想である。資料(29)は、融資準則、臨時金利調整法、大蔵省・日銀の監査、七月の通牒後の経過等の信用統制の現状を説明し、あわせて銀行法を改正して信用調整の規定を設けることなどを述べている。以上の五点は二六年一〇月来日のドッジに対する提出資料。資料(30)は二六年五月閣議了解（資料(14)）にもとづく、政府資金による民間融資の肩替りのうち、海運業についてこれを実施するむねの閣議了解。講和と日米経済協力の時期において、ふたたび資金統制が企図され、占領下の制度の変更が考えられていたことを、これら一連の資料は明らかに示している。

八　企業経理・資産再評価

昭和二三年一一月の「賃金三原則」公表の時点における企業の採算性を、賃銀、公定価格、労働生産性の関連で検討したものが資料(1)である。資料(2)は、経済安定九原則に対応する企業経理対策（理財局）案であり、減価償却の強化、法人税の軽減、自己資本充実などが提案され、資料(3)では、ほぼ同じ時期に、資産再評価と再評価税が主税局により提案されている。資料(4)、(5)は、再評価がシャウプ勧告によって日程にのぼったのちの二四年一〇月、理財局がその根本方針について、また銀行局がその金融機関への適用について検討した資料である。資料(6)はドッジ・ライン下の二五年四月、産業別の大企業の経営状態をとりまとめ、経営の困難さを明らかにしたもの、資料(7)は、財閥解体にともなう制限会社の解除、持株会社に対する常務監督の廃止等を希望したものである。また資料(8)は、独占禁止法、事業者団体法が、中小企業の保護と貿易の振興に障害となることを理由としてその改正を求めたもの。以上三者は、すべて理財局による池田蔵相渡米携行資料である。資料(9)は、二五年四月の、資産再評価による減価償却費の増加を、公定価格算定上コストに算入しないむねの閣議了解。

資料(10)は、指定会社、従属会社、制限会社について規制の一部緩和の政令案で、二五年一一月一日に公布された。資料(11)、(12)は、三菱商事、三井物産の解散に関する司令部覚書の改正とそれにもとづく政令要綱である。

資料(13)は、再評価積立金の資本組入に関する法律案要綱であり、二六年四月同法は制定公布された。資料(14)は持株会社整理委員会令の改正案で、旧財閥本社五社は、解散後も解散しなかったものとみなし、残余財産の分配をしたときは利益があったものとして課税されることになっていたので清算所得がないのに課税されるようになっていたのを、司令部覚書にもとづいてあらためようとするものである。

資料(15)は、昭和二五年、二六年における資産再評価実施状況の計表である。資料(16)は特別経理会社の在外資産・負債の一覧である。資料(17)は、企業再建整備を終え、資産再評価が実施されていた、二六年三月末現在の企業経理状況と資本市場の概観であり、今後「資本蓄積」を推進するために、租税の軽減、証券投資機関の設置、預貯金利子の引上げ、独占禁止法・事業者団体法の緩和が必要であると述べている。以上三点は講和会議の際の池田蔵相渡米携行資料である。

九　専　売

資料(1)は、昭和二四年五月上旬以来、専売公社とチャイナ・アメリカンたばこ会社との間に合弁企業を設立する計画が進められたが、司令部の反対にあって七月一二日交渉打切となった経過を述べている。当時の外資導入問題の一事例として興味深い。資料(2)は、終戦以来のわが国の塩業事情を概観した上、二三年当時から需給が緩和し、塩業は不振となったが、今後は燃料の増加、技術、経営能率の向上、コスト上昇の鈍化ないし停止等により、明るい見通しがえられるに至ったと述べている。資料(3)は昭和二四年七月に設置された臨時専売制度協議会の最終報告書（二六年二月一二日）である。その諮問事項は、「たばこ事業の民営の可否」であり、両論が活発に展開され、賛否ほぼ半ばしたが、結局は時期尚早と結論した過程を報告している。

一〇　講和への対応

本節においては、朝鮮戦争以降、講和発効に至る間の幅広く、かつ高度に政治的な諸問題に関する資料を、三項に分かってとりあげる。

1　警察予備隊・日米行政協定に伴う措置

朝鮮戦争勃発直後の七月八日、警察予備隊七万五〇〇〇人の設置が司令部から指令され（本財政史第一七巻「資料(1)」編、I-資料(46)）、そのために必要な二五年度分の経費は、さきに一般会計に計上された債務償還費からの支出が認められるむね指示された。この措置を国会の承認を経ずに実施するため、直接国債費から当該経費に移用するという形式をとることになったが、資料(1)、(2)は、その法的根拠を裏づけるため、主計局および法制局が作成した資料である（くわしくは、本財政史第五巻「各年度歳計」編、第七章第二節参照）。資料(3)、(4)は、警察予備隊員の募集は順調に進んだが、一〇月になっても、政府の公約した隊員の給与、退職金について司令部の承認が得られなかったので、速やかな承認を求める吉田首相の書簡と、それへの回答である。

サンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約締結にともなう日米行政協定は昭和二七年二月に成立し、その結果独立後も米軍が駐留することになった。資料(5)は、それにともなって発生すべき各種のトラブルに関する主計局による想定問答、また資料(6)は米軍駐留のための防衛支出金を、終戦処理費にならって算出するための根拠を示す文書である。資料(7)は米軍の物品を警察予備隊に貸与する手続の変更に関する米軍側からの覚書、およびその実態についての解説。資料(8)～(13)は、すべて日米行政協定の実施にともなう法制上の臨時特例の設定に関するもの。資料(8)は米軍関係者に関する所得税、相続税、富裕税、通行税、物品税および揮発油税に関する免税についての特例法案、資料(9)は同じく関税、とん税、酒税、砂糖消費税、骨ばい税、揮発油税についての免税輸入の特例法案である。資料(10)は、米軍の国有財産の無償使用、損害補償の放棄等に関する特例法案、資料(11)は米軍施設、区域内の国税犯則者等の臨検、捜索、差押等は米軍の承認をえて行うことの特例法案。資料(12)は、米軍の土地収用に関する閣議了解、資料(13)は、米軍が日本の専売品を輸入販売するさいの特例法案である。以上の法律はすべて昭和二七年四月二八日付で公布された。

2　朝鮮戦争と日米経済協力

朝鮮戦争後、米軍の特需が増大し、やがて日本側からも米軍の調達や

軍需生産に協力し、東南アジア開発計画に参加する一方、資本、技術の導入や原料資源輸入、なかんずく特需継続の確保の便宜を得ようとする動きが、昭和二六年初頭からはじまり、二六年五月のマーカット声明によって、特需の継続が保証された。そして二七年初頭には、日本側は国連軍の軍需に協力することを申し入れ、二七年以後武器を中心とする特需が引きつづき発注されることになった。以上がいわゆる「日米経済協力」の概略である（なお、中村隆英『日米経済協力』関係の形成」近代日本研究・4、『太平洋戦争――開戦から講和まで』山川出版社、一九八二年一〇月、参照）。本項においては、これに関連する資料を提示する。なお、「六金融政策」の諸資料（六－2－資料(14)、(15)、(16)等）も参照。

資料(1)は二五年八月当時において、朝鮮戦争が日本経済に及ぼす影響を主計局がとりまとめたもの。一般的な世界市況の好転と、米軍の特需発注がもたらした変化がなまなましく記述され、かつ当時の特需の実態が明らかにされている。アメリカは、朝鮮戦争のための調達経費を終戦処理費や対日援助費とは分離してアメリカの負担とする原則をとり、一部は直接特需として民間に発注された。しかし、日本占領軍がそのまま朝鮮へ出兵した関係で、占領経費との区分は困難で、緊急のため直接調達が不可能な経費は終戦処理費で立替払をし、のちにドル貨で戻し入れる方法がとられた。資料(2)は終戦処理費による立替払の最初の戻し入れに関してアメリカ側から提示された協定案であり、実際は、二五年一一月以降月別に戻し入れが実施された。このころアメリカ政府部内では、朝鮮戦争の長期化と対日講和への対応の必要から、終戦処理費の経費分担の再検討を行っており、一九五二米会計年度（二六年七月一日から始まる）から、ガリオア援助を廃止して日本の占領経費を日米折半とし、終戦処理費の一部をドルで米政府が分担する方式を採用し、これをアメリカ議会にかけるという方針を固め、これは、二六年一月末、対日講和および行政協定の第一次交渉のため来日したダレス特使によりマッカーサーに伝えられた。一方、ダレスとの交渉の中で講和後も駐屯軍の経費を何らかの形で負担すべきことが日本側に伝えられた。資料(3)、(4)、(6)は、二六年二、三月段階で大蔵省の管財局、主計局において、講和にともなう終戦処理費予算廃止後の連合国軍駐屯費の支払方式を検討した資料である。終戦処理費の半額（労務費の全額と需品費、備品費の一部となった）をアメリカ側で分担するという方針は五月一四日に発表され、それを具体化するため、五月二六日付の司令部覚書（資料(9)）が発出された。この覚書にもとづいて六月、特別調達資金（歳入歳出外資金）が一般会計から七五億円を繰り入れて設置され、この資金で米軍に提供される労務費等を支払い、その分をドルでアメリカ政府から受け入れることになる一方、終戦処理費は占領軍の不動産維持費、交通通信費などを賄うことになり、補正予算で終戦処理費が減額され、減額分と特別調達資金繰入分に見合う金額が警察予備隊費の増額にあてられた。この二六年七月から始まった終戦処理費の日米折半分担が、のちの防衛分担金の前史となるのである（くわしくは、本財政史第五巻「終戦処理費」編、第三章第一節、第二節参照）。資料(5)は接収されている民有財産の解除にともなう補償等の問題を総括した主計局資料であり、この時期の接収財産の規模等を示す包括的資料である。

資料(7)は、講和条約の締結と「独立」の見通しがたち、かつインフレーションが進行し日米経済協力が具体化しつつあった二六年四月時点の、大蔵省による財政経済政策の全面的な検討案。全体としてある程度統制を強化しつつ、国際社会への復帰、インフレ抑制、経済協力下の産業発展を並立させようとする政策志向が読みとられる。同時に、税制や中央銀行制度の改革が構想されている点も注目に値する。これがやがて政策委員会廃止構想（六－2－資料(22)、(27)等参照）に結びついてゆくの

である。資料(8)はマーカット声明後の、日米経済協力に関する大蔵省の検討であり、日本経済の規模拡大と自立を目標に、経済協力をその手段として位置づけ、経済の現実を分析した上で政策提案を行っている興味深い文書である。マーカット声明にこたえるために、財政支出の削減、徴税強化、金融引締め等を「強力に行うが如く抽象的に発表する」という末段の一文は、大蔵省の本音を示すものといえよう。資料(10)は二六年六月の通産省の政策方針であり、いずれかといえば積極的に特需や東南アジア開発に参加しようとする姿勢をうかがわせる。また国内においては一面では物資需給を調整しつつ、強力に企業の合理化をはかろうとする政策は、以後の産業政策の中核となったものであった。資料(11)は、労務サービス（役務）特需の提供と支払方式について日米間の契約の閣議決定。資料(12)は、マーカット声明に対応して出された六月二三日付の「新経済政策」に付属する説明文書であり、経済協力にともなう産業政策（電力供給の増大、国内資源開発、産業の近代化、合理化）、船舶の増強、不足物資の需給調整、特需との調整等が具体的に書かれている点が特色である。資料(13)は、「新経済政策」を承認するマーカット書簡。資料(14)は経済安定本部による朝鮮戦争勃発以来一年間の特需の詳細な報告書であって、個別の需要の内容や、その国内経済に対する影響までが分析されている。とくに役務など当時秘扱とされた事情がとりまとめられている。資料(15)は米国による不足物資の対日輸出の優先順位が高められたことに関する覚書である。日本は「友好国」として扱われることになったのであって、「(イ)友好国の国防計画に必要な設備及び資材、(ロ)合衆国及び友好国に輸出される戦略資材の生産、(ハ)友好国の基礎経済を維持し若しくは合衆国の利益に合致する所の計画を支持又は完成する為に必要な設備及び資材」がその対象とされたのであった。資料(16)は二六年一〇月分についての米軍の支払が遅れたことに対する応急措置として、国庫余裕金の一時借入れ許可の司令部覚書。資料(17)は、二六年一一月一六日付の、技術研究のための補助金交付、新設備費についての減税措置、近代化設備のための特別償却の承認、企業合理化のための社会資本投資の申請、等を盛った企業合理化促進法案についての閣議了解。資料(18)は、経済安定本部内に経済協力連絡会を、安本長官を長とし、各省、外国為替委、日銀、開銀、輸銀の代表者から成る委員をもって構成し、日米経済協力、東南アジア開発計画関係事項を処理することについての、二六年一一月一六日付閣議了解。資料(18)は、国際的供給不足物資の需給調整（割当と配給の実施、またその使用、譲渡、引渡の制限又は禁止）についての法律案要綱の閣議決定（二七年三月三一日公布、一年間の時限立法）。資料(20)は、二七年四月一八日の国際通貨基金および国際復興開発銀行に対する加盟申請の閣議決定。資料(21)は、昭和二七年七月一五日付の「関税及び貿易に関する一般協定」への加盟申請の閣議決定。

一九五一年度以降の急激な経済と産業の復興政策が、「日米経済協力」を名分として進められたことを、これらの資料は示している。

3　講和への対応

講和条約の締結と独立の回復が目前に迫ったとき、日本側がとった処置は、これまでほとんど解明されていない。この項の諸資料は、その内容を明らかにし、占領期の行政、制度を総括している点で貴重である。

資料(1)は、大蔵省所掌事項のうち、司令部の承認を要する事項、報告を要する事項の一覧であり、そのうち今後省略を望む事項が示されている。司令部の細部にわたる干渉の事実が明らかである。資料(2)は大蔵省部内の講和を繞る主要問題特別調査委員会が、二六年三月一日付で構成されたことを示す。資料(3)は同委員会に提示されたものらしく、

終戦処理にともなう国際的な資産負債の処理に関する問題点を理財局がとりまとめたもので、当時存在した多くの課題が整理されている。資料(4)も、同委員会への提出資料と推定され、主計局による全般的な経済関係の問題の列挙。資料(5)も、同様の性格の資料であり、占領軍の指示による事項中、改正を要すると考えられるものの一覧であり、全般的、包括的な内容をもつ。各種委員会、人事院、参議院、再軍備と警察予備隊、地方財政、六三制から夏時間(サマー・タイム)までが俎上にのぼっており、事実このうちのかなりの部分は後に改革が実現された。資料(6)は、昭和二六年五月三日の、リッジウェイ総司令官の憲法記念日声明により、日本政府が占領軍の指示による法令を再審査する権限を付与されたことにともなって、大蔵省内部で作成された再審査を要する件名と、その対策の一覧である。なおこの時、首相の諮問機関として、政令諮問委員会が設置された。資料(7)は司令部の二六年六月一九日付覚書による、制限会社に関する一連の覚書の撤廃。

資料(8)は昭和二六年七月二〇日付閣議決定で、政令諮問委員会の意見により、独占禁止法のうち、カルテルの禁止、金融会社の株式保有の禁止、事業会社の株式・社債の保有制限、役員兼任の制限等の緩和、事業者団体法の適用対象の限定、その許容活動および禁止行為の範囲を緩和する方針を決定した。後に法案も作成されたが、司令部の承認をえられなかった。のち、昭和二八年に至ってその大部分が実現したのである。

資料(9)は理財局による貴金属関係の調査で戦後の国内産出量、政府保有量、連合軍の接収量、日本側移譲量等の調査である。なお接収貴金属等は米軍管理下で、日銀本店（一部は日銀大阪支店、造幣局および同東京支局）の地下金庫に保管されていたが、二六年六月二一日の司令部覚書にもとづいて、同年六月二八日、大蔵省理財局長が司令部CPC（Civil Property Custodian）金庫監理官からその物理的管理の移管を受けた。この調査はその直後のもので、米軍管理下の移動等については推定が含まれている（なお、接収の事情、接収解除後の処理の大要等については、池中弘「貴金属・ダイヤモンドの接収と処理」『ファイナンス』昭和四八年四月、参照）。資料(10)、(11)、(12)は、それぞれ外国財産、在外国有財産、連合国軍使用財産に関する詳細な数字の総括である。資料(9)～(12)は、いずれも池田蔵相の講和会議出席の際の携行資料。

資料(14)は政令諮問委員会による、行政制度改革に関する答申であり、広般にわたる整理が提案されている。資料(15)、(16)はポツダム緊急勅令を廃止し、存続の必要のあるものについてはあらためて立法措置を定めた閣議了解と、その一部について、実際に廃止すべきもの、存続すべきものを区分した一覧表である。資料(17)は、平和条約締結にともなって発生した賠償交渉のために、外務、大蔵、通産の三省および安定本部の代表者による賠償連絡協議会の設置を定めた閣議決定である。

資料(18)は講和後の財政金融政策につき、四度来日したドッジの見解をめぐる民間論調の要約であって、ドッジに対して批判的となった雰囲気を伝えている。資料(19)は「財閥同族支配力排除法」の撤廃のために、すでに財閥やその旧指導者の復活のおそれがなくなったことを論証するための文書であり、同法は二七年一月一日付で廃止された。資料(21)は、このとき、与党自由党を中心に強く要望された、戦傷病者戦歿者遺族等援護法の要綱であり、二七年四月三〇日公布された。資料(21)は、ポツダム緊急勅令にもとづくポツダム命令の一覧であり、将来も存続するもの、講和発効後一八〇日で失効するもの、既存の法令を改廃したポツダム命令中その規定の一部またはその経過規定が講和発効後も法律として効力を有するもの、すでに廃止または失効したものに分けて、部門別・五十音別にとりまとめられている。

昭和財政史――終戦から講和まで――　第18巻 資料(2)
昭和57年12月9日　発行
編　者　大蔵省財政史室
発行者　佐野佳雄
発行所　東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話 03 (270) 4111 (大代表)　振替口座東京3-6518
©1982〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします。
Printed in Japan　3333-6248-5214